

抜 刷

平成17年12月15日

大原大学院大学設置認可申請に係る再補正申請書
(抜刷)

学校法人 大原学園

大原大学院大学(専門職大学院)設置認可申請に係る再補正申請書

平成 17 年 12 月 15 日

文部科学大臣 殿

学校法人 大原学園 理事長

久 保 富 美 夫



平成 17 年 6 月 3 0 日付けで行った大原大学院大学（専門職大学院）の設置認可申請に係る一部を再補正したいので、別紙書類を添えて申請します。

(学) 大 原 学 園
大 原 大 学 院 大 学

—— 再 補 正 申 請 書 ——

目 次

1. 審査意見への対応を記載した書類
2. 再補正事項を記載した書類
3. 設置する大学院等の概要を記載した書類（様式第2号）
4. 大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類
5. 教員の氏名等を記載した書類（様式第3号）
6. 再補正申請に係る教員の個人調書等（様式第4号）

1. 審査意見への対応を記載した書類

(総合意見) 会計研究科・会計監査専攻

【大学院の設置の趣旨・必要性】

1. 本設置認可申請書で計画されている専門職大学院と、既存の専門学校との違いについて説明を求めたにもかかわらず、専門職大学院の一般的制度論についての説明と、本設置計画が「公認会計士試験合格を目的にするものではない。」と述べるに終始し、具体的相違点は説明されていない。したがって、現段階において専門学校との相違が明確になったとはいえないことから、本設置計画が、専門職大学院としての法制度上の目的・役割を担うものであることを、申請者が現に設置している専門学校との具体的事項の比較を含め再度検証し、必要な修正を行うこと。なお、少なくとも以下の点については必ず検証し、必要な修正を行うこと。(総合意見)

- (1) 教育課程（開講科目、科目内容、授業計画、使用テキスト・教材 等）
- (2) 教育方法（科目ごとの授業形態 等）
- (3) 教員組織（兼任教員を含む、各教員の授業内容 等）
- (4) 研究活動の実施計画
- (5) 研究環境（研究室（講師室）、図書 等）

(対応)

大原大学院大学設置認可申請で計画されている専門職大学院と、既存の専門学校との違いについて、10月の補正申請で明らかにできなかった点を再点検し、下記に示す項目に従って、それぞれの比較表において明確にしていくことにする。

【専門職大学院と専門学校との比較表の内訳】

1. 教育課程についての比較表
 - (1) 開講科目・科目内容
 - (2) 授業計画
 - (3) 使用テキスト
2. 教育の方法についての比較表
3. 教員組織についての比較表
4. 研究活動についての実施計画の比較表
5. 研究環境についての比較表

1. 教育課程についての比較表

大 原 大 学 院 大 学	
開 講	毎月4月(2年制)
入学資格	大卒で入学試験選抜
定 員	30人
昼夜間の別	昼間
学 位	会計修士(専門職)
卒業資格	54単位履修
授業計画	<p>1. 会計分野に関する授業科目</p> <p>[1]簿記</p> <p>① 簿記原理(#001)(15回) [選択] <講義内容> [担当] 堀川 洋 [複式簿記の基本から決算までの一連の理解] [テキスト] 「はじめてでもわかる経理実務」(税務経理協会) [参考文献] 「簿記3級講座」(学習研究社) [教育方法] 集合講義</p> <p>② 基礎簿記Ⅰ(#003)(15回) [選択] <企業内の経済行為を記録する経理会計業務を体系的に学習> [担当] 堀川 洋 [テキスト] 「簿記論1及び2」堀川 洋著(とりい書房) [参考文献] 「制度会計の基礎知識」(税務研究会) [教育方法] 集合講義</p> <p>③ 基礎簿記Ⅱ(#004)(15回) [必修] <新会計基準で重要な科目について学習> [担当] 堀川 洋 [テキスト] 「簿記論1及び2」堀川 洋著(とりい書房) [参考文献] 「制度会計の基礎知識」(税務研究会) [教育方法] 集合講義</p> <p>④ 応用簿記Ⅰ(#008)(15回) [必修] <企業合併、海外取引など特殊な取引事例を過去の事例を用いて実践的に学習> [担当] 中村 忠 [テキスト] 「現代簿記」中村 忠著(白桃書房) [参考文献] 「最新簿記-重要ポイントと解説」中村 忠他著(税務経理協会) [教育方法] 集合講義</p> <p>⑤ 応用簿記Ⅱ(#009)(15回) [必修] <資本に関する取引、外貨建会計基準等、専門的会計処理を学習> [担当] 中村 忠 [テキスト] 「財務会計論」中村 忠編著(白桃書房) [参考文献] 「財務会計の基礎知識」中村 忠編著(中央経済社) [教育方法] 集合講義</p> <p>⑥ 応用簿記Ⅲ(#023)(15回) [必修] <連結会計の歴史、必要性、方向性など連結財務諸表論全般を学習> [担当] 佐藤 恒之助 [テキスト] 「連結会計入門」広瀬義州編著(中央経済社) [参考文献] 「連結決算書作成の実務」(中央経済社) [教育方法] 集合講義</p>

大原簿記学校 会計士講座			
開 講	毎年9月(2年制) ・毎年4月(1.5年制) ・毎年9月(1年制)		
入学資格	高校卒業以上		
定 員	2年制 120名 1.5年制 200名 1年制 480名		
昼夜間の別	昼間 ・夜間 ・土日		
学 位	なし		
卒業資格	2年制は2,080時間以上、但し附帯教育としては一定期間修了		
授業計画	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <p>1. 財務会計論 簿記</p> <p>① 入門Ⅰ(6回)</p> <p>② 入門Ⅱ(8回)</p> <p>③ 基礎Ⅰ(20回)</p> <p>④ 基礎Ⅱ(23回)</p> <p>⑤ 基礎Ⅲ(16回)</p> <p>⑥ 答案練習 論文計算(4回)</p> </td> <td style="width: 55%; vertical-align: top; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <p><講義内容> 企業の経営成績や財政状況を決算書に表記するための記帳・計算技術を学習する科目で あり試験科目中で練習量を多く必要とする科目である。短答式試験、論文式試験ともに種 広く基礎的な処理が問われるため計算方法を確実にマスターするよう学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)> 簿記テキスト入門Ⅰ、入門Ⅱ 簿記テキスト基礎ⅠⅡ(上巻)、基礎ⅠⅡ(下巻) 簿記テキスト基礎Ⅲ</p> </td> </tr> </table>	<p>1. 財務会計論 簿記</p> <p>① 入門Ⅰ(6回)</p> <p>② 入門Ⅱ(8回)</p> <p>③ 基礎Ⅰ(20回)</p> <p>④ 基礎Ⅱ(23回)</p> <p>⑤ 基礎Ⅲ(16回)</p> <p>⑥ 答案練習 論文計算(4回)</p>	<p><講義内容> 企業の経営成績や財政状況を決算書に表記するための記帳・計算技術を学習する科目で あり試験科目中で練習量を多く必要とする科目である。短答式試験、論文式試験ともに種 広く基礎的な処理が問われるため計算方法を確実にマスターするよう学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)> 簿記テキスト入門Ⅰ、入門Ⅱ 簿記テキスト基礎ⅠⅡ(上巻)、基礎ⅠⅡ(下巻) 簿記テキスト基礎Ⅲ</p>
<p>1. 財務会計論 簿記</p> <p>① 入門Ⅰ(6回)</p> <p>② 入門Ⅱ(8回)</p> <p>③ 基礎Ⅰ(20回)</p> <p>④ 基礎Ⅱ(23回)</p> <p>⑤ 基礎Ⅲ(16回)</p> <p>⑥ 答案練習 論文計算(4回)</p>	<p><講義内容> 企業の経営成績や財政状況を決算書に表記するための記帳・計算技術を学習する科目で あり試験科目中で練習量を多く必要とする科目である。短答式試験、論文式試験ともに種 広く基礎的な処理が問われるため計算方法を確実にマスターするよう学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)> 簿記テキスト入門Ⅰ、入門Ⅱ 簿記テキスト基礎ⅠⅡ(上巻)、基礎ⅠⅡ(下巻) 簿記テキスト基礎Ⅲ</p>		

大 原 大 学 院 大 学

授業計画		<講義内容>
② 会計学		
① 財務会計原理(#005)(15回) [担当] 鷹野 宏行	[必修]	<会計の基礎的理論を習得し、企業での具体的な会計的問題点を討議> [テキスト] 「財務会計論」(同文館) [参考文献] 「新編現代会計学」(白桃書房) [教育方法] 集合講義
② 実践会計論(#012)(15回) [担当] 鷹野 宏行	[必修]	<財務会計原理を踏まえ現在問題となっている会計テーマを研究> [テキスト] 「現代会計学」(白桃書房) [参考文献] 「非営利・組織体の会計」(中央経済社) [教育方法] 集合講義
③ 特殊会計実務(#025)(15回) [担当] 松土 陽太郎	[必修]	<会計基準の改定に伴う最新の会計制度の学習> [テキスト] 「財務会計概論」(中央経済社) [参考文献] 「制度会計<1>連結・外資他基準」(同文館) [教育方法] 集合講義
④ 財務会計演習(#034)(15回) [担当] 中村 忠	[選択]	<企業会計の歴史、制度の変遷等を学習> [テキスト] 「財務会計と制度会計」中村 忠編(白桃書房) [参考文献] 適時雑誌等の記事を用いる [教育方法] ゼミ講義
⑤ 経理実務演習(#035)(15回) [担当] 堀川 洋	[選択]	<現実の経理会計に関する処理システムについて学習> [テキスト] 「経理実務入門」(税務経理協会) [参考文献] 「中小企業会計指針の入門」(税務経理協会) [教育方法] ゼミ講義
⑥ 企業会計実務(#036)(15回) [担当] 山田 有人	[選択]	<実際の企業経営、具体的方策の企業会計上の表現について研究> [テキスト] 「ゼミナール・現代会計入門」(日本経済新聞社)他 [参考文献] 各社「有価証券報告書」(大蔵財務協会) [教育方法] ゼミ講義
⑦ 財務分析実践演習(#040)(15回) [担当] 山北 晴雄	[選択]	<会計領域全般の知識と財務諸表分析能力を習得> [テキスト] 各社「有価証券報告書」(大蔵財務協会) [参考文献] 「IT化促進支援事業報告書」他 [教育方法] ゼミ講義
⑧ 米国財務会計Ⅰ(#037)(15回) [担当] 石塚 昭夫	[選択]	<米国会計基準の基本的な会計処理・財務報告の学習> [テキスト] 「レジュメ」 [参考文献] 「英文簿記の手ほどき」(日経文庫)他 [教育方法] 集合講義
⑨ 米国財務会計Ⅱ(#038)(15回) [担当] 石塚 昭夫	[選択]	<米国会計基準の資産負債資本の会計処理・財務報告の学習> [テキスト] 「レジュメ」 [参考文献] 「入門・英文会計上・下」(日経文庫)他 [教育方法] 集合講義
⑩ 会計情報システム論(#051)(15回) [担当] 福田 真之助	[選択]	<会計における情報処理システムの学習> [テキスト] 「意思決定の情報経済分析」(国元書房)他 [参考文献] 「図解入門わかりやすいSEプログラマーの会計知識」(秀和システム社) [教育方法] 集合実習講義

大原簿記学校 会計士講座

<p>授業計画</p>	<p>2、財務会計論 財務諸表論</p> <p>① 基礎(26回)</p> <p>② 応用(10回)</p> <p>③ 基礎圧縮(20回)</p> <p>④ 上級完成(15回)</p> <p>⑤ 答案練習 論文上級(4回)</p> <p>⑥ 短答対策答練(8回)</p>	<p><講義内容></p> <p>簿記知識を前提として、簿記で作成した決算書の作成原理を中心とした理論を学習する科目である。近年では短答式試験、論文式試験ともに我が国の会計の国際標準化を意識した出題が見られる為、特に短答式試験については全規定を学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)></p> <p>財務諸表論テキスト入門、応用 論文総まとめ 財務諸表論</p>
-------------	---	---

大 原 大 学 院 大 学

<p>授業計画</p>	<p>(3) 管理会計</p> <p>① 原価計算原理(#002)(15回) [担当] 江頭 幸代</p> <p>② 応用管理会計Ⅰ(#010)(15回) [担当] 江頭 幸代</p> <p>③ 応用管理会計Ⅱ(#011)(15回) [担当] 江頭 幸代</p> <p>④ コストマネジメント研究(#039)(15回) [担当] 山北 晴雄</p> <p>⑤ 特殊管理会計(#024)(15回) [担当] 山北 晴雄</p>	<p><講義内容></p> <p>[選択] <工業簿記の理解と原価計算の基礎知識を学習> [テキスト] 「原価計算」(国元書房)他 [参考文献] 「現代原価計算論」(中央経済社) [教育方法] 集合講義</p> <p>[必修] <製品原価計算の基礎である材料費、人件費、諸経費の原価要素の内容を学習> [テキスト] 「管理会計」(同文館) [参考文献] 「原価企画研究の課題」(森山書店)他 [教育方法] 集合講義</p> <p>[必修] <原価情報をいかに経営戦略に役立てるか具体的な事例を用いて学習> [テキスト] 「現代管理会計論」(中央経済社) [参考文献] 「ライフサイクル・コストニング」(同文館)他 [教育方法] 集合講義</p> <p>[選択] <管理会計や原価計算などの会計的な面と管理工学的な面の両方を学習> [テキスト] 「ケースブックコストマネジメント」(新世社) [参考文献] 「企業財務の管理と診断技法」(同文館) [教育方法] 集合講義</p> <p>[必修] <意思決定会計と財務会計の知識を習得し、過去の事例を研究> [テキスト] 「レジュメ」 [参考文献] 「会計」(森山書店)他 [教育方法] 集合講義</p>
<p>授業計画</p>	<p>2. 監査に関連する授業科目</p> <p>① 基礎監査論(#006)(15回) [担当] 末益 弘幸</p> <p>② 応用監査論(#026)(15回) [担当] 末益 弘幸</p> <p>③ 監査知識実務応用(#027)(15回) [担当] 古川 行正</p> <p>④ 会計職業倫理(#007)(15回) [担当] 古川 行正</p> <p>⑤ 実践監査論(#013)(15回) [担当] 末益 弘幸</p>	<p><講義内容></p> <p>[必修] <財務諸表監査の基礎的概念を学習> [テキスト] 「監査一般基準論」(中央経済社)他 [参考文献] 「監査入門ゼミナール」(創成社)他 [教育方法] 集合講義</p> <p>[必修] <監査計画、試査、監査手続の実施論、及び基礎的概念、記号区分等の報告論を研究> [テキスト] 「監査論を学ぶ」(同文館)他 [参考文献] 「監査基準」(企業会計審議会)他 [教育方法] 集合講義</p> <p>[必修] <監査業務遂行に必要な正確な把握と的確な判断力を学習> [テキスト] 「会計監査論(第3版)」(中央経済社) [参考文献] 「会計監査のためのサンプリング・ハンドブック」(同文館) [教育方法] 集合講義</p> <p>[必修] <監査に関する基本的な知識、及び監査人の倫理観の基礎を学習> [テキスト] 「レジュメ」 [参考文献] 「商法・会計基準・監査基準」等 [教育方法] 集合講義</p> <p>[必修] <財務諸表監査に関して監査の主体論、実施論、報告論を学習> [テキスト] 「監査一般基準論」(中央経済社) [参考文献] 「会計監査の基礎(増補版)」(同文館) [教育方法] 集合講義</p>

大原簿記学校 会計士講座

<p>授業計画</p>	<p>3、管理会計論</p> <p>① 入門(6回)</p> <p>② 基礎Ⅰ(24回)</p> <p>③ 基礎Ⅱ(6回)</p> <p>④ 基礎Ⅲ(5回)</p> <p>⑤ 答案練習 短答対策(8回)</p> <p>⑥ 答案練習 論文計算(3回)</p> <p>⑦ 短答対策答案練(8回)</p>	<p><講義内容></p> <p>経営管理者に役立つ経済的情報を提供する会計で、製品の原価算定技法として発展した原価計算をその基礎としつつ、経営上の将来の問題解決に必要な情報を提供する意思決定会計と予算と実績の差異分析等と通じて目標達成に必要な情報を提供する業績評価会計の3つの分野を学習する科目である。従来も原価計算として、これらの分野からの出題がされているがその傾向はより顕著になっている。また意志決定会計や業績評価会計からの出題が増えている。したがって、計算の目的を明確にし、計算課程を理解するよう学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)></p> <p>管理会計論 テキスト入門</p> <p>管理会計論 テキスト基礎Ⅰ、基礎Ⅱ、基礎Ⅲ</p>
<p>授業計画</p>	<p>4、監査論</p> <p>① 基礎(24回)</p> <p>② 基礎圧縮(12回)</p> <p>③ 上級完成(12回)</p> <p>④ 答案練習 短答対策(8回)</p> <p>⑤ 答案練習 論文上級(4回)</p> <p>⑥ 答案練習 論文応用(4回)</p>	<p><講義内容></p> <p>公認会計士業務の中心となる財務諸表の監査証明業務の枠組みや理論的裏付けを探求し、特に「監査基準」を中心に学習する理論科目である。また第3次試験が廃止された為、実務的な問題も想定し学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)></p> <p>監査論 テキスト基礎</p> <p>論文総まとめ 監査論</p>

大 原 大 学 院 大 学

授業計画	3. 関連法規に関連する授業科目	<講義内容>
① 商法実務Ⅰ(#014)(15回) [担当] 三森 茂郎	[必修]<企業の法律行為の規範となる商法の基礎を学習> [テキスト]「会社法の基礎」(中央経済社) [参考文献]「商法総則・商行為法」(中央経済社)他 [教育方法] 集合講義	
② 商法実務Ⅱ(#015)(15回) [担当] 三森 茂郎	[必修]<株式会社の資金調達方法である資本金等及び商法の総則等を学習> [テキスト]「会社法」(弘文堂) [参考文献]「改正商法による資本再生戦略」(税務経理協会)他 [教育方法] 集合講義	
③ 商法実践(#016)(15回) [担当] 三森 茂郎	[必修]<株式会社の設立から機関、資金調達など商法の専門的知識を学習> [テキスト]「商法判例集」(有斐閣) [参考文献]「コーポレートガバナンスにおける商法の役割」(中央経済社)他 [教育方法] 集合講義	
④ 実務民法(#020)(15回) [担当] 山本 武	[選必]<財務会計に関する法律関係で重要な民法の基礎、意義・趣旨・要件・効果を学習> [テキスト]「民法概論①～③」(有斐閣) [参考文献]「民法Ⅰ～Ⅳ」(東京大学出版会) [教育方法] 集合講義	
⑤ 民法応用Ⅰ(#021)(15回) [担当] 山本 武	[選必]<民法の条文構成の基本である法律行為、意思表示、代理などを学習> [テキスト]「レジュメ」 [参考文献]「判例百選民法Ⅰ」(有斐閣) [教育方法] 集合講義	
⑥ 民法応用Ⅱ(#022)(15回) [担当] 山本 武	[選必]<債権各論として契約総論、売買、賃貸借、請負などを学習し、法的な思考を習得> [テキスト]「レジュメ」 [参考文献]「判例百選民法Ⅱ」(有斐閣) [教育方法] 集合講義	
⑦ 証券取引法実務(#028)(15回) [担当] 松土 陽太郎	[必修]<証券取引法の専門的知識を習得し、株式公開等の事例を討議> [テキスト]「証券取引法におけるディスクロージャー制度Q&A62」 [参考文献]「詳解・新会社法の実務Q&A」(税務研究会出版局) [教育方法] 集合講義	
⑧ 企業法Ⅰ(#044)(15回) [担当] 唐澤 宏明	[選取]<企業法ないし会社法の基本的知識を学習し、法の特徴・種類・体系を研究> [テキスト]「会社法(第7版)」(弘文堂)他 [参考文献]「新生「会社法」のすべて」(財経詳報社) [教育方法] 集合講義	
⑨ 企業法Ⅱ(#045)(15回) [担当] 唐澤 宏明	[選取]<企業の運営活動に必要な法の範囲、法との関わり、法に対する考え方を学習> [テキスト]「ビジネス法入門」(日本経済新聞社)他 [参考文献]「改正商法の完全実務解説」(財経詳報社) [教育方法] 集合講義	
⑩ 企業法演習(#046)(15回) [担当] 唐澤 宏明	[選取]<商法の主要な判例を小グループで検討> [テキスト]「商法判例集」(有斐閣)他 [参考文献]「会社法重要判例解説」(弘文堂) [教育方法] ゼミ講義	

大原簿記学校 会計士講座

<p>授業計画</p>	<p>5、企業法</p> <p>① 商法基礎(23回)</p> <p>② 商法応用(20回)</p> <p>③ 商法基礎圧縮(20回)</p> <p>④ 商法上級完成(15回)</p> <p>⑤ 証券取引法基礎(7回)</p> <p>⑥ 答案練習 短答対策(8回)</p> <p>⑦ 答案練習 論文上級(5回)</p> <p>⑧ 答案練習 論文応用(5回)</p>	<p><講義内容> 企業法は企業一般に関する法を学習する科目であるが、本試験の出題傾向を考え、私企業 の存在と活動を規律する法、つまり企業の組織・運営・取引を規制する商法を中核としつ つ、投資家保護のための証券取引の安全と円滑化を規制する証券取引法・独占禁止法・ 倒産処理法を学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)> 商法 テキスト基礎(会社法)、基礎(総則・商行為) 商法 テキスト応用 証券法 テキスト基礎 論文総まとめ 企業法</p>
	<p>6、民法</p> <p>① 基礎(19回)</p> <p>② 応用(26回)</p> <p>③ 答案練習 論文上級(4回)</p> <p>④ 答案練習 論文応用(5回)</p>	<p><講義内容> 私人間の生活関係を規律する民法を学習する科目である。財産法と身分法とに区別されま すが、出題傾向から主として財産取引を規律する財産法を中心に学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)> 民法 テキスト基礎応用(上巻) 民法 テキスト基礎応用(下巻) 論文総まとめ 民法</p>

授業計画	4. 租税などに関連する授業科目	
① 租税実務(#029)(15回)	[担当] 齋藤 美	<p><講義内容></p> <p>[必修] <法人に関連する税法の専門的知識の習得></p> <p>[テキスト] 「租税法原論」(税務経理協会)他</p> <p>[参考文献] 「移転価格税制」(中央経済社)他</p> <p>[教育方法] 集合講義</p>
② 実務所得税法(#030)(15回)	[担当] 阿部 琢也	<p>[選択] <所得税法の源泉徴収実務を学習></p> <p>[テキスト] 「所得税法規集」(中央経済社)他</p> <p>[参考文献] 「税法条文の読み方・考え方」(税務経理協会)他</p> <p>[教育方法] 集合講義</p>
③ 実務消費税法(#031)(15回)	[担当] 熊王 征秀	<p>[選択] <会計人として必要不可欠な消費税法の概要などの基礎を学習></p> <p>[テキスト] 「消費税の申告実務」(中央経済社)</p> <p>[参考文献] 「消費税法・関連集」(中央経済社)</p> <p>[教育方法] 集合講義</p>
④ 税法実務演習(#041)(15回)	[担当] 高橋 敏則	<p>[選択] <法人税の重点項目を学習し、具体例を用いて判断力を習得する></p> <p>[テキスト] 「租税法」(弘文堂)・「法人税法」(中央経済社)他</p> <p>[参考文献] 「ケースブック租税法」(弘文堂)他</p> <p>[教育方法] ゼミ講義</p>
⑤ 税務会計演習(#042)(15回)	[担当] 山田 有人	<p>[選択] <税法特有の問題等を学習し、実際の企業の租税戦略について研究></p> <p>[テキスト] 「会社法務と税務」(税務研究会出版局)他</p> <p>[参考文献] 「国際課税の基礎知識」(税務経理協会)他</p> <p>[教育方法] ゼミ講義</p>
⑥ 租税法演習(#043)(15回)	[担当] 齋藤 美	<p>[選択] <法人税消費税の課税標準に関する基本概念の研究></p> <p>[テキスト] 「レジュメ」</p> <p>[参考文献] 「租税法原論」(税務経理協会)</p> <p>[教育方法] ゼミ講義</p>

大原簿記学校 会計士講座

授業計画

7、租税法

- ① 基礎(20回)
- ② 答案練習 論文上級(4回)
- ③ 答案練習 論文応用(4回)

<講義内容>

租税法は税に関する法律全般が対象で国税と地方税から構成されますが、本試験の出題

傾向を考え特に法人の所得に課税される法律(法人税法)を中核として学習する。

<使用教材(大原簿記オリジナル教材)>

租税法 テキスト

論文総まとめ 租税法

大 原 大 学 院 大 学

<p>授業計画</p>	<p>5. 経済学に関連する授業科目</p> <p>① ミクロ経済Ⅰ(#017)(15回) [担当] 中野 宏</p> <p>② ミクロ経済Ⅱ(#018)(15回) [担当] 中野 宏</p> <p>③ マクロ経済(#019)(15回) [担当] 中野 宏</p> <p>④ 経済学特講(#047)(15回) [担当] 高島 忠</p> <p>⑤ 実証経済・統計学特講(#048)(15回) [選択] [担当] 高島 忠</p>	<p><講義内容></p> <p>[選必] <個々の消費者及び企業の経済活動や総生産総所得について研究> [テキスト] 「ミクロ経済学入門」(岩波書店) [参考文献] 「ゼミナールミクロ経済学入門」(日本経済新聞社)他 [教育方法] 集合講義</p> <p>[選必] <ミクロ経済Ⅰの延長として現在の社会の中でどのように機能しているかを学習> [テキスト] 「ミクロ経済学入門」(岩波書店) [参考文献] 「ミクロ経済学」(新世社) [教育方法] 集合講義</p> <p>[選必] <経済活動の指標として何が望ましいのか、指標の水準や変動の変化の原因等を学習> [テキスト] 「マクロ経済学」(日本評論社) [参考文献] 「金融論[新版]」(有斐閣) [教育方法] 集合講義</p> <p>[選択] <経済学の基礎である新古典派のミクロ、マクロの諸理論を学説史的関連のもとに学習> [テキスト] 「レジュメ」 [参考文献] 「資本成長技術進歩」(竹内書店)他 [教育方法] ゼミ講義</p> <p>[選択] <不確定要素を持つ統計情報の理解、及び現実経済社会との相互関連事象を学習> [テキスト] 「レジュメ」 [参考文献] 「Advanced Theory of Statistics」(Oxford Univ) [教育方法] ゼミ講義</p>
	<p>6. 経営学に関連する授業科目</p> <p>① 経営学概論(#032)(15回) [担当] 谷田 充明</p> <p>② 流通経営論(#049)(15回) [担当] 江田 三喜男</p>	<p><講義内容></p> <p>[選必] <経営学の基礎を学習し理想的な組織経営や投資及び新しいファイナンス理論を研究> [テキスト] 「経営管理の理論と実際:新版」(東京経済情報出版)他 [参考文献] 「ビジネスケースブックNo1～No3」(東洋経済新報社) [教育方法] 集合講義</p> <p>[選択] <流通経営の基礎を学習し、我が国と欧米流通企業の発展史を研究> [テキスト] 「レジュメ」 [参考文献] 「マーケティング戦略論」(有斐閣) [教育方法] ゼミ講義</p>
	<p>7. 流通論に関連する授業科目</p> <p>① 市場分析論(#050)(15回) [担当] 江田 三喜男</p>	<p><講義内容></p> <p>[選択] <企業の競争行動の研究> [テキスト] 「レジュメ」 [参考文献] 「流通原理」(千倉書房)他 [教育方法] 集合講義</p>

大原簿記学校 会計士講座

<p>授業計画</p>	<p>8. 経済学</p> <p>① ミクロ基礎(16回)</p> <p>② マクロ基礎(16回)</p> <p>③ ミクロ応用(7回)</p> <p>④ マクロ応用(7回)</p> <p>⑤ 答案練習 論文上級(5回)</p> <p>⑥ 答案練習 論文応用(6回)</p>	<p><講義内容> 人間の経済活動(ミクロ分野については、個々の経済主体の行動原理、マクロ分野については一団全体の経済活動の原理)を研究する学問である。本試験の出題傾向は論述・作図・計算と様々である。その中で最近の出題傾向から数値例を使った典型論点、計算問題を中心に学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)> 経済学テキスト ミクロ基礎応用 経済学テキスト マクロ基礎応用 論文総まとめ 経済学</p>
	<p>9. 経営学</p> <p>① 基礎(20回)</p> <p>② 答案練習 論文上級(4回)</p> <p>③ 答案練習 論文応用(4回)</p>	<p><講義内容> ヒト・モノ・カネ等の資源を集め、消費者に受け入れられる製品を生産するため、企業がいかに行動すべきかを研究する理論を学習する科目である。近年の試験の傾向から時事的な論点、現実の企業行動について学習する。</p> <p><使用教材(大原簿記オリジナル教材)> 経営学 テキスト基礎 経営学 テキスト新試験委員対策 論文総まとめ 経営学</p>
<p>該当なし</p>		

<p>授業計画</p>	<p>8. 統計学に関連する授業科目</p> <p>① 統計学概論(#033)(15回)</p> <p>【担当】 土谷 洋平</p>	<p><講義内容></p> <p>[選必]<統計学の基礎を学習し、記述統計学、推測統計学について研究></p> <p>[テキスト] 「レジュメ」</p> <p>[参考文献] 「統計学入門」(東京大学出版会)他</p> <p>[教育方法] 集合講義</p>
-------------	--	---

授業計画

10. 統計学

- ① 基礎(17回)
- ② 答案練習 論文上級(4回)
- ③ 答案練習 論文応用(4回)

<講義内容>

偶然に生起する事象を扱う確率論を基礎として、変動する数値の特徴を平均値や平均値からの変動の大きさといった、いくつかの指標でとらえ、またその指標に関する仮説を立て、それが正しいか否かを検証する学問である。特に確率・平均・分散・正規分布・t分布・f分布・推定・仮説検定など統計学の基本論点を中心に最小二乗法を用いた回帰分布や統計的処理の意味等を学習する。

<使用教材(大原簿記オリジナル教材)>

統計学テキスト基礎
論文総まとめ 統計学

2. 教育の方法についての比較表

大原大学院大学	大原簿記学校公認会計士講座
<p>大原大学院大学で行われる講義方法は、集合形式によるもの、ゼミ（演習）形式によるもの、その他教員と学生との討論形式や学生同士のディベート形式など多彩な形式で、各分野の専門性を追究する方法で行われる。</p> <p>＜具体的なゼミ講義形式の例＞</p> <p>おもに 5 人～10 人程度の小グループで行うが科目別には次のような方法で行う。</p> <p>◎ 財務会計演習（#034） ゼミ講義のうち半数は院生同士の討議形式</p> <p>◎ 経理実務演習（#035） ゼミ講義</p> <p>◎ 企業会計実務（#036） ゼミ講義のうち多くは院生との積極的なディスカッションを予定。 最後の 3 講義は、院生からの事業提案による分析と解説を院生に行わせる。また、メール等による質疑応答も行う予定。</p> <p>◎ 財務分析実践演習（#040） 事例研究・企業診断実習に討論形式を取り入れる。</p> <p>◎ 会計情報システム論（#051） 集合講義であるが実習が主体、メール等の質疑応答も行う予定。</p> <p>◎ 企業法演習（#046） 討論形式、場合によってはディベート形式による講義を行う予定。</p> <p>◎ 税務会計演習（#042） ゼミ講義のうち多くは院生との積極的なディスカッションを予定。</p>	<p>受験講座であることから、集合形式によるものを中心とし、講義時期によっては答練形式により行われ、研究に関する教育は行われていない。</p>

◎ 租税法演習（#043）

ゼミ講義

◎ 経済学特講（#047）◎実証経済・統計学
特講（#048）

ゼミ講義の内容によっては討論形式も
行う。

◎ 流通経営論（#049）

ゼミ講義

3. 教員組織についての比較

大原大学院大学	大原簿記学校公認会計士講座
<p>大原大学院大学は、大学院学長・研究科長・教授・助教授・講師・みなし専任教員を置く。</p> <p>今回の補正申請においては審査意見1、(教員組織・兼任教員を含む)をふまえ専門職大学院の講師を精査した結果、7名とし、2名減少させた。</p> <p>なお、この中で他の大学等と兼任する7名の講師が大原大学院大学で講義担当能力があることを学長が認めた理由を記述する。</p> <p>(次頁参照)</p> <p>(職位別教員数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専任教員 17名 ・ 兼任講師 7名 <p>(博士1名、修士9名、学士6名、その他1名)</p>	<p>大原簿記学校会計士講座は講座長・専任教員・非常勤教員を置く。</p> <p>(各科目別教員数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簿記 7名 (他1名非常勤講師) ・ 財務諸表論 5名 ・ 管理会計論 6名 ・ 監査論 4名 ・ 企業法 3名 (他2名非常勤講師) ・ 民法 2名 (他2名非常勤講師) ・ 租税法 2名 (他1名非常勤講師) ・ 経済学 2名 (他1名非常勤講師) ・ 経営学 3名 ・ 統計学 0名 (他1名非常勤講師) <p>(修士2名、学士40名)</p>

兼任講師が大原大学院大学で各科目を担当できることの説明

担当科目	会計情報システム論			氏名	福田 真之助	
学位	学士	現職		年齢	歳	
<p>ITと会計は実務上密接なつながりをもっている。当大学院大学でIT関連の知識を得ることは、高度な専門知識を得るうえで欠かせないと考えている。本講師は昭和53年公認会計士2次試験合格、昭和58年通産省特殊情報処理技術者試験合格。システムエンジニアとして会計知識を利用したシステム開発の実務に25年従事し、会計とITの両方の知識と専門能力を有する稀有な存在で、本講義の担当能力を有すると判断した。</p>						
担当科目	経営学概論			氏名	谷田 充明	
学位	学士	現職		年齢	歳	
<p>平成元年公認会計士試験に合格、その後監査法人に勤務して実務経験を15年積んだ。企業監査を行うことにより経営実態に精通。監査法人勤務のほか大原簿記学校会計士講座の経営学を担当。自らの実務経験から得た知識によって、経営管理論、経営戦略論は詳しい。当大学院大学は、学術と実務の架橋として最適な人材と判断した。</p>						
担当科目	民法応用Ⅰ 民法応用Ⅱ 実践民法			氏名	山本 武	
学位	学士	現職	大原簿記学校専任講師	年齢	歳	
<p>昭和57年名古屋大学卒業後、平成6年まで5年間大手企業に勤務、特許実務に関する諸々の事象に遭遇し、法律を研究することの必要性を痛感した。その体験から法律の知識の重要性を再確認、大手企業を退社して司法試験学習、更に平成4年から平成6年まで3年間日本大学司法研究所に在籍し、特に民法を中心に研究した。通算13年間の研究期間によって民法第2編物権には詳しい。その能力を認められ防衛庁から講義依頼を受け、民法についての講習会を行った経験もある。</p> <p>著者としては大原のオリジナル教材の開発を行っている。日々、教材を作成する過程で行う研究活動から最近の判例、学説には明るい。</p> <p>川井健著「民法概論①～③」（有斐閣）を主教材として、「判例百選民法Ⅰ・Ⅱ」（有斐閣）を参考文献とし実務体験をもとにした講座は、条文の解釈能力をつける最適な講座になると期待した。当大学院大学は、山本氏がこれらの講義の担当能力があると判断した。</p>						

担当科目	応用簿記Ⅲ		氏名	佐藤 恒之介	
学位	学士	現職		年齢	歳
<p>平成12年公認会計士登録、監査法人に勤務し、現在まで日々監査業務に従事している。</p> <p>において、簿記の基礎から財務諸表論作成に関する幅広い知識を指導する。</p> <p>得意分野とする連結会計については、 、 でも研修の経験を有している。</p>					
担当科目	統計学概論		氏名	土谷 洋平	
学位	修士	現職		年齢	歳
<p>平成12年東京大学工学部計数工学科数理工学コース卒業、平成14年同大学大学院数理科学研究科修士課程修了（修士）、平成18年3月同大学院研究科博士課程修了見込。</p> <p>当大学院大学で幅広い知識を授ける趣旨から統計学を設置したが、知識・指導実績とも十分な能力を有している。</p>					
担当科目	米国財務会計Ⅰ 米国財務会計Ⅱ		氏名	石塚 昭夫	
学位	学士	現職	大原簿記学校専任講師	年齢	歳
<p>平成12年USCPA合格。GAAP（米国会計基準）の最新のStatementであるSFAS133および144を研究してきた。特に日本で解説書のない分野であるGASB34（米国会計基準）は熟読し、精通している。20代後半から約5年間アテネフランセで語学を学び日・米・欧の文化の違いも修得。したがって、制度の違いについてもより深く教授できると判断した。</p>					
担当科目	実践所得税法		氏名	阿部 琢也	
学位	学士	現職	大原簿記学校専任講師	年齢	歳
<p>① 平成4年大学商学部卒業後、税法についての研究を継続した。そして実務的所得税の知識の高さを認められ、大原簿記学校の講座に立つ。</p> <p>② からの講義依頼を受けた。そのための所得税実務に必要なテキストを作成し、研修会の所得税担当講師となる。更に講義テープも作成監修し、税法改正の都度改訂業務にも携わっている。その他 からの講師依頼についても過去7年間連続して指導。同会用の所得税法テキスト作成（TKC出版）に従事。</p> <p>③ 所得税法規集・通達集・質疑応答集（資産税・源泉所得税）等を使用教材として、講義することができ、かつ所得税法実務に直結する税制改正の動向及び政府税制調査会などの諮問・答申・報告書を通じて現行税制に詳しく、同氏は最近の源泉徴収制度等にも精通している。</p> <p>高橋敏則教授・熊王征秀助教授とのオムニバスで、担当できる能力があると判断した。</p>					

4. 研究活動についての実施計画の比較表

大原大学院大学	大原簿記学校公認会計士講座
<p>大原大学院大学は、教授・助教授・兼任講師に関する研究ならびに実施については、その詳細を本補正申請書「1. 審査意見への対応を記載した書類」の#2において各教授・助教授・兼任講師が記載した書面を添付している。</p> <p>(参照 P. 25～75)</p>	<p>大原簿記学校会計士講座は受験講座であるために、専任教員・非常勤教員は常時公認会計士試験に即した出題傾向などの研究を行っている。</p>

5. 研究環境についての比較表

大原大学院大学	大原簿記学校公認会計士講座
<p>大原大学院大学では、教授・助教授の全員である17名に対して個別研究室を用意、ここで各自研究にあたることになる。</p> <p>また、図書も完成年度において約3500冊用意することとし、教員1人当りの研究費等も年20万円、共同研究費等も年100万円とした。</p>	<p>専門学校である教室その他の教育設備を複数の講座の学生と共通で使用している。</p> <p>講座長・専任教員・非常勤教員については、個別研究室は存在せず、全員が共同の教員室を使用している。研究費等については実態に即し、実額を支給している。</p>

(強い要望意見) 会計研究科・会計監査専攻

【教育課程等】

2. 学校教育法第 65 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項に定められている専門職大学院が果たすべき法制度上の目的に照らした場合、以下の点については依然として不適切または計画が不十分であると思われるので、必要な修正を行うこと。

(強い要望意見)

- (1) 専門職大学院が高度専門職業人の養成を目的としていることは間違いないが、学校教育法には高度専門職業人の養成の前に「学術の理論及び応用を教授研究」することが第 1 の目的として掲げられている。しかしながら、本設置計画においては研究が十分に実施されるかどうか必ずしも明確とは言い難い。
- (2) 会計基礎科目や実践基礎科目などの基礎科目について、基礎科目の持つ重要性を考えた場合、オムニバス形式ではなく、相応の研究業績や実務業績がある専任の教員が、単独で責任をもって教授すべき。
- (3) 専門職大学院の目的である「理論と実務の架橋」のためには、研究科長のリーダーシップのもと、研究者教員と実務家教員の連携を図る必要がある。
- (4) 大学院における教育は、その大学院における研究の成果に裏付けられたものであることが必要である。しかしながら、各教員の研究活動を支える研究環境については、以下のような点において必ずしも十分とはいえず、また、これらのことは、学生の学習環境として考えた場合においても不十分であると思われる。
 - ① 図書の整備計画について、総数 1,600 冊は大学院として過少。また補正申請における増加分(600 冊)は教員の寄附のみに頼るなど、大学院としての教育研究目標にとってどのような図書が必要であるかということを含め、整備計画そのものが不明確。
 - ② 図書購入費が、電子ジャーナル・データベースの整備・運用費を含め、年間 100 万円は極めて過少。電子ジャーナル・データベースの整備・運用のみをとっても、この金額で大学院の教育・研究に十分なことを行うのは困難。
 - ③ 教員の研究室について、専任教員 17 名のうち 13 名は 1 室の共同研究室とする理由について、教員相互の情報交換・討論の重要性をあげている。しかし、各教員の研究活動の成果があつてこそ情報交換・討論が可能になることは自明であり、その観点では、設置計画の研究室では、各教員の研究活動が十分に行えないのではないかとの懸念がある。

(対応)

今回の審査意見の【教育課程等】において、大原大学院大学の研究に関する計画の実施に対する取り組みが、6 月における「設置申請書」および 9 月における「審査意見への対応を記載した書類」に明確に説明されていないために、再度その説明を求められるに至っている。

大原大学院大学はその設置計画当初から、学校教育法第65条第2項の専門職大学院の意義を踏まえて、その教育課程等を編成している。制度上の専門職大学院の大きな特徴は、学術の理論及び応用を教授研究することを大きな目的にしているのは、その趣旨からも明白である。このためには専門職大学院として、その専門分野に関する十分な基礎研究の基に、さらにこれを応用として発展させた高度な知識や応用力を院生に教授することが課題である。

今回はこの【教育課程等】に関して大きく4項目の審査意見により、大原大学院大学の研究に対する基本姿勢を問われている。そこで大原大学院大学の会計・監査およびこれらに関連する各分野の研究に対する考え方やこの研究に対する取り組み方法などの基本的な姿勢、並びに施設・設備などの計画に関して説明したい。

これらにより大原大学院大学が、会計専門職大学院として設立した後にどのような研究を積み上げて会計・監査という領域に関する分野の専門性を高め、これを院生に教授しようと計画しているかを説明したい。

2. 学校教育法第 65 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項に定められている専門職大学院が果たすべき法制度上の目的に照らした場合、以下の点については依然として不適切または計画が不十分であると思われるので、必要な修正を行うこと

(1) 専門職大学院が高度専門職業人の養成を目的としていることは間違いないが、学校教育法には高度専門職業人の養成の前に「学術の理論及び応用を教授研究」することが第 1 の目的として掲げられている。しかしながら、本設置計画においては研究が十分に実施されるかどうか必ずしも明確とは言い難い。

(対 応)

大原大学院大学の教員は、①学術の理論構成 ②応用の教授研究 ③高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培う方法、についてどの様に教育すればよいか、の 3 点についてそれぞれが独自の教育研究課題を通して実行していくことになるが、その思考を大原大学院大学に参画した 24 名の教員ごとに記述することにした。

さらに上記各教員の研究活動を支援するために次のような方策をとることとする。

(1) 個別研究室について

専任教員 17 名分全員について用意した。

(2) 図書について

完成年度において約 3500 冊の図書となるようにした。

(3) 研究費について

各教員の研究費予算を年 20 万円、共同研究費を年 100 万円予算計上。

(4) 下記の研修をとおして研究活動の促進をはかる。

1. 学会・業界等の会議研修への参加
2. 海外への派遣研修
3. 企業派遣研修

教員氏名と専門分野・担当科目一覧表

No	教員氏名	専門分野 (担当科目)	No	教員氏名	専門分野 (担当科目)
1	中村 忠	応用簿記Ⅰ他	13	熊王 征秀	実務消費税法他
2	齋藤 奏	租税実務他	14	高橋 敏則	税法実務演習他
3	高島 忠	経済学特講他	15	山田 有人	企業会計実務他
4	唐澤 宏明	企業法Ⅰ他	16	末益 弘幸	基礎監査論他
5	江田 三喜男	流通経営論他	17	松土 陽太郎	証券取引法実務他
6	山北 晴雄	特殊管理会計他	18	福田 真之助	会計情報システム論
7	鷹野 宏行	財務会計原理他	19	谷田 充明	経営学概論
8	三森 茂郎	商法実務Ⅰ他	20	山本 武	実践民法他
9	江頭 幸代	原価計算原理他	21	佐藤 恒之介	応用簿記Ⅲ
10	中野 宏	ミクロ経済Ⅰ他	22	土谷 洋平	統計学概論
11	堀川 洋	簿記原理他	23	石塚 昭夫	米国財務会計Ⅱ
12	古川 行正	会計職業倫理他	24	阿部 琢也	実務所得税法

1、学術の理論について

第2次対戦後における日本の会計学(財務会計)は、アメリカの影響を強く受けてきた。もちろんアメリカ会計学も戦後60年の間に大きく変化している。

私は約50年にわたってその流れを追ってきた。その成果が次の拙著に反映されている。

使用教材・参考文献

- ①「新稿現代会計学」白桃書房
- ②「新版財務会計論」白桃書房
- ③「制度会計の基礎知識」税務研究会

2、応用を教授することについて

限られた時間、院生のレベル等の制約を考慮して、最も有効と考える方法で指導する。

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

院生が教科書や論文などを読んで、その内容を確実に理解すること、これが基本である。しかし、それに止まらず、それらを自分で文章化し、さらには問題点を指摘出来るように指導したい。

1、学術の理論について

私は約半世紀にわたり、「租税法」について研究してきたが、特に新しい分野である「国際課税」について、関心をもち意欲的に研究を進めてきた。「国際課税」における重要課題は、おおむね次の3つに要約することができる。

- (1) 基礎となる通貨の換算または評価に関する課題
- (2) 課税物件および課税標準に関する課題
- (3) 租税条約に基づく外国税額控除制度を中心とする税額の計算に関する課題

私はこれらの3つの課題に対して、長期間にわたり研究を重ね、その成果をそれぞれ次の著作として上梓した。

一人の研究者がこれらの3つの課題に応じて著作を上梓された例は皆無に等しく、私のささやかながら自負するところである。

昨今、国際化時代を迎え「国際課税問題」がますます重要性を増してきた折りに、高度の会計専門家をめざす院生諸君に、ぜひとも私のこれらの研究内容を徹底的に教授したい。

使用教材・参考文献

- ①「外貨建取引の会計と税務」第一法規出版株式会社
- ②「移転価格税制」中央経済社
- ③「外国税額控除の実務」株式会社清文社

2、応用を教授することについて

私は、約半世紀にわたり「租税法」を研究してきたが、最も基本的に重要なことは「租税法」を正確に解釈して適用することにあると思う。

したがって、院生諸君にも「租税法を正確に解釈できる能力」を教授したいと考えている。

私はこのような観点から「正確な解釈論」の基礎となる事項を体系化して、次の一書を上梓した。

私は担当する「租税法演習」において、この一書を基礎にして院生諸君が「租税法を正確に解釈できる能力」を十分に養えるように積極的に努力したい。

さらに、私は「演習」については、次のように心掛けたいと考えている。

「演習」は指導教授の学識等が大きな影響をもつことはいうまでもないが、さらに指導教授の人格や人生観なども非常に大きな影響をもつものと考えている。

したがって、私も指導教授として人格等について十分に精進しなければならないと自省

している。

使用教材・参考文献

①「租税法原論」税務経理協会

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

私は、専攻する分野の新しい文献には漏れなく目を通すように努力し、また、学会や研究会にも積極的に参加して、最先端の知識を身につける努力を行い、激動する時代に対処しながら、院生諸君を指導したい。

また、私は幸いに住居も近いので、毎日原則として出校し、研究室等で院生諸君の相談等に預かりたいと考えている。

さらに教員や院生も含め、重要なテーマについては積極的に研究会等を設け、素早く研究の成果を問えるよう努力したい。現時点では、大改正された「会社法」の会計等をあげたい。

1、学術の理論について

『経済学（経済学特講）』本教科は、新古典派のミクロ、マクロの諸理論を、学説史的関連のもとにその理解の確認を行い、現実経済社会の変化、発展に伴い既存の理論を深化、拡張し、新古典派以降の重要な研究成果、特に担当者の主要な研究分野である技術進歩と経済政策の分野に焦点を当てつつ習得し、今日的課題に対する理論的有効性の考察を内容とする。

『統計学（実証経済・統計学特講）』本教科は、基礎的統計学知識の整理、再確認ののち、より一般化された事象への統計理論適用の習得をはかり、不確定要素をもつ統計情報の適切な理解と使い方、さらに特に担当者の主要研究分野である技術進歩と経済構造変動の計量分析への応用を中心に現実経済社会の変動分析への統計理論適用方法の習得を狙いとする。

使用教材・参考文献

- ① R.M.ソロー『資本 成長 技術進歩』福岡・神谷・川又訳、竹内書店、1970；D.Romer, *Advanced Macroeconomics*, McGraw-Hill, 1996、その他
- ② A. Stuart, et al, *Kendall's Advanced Theory of Statistics*, Oxford Univ. Press, 1994-99；A.S.Golberger, *Econometric Theory*, Wiley, 1964、その他

2、応用を教授することについて

『経済学（経済学特講）』本教科は、受講生に課題報告、議論を要請し、それに基づき論点、課題の敷衍、発展、新しい理論の展開を講義し、さらに、それを踏まえて現実経済の新たな展開にたいしての理論適用の議論を論理的に展開することを求めるという、ゼミ・演習とを発展的、有機的に結合したかたちで実施する。

『統計学（実証経済・統計学特講）』本教科は、毎回、最初に関連知識の整理、確認のため、受講生に課題の解答、解説を願う。次いで、その課題を拡張、展開するかたちで本来テーマの講義を行い、次いで関連経済問題を取りあげて、理論の適用可能性、適用に当たっての問題点等に関し論講する。

使用教材・参考文献

- ① D. Begg, *Economics Workbook*, McGraw-Hill, その他
- ② D.R.Anderso et al, *Statistics for Business and Economics : Workbook*, Southwestern Pub. Co., その他

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどのように教育すれば達成できるか。

専門職業人の専門実用的知識は関連分野の高次の知的素養の上に立った理念的に均衡のとれたものであることが重要。欧米先進諸国と違い、異なる専門職業社会集団間での人的交流が乏しい我が国では専門職業人の視野は自然、自己の狭い専門性だけに極限されるきらいがある。高次の知的素養を備えた専門職業人を養成することを目的とする。

専門職大学院の制度は、我が国の社会の専門的閉鎖性からくる弊害を改善し、均衡ある経済社会発展を図るため、現在の日本社会が備えることになった唯一の制度的手段である。会計専門職大学院での具体的教育方針としては、会計科目以外の関連分野の学習をできる限り多く必修とすること、経済学、経営学科目との関連で会計学演習を取り入れることなどとして実践したい。

1、学術の理論について

「企業法Ⅰ」では、本年6月に成立した新会社法を解説する。具体的には、会社法総則、会社の設立、株式、新株発行、新株予約権、機関、計算、定款変更、解散・清算、持分会社、社債、会社の組織再編、外国会社について順次解説する。それぞれについて、法令および制度の趣旨・目的・内容、機能・効果、保護の対象、権利者相互の関係、学説・判例の違い、法規を守らなかった場合および任務を懈怠した場合は正・救済措置などそれぞれの法令および事項に関する理論を講義し、深く考えさせ、討論させ、理解させる。

「企業法Ⅱ」では、企業活動の現場で日々必要となるビジネス法を解説する。具体的には、民法、商法総則、商行為法、保険法、海商法、手形法、小切手法、電子商取引法、消費者法、労働法、経済法、知的財産法、民事訴訟法、国際取引法などについて、法の趣旨・目的・機能・手続・効果・争点などについて、それぞれの場面でどのように適用され、運用されているかを総合的に解説し、深く考えさせ、討論させ、理解させる。

使用教材・参考文献

- ① 「会社法（第7版）」神田秀樹著 弘文堂
- ② 「リーガルマインド会社法（第9版）」弥永真生著 有斐閣
- ③ 「一問一答新会社法」相澤哲編著 商事法務
- ④ 「ビジネス法入門」唐澤宏明著 日本経済新聞社

2、応用を教授することについて

「企業法演習」では、「会社法」を中心に「ビジネス法」の分野も含め、実際の判例を基に、法の具体的適用と解釈について検討する。学生は、あらかじめ議論の対象となる判例の事実・判決の要旨・検討結果等を学習してきて、参加者全員で討議する。自分の意見を発表することにより知識を確実なものとし、人と討論することにより思考の範囲を広げ、理解が深まる。教員の適時・適切なコメントにより、知識は一層確かなものとなり、さまざまな場面に直面したときに十分な応用ができるようにする。

使用教材・参考文献

- ① 「会社法演習」 有斐閣

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

上記の方法により、「会社法」「ビジネス法」の分野を少ない人数で専門的に深く学習させることにより、法的思考力を身につけさせ、実際の場面で法の運用を的確にできるようにする。このような学習方法を繰り返し修練させることによって、高度な専門職業を適切に遂行できる能力を身につけさせる。

1、学術の理論について

近年の社会科学・人文科学における研究動向には、理論根底としての近代合理性からの脱却や修正を志向する論文が数多く見受けられる。これは人間行動をより現実的に説明するための努力の現れであり、いくつかの支流に分かれる。その一つは、合理性概念の拡張を主張する研究であり、道具合理性に加えて手続合理性、規範合理性、価値合理性等の概念を用いて、人間行動の説明範囲の拡充を図る。あるいは、行動の枠組みとしての、制度、慣習、エートス等の概念を用いて、現実近似させようとする。更には、非合理性や情動といった伝統的には無視されてきた要因から、行動を説明しようとする。

院生は単に科目内のファクトを把握・理解することに止まらず、むしろ、社会科学や人文科学の動向の本質を見極める努力を要請され、物事の根本からの分析を可能とする能力を磨くことになる。

使用教材・参考文献

- ①「術語集 I II」中村雄二郎著 岩波新書
- ②「マーケティング戦略論」上原 征彦著 有斐閣
- ③「流通原理」田村 正紀著 千倉書房

2、応用を教授することについて

以上からも明らかなように、伝統的な合理性の発現としての最大化モデルに拘泥するのではなく、種々の試行が必要になるが、それを支援するためには、哲学的素養が必要となる。大学院教育では、ファクトをいかに認識し、それに基づいてモデルを構築する訓練が必要である。そのためには、分析の道具を整備する必要がある。

使用教材・参考文献

- ①「社会科学における人間」大塚 久雄著 岩波新書
- ②「現代思想を読む事典」今村 仁司編 講談社

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

1. 教員が相互にどの範囲を教授するかを知る。そのために適度な研究会を持つ。
2. 院生がその目的を達成できたかどうかをクイズによって検証する。
3. 院生は各期ごとに研究計画書と、文書あるいは口頭で成果を提出する。
4. 院生は数人の教員によって指導される。集団指導体制をとる。

1、学術の理論について

(1) 特殊管理会計

授業内容について

本講義では基本的な管理会計の知識を踏まえ、経営組織と管理会計、戦略的管理会計、事業部管理会計、バランスト・スコアカード、キャパシティ・マネジメント、価格決定と原価管理、品質原価、中小企業の管理会計などのトピックを学習する。本講義では、管理会計で学んだ基礎的な概念や技法が各トピックの中でどのように利用されているのかを理解することに重点がおかれる。講義は、あらかじめ受講生に配布したトピックに関する論文および関連事項の説明、受講生との討論、講義終了後の各トピックに関するレポート提出といったサイクルで講義を進め、受講者の理解を深めていく。

使用教材・参考文献

- ① 「ケースブックコストマネジメント」 新世社
- ② 日・米・欧の学術論文、「会計」、「管理会計学」、「Accounting Review」
- ③ 「アイドルキャパシティの発生源泉と管理」(2004)、「会計」第166巻、第2号、山北晴雄著 森山書店
- ④ 「継続的改善とキャパシティ・マネジメント」(2001)、「管理会計学」第9巻、第2号、管理会計学会、山北晴雄著
- ⑤ 「キャパシティの再定義と未利用キャパシティの管理」(1999)、「原価計算研究」Vol. 23, No. 2、山北晴雄著 日本原価計算研究学会
- ⑥ その他大学の研究紀要に掲載されている論文の中からさまざまなトピック

2、応用を教授することについて

(1) コストマネジメント研究

授業内容について

コストマネジメント論について、レレバンス・ロスト以降の主要なトピック、レレバント・ロスト、ABC/ABM、原価企画、制約条件理論、スループット会計、JIT 生産方式、原価改善活動、セル生産方式などのトピックを学習する。本研究では原価管理や生産管理で学んだ技法が実際の場面でどのように利用されているのかを理解することに重点がおかれる。事例研究を通して、その事例企業の成功要因・失敗要因、業種や規模・国・地域による適用可能性など、さまざまな視点から受講生とともに議論をしていく。各事例研究で得た知見に基づき、院生はレポートを作成して提出してもらう。

使用教材・参考文献

- ① 「Journal of Cost Management」、 「工場管理」
- ② 「デジタル化の進展とアイドルキャパシティの創出」 「新潟経営大学紀要」 第10号、山北晴雄著 新潟経営大学
- ③ 「生産システムの変革とアイドルキャパシティの管理」 「新潟経営大学紀要」 第9号、山北晴雄著 新潟経営大学
- ④ 「ベンチャー企業の特徴と企業会計上の課題」 「新潟経営大学紀要」 第8号、山北晴雄著 新潟経営大学
- ⑤ その他大学の研究紀要に掲載されている論文

(2) 財務諸表分析実践演習

授業内容について

企業会計の枠組みと財務諸表に関する知識を踏まえて、財務諸表の利用者の観点から財務諸表をどのように分析し、活用できるかについて、実際の企業を題材にしながら考察していく。経営戦略分析、収益性分析、安全性分析、生産性分析、成長性分析などが主なトピックとなる。演習では、最近の決算の中から注目すべき事例を選出して分析し、課題解決に向けて、どのような戦略を策定し実行していくのかを明確にしていく。事例分析を通じて、その企業が属する業界の特性、事例企業の競争優位性など、さまざまな視点から受講生とともに議論し、受講生には分析結果のレポートを作成して提出してもらう。

使用教材・参考文献

- ① 事例企業の有価証券報告書
- ② 「IT化促進支援事業報告書（金型製造業）」山北晴雄（分担執筆）
- ③ 「IT化促進支援事業報告書（製版業）」山北晴雄（分担執筆）
- ④ 「TOKYOベンチャーファイル」山北晴雄（分担執筆）
- ⑤ 「物流ビジネスの事業化戦略」山北晴雄（分担執筆）

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

会計専門職大学院では、テキストにはないような事例に遭遇したとき、自らの視点で現状を分析して問題点を発見し、具体的な改善案を導き出せるような、高度な専門知識と倫理観を併せ持った専門的な職業会計人を育成するために、次のような教育方法が必要と考

える。

(1) 事例研究

管理会計やコストマネジメントに関する最新の導入事例が紹介されている文献を用いて、管理会計やコストマネジメントで学んだ技法が実際の場面でどのように利用されているのかを考察する。本学では、単に事例を読むだけでなく理論的な視点からの解釈を加え、成功・失敗要因や他企業への適用可能性など、さまざまな視点から受講生とともに議論をする。

(2) 外国文献の講読

グローバル化が進む今日、高度な職業会計人にとって内外の最新の理論的・実証的な文献を読み込んで知識の蓄積に努めることが欠かせない。本学では、単に外国文献を読むだけでなく、日本では紹介されていないトピックがあった場合に、自らの視点でどのように理解し自らの知識としていくか、そのノウハウを身に付けていく。

(3) 企業診断実習

内部経営管理者やコンサルタントは、個別企業の経営状態を総合的に調査分析して経営上の問題点を指摘するとともに、会計的な視点から改善事項を提示できなければならない。企業診断実習を通して、学んだ専門知識を応用する訓練をするとともに、高い企業倫理観を持って実習企業の経営者・管理者とのコミュニケーションを図る能力を身に付けていく。

1、学術の理論について

会計学は社会科学の一分野である。財務会計論は、その会計学の学問分野の一つであり、複式簿記機構を前提に、その仕組みから生み出される貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の成り立ちについて究明する領域である。

財務会計論における学術研究は、複式簿記機構、財務諸表の構造を前提に、少なくとも以下に挙げるような6つの研究領域に峻別できる。会計ないし会計学の歴史研究、会計構造論の研究、会計制度の国際比較制度分析の研究、会計学説の研究(いわゆる批判会計学に相当するものも含む)、実証会計学の研究、非営利会計の研究等である。これらは古くから積み上げられてきた学術研究もあれば、最近の流行をとらえた学術研究もある。

財務会計論の授業では、複式簿記機構や財務諸表の構造に関する技術的な問題を前提知識として、学術研究領域としての財務会計論を強く意識して、研究の方法論、研究の類型における問題の所在、それらに共通する普遍的かつ理論的な基盤、といった内容も取り入れた授業としていく。

使用教材・参考文献

- ① 「現代会計学第9版」中村忠著 白桃書房
- ② 「ゼミナール現代会計入門第5版」伊藤邦雄著 日本経済新聞社

2、応用を教授することについて

学術の分野は時代の流れに従って益々細分化され深化していく。財務会計論の分野の中でも非営利会計の研究は、応用分野の中でも比較的最近注目されてきた分野である。その背景には今日の非営利法人の数と規模の拡大がある。会計専門職の監査の対象となる非営利法人も増えている。そこにおける会計研究の論点を概括するゼミナールは、時代の要請とも言える。

非営利会計における研究分野をゼミナールでは取り扱う。その方法としては、わが国における非営利セクターの全体像をまず概観する。続いて、企業会計と非営利会計の発想の根本的な違いを教授する。引き続き、ゼミナール参加者に担当分けして、非営利法人の中の個別法人(公益法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、協同組合等)の会計基準の特徴を、その問題点とともに調査研究の課題を与え、プレゼンテーションをしてもらう。その結果、明確になった論点や改善点の発想を纏めることにより、ゼミナール修了論文として提出させ、単位付与の条件とする。

使用教材・参考文献

- ① 「非営利組織体の会計」 杉山学・鈴木豊編著 中央経済社
- ② 「非営利組織体会計の研究」 守永誠治著 慶應義塾大学出版局

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

大原大学院大学での教育について、2つのキーワードを提示したい。それは、「普遍的な一般理論」と「学び方の能力」である。

会計専門職にとって必要なのは高度な判断力である。より適切な判断力を養成するには、テクニカルな知識を前提とした普遍的な一般理論の素養である。普遍的な一般理論は、アカデミズムの世界で脈々と築き上げられてきた学術研究によってもたらされる。

また、年を追うごとに会計基準をはじめ税法などの諸法規はめまぐるしく変わっていく。専門職大学院での教育で最新の制度を吸収し社会に出たとしても、その知識は確実に陳腐化する。専門性が求められる職業では、常に新しい制度を咀嚼し吸収する能力が求められる。そのためには、自ら学ぶ方法を学ぶことが肝要である。その能力の醸成が専門職大学院の役割である。

1、学術の理論について

企業を取り巻く法律は様々なものが存在する。中でもとりわけ企業と一番密接に関係があるのは商法である。しかし、公認会計士が必要とする商法の知識は、企業法（商法基礎）でその全てが修得できるわけではない。そのため、企業における専門家として、ある意味では法律家としての専門性も求められる。

使用教材・参考文献

- ①「会社法の基礎」 中央経済社
- ②「商法判例集」 有斐閣
- ③「会社法」 弘文堂
- ④「商法総則・商行為法」 中央経済社他
- ⑤「コーポレートガバナンスにおける商法の役割」 中央経済社他
- ⑥「改正商法による資本再生戦略」 税務経理協会他
- ⑦「アドバンス新会社法」 商事法務

2、応用を教授することについて

企業が関係する基本的な事項である株式や意思決定機関である株主総会、取締役会などまた、企業の資金調達方法、さらに企業再編の内容について商法がどのようにして定められているかを学習する。

ゼミナールでは商法の基本的思考を学んだ上で、設立から機関までの概略を把握する。その後、企業で発生することが考えられる様々な法的事例を取り上げ、どのように解釈しながら解決していけば良いのかを研究する。法的事例のテーマは講師が決め、これをどの規定に関連させ、過去の判例などを参考にしながら、どのような結論を導き出すのかをディスカッションを通じて行っていく。また、テーマに関しても出来る限り新しい、商法改正に伴う斬新なものを講義テーマとすることで、実務現場で問題になっていることを身近に感じさせることを主眼におく。続いて株式会社に関する高度な法規制に関する内容を学習し、商法における専門的な知識を習得する。

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

商法の基礎的法理を学び、会社の設立、運営機関、会社の資金調達、会社再編等の実践

的テーマを各人に与え、相互に会社間の再編等の共同研究を行わせる。たとえば、各人に会社を設立させ、各会社の合併等を行い、そこにおいて会社法を基本として会計、税法等総合実践的な高度の理論と実務を修得させる。

1. 学術の理論について

「管理会計論」は、様々な会計情報を活用して経営管理者の意思決定・経営管理に役立てることを目的としている。ただ、管理会計は、制度会計とは異なり、組織内部で使用される機密情報として扱われることが多く、企業の内部における自由な発想が理論展開されるという特徴をもち、管理会計は主として、原価計算と予算管理からなる。

そこでまず、計算技法による体系化（個別原価計算、総合原価計算、標準原価計算、直接原価計算、特殊原価調査、経営分析等）についての史的展開を含めた基礎理論の確認を行う。それら基礎理論を敷衍して、経営機能領域による体系化（生産管理会計、財務管理会計、販売管理会計）、経営管理機能による体系化（意思決定会計、業績評価会計）について論講する。

また、管理会計が時代や企業環境に応じて様々な発展を遂げてきたことを鑑み、競争戦略、顧客満足、マーケティング、製品開発等、戦略的要素の強い戦略的コスト・マネジメントについて、今日的課題に対する論理の考察を行う。特に、活動基準原価計算、品質原価計算、原価企画について、理論的背景、現代的意義について考察する。

予算管理については、予算管理の基礎概念や技法を学び、また企業のさまざまな具体的な事例から、企業経営に会計数値がどのように役立っているのかを論講する。

そして、戦略的コスト・マネジメントの1つである担当者の主要な研究分野であるライフサイクル・コストニングの分野に焦点をあて、製造原価や環境コストを含む拡大したトータルコストの把握、予算編成、設備投資の経済性計算、財務情報分析等の問題意識をもった授業を実施する。

使用教材・参考文献

- ① 「原価計算」岡本清著 国元書房
- ② 「管理会計」櫻井通晴著 同文館
- ③ 「現代原価計算論」小林哲夫著 中央経済社
- ④ 「現代管理会計論」古田隆紀著 中央経済社
- ⑤ 「原価企画研究の課題」日本会計研究学会 森山書店
- ⑥ Shank, J. K. and Govindarajan, V., *Strategic Cost Management: The New Tool for Competitive Advantage*, The Free Press
- ⑦ 「予算管理講義」小林健吾著 東京経済情報出版社
- ⑧ 「ライフサイクル・コストニング」岡野憲治著 同文館
- ⑨ 「ライフサイクル・コストニング研究序説-2つのライフサイクル・コストニングの必要性-」『商学研究』第2巻第1号 江頭幸代著

2、応用を教授することについて

管理会計論では、経営管理者の意思決定に有用な情報を与えることを1つの目的としているため、特化された専門分野とともに多くの事象に適応し、判断できるための幅広い知識と考える力に加え、高い倫理性と責任感を育成できるようにしなければならない。講義は、管理会計および原価計算の計算手法にとどまるのではなく、管理会計および原価計算の理論的背景、理論、存在意義、目的、体系等について理論の適用可能性、問題点に関して学生と質問形式で実施する。

また、近年のトピックの中から、サプライチェーン・マネジメント、環境に配慮した製品開発、環境管理会計、コンカレントエンジニアリング、カンパニー制、バランスト・スコアカード、制約条件の理論、グローバル組織の管理会計等についても論講することによって、新たな展開に対しての論理展開をすすめたい

使用教材・参考文献

- ①Horngren, C. T., Foster, G. and Datar, S. M., *Cost Accounting: A Managerial Emphasis*, 9th ed., Prentice-Hall

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

管理会計論が他の分野（経営管理、経営組織、オペレーションズリサーチ、財務会計等）と密接に関連しているという特徴をもつことから、関連分野についても幅広い知識とともにその関連性を習得させ、新しい発想を展開する。専門的職業は、専門分野に特化しがちであるが、高度の専門的職業人にとって重要なことは、豊富な知識の中から自ら考え、実行し、そして他人に伝えるコミュニケーション能力を身に付けることである。そこで自分の考えを発言し、そして論述できるためには、現代社会で企業の抱える問題に管理会計がどのように役立つのかについて、院生とのディスカッション、レポートを通じて実施したいと考えている。

1、学術の理論について

現代経済社会の構造と機能を理解するために、ミクロ経済学およびマクロ経済学の基礎理論を習得する。

ミクロ経済学では、(1) 消費者や企業など経済主体の意思決定理論、(2) 価格の決定など市場構造の理論、(3) 経済活動の社会的利益を論じる厚生経済の理論、について順次学習する。個々の経済主体がどのような経済合理性にもとづき行動するか、またその集合としての市場によってどのように価格が決定されるか、さらに市場をどのような状態にすれば最も望ましい経済利益がもたらされるか等について、理論的な理解を促したい。これらは例えば政府の進めつつある様々な規制緩和や道路公団・郵政公社の民営化など一連の構造改革の本質を理解する助けになろうし、また、より直接的には、金融市場や証券市場における個人・企業の行動やその成果を評価するための理論的道具となろう。

マクロ経済学では、(1) 国民所得の決定の理論、(2) 貨幣の経済理論、(3) マクロ経済政策の理論について順次学習する。一国全体の生産活動規模を表す国民所得がどのように決定されるか、そこに貨幣がどのようにかわるか、また、政府や日銀がおこなう財政・金融政策は何を意図して行われるか等について、理論的な理解を促したい。これらを学ぶことで、景気の動きや、株価・金利・為替レート・物価などがそれとどのように絡んでくるかがわかるようになるだろうし、例えば日銀のゼロ金利政策や量的緩和政策などの本質を理解する助けになるであろう。

使用教材・参考文献

- ①「ゼミナール経済学入門」福岡雅夫著 日本経済新聞社
- ②「ミクロ経済学入門」西村和雄著 岩波書店
- ③「入門マクロ経済学」中谷巖著 日本評論社
- ④ 必要に応じて新聞記事等のレジュメを用意する

2、応用を教授することについて

ミクロ・マクロの基礎的経済理論の習得を前提として、特に会計専門職の業務に密接に関係する金融経済の分野について、より突っ込んだ議論を行う。

80年代中頃から始まった金融の自由化は、近年金融ビッグバンとして急速な展開を見せ、金融の「グローバル化」「規制緩和」「証券化」は個人や企業を取り巻く経済環境を劇的に変化させつつある。従前の金融常識、たとえば金融商品の種類は限られその仕組

みは単純明快、金利は横並び、間接金融中心の資金調達、といった古いレジームのもとでは、金融経済の知識はそれほど必要ではないかも知れない。しかし周知のとおりこのような古いレジームは崩壊し、想像をはるかに上回るスピードで新しいシステムや商品が生み出されている。いわゆる「会計ビッグバン」も、金融の急速な証券化の進展から会計インフラの新たな枠組みの整備が要請された結果である。企業で会計業務を担うにしても、第三者として財務書類の監査を行うにしても、様々な国の行政に携わるにしても、これから会計専門職にとって金融経済を理解することは必須となろう。しかし、現在の金融経済はともすれば金融マンを自称する人にとってもわかりにくいほど多様化・複雑化している。そこで、まず金融界の流れおよび現状を整理し正確な金融知識を習得し、続いて経済主体の金融行動の理論的解明を進めたい。具体的には、(1) ここ 10 数年間の金融界の流れおよび現状、(2) 貨幣の経済理論、(3) 個人・企業・銀行の金融行動理論、(4) 金融市場・証券市場と新しい商品、(5) 国際金融の経済理論について順次学習する。

私の講義が中心になるとしても、ゼミ形式で定期的にテーマを決めてディスカッションを行いたいと思う。その際、学生自身に自由な意見を表明させ討論する方式だけではなく、こちらが意見を複数用意して学生に与え、賛成意見を強いて考えさせ討論させる方式も取り入れる。とにかく学生に多様なモノの見方を経験させたい。また、これはまだ発案段階であるが、証券投資シミュレーションなども出来ればよいと思っている。

使用教材・参考文献

- ① 各テーマに沿ったレジュメを用いる
- ② 「ゼミナール現代金融入門」 齊藤精一郎著 日本経済社
- ③ 「金融論の基礎」 浜田文雅他編 有斐閣
- ④ 「金融論[新版]」 柴沼武他著 有斐閣

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

自らの専門分野について理論的背景を伴った高度の知識をもたなければならないことは当然であり、各会計科目における指導によりそれを実現することは専門職大学院の最も重要な役割である。しかしながら、真のスペシャリストは実はジェネラリストである。それらの専門的知識を的確に活用し相応の実務をこなすために必要なものは、周辺の知識に支えられた幅広い見識である。それを養うこともまた専門職大学院の重要な役割である。学際的な知識と理解があつてこそ柔軟な発想と創造的な意見が可能となる。

例えば、経済学の理論が会計業務等に直接関係するかと言え、そうではないであろう。しかし、例えば先に述べたように、金融の証券化が進み投資者の意思決定の観点か

らより経済的実態を反映した資産や負債の概念が必要とされる現在、マクロ経済や金融に関する基礎知識は勿論、資産選択の理論やデリバティブズの仕組みなどを知ることは、会計専門職にとって大きな強みとなろう。

しかし、それ以上に経済理論を勉強することに期待される効果は、それが理論的な思考能力を培うために大きく寄与するであろうことである。事実をより正しく認識し、より公正に判断し、一つの確固とした意見に行き着くためには、学術的な知識はもちろん、理論的思考能力がなければならない。理論的思考の本質は数学的思考である。文系の人間は数学的な処理を行う場面にあまり恵まれないことで、不幸にも理論的思考を養う機会を逸してきた。経済学の理路整然とした体系を学習することは彼らに経済の知識以上のものをもたらすことは間違いない。

高度に専門性を高めつつ専門バカにしない。これこそ我々が世に送りださなければならない人物像であろう。そのためには、一つのことについて多面的にモノを考えることができる能力を身につけさせることが必要である。先に述べたようなゼミ方法なども有効ではないかと思う。

1、学術の理論について

自分はこれまでの経理会計に関する専門教育30年の経験とこれと並行して20年間行っている税理士業務の実務経験を通じて、これまでに得た経理会計に関する専門的知識とこれと並行する経理実務の知識を体系的にまとめて書籍等としている。

これまでの自分の経理会計またその関連分野に関する研究過程は、企業会計と法人税等の租税についてのものが多く、その研究過程の次の通りである。

〈研究過程〉

- ① 一般企業に関する財務会計の基本原則
- ② 上記①と関連させて、法人税などの租税との関連
- ③ 新会計基準のうち外貨建会計、また退職給付債務など

上記の研究領域を常に企業会計における実際の現場を基礎にして考察し、経理会計が経済社会にどのどのような情報を提供し得るのか、その目的は何かを念頭に各分野の研究をしてきたつもりである。

自分のこの研究スタイルは、単に研究者として経理会計分野の探究をするのではなく、自分が会計におけるフィールドで税理士として業務を通じて経験した事項を基礎に、経理会計に関する分野を総合的に学術として研究し、その積み重ねにより専門知識を深めているからなし得るものであると考えている。

そもそも経理会計に関する分野に限らないことであると思われるが、経済社会の中で発生している事象を科学するということは、その事象を単独で学問としては探究することには限界がある。自分の研究した経理会計に関する内容も、経済社会の中で検証されるべきものであり、理論と実務がどのようにして相互関係を持つかを分析し、自らの研究を発展させるための要因にするように意識している。

今回自分が、大原大学院大学において講義を担当することとなった授業科目は、簿記関係の基本的なものである。しかし大原大学院大学においてその研究領域を公会計、非営利法人に関するもの、また知的財産権等に関する領域へ広げて行きたい。これらの研究内容を深め学内誌などに発表し、さらに大原大学院大学においても院生に新しい授業科目としてこれらの知識を提供したいと考えている。

大原大学院大学は、会計専門職大学院であるという特質から経理会計に関連するさまざまな授業科目が存在する。この中で自分の担当する授業科目はその基礎知識を提供する科目であることを自覚して講義にあたり、自分の持つ知識の全て院生に提供するような方法で講義に取り組みたいと考えている。

使用教材・参考文献

- ①「誰にでも分かる経理実務」税務経理研究会編 (税務経理協会)
- ②「簿記論 1及び2」堀川 洋 (とりい書房)

2、応用を教授することについて

会計専門職大学院は、院生に対して会計分野の学術を研究教授すると共に、高度で専門的な能力を培い、各専門分野における実践的な能力を養うことを目的としている。このためには経理会計という分野において、簿記が現在どのような方法により行われているのかをまず説明しなければならないと考える。この基礎概念の理解は、院生が当大学院の教育課程の中で経理会計に関しての簿記、管理会計、会計学などの講義を通じてさまざまな高度な関連知識を身に付けるためにも重要なテーマであると考えられる。

簿記の持つ基本原理は、企業会計の中で長年に渡り普遍のものされている。この原理に基づき産業の発展を数値による計算結果として多くの情報を関係者に提供してきた歴史的な事実も存在する。

担当する講義の中では、この経理会計に関する普遍の原理である複式簿記を実務に即した内容で指導し、また演習に関する講義では、ゼミ形式によるスタンダードな手法を使いながら、経理会計が実務のフィールドではどのようにして行われているかを、個々のテーマに添って一つひとつ教授指導したい。

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

大原大学院大学は会計に関する専門職大学院である。多くの授業科目は、経理会計に関する高度専門職に就くことを前提に教育編成したものであり、院生はこれら関連科目を履修することにより、自ずとその専門性を高めることになるはずである。

現在、経理会計に関する業務処理はコンピュータにより行われるのが常識である。このコンピュータの出力情報は、各企業の業績を単なる数値として示しているに過ぎない。これを分析して適切な情報として第三者に提供するためには、経理会計に関する知識を持つ人間の高度な判断力が必要である。

この講義では、院生が経理会計に関する知識を有することを前提にして、コンピュータなどの機械が業務を行う領域と人間が経理会計として係わらなければならない領域とを明確に区別することにより、機械が出力した計算結果をどのように企業の情報として利用すべきかを具体的に理解させたいと考えている。

1、学術の理論について

東インド会社（ベンチャー）に始まる一取引の損益確定計算以降、近代資本主義（自由経済体制）の発達によって企業の大規模化、事業の継続化（ゴーイングコンサーン）がもたらされた。このことは多くのステークホルダーに期間損益を適切に開示することを要求している。開示される財務情報が適切であることを担保するために、独立した第三者たる会計監査人の監査が必須である。

ここ数年、エンロン事件をはじめ、我が国においても企業会計に関する粉飾問題が表面化し、会計監査に対する信頼性が揺らいでいる。一般の人々は、会計監査をしているのになぜ粉飾や不正を見抜けないのか、という疑問を持っている。財務諸表監査に関するイクスペクテーションギャップである。

ステークホルダーに対して適切な財務情報を提供するためには、財務諸表の作成者である経営者とそれを監査する会計監査人の責任を明確に認識しなければならない。大原大学院大学における授業では経営者の責任、すなわち内部統制制度の確立を含むガバナンスのあり方とガバナンス体制の評価について必要な知識を習得できることを目指す。一方、会計監査を担当する立場から、①取引に関する事実認定と適切な会計処理、②監査基準および準則に関する知識を習得すると共に職業倫理（特に独立性）に関する基本姿勢を体得、③ガバナンス（内部統制制度を含む）が不備な環境下における監査のあり方、④監査意見形成に関する考え方、⑤会計監査人の法律上の責任を中心に講義し、院生が信頼される監査人となれることを目指す。

なお、近年は公的部門の監査が拡大しているが、会計監査人の役割は民間部門において大きいので、講義・ゼミともに企業会計とそれに対する監査を重点とする。

使用教材・参考文献

- ①講義内容に合わせてテイラーメイドで作成する

2、応用を教授することについて

講義にあっては、上述1. に沿って進めるものとする。

ゼミにあっては、会計および監査に関する基礎知識を習得済みとの前提でケーススタディを院生が全員で研究し、ディスカッションしたうえで最後にあるべき方向性（考え方、方向性）を指導する。

使用教材・参考文献

- ① ゼミ用はケーススタディの材料
- ② 法令（商法、証券取引法など）
- ③ 会計基準（公認会計士協会の諸指針を含む）、監査基準・準則、その他

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどのように教育すれば達成できるか。

会計専門家を養成するケース

卒業生の多くは、企業内で専門家として働くことになると思われる。

- ① 大原大学院大学で習得した会計に関する知識は、そのまま社会でも応用できるので実務に即した内容の講義やゼミにしたらどうか。そのためには、取引の実態を的確に把握できる才能を身に付けさせる必要がある。たとえば、金融商品にあって、表面上は証券取引のように見えるが、実態は融資であったり不動産投資であったりする。また、設備リース取引や小売業における店舗賃借にかかわる差入保証金などは金融取引ではなく設備投資と認識することが求められる。
- ② 組織内（会社など）にあっては困難な局面に立たされることもあるが、その場合の選択・判断に関して心構えを持たせることも有用である。たとえば、上司から財務諸表を粉飾するよう求められる場合がある。この場合に、指示に従って粉飾決算に加担するか違法行為には加担しないという立場を取るかの判断を迫られる。これは法律の問題のようであるが、企業の経理部（各社名称は異なるが）にいれば現実の問題となりうる。この心構えを持った人材を送り出せば、大原大学院大学の出身者はしっかりしているとの評価を受けることになる。

監査の専門家を養成するケース

卒業生の多くは、企業内又は企業外で監査を担当することになると思われる（会計検査院に入ることもありうる）。内部監査人の担当は主として業務監査であるので、ここでは会計監査希望者を想定している。

会計監査人になるためには専門知識を有していることは勿論、人格識見に優れ、且つ通常人よりはるかに重い倫理観を有していなければならない。多くの粉飾事例では監査してもわからなかったケースは少なく、大半はクライアントの言いなりになったものである。不特定多数のステークホルダーに対する己の責任を自覚できるよう倫理観（特に経済的、精神的独立性）を持った院生を育成することが重要である。

1、学術の理論について

消費税に関する知識は、税理士、会計士、企業の経理担当者にとっては絶対必要不可欠なものとなっている。これからの時代は、消費税を知らない職業会計人は生き残っていけないと言っても決して言い過ぎではない。

しかし、実務の現場では未だに消費税に関する正しい知識のないままに、いわば見よう見まねで日常業務をこなしている職業会計人が多数存在するのが現実である。

消費税を正しく理解するためには、単に課税か非課税かということを勘定科目で確認するのではなく、法令に基づく課税体系の基本をしっかりと理解することが大切であると強く感じている。

本講座では、消費税の概要についてまず学習した上で、課税対象取引と非課税取引、免税取引の理解に重点を置いて講義を進めたいと考えている。

使用教材・参考文献

- ① 「消費税の申告実務」 中央経済社
- ② 「消費税トラブルの傾向と対策」 ぎょうせい
- ③ 「消費税法規通達集」 中央経済社刊

2、応用を教授することについて

税法は法令通達がすべてであることから、常に条文に目を通すことにより、法令に裏付けされた講義を心がけていきたい。

学習した内容が単なる机上理論で終わってしまうのでは意味がないし、また、院生も実感が湧かないであろうから、解説には実務上の問題点やトラブル事例などを適宜織り込んで、臨場感のある、イメージの掴みやすい講義を心がけていきたい。

税務に関する裁決や判決などを材料に、実務上のトラブル事例について問題提起をする。これに対する院生の考え方を聞いた上で、法令に基づいた解釈論と問題点について検討してみたいと考えている。

使用教材・参考文献

- ①裁決・判決事例集、その他税務専門誌の記事などを借用予定

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

我が国の消費税法は、諸外国の税制と比較してみても、まだまだ改良の余地があるものと考えられる。現行の消費税法の問題点などを、諸外国の税制を参考に検討してみたい。

また、税率のアップを柱とする消費税法の改正も、非常に興味深いところである。複数税率やインボイス制度の是非などについても議論を重ねてみたいと考えている。

1、学術の理論について

現行税制のしくみや基本原則を体系的に理解させる。

特に法人税法に重点をおき、税法の規定が企業会計と異なる取り扱いになっている事項を中心にその立法趣旨と沿革について説明し、理論的な問題点、実務上の問題点についても触れていきたい。

使用教材・参考文献

- ① 「租税法」金子宏著 弘文堂
- ② 「法人税法」渡辺淑夫著 中央経済社
- ③ 「法人税有利選択の実務」高橋敏則著 税務研究会

2、応用を教授することについて

租税法に関する理解と知識を深めるために、具体的な事例に即して法の適用について理解させる。

特に税法の規定から企業がどのような行動をとるようになるのかを判例、裁判事例をみながら考えていくようにする。さらにそのことから公認会計士が会計監査を行なう場合の留意事項や税制がどうあるべきかといったことも考えていきたい。

使用教材・参考文献

- ① 国税不服審判所の裁決事例などデータベースから入手できる事例
- ② 「ケースブック租税法」金子宏他著 弘文堂
- ③ 「租税回避の事例研究」ハッ尾順一著 清文社
- ④ 「納税者勝訴の判決」山本守之著 税務経理協会

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

税法の条文をただ覚えるだけではなく、その趣旨を理解し、日々変化する経済環境や企業会計との関係、企業の行動との関係で捉えられるようにするために、事例研究や発表・ディベートを通して考える習慣が身につくように指導教育する。

1、学術の理論について

(1) 指導していききたい授業内容

①私の研究テーマ

私の公認会計士としてのテーマは、「知的財産と企業経営」である。知的財産は、現代企業の戦略上、最も重要なものと位置づけられており、昨今では多くの研究者や実務家がそれを研究テーマとして掲げられている。私は米国勤務時の経験を契機に15年以上前からこのテーマの研究を行っている。

私の研究対象は、多国籍企業における移転価格は各関連者が保有する知的財産に基づいて決定されるべきとする「移転価格税制」の米国及びOECDの事例研究に基づき、わが国における移転価格の事例研究を数多く行ってきた(この成果は、「米国における移転価格調査の実態から見た移転価格税制の具体的対応策について」という論文にまとめており、当該論文は第2回「税経論文賞」実務家の部で入賞している)。また、知的財産を最も効果的に利用して経営をしていると考えられる欧米のエンターテインメント企業の事例研究を行っており、その研究成果に基づき、わが国企業の知的財産に関する取組み方の問題点も検討してきた。

このような私の研究成果に対して経済産業省も評価し、同省が主催あるいは後援する委員会の委員を就任してきた(具体的には、「ソフトウェア担保融資研究会」、「独立系ソフトウェアベンダー資金供給研究会」、「マルチメディアコンテンツ流通研究会」、「コンテンツファイナンス研究会委員」、「日本型完成保証研究会」、「知的財産権投資協議会(FCC協議会)」)。私はこれらの委員会では、単に委員として発言するだけではなく、報告書や答申の原稿の作成も行ってきた(これらの成果は著書である「コンテンツビジネスに負けない法則」(日経BP社・2001年)にまとめている)。

②職業的専門家としての経験及び企業の経営者(CFO)としての経験

私は、上記の「知的財産と企業経営」というテーマを、大手会計事務所のパートナーとして多くの企業に指導してきた。さらに、自らもコンテンツ制作企業の経営者(CFO)として、株式公開(2001年に香港で一社を上場させ、2006年2月に日本でもう一社を上場させる予定)やM&A及びTOBを行った実績を有している。このように、私は外部の専門家としての立場だけではなく、企業内部の経営者という両方の立場の実務経験を有しているので、院生には多角的な説明ができると考えている。

③授業で教えていきたいテーマ

私の担当する授業である「企業会計実務」及び「税務会計演習」は、会計と税務という切り口は異なるが、その本質的なテーマは、「知的財産と企業経営」である。現代企業の行動を理解するためには、知的財産の分析とそれに基づく戦略を理解することが不可欠となっている。この重要なテーマを院生に理解してもらうために、最先端のアカデミックな知識と国際的視点に立った多くの事例研究をバランスよく指導していく予定である。

使用教材・参考文献

- ① 「ゼミナール 現代会計入門」伊藤邦雄著 日本経済新聞社
- ② 「最新会計基準入門」工藤雅敏著 エクスメディア
- ③ 「税効果会計」あずさビジネススクール編 エクスメディア
- ④ 「リスク情報の完全分析」朝日監査法人編 中央経済社
- ⑤ 「租税法（第9版）」金子宏著 弘文堂
- ⑥ 「会社法務と税務（改訂五版）」中野百々造著 税務研究会出版局
- ⑦ 「OECD移転価格レポート」OECD租税委員会
- ⑧ 「図解法人税」小畑孝雄著 大蔵財務協会
- ⑨ 「国際課税の基礎知識（六訂版）」川田剛著 税務経理協会
- ⑩ 「国際課税（第4版）」小澤進著 中央経済社
- ⑪ 「詳解日米租税条約」矢内一好著 中央経済社
- ⑫ 「Q&A 非居住者・外国法人の源泉徴収（平成16年2月改訂）」佐用恭治著
財団法人 納税協会連合会

2. 応用を教授することについて

私は、大原大学院大学の卒業生には、日本のみならず世界で活躍する職業的専門家や企業の経営者（CFO）になってもらいたいと願っており、そのような人材を育てることの一助となることが私の望外の喜びと考えている。

私の授業では、単なる聞き流しの講義だけではなく、院生が自分の意見を持ち、かつ、他人に自説を伝える能力を伸ばすことも重要な目標と考えている。従って、授業の中心を私からの講義とするものの、院生とのディスカッションも積極的に行っていく予定である。また、最後の3講義を使って、院生に自ら事案を一つ抽出してもらい、その事案の分析・解説をしてもらう予定である。さらに、授業以外でも院生とのディスカッションを積極的に行うために、メール等によって質疑応答を行う予定である。

また、私の重要と考えるテーマを院生により理解してもらうために、以下にある私の著書や論文を利用していきたいと考えている。

使用教材・参考文献

- ①「コンテンツビジネスに負けない法則」(日経 BP 社・2001)
- ②「会計・税務」ーコンテンツ・プロデューサーのための基盤研究ー(経済産業省・2003)
- ③「米国における移転価格調査の実態から観た移転価格税制の具体的対応策について」
(第2回「税経論文賞」実務家の部で入賞)

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどのように教育すれば達成できるか。

私は、大原大学院大学を院生が単なる講義を受ける場としては考えていない。高度の職業的専門家を育てるためには、アカデミックな理論の理解とそれを現実に実践している事例研究をバランス良く継続的に行わなければいけない。そのためには、私は私の専門分野である知的財産(あるいはコンテンツビジネス)の研究会を研究者や実務家をメンバーに立ち上げたいと考えており、当該研究会には、現役の院生のみならず、卒業生も参加してくれることを望んでいる。

1、学術の理論について

まず監査に関する共通の認識を得るために、監査理論及び監査制度の基本的枠組みについて検討する。すなわち、監査の意義・種類・目的・機能といったことを確認した後、証券取引法監査と商法監査、外部監査と内部監査との関連等を学習する。さらに現在の監査実務での重要な思考方法であるリスク・アプローチの考え方を考察する。

次に監査実務の各論を検討する。一般基準として、監査規範の意義と現監査基準の内容、監査人に要求される人的条件、監査計画と組織的監査の実践などについて学習する。

また実施基準として、リスク評価と監査手続の選択との関係、監査意見の形成プロセス、個別監査手続の具体的実施方法などの理解を目標とする。このフェーズは監査実務の現場に直接結びつくところであるので、監査計画書、監査手続書、監査調書といった具体的な成果物にどのように反映されていくのかを授業する予定である。

そして報告基準として、監査報告書の意義・種類・構造について明らかにするとともに、商法・証券取引法での各監査報告書が作成される手順を具体的なケーススタディで学習することを目標とする。

使用教材・参考文献

- ① 「監査一般基準論」長吉眞一著 中央経済社
- ② 「株式会社監査論（第3版）」原征士著 白桃書房
- ③ 「監査論の基礎知識（五訂版）」石田三郎編著 東京経済情報出版
- ④ 「会計監査論（第3版）」山浦久司著 中央経済社
- ⑤ 「リスク・アプローチ監査論」石原俊彦著 中央経済社

2、応用を教授することについて

企業会計基準委員会報告、日本公認会計士協会委員会報告を中心に、学習テーマを選択し、テーマ毎に事前に自己学習をする担当者を決めて発表させ、ゼミ参加者全員で発表内容の検証をする形式で学習するのを基本とする。また EDINET や JICPA データベースといった監査系データベースや税務関係のデータベースを紹介し、その操作を行うことにより、監査実務での応用を想定させる。さらに学外の現場視察として、証券取引所の見学や、日本公認会計士協会主催の会計士制度の普及、広報セミナーへの参加を予定している。

使用教材・参考文献

- ① 「監査入門ゼミナール」長吉眞一・異島須賀子著 創成社
- ② 「ベーシック監査論」伊豫田隆俊・松本祥尚・林隆敏著 同文館出版

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどのように教育すれば達成できるか。

伝統的な財務会計、管理会計、監査等の知識だけではなく、国際会計、国際監査といったグローバルな領域をも網羅することが必要である。また会計・監査に関連する周辺領域のスキル習得を必須と考え、経営、ファイナンス、IT、法務、労務、統計等の教育を充実させることが重要である。

1、学術の理論について

証券取引法は、投資者の保護が大きな柱であり、投資者保護を通じて国民経済の運営を適切に行うことを、その立法趣旨としている。同法には、この趣旨から、企業内容等の情報開示、証券取引所における証券の売買管理、上場管理等に関する諸制度について、所要の規定が設けられており、その根幹を成すものが企業内容等の情報開示とされている。企業内容等の情報開示が適正に運営されることにより、はじめて資本・証券市場における有価証券の発行・流通の円滑化と適正な価格形成が確保されることになる。

このように、企業内容等の情報開示制度は、証券取引法の諸規定の中で極めて重視されている制度であることに鑑み、「証券取引法実務」では、当該制度の正確な理解とその蓄積、それを踏まえた高度の専門的な実務知識と応用能力を修得することができることをこの講義の研究テーマとしたい。

使用教材・参考文献

- ① 「証券取引法におけるディスクロージャー制度Q&A 62」
- ② 「ディスクロージャー実務研究会編」松土陽太郎監修
- ③ 「会社法（第7版）」神田秀樹著 弘文堂
- ④ 「詳解 新会社法の実務 Q&A」

新日本監査法人・改正会社法実務研究会編著

2、応用を教授することについて

上記の研究課題に沿って下記のような事項を、実務における応用として教授する。

まず証券取引法における企業内容等の情報開示制度の目的、必要性等の基礎的な事項についての概説を行う。そのうえで、証券市場における発行・流通両市場の仕組みなどの概要、開示書類の事実性等の確保の諸制度についての考え方を深める。

さらに企業内容等の情報開示の中心的役割を果たしている、有価証券報告書等の開示書類の有効な見方、利用の仕方についての概説を理解させ、有価証券の大量保有状況開示制度、公開買付（TOB）制度、内部者取引（インサイダー取引）規制制度等について説明する。

その他、企業内容等の情報開示に関する実務上の諸問題等についての概説に重点を置いた講義を予定している

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

上記の項目を教授するためには、所要の学術理論とその応用の研究が必要不可欠と思考される。このため、以下のテーマについて必要な調査、研究を行うとともに、講義を通じての意見の交換や討論の場の基本的な教材とすることとした。

使用教材・参考文献

- ① 証券取引法における投資者保護と商法（会社法）における債権者・株主保護の概念の対比
- ② 証券取引法における企業内容等の情報開示と商法（会社法）におけるそれとの相違点とその考え方のポイント
- ③ 証券取引法における企業内容等の情報開示の民事責任・刑事責任規定と商法（会社法）におけるそれとの相違点とその考え方のポイント
- ④ 証券取引法における企業内容等の情報開示の問題点と改善策の検討
- ⑤ 諸外国における企業内容等の情報開示制度と証券取引法におけるそれとの相違点とその考え方のポイント
- ⑥ 上場会社の粉飾決算の事例分析と分析結果から見た粉飾決算の防止のための有効な諸施策の検討

高度の専門性を修得するためには、一方的な講義では適当ではない。そのため、講義内容の説明は概ね50%とし、あとの50%を質問形式、討論形式で進めることにより、理論と実務の双方の理解力と応用力を高めることができるとともに、効率的な講義効果を生むことになるものと考えており、この方法を極力採り入れたい。

1、学術の理論について

会計情報は、企業の外部者に資するために提供されるばかりではなく、企業の内部者にとっても合理的な判断や意思決定を行うべく提供されるものでなければならない。企業内のこれらの情報は、現在全てシステム化されており、このシステムとどのように管理運営させるかは企業にとっても重要な課題である。特に会計システムに関しては、企業に財務内容の全てが入力されており、出力するさまざまな情報は関係者には重要な意味を持っている。

会計情報システムが現在の企業において、どのような位置付けにあるのかを理解することは現在の会計情報を学ぶ者には重要な課題である。これらの会計情報が、財務管理システムと連動して、資金運用管理、販売管理、購買管理、労務管理など、企業内において基幹となるシステムはどのようにして運営されるのかを学び、これらの関連を理解することは今後の財務管理者にとっては必須の知識である。

使用教材・参考文献

- ①「意思決定の情報経済分析」石塚博司他著 国元書房
- ②「経営財務講義」諸井勝之助著 東京大学出版会

2、応用を教授することについて

担当する「会計情報システム論」の講義では、財務システムが根幹として現在企業にどのように位置付けられているのかを理解させて、これを販売管理システムやそれ以外のシステムと関連を持たせなければ十分な機能を発揮し得ないことをまず理解させたい。

このためには、会計システムとしてどのような構造を基本的に有していなければならないかを理解しなければならない。

これらを踏まえて最近の ERP パッケージ・ソフトの利用にあたっての注意点なども関連させて会計情報システム全体を理解させたい。

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

本教科は、講義と実習とを融合したかたちで実施したい。毎回、最初にその回の主要テーマの展開に必要な会計情報に関する詳細や情報システムに関する概略を説明する。これによりポイントとなるべき部分を理解させる。

そのあとでコンピュータに触れながら実習できるものは、操作を通じて講義前半で説明した内容に関して理解させたい。

講義内容によってはかなりレベルの高いことも含まれており会計や情報システムに関する高度な知識を必要とするものもある。しかし、これらも初歩的知識の整理、確認を通じて院生に各項目の理解をさせたい。課題を拡張、展開するかたちで本来のテーマの講義から若干離脱することも考えられるが、講義内容に関連しており関連のある項目として結論付けることができるように各項目をまとめたい。

この講義により、普段操作しているパソコンなどの知識が会計知識と関連を持つように身近なテーマを取り上げて、興味を持つように進めたい。

1、学術の理論について

経営学は、集団の運営を研究する学問である。この集団の中でも、特に経営学の中心的な研究対象になるのは、企業である。そのため、経営学は、企業の運営について責任を持つ経営者に対し、その望ましいあり方を提案することを課題にしているといえる。

企業の運営について、「こうしなければならない」という定説は存在しない。そのため、経営学を学ぶに当たっては、一つの答えを探していくというスタンスはとるべきでない。むしろ、様々な選択肢を幅広く把握しておき、その時々でそれらを適切に使い分けられるような力を養成していくことが必要になる。

企業の運営に当たって、経営者が判断を下す局面は実に様々である。講義では、経営者が判断を下すべき様々な局面のうち代表的なものを取り上げ、その考え方を解説していくことにしたい。具体的に、講義の中で扱う項目としては、次のような点を考えている。

- ・企業活動に必要な資金をどのように集めるか？～最適資本構成の理論～
- ・従業員を集め、彼らのやる気を引き出すためには何が必要か？～動機づけの理論～
- ・企業を成長させるためにはどのような方策が必要か？～多角化・国際化の理論～
- ・企業が大規模化してきたら部門をどのように編成するとよいか？～組織構造の理論～
- ・生き生きとした組織を作るために必要なことは？～組織文化の理論～
- ・ライバル企業との競争にいかにか打ち勝つか？～競争戦略の理論～
- ・獲得した利益をどのように配分するか？～配当政策・自己株取得の理論～

使用教材・参考文献

- ①「資本市場とコーポレート・ファイナンス」新井富雄・渡辺茂・太田智之著
中央経済社
- ②「経営の再生」高橋伸夫著 有斐閣
- ③「経営管理の理論と実際[新版]」柴田悟一・中橋國藏編著 東京経済情報出版
- ④「経営戦略論【新版】」石井淳蔵・奥村昭博・加護野忠男・野中郁次郎著 有斐閣
- ⑤「日本の競争戦略」M. E. ポーター、竹内弘高著 ダイヤモンド社

2、応用を教授することについて

経営学は、教科書的な知識を習得するだけでなく、その知識を前提にして現実の企業経営の動きを観察し、その論理を自分なりに紐解いてみる必要がある。このような鍛錬は、ゼミの場を利用しながら実施していきたい。

ゼミの実施に先立って、まずは新聞や雑誌に掲載された現実の事例の中から、取り上げ

るテーマを院生に対して提示する。この事例の中には、様々な関係者が行った各種の意思決定が含まれているが、なぜこのような意思決定がなされたのかを、まずは院生自身に考察させる。この際、単に自分自身の個人的な考えだけでなく、経営学の基礎理論に照らしながら、その決断に至ったプロセスを考察していくことが重要であることを繰り返し強調する。そして、考察した結果を、ゼミの場で各人が発表し、討論を通じて各人の捉え方によどのような違いがあるかを確認していく。

先にも述べたが、経営学には「こうしなければならない」という定説は存在しない。討論は、「何が正しいのか」を明らかにするためでなく、ひとつの事実に対して多面的な捉え方ができること、他者の考え方を理解することを通じて、自分自身の視野を広げていくことを狙いとする。

使用教材・参考文献

- ①「ケースに学ぶ経営学」東北大学経営学グループ 有斐閣
- ②「ケースブック国際経営」吉原英樹・板垣博・諸上茂登編 有斐閣
- ③「ビジネスケースブック No. 1」一橋大学ビジネスレビュー編 東洋経済新報社
- ④「ビジネスケースブック No. 2」一橋大学ビジネスレビュー編 東洋経済新報社
- ⑤「ビジネスケースブック No. 3」一橋大学ビジネスレビュー編 東洋経済新報社
- ⑥「ケースで学ぶ価格戦略・入門」上田隆穂編 有斐閣

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

何よりもまず、主体的に学習する意欲を喚起し、そのノウハウを習得させることが必要であると考え。今の学生は、幼少期から学習塾等に通い、受験に合格するためのノウハウについては、時間をかけて習得してきている。だが受験を通じて習得できるのは、主として“与えられた問題”を解決するためのノウハウであるといえる。すなわち、問題が明確になっている場合を前提に、それを解決するための能力は、これまでの受験生活を通じてかなりの程度養成されてきているといえる。

もちろん、このような能力も必要不可欠なものである。大原大学院大学においても、レポートの提出や小テストの実施等を通じて、課題解決能力を継続的に養成していくことが必要であると考え。

なお、現実の複雑多岐な世界で高度な判断を下さなければならない職業的専門家には、課題を解決する能力だけでなく、“課題自体を発見する能力”も求められることになる。このような能力を養成するためには、現実の様々な事象を冷静に観察させ、その解決の糸口を自分自身の手で探し出す訓練を積み重ねていくことが必要になる。このような訓練は主として、先に述べたゼミの場で行われることになるが、それ以外にも企業経営者とのディスカ

セッション等、実務の場で活躍している方たちと接触する場をより多く設け、知識の習得だけでなく、習得した知識を利用する訓練を継続的に行っていくことが必要であるとする。

1、学術の理論について

概要

一般に、会計専門職大学院の課程を修了した者は、会計専門職の担い手として社会の様々な分野で活躍していくことになる。しかし、会計専門職だからといって、会計学の知識に卓越していればそれで十分ということはない。会計学の専門家、すなわちインテリゲンチヤとして社会で活躍し、また自己の仕事を通じて社会貢献していくためには会計学の知識に加えて、ある程度法律知識が不可欠である。ここにおいて、法律知識とは、会計の専門家として業務を遂行していく上で要求されるであろう実務的な意味における個別の知識が含まれることはもちろんであるが、それに留まるものではなく、法律の根底に流れる基本的な考え方、いわゆるリーガルマインドをも意味する。特に、後者の意味での法律知識（リーガルマインド）を修得していれば、職業会計人としての業務において創造的な発想、思考が要求される場合に非常に強力な武器となる。そして、数ある法律の中でも、私の専門分野である民法は、私法の一般法であり、会社法等の企業法、独占禁止法などの経済法、その他の法律の基礎となる。

そこで、大原大学院大学では、将来、会計専門職の担い手として社会で活躍し、また社会貢献を期待されることになるであろう院生に対し、リーガルマインドの修得を主目的に、その目的実現のために民法を素材として院生を指導していこうと思う。裏返せば、法律の専門家を育成、養成することを目的としているのではないので、個々の条文の解釈するというよりは、個々の条文の意味内容を理解することを通じて、個々の条文の背景にある私法の考え方、あるいは一般原則の理解を修得させるよう指導していくつもりである。もちろん、適宜レポートを提出させ、また期末には試験を実施することで個々の院生の習熟度を確認する。

使用教材・参考文献

- ①「民法概論①～③」川井 健著 有斐閣
- ②「民法Ⅰ～Ⅳ」内田 貴著 東京大学出版会
- ③「判例百選 民法Ⅰ・Ⅱ」 有斐閣

2、応用を教授することについて

概要

会計専門職の担い手として要求されると考えられる民法の知識は、インテリゲンチヤの常識としての民法、すなわち、前述の民法の基本原則、一般原則であり、純粋な意味

での民法理論の応用をすべての院生に教授する必要性は必ずしも認められないであろう。しかし、今日の職業会計人の業務は、単に第三者的立場から企業の会計監査を行うに留まることなく、企業内会計士として企業内の会計業務に携わり、さらには企業内から、あるいは経営コンサルタントとして企業外から、経営戦略に関して一定の役割を期待されるなど、公認会計士の業務は非常に多岐にわたる。さらには、複雑、巧妙化する企業犯罪を糾弾するために弁護士、あるいは検察官などの法律専門職をサポートする役割も求められることもある。このような、広範な業務を遂行する際、あるいは法律専門家をサポートする際には、会計専門職の担い手として要求される専門知識に加え、個々の条文を解釈する能力が求められることも少なくないであろう。そこで、特に希望する院生に対しては、民法の基礎理論の理解だけでなく、民法の基礎理論の応用として、自ら民法その他法律の条文の解釈をなし得る能力を、ゼミ等を通じて指導していくつもりである。

具体的には、ケースメソッドの方法によりゼミを運営していく予定である。すなわち、①先ず院生に、法的な問題を含む「ケース」を示し、②各院生は当該ケースの当事者の立場に立ってそのケースを分析、検討し、そのケースに含まれる法的問題の解決につき、ゼミに先立ち自己の考えをまとめてくる（あらかじめ、レジュメ、あるいはレポートを作成してくる）。③ゼミにおいては、各院生が自己の検討の成果を発表しあい、また他の院生の発表について自己の意見を述べ、さらには指導教官の指導の下、ケースに関連するテーマにつき議論をする過程を通じて、各自の判断を検証する、といったプロセスにより、条文の解釈能力、すなわち、民法理論の応用を教授するつもりである。

使用教材・参考文献

- ① 「判例百選」(有斐閣)をはじめ、各種の判例集、判例評釈集より、指導教官があらかじめ指定するケース
- ② 指導教官が作成するレジュメ
- ③ 当該ケースに関連する各種の論文(ケースごとに、指導教官が指定する)

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

職業会計人という高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、および卓越した能力は、基本的に前述の講義、ゼミを通じて培うことができるはずである。もちろん、個々の院生が、学術的知識そのものを修得したか、論理的思考能力、あるいは、学術的知識を習得するための方法論を身に付けたか等につき、適宜小テストの実施、レポート等の提出、あるいは定期的な個別面談などの方法によりチェックすることは言うまでもない。

もつとも、会計専門職を担う卓越した能力のうち、特に職業倫理の修得については格別の配慮が必要であろう。学問の本来の、そして究極の目的が、真理の探究、真実の発見、正義の実現にあるとするならば、学術的にも高度な専門性が求められる職業会計人は、自ずと高い職業倫理を身に付けているはずである。しかし、今日の企業犯罪を見ると、職業会計人が粉飾決算、あるいは背任行為を幫助し、教唆するなど、職業会計人としての職業倫理を身に付けていない職業会計人も少なくない。このような職業倫理の欠如の背景には、職業会計人が高度の専門性を要求される職業だからそれに対応して高収入が得られると誤解していることにも一因があると思う。職業会計人の収入は、専門的知識を有するインテリゲンチヤとしての社会への貢献の対価なのであって、決して高度な専門知識の対価ではないはずである（社会への貢献なくして高収入はありえない）。あくまでも、これは一例に過ぎないが、このような現状に鑑みると、これからの専門職大学院においては専門教育に並んで、人格教育、職業倫理教育も重要な要素になってくる。そして、人格教育、職業倫理教育は、個々の科目における学術教育とは別に、科目間の横の連携を基礎として、すなわち大学院大学全体としての課題として取り組むべき問題である。例えば、職業倫理委員会のような組織を学内に作り、インテリゲンチヤ、あるいは真のエリートとしての心構え、さらには職業会計人の社会的役割等につき、年間を通じて教授、指導する機会、あるいは講演会などを設ける必要があるのではなかろうか。もちろん、必要に応じて学外より講師、演者を招聘することも必要になるろう。

1、学術の理論について

現在の企業の多くは、企業合併や海外取引、特殊な形態による商品仕入や販売など社会的に多くの影響力を持つ場合が多い。これらは全て特殊な領域であり取引内容も高度である。また、会計に携わる者は資本に関する専門的な知識が要求されているが、その全てが商法（会社法）により規制されているためその内容も熟知していなければならない。さらに、企業の規模が大きくなるにつれ、組織全体として債権者や利害関係者に公開する責任が生じ、報告すべき財務内容も企業集団を一括して示す連結会計が定着してきている。

このように会計の高度化に伴い、その内容の是非に関する判断については、公認会計士などの職業会計人の指示に従うことも多いと考えられる。

この応用簿記では基礎簿記で学習した内容をさらに高め、会社で行われている会計処理の基本を学習し、会計の数的理解を深めるとともに比較的難解と考えられている会計処理を理解し、企業が作成する財務諸表の数字が意味するところを理解していく。

使用教材・参考文献

- ①「連結会計入門第3版」中央経済社
- ②「税効果会計の実務第4版」清文社
- ③「連結決算書作成の実務」中央経済社
- ④「連結財務諸表の作成実務」中央経済社
- ⑤「詳解 税効果会計の実務第2版」中央経済社

2、応用を教授することについて

応用簿記の授業では、今回の学習テーマにある特殊な取引事例を、過去に発生した企業内の事例として紹介し、職業会計人としてどのような判断をしなければならないのか、その判断基準はどこにあるのかを経験談に基づき紹介して講義を進める。これについては実際に数値を使って学習することで、より実践的な内容にする。

また、連結会計においては、連結会計の歴史、連結会計の必要性、連結会計の方向性などグローバルな内容で講義を進める。ただし、連結会計の計算に関する知識が必要であるためここから重点的に講義をスタートさせ、段階的に理解させていく。

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

会計専門職は、会計の高度な知識が求められるのはもちろんのこと、それだけではなく、過去の様々な事例に即した高度な判断力が求められる。ここまででレベルの高い知識を身に付けることが出来ていると思われるので、単なる経理会計の基本的な練習問題の反復練習で終わらせることのないように、実践的な講座内容にする。実践においてどのように対処すべきかを数値に基づいて分析・判断し、行動できるようになることが最大の目標である。

1、学術の理論について

会計専門職大学院で修めるべき統計学の素養とは、①近代統計学の最も基礎的な部分を教養として理解すること、②学術的に専門性の高い高度な話題に直面したときに自分で適当な教科書、論文を調べることができるようになること、③統計学の発展と職業会計人との関わり方について将来を見据えて自分なりの見識が述べられるようになること、の三点であると考えている。

①に関しては、社会の経済活動との関わりという観点で近代統計学を捉える場合、二つの分野が中心になると考えられる。一つは1930年代のランダムサンプリングによる標本調査の導入によって社会的地位を確立した推測統計の理論、もう一つは1960年代以降の大型計算機の発達とともに実用面で急速に普及した多変量解析の理論である。この2分野に関しては参考文献Ⅰ、Ⅱなどを用いて講義と演習を中心に身につけていってもらいたいと考えている。また、統計と親戚関係にある数学の分野に確率論があるが、この分野が生み出した金融商品が市場で流通し始めてから20年以上が経つ。やはり職業会計人が注目すべき重要な学問分野の一つと言えるだろう。これに関しては参考文献Ⅲを教材として考えている。

②に関してはゼミ形式の講義を設け、最先端の話題からテーマをいくつか与え、発表者は自分でそれらのテーマに関する文献を調査しその内容を説明させるようにするなどの方法を考えている。

③は最も院生の主体性が問われるところである。学期末などに職業会計人と統計学との関わりに関するレポートを提出するなどの課題を設けることも考えているが、やはりゼミでの発表、質疑応答の中で培っていくべきものであると考えている。

使用教材・参考文献

- ①「統計学入門」東京大学教養学部統計学教室編 東京大学出版会
- ②「人文社会科学の統計学」東京大学教養学部統計学教室編 東京大学出版会
- ③「ファイナンスの数理」沢木勝茂著 朝倉書店

2、応用を教授することについて

通常の研究者養成機関としての大学院において院生が修めるべき統計学的素養とは、高度に専門化、細分化した研究分野において新しい研究成果を出すことである。これに対して会計専門職大学院で院生が修めるべき統計的素養とは、統計学に関して本質を理解しつつもなるべく広く学び、また今後の社会および職業会計人の職務内容における統計学の位

置づけに関して見識が持てるようになることである。このための教授方法に関しては 1. でも述べたが、ゼミ形式の講義を開き、最先端の話題からテーマを院生に与えるか選ばせるかして参考文献を調べさせ発表させるというやり方を考えている。また参考文献IVは、やや難しめの問題集であるがこれを数人で解いていく輪読形式のゼミなども考えている。

使用教材・参考文献

- ①「確率統計演習2」国沢清典編 培風館
- ②「ベイズ統計学入門」渡部洋著 福村出版
- ③ IV「Problems and Snapshots from the World of Probability」(G. Blom, L. Holst, D. Sandel)

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

近年統計的監査の方法が盛んに研究されており、これから職業会計人の職務内容と統計学との関わりがますます深くなっていくことが考えられる。またデリバティブなど数学的に高度な知識を用いた金融商品が市場で流通するようになっており、ファイナンスの知識を備えた職業会計人の需要が高まることも考えられる。

こういった背景を踏まえると単に統計学を学問として学ぶだけでなく職務内容や社会との関連性の中で統計学を捉えられるように院生を指導することが重要である。これは院生の主体性無しには指導困難なことである。やはりゼミ形式の講義の中で一つのテーマにある程度時間をかけてじっくりと取り組むようにしむけ、発表させるというやり方が最も適していると考えられる。

1、学術の理論について

私と英文会計との出会いは、「英文会計入門」(日経文庫)の著者であり現在東京情報大学教授である小島義輝先生から American Accounting School にて英文会計の手ほどきを受けたことが端緒である。先生の指導の下で、KIESO の”Intermediate Accounting”を精読し、また先生からは高度な会計理論を分かりやすく教えるコツも教わる。その後、U.S.CPA の試験に合格し、イリノイ州の Certificate (米国公認会計士証明書) を取得する。また、ほぼ同時期に実務に必要な英文財務会計知識研鑽のため中央アカデミーで 1 年間勉学に努める(中央アカデミー学院長の吉川義則氏はプライス・ウォーターハウス会計事務所で 15 年間勤務した経歴のある実務家であり、さらに米国人の書いた監査報告書の校正も担当していた英文ライティングの名手でもある。英文ライティングでのスキルも教わる)。

上記の経緯から学術的な英文財務会計の知識と実務的な英文財務会計の知識を活かすべく、平成 13 年 6 月以降ほぼ 5 年間に渡り大原学園にて英文財務会計の講座を担当し、分かりやすく理解できるテキストも作成してきた。さらに、指導の傍ら、Generally Accepted Accounting Principles(米国会計基準)のうち最近の Statement である SFAS 133 Accounting for Derivatives Instruments and Hedging Activities および SFAS 144 Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets を熟読し研究してきた。さらに、日米でも解説書がない最新の分野である公会計の基準書 Statement No.34 of the Governmental Accounting Standards Board を熟読し、精通していると自負している。

専門職大学院での指導テーマとしては、米国財務会計基準Ⅰで会計用語を英語で表現できる能力はもとより、日米での文化の差による会計処理の違いにも触れたい。米国財務会計基準Ⅱでは、米国の会計の 1 つの大きな特徴である「時間価値の概念」を数学的側面も押さえながら指導しつつ、その応用である社債および投資の会計処理を中心に指導していく。その一方で院生にはこれから英文で情報を発信する必要性が高まることは必須であるので、英文ライティングの技術をも指導していく予定である。

使用教材・参考文献

- ① 小島義輝「英文簿記の手ほどき」(日経文庫)
- ② 小島義輝「英文会計入門上・下」(日経文庫)
- ③ J. Lerner, “Shaum’s Outline of Bookkeeping and Accounting” (The McGraw-Hill Companies, Inc)

- ④ B. Englard, "Shaum's Outline of Intermediate Accounting" (The McGraw-Hill Companies, Inc.)
- ⑤ Donald E. Kieso & Jerry J. Weygandt, "Intermediate Accounting Tenth Edition" (John Wiley Sons, Inc.)
- ⑥ Robert F. Meigs, Mary A. Meigs, Mark Bettner and Ray Whittington, "Accounting: The Basis for Business Decisions" (The McGraw-Hill Companies, Inc.)
- ⑦ Barry J. Epstein, Ralph Nach and Steven M. Bragg "Wiley GAAP 2006" (John Wiley Sons, Inc.)

2、応用を教授することについて

私は単に英文会計の会計処理を指導するだけでなく以下の 2 点に留意して指導していくつもりである。

- ① 米国財務会計あるいは国際会計とも欧米の文化の産物である。したがって、米国会計基準を深く学習することは欧米の文化を学習することに通じる。私自身は若い頃フランス語をアテネフランセで学び（フランス語検定 1 級取得・通訳および翻訳の経験あり）、アテネフランセ卒業後もフランス哲学等の講義を受け、日本と欧米の文化の違い、もう少し平たく言えば発想の違いを学んだ。この違いは英語を単に日本語に変えただけでは習得できない面があり、そのことを米国財務会計基準 I から講義に加味し、単に欧米の知識を詰め込むだけでなく欧米の学問の長短を冷静に判断し、日本の会計人として自分の頭で思考のできる人材を育成したい。
- ② これからの会計人は、書物の知識のみでは実務には対応できない。広い意味でのコミュニケーション能力が必要となる。そのためには院生同士でのディスカッションを取り入れると同時に、実務家を招き講演およびその後の質疑応答をしていきたい。具体的には、私は数年前から JUSCPA（米国 CPA ソサイエティー：2005 年 11 月には前米国公認会計士協会会長の Robert L. Bunting 氏をゲスト・スピーカーとして招聘するなど活発な活動を展開している）の会員でもあり、会員の中には現在英文財務会計の知識を活かし様々な分野で活躍されておられる方がいらっしゃるののでその方々に講演をお願いしたいと考えている。

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

- ・上記 2. で培われた知識を基に英文財務諸表を読み取る能力を育成する。

1、学術の理論について

個人所得税は、我が国の租税体系の根幹とされるものであり、現行税制においては、個人所得をその性質、発生形態又は担税力に応じて10種類に分類し、その分類した各種所得に応じた計算方法及び課税方法が定められている。

個人所得税実務においては、自然人である我々個人のほか、事業活動を行う企業においても所得税実務は決して欠かせないものである。

個人においては、保有資産の移転がある機にその保有期間中の含み益を課税対象とする譲渡所得課税がある。分離課税方式を採用する不動産、有価証券に対する課税方法は、いつの世代においても注目され続けている。経済社会の急速な変化の中、暦年単位課税制度を採用する現行税制において、これら保有資産の移転時にその含み益を所得として認識し一時に課税され精算を行い、譲渡損については損益通算及び繰越控除の適用範囲が明確とされている。実務においてはこれら事項につき精通しなければならず、職業会計人としては個人の所得税負担をどのように検討すべきか豊富な知識が必要とされる。また、資産家、企業オーナーにおいても、自己資産の運用又は活用方法に直接関係があり、職業会計人にはその実務判断のクオリティーの高さを求められているのが現状である。

企業においては、その経理担当者は給与所得者に対する源泉徴収及び年末調整の実務の基本的な経理能力の習得が必要とされ、同時に企業会計には存在しない所得税実務のうち、所得控除、生計一親族に関する解釈又はその取扱いの知識の習得も職業会計人には求められる。

大原大学院大学では、これらにつき実務上の取扱いを見据えながら諸法令に基づいた適正な法解釈の観点からその実情を院生に教授したいと考えている。

使用教材・参考文献

- ① 「所得税法規集」 中央経済社
- ② 「所得税取扱通達集」 中央経済社
- ③ 「資産税質疑応答集」 大蔵財務協会
- ④ 「源泉所得税質疑応答集」 大蔵財務協会

2、応用を教授することについて

上記1. で触れた特定の分野の学術について、これら分野の歴史的背景を踏まえ、社会経済においてどのような変遷が起こり、新たに構築されたかの経緯を研鑽する必要性

がある。その上で院生に対しては、実務における税務判断と法令解釈における税務判断の識別すべき知識又は融合すべき知識を習得させ、その必要不可欠性を説明しなければならない。

また、実務講義では所得税実務に直結する税制改正の動向を、政府税制調査会などの諮問・答申・報告書等を通じ現行税制のあるべき方向性を見据えながら、過去における税制改正の変遷の動向もその研究に織り交ぜながら、今後の個人所得税制のあるべき姿の探求及び研鑽を指導したい。

3、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び、卓越した能力を培う方法について大原大学院大学でどの様に教育すれば達成できるか。

所得税法を中心に、多くの特別規定が置かれている租税特別措置法等の法令解釈を通じ、我が国における資産税を中心とした個人所得課税の考え方を考察し、日々の個人所得税制の変遷の大きな牽引力となる最高裁判決などの事案を実例とし、法令解釈に基づいた研究を実施する。これに伴い、今後課題に上がるであろう関連事案について、院生とともに個々のテーマを決め研究をし、院生に対して将来の所得税実務における先見的判断能力を養うことができるよう指導する。

また、所得税法においては、人として誕生してから息絶えるまでの人間の一生に関わる租税であるため、職業会計人であるとともに、実在する現場社会における役割が多く求められる実情を院生一人ひとりに教授する。

2. 学校教育法第 65 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項に定められている専門職大学院が果たすべき法制度上の目的に照らした場合、以下の点については依然として不適切または計画が不十分であると思われるので、必要な修正を行うこと

(2) 会計基礎科目や実践基礎科目などの基礎科目について、基礎科目の持つ重要性を考えた場合、オムニバス形式ではなく、相応の研究業績や実務業績がある専任の教員が、単独で責任をもって教授するべき。

(対 応)

9 月における審査意見の【教員組織等】において「専任教員が担当する科目が 1 科目（2 単位）～2 科目（4 単位）の者が多数存在し教育研究活動や大学運営に責任をもつことのできる体制となっているか疑義がある」との指摘から、その対応として下記一覧表の中村忠、斉藤奏、高島忠、鷹野宏行、中野宏、熊王征秀、高橋敏則、末益弘幸、松土陽太郎の 9 名の教員にオムニバス方式により講義を担当させることとして 10 月の補正申請と同時に教員判定の申請も行った（詳細：参考図 1）。これにより 10 月の教員判定は、追加補充した教員また再判定の教員も含めて全員「可」の判定を受けることができた。

今回 11 月の審査意見【教育課程等】において「会計基礎科目や実践基礎科目などの基礎科目について、基礎科目の持つ重要性を考えた場合、オムニバス形式ではなく、相応の研究業績や実務業績がある専任の教員が、単独で責任をもって教授するべき」との指摘があったために、再度各専任教員と協議し専門分野を検討したうえで、応用・発展科目の「実務所得税法」以外は専任教員が 1 名で各講義を担当することとして再補正申請を行うこととした。（詳細：参考図 2）

したがって「実務所得税法」は、講義内容の特殊性などの理由により、引き続きオムニバス形式による講義を実施することが妥当であると考え、専任教員と兼任講師の複数教官に担当させることとしている。

オムニバス形式担当の教員数と担当科目の経緯

申請時期	授業科目数	担当教員数
設置申請時	該当なし	該当なし
10 月補正申請時	9 科目	13 名
12 月再補正申請時	1 科目	3 名

(注) オムニバス形式を改善した授業科目

1. 会計科目（実践基礎科目）・・・応用簿記Ⅰ、応用簿記Ⅱ、実践会計論
2. " （応用・発展科目）・・・特殊会計実務
3. 監査科目（実践基礎科目）・・・実践監査論、応用監査論
4. 経済学関係（実践基礎科目）・・・マクロ経済
5. 租税関係 （応用・発展科目）・・・租税実務

（以上 8 科目）

(参考図1)

10月補正申請時の専任教員担当科目一覧

	教員氏名	設置申請		10月補正	
専任	中村 忠	財務会計演習	1科目(2単位)	財務会計演習	1科目(2単位)
				応用簿記Ⅰ	オムニバス担当
				応用簿記Ⅱ	オムニバス担当
	斉藤 奏	租税法演習	1科目(2単位)	租税法演習	1科目(2単位)
				租税実務	オムニバス担当
	高島 忠	経済学特講	2科目(4単位)	経済学特講	2科目(4単位)
		実証経済・統計学特講		実証・統計特講	
		マクロ経済		オムニバス担当	
	鷹野 宏行	財務会計原理	3科目(6単位)	財務会計原理	1科目(2単位)
		実践会計論		実践会計論	オムニバス担当
		特殊会計実務		特殊会計実務	オムニバス担当
	中野 宏	ミクロ経済Ⅰ	3科目(6単位)	ミクロ経済Ⅰ	2科目(4単位)
ミクロ経済Ⅱ		ミクロ経済Ⅱ			
マクロ経済		マクロ経済		オムニバス担当	
熊王 征秀	実務消費税法	1科目(2単位)	実務消費税法	1科目(2単位)	
			実務所得税法	オムニバス担当	
高橋 敏則	税法実務演習	1科目(2単位)	税法実務演習	1科目(2単位)	
			実務所得税法	オムニバス担当	
末益 弘幸	基礎監査論	1科目(2単位)	基礎監査論	1科目(2単位)	
			実践監査論	オムニバス担当	
			応用監査論	オムニバス担当	
松土 陽太郎	—	—	証券取引法実務	1科目(2単位)	
			実践会計論	オムニバス担当	
			特殊会計実務	オムニバス担当	
兼任講師		応用簿記Ⅰ	3科目(6単位)	応用簿記Ⅰ	オムニバス担当
		応用簿記Ⅱ		応用簿記Ⅱ	オムニバス担当
		応用簿記Ⅲ		応用簿記Ⅲ	1科目(2単位)
		実践監査論	2科目(4単位)	実践監査論	オムニバス担当
		応用監査論		応用監査論	オムニバス担当
	佐藤 恒之介	租税実務	1科目(2単位)	租税実務	オムニバス担当
	阿部 琢也	—	—	実務所得税法	オムニバス担当
—	オムニバス担当者数(担当科目数)			13名(9科目)	

(参考図2)

12月再補正申請時の専任教員担当科目一覧

	教員氏名	10月補正		12月補正	
専任	中村 忠	財務会計演習	1科目(2単位)	財務会計演習	3科目(6単位)
		応用簿記Ⅰ	オムニバス担当	応用簿記Ⅰ	
		応用簿記Ⅱ	オムニバス担当	応用簿記Ⅱ	
	斉藤 奏	租税法演習	1科目(2単位)	租税法演習	2科目(4単位)
		租税実務	オムニバス担当	租税実務	
	高島 忠	経済学特講	2科目(4単位)	経済学特講	2科目(4単位)
		実証・統計特講		実証経済・	
		マクロ経済	オムニバス担当	統計特講	
	鷹野 宏行	財務会計原理	1科目(2単位)	財務会計原理	2科目(4単位)
		実践会計論	オムニバス担当	実践会計論	
		特殊会計実務	オムニバス担当		
	中野 宏	ミクロ経済Ⅰ	2科目(4単位)	ミクロ経済Ⅰ	3科目(6単位)
ミクロ経済Ⅱ		ミクロ経済Ⅱ			
マクロ経済		オムニバス担当	マクロ経済		
熊王 征秀	実務消費税法	1科目(2単位)	実務消費税法	1科目(2単位)	
	実務所得税法	オムニバス担当	実務所得税法*	オムニバス担当	
高橋 敏則	税法実務演習	1科目(2単位)	税法実務演習	1科目(2単位)	
	実務所得税法	オムニバス担当	実務所得税法*	オムニバス担当	
末益 弘幸	基礎監査論	2科目(4単位)	基礎監査論	3科目(6単位)	
	実践監査論	オムニバス担当	実践監査論		
	応用監査論	オムニバス担当	応用監査論		
松土 陽太郎	証券取引法実務	1科目(2単位)	証券取引法実務	2科目(4単位)	
	実践会計論	オムニバス担当	特殊会計実務		
	特殊会計論				
兼任講師		応用簿記Ⅰ	オムニバス担当	-	-
		応用簿記Ⅱ	オムニバス担当		
		応用簿記Ⅲ	1科目(2単位)		
		実践監査論	オムニバス担当	-	-
		応用監査論	オムニバス担当		
	佐藤 恒之介	租税実務	オムニバス担当	応用簿記Ⅲ	1科目(2単位)
	阿部 琢也	実務所得税法	オムニバス担当	実務所得税法	オムニバス担当
—	オムニバス担当	13名(9科目)		3名(1科目*)	

(注) 担当講師と担当科目に関する付記事項

* 実務所得税法

実務所得税法は、専任教員の熊王征秀、高橋敏則と兼任講師の阿部琢也の3名が、それぞれ専門とする所得税の領域をオムニバス形式により指導する。

◎オムニバス形式で実施する計画の授業科目

租税科目（応用・発展科目）・・・実務所得税法

オムニバス形式による授業科目の明細

講義科目	担当教員	職 名	担当講義回数
実務所得税法	熊王 征秀	助 教 授	全 15 回中 5 回
	高橋 敏則	教 授	" 5 回
	阿部 琢也	兼任講師	" 5 回

2. 学校教育法第 65 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項に定められている専門職大学院が果たすべき法制度上の目的に照らした場合、以下の点については依然として不適切または計画が不十分であると思われるので、必要な修正を行うこと

(3) 専門職大学院の目的である「理論と実務の架橋」のためには、研究科長のリーダーシップのもと、研究者教員と実務家教員の連携を図る必要がある。

(対 応)

大原大学院大学は、大学の学部を有せずに大学院の新設をすることとして設置認可申請を行う。従って専任教員は全員が今回の設置にあたり、大原大学院大学が各専門分野から、教育研究を目的として任用するものである。

教員全員は、大原大学院大学の中で初めて顔を合わせるわけであるが、同分野において複数の教員が存在するような場合には、将来、当大学院大学内においてその研究成果を合同で発揮することを期待しており、研究者教員同士あるいは実務家教員同士の連携を図る必要がある。また今回は、専門職大学院であることから、同一分野の研究者教員と実務家教員が、理論と実務の両面から教育研究することとなる。したがってご指摘のとおり、研究者教員と実務家教員の相互の連携が非常に重要である。

このように同一分野における研究者教員相互、実務家教員相互、また研究者教員と実務家教員のそれぞれが連携し、知識の向上を目的にする次のような研究機会を用意することとしたい。

(研究機会の構成員)

1. 研究科長を議長とする。
2. 各分野別の教授、助教授、兼任講師を各研究会の構成員とする。

具体的には、各研究分野に情報交換や新しい知識の吸収を目的にして、毎月 1～2 回程度、休暇期間や試験期間など特別な時期を除いて、情報交換等に関する研究会を実施したい。

この研究会は研究科長の責任の下で開催され、研究科長が座長となり、予め研究するテーマの担当者を指名して事前準備をさせ、研究会の場で報告して、参加者で討議するものである。

(研究者教員と実務家教員の連携に関する計画)

1. 研究会の実施・・・各分野ごとに研究者教員と実務家教員を集め、月 1～2 回程度の研究会を開催する。
2. 実施の責任者・・・この研究会は研究科長が関係教員を召集し、研究科長が座長となる。
3. 会議の内容・・・研究科長が指名した教員に、指定された事項について調査研究を行わせ、これを各教員間で討議検討する。

3. 会議の報告・・・この研究会で討議検討された内容のうち特に大原大学院大学で研究活動として取り上げるべき事項は、会計監査専攻委員会に報告する。

この研究会では、教員相互間において、各分野における最新の研究情報の交換や実務家からの現場の情報の提供を受けることにより、その視野を広げることができる。

また、教育方法の具体的な実例などについても教員相互間での情報を交換させたい。

(研究会のテーマ)

1. 研究者教員と実務家教員による、最新の学問的分野ならびに実務現場における情報の交換
2. 各教員による講義方法（ゼミ、ディベート等）などの具体的方法や改善についての情報交換

さらに本格的なFDに関しては、大学院で組織的に計画して実行するものとする。

2. 学校教育法第 65 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項に定められている専門職大学院が果たすべき法制度上の目的に照らした場合、以下の点については依然として不適切または計画が不十分であると思われるので、必要な修正を行うこと

(4) 大学院における教育は、その大学院における研究の成果に裏付けられたものであることが必要である。しかしながら、各教員の研究活動を支える研究環境については、以下のような点において必ずしも十分とはいえず、また、これらのことは、学生の学習環境として考えた場合においても不十分であると思われる。

① 図書の整備計画について、総数 1,600 冊は大学院として過少。また補正申請における増加分(600 冊)は教員の寄附のみに頼るなど、大学院としての教育研究目標にとってどのような図書が必要であるかということを含め、整備計画そのものが不明確。

(対 応)

今回 11 月の審査意見において指摘されている通り、大学院図書室として準備する 1600 冊の書籍数は著しく不足していることは認識していた。この書籍数は、設置開校直後に教員と院生が研究に着手するための最低限の書籍数であるとの認識で、設置計画時の書籍数として説明したものである。大原大学院大学の完成年度である平成 19 年度末まで、また 20 年度以降も当大学院大学の研究分野に関する書籍は、大原学園内において十分な予算を計上させて、漸次購入する計画である。

今回 11 月の審査意見では、設立時に用意する図書数が大学院大学として 1600 冊と過少であり、さらに教員予定者からの寄附による点が指摘され、教員と院生の教育研究活動から考えても、本来の研究目標を達することができないのではないかとこの教育環境面での不備を指摘されている。

この書籍数に関しては、設置準備段階において図書室内において用意する書架のスペースの問題であるとか、設立計画予算の見積時の不手際など大原学園内部の事情があり設置申請準備前段階では 1200 冊として設置申請を行い、また 10 月の補正申請時には、設置申請時の図書数 1200 冊は過少ではないかという指摘に対して、設立時の図書数を 1600 冊に増加するという補正申請を行った。

しかし今回 11 月の審査意見においても、この図書数 1600 冊は過少とのことであり今回再補正申請にあたり、準備する図書数を次のように増加することとした。

購入予定図書のリスト作成は完了しており、納入予定業者である(株)紀伊国屋書店にその見積りをさせている。内訳リストは私学行政課法人係にも提出しており、ここでは設置計画と内訳に関する説明を行い、見積書を添付資料とするので参考にして頂きたい。

設置認可申請時から完成年度までの図書数を示せば次の通りである。

図書準備計画の経緯

内 訳	設置申請時	開設年度	完成年度
設置時	1200冊〔270冊〕	1200冊〔270冊〕	2301冊〔270冊〕
第2年度末	—	1500冊〔370冊〕	3053冊〔370冊〕
完成年度末	1200冊〔270冊〕	1600冊〔470冊〕	約3500冊〔500冊〕

(注) 各欄の図書数内訳

各欄の図書数は、左側数字は全図書数を示し、〔 〕内は全図書数の内の洋書の数を示している。

当初の設置認可申請時における図書数 1200 冊（内洋書 270 冊）は、専任教員として任用が決まっている複数の教員から、蔵書の一部の寄贈の申し出があり、これを設置認可に際して設立時の書籍数として申請する計画であったが、このためには設置申請時に書籍リストをデータベース化して準備しなければならないという、高等教育局大学振興課大学設置室からの指示があり、短い期間でこれらを準備することに時間的な制約もあり、あえて補正申請時にはこれらの書籍は計上しなかった。このような事情があり、寄贈分の図書を設置時、第2年度において計上しなかったために、上記の 1200 冊〔270 冊〕という数字になった。

9月の審査意見をもとに、設立時、第2年度、完成年度における図書数の充実を図り、完成年度の図書数 1600 冊として10月の補正申請を行った経緯がある。

今回11月の審査意見においても、再度 1600 冊の図書数では研究用の図書としてはその数に不足があるとされたために、完成年度における総図書数を約 3500 冊として整備計画を立案し、再補正申請を行うものとする。

(図書整備計画)

時 期	図 書 数	予 算 額
設 置 時	2301 冊	7,782 千円
開 設 年 度	752 冊	3,000 千円
完 成 年 度	500 冊	1,000 千円
合 計	約 3500 冊	11,782 千円

(参 照)

蔵書予定図書の内訳

授業科目分類	内 訳	
会計関係	簿記	88冊
	財務会計	199冊
	管理会計	104冊
	ファイナンス	181冊
	その他	5冊
監査関係	監査	130冊
	その他	54冊
法律関係	商法	63冊
	民法	52冊
	その他	25冊
租税関係	税法	85冊
	財政学	41冊
経済学関係	経済学	97冊
	経済政策	39冊
	経済史	78冊
	その他	33冊
経営学関係	経営学	299冊
	経営管理	107冊
	その他	98冊
流通関係	流通	36冊
	マーケティング	95冊
	その他	9冊
統計学関係		39冊
洋書		270冊
その他	情報関係	18冊
	その他	56冊
合計		2,301冊

(注) 上記図書数について

上記 2301 冊は設置に際して準備を予定している図書数であり、すでに紀伊國屋書店への見積は完了し、大原学園の平成 17 年度予算に 7,786 千円を計上済である。

2. 学校教育法第 65 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項に定められている専門職大学院が果たすべき法制度上の目的に照らした場合、以下の点については依然として不適切または計画が不十分であると思われるので、必要な修正を行うこと。

(4) 大学院における教育は、その大学院における研究の成果に裏付けられたものであることが必要である。しかしながら、各教員の研究活動を支える研究環境については、以下のような点において必ずしも十分とはいえず、また、これらのことは、学生の学習環境として考えた場合においても不十分であると思われる。

② 図書購入費が、電子ジャーナル・データベースの整備・運用費を含め、年間 100 万円は極めて過少。電子ジャーナル・データベースの整備・運用のみをとっても、この金額で大学院の教育・研究に十分なことを行うのは困難。

(対 応)

教員および院生の研究用として、会計・税制・金融管理に関連する電子ジャーナル・データベースとして“ProQuest Accounting & Tax Database”の契約を行う。

この“ProQuest Accounting & Tax Database”の導入により米英に関する財務政策、連邦・州政、法人税、給与・年金、銀行、M&Aなどが幅広い範囲で検索することができる。

この“ProQuest Accounting & Tax Database”は財務会計に関する分野では必須のオンラインデータベースであり、AICPA (American Institute of Certified Public Accountant) より刊行されていた「The Accountant' Index」も収録されており、アメリカにおける現在の会計・監査の動向を知る上でも大変に参考になるものである。

このデータベースでは各項目には、主題別に検索項目(詳細事項)などの索引が付されており、各項目別に必要な事項が、1971年以降の情報として検索することが可能である。

“ProQuest Accounting & Tax Database”の各検索項目は 24 時間自由に行うことができ、ユーザーの検索・利用を容易にするために日本語版インターフェースが可能になっている。大原大学院大学で ID パスワードを取得して、教員・院生に自由に検索させて、各自の教育研究に役立てるものとする。

設立時の導入はこのうち“Accounting”分野だけであるが、随時各分野に関する電子ジャーナル・データベースの導入を行う予定である。

今回の審査意見に従い“ProQuest Accounting & Tax Database”を大原大学院大学の設置時に導入することとし、その契約は、紀伊国屋書店を通じて行う。

年間 100 万円では極めて過少とのご指摘については、設立時における電子ジャーナル・データベースの準備予算として 1,709,000 円を計上し、前述したとおり平成 18 年度、19 年度において、このデータベースに関する充実を行うものとする。

2. 学校教育法第 65 条第 2 項及び専門職大学院設置基準第 2 条第 1 項に定められている専門職大学院が果たすべき法制度上の目的に照らした場合、以下の点については依然として不適切または計画が不十分であると思われるので、必要な修正を行うこと。

(4) 大学院における教育は、その大学院における研究の成果に裏付けられたものであることが必要である。しかしながら、各教員の研究活動を支える研究環境については、以下のような点において必ずしも十分とはいえず、また、これらのことは、学生の学習環境として考えた場合においても不十分であると思われる。

③ 教員の研究室について、専任教員 17 名のうち 13 名は 1 室の共同研究室とする理由について、教員相互の情報交換・討論の重要性をあげている。しかし、各教員の研究活動の成果があつてこそ情報交換・討論が可能になることは自明であり、その観点では、設置計画の研究室では、各教員の研究活動が十分に行えないのではないかとの懸念がある。

(対 応)

専任教員の研究室に関しては、設置申請書および 10 月の補正申請書において、個別研究室 6 室 (各 16.20 m²) と共同研究室 1 室 (7 人共同使用、総面積 67.165 m²) を準備する旨の記載をしていた。

9 月および 10 月の法人分科会の現地調査にあたり、審議委員からこの点を指摘され、今回 11 月の審査意見でもこの点を指摘されたために、今回の補正では専任教員数 17 名と同数の個別研究室を開学時の平成 18 年 3 月末までに準備するものとする。

【個別研究室の概要】

◎設置申請時、6 月補正申請時

種 類	校 舎	階 数	面 積 (室数)
個別研究室	1 号館	3 階	16.200 m ² × 6 室
共同研究室	10 号館	3 階	67.165 m ² × 1 室
合 計			7 室 (内 1 室は共同研究室)

◎12 月再補正申請時

種 類	校 舎	階 数	面 積 (室数)
個別研究室	1 号館	3 階	16.200 m ² × 6 室
			25.500 m ² × 1 室
	10 号館	3 階*	16.200 m ² × 6 室
			25.500 m ² × 1 室
	合 計		

***10号館3階個別研究室**

10号館3階の個別研究室は、専有面積が13.50㎡若しくは13.20㎡と若干狭い印象があるが、建物の構造上各研究室に外光を取り入れる窓を設置する関係で、この面積になった。

なお、この3つの個別研究室前のスペースに共同で使用できる応接面談コーナーがあり、教員相互の打ち合わせや院生との対応ができる場所を確保している。

(添付資料「資4」参照)

(総合意見) 会計研究科・会計監査専攻

【名称(研究科・専攻名・学位名称)、施設・設備、自己点検・評価、情報提供、FD、その他】

3. 本設置計画には、以下のような問題点(補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。)が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。(総合意見)

- (1) 全科目のシラバスを見ると、51科目中38科目(74.5%)が15回の授業のうち、1～2回は試験にあてられており、大学設置基準第21条第2項第1号を満たしていないと考えられること。
- (2) 申請書中において例えば以下のような矛盾点や不適切な表現があること。
 - ① シラバスに記載された履修条件において、ある科目と、その科目を受講するための前提条件として履修を義務づけるように記載されている別の科目が、前者は必修科目、後者は選択科目となっているなど、整合性を欠いている部分がある。
 - ② 申請書中に「全ての授業科目は設置基準に定めるような方法では行い得ない」との記載があり、設置基準を遵守する姿勢を疑わせる表現がある。
 - ③ 大学院学則に定められた専任教員と、大学院教授会の構成員の説明が矛盾している。
 - ④ 大学院教授会の位置づけについて、審議機関と諮問機関の2つに記述があり、矛盾している。
 - ⑤ 「専任教員の役割・責任に関する調書(以下「役割調書」という。)」と「教員等の個人調書(以下「個人調書」という。)」について、同一教員がそれぞれ押印しているにもかかわらず相違が見られる。
 - ⑥ 授与する学位について、審査意見への対応を記載した部分では「会計修士(専門職)」とすると明記しているにもかかわらず、本文中では依然として「会計監査修士(専門職)」となっている。
 - ⑦ 研究室について、1人で個室を使用する教員数が、本文中で6人となっていたり4人となっていたりと、整合性がない。
 - ⑧ 学則中では専攻名が「会計監査専科」となっている部分が多数ある。

(対応)

6月に提出した大原大学院大学設置申請、またこれに対する9月の審査意見に対応する補正申請書において多くの問題点を指摘された。大原学園における大学設置準備室において、これらの申請書類などを作成してきたが、大学設置という大規模な計画であり、専門職大学院設置基準に従い文部科学省へ書類を提出することも初めての経験であった事情から、関係スタッフで全力で作業を行ったが、関係書類に多くの誤りなどが生じたことは、誠に遺憾であり心からお詫び申し上げます。

今回の再補正申請に当たり、6月に提出した設置申請書、また10月の補正申請書を関係者で再度総点検して文字誤謬や整合性などを詳細に点検した。今回の再補正申請書は、

11月に出された審査意見に対して、これまでの申請書上のような不備、問題点を解決すべく作成した。

◎ 修正に関する方法

- (1) 設立の趣旨及び設置を必要とする書類に関しては、再度精読して、文字誤謬などについても修正を加え、関連事項との整合性、大学院設置基準との照合、制度の趣旨を再検討した。
- (2) 10月の補正申請に関して、今回審査意見が付された事項について、誠意ある解答を示すことができるように、教育課程等から教員資質の維持向上に関する事項まで改善した補正申請を行った。しかし最後11月に審査意見が示されたために今回も前回以上に各項目につき改善をすべく、大原大学院大学設置申請にあたり準備を行う旨の説明をしている。
- (3) 特に総合意見の1.【大学院等の設置の趣旨・必要性】については、大原大学院大学が専門職大学院としてどのような研究分野における研究活動を行うのかを説明し、疑義が指摘されている専門学校である大原簿記学校との違いについて詳細に説明している。
- (4) 大原大学院大学学則などの諸規定については、今一度その内容を点検し、文字誤謬はもちろん、再補正申請にあたり本大学院の教育課程とより整合性をもたせるために必要な修正を加えた。
- (5) 設置申請書、補正申請書またこれらに関連する書類につき全ての事項が整合性を持つよう、今回の審査意見で指摘されている学位名称（正：会計修士(専門職)→誤：会計監査修士(専門職)）、研究科名称（正：会計監査専攻→誤：会計監査専科）などについては全ての箇所を修正した。
- (6) 大学院組織の中核である「大学院教授会」の位置付けを明確にし、大原学園の決定機関である理事会との関係を明確にした。
- (7) さらに「大学院教授会」と「会計監査専攻委員会」の位置付けやその関係についても明確に説明をした。

3. 本設置計画には、以下のような問題点（補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。）が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。（総合意見）

- (1) 全科目のシラバスを見ると、51科目中38科目（74.5%）が15回の授業のうち、1～2回は試験にあてられており、大学設置基準第21条第2項第1号を満たしていないと考えられること。

（対 応）

大学設置基準第21条第2項第1号において「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。」と定められている。

大原大学院大学で開講する予定の授業科目は、総科目数51科目であり、うち1科目（1年次・前期：簿記原理－選択科目、1単位）を除き、残り50科目は全て2単位である。この2単位を基準にすると前期、若しくは後期の講義において30時間から60時間の授業時間が必要である。したがって、各科目の授業時間の中に中間考査、または期末考査が含まれていれば、この授業時間には達し得ないわけであり、大学院設置基準に定める授業時間を充足させるために必要な修正を行った。

そこで大原大学院大学で、今回審査意見により指摘があった開講予定の51科目中の38科目について、再度講義シラバスを点検して、全15回の講義時間内に中間考査、期末考査の実施が予定されている科目を抽出した（参照 次頁一覧表）。

これら38科目については、中間考査、期末考査の実施する予定の講義を通常の講義とするように各教員に指示して講義内容を再計画させた。これにより全ての科目について、全15回の講義中に試験を実施しないこととした。従って定期考査を予定していた講義時間内において、次のような方法の講義内容とすることとした。

（具体的改善方法）

- (1) 全講義内容の中からより詳細に取り上げたい事項について講義することとした。
- (2) 講義方法で通常に講義形式として一方向の方法で行うような講義に関しては事例研究、全体での討論、グループによる研究発表など、一方向での方法以外の方法での授業などを組み込むこととした。
- (3) 講義全体のまとめをするなどをして、講義内容の全体像がより明確になるような時間とすることとした。

この定期考査を15回の講義内で実施しないことにより、大学院設置基準第21条第2項第1号に定める基準を満たすこととした。

以下の一覧表に示された38科目は、今回の審査意見で授業時間内で中間考査、定期考査が実施されていると指摘された科目である。

これら38科目全てにつき、講義内で実施されている中間考査、期末考査を実施することを中止し、新たに有意義な講義内容をその時間で実施するように改めている。

定期考査実施科目一覧表（補正前）

科目関連分野	中間考査と期末考査実施予定科目	期末考査実施予定科目	科目合計
会計関連	財務会計原理 実践会計論 応用簿記Ⅲ	簿記原理 基礎簿記Ⅰ 基礎簿記Ⅱ 応用簿記Ⅰ 応用簿記Ⅱ 特殊会計実務 米国財務会計Ⅰ 米国財務会計Ⅱ 会計情報システム論	12科目
管理会計関連	応用管理会計Ⅰ 応用管理会計Ⅱ 特殊管理会計	原価計算原理 コストマネジメント研究	5科目
監査関連	基礎監査論 会計職業倫理 実践監査論 応用監査論 監査知識実務応用論		5科目
企業法関連	証券取引法実務	商法実務Ⅰ 商法実務Ⅱ 商法実践	4科目
租税法関連	租税実務 実務消費税法	実務所得税法 税法実務演習	4科目
経営学関連	経営学概論		1科目
経済学関連	ミクロ経済Ⅰ	ミクロ経済Ⅱ マクロ経済	3科目
民法関連	民法応用Ⅰ 民法応用Ⅱ	実践民法	3科目
統計学関連	統計学概論		1科目
合計	19科目	19科目	38科目

科目分類	会計基礎科目	科目コード	#001
科目名称	簿記原理(1・前選)	担当教官	堀川 洋
目的	複式簿記の基本から決算までの一連の処理を理解する		
概要	<p>経理会計の基本的な知識である簿記の基礎的内容を初歩から指導する。ここで培われる簿記の知識は、この後の財務会計学科における各講義においても非常に重要である。というのは経理会計の分野では、簿記知識が共通の言語のような意味合いを持ち、簿記独特の計算思考を正しく養うことが、専門的な知識を習得するための必須条件であるからである。</p> <p>ここでは、会計専門職大学院の経理会計に関する入門講座としての特色を生かして、通常専門学校等で行われている簿記導入教育である簿記検定試験の受験対策のような講義ではなく、専門職大学院で2年間学習する基礎になる知識を身に付けさせる。</p>		
達成目標	複式簿記に関する期中取引と決算までの仕訳ができる		
成績評価の基準と方法	出席率を概ね20%考慮し、講義時間内で行う確認テスト(出欠も確認)、また期末考査で80%程度を考慮する。		
履修条件	簿記知識の乏しいものは、履修することを勧める。		
授 業 内 容			
第1回	1. 簿記の目的とその概略について		
第2回	2. 簿記における取引の理解 簿記ではどのような経済行為を記録の対象とし具体的にどう記録するのか		
第3回	3. 期中取引の考え方-その1 (1) 現金預金、(2) 商品売買 勘定科目である現金や当座預金、また商品売買の三分割法を説明する		
第4回	3. 期中取引の考え方-その2 (1) その他有価証券、(2) 手形の処理 企業が保有する有価証券の処理、約束手形等の取扱を学習する		
第5回	3. 期中取引の考え方-その3 (1) その他の債権債務 貸付金、未収金、借入金、未払金等の勘定に関する理解をさせる		
第6回	3. 期中取引の考え方-その4 (1) 有形固定資産その他 土地・建物などの有形固定資産、営業権などの無形固定資産の取扱い		
第7回	3. 期中取引の考え方-その5 (1) 収益・費用の諸勘定、修正仕訳 期中に計上する諸費用、収益の計上基準とその具体的方法に関して		
第8回	4. 特殊商品売買 (1) 試用品販売、(2) 委託販売 特殊な商品売買である試用販売と委託販売に関する処理を研究する		
第9回	4. 特殊商品売買 (2) 割賦販売、(2) 予約販売 割賦販売を中心にして収益計上時期と会計処理に関して研究する		

授 業 内 容	
第 10 回	5. 商品売買取引 (1) 売上原価計上法、(2) 総記法、(3) その他の処理 三分割法以外の商品売買の処理方法に関して学習する 売上・仕入の控除項目である返品等の考え方と会計処理方法を学習する。
第 11 回	6. 期末商品の評価 売価還元原価法による期末商品の評価方法 デパート等の取扱品目の多い業種での期末商品の評価方法を研究する 期末商品の帳簿棚卸高と実地棚卸高が食い違う場合の取扱に関して
第 12 回	7. 試算表の作成 (1) 試算表の種類、 (2) 具体的な作成方法
第 13 回	8. 決算の手續 (1) 決算の意味を理解する (2) 三分割法の決算整理仕訳 (3) 有形固定資産勘定の減価償却 (4) 費用・収益の見越、繰延
第 14 回	9. 資産負債及び資本勘定の締切り (1) 大陸式決算法 (2) 英米式決算法
第 15 回	10. 財務諸表の作成 損益計算書と貸借対照表
テキスト	「はじめてでもわかる経理実務」(税務経理協会)
参考書	「簿記3級講座」/堀川 洋著 (学習研究社)

科目分類	会計基礎科目	科目コード	#002
科目名称	原価計算原理(1・前選)	担当教官	江頭 幸代
目的	工業簿記の理解と原価計算の基礎知識の習得		
概要	<p>経理会計の領域の中では、製造業に関する領域も必ず取り扱われなければならない。この製造業では、物を作り出すということから、通常の簿記とは異なる方法でその記帳が行われる。これは工業簿記と呼ばれる記帳技術を基本にするが、その前提になっているのが、管理会計による製品原価の計算である。これらの工業簿記、管理会計は相互関係を有しており、どちらも製造業には重要な意味を持っている。</p> <p>管理会計の学習にも、その課程にいくつかの段階的なステップがある。これを順序立てて説明しながら、物の原価はどのようにして計算するのか講義を進めたい。現在管理会計の意味合いは、物の原価を計算することよりも、投資計画などの経営政策の基本になっている。最終的にはこれらの領域にその知識が発展することも踏まえながら講義を進める。</p>		
達成目標	工業簿記、原価計算に関する概略が把握できるようになる。		
成績評価の基準と方法	出席率を概ね20%考慮し、講義時間内で行う小テスト、また期末考査で80%程度を考慮する。		
履修条件	工業簿記、原価計算の知識の乏しいものは、履修することを勧める。		
授 業 内 容			
第1回	1. 管理会計の概略と基礎知識 管理会計とはどのような分野の会計を示すかを学習する。		
第2回	2. 管理会計、原価計算と工業簿記の関係 管理会計を前提に、原価計算や工業簿記がどのように行われるかを学習する		
第3回	3. 個別原価計算 製品の生産形態別の原価計算方法に個別原価計算と総合原価計算がある。ここではまず、個別受注生産を前提にする個別原価計算について学習する		
第4回	4. 総合原価計算 (1) 月末仕掛品の評価方法 生産形態別のもう一方の原価計算方法である総合原価計算について学習する。ここでは月末の未完成品の原価計算方法を学習する。		
第5回	4. 総合原価計算 (2) 仕損の処理方法 総合原価計算において仕損が生じた場合の月末仕掛品の評価についてその具体的な計算方法を学習する。		
第6回	4. 総合原価計算 (2) 減損の処理方法 総合原価計算において減損が生じた場合の月末仕掛品の評価についてその具体的な計算方法を学習する。		

授 業 内 容	
第7回	5. 費目別計算 (1) 材料費の計算 製品の原価要素のうち、材料費とは物品の消費によって生ずる原価をいう。この中の素材費や買入部品費等について学習する。
第8回	5. 費目別計算 (2) 労務費の計算 労務費とは、労働用役の消費によつて生ずる原価をいい、賃金給料、福利費や各種引当金の繰り入れなどを示しこれらについて学習する。
第9回	5. 費目別計算 (3) 経費の計算 原価要素のうち経費とは、材料費、労務費以外の原価要素をいい、減価償却費、棚卸減耗費等の諸支払経費に細分する
第10回	6. 製造間接費 製造原価の製品との関連における分類とは、原価の発生が一定単位の製品の生成に関して直接的に認識されるかどうかの性質上の区分による分類であり、原価要素は、この分類によつてこれを直接費と間接費とに分類する
第11回	7. 標準原価計算 標準原価計算は、予算とくに見積財務諸表の作成に、信頼しうる基礎を提供するために行われる。この標準原価の概略について学習する。
第12回	8. 損益分岐点分析 原価を固定費と変動費に分割して、損益がゼロになる売上高を求め、これを経営情報に活用することができる。この分析の基本を学習する。
第13回	9. 直接原価計算 製造原価の内の直接費だけで原価計算をすることもできる。この計算方法の目的は何かその基礎を学習する。
第14回	10. 原価計算と管理会計の関係 原価計算が目的とするところと、いわゆる管理会計が目標とする領域に関する異同点の解説
第15回	11. 原価計算原理に関する総評と質疑応答ほか
テキスト	「原価計算」(国元書房) 他 必要に応じて、講義のなかでレジュメ等を配布する。
参考書	「現代原価計算論」(中央経済社)

科目分類	会計基礎科目	科目コード	#003
科目名称	基礎簿記Ⅰ(1・前選)	担当教官	堀川 洋
目的	基礎的な会計処理の知識を習得し、経理会計の原理を学ぶ		
概要	<p>経理会計における知識は、勘定科目と呼ばれる分類項目を個々に理解していなければならない。これは英会話における英単語などと同じように考えることができる。勘定科目と英単語は、いかにこれらを正確に理解して、正しく使いこなすことができるかが、非常に重要である。</p> <p>経理会計業務は企業内に発生する、取引と呼ばれる経済行為を詳細に記録することを基本にする。ここで一番重要なことはこの取引を分類整理する勘定科目である。</p> <p>簿記そのものを理論的に考えることができるように、体系的に学習する。</p>		
達成目標	この簿記基礎Ⅰでは、会計監査に際していずれの勘定科目が重要な意味を持ち、どのような点に注目すべきかを専門家がその経験を踏まえて指導する。		
成績評価の基準と方法	出席率を概ね20%考慮し、また期末考査で80%程度を考慮する。		
履修条件	専門的簿記知識の乏しいものは履修することを勧める。		
授 業 内 容			
第1回	1. 簿記一巡の手続き 簿記と経理会計の概念について		
第2回	2. 商品売買 商品の考え方による会計処理の相違		
第3回	3. 商品の期末評価 売上原価の考え方、期末商品棚卸の必要性		
第4回	4. 特殊商品売買 (1) 委託販売、受託販売に関する会計処理		
第5回	4. 特殊商品売買 (2) 試用販売の収益計上時期と対照勘定法		
第6回	4. 特殊商品売買 (3) 割賦販売の収益計上時期と会計処理方法		
第7回	5. 現金及び預金 現金勘定の範囲、小口現金制度、当座預金勘定と小切手の関係		
第8回	6. 債権・債務 (1) 商品売買に関する売掛金と買掛金、前払金と前受金、		
第9回	6. 債権・債務 (2) 一般的な債権・債務に関する勘定科目について		

授 業 内 容	
第 10 回	7. 貸倒と貸倒引当金 金銭債権の評価方法、貸倒引当金の設定方法
第 11 回	8. 有価証券 (1) 分類と評価、売買目的有価証券
第 12 回	8. 有価証券 (2) 関係会社株式ほか
第 13 回	9. 有形固定資産 (1) 有形固定資産の取得原価
第 14 回	9. 有形固定資産 (2) 減価償却
第 15 回	9. 有形固定資産 (3) 除却、売却
テキスト	「簿記論 1 及び 2」堀川 洋著 (とりい書房) 必要に応じて、講義のなかでレジユメ等を配布する。
参考書	「制度会計の基礎知識」(税務研究会)

科目分類	会計基礎科目	科目コード	#004
科目名称	基礎簿記Ⅱ(1・後必)	担当教官	堀川 洋
目的	基礎的な会計処理の知識を習得し、経理会計の原理を学ぶ		
概要	<p>基礎簿記Ⅱでは、基礎簿記Ⅰの延長として、簿記の内の勘定科目に関する有形固定資産関係の会計処理を学習する。もちろんこの中には、新会計基準として重要性のある試験研究費やソフトウェアに関する処理に関しても学習する。</p> <p>またエクイティー・ファイナンスに関する新株予約権付社債などに関しても一括処理、区分処理などそれぞれの会計処理を学習研究させる。また会計では従来からの手続きと大きく変更が発生している、負債性引当金に関して退職給与引当金またこれに関連する退職給付債務などに関しても指導を行う。</p> <p>オーソドックスな論点である、本支店会計や伝票会計などの項目もこの基礎簿記Ⅱで取り上げる。</p>		
達成目標	簿記基礎Ⅰと同様に経理会計で使われる勘定科目について、その基本的な知識を身に付け、今後の会計監査の知識習得のための十分な準備とする。		
成績評価の基準と方法	出席率を概ね20%考慮し、また期末考査で80%程度を考慮する。		
履修条件	簿記の基本的な仕組みを理解していること。		
授 業 内 容			
第1回	1. 社債の会計処理 社債の意義、発行、利払、決算、償還時の会計処理		
第2回	2. 負債性引当金 負債性引当金の意義とその計上方法		
第3回	3. 株式会社の資本金 株式の発行、剰余金の会計処理、利益処分の考え方		
第4回	4. 株式会社の税金に関する処理 法人税、事業税、及び住民税、消費税の考え方		
第5回	5. 帳簿組織 仕訳帳と総勘定元帳、補助記入帳と補助元帳		
第6回	6. 伝票会計 伝票会計の意義、三伝票制、五伝票制、一部現金取引		
第7回	7. 本支店会計 (1) 本支店会計の意義、本支店取引、支店間取引		
第8回	7. 本支店会計 (2) 未達取引、内部利益の考え方		

授 業 内 容	
第9回	7. 本支店会計 (3) 本支店合併財務諸表の作成方法
第10回	8. 有形固定資産 (1) 特殊な減価償却方法、総合償却
第11回	8. 有形固定資産 (2) 災害と保険金受取の関係
第12回	8. 有形固定資産 (3) 固定資産の買換
第13回	9. 無形固定資産 営業権、特許権などの無形固定資産とその償却
第14回	10. 財務諸表における会計処理と表示原則の関連に関する考察 現行の会計制度における財務諸表の区分計算、区分表示についてなど
第15回	11. 基礎簿記Ⅱの総まとめと質疑応答など
テキスト	「簿記論1及び2」堀川 洋著（とりい書房） 必要に応じて、講義のなかでレジュメ等を配布する。
参考書	「制度会計の基礎知識」（税務研究会）

科目分類	会計基礎科目	科目コード	#005
科目名称	財務会計原理(1・後 必)	担当教官	鷹野 宏行
目的	会計に関する基礎的理論に関する知識の習得		
概要	<p>経理会計は、企業の財務内容を記録し報告するという単純な内容から発達したものである。しかし、資本主義経済の発展に伴い、取引が複雑化することも手伝い、その内容は多岐に亘ることになってしまっている。</p> <p>経理会計は、取引を記録するという技術である。これは歴史的に発達したものであり、時代がその技術を変化させたに他ならない。この経理会計の背景にあるのは、どのような思考によるものなのか。これを研究するのがこの財務会計論である。</p> <p>会計学はともすれば、非常に抽象的な内容を学習するだけで終わってしまいがちである。しかし、当大学院では一方的な講義に終始することなく、現在企業で問題になっているような具体的な項目を取り上げて、その会計的な問題点などを討議するなどの方法を取り入れて、会社の財務に実践的に踏み込んだ内容の講義を行う。</p>		
達成目標	企業会計の本質を理解するための基礎的な内容を理解する		
成績評価の基準と方法	毎回講義の冒頭で行われる確認テストの評価を30%程度(出席も点検できる)、期末考査を70%程度のウエイトで評価する。		
履修条件	簿記の簡単な知識を必要とするので簿記知識に乏しい学生は簿記原理等と並行して受講することを勧める。必修科目であるため全員履修するものとする。		
授 業 内 容			
第1回	1. 会計学の基礎概念について (1) 企業会計、財務会計の機能、企業会計の法規制		
第2回	1. 会計学の基礎概念について (2) 企業会計原則、資本循環と財務諸表、会計公準論		
第3回	1. 会計学の基礎概念について (3) 会計主体論、会計構造論 2. 企業会計原則 (1) 一般原則 概要、真実性の原則		
第4回	2. 企業会計原則 (2) 一般原則 正規の簿記の原則、資本・利益区分の原則、明瞭性の原則、継続性の原則		
第5回	2. 企業会計原則 (3) 一般原則 保守主義の原則、利益区分の原則、明瞭性の原則、継続性の原則 2. 企業会計原則 (4) 損益計算書原則 損益計算書の本質、利益の概念について		

授 業 内 容	
第6回	2. 企業会計原則 (5) 損益計算書原則 期間損益計算の基本原則、損益計算書の表示原則
第7回	2. 企業会計原則 (5) 損益計算書原則 各論に関して・営業循環と収益認識基準、売上原価、未処分利益項目他
第8回	2. 企業会計原則 (6) 貸借対照表原則 その本質、完全性の原則、表示原則他、
第9回	2. 企業会計原則 (7) 資産及び負債の概念 資産と負債の性格、またその能力
第10回	2. 企業会計原則 (8) 資産及び負債の概念 資産、及び負債の分類、資産の評価基準
第11回	3. 金融資産 (1) 基礎概念 金融資産の範囲と時価に関して
第12回	3. 金融資産 (2) 金融資産の認識 金融資産・金融負債の発生及び消滅の認識、金融資産の内容と評価
第13回	3. 金融資産 (3) 金融資産の認識 金融資産の内容と評価、貸倒見積高の算定
第14回	3. 金融資産 (4) 金融資産の認識 ヘッジ会計その他
第15回	4. 棚卸資産 棚卸資産の定義、棚卸資産の取得原価の決定
テキスト	「財務会計論」(同文社)
参考書	「新稿現代会計学」(白桃書房)

科目分類	会計基礎科目	科目コード	#006
科目名称	基礎監査論(1・前 必)	担当教官	末益 弘幸
目的	財務諸表監査の理解に必要な基礎的な概念について学習する。		
概要	<p>本講座は、監査論をはじめて学ぶ者を対象とした入門講座である。監査の意義や経済社会において監査が必要とされる理由、わが国の監査制度、監査をめぐる諸問題、および監査基準など監査論を学習する上で、最も基本的な事項について、出来る限り平易な言葉で講義する。</p> <p>また、監査を実施するに当たってポイントとなる重要な概念に加えて、監査人が被監査会社と監査契約を結ぶことを検討する段階から監査意見を表明するまでの一連のプロセスについて分かり易く説明するとともに、監査の今後の展望についても言及する。</p>		
達成目標	監査の基礎概念を理解した上で、監査基準が目指す会計監査の方向性を把握することを目標とする。		
成績評価の基準と方法	講義の出席率により概ね10%程度、期末考査で90%程度の基準により評価する。		
履修条件	若干の簿記・会計の知識を必要とし、1年次における必修科目である。		
授 業 内 容			
第1回	1. 財務諸表監査の基本的枠組み 監査の定義、監査の必要性 監査の成立要件、監査の限界		
第2回	2. 証券取引法監査制度 証券取引法による企業内容開示制度、証券取引法監査の対象 証券取引法監査の判断基準		
第3回	3. 商法監査制度 商法に基づく会計監査、商法監査の対象 商法監査の判断基準		
第4回	4. 監査基準(1) 監査基準の意義、監査基準の制定、変遷 平成14年改訂監査基準の意義、監査基準の構成		
第5回	4. 監査基準(2) 一般基準、実施基準、報告基準		
第6回	5. リスク・アプローチ 期待ギャップとその解消、リスク・アプローチの考え方 監査リスクを構成する各種リスクの相互関係		

授 業 内 容	
第7回	6. 内部統制（1） 内部統制の有効性、統制リスクの評価
第8回	6. 内部統制（2） 内部統制の意義、内部統制の構成要素
第9回	7. 監査計画（1） 監査計画の意義、監査計画の策定要件
第10回	7. 監査計画（2） 監査リスク、重要性との関係
第11回	7. 監査手続（1） 監査手続の意義、監査手続の分類 監査手続の種類と内容
第12回	8. 監査手続（2） 監査手続の種類と内容、分析的手続、試査
第13回	9. 監査意見・監査報告書 監査意見の意義及び種類、監査意見の形成過程 継続企業的前提、経営者による確認書 監査報告書の作成（証取法・商法）
第14回	10. 連結・中間監査、四半期財務情報 連結財務諸表の監査手続、中間財務諸表監査の目的、手続 四半期財務情報の開示
第15回	11. 財務諸表監査の周辺概念 保証業務、コーポレート・ガバナンスへの関与 情報システム監査
テキスト	「監査一般基準論」（中央経済社）他
参考書	「監査入門ゼミナール」（創成社）他

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#007
科目名称	会計職業倫理(1・後 必)	担当教官	古川 行正
目的	簿記会計の基礎から財務諸表の作成および開示並びに監査に関する基本的な知識を学習し、監査人としての倫理感の基礎を学ぶ		
概要	監査人の社会的な使命がますます高まるので、専門知識を有した確かな事実認定と公平な立場から適切な判断のできる監査人になれるような基礎を作る。授業に興味を持てるよう有価証券報告書、社会的に問題になった事実を交えて(守秘義務に触れない範囲で)会計・監査を身近なものとして認識できるようにする。		
達成目標	簿記会計の基本的事項および監査実務の基礎を理解して、高度な専門知識を学ぶ前の監査における基礎的な考え方を習得し、基本レベルの職業倫理感を持つようにすることを目標とする。		
成績評価の基準と方法	おおむね授業の出席率20%、期末考査60%、レポート提出20%を基準とする。		
履修条件	必修科目であり、全員が1年次において履修すること		
授 業 内 容			
第1回	1. 簿記(簿記会計史を含む)会計に関する基礎概念 財務諸表論 会計公準、財務諸表の体系		
第2回	2. 会計基準(その1) 会計基準設定機構		
第3回	2. 会計基準(その2) 会計基準の比較(日本、国際、米国)		
第4回	2. 会計基準(その3) 財務会計と税務会計および税効果会計		
第5回	2. 会計基準(その4) その他重要な会計基準(年金会計、金融商品会計、減損会計ほか)		
第6回	3. 財務諸表の作成および監査に関する法体系		
第7回	4. ディスクロージャーと企業の責任		
第8回	5. 財務諸表作成演習(その1) 基本財務諸表の作成概念に関して		
第9回	5. 財務諸表作成演習(その2) 注記事項、非財務項目		
第10回	6. 管理会計(原価計算含む) 管理会計における注意事項		
第11回	7. 監査制度(監査の歴史を含む)		

授 業 内 容	
第12回	8. 監査基準（日本、国際、米国）と監査手続
第13回	9. 監査人が具備すべき要件 監査人の職業倫理と監査人の責任
第14回	10. コーポレート・ガバナンス（コンプライアンス含む） リスクマネジメント
第15回	11. 情報処理とシステム監査
テキスト	レジュメ
参考書	「商法・会計基準・監査基準」等 「公認会計士倫理読本」／八田 進二著（財経詳報社）

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#008
科目名称	応用簿記Ⅰ(1・後 必)	担当教官	中村 忠
目的	簿記に関する応用的な範囲に属する会計処理を学習する。		
概要	<p>現在の企業の多くは、企業合併や海外取引または特殊な形態による商品仕入や販売など社会的に多くの影響力を持つ場合が少なくない。これらは、すべて特殊な領域であり、その取引内容も非常に高度である。それゆえに、その内容の是非に関する判断については、公認会計士などの職業会計人の指示に従うことも多いと考えられる。</p> <p>この応用簿記Ⅰでは、これらの特殊な取引事例を過去に実際に発生した企業内の事例を紹介し、公認会計士としてどのような判断をしなければならないのか、その判断基準はどこにあるのかを経験談などに基づき紹介して講義を進める。</p> <p>ここまでで、かなりレベルの高い知識を身に付けることができている。これを単なる経理会計の基本的な練習問題の反復練習で終わらせることのないように、実践的な講座内容にする。</p>		
達成目標	会社で行われている会計処理の基本を学習し、会計の数的理解を深める。		
成績評価の基準と方法	出席回数で概ね20%程度、期末考査で80%程度のウエイトで成績を評価する。		
履修条件	1年次に全員が履修しなければならない必修科目である。基礎簿記Ⅰの発展科目であるために、基礎簿記Ⅰレベルの知識があることが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 簿記一巡の手続 2. 商品売買の会計処理 ー小売棚卸法、他勘定振替高一 3. 商品の期末評価 (1) 低価法、売価還元法など		
第2回	3. 商品の期末評価 (2) 売価還元低価法など 一般的な低価法と売価還元原価法の関係		
第3回	4. 特殊商品売買 (1) 試用販売、割賦販売 収益計上基準とその具体的な会計処理		
第4回	4. 特殊商品売買 (2) 割賦販売の回収期限到来基準 収益の計上基準と修正販売基準、対照勘定法の処理		
第5回	4. 特殊商品売買 (3) 原価率の算定方法 基本的な計算から、売上値引等がある特殊ケース		
第6回	4. 特殊商品売買 (4) 委託販売、受託販売と荷為替 委託販売に関する複数の収益認識基準の理解 委託・受託販売に関する荷為替手形の使用方法に関する考察		

授 業 内 容	
第7回	5. 債権・債務 金融手形、営業保証手形、債権の評価 金融商品等会計基準による債権の評価
第8回	6. 貸倒引当金 相殺適状、債権の評価方法
第9回	7. 有価証券 一分類と評価の基本 その1- 子会社株式から関連会社株式の評価
第10回	7. 有価証券 一分類と評価の基本 その2- 自己株式、親会社株式、その他有価証券
第11回	8. 有形固定資産-その1- 特殊な減価償却方法、取替法その他
第12回	8. 有形固定資産-その2- リース取引、減損処理その他
第13回	9. 無形固定資産の会計処理 ソフトウェアに関する勘定科目の会計処理
第14回	10. 社 債 社債の買入償還、新株予約券付社債の処理
第15回	11. 負債性引当金 退職給付引当金ほか
テキスト	「現代簿記」／中村忠著（白桃書房）
参考書	「最新簿記一重要ポイントと解説」／中村忠他著（税務経理協会）

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#009
科目名称	応用簿記Ⅱ(1・後 必)	担当教官	中村 忠
目的	簿記に関する応用的な範囲に属する会計処理を学習する。		
概要	<p>応用簿記Ⅰの延長講座として、応用簿記Ⅰでは触れることができなかった論点について学習する。この応用簿記Ⅱでは、会社の資本に関する取引内容に関して資本会計領域を基本に、資本金勘定、剰余金の諸勘定がどのような時に増減するのかについて学習する。</p> <p>特に最近では以前に比べて、会計に携わる者はこの資本に関する専門的な知識を要求される。これらは全てその詳細が商法により規制されているためである。従ってある意味では、商法(会社法)を数値を使って学習するという側面も持っていると思われる。</p> <p>またこれ以外の論点として、外貨建取引等の会計基準についても学習する。この外貨建会計も現在多くの企業が必要とする会計要素である。</p> <p>さらに会社合併やキャッシュ・フロー会計などに関しても、どのような会計処理が行われるのかについても学習させたい。</p>		
達成目標	比較的難解と考えられている会計処理を理解して、企業が作成する財務諸表の数字が意味するところを理解するための基礎知識を身に付ける。		
成績評価の基準と方法	出席回数で概ね20%程度、期末考査で80%程度のウエイトで成績を評価する。		
履修条件	全員履修しなければならない必修科目である。応用簿記Ⅰの発展科目であるために、応用簿記Ⅰの後で聴講することが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 株式会社の資本—その1— 株式の発行、法定準備金の取扱い、配当可能利益の算出 株式分割、中間配当の処理		
第2回	1. 株式会社の資本—その2— 任意積立金の処理、損失の処理、減 資、 自己株式の取扱い、 資本・利益準備金の取り崩し		
第3回	2. 帳簿組織 複合仕訳帳制度の概要、二重仕訳排除の方法 仕訳帳の締切方法、独自平均元帳		
第4回	3. 本支店会計 本支店会計の概要、未達取引の理解、内部利益の控除		

授 業 内 容	
第5回	4. 製造業－商的工業簿記(1) 原価計算と商的工業簿記の違い、勘定科目の体系、
第6回	4. 製造業－商的工業簿記(2) 期末仕掛品の評価、副産物、作業屑、製造原価報告書
第7回	4. 製造業－商的工業簿記(3) 副産物、作業屑、製造原価報告書
第8回	4. 製造業－商的工業簿記(4) 製造原価報告書と損益計算書の売上原価の関係
第9回	5. 本社工場会計(1) 内部利益と期末棚卸資産の評価
第10回	5. 本社工場会計(2) 外部公表用の財務諸表の作成
第11回	6. 建設業会計 工事完成基準と工事進行基準、具体的な会計処理
第12回	8. 外貨建会計 円換算の基礎、決算時における換算基準
第13回	9. 合併会計 概要、合併比率の決定方法、合併仕訳
第14回	10. キャッシュ・フロー計算書(1) 概要、各区分における増減の考え方
第15回	10. キャッシュ・フロー計算書(2) 各区分における内訳に関する計算方法
テキスト	「財務会計論」／中村忠編著(白桃書房)
参考書	「財務会計の基礎知識」／中村忠著(中央経済社)

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#010
科目名称	応用管理会計Ⅰ(1・前 必)	担当教官	江頭 幸代
目的	管理会計の応用分野に関して、ほぼ全般的な範囲を学習すること		
概要	<p>オーソドックスな製品原価の計算をその原価の基礎になる原価要素の内容から研究する。いわゆる製品の原価は、3つの要素から構成されている。これは製品の形成されている基本になっている材料費、人件費、そして製品の製造のために発生する諸経費である。これら3要素の計算方法が実務ではどのように行われているかを詳細に学習する。</p> <p>また管理会計は、慣例でその製造形態から、計算方法にいくつかの方法がある。これについてそれぞれの業種を具体的に紹介してどのような企業がどのような計算を採用し、現在それがどのような結果をもたらしているかなどを企業名を挙げるなどしながら講義を進める。</p> <p>また、現在多くの企業で取り入れられている原価計算の方法である、標準原価計算や直接原価計算と呼ばれる内容も講義する。これらは現在の原価計算の主流であり十分な理解がなされるように講義を行う。</p>		
達成目標	プロダクト・コストに関する知識を完全に身に付けること		
成績評価の基準と方法	出席を概ね20%程度で評価して、期末考査で80%として総合評価する。		
履修条件	この応用管理会計Ⅰは原価計算原理の発展科目であるため、原価計算の基本的原理に関する知識を有していることが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 管理会計総論、個別原価計算の意義 2. 単純個別原価計算－PART 1－		
第2回	2. 単純個別原価計算－PART 2－ 仕損費(正常仕損、異常仕損)の処理、作業屑、原価計算表		
第3回	3. 部門別計算 部門費の意義、部門費の第1次配賦、第2次配賦、連立方程式法など		
第4回	4. 部門別個別原価計算(1) 部門費配賦表の作成、部門費の予定配賦		
第5回	4. 部門別個別原価計算(2) 部門費配賦差異の取り扱い		
第6回	5. 総合原価計算 (1) 単純総合原価計算 その意義、計算手順、期末仕掛品の評価、正常仕損の処理		
第7回	5. 総合原価計算 (2) 工程別総合原価計算－その1－ 副産物の評価、追加材料のある場合		

授 業 内 容	
第 8 回	5. 総合原価計算 (2) 工程別総合原価計算－その 2－ 工程の意味
第 9 回	5. 総合原価計算 (2) 工程別総合原価計算－その 3－ 累加、非累加法による工程別原価計算
第 10 回	5. 総合原価計算 (3) 組別総合原価計算－その 1－ 原価計算における組の考え方、組共通費の工程別配賦方法
第 11 回	5. 総合原価計算 (3) 組別総合原価計算－その 2－ 組別総合原価計算の 2 つの基本的考え方
第 12 回	5. 総合原価計算 (4) 等級別総合原価計算、連産品の計算－その 1－ 組別と等級別原価計算の相違点
第 13 回	5. 総合原価計算 (4) 等級別総合原価計算、連産品の計算－その 2－ 等級別原価計算の等級係数の意味
第 14 回	5. 総合原価計算 (4) 等級別総合原価計算、連産品の計算－その 3－ 連産品の意義、計算手順、連結原価の按分
第 15 回	6. 費目別計算 －材料費、労務費、経費－ 高度(特殊)な費目別計算に関して
テキスト	「管理会計」(同文館)
参考書	「原価企画研究の課題」(森山書店)他

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#011
科目名称	応用管理会計Ⅱ（1・後 必）	担当教官	江頭 幸代
目的	管理会計の応用分野に関して、ほぼ全般的な範囲を学習すること		
概要	<p>応用管理会計Ⅰの延長講座である。応用管理会計Ⅰでは、原価の計算に関する基礎的な内容にしか触れることはできない。そこで、この応用管理会計Ⅱでは、その内容を一段ステップアップして学習させる。</p> <p>管理会計の大きな目的は、製品原価を正確に計算してこれを経営戦略に役立てることにある。しかしこの考え方は製品を製造し、その後の事後的な要素が多かった。</p> <p>原価計算の価値は、この製品原価の計算をした結果を単に求めるだけではなく、この製品原価が企業に何らかのプラスの情報を提供することにその意義を見い出さなければならない。</p> <p>ここでの課題は、過去において、実際の企業はどのような経緯で製造原価を計算して、この原価情報を経営戦略に役立っているかを具体的な計算を紹介しながら学習を進める。</p>		
達成目標	プロダクト・コストに関する知識を完全に身に付けること		
成績評価の基準と方法	出席を概ね20%程度で評価して、残りは期末考査で80%として総合評価する。		
履修条件	1年次の必修科目である「応用管理会計Ⅰ」の延長線上に位置する講義である。「応用管理会計Ⅰ」の十分な理解をしてから履修をしてほしい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 標準原価計算総論 標準原価計算の意義と目的、またはその計算手順		
第2回	2. 原価標準の設定と指示、実績標準原価の計算 製造直接費の標準と製造間接費の標準、標準原価カードの諸類型 実績標準原価計算の方法について		
第3回	3. 原価差異の把握方法、標準原価計算の勘定記入 標準原価計算の差異の意味とその分析の目的について検討する パーシャルプランとシングルプランによる勘定記入		
第4回	4. 標準原価の差異分析 直接材料費差異、直接労務費差異、製造間接費差異のそれぞれの分析 歩減がある場合の原価差異分析（定点発生、発生点不明）		
第5回	5. 工程別標準原価計算と原価差異の会計処理 工程別の原価計算が行われる場合の標準原価計算の方法 それぞれの原価差異を処理する場合の会計処理方法		

授 業 内 容	
第6回	6. CVP分析 (1) CVP分析の意義、目的、前提条件、限界利益の重要性
第7回	6. CVP分析 (2) 各種指標の算定、利益計画図表の作成、原価分解
第8回	7. 直接原価計算 直接原価計算の意義と目的、またはその計算手順 直接原価計算における損益計算書
第9回	8. 予算管理 (1) 予算管理の意義、最適プロダクト・ミックスの決定 セグメントの存続か廃止かの意思決定
第10回	8. 予算管理 (2) 受注可否の意思決定、追加加工の可否の意思決定ほか
第11回	8. 予算管理 (3) 価格決定、予算編成、予算実績比較損益計算書の作成 営業利益差異分析、事後最適分析
第12回	9. 事業部制会計 (1) 事業部制組織と職能別組織の比較、 事業部制組織の長所と短所
第13回	9. 事業部制会計 (2) 事業部別損益計算書の作成、本社費・共通費の事業部への配賦
第14回	9. 事業部制会計 (2) 事業部の業績評価 (ROI、RI)
第15回	10. 営業費会計 社内金利制度、社内資本金制度、営業費に関する考え方
テキスト	「現代管理会計論」(中央経済社)
参考書	「ライフサイクル・コストイング」(同文館) 他

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#012
科目名称	実践会計論(1・後 必)	担当教官	鷹野 宏行
目的	会計に関する理論的な背景に関してより専門的な知識を習得する		
概要	<p>正規の学問として位置付けられる会計学。当大学院ではこれを専門性の高いより実践的、体系的な知識として、どのように学生に身に付けさせるのか。これはいささか興味ある課題である。しかし、この会計学は、そもそも実務で行われている経理会計を体系立って理論的にしたものである。そのように考えれば、これを専門職大学院で学ぶことこそ、まさにその価値に相応すると考えることができる。</p> <p>この実践会計論では、財務会計論の基礎講座で学習した財務会計原理の内容を踏まえて、現在企業の中で大きくクローズアップされている会計テーマなどを取り上げる。</p>		
達成目標	学習する資産、負債および資本会計の領域について理論的な内容を理解する。		
成績評価の基準と方法	毎回講義の冒頭で行われる確認テストの評価を30%程度(出席の点検も目的にする)、期末考査を70%程度のウエイトで評価する。		
履修条件	会計基礎科目群に属する財務会計原理の発展科目であるために、この科目を履修してから実践会計論を聴講することが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 棚卸資産 払出数量と単価の決定方法、棚卸資産の期末評価方法		
第2回	2. 固定資産 (1) 固定資産の意義と分類、取得原価の決定方法		
第3回	2. 固定資産 (2) 費用配分としての減価償却、臨時償却・評価減、減耗償却		
第4回	2. 固定資産 (3) 取替法と廃棄法、リース会計		
第5回	2. 固定資産 (4) 無形固定資産、投資その他の資産		
第6回	2. 固定資産 (5) 減損会計の意味するもの		
第7回	3. 繰延資産等 (1) 繰延資産の概念		

授 業 内 容	
第8回	3. 繰延資産等 (2) 繰延資産の内容
第9回	3. 繰延資産等 (3) 研究開発費会計、臨時巨額な損失
第10回	4. 負債会計 (1) 金融負債、引当金、偶発債務
第11回	4. 負債会計 (2) 退職給付会計に関する基本的な考え方
第12回	4. 負債会計 (3) 退職給付債務の具体的計上方法に関して
第13回	5. 資本会計 (1) 資本の概念、資本の分類、払込資本
第14回	5. 資本会計 (2) 受贈資本及び評価替資本、稼得資本
第15回	5. 資本会計 (3) 自己株式の取り扱いに関して
テキスト	「現代会計学」／中村忠著（白桃書房）
参考書	「非営利・組織体の会計」（中央経済社）

科目分類	実践基礎科目	科目コード	# 0 1 3
科目名称	実践監査論 (1・後 必)	担当教官	末益 弘幸
目 的	財務諸表監査に関して実施論を中心にして学習する。		
概 要	<p>公認会計士が行う業務の中心は会計監査である。これは企業の財務内容が適切であるかを第三者の立場として検査して、その正否を報告することにより行われる。このために公認会計士は、高度な会計的な知識や専門性の高い知識を身に付けていなければならない。</p> <p>さらにこれらの専門的な知識だけではなく、公平な立場に立った判断をしなければならないために、中立性のようなものもその資質として持ち合わせていなければならない。</p> <p>このためにこの講義では、監査に関する内容を監査の主体論、監査の実施論、監査の報告論の三つに分けてそれぞれのテーマに沿った内容で講義を実施する。これらの内容は全て、近い将来監査を行うこととなった場合に、会計的にどこの部分に着目してどのような判断を下せば良いのかを実践的に指導する。</p>		
達成目標	独立した立場による監査人の監査業務についてその指針を学習する。		
成績評価の基準と方法	講義の出席率により概ね20%程度、期末考査で80%程度の基準により評価する。		
履修条件	1年次における必修科目であり、若干の簿記会計の知識を有することが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 財務諸表の監査総論 (1) 財務諸表監査の意義 我が国の監査制度		
第2回	1. 財務諸表の監査総論 (2) エクスペグテーション・ギャップ		
第3回	2. 一般に公正妥当と認められる監査の基準 GAAP の設定主体と構造及び適用範囲 監査基準の意味、必要性、歴史		
第4回	3. 監査主体論 (1) 監査人とは 監査人の専門能力と独立性		
第5回	3. 監査主体論 (2) 職業的専門家としての正当な注意義務		

授 業 内 容	
第6回	3. 監査主体論 (3) 秘密の保持義務 監査人の法的責任
第7回	4. 監査実施論 (1) 財務諸表の作成 監査業務のプロセス
第8回	4. 監査実施論 (2) 財務諸表の適正性と監査要点
第9回	4. 監査実施論 (3) 監査証拠と合理的な基礎
第10回	4. 監査実施論 (4) 監査手続
第11回	4. 監査実施論 (5) 監査リスク・アプローチ
第12回	4. 監査実施論 (6) 監査上の重要性 内部統制 (その1)
第13回	4. 監査実施論 (7) 内部統制 (その2)
第14回	4. 監査実施論 (8) 委託業務に係る統制リスクの評価
第15回	4. 監査実施論 (9) 内部監査
テキスト	「監査一般基準論」(中央経済社)
参考書	「会計監査の基礎(増補版)」(同文館)

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#014
科目名称	商法実務Ⅰ(1・後 必)	担当教官	三森 茂郎
目的	企業の法律行為の規範である商法に関して、その基礎から実際に企業の中で必要な部分を3段階で学習するが、まずこの基礎を学習する。		
概要	<p>企業を取り巻く法律は様々なものが存在する。その中でもとりわけ企業と一番密接な関係にあるのは商法である。企業は、常にこれらの法律の中で行動を許されている。</p> <p>商法実務Ⅰでは、企業が関係する基本的な事項である株式や意思決定機関である株主総会、取締役会など、また企業の資本調達方法、さらに企業再編の内容について商法がどのようにして定められているかを学習する。</p> <p>(具体的学習項目)</p> <p>① 設 立 (総説、発起人、定款、設立登記など)</p> <p>② 株 式 (株券、株主名簿、株式分割など)</p> <p>③ 機 関 (株主総会、取締役会、監査役、監査役会、など)</p>		
達成目標	商法の基本的思考を学び、設立から機関までの概略を把握する。		
成績評価の基準と方法	講義の出席率により概ね40%程度、期末考査で60%程度の基準により評価する。		
履修条件	1年次において履修しなければならない必修科目である。簿記・会計など特別な知識は必要としない		
授 業 内 容			
第1回	1. 商法に関する基礎 法律科目の勉強方法 商法に関する事前案内		
第2回	2. 会社設立 (1) 総説、発起人、定款の作成、株式発行事項の決定		
第3回	2. 会社設立 (2) 発起設立と募集設立、変態設立事項		
第4回	2. 会社設立 (3) 設立登記、設立関与者の責任、設立の瑕疵		
第5回	3. 株 式 (1) 株式の概念、株主の権利・義務、株主平等原則、株式の譲渡		
第6回	3. 株 式 (2) 自己株式の取得・処分等の制限、子会社による親会社株式の取得、株式担保		
第7回	3. 株 式 (3) 株券、株主名簿、株式合併・株式分割、端株、単元株制度		

授 業 内 容	
第8回	4.機 関 (1) 機関総説、株主総会
第9回	4.機 関 (2) 取締役の意義、選任終任、
第10回	4.機 関 (3) 仮取締役、取締役職務代行者、善管注意義務と忠実義務
第11回	4.機 関 (4) 取締役の競合避止義務、利益相反取引、取締役の報酬、
第12回	4.機 関 (5) 取締役の会社に対する責任、取締役の第三者に対する責任
第13回	4.機 関 (6) 株主代表訴訟、違法行為差止請求権
第14回	4.機 関 (7) 取締役会、代表取締役
第15回	4.機 関 (8) 監査役、監査役会 委員会等設置会社
テキスト	「会社法の基礎」(中央経済社)
参考書	「商法総則・商行為法」(中央経済社)

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#015
科目名称	商法実務Ⅱ(2・前 必)	担当教官	三森 茂郎
目的	株式会社の資金調達方法である資本金等に関して、また商法の総則などについて学習する。		
概要	<p>職業会計人が必要とする商法の知識は、企業法(商法基礎)でその全てが習得できるわけではない。企業における専門家として、ある意味では法律家としての専門性も求められる。</p> <p>そこで、企業に発生することが考えられる様々な法的な事例を取り上げながら、そのひとつひとつをどのように解釈しながら解決していけば良いのかを研究する。講師が毎回テーマを決め、これを商法のどの規定に関連させ、過去の判例などを参考にしながら、どのような結論を導き出すのかをディスカッションを通じて行っていく。</p> <p>取り上げるテーマも出来るだけ新しい、商法改正に伴う斬新なものを講義のテーマとすることにより、実務現場で問題になっていることを身近に感じさせることを主眼に置く。</p>		
達成目標	株式会社の運営にあたり会社と密接な関係にある商法が、会社の行為をどこまで制限しているかを理解する。		
成績評価の基準と方法	講義の出席率により概ね40%程度、期末考査で60%程度の基準により評価する。		
履修条件	商法実務Ⅰの履修を修了してから、この商法実務Ⅱを履修することが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 資金調達(1) 資金調達の方法、新株発行の意義、通常の新株発行		
第2回	1. 資金調達(2) 特殊な新株発行 社債の発行		
第3回	2. 資本の減少 減資の方法と具体的な手続		
第4回	3. 定款変更 会社定款の変更に関する法的手続き		
第5回	4. 企業結合と企業分割(1) 会社の合併、営業譲渡		
第6回	4. 企業結合と企業分割(2) 株式交換、株式移転、会社分割		

授 業 内 容	
第7回	5. 会社の整理・解散・清算 (1) 会社の整理・解散に関して
第8回	5. 会社の整理・解散・清算 (2) 会社の清算手続きに関して
第9回	6. 商法総則 (1) 商法の基本概念 (商人、商行為)
第10回	6. 商法総則 (2) 商業使用人
第11回	6. 商法総則 (3) 商業登記
第12回	6. 商法総則 (4) 商号、営業の譲渡ほか
第13回	7. 商行為法 (1) 商行為法総論 (その 1)
第14回	7. 商行為法 (2) 商行為法総論 (その 2) 仲介業、運送営業
第15回	7. 商行為法 (3) 商行為法総論 (その 3) 運送営業、倉庫・場屋営業
テキスト	「会社法」(弘文堂)
参考書	「改正商法による資本再生戦略」(税務経理協会) 他

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#016
科目名称	商法実践(2・後 必)	担当教官	三森 茂郎
目的	株式会社に関する高度な法規制に関する内容を学習し、商法における専門的な知識を習得する。		
概要	<p>商法実践の学習内容は、株式会社の設立から機関、資金調達などに関してである。それぞれの項目には、会計に関する専門的な知識として必ず身に付けておかなければならないものが多く含まれている。</p> <p>設立に関しては、財産引受、定款の記載事項、設立の瑕疵、株主平等の原則など、株式に関しては、株式譲渡自由の原則、自己株式買受規制、株券の効力発生時期・株券発行前の株式譲渡、失念株など、機関に関しては、議決権に関する考え方、株式会社の機関構造の特色、取締役の行為規制、競合避止義務、取締役の利益相反行為、取締役報酬など、また資金調達に関しては、新株発行における既存株主の保護、会社設立と新株発行の比較、新株発行差止原因などに関してそれぞれ学習する。</p> <p>また現在多くの企業が関心を持つ、企業再編などに関して、商法としてどのような部分に注意をしなければならないか、その法的規制の有無などについて説明する。</p>		
達成目標	株式会社で発生する株主等との関係に関してあらゆる場合を想定して違法行為はもちろん脱法行為等が発生しないような法律知識を身に付ける。		
成績評価の基準と方法	出席率は全体評価の40%程度、期末考査で60%程度のウエイトで評価を行う。		
履修条件	商法実務Ⅰ及びⅡを修了してから履修することが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 設 立(1) 株式会社と合名会社の設立手続の比較、設立中の会社と発起人の権限		
第2回	1. 設 立(2) 定款の記載、記録なき財産引受、資本充実規制、現物出資・財産引受		
第3回	1. 設 立(3) 会社設立の瑕疵、第192条の趣旨、株主平等原則		
第4回	2. 株 式(1) 株式譲渡自由の原則と制限 取締役会の承認を欠く株式譲渡の効力		
第5回	2. 株 式(2) 自己株式買受規制、株券の効力発生時期・株券発行前の株式譲渡		

授 業 内 容	
第6回	2. 株 式 (3) 失念株、株式併合と株式分割、端株制度と単元株制度
第7回	3. 機 関 (1) 株式会社の機関構造の特色、議決権の保障、議決権の代理行使その他
第8回	3. 機 関 (2) 取締役の行為規制、取締役の競合避止義務、取締役の利益相反取引
第9回	3. 機 関 (3) 取締役の報酬、取締役の対第三者責任
第10回	3. 機 関 (4) 代表取締役の職務執行の適正化、権限濫用、専断的行為、表見代表取締役
第11回	3. 機 関 (5) 監査役の妥当性監査権限、監査役の独立性、監査役会と監査役の権限関係
第12回	4. 資金調達 (1) 新株発行における既存株主の保護、会社設立と新株発行の比較
第13回	4. 資金調達 (2) 新株発行無効原因、株式と社債の異同、法人格否認の法理
第14回	5. 会社法総合 (1) 株式消却、資本減少、違法配当の効果、企業再編
第15回	5. 会社法総合 (2) 親子会社、株式の相互保有、1人会社、株式会社と合名会社
テキスト	「商法判例集」(有斐閣)
参考書	「コーポレートガバナンスにおける商法の役割」(中央経済社) 他

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#017
科目名称	ミクロ経済Ⅰ（1・後 選必）	担当教官	中野 宏
目的	ミクロ経済に必要な不可欠な経済学の典型的論点を学習する。		
概要	<p>経済学は、営利活動を中心とする経済活動の仕組みを解き明かすためのものである。これらは貨幣経済における人や組織の行動原理を研究するものであるが、人間関係や社会の様々な側面も研究しなければならない。</p> <p>経済学は大きくミクロ経済学とマクロ経済学に分類される。この授業科目は、ミクロ経済Ⅰであることから、個々の消費者や企業の経済活動と総生産、総所得がそれらの間でどのようにして分配されるかを学習研究する。また金融や国際経済などの分析に関する基礎理論に関しても学習研究することになる。</p> <p>このミクロ経済Ⅰでは、経済学の基礎として価格の決定、家計の行動、企業の行動、完全競争市場、不完全競争市場、経済厚生についてを順次学習する。また国際ミクロ経済学等に関しても比較生産費、貿易の利益、貿易政策などに論究することになる。</p> <p>純粋な経済学を学習することになるが、できるだけ実学として役立つようなテーマを持ち学習を継続させたい。</p>		
達成目標	基本的構造を作図して計算式によりまとめられる力を養う。		
成績評価の基準と方法	出席率を概ね30%程度で考慮して、残り70%程度は期末考査の成績により評価する。		
履修条件	簡単な数学的知識を必要とするので、高校レベルの数学力を有している者		
授 業 内 容			
第1回	1. 経済学とは何か (1) 経済学の目的、価格の決定、その他		
第2回	1. 経済学とは何か (2) 効用最大の需要量の決定、所得変化の効果		
第3回	2. 家計の行動 所得変化の効果、価格変化の効果、労働供給量の決定、異時点間の消費		
第4回	3. 企業の行動 (1) 費用曲線、利潤最大の生産量の決定、生産関数		
第5回	3. 企業の行動 (2) 長期均衡、利潤最大の生産要素投入量の決定、その他		
第6回	4. 完全競争市場 均衡の存在と安定性、余剰の概念 課税と補助金、一般均衡分析		

授 業 内 容	
第7回	5. 不完全競争市場 (1) 供給独占、差別独占等、複占
第8回	5. 不完全競争市場 (2) 寡占、ゲームの理論、独占的競争その他
第9回	5. 不完全競争市場 (3) 独占的競争、その他
第10回	6. 経済厚生 社会的余剰の最大化、パレード最適の概念
第11回	6. 経済厚生 独占の弊害、その他
第12回	7. 不確実性と情報 期待効用定理、情報の非対称性
第13回	8. 国際ミクロ経済学 (1) 比較生産費の原理
第14回	8. 国際ミクロ経済学 (2) 貿易の利益、貿易政策
第15回	8. 国際ミクロ経済学 (3) 貿易の利益、貿易政策
テキスト	「ミクロ経済学入門」(岩波書店)
参考書	「ゼミナールミクロ経済学入門」(日本経済新聞社) 他

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#018
科目名称	ミクロ経済Ⅱ(2・前 選必)	担当教官	中野 宏
目的	机上の理論をより具体的な知識にするための演習を行うこと		
概要	<p>ミクロ経済Ⅰでは、個々の消費者や企業の経済活動と総生産、総所得がそれらの間でどのようにして分配されるかを学習研究した。また、金融や国際経済などの分析に関する基礎理論に関しても、ある程度の知識を身に付けた。</p> <p>このミクロ経済Ⅱでは、ミクロ経済Ⅰで習得した知識を実際に経済社会の中に当てはめて、経済学が現実の社会の中でどのように機能しているのかを考えてみたい。</p> <p>またいくつかのテーマに関して、担当教員と学生が演習形式の講義を行い、ミクロ経済の本質に迫りたいと考えている。</p> <p>このミクロ経済Ⅱでは、前述した通りミクロ経済に関して、あらかじめ定められたテーマに従って演習形式で講義が行われる予定である。</p> <p>これらのテーマは家計の行動のような基本的な論点から演習がスタートするが、ここで研究発表、討議される内容は、単なる経済理論の展開に止まらず、できる限り現実的な事象にまで及んだ内容として、各論点について研究したい。</p> <p>このためには、ミクロ経済Ⅰから担当教員と学生が密度の濃い学習研究が可能となるような講義を進めて行くことが非常に重要であると思われる。</p>		
達成目標	ゼミ形式の講義を通じて、自らの経済学の知識を高めること。		
成績評価の基準と方法	出席率を概ね30%程度で考慮して、残り70%程度は期末考査の成績により評価する。		
履修条件	ミクロ経済Ⅰを履修していることを前提にする。		
授 業 内 容			
第1回	1. 家計の行動に関して-その1- 効用最大の需要量の決定、所得・価格変化の効用、労働供給量の決定		
第2回	2. 家計の行動に関して-その2- 異時点間の消費、顕示選好の理論		
第3回	3. 企業の行動に関して-その1- 費用曲線、利潤最大の生産量の決定、短期供給曲線		
第4回	4. 企業の行動に関して-その2- 生産関数、利潤最大の生産要素投入量の決定、代替の弾力性		
第5回	5. 完全競争市場に関して-その1- 均衡価格の決定、均衡の安定性、産業の供給曲線		

授 業 内 容	
第6回	6. 完全競争市場に関して－その2－ 余剰、課税と補助金、一般均衡分析
第7回	7. 不完全競争市場に関して－その1－ 供給独占、差別独占
第8回	8. 不完全競争市場に関して－その2－ 需要独占、複占、寡占など
第9回	8. 不完全競争市場に関して－その3－ ゲームの理論、独占的競争
第10回	9. 経済厚生に関して－その1－ 社会的余剰の最大化、パレート最適、厚生経済学の基本定理、
第11回	9. 経済厚生に関して－その2－ 補償原理と社会的厚生関数、独占の弊害、公共財、外部性、
第12回	9. 経済厚生に関して－その3－ 費用逡減産業、直接税と間接税
第13回	10. 所得分配に関して 限界生産力説、独占と分配、コブ＝ダグラス型生産関数、 地代・賃金・利潤
第14回	11. 不確実性と情報に関して 期待効用仮説、条件付き財の市場、情報の非対称性
第15回	12. 国際ミクロ経済学に関して 比較生産費の原理、ヘクシャー＝オリーン定理、貿易の利益 貿易政策ほか
テキスト	「ミクロ経済学入門」(岩波書店)
参考書	「ミクロ経済学」(新世社)

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#019
科目名称	マクロ経済(2・後選必)	担当教官	中野 宏
目的	マクロ経済の典型的論点から比較的レベルの高い論点までを学習する		
概要	<p>マクロ経済学は、個別の経済活動をまとめて、これを集計された大きな経済活動と考え、その経済活動の指標として何が望ましいのか、また指標の水準や変動の変化の原因はどのようにして起きるのかを国全体として扱うとすると、どのような考え方をするのか学習研究する授業科目である。</p> <p>この講義もミクロ経済学と同様に、極めて学問性が高いが、マクロ経済学の基本から少しずつその具体例を解いて、その理解を深めるような講義を進めたい。</p> <p>マクロ経済学は、国民所得から学習を開始して、講義の後半では、学習項目の全てに関して演習形式による講義も実施することを予定している。</p>		
達成目標	政府、日銀等などの政策動向が理解できるよう知識を身に付ける。		
成績評価の基準と方法	前半の講義は出席率20%程度、後半の演習(ゼミ)は研究発表の内容や発言内容により50%程度評価し、期末考査で30%を評価する。		
履修条件	独立した科目であるが、ミクロ経済Ⅰおよびミクロ経済Ⅱの履修者が望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 国民所得 国民所得とは何か、国民所得の諸概念		
第2回	2. 45度線分析 有効需要の原則、ケインズの消費関数、国民所得の決定、乗数理論その他		
第3回	3. 貨幣市場 貨幣の定義、貨幣の需要と供給、利子率の決定		
第4回	4. ISLM分析 IS、LK 曲線、国民所得と利子率の決定、政策の有効性		
第5回	5. 失業とインフレーション 労働市場、総需要、総供給曲線分析、フィリップス曲線		
第6回	6. 新しい古典派(1) 古典派の体系と貨幣数量論		
第7回	6. 新しい古典派(2) 自然失業率仮説、マネタリズム		

授 業 内 容	
第 8 回	7. 経済変動 景気循環の理論、ハロッド=ドーマの成長理論
第 9 回	8. 国際マクロ経済学 国際収支表、外為レートの決定、変動(固定)相場制下のマクロ政策
第 10 回	9. 国民経済計算 国民所得勘定、産業関連表
第 11 回	10. 第 1 回演習 テーマー 4 5 度分析ー 演習講義に関する具体的な研究テーマ等に関しては各講義内で案内する。
第 12 回	11. 第 2 回演習 テーマー 貨幣市場 ISLM 分析ー 演習講義に関する具体的な研究テーマ等に関しては各講義内で案内する
第 13 回	12. 第 3 回演習 テーマー ISLM 分析ー 演習講義に関する具体的な研究テーマ等に関しては各講義内で案内する
第 14 回	13. 第 4 回演習 テーマー 失業とインフレーションー 演習講義に関する具体的な研究テーマ等に関しては各講義内で案内する
第 15 回	14. 第 5 回演習 テーマー 国際経済計算ー
テキスト	「マクロ経済学」(日本評論社)
参考書	「金融論[新版]」(有斐閣)

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#020
科目名称	実践民法(1・後 選必)	担当教官	山本 武
目的	民法基礎知識と重要制度の意義、趣旨、要件、効果等を理解する。		
概要	<p>企業を取り巻く環境の中でも、特に権利関係である民法の物権と債権に関する知識は重要である。この物権と債権は企業がその財産を保全するためにも是非とも理解しておかなければならないものである。</p> <p>この講座では、企業に関連するこれらの内容を理解するために、民法の基礎から具体的な判例の紹介までを研究する。講義は基礎期は講義形式であるが、後半の講座では、企業に発生する具体的な事例などを講師も含めてディスカッションする討議形式で進め、法律の解釈を掘り下げるような応用的な講義を行う。</p>		
達成目標	この講座の連座する民法応用の基礎知識を身に付ける。		
成績評価の基準と方法	毎回講義の冒頭で行われる確認テストで出欠と前講義の理解度合を点検し概ね40%程度の評価を行い、期末考査で60%程度を評価する。		
履修条件	選択必修科目として1年次に履修するが、特に法律的知識などを必要としない。		
授 業 内 容			
第1回	1. 民法総則－その1－ (1) 民法の意義、(2) 三大原則、(3) 基本理念その他		
第2回	1. 民法総則－その2－ (1) 法人、(2) 物		
第3回	1. 民法総則－その3－ (1) 法律行為、(2) 意思表示		
第4回	1. 民法総則－その4－ (1) 代理		
第5回	1. 民法総則－その5－ (1) 無効・取消、(2) 条件・期限、(3) 時効		
第6回	2. 物 権－その1－ (1) 物権総則、(1) 不動産の物権変動①		
第7回	2. 物 権－その2 (1) 不動産の物権変動②、(2) 動産の物権変動		
第8回	2. 物 権－その3－ (1) 占有権、(2) 所有権、(3) 用益物件		
第9回	3. 担保物権－その1－ (1) 担保物件総則、(2) 留置権、(3) 先取特権、(4) 質 権		

授 業 内 容	
第 10 回	3. 担保物件－その 2－ (5) 抵当権
第 11 回	4. 債権総則－その 1－ (1) 債権の意義、(2) 目的、 (3) 債権の対内的効力 (4) 債権の対外的効果、(5) 多数当事者の債権関係①
第 12 回	4. 債権総則－その 2－ (6) 多数当事者の債権関係② (7) 債権譲渡・債務引受 (8) 債権の消滅
第 13 回	5. 債権各論－契約その 1－ (1) 契約総論
第 14 回	5. 債権各論－法定債権その 1－ (1) 事務管理、(2) 不当利益、(3) 不法行為①
第 15 回	5. 債権各論－法定債権その 2－ (1) 不法行為②－
テキスト	「民法概論 ①～③」(有斐閣)
参考書	「民法 I ～IV」(東京大学出版会)

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#021
科目名称	民法応用Ⅰ(2・前選必)	担当教官	山本 武
目的	民法上の課題解決能力を身に付けるために、各論点の解説を行う。		
概要	<p>財務会計に関する法律関係で、しばしば取り扱われる民法に関する内容に関して、その詳細を実務的観点から学習研究する。取り上げなければならないテーマが非常に広いために授業科目を2つに区分して、それぞれ民法応用Ⅰと民法応用Ⅱとした。</p> <p>この民法応用Ⅰでは、実践民法(#020)を選択した学生の存在を意識せずに、民法上の法人の定義、取り扱いなどから、民法の条文構成の基本である法律行為、意思表示、代理、無効・取消、時効などから順次取り上げて講義を進めたい。</p> <p>また民法の総則関係の内容が、ある程度理解できたら、次は物件についてその詳細を研究させたい。物権の所有権はもちろんであるが、それ以外の担保権などは重要なものから順次学習研究させる。これ以外にも留置権、質権など重要な担保権も取り扱う。</p>		
達成目標	各論点に関して、なぜそのような論争が生ずるのかを理解する。		
成績評価の基準と方法	出席率を30%程度で評価し、期末考査で70%の評価を行うものとする。		
履修条件	実践民法の履修を条件にはしないが、できるだけ既履修者が選択することが望ましい。またこの民法応用Ⅰは民法応用Ⅱを聴講して内容が完結するので、民法応用Ⅱも履修することを勧める。		
授 業 内 容			
第1回	1. 民法総則(1) ガイダンス、序章、人、法人①		
第2回	1. 民法総則(2) 法人②		
第3回	1. 民法総則(3) 法律行為、意思表示①		
第4回	1. 民法総則(4) 意思表示②、代理①		
第5回	1. 民法総則(5) 代理②、無効・取消		
第6回	1. 民法総則(6) 時効		

授 業 内 容	
第7回	2. 物権 (1) 物権総則
第8回	2. 物権 (2) 不動産の物権変動①
第9回	2. 物権 (3) 不動産の物権変動②、動産物権変動
第10回	2. 物権 (4) 占有権、所有権
第11回	3. 担保物件 (1) 留置権、質権、抵当権①
第12回	3. 担保物件 (2) 抵当権②、
第13回	3. 担保物件 (3) 抵当権③
第14回	3. 担保物件 (4) 抵当権④
第15回	3. 担保物件 (5) 非典型担保
テキスト	レジュメ
参考書	「判例百選民法Ⅰ」(有斐閣)

科目分類	実践基礎科目	科目コード	#022
科目名称	民法応用Ⅱ(2・後 選必)	担当教官	山本 武
目的	民法上の課題解決能力を身に付けるために、各論点の解説を行う。		
概要	<p>ここでは、民法応用Ⅰで取り扱うことができなかった債権関係の内容に関する学習を行う。</p> <p>債権に関しては、総論として債権の目的、対外的効果、多数当事者の債権関係、債権譲渡、債権の消滅原因などがある。これら各項目を基本から講義形式により学習研究することはもちろんであるが、さらに各項目について討論形式なども取り入れ講義を行いたい。</p> <p>この民法応用Ⅱでは、債権各論として契約総論、売買、賃貸借、請負、事務管理、不当利益、不法行為などに関しても学習する。</p> <p>民法の講義は前述した通り、基本的な内容に関しては講義形式によるが、その先はできるだけ単位履修のための定期試験用の暗記をさせるのではなく、法的な思考ができるような講義方法を採用するものとする</p>		
達成目標	民法における債権関係の専門的な知識を身に付けること		
成績評価の基準と方法	出席率を30%程度で評価し、期末考査で70%の評価を行うものとする。		
履修条件	民法応用Ⅰの延長講座であるため、基本的に民法応用Ⅰを履修してから聴講してほしい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 債権総論(1) 債権の目的、		
第2回	1. 債権総論(2) 債権の対内的効力		
第3回	1. 債権総論(3) 債権の対外的効力		
第4回	1. 債権総論(4) 多数当事者の債権関係、		
第5回	1. 債権総論(5) 債権譲渡①		
第6回	1. 債権総論(6) 債権譲渡②		
第7回	1. 債権総論(7) 債権の消滅原因①		

授 業 内 容	
第8回	1. 債権総論 (8) 債権の消滅原因②
第9回	2. 債権各論 (1) - 契約 - 契約総則、売買
第10回	2. 債権各論 (2) - 契約 - 賃貸借①
第11回	2. 債権各論 (3) - 契約 - 賃貸借②
第12回	2. 債権各論 (4) - 契約、法定債権 - 請負、法定債権、不当利得
第13回	2. 債権各論 (5) - 法定債権 - 不法行為①
第14回	2. 債権各論 (6) - 法定債権 - 不法行為②
第15回	2. 債権各論 (7) - 法定債権 - 不法行為③
テキスト	レジュメ
参考書	「判例百選民法Ⅱ」(有斐閣)

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#023
科目名称	応用簿記Ⅲ(2・前 必)	担当教官	佐藤 恒之介
目的	連結財務諸表全般の知識を基礎から身に付ける		
概要	<p>我が国でも、企業の財務内容の報告は、企業集団全体を一括して示す連結会計が定着してきた感がある。これは企業の規模が大きくなればなるほど、その財務内容を組織全体として、債権者や株主などの利害関係者に公開する責任を負うからである。</p> <p>現在のこのような企業の財務内容を全体として把握しようとする思考は、企業の合併などの再編が進む中でごく普通の考え方になりつつある。</p> <p>この応用簿記Ⅲではこの連結会計をテーマにして、連結会計の歴史、連結会計の必要性、今後の連結会計の方向性などグローバルな内容で講義を進める。</p> <p>ただ基本的には、まず連結会計における計算に関する知識が必要であるために、ここから重点的に講義をスタートさせることになる。</p>		
達成目標	連結財務諸表の専門的な知識を吸収して、その作成から分析までができるようにする。		
成績評価の基準と方法	出席率を30%程度で評価し、期末考査で70%の評価を行うものとする。		
履修条件	簿記の最終講座であり必修科目であるために応用簿記Ⅱを履修してから、この応用簿記Ⅲを聴講することが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 連結財務諸表の基礎知識 2. 連結財務諸表の作成 3. 投資勘定と資本勘定の相殺消去(1)		
第2回	3. 投資勘定と資本勘定の相殺消去(2)		
第3回	4. 連結精算表の作成 5. 連結クイック・メソッド 6. 持分の変動(1)		
第4回	6. 持分の変動(2) 7. 会社間取引の消去(1)		
第5回	7. 会社間取引の消去(2) 8. 未実現利益の調整(1)		
第6回	8. 未実現利益の調整(2) 9. 持分法の適用(1)		
第7回	6. 持分の変動(3)		
第8回	6. 持分の変動(4)		

授 業 内 容	
第9回	7. 会社間取引の消去 (3) 8. 未実現利益の調整 (3)
第10回	8. 未実現利益の調整 (4) 9. 持分法の適用 (2)
第11回	10. 税効果会計
第12回	11. 在外子会社の連結 12. 連結キャッシュ・フロー計算書 (1)
第13回	12. 連結キャッシュ・フロー計算書 (2) 13. 株式交換、株式移転、会社分割 (1)
第14回	13. 株式交換、株式移転、会社分割 (2)
第15回	14. デリバティブ、ヘッジ会計、金融商品
テキスト	「連結会計入門」／広瀬 義州編著 (中央経済社)
参考書	「連結計算書作成の実務」(中央経済社)

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#024
科目名称	特殊管理会計(2・前 必)	担当教官	山北 晴雄
目的	意思決定会計と財務分析に関する知識を習得する		
概要	<p>現在の管理会計は、製品の製造原価を計算することより、製品を製造するための資本投下をどのようにすれば効率が良いのか、そのための意思決定の手段として使われるケースが多い。</p> <p>これは製品の原価を事後的に計算し、これを生産ラインなどの改善に役立てようというような思考では、メーカー相互間の激しい競争に勝つことは出来ないからである。むしろ事前に、資本投下後の効率を考えて、このための適切な意思決定をすることの方が重要な意味を持つからである。</p> <p>この講義では、この意思決定会計に関する戦略的な方法について、これに成功した事例と失敗した事例を紹介すると共に、具体的な企業名を挙げて、なぜそれが成功したか、失敗したかなどを検討する。</p>		
達成目標	戦略的意思決定とはどのようなものか、専門的知識を習得すること		
成績評価の基準と方法	出席率を30%程度で評価し、期末考査で70%の評価を行うものとする。		
履修条件	2年次における必修科目であり、管理会計全般の知識が必要である。		
授 業 内 容			
第1回	1. 意思決定会計総論 (1) 特殊原価概念 (2) 意思決定会計の特徴と種類		
第2回	2. 戦略的意思決定会計－その1－ (1) 戦略的意思決定会計の基本概念 (2) 資本コスト (3) プロジェクトの評価方法		
第3回	2. 戦略的意思決定会計－その2－ (1) キャッシュフローの把握 (2) 資本配分		
第4回	3. 不確実性を考慮した意思決定－その1－ (1) 回収期間の変更 (2) リスク調整方法		
第5回	3. 不確実性を考慮した意思決定－その2－ (3) 期待値と標準偏差による分析 (4) 意思決定のための情報分析		

授 業 内 容	
第6回	4. 財務諸表分析－その1－ (1) 財務諸表分析総論 (2) 収益性分析
第7回	4. 財務諸表分析－その2－ (1) 安全性分析 (2) 生産性分析
第8回	4. 財務諸表分析－その3－ (1) 成長性分析 (2) 企業価値分析
第9回	5. ハイテク管理会計－その1－ (1) レリバンス・ロスト
第10回	5. ハイテク管理会計－その2－ (1) 標準原価計算への役割期待の変化 (2) 原価企画
第11回	5. ハイテク管理会計－その3－ (1) ABC/ABM (2) 品質原価計算
第13回	5. ハイテク管理会計－その4－ (1) ライフサイクル・コストイング
第14回	5. ハイテク管理会計－その5－ (1) ソフトウェアの原価計算
第15回	5. ハイテク管理会計－その6－ (1) JIT環境下の原価計算 (2) バランスト・スコアカード
テキスト	下記参考のレジュメ 山北晴雄著「アイドルキャパシティの発生源泉と管理」『会計』第166巻、第2号 森山書店 山北晴雄著「継続的改善とキャパシティ・マネジメント」『管理会計学』第9巻、第2号 管理会計学会 山北晴雄著「キャパシティの再定義と未利用キャパシティの管理」『原価計算研究』Vol. 23, No. 2 日本原価計算研究学会
参考書	「会計」(森山書店) 他

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#025
科目名称	特殊会計実務(2・前 必)	担当教官	松土 陽太郎
目的	会計に関する特殊分野に関して、その専門性を理論的に裏付けされた知識として身に付ける。		
概要	<p>会計に関する授業科目は、必修科目であるこの「特殊会計実務」の履修までに会計基礎科目群の中から「財務会計原理」また実践基礎科目の中から「実践会計論」を必修科目として履修している。</p> <p>この授業科目では、会計に関する知識の集大成として今までの会計知識を整理すること、また会計に関する最後の領域で、難易度が高い項目を学習研究することを主眼において講義を進める。</p> <p>会計では、近年大きな会計基準の改訂が行われた。これは従来までの会計制度に大きな変革をもたらした。今後はこの会計制度を正しく身に付けた者と身に付けていない者は、実務界では大きく区別されることになる。</p> <p>今回、当専門職大学院に入学する学生は、会計に関しては最新の会計基準により全ての授業科目が行われることとなっているために、各自研鑽を積みその知識を吸収してほしい。</p>		
達成目標	すでに簿記関係の授業科目で学習した会計実務的処理に関して、それが行われる制度的あるいは理論的な根拠を理解する。		
成績評価の基準と方法	毎回講義の冒頭で行われる確認テストの評価を30%程度(出席も点検できる)、期末考査を70%程度のウエイトで評価する。		
履修条件	2年次の必修科目である。実践会計論の延長講座と位置付けたい		
授 業 内 容			
第1回	1. 外貨換算会計-Part1- (1) 外貨換算会計の概要		
第2回	1. 外貨換算会計-Part2- (1) 外貨建取引の換算 (2) 為替予約等①		
第3回	1. 外貨換算会計-Part3- (1) 為替予約等② (2) 在外支店、子会社の財務諸表項目の換算		
第4回	2. キャッシュ・フロー計算書 (1) キャッシュ・フロー計算書の概要 (2) 資金の範囲 (3) キャッシュ・フロー計算書の表示		

授 業 内 容	
第5回	3. 税効果会計－Part1－ (1) 税効果会計の概要とその対象
第6回	3. 税効果会計－Part2－ (1) 税効果会計の方法 (2) 繰延税金資産の計上方法
第7回	3. 税効果会計－Part3－ (1) 繰延税金負債の計上方法
第8回	3. 税効果会計－Part4－ (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の表示方法
第9回	4. 連結財務諸表－Part1－ (1) 連結財務諸表の概要 (2) 連結財務諸表の一般原則
第10回	4. 連結財務諸表－Part2－ (1) 連結財務諸表の一般基準 (2) 連結貸借対照表、損益計算書の作成手続
第11回	4. 連結財務諸表－Part3－ (1) 連結剰余金計算書の作成手続
第12回	5. 中間財務諸表－Part1－ (1) 中間財務諸表の概要 (2) 中間財務諸表の一般原則
第13回	5. 中間財務諸表－Part2－ (1) 中間財務諸表の作成手続
第14回	6. 物価変動会計－Part1－ (1) 物価変動会計の概要
第15回	6. 物価変動会計－Part2－ (1) 一般物価変動会計
テキスト	「財務会計概論」(中央経済社)
参考書	「制度会計<1>連結・外貨他基準」(同文館)

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#026
科目名称	応用監査論(2・前 必)	担当教官	末益 弘幸
目 的	監査に関する実施論、並びに報告論その他について研究する		
概 要	<p>この応用監査論は、必修科目である。この授業科目は実践基礎科目群の中の実践監査論(必修科目)を受講していることを前提にする。実践監査論では、監査に関する内容を基本から学習研究することとしたが、この応用監査論では、その内容を一步踏み込んで、監査に関する応用的な内容に関して学習研究する。</p> <p>この授業科目では、監査実施論に関する監査計画、試査、不正及び誤謬、確認、分析的手続、監査の品質管理、監査調書などを学習する。</p> <p>さらに監査報告論について、監査報告に関する基礎的概念、報告書の記載区分、監査範囲の制約、意見に関する除外、追記情報、継続企業の前提と監査人の対応などを学習する。</p> <p>また公認会計士として監査をする場合には、連結財務諸表を基礎に行われる場合がある。この際にも個別財務諸表との関連なども重要な意味合いを持っており、これらに関しても適切な判断が要求される。</p> <p>中間監査や商法監査制度など、会計監査に関する専門家として会社の監査役と独立した会計監査人としての監査の関係についても学習する。これらの論点も応用監査論の中では、重要な学習テーマとして取り上げたい。</p>		
達成目標	証券取引法監査や商法会計監査人監査などの監査制度の枠組やその概要に関する知識を習得する。		
成績評価の基準と方法	講義の出席率により概ね10%程度、期末考査で90%程度の基準により評価する。		
履修条件	実践監査論の延長講義として位置付け、2年次の必修科目とする。		
授 業 内 容			
第1回	1. 監査実施論－その1－ (1) 概 論 (2) 監査計画		
第2回	1. 監査実施論－その2－ (1) 試 査		

授 業 内 容	
第3回	1. 監査実施論－その3－ (1) 不正及び誤謬
第4回	1. 監査実施論－その4－ (1) 違法行為 (2) 確 認
第5回	1. 監査実施論－その5－ (1) 分析的手続 (2) 監査の品質管理
第6回	1. 監査実施論－その6－ (1) 会計上の見積の監査
第7回	1. 監査実施論－その7－ (1) 専門家の業務の利用 (2) 監査調書
第8回	2. 監査報告－その1－ (1) 監査報告に関する基本概念 (2) 監査報告書の記載区分
第9回	2. 監査報告－その2－ (1) 監査範囲の制約 (2) 意見に関する除外
第10回	2. 監査報告－その3－ (1) 追記情報
第11回	2. 監査報告－その4－ (1) 継続企業の前提と監査人の対応
第12回	3. 連結財務諸表の監査 (1) 個別財務諸表の監査と連結財務諸表の監査 (2) 他の監査人の監査結果の利用
第13回	4. 中間監査
第14回	5. 商法会計監査人監査－その1－ (1) 商法監査制度の概要
第15回	5. 商法会計監査人監査－その2－ (1) 監査役監査と会計監査人監査
テキスト	「監査論を学ぶ」／八田進二編著 同文館出版)
参考書	監査基準（企業会計審議会）、監査基準委員会報告書（日本公認会計士協会） 監査委員会報告（日本公認会計士協会）

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#027
科目名称	監査知識実務応用（2・後 必）	担当教官	古川 行正
目的	財務諸表監査を中心に監査人として監査業務を遂行できるよう学習する。なお、希望があれば補足として地方公共団体や公共企業体などの非営利団体の監査についても学習する。		
概要	<p>企業の会計監査に関して監査人が訴訟を受けるケースは米国では以前から多発していたが、近年は日本においても増加している。これから監査を担当しようとする学生に対して監査の意義、監査実施上の指針、監査人としての要件と法的責任などの基礎部分をレビューした上で、監査の実施から監査報告書の提出までのプロセスを出来るだけケース・スタディを中心に講義する（ゼミ形式の場合は各人が結論を出した上で、お互いに議論し、最後に講師がまとめを行うこととする）。</p> <p>監査人にとって事実関係の正確な把握と的確な判断（事実の認定）が重要であり、その能力が涵養できることを最重点とする。</p> <p>監査実務についた当初は、実施する監査手続とその範囲の決定に戸惑うので、ケース・スタディを多用することにより、単に講師の話聞くだけでなく自ら考える方向で学習を進める。</p>		
達成目標	監査実務は未経験であるが財務諸表監査の目的を理解したうえで、どのように実施し、どのような監査報告書を発行するのか、保管すべき監査証拠は何か等を理解することにより、できるだけ早く有能な監査人になれることを目標とする。		
成績評価の基準と方法	おおむね、講義の出席率10%、期末考査の結果90%を基準とする。		
履修条件	基礎監査論、実践監査論の履修者であること。		
授 業 内 容			
第1回	1. 監査総論（その1） （1）監査制度の歴史と日本の監査制度		
第2回	1. 監査総論（その2） （2）財務諸表監査の意義と目的		
第3回	1. 監査総論（その3） （3）不正と監査（イクスペクテーション・ギャップ）		
第4回	2. 監査主体論（その1） （1）職業的監査人と必要な要件		
第5回	2. 監査主体論（その2） （2）職業的監査人の職業倫理と法的責任		

授 業 内 容	
第6回	3. 監査実施論（その1） （1）監査計画（監査手続、監査証拠）
第7回	3. 監査実施論（その2） （2）監査役
第8回	3. 監査実施論（その3） （3）内部監査人の役割と職業的監査人の業務調整
第9回	3. 監査実施論（その4） （4）監査アプローチ（リスクアプローチ）と重要性
第10回	3. 監査実施論（その5） （5）内部統制制度
第11回	3. 監査実施論（その6） （6）連結財務諸表監査
第12回	3. 監査実施論（その7） （7）監査調書
第13回	3. 監査実施論（その8） （8）品質管理
第14回	4. 監査報告論（その1） （1）監査報告書の意義と利用者
第15回	4. 監査報告論（その2） （2）追記情報 （3）監査報告書の日付
テキスト	「会計監査論<第3版>」（中央経済社）
参考書	「会計監査のためのサンプリング・ハンドブック」（同文館）

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#028
科目名称	証券取引法実務(2・後 必)	担当教官	松土 陽太郎
目的	証券取引法の内容、用語、その目的など基本構造から有価証券でも株式に関するものの専門的知識を習得する		
概要	<p>証券取引法は、一般の投資家が有価証券に投資を行う際に、投資者の権利を保護するために、有価証券の発行及び売買その他の取引を監視し、その流通を円滑にするためのものである。</p> <p>このために、この法律には有価証券を取り扱うことができる機関、株式公開の条件、上場されている企業の財務内容の公開の義務付け、また売買などの制限事項など詳細が定められている。</p> <p>公認会計士は、この株式公開に関する業務に携わることも多いために、法的知識の一環として証券取引法も知っている必要がある。</p> <p>最近、公認会計士などがこの証券取引法に関連してどのような役割を果たしているのか、その具体例を紹介して、今後実務上どのような点に注意しながら、株式公開などの業務を行うべきかを事例を討議させながら講義を進める。</p>		
達成目標	会社に関する法関係では、商法における意思決定機関と証券取引法の株式関係の部分は非常に重要である。この授業科目では、この証券取引に関する法律の専門的な知識を習得してほしい。		
成績評価の基準と方法	毎回行われる確認テストで出席を確認し評価に際しては20%、期末考査で80%程度の評価による		
履修条件	第2年次の必修科目であり、商法実践の後で聴講することを勧める。		
授 業 内 容			
第1回	1. 証券取引法の概要－その1－ (1) 証券取引法の意義・目的		
第2回	1. 証券取引法の概要－その2－ (2) 有価証券の意義		
第3回	1. 証券取引法の概要－その3－ (3) 証券市場の担うもの		
第4回	2. 発行市場開示－その1－ (1) 発行市場開示の目的		
第5回	2. 発行市場開示－その2－ (2) 有価証券届出書・目論見書		
第6回	2. 発行市場開示－その3－ (3) 有価証券通知書		

授 業 内 容	
第7回	2. 発行市場開示－その4－ (4) 発行登録制度
第8回	3. 流通市場開示－その1－ (1) 流通市場開示の目的
第9回	3. 流通市場開示－その2－ (2) 有価証券報告書
第10回	3. 流通市場開示－その3－ (3) 半期報告書
第11回	3. 流通市場開示－その4－ (4) 臨時報告書その他
第12回	4. 大量保有開示 (1) 大量保有開示の目的とその内容
第13回	5. 公開買付 (1) 公開買付の意義・規制・開示
第14回	6. 開示の実効性確保・有価証券の取引規制－その1－ (1) 詐欺的行為の禁止・相場操縦の禁止
第15回	6. 開示の実効性確保・有価証券の取引規制－その2－ (2) 安定操作の禁止・内部取引の規制
テキスト	「証券取引法におけるディスクロージャー制度Q&A 6 2」
参考書	「詳解・新会社法の実務Q&A」(税務研究会出版局)

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#029
科目名称	租税実務(2・前 必)	担当教官	齋藤 奏
目的	我が国における「租税法」の全般について、広く深く研究して、租税に関する専門的な知識と実務を修得する。		
概要	我が国の「租税法」について、重要な基礎的事項を概観し、次に、「個別租税法」の各税目ごとに、以下の「授業内容」によりその詳細を研究する。 「租税法律主義」の観点から、個別租税法の「条文」を深く研究し、それらに係る税務実務を具体的に解明する。そのために「法令」のみでなく「通達」についても必要に応じて検討する。		
達成目標	我が国における「個別租税法」に係る、高度な実務が実践できる専門的な能力を修得する。		
成績評価の基準と方法	出席率50%程度、期末試験の成績50%程度の基準により評価する。		
履修条件	特別な条件は無いが、2年次の必修科目であるので、全員が履修する。		
第1回	1. 租税法の概論 (1) 租税法の法源と効力 (2) 租税法の基本原則		
第2回	2. 租税法の特質 (1) 租税実体法 (2) 租税手続法 (3) 租税訴訟法 (4) 租税処罰法		
第3回	3. 所得税法実務(その1) (1) 所得税の意義等 (2) 基本的仕組み		
第4回	4. 所得税法実務(その2) (1) 各種所得の意義と範囲 (2) 各種所得の計算		
第5回	5. 所得税法実務(その3) (1) 収入金額と必要経費 (2) 税額の計算		
第6回	6. 法人税法実務(その1) (1) 法人格の種類と特質 (2) 法人所得の意義と計算		
第7回	7. 法人税法実務(その2) (1) 益金の額の計算 (2) 損金の額の計算		
第8回	8. 法人税法実務(その3) (1) 法人税額の計算 (2) 税額控除 (3) 法人税申告書の作成		
第9回	9. 法人税法実務(その4) (1) 連結所得に対する法人税 (2) 組織再編税制		

授 業 内 容	
第 10 回	10. 相続税および贈与税の実務 (1) 相続税の課税標準と税額計算等 (2) 贈与税の課税標準と税額計算等 (3) 財産の評価
第 11 回	11. 消費税法実務 (1) 消費税法の構造と特色 (2) 税額の計算と税額控除 (3) 個別消費税
第 12 回	12. 流通税実務 (1) 登録免許税 (2) 印紙税
第 13 回	13. 地方税法実務 (1) 住民税 (2) 事業税 (3) 固定資産税 (4) 不動産取締権
第 14 回	14. 租税訴訟実務 (1) 異議申立 (2) 審議請求 (3) 租税訴訟 (4) 租税判決
第 15 回	15. 国際課程実務 (1) 国際課程の基本構造 (2) 租税条約 (3) タワクス・ハイブun対策税制等 (4) 移転価格税制
テキスト	「租税法原論」(税務経理協会) 他
参考書	「移転価格税制」(中央経済社) 他

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#030
科目名称	実務所得税法（2・後選）	担当教官	熊王征秀、高橋敏則、阿部琢也
目的	所得税法の源泉徴収実務について理解をする。		
概要	<p>源泉徴収実務は所得税でありながら、その取扱部署が税務署でも法人課税部門に属するほど企業を取り巻く税実務で欠かすことのできない税務である。本講座では所得税の基礎知識を納めた者を対象に源泉徴収実務全般を学習する。具体的には源泉徴収を巡る各規定を学習し、さらに実際と同じ実務を適時模擬体験しながら源泉徴収実務を修得する。</p> <p>（オムニバス方式）</p> <p>（13 熊王 征秀） 第11回目～第15回目までの退職時の源泉関係、法定調書など</p> <p>（14 高橋 敏則） 第6回目～第10回目までの住宅借入特別控除から年末調整関係まで。</p> <p>（講師 阿部 琢也） 第1回目～第5回目までの源泉徴収制度の詳細についてを担当する。</p>		
達成目標	源泉徴収実務全般を理解し、年末調整等ができるようになる。		
成績評価の基準と方法	出席率で20%程度、受講態度で50%程度、期末考査で30%程度を考慮して評価する。		
履修条件	所得税源泉関係の基礎知識の修習を希望する者。		
授 業 内 容			
第1回	1. 源泉徴収制度 (1) 概要 (2) 源泉徴収義務者 (3) 源泉徴収の対象と源泉徴収義務者		
第2回	1. 源泉徴収制度 (6) 納期限 (7) 給与支払事務所等の開設届出書の提出 (8) 納付書 2. 給与所得の源泉徴収 (1) 給与所得の意義 (2) 給与所得の金額 (3) 非課税		
第3回	2. 給与所得の源泉徴収 (4) 源泉徴収義務者 (5) 納期限 (6) 事務処理の流れ (7) 所得控除 (8) 給与所得者の扶養控除等申告書—その1—		
第4回	2. 給与所得の源泉徴収 (8) 給与所得者の扶養控除等申告書—その2—		
第5回	2. 給与所得の源泉徴収 (9) 源泉徴収税額表 (10) 月給の源泉徴収 (11) 賞与の源泉徴収 (12) 日給の源泉徴収等		

授 業 内 容	
第 6 回	3. 住宅借入金等特別控除 (1) 概要 (2) 居住供用年(1年目の取扱い) (3) 年末調整による控除(2年目以降の取扱い) (4) 記入例 (5) 転職先で住宅ローン控除を受ける場合 (6) 転勤等で居住しなくなった場合の取扱い
第 7 回	4. 年末調整 (1) 年末調整で行うこと (2) 年末調整の必要性 (3) 年末調整の対象となる人(ならない人) (4) 年末調整を行う時期 (5) 中途入社の場合の取扱い (6) 年末調整の計算の流れ (7) 年末調整の作業の流れ (8) 具体的な作業
第 8 回	4. 年末調整 (8) 具体的な作業 (9) 年末調整後の作業
第 9 回	5. 源泉徴収票・給与支払報告書 (1) 提出する場合 (2) 作成 (3) 送付
第 10 回	6. 住民税及び社会保険等 (1) 住民税 (2) 社会保険 (3) 労働保険 (4) 月次処理の流れ (5) 損金算入時期
第 11 回	7. 退職時の源泉徴収 (1) 通常(生前)退職の場合
第 12 回	7. 退職時の源泉徴収 (2) 死亡退職の場合
第 13 回	8. 報酬・料金等の源泉徴収 (1) 報酬・料金等 (2) 源泉徴収義務者 (3) 納期限
第 14 回	9. 法定調書 (1) 概要 (2) 給与所得の源泉徴収票 (3) 退職所得の源泉徴収票 (4) 報酬・料金等の支払調書 (5) 不動産の使用料等の支払調書 (6) 不動産等の譲受けの対価の支払調書
第 15 回	10. 外国人労働者の源泉徴収 (1) 概要 (2) 納税義務者の区分 (3) 課税所得の範囲及び課税方法 (4) 源泉徴収票の提出 (5) 住民税の取扱い
テキスト	所得税法規集(中央経済社)
参考書	源泉所得税質疑応答集(大蔵財務協会)

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#031
科目名称	実務消費税法(2・後選)	担当教官	熊王征秀
目的	消費税の基礎知識と課税区分、税額計算を理解する		
概要	<p>消費税に関する知識は、税理士、公認会計士、企業の経理担当者にとっては絶対必要不可欠なものである。これからの時代は、消費税を知らない職業会計人は生き残っていけないと言っても決して過言ではない。</p> <p>しかし、実務の現場では未だに消費税に関する正しい知識の無いままに、いわば見よう見まねで日常業務をこなしている職業会計人が多数存在するのが現実である。消費税を正しく理解するためには、単に課税か非課税かということ勘定科目で確認するのではなく、法令に基づく課税体系の基本をしっかりと理解することが大切であると強く感じている。</p> <p>本講座では、消費税の概要についてまず学習した上で、課税対象取引と非課税取引、免税取引の理解に重点を置いて講義を進めたいと考えている。</p>		
達成目標	会計実務における消費税の処理及び申告書の作成ができるようにする		
成績評価の基準と方法	出席率で20%程度、期末考査で80%程度を考慮して評価する。		
履修条件	簿記3級程度の知識を有している者。		
授 業 内 容			
第1回	1. 消費税の概要 (1) 基本的なしくみ (2) 消費税と地方消費税 (3) 税の転嫁と税額計算 (4) 納税義務者と納税義務の免除 (5) 総額表示制度		
第2回	2. 課税対象取引－その1－ (1) 概要 (2) 国内取引の課税対象要件 (3) 仕入税額控除との関係		
第3回	2. 課税対象取引－その2－ (1) 国内取引の判定 (2) 事業者が事業として行う取引		
第4回	2. 課税対象取引－その3－ (1) 対価性の判断 (2) 資産の譲渡、貸付け、役務の提供 (3) 売上げ、仕入れの計上時期		
第5回	3. 非課税取引・免税取引－その1－ (1) 非課税取引、免税取引の位置づけ (2) 非課税取引		
第6回	3. 非課税取引・免税取引－その2－ (1) 免税取引 (2) 勘定科目による課税区分の確認		

授 業 内 容	
第7回	4. 納税義務者 (1) 概要 (2) 納税義務の免除 (3) 免税事業者と消費税の還付 (4) 相続による事業承継
第8回	5. 課税標準
第9回	6. 課税標準額に対する消費税額の調整
第10回	7. 仕入税額控除－その1－ (1) 課税売上割合の計算 (2) 帳簿と請求書等の記載事項 (3) 個別対応方式、一括比例配分方式
第11回	7. 仕入税額控除－その2－ (1) 棚卸資産の税額調整 (2) 固定資産の税額調整
第12回	7. 仕入税額控除－その3－ (3) 輸出取引等とみなす取引
第13回	8. 簡易課税制度－その1－ (1) 適用要件と基本的な計算方法 (2) 適用時期 (3) 事業区分
第14回	8. 簡易課税制度－その2－ (1) 事業区分のポイント (2) 2種類以上の売上げがある場合の計算方法
第15回	9. 消費税の会計処理・その他 (1) 会計処理の方法 (2) 仕入税額の特例計算 (3) 課税期間の短縮 (4) 中間申告制度 (5) 経過措置
テキスト	「消費税の申告実務」(中央経済社/熊王征秀著) 「消費税トラブルの傾向と対策」(ぎょうせい刊/拙著) 「消費税法規通達集」(中央経済社)
参考書	「消費税法・同通達集」(中央経済社)

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#032
科目名称	経営学概論(2・前 選必)	担当教官	谷田 充明
目的	経営学に関する主要テーマに関して、その基本から全範囲を網羅的に学習し経営者がいかなる意思決定をすべきかを学習する。		
概要	<p>経営学は、企業などの組織体そのものについて研究する学問である。このために企業の経営意識をどのように考えるか、その体系的な理論構成をすることが、経営学の研究である。この科目では、このような伝統的な経営理論の研究も行う。しかし現在経営学に求められているのは、このような伝統的な理論を研究することではない。現在の経営学は組織関係や、ファイナンス理論と呼ばれる投資理論を学ぶことである。</p> <p>これはどのような方法で組織が運営されているのかではなく、理想的な組織経営や投資をするためにはどのような組織を作り上げれば良いのかを学ぶことを意味している。</p> <p>当大学院でも、この新しいファイナンス理論を学ぶことを主眼として討論などを取り入れた講義を実施していきたい。</p>		
達成目標	欧米や我が国の最新の経営学に関して新しいトピックなどに関して学習する。		
成績評価の基準と方法	出席率で20%程度、期末考査で80%程度を考慮して評価する。		
履修条件	第2年次の選択必修科目であり、特に経済学などの基礎知識は必要としない。企業経営の最先端の知識などに興味がある学生は、積極的に聴講してほしい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 経営学の概要 (1) ガイダンス、 (2) アメリカ経営学の概要		
第2回	2. 経営学総論 -その1- (1) 管理原則、(2) 縦割型組織、(3) 横断的組織		
第3回	2. 経営学総論 -その2- (1) 条件適合理論、(2) 組織文化論、(3) モティベーション理論の展開		
第4回	2. 経営学総論 -その3- (1) 動機づけ理論、(2) リーダーシップ論、		
第5回	2. 経営学総論 -その4- (1) 多角化戦略		

授 業 内 容	
第6回	2. 経営学総論 -その5- (1) 国際化戦略 (2) 競争戦略-競争要因など-
第7回	2. 経営学総論 -その5- (1) 競争戦略-価値連鎖-
第8回	2. 経営学総論 -その6- (1) 経営戦略の展開方式-PART1-
第9回	2. 経営学総論 -その7- (1) 経営戦略の展開方式-PART2-
第10回	2. 経営学総論 -その8- (1) 日本的経営と日本企業のグループ
第11回	2. 経営学総論 -その9- (1) 組織間関係論
第12回	2. 経営学総論 -その10- (1) コーポレート・ガバナンス論
第13回	3. ファイナンス理論 -投資理論1- (1) 時間価値 (2) 最適なポートフォリオの選択 (3) 資本資産評価モデル
第14回	3. ファイナンス理論 -投資理論2- (1) 資本資産評価モデル (2) 裁定取引と効率的市場 (3) アノマリーと行動ファイナンス (4) 企業財務論 (最適資本構成)
第15回	3. ファイナンス理論 (1) 資金調達の方法と資本コスト (2) 企業財務論 (配当政策、自己株式取得、M&A)
テキスト	『経営の再生』(高橋伸夫著:有斐閣) 『経営管理の理論と実際:新版』(柴田悟一、中橋國藏編著:東京経済情報出版) 『経営戦略論:新版』(石井淳蔵・奥村昭博・加護野忠男・野中郁次郎著:有斐閣) 『日本の競争戦略』(M. E. ポーター、竹内弘高著:ダイヤモンド社)
参考書	『ケースに学ぶ経営学』東北大学経営学グループ著:有斐閣 『ケースブック国際経営』吉原英樹・板垣博・諸上茂登編:有斐閣 『ビジネスケースブック No. 1』一橋大学ビジネスレビュー編:東洋経済新報社 『ビジネスケースブック No. 2』一橋大学ビジネスレビュー編:東洋経済新報社 『ビジネスケースブック No. 3』一橋大学ビジネスレビュー編:東洋経済新報社 『ケースで学ぶ価格戦略・入門』上田隆穂編:有斐閣

科目分類	応用・発展科目	科目コード	#033
科目名称	統計学概論(2・後選必)	担当教官	土谷 洋平
目的	統計学の主要テーマを網羅的に学習し、その基礎となる確率論から一般的な手法、及び金融工学に特化した応用などを学習する。		
概要	<p>現在、意思決定を行う際にこの統計学が基礎になっている場合が多い。統計学は多くの要素を持つデータを解析して、そのデータの分析結果から何らかの性質を結論付けようとするものである。統計学は、次のように分類できる。</p> <p>(記述統計学)</p> <p>サンプリングしたデータの平均、分布や偏差を計算して、データの示す傾向や性質を調べる。いわゆる古典的な統計処理を示す。</p> <p>(推測統計学)</p> <p>あるモデルを想定して、データがモデルから予想されるような性質を持つかどうか検証する、こちらが近代的な統計学の分野である。</p> <p>この講義では、古典的な手法である記述統計学から推測統計学までの全ての範囲について研究する。特に記述統計学では、実際の企業のサンプルを使用して、その企業の傾向や性質などを明らかにし、これについて教員を含めて討議をして研究レポートを作成させる。</p>		
達成目標	統計学の知識を体系的にまとめ、これが現実の世界で実際に役立つような基礎知識を習得してほしい		
成績評価の基準と方法	出席率で10%程度、期末考査で90%程度を考慮して評価する。		
履修条件	学習の過程で数学的知識が必要である。高校の数学ⅡB程度の数学力を持っていることを聴講の要件にしたい。		
授 業 内 容			
第1回	1. イントロダクション (1) 統計学の展望 (2) 数学的準備		
第2回	2. 確率-その1- (1) 確率の意味 (2) 二項分布 (3) 二項分布の正規近似		
第3回	3. 確率-その2- (1) 確率変動 (2) 独立試行		
第4回	3. 確率-その3- (3) 条件付確率 (4) ヘイズ統計学		
第5回	4. 統計-その1- (1) 統計の意味 (2) 平均・期待値 (3) 分散 (4) 標準偏差 (5) 偏差値		

授 業 内 容	
第6回	5. 統計-その2- (1)資料の整理 (2)中央値 (3)最頻値 (4)他の統計量
第7回	6. 記述統計-その1- (1)離散確率分布 (2)確率密度関数
第8回	6. 記述統計-その2- (3)連続確率分布 (4)累積密度関数
第9回	7. 記述統計-その3- (1)正規分布 (2)二項分布の正規近似 (3) 大数の法則 (4)確率変数の変換 (5)標準化
第10回	8. 記述統計-その4- (1)スターリングの式 (2)ポアソン分布
第11回	8. 記述統計-その5- (3)幾何分布 (4)超幾何分布
第12回	10. 推測統計-その1- (1)サンプリング (2)点推定 (3)区間推定 (4)不偏統計量の話その他
第13回	11. 推測統計-その2- (1)仮説の検定 (2)対立仮説 (3)帰無仮説
第14回	11. 推測統計-その3- (4)t分布 (5)カイ二乗分布-PART1- (6)F分布
第15回	12. 回帰分析 (1)カイ二乗分布-PART2- (2)相関 (3)回帰直線 (4)時系列データ処理
テキスト	レジュメ
参考書	「統計学入門」(東京大学教養学部統計学教室編:東京大学出版会) 「人文社会科学の統計学」(東京大学教養学部統計学教室編:東京大学出版会) 「ファイナンスの数理」(沢木勝茂著:朝倉書店)

科目分類	会計発展科目	科目コード	#034
科目名称	財務会計演習(1・後選)	担当教官	中村 忠
目的	<p>企業会計の歴史、それに関連する会計制度の変遷などを学習しながら、今日大きく様変わりをしている会計に関して総合的な考察を試みる。</p>		
概要	<p>戦後、我が国における会計制度は、その経済的な成長と共に大きく変化してきた。会計は、ある意味では経済社会を支える重要なルールとしての意味合いを持つと同時に、経済を変化させる要因にもなる要素も持っている。</p> <p>この講義では、演習として各テーマごとに会計的な任務、歴史から現在我が国で変革が起きている会計制度についてその詳細を研究したい。またこの会計制度そのものが専門家の中で、どのように協議されたのか、その経緯などにも触れたい。</p> <p>会計は前述した通り経済に大きな影響を受けているが、現在の改革はバブル経済崩壊後にどのような必然性から変革を求められているのかを学生と考えたい。</p> <p>大学院を卒業して、会計あるいは監査に関する業務を担当する際にも、ここで共に学んだ知識が、学問という範疇を抜け出て、歴史的事実あるいは経済的事実として理解されているようなものになるように講義を進めたい。</p>		
達成目標	<p>会計的な基本的知識は勿論、制度としての現在の会計に関する問題点などを理解する。</p>		
成績評価の基準と方法	<p>講義中の発言や質問などのレベルをある程度加味して、最終的には課題に添ったレポートを何度か提出させて、評価を行う。</p>		
履修条件	<p>会計学の基本的な知識を持つ者であれば、誰でも受講できる。</p>		
授 業 内 容			
第1回	<p>1. 企業会計の任務 財務会計と管理会計、財務会計と制度会計のそれぞれの関係</p>		
第2回	<p>2. 制度会計 トライアングル体制、我が国制度会計の推移</p>		
第3回	<p>3. 企業会計原則 50年の歴史、他国との比較、企業会計基準の誕生</p>		
第4回	<p>4. 概念フレームワーク 日米の比較として</p>		
第5回	<p>5. 収益費用のアプローチと資産負債アプローチ それぞれの特徴、優劣の比較</p>		
第6回	<p>6. 財産法と損益法 我が国での取り上げ方</p>		

授 業 内 容	
第7回	7. 取得原価主義と公正価値 公正価値の内容、会計学的意義
第8回	8. 金融商品 デリバティブ、有価証券、貸倒の見積り
第9回	9. 固定資産の減損 新しい領域、減損の認識
第10回	10. 退職給付会計 割引現在価値による計算
第11回	11. 企業連結会計 持分プーリング法の是非、のれんの償却、負ののれん
第12回	12. スtockオプション会計 費用額の見積り、貸方勘定の正確
第13回	13. 税効果会計 繰延税金資産、資産負債法
第14回	14. 外貨換算 振当処理、為替換算調整勘定
第15回	15. キャッシュ・フロー計算書 位置付けとその役割
テキスト	「財務会計と制度会計」／中村 忠編（白桃書房）
参考書	適時雑誌等の記事を用いる。

科目分類	会計発展科目	科目コード	#035
科目名称	経理実務演習(1・前選)	担当教官	堀川 洋
目的	学習上の経理会計ではない、経理の現場で発生している現実の経理会計について、その知識を深める。		
概要	<p>経理会計を簿記知識として習得した学生に、実際の企業内ではどのような方法により経理が行われているかを説明し、現実に関理現場に関する処理システムについて理解を深めさせる。</p> <p>現在教育機関などで一般的に取り上げられている簿記教育は各種検定試験や国家試験の受験を前提として行われており、これらの教育機関の簿記教育に関する講師も実際に経理現場でどのような経理会計が行われているか、その現実には認識していない現状がある。</p> <p>そこでこの講義では、ある程度の経理や簿記知識を学習した学生に対して現実に行われている業務内容に関して理解をさせることを目標にして演習を進めたい。</p> <p>この講義では、指定された解答欄に正解を埋める学習をしている学生に、正解が幾通りもある経理に関する作業をさせることにより、会計担当者の任意性がいかに重要かを理解させ、監査論など他の科目との関連についても理解させたい。</p>		
達成目標	経理会計の知識はややもすると受験に関するものと錯覚してしまいがちだが本来は会社の中で活かした知識として重要なものであることを認識させたい。		
成績評価の基準と方法	演習形式が講義の大半を占めることになるので、グループ内での発言の様子や、グループ研究報告の発表時などにより評価をしたい。		
履修条件	簿記知識があれば、履修することができる。		
授 業 内 容			
第1回	1. 学習簿記と実務における簿記の相違 学習用の簿記知識の重要なものと、実務において必要なものが異なることを主に説明し、その理由を討議させる		
第2回	2. 会計処理のコンピュータ処理 会計処理がコンピュータで行われる理由について考察する。		
第3回	3. 仕訳処理の具体的方法 多くの企業では会計処理は、伝票上で行われるがその方法と理由について		
第4回	4. 帳票類の管理 納品書や領収書など、取引事実を示す書類の重要性について説明する		
第5回	5. 会計帳簿の考え方 会社が作成する会計帳簿に関して、どこに着目すべきかを討議させる		

授 業 内 容	
第6回	6. 会計帳簿の会計的な意義 会計帳簿は会社の取引を整理集計したものだが、これが会計以外に重要な意味を持つことが考えられるが、どのような場合がそのケースに該当するか
第7回	7. 決算での基礎資料の収集 決算では、棚卸表というリストが作成されるが、これを実際に作成させ、ここから決算整理仕訳を経験させ、重要な決算項目を理解させる。
第8回	8. 会計と監査の関係 会計には監査という第三者からの点検が行われるべきであるが、なぜ監査を必要とするのかを会社内部から検討させてみる。
第9回	9. 財務諸表の点検部分 財務諸表でも、実務では重要な部分がある。これはどの部分でなぜ重要なのかを各自検討させる。
第10回	10. 業種別の会計制度のあらまし 物品販売業とサービス業では会計処理の方法が同じではない。それはなぜ異なる処理が行われるのか、その方法も含めて説明する。
第11回	11. 財務諸表の種類 1年次のこの時点では、学習上でも作成できる財務諸表は限られているが会社ではどのような財務諸表を作成するのかを具体的に紹介する。
第12回	12. 財務諸表の分析 いわゆる財務分析について、なぜこのような行為が行われるか、実際に分析例などを準備して、その意味を理解させる。
第13回	13. 経理と会計制度の関係 会計は商法など多くの法律と関係しているが、会計関連の法律以外にも多くの法規制を受けておりこれらを紹介する。
第14回	14. 経理会計と税法の関係 会計の学習では法人税などの会計処理が数多く出てくる。これ以外にも必要とされる税法があるのでこれらの処理方法などについても考察する
第15回	15. 総まとめ ここまでの講義で研究した内容を総括して、今後の大学院での学習のポイントになる部分を説明して講義をまとめる。
テキスト	「経理実務入門」 / 税務経理研究会編 (税務経理協会 発行)
参考書	「中小企業会計指針の入門」 (税務経理協会)

科目分類	会計発展科目	科目コード	#036
科目名称	企業会計実務(2・前選)	担当教官	山田 有人
目的	<p>一通り企業会計の基礎を学習した者を対象に、実際の企業がどのような経営戦略を構築し、またその戦略の実行のために、どのような具体的方策をとり、それが最終的にどのように企業会計上表現されているかを理解してもらう。この講義により、今まで学習した企業会計の知識を深めてもらい、さらに実務を知ることにより、将来進むべき職業会計人としての将来像を明確化してもらうことを目的としている。</p> <p>主として、企業の財務担当者(CFO)が重要と考える会計上の数値や経営上の目標にテーマを絞り、そのテーマごとに実際の企業が行ってきた事例を説明するが、敵対的M&Aと友好的M&Aの比較、ディスクロージャーとIRとの関係、日本の会計基準と国際会計基準の比較等、最近の実務においてトピックとなっている事項も、具体例を交えて解説する。</p> <p>また、学生には、新聞や雑誌等で報じられた企業の行動が企業会計上でどのように表現されているかがわかる事案を一つ抽出させ、これまでに学習した内容に基づき、その事案の分析・解説をしてもらう。学生に発表の機会を与えることにより、実務において必要とされるプレゼンテーション技能の向上も目的としている。</p>		
概要	<p>1から12までは、講師から与えられた各テーマに沿った資料に基づく講義に引き続き、学生とのディスカッションを行う。また、最後の3講義を使って、学生に事案を一つ抽出してもらい、その事案の分析・解説をしてもらう。</p>		
達成目標	<p>今まで学習した企業会計の知識をより深めてもらうとともに、新聞や雑誌等で報じられる企業の行動を、会計の専門家として正確に分析・解説ができるようになることを目標としている。</p>		
成績評価の基準と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・講義の出席及びディスカッションの参加程度(50%) ・企業行動の事案に関するレポート及び発表の内容(50%) 		
履修条件	<p>企業会計の基礎を学習した学生を対象とする。</p>		
授 業 内 容			
第1回	<p>1. フロー重視経営とストック重視経営の比較 実際の有価証券報告書を使った比較</p>		
第2回	<p>2. 売上重視経営と利益重視経営の比較 実際の有価証券報告書を使った比較</p>		
第3回	<p>3. 利益とキャッシュフローの相違 利益概念の長所と短所、米国企業の事例</p>		

授 業 内 容	
第4回	4. 税引前利益と税引後利益の関係 税効果会計の意義、企業の行うタックス・プランニングの実例
第5回	5. 個別決算と連結決算の関係 実際の有価証券報告書を使った比較
第6回	6. 借金経営と無借金経営の比較 実際の有価証券報告書を使った比較
第7回	7. リスクヘッジとリスクテイクの関係 CFOの考えるリスクの種類、リスクとリターンの関係
第8回	8. 敵対的M&Aと友好的M&Aの比較 その① 事例研究
第9回	9. 敵対的M&Aと友好的M&Aの比較 その② 事例研究
第10回	10. 日本の会計基準と国際会計基準の比較 企業結合会計、減損会計、ストックオプション会計
第11回	11. ディスクロージャーとIRとの関係 IRとPRの相違点、IRの目的
第12回	12. 証取法会計と商法会計の相違 開示のタイミング、配当可能利益の計算
第13回	13. まとめ① 学生に新聞や雑誌等で報じられる企業の行動が企業会計上で表現されているかが分かる事案を一つ抽出してもらい、これまで学習した内容に基づき、その事案の分析・解説をしてもらう。
第14回	14. まとめ② 学生に新聞や雑誌等で報じられる企業の行動が企業会計上で表現されているかが分かる事案を一つ抽出してもらい、これまで学習した内容に基づき、その事案の分析・解説をしてもらう。
第15回	15. まとめ③ 学生に新聞や雑誌等で報じられる企業の行動が企業会計上で表現されているかが分かる事案を一つ抽出してもらい、これまで学習した内容に基づき、その事案の分析・解説をしてもらう。
テキスト	「ゼミナール・現代会計入門」(日本経済新聞社) 他
参考書	各社「有価証券報告書」(大蔵財務協会)

科目分類	会計発展科目	科目コード	#037
科目名称	米国財務会計Ⅰ(1・前選)	担当教官	石塚 昭夫
目的	米国会計基準における基本的な会計処理や財務報告について学習する。		
概要	<p>簿記の未学習者を対象に簿記の基本から学習を始め、基本的な会計処理や英文簿記を修得し、その後、貸借対照表、損益計算書、利益剰余金計算書などの基本的な英文財務諸表の報告形式を学習する。また、講義においては、日本の会計を意識して、日米の会計処理の違いについても論じていくこととなる。</p> <p>講義後半において、内部統制の基本及び米国の会計ルールである GAAP を概観することとなる。</p>		
達成目標	英文簿記の処理及び英文会計の基本を理解して、基本的な英文財務諸表を理解できる能力を培うこと。		
成績評価の基準と方法	講義への出席率により概ね 50%程度、期末考査にて 50%程度の基準により評価する。		
履修条件	米国の会計に興味がある者(会計知識及び語学力は問わない)		
授 業 内 容			
第1回	1. Accounting (会計) (1) 会 計 (2) 経営成績、財政状態		
第2回	1. Accounting (会計) (1) 英文簿記の基本		
第3回	2. Business Transactions (仕訳帳、総勘定元帳、試算表、ビジネス取引) (1) 英文帳簿への記帳方法 (2) 返品、値引、割引の処理 (3) 引取運賃、発送費の処理		
第4回	3. Cash, Notes, Other Accounts (現金預金、手形、その他の勘定) (1) 現金預金、手形の処理 (2) 受取債権、支払債務		
第5回	3. Cash, Notes, Other Accounts (現金預金、手形、その他の勘定) (2) 有形固定資産		
第6回	3. Cash, Notes, Other Accounts (現金預金、手形、その他の勘定) (3) 資本		
第7回	4. Journal System (帳簿組織) (1) 単一仕訳帳制度		
第8回	4. Journal System (帳簿組織) (2) 複数仕訳帳制度		

授 業 内 容	
第9回	5. Adjusting Entries I (決算整理 I) (1) 棚卸資産
第10回	5. Adjusting Entries I (決算整理 I) (2) 有形固定資産
第11回	6. Adjusting Entries II, Accounting Cycle (決算整理 II、会計の一巡) (1) 繰延項目、発生項目
第12回	6. Adjusting Entries II, Accounting Cycle (決算整理 II、会計の一巡) (2) 会計の一巡
第13回	7. Financial Statements, Internal Control, Accounting Structure (財務諸表、内部統制、会計構造) (1) 財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、利益剰余金計算書)
第14回	7. Financial Statements, Internal Control, Accounting Structure (財務諸表、内部統制、会計構造) (2) 内部統制 (統制勘定、バウチャー・システムなど)
第15回	7. Financial Statements, Internal Control, Accounting Structure (財務諸表、内部統制、会計構造) (3) 会計構造 (GAAP)
テキスト	英文簿記、英文財務諸表に関するレジュメ
参考書	「英文簿記の手ほどき」(日経文庫) 他

科目分類	会計発展科目	科目コード	#038
科目名称	米国財務会計Ⅱ(1・後選)	担当教官	石塚 昭夫
目的	資産・負債・資本の各勘定の米国基準による会計処理及び報告方法を学習する。		
概要	<p>前半で、資産・負債の各勘定、具体的には Cash, Receivables and Payables, Inventories, Property, Plant and Equipment, Intangible Assets の会計処理及び財務諸表にどのように報告するかを学習する。ここには近年の日本の会計基準に影響を及ぼした、あるいは及ぼしつつある論点(減損・R & D等)が含まれる。</p> <p>後半では、Time Value of Money(金銭の時間価値)を学び、それを基礎として、Bonds(社債)・Investments(投資)の会計処理に応用していく。さらに資本の部の主要な会計処理を扱い、最後に収益の認識の定義と適用例を具体的に見ていく。</p>		
達成目標	英文財務諸表の概要を理解できる能力を培うこと。		
成績評価の基準と方法	講義への出席率により概ね50%程度、期末考査で50%程度の基準により評価する。		
履修条件	「米国財務会計Ⅰ」修了者あるいは同程度の学力を有すること。		
授 業 内 容			
第1回	1. Cash, Receivables and Payables(現金、債権・債務) (1) 現金の定義 (2) 貸倒引当金 (3) ファクタリング等		
第2回	2. Inventories(棚卸資産) (1) 棚卸計算法・継続記録法 (2) 低価法 (3) 委託販売等		
第3回	3. Property, Plant and Equipment(有形固定資産) (1) 減価償却 (2) 減損等		
第4回	4. Intangible Assets(無形固定資産) (1) 無形固定資産 (2) R & D (3) ソフトウェア会計等		
第5回	5. Time Value of Money(金銭の時間価値) (1) 将来価値と現在価値 (2) 一時金と年金		

授 業 内 容	
第6回	6. Notes Receivable (受取手形) (1) 受取手形の種類 (2) 手形の割引
第7回	7. Bonds and Contingent Liabilities, Investments (社債・偶発債務、投資) (1) 社債の発行と償却方法 (2) 偶発債務
第8回	7. Bonds and Contingent Liabilities, Investments (社債・偶発債務、投資) (3) 投資の分類
第9回	8. Investments (投資) (1) 投資の分類 (2) 持分法
第10回	8. Investments (投資) (3) 生命保険の解約返戻金
第11回	9. Stockholders' Equity (資本) (1) 普通株式と優先株式 (2) 自己株式 (3) 配当
第12回	10. Stockholders' Equity (資本) (1) ストックオプション/新株予約権
第13回	10. Stockholders' Equity (資本) (2) 一株当たり利益
第14回	11. Revenue Recognition (収益の認識) (1) 収益認識の要件
第15回	11. Revenue Recognition (収益の認識) (2) 長期請負工事 (3) 割賦販売等
テキスト	英文会計、英文財務諸表に関するレジュメ
参考書	「入門・英文会計 上・下」(日経文庫) 他

科目分類	会計発展科目	科目コード	#039
科目名称	コストマネジメント研究(2・前選)	担当教官	山北 晴雄
目的	管理会計手法の確認と企業における活用ケースを理解し体得すること		
概要	<p>コストマネジメントの目的は利益業績の改善にあり、コストの引き下げあるいは削減が、本当に利益の維持・拡大に結びついたかどうかを分析することにある。コストマネジメントは管理会計もしくは原価計算といった会計的なフィールドだけでなく、IEやVEといった管理工学的なフィールドからのアプローチも必要であり、実務にあつては、これらを融合した形でコストマネジメントが実践されている。</p> <p>本講義では、会計的および管理工学的、両フィールドを見据えた上でコストマネジメントの検討を試みつつ、コストを対象にプランニングとコントロールの効果的な統合を指向するコストマネジメントについて、実際の生きた事例を取り上げて解説していく。</p>		
達成目標	企業経営にコストマネジメントがいかに活かされているかを実感できること。		
成績評価の基準と方法	講義への出席20%、課題レポート30%、期末考査50%として総合的に評価する。		
履修条件	応用管理会計Ⅰ・Ⅱ、特殊管理会計の知識が必要であるため、それぞれの科目を履修してから聴講することが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. コストマネジメントについて(1) (1) 企業と市場		
第2回	1. コストマネジメントについて(2) (2) コストマネジメントの理解		
第3回	2. 原価企画〔松下電工(株)の事例〕 (1) 原価企画と従来の原価管理手法の相違 (2) 原価企画による原価の作り込み		
第4回	3. 環境コストマネジメント〔松下電器産業の事例〕 (1) 環境コストマネジメントとは何か (2) 環境を考慮したコストマネジメント		
第5回	4. ライフサイクル・コストイング〔荏原製作所の事例〕 (1) 企業と市場との関係 (2) ライフサイクル・コストとライフサイクル・コストイングの実際		

授 業 内 容	
第6回	5. バランスト・スコアカード〔日本フィリップスの事例〕 (1) バランスト・スコアカードとは何か (2) バランスト・スコアカードの特徴 (3) その具体的問題点
第7回	6. ABC/ABM〔富士銀行とNTTの事例〕 (1) 伝統的原価計算とABC (2) 活動とコストドライバー
第8回	7. 品質コストマネジメント〔オムロンの事例〕 (1) 品質コストと品質コストのマネジメント (2) 品質コストの報告
第9回	8. サプライ・チェーン・マネジメント (SCM)〔シャープの事例〕 (1) SCMとは何か (2) 狭義のSCM
第10回	9. 制約条件の理論 (TOC)〔NEC山梨の事例〕 (1) ボトルネックとは何か (2) 制約条件の理論 (TOC)
第11回	10. 資本予算〔ジャパンエナジーの事例〕 (1) 正味現在価値法による資本予算 (2) 内部利益率法による資本予算
第12回	11. ミニ・プロフィット・センター〔NEC埼玉の事例〕 (1) ミニ・プロフィットセンターとは何か (2) ミニ・プロフィットセンターのタイプ
第13回	12. 連結管理会計〔住友銀行の事例〕 (1) 個別主義と連結主義 (2) 連結管理会計の意義
第14回	13. 在庫管理〔亀田製菓の事例〕 (1) 在庫管理の必要性 (2) 経済的発注量 (EOQ) とその計算
第15回	14. 輸送計画〔クロネコヤマトの事例〕 (1) 物流費の管理 (2) 最適輸送計画の立案
テキスト	「ケースブック コストマネジメント」加登豊・李建、新世社.
参考書	「企業財務の管理と診断技法」(同文館)

科目分類	会計発展科目	科目コード	#040
科目名称	財表分析実践演習(2・後選)	担当教官	山北 晴雄
目的	経営分析を通じて会計領域全般の知識の確認と財務諸表分析能力を養うこと		
概要	<p>経営分析は管理会計の領域の中ではマネジメント・コントロールの領域に位置づけられる。経営分析は、その情報利用者の利用目的により外部評価と内部評価の2つに分けられる。企業外部の主に投資家・与信者といった立場から信用分析や投資分析を行うのが外部評価であり、経営管理者の立場から経営戦略立案や経営管理に有効な情報提供を行うことを目的に行われるのが内部評価である。</p> <p>本演習では、外部評価、内部評価いずれの立場からも企業の現状や問題点、さらには将来性などを明らかにし、必要な対策を講じられるように配慮して進める。その際、財務諸表の分析だけにとどまることなく、企画・開発・購買・製造・販売・労務など、企業における個別活動領域についても理解を深めていく。</p>		
達成目標	学生自身の視点で企業の経営を分析できる能力を身につけること		
成績評価の基準と方法	出席状況、演習に取り組む態度、課題レポートを総合して評価する。		
履修条件	会計基礎科目群の必修科目を履修してから聴講することが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 経営分析の概要 (1) 経営分析とは (2) 経営分析の資料 (3) 学生各自が取り組む分析対象企業の検討と決定		
第2回	2. 収益性分析 (1) 資本利益率 総資本利益率、経営資本営業利益率、自己資本利益率、資本金純利益率		
第3回	2. 収益性分析 (2) 売上高利益率 売上高当期純利益率、売上高経常利益率、売上高営業利益率、売上高総利益率、売上高利益率間の連関		
第4回	3. 活動性分析 (1) 資本回転率 総資本回転率、経営資本回転率、固定資産回転率、有形固定資産回転率、売上債権回転率、棚卸資産回転率		
第5回	3. 活動性分析 (2) 資本回転期間 総資本回転期間、売上債権回転期間、棚卸資産回転期間、買入債務回転期間		
第6回	4. 安全性分析 (1) 短期支払能力の測定 流動比率、当座比率、現金比率		

授 業 内 容	
第7回	4. 安全性分析 (2) 長期支払能力の測定 固定比率、固定長期適合率、自己資本比率、負債比率、経常利子倍率
第8回	5. 生産性分析 (1) 付加価値の計算方法 控除法、加算法
第9回	5. 生産性分析 (2) 生産性比率 総資本投資効率、設備投資効率、労働装備率、従業員一人当たり付加価値、従業員一人当たり売上高、労働分配率、付加価値率
第10回	6. 成長性分析 売上高増加率、付加価値増加率、経常利益増加率、従業員増加率
第11回	7. 利益処分の分析 配当率、配当性向、社内留保率、社外分配率
第12回	8. 損益分岐点分析 損益分岐点比率、安全余裕率、目標利益達成点、CVP分析
第13回	9. 利益増減分析 (1) 売上総利益の増減分析 (2) 多品種製品を扱う企業の分析
第14回	10. 資金分析 (1) キャッシュ・フロー計算書 (2) キャッシュ・フローの比率分析
第15回	11. 分析結果の総合 (1) 指数法 (2) レーダーチャートによる総合評価
テキスト	各社「有価証券報告書」(大蔵財務協会)
参考書	山北晴雄著(分担執筆)『TOKYOベンチャーファイル』 山北晴雄著(分担執筆)『物流ビジネスの事業化戦略』 山北晴雄著(分担執筆)『IT化促進支援事業報告書(金型製造業)』 山北晴雄著(分担執筆)『IT化促進支援事業報告書(製版業)』

科目分類	会計発展科目	科目コード	#041
科目名称	税法実務演習(2・前選)	担当教官	高橋 敏則
目的	法人税のうち、重点項目の取扱いを学習して、担当者としての専門的な知識を身につける		
概要	<p>法人税法を網羅的に解説するのではなく、法人税法の中でも、企業会計と取り扱いが大きく異なる項目、会計監査上重要性の高い項目を重点的に講義する。租税回避が行われやすい項目、税務当局との争いが生じやすい項目が講義の中心となる。</p> <p>また、できるだけ具体的な事例を取り入れることにより、理解しやすくするとともに、会計監査人としての判断力の向上に役立つようにする。</p>		
達成目標	法人税のうち実務的に問題が生じやすい項目を中心に学習して会計監査人として必要となる専門的知識を身に付けることを目標とする。		
成績評価の基準と方法	講義の出席率により概ね1.0%程度、期末考査で90%程度の基準により評価する。		
履修条件	租税実務に関する科目を履修するか、同時履修することが望ましい。		
授 業 内 容			
第1回	1. 所得の帰属、実質課税の原則 税法における課税原因と課税主体について、租税法の考え方を説明する		
第2回	2. 収益の計算に関する通則と特例 課税について非常に重要な意義がある収益の発生とその帰属期間について意義付けをする。		
第3回	3. 費用及び損失の計算に関する通則と特例 損金や必要経費など収益から控除される費用、損失に関してその種類や計上時期を説明する。		
第4回	4. 役員報酬、賞与、退職金 法人における役員に関する給与については法人税法に規定があり、これを考察してみる		
第5回	5. 交際費等の損金不算入制度(1) 租税特別措置法における交際費課税の根拠について考える。		
第6回	5. 交際費等の損金不算入制度(2) 交際費課税の根拠や制度的な変遷について研究する		
第7回	6. 寄附金の損金算入規制 法人の支払う寄附金は、いわゆる「寄附」以外のものも含まれる。これらの法人税法上の考え方や取扱いについて考える		

授 業 内 容	
第8回	7. 貸倒損失（1） 貸倒は、法律的に債権が消滅したことを意味する。これは具体的にどのような場合を想定しているか考える。
第9回	7. 貸倒損失（2） 実務における形式的な貸倒について考える。
第10回	8. 資産評価損の損金不算入 有価証券や棚卸資産などの評価損の考え方、またこの計算の根拠になる時価について考えてみる。
第11回	9. リース取引 現在多くの企業が利用している固定資産のリースに関して法人税法の取り扱いを考察する。
第12回	10. 隠ぺい仮装と重加算税、仮装経理と更正の請求 確定した所得や税額に変更が生じた場合の取り扱いについて関連分野を調べてみる。
第13回	11. 借地権課税 間接的ではあるが不動産取引に該当する借地権課税について、現在の制度の趣旨なども踏まえて考えてみる
第14回	12. 同族会社の行為又は計算の否認 我が国の多くの企業がこの同族会社という特質を持ち、ここでは通常生じ得ない取引などが発生する、この場合の法的な規制の理由について考察する。
第15回	13. 国際課税（タックス・ヘイヴン税制、移転価格税制、過小資本税制） 我が国が国際的な取引を行うにあたり、海外との様々な課税上の整備が必要になりこれらの制度について学習する。
テキスト	租税法（金子宏著）弘文堂刊 法人税法（渡辺淑夫著）中央経済社刊 法人税有利選択の実務（高橋敏則著）税務研究会刊 租税回避の事例研究（八ッ尾順一著）清文社刊 納税者勝訴の判決（山本守之編）税務経理協会刊
参考書	ケースブック租税法（金子宏他著）弘文堂刊

科目分類	会計発展科目	科目コード	#042
科目名称	税務会計演習(2・前選)	担当教官	山田 有人
目的	<p>一通り企業会計及び租税法の基礎を履修した学生を対象に、実際の企業がどのような租税戦略を構築し、またその戦略の実行のためにどのような具体的方策をとっているのかを理解してもらう。この講義により、今まで学習した企業会計や租税法の知識をより深め、さらに実務を知ることにより、将来進むべき職業会計人としての将来像を明確化してもらうことを目的としている。</p> <p>主として、企業会計と課税所得の関係と相違について解説するが、企業再編の税務、連結納税制度、証券化の税務及び国際税務等の税法特有の問題や最近の実務においてトピックとなっている事項も、具体例を交えて解説する。</p> <p>また学生には、新聞や雑誌等で報じられている企業の租税に関する行動や問題となっている事案を一つ抽出してもらい、その事案の分析・解説をしてもらう。</p> <p>学生に発表の機会を与えることにより、実務で必要とされるプレゼンテーション技能の向上も目的としている。</p>		
概要	<p>1から12までは、講師から与えられた各テーマに沿った資料に基づき講義とそれに引き続いてディスカッションを行う。また、最後の3講義を使って、生徒に事案を一つ抽出してもらい、その事案も分析・解説をしてもらう。</p>		
達成目標	<p>今まで学習した企業会計や租税法の知識をより深めてもらうとともに、新聞や雑誌等で報じられる企業の租税に関する行動や問題を、専門家として正確に分析・解説ができるようになることを目標としている。</p>		
成績評価の基準と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・講義の出席及びディスカッションの参加程度(50%) ・企業行動の事案に関するレポート及び発表の内容(50%) 		
履修条件	租税実務を学習した学生を対象		
授 業 内 容			
第1回	<p>1. 会計上の利益と課税所得の関係 益金の意義、損金の意義、資本等取引に関する課税</p>		
第2回	<p>2. 確定決算主義と減価償却費 企業会計と租税会計との関係、法人税法上の減価償却費の計算</p>		
第3回	<p>3. 税効果会計 その① 一時差異と永久差異、繰延税金資産の回収可能性</p>		
第4回	<p>4. 税効果会計 その② 税効果に関する具体的な計算例</p>		

授 業 内 容	
第5回	5. 不良債権処理が進まない理由 会計上の貸倒損失と法人税法上の貸倒損失
第6回	6. 交際費課税と寄付金課税 交際費課税の意義、拡大されている寄付金の概念
第7回	7. 会計上の引当金と税務上の引当金 貸倒引当金、退職給与引当金、返品調整引当金
第8回	8. 企業再編と税務 適格合併、適格分割、適格現物出資、適格事後設立
第9回	9. 連結納税制度 概要、適用法人、計算例
第10回	10. 証券化の税務 任意組合の税務、匿名組合の税務
第11回	11. 国際税務入門 その① 外国税額控除、タックス・ヘイブン税制、過少資本税制
第12回	12. 国際税務入門 その② 移転価格税制
第13回	13. まとめ① 学生に新聞や雑誌等で報じられる企業の租税に関する行動や問題の事案を一つ抽出してもらい、これまで学習した内容に基づき、その事案の分析・解説をしてもらう。
第14回	14. まとめ② 学生に新聞や雑誌等で報じられる企業の租税に関する行動や問題の事案を一つ抽出してもらい、これまで学習した内容に基づき、その事案の分析・解説をしてもらう。
第15回	15. まとめ③ 学生に新聞や雑誌等で報じられる企業の租税に関する行動や問題の事案を一つ抽出してもらい、これまで学習した内容に基づき、その事案の分析・解説をしてもらう。
テキスト	「会社法務と税務」(税務研究会出版局) 他
参考書	「国際課税の基礎知識」(税務経理協会)

科目分類	会計発展科目	科目コード	043
科目名称	租税法演習(2・後選)	担当教官	齋藤 奏
目的	(1) 我が国における「租税法」の全般について、重要事項を深く研究する。 (2) 法人税法等における「課税標準」および「税額」の計算などについて、深く研究する。		
概要	(1) 我が国における「租税法」の全般について、以下の「授業内容」により、論理的に研究を進め、個別租税法を適確に解釈できる能力を養う。 (2) 法人税(関連する地方税を含む)および消費税(地方消費税を含む)における「課税標準」の計算に関する基本概念について深く研究し、複雑な「税額」の計算についても深く研究するものとする。		
達成目標	我が国における「個別租税法」について、適確に解釈、適用できる能力を体得する。		
成績評価の基準と方法	演習への出席率により50%程度および演習での発表等により50%程度の基準により評価する。		
履修条件	「応用・発展科目」の税法科目の税法について予め履修し、租税に関する知識をある程度有していること。		
授 業 内 容			
第1回	1. 租税法の概論 (1) 租税法演習に係る研究の進め方 (2) 我が国における租税とその種類		
第2回	2. 租税法における法源と体系の研究		
第3回	3. 租税法における基本原則の研究 (1) 租税法律主義の原則 (2) 租税公平主義の原則 (3) 主財政主義の原則		
第4回	4. 個別租税法の基本的な構造の研究 (1) 個別租税法の形式と内容 (2) 個別租税法における本則規定 (3) 個別租税法における実体規定 (4) 個別租税法における雑則規定		
第5回	5. 租税法における個別条文の基本的な構造についての研究		
第6回	6. 租税法解釈の具体的な手法についての研究 (1) 租税法の法規的解釈(立法的解釈) (2) 租税法の学理的解釈		
第7回	7. 国税通則法についての研究 (1) 国税通則法の目的、構成等 (2) 国税通則法と他の法令との関係 (3) 国税に関する附帯税		
第8回	8. 国税徴収法についての研究 (1) 国税徴収法の目的、構成等 (2) 国税債権についての徴収の確保 (3) 納処分 (4) 国税優先徴収の例外		

授 業 内 容	
第9回	9. 地方税法についての研究 (1) 地方税法の体系、性格等 (2) 地方税の徴収方法 (3) 地方税法の特異性
第10回	10. 法人税法における課税所得金額の研究 (1) 所得計算の基本構造 (2) 益金の額の計算 (3) 損金の額の計算 (4) 当期純利益と所得金額との関係 (5) 連結納税制度
第11回	11. 法人税法における税額計算の研究 (1) 所得控除項目 (2) 基本税率 (2) 税額控除項目 (4) 外国税額控除 (5) 留保金課税制度
第12回	12. 国際税務についての研究 (1) 租税条約 (2) 過少資本税制 (3) タックス・ヘイブン対策税制 (4) 移転価格税制
第13回	13. 所得税法における課税所得金額等の研究 (1) 基本的な仕組み (2) 各種所得の意義と範囲 (3) 収入金額と必要経費 (4) 税額の計算
第14回	14. 消費税(地方消費税を含む)についての研究 (1) 課税対象と納税義務者 (2) 課税標準と税率 (3) 税額計算と税額控除 (4) 地方消費税 (5) 個別消費税
第15回	15. 新会社法と税制問題の研究
テキスト	レジュメ
参考書	「租税法原論」(税務経理協会)

科目分類	会計発展科目	科目コード	#044
科目名称	企業法Ⅰ(1・前選)	担当教官	唐澤 宏明
目的	法の特徴・種類と体系、法の解釈と適用、法律的事物の考え方、訴訟法・刑事法の要点などを解説し、法への理解を深めるとともに、会社法の主要点を現実の経済社会の動きの中で取り上げて分析し、企業法への理解を深める。		
概要	はじめに、会社法ないし企業法を理解するために必要な法の基本的知識を学ぶこととし、法の特徴・種類、体系、裁判制度、訴訟法、法の解釈と適用、法律的事物の考え方、刑事法などを取り上げる。 次に、新しく誕生した会社法を従来の会社法と対比しつつ主要点を順次取り上げて分析し、商法および会社法への理解を深める。この講義では、特に最近の経済情勢の変化と現実の企業の組織と運営の実際について解説し、新会社法を身近なものとして実感を持って理解できるようにする。		
達成目標	法への理解を深めるとともに新会社法の主要点を確実に理解する。		
成績評価の基準と方法	出席状況、討議への参加状況などを勘案して評価する。		
履修条件	企業に関する法律を学びたい者。		
授 業 内 容			
第1回	法の特徴・種類と体系。裁判制度。法の解釈と適用。法律的なものの考え方。		
第2回	訴訟法と刑事法の体系と考え方。会社と訴訟・刑事法との関係を理解する。		
第3回	会社総則、商行為。 商号、会社の使用人、代理商、事業譲渡と競業禁止、登記、外国会社など。		
第4回	会社の設立。 定款、出資、発起設立、設立時役員等の選任・解任、発起人の責任、募集設立、現物出資・財産引受、事後設立、取締役等による調査など。		
第5回	会社の機関、株主総会、種類株主総会、取締役会。 株式会社の機関の選択肢、取締役会を設置しない株式会社の株主総会、株主総会の手続、書面投票制度、取締役の資格・権限、取締役会の書面決議、定時総会の開催時期、開示制度、役員賞与、決算公告など。		
第6回	取締役、取締役の責任、株主代表訴訟。 役員を選任、取締役の任務懈怠責任および利益相反取引についての責任、取締役についての内部統制システム、株主の権利行使に関する利益供与責任、株主代表訴訟、など。		
第7回	会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、 会計参与制度、会計参与の職務と責任、監査役の権限、会計監査人制度、重要財産委員会制度、会社の支配人の競業行為、使用人兼務取締役など。		

授 業 内 容	
第 8 回	委員会設置会社、執行役。 委員の選定、執行役の選任、委員会の権限、委員会の運営、委員会設置会社の取締役の権限、執行役の権限など。
第 9 回	株式、新株の発行。 株主名簿、新株の発行、募集株式の発行、基準日、払込証明、株券の発行、情報開示、現物出資、種類株式、新株発行無効の訴え、株式の譲渡、株式の取得制度、自己株式の取得、自己株式の市場取引による売却、株式の併合、単元株式、単元未満株主の権利、端株制度の廃止、議決権等に関する別段の定め、株式買取請求権、子会社の範囲、子会社による親会社株式の取得など。
第 10 回	譲渡制限株式、新株予約権。 株式譲渡制限会社、譲渡制限株式、一部の種類の株式の譲渡制限、株式譲渡の承認方法、種類株式発行後の譲渡制限、譲渡制限種類株式の発行、譲渡制限株式の取得手続、新株予約権の発行、新株予約券の譲渡・取得・無償割当・行使、新株予約権に係る証券など。
第 11 回	会社の計算。資金調達、社債。 分配可能額の算定方法、剰余金分配、剰余金の分配手続、財源規制が課される剰余金の分配の範囲、異なる種類の株式の無償交付、資本の組入れ額、準備金、資本の部の計数の変動手続、財源規制が課される自己株式の有償取得、剰余金分配に係る取締役等の責任、取締役の期末の填補責任、社債の発行、社債管理会社、社債権者集会、社債の譲渡など。
第 12 回	会社組織の再編・変更。合併、会社分割、株式交換、株式移転。 合併等対価の柔軟化、簡易・略式組織再編、新株予約権・新株予約権付社債の承継、組織再編と資本の部の取扱い、組織再編と合併差益、組織再編の効力発生日、清算手続など。
第 13 回	敵対的買収の防衛。
第 14 回	合同会社、合名会社、合資会社。 新しい会社類型、人的会社の規律の一体化、合同会社の社員、合同会社の業務の執行、合同会社の計算、社員の退社、合同会社の組織再編、法人無限責任社員、合資会社の有限責任社員、合名会社の社員など、
第 15 回	まとめ。
テキスト	神田 秀樹著『会社法（第7版）』弘文堂 弥永 真生著『リーガルマインド会社法（第9版）』有斐閣 相澤 哲編著『一問一答新会社法』商事法務
参考書	「新生『会社法』のすべて」（財経詳報社）

科目分類	会計発展科目	科目コード	#045
科目名称	企業法Ⅱ（1・後選）	担当教育	唐澤 宏明
目的	企業の運営・活動に必須な主要法律を学ぶ。		
概要	最初に、企業活動に必要な法の範囲、企業と法の関わり、法に対する考え方などについて解説する。次に、事業の組織、運営に関わる法（会社法）及び企業の取引活動に関わる法（民法・商行為法）についてやや詳細に説明し、さらに企業が日々関係する法律問題（取引の決済、電子商取引、債権の保全・回収、消費者法、経済法、知的財産法、国際取引法、民事訴訟法・国際民事手続法など）について解説し、最後に現実の実務と理論、今後重要な課題となり得る分野などについて紹介する。		
達成目標	将来会計の専門家として、企業運営・企業活動に現実に立ち会い、また会社法や証券取引法の実際の解釈・適用に当たり、的確な判断と実施ができる素養をもった有為の人材を育てることを目標とする		
成績評価の基準と方法	出席状況、討議への参加状況などを勘案して評価する。		
履修条件	企業に関する法律を学びたい者。		
授 業 内 容			
第1回	企業活動に必要な法の範囲、体系。 法の体系、法律学の分野、会社の業務と法律など。		
第2回	企業の組織・運営と法（Ⅰ）（会社法）。 事業の経営と商法、商人に関する諸制度、企業の諸形態、株式会社、株式会社の設立など。		
第3回	企業の組織・運営と法（Ⅱ）（会社法）。 株式会社の組織、株主総会、取締役、取締役会、監査役、会計監査人、会計参与、委員会設置会社など。		
第4回	企業の組織・運営と法（Ⅲ）（会社法）。 株式会社の資金調達、株式会社の計算、株式会社の組織変動と消滅など。		
第5回	企業の取引活動と法（Ⅰ）（民法、商法総則、商行為法）。 取引の主体、個人、法人、取引の客体、物権、所有権、用益物権、担保物権、占有権、 債権、債権の意義と性質、債権の成立・目的、債権の消滅、債権の保全、多数当事者の債権関係など。		
第6回	企業の取引活動と法（Ⅱ）（民法、商法総則、商行為法）。 取引先の調査、契約、契約書の作成、契約の成立・無効・取消し・効力・解除など。		

授 業 内 容	
第7回	企業の取引活動と法（Ⅲ）（民法、商法総則、商行為法）。 売買契約、賃貸借契約、消費貸借契約、その他の契約、不法行為責任、製造物責任、親族法、相続法など。
第8回	企業取引の決済と法（手形法、小切手法）。 総説、約束手形、為替手形、小切手。
第9回	電子商取引法（インターネットを用いた取引と法）。 電子商取引、電子契約、電子商取引におけるリスクの回避、電子署名、電子認証、日本の電子署名・電子認証制度、電子商取引と決済など。
第10回	債権の保全と回収（民法、債権法・担保物権法・物権法・民法総則）。 日常の債権管理、債権の保全、緊急時の債権回収、担保権の実行による債権の回収、法的手段による債権回収、債務者の倒産に対応するための処理手続など。
第11回	消費者法、職場の法（労働法・社会保険法）。 消費者問題、消費者保護対策、消費者を保護する法の体系、商品の安全性に関する法、消費者取引と契約、消費者信用、被害の救済、労働法の理念と体系、労働市場法、雇用関係法、労使関係法、社会保険など。
第12回	経済法（独占禁止法）。 経済法、独占禁止法の目的・体系、不当な取引制限の禁止、不公正な取引方法の禁止、私的独占の禁止、その他の規制、違反行為に対する措置、公正取引委員会の調査、公取委への届出・報告事項、特許・ノウハウ・ライセンスと独占禁止法、独占禁止法の域外適用など。
第13回	知的財産法。 総説、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など。
第14回	国際取引法、民事訴訟法・国際民事手続法。 総説、国際契約、国際事業、国際通商法、国際取引に係る紛争の解決、紛争の解決方法、和解・調停、仲裁・ADR、民事訴訟手続、国際民事手続法など。
第15回	まとめ
テキスト	唐澤宏明著「ビジネス法入門」日本経済新聞社他
参考書	「改正商法の完全実務解説」（財経詳報社）

科目分類	会計発展科目	科目コード	#046
科目名称	企業法演習(2・後選)	担当教官	唐澤 宏明
目的	主要な判例を小グループで検討することによって、知識を確実なものとし、商法に対する理解を深める。		
概要	商法の各分野における主要な判例を小グループで検討する。メンバーはそこに主体的に参加し、自らの検討結果を発表することによって知識を確実なものとし、また、他人と意見を交換することによって商法に対する真の理解を深める。		
達成目標	商法に対する理解を確実なものにすることを目標とする。		
成績評価の基準と方法	出席、報告、議論への参加状況などを総合的に勘案して判断する。		
履修条件	会社法に関する判例を通じてその周辺に興味がある学生。		
授 業 内 容			
第1回	会社法総則に関する判例の検討。 会社の能力と目的の範囲、会社の政治献金、法人格の否認など。		
第2回	会社の設立に関する判例の検討。 発起人の開業準備行為、財産引き受けの無効主張と信義則、設立費用の帰属、見せ金による株式払込など。		
第3回	株式に関する判例の検討(Ⅰ)。 他人名義による株式の引受、相続による株式の共有、株券発行前の株式譲渡、譲渡制限に違反した株式譲渡の効力、譲渡制限株式の評価など。		
第4回	株式に関する判例の検討(Ⅱ)。 会社の過失による名義書換の未了と株式譲渡人の地位、違法な自己株式の取得・質受けの効力、 100%子会社による親会社株式の取得と親会社取締役の責任、略式質と利益配当、株券の発行など。		
第5回	株主総会に関する判例の検討(Ⅰ) 重要財産の譲渡と特別決議、代理出席を含む全員出席総会の決議の効力、議決権行使の代理人資格の制限、従業員持株制度と株式信託契約の有効性、株主提案権、取締役の説明義務と一括回答など。		
第6回	株主総会に関する判例の検討(Ⅱ) 他の株主に対する招集手続の瑕疵と決議取消の訴え、決議取消の訴えと取消事由の追加、役員選任決議取消の訴え、 計算書類承認決議取消の訴え、決議取消の訴えと裁量棄却、決議無効確認の訴えと決議取消の主張など。		

授 業 内 容	
第7回	取締役・取締役会に関する判例の検討（Ⅰ）。 取締役の解任、代表取締役解任の取締役会決議と特別利害関係、取締役会決議が必要な重要財産の処分、招集手続の瑕疵と取締役会決議の効力、代表取締役の代表権に対する制限など。
第8回	取締役・取締役会に関する判例の検討（Ⅱ）。 取締役の競業避止義務、株主全員の合意と商法 265 条、手形行為と商法 265 条、間接取引と商法 265 条、役員報酬・退職慰労金、取締役の報酬の変更、取締役の注意義務と経営判断原則など、
第9回	取締役・取締役会に関する判例の検討（Ⅲ）。 株主代表訴訟と取締役の責任の範囲、株主代表訴訟と担保提供、計算書類の虚偽記載と商法 266 条の 3 第 2 項の責任、違法行為の差し止め請求権、取締役の職務執行停止仮処分の効力など。
第10回	監査役に関する判例の検討、弁護士である監査役の訴訟代理の可否など。
第11回	新株の発行に関する判例の検討。 第三者に対する新株の有利発行と株主総会決議の瑕疵、新株発行事項の公示の欠缺、買取引受と不公正発行価額、第三者割当増資と新株発行の差止、社債権者の単独償還請求など。
第12回	会社の計算に関する判例の検討。 利益配当と株主平等の原則、帳簿閲覧請求の対象となる会計帳簿・書類の意義、帳簿閲覧請求の要件、検査役選任の請求事由、議決権行使阻止工作と利益供与など。
第13回	会社の組織変更に関する判例の検討（Ⅰ）。 係争中の債権者と「知れたる債権者」、会社整理手続における債務弁済禁止の保全処分、会社整理と相殺禁止など。
第14回	会社の組織変更に関する判例の検討（Ⅱ）、罰則。 合併発表後に取得した株式の買取価格、合併比率の不公正と合併無効事由、精算人の員数。総会屋に対する贈収賄罪の成立など。
第15回	合同会社・合名会社・合資会社に関する判例の検討。 組織変更の無効、有限会社の社員総会決議不存在確認の訴えと訴権の濫用、合資会社の社員の出資義務と持分払い戻し請求権など。
テキスト	「商法判例集」（有斐閣）他
参考書	「会社法重要判例解説」（弘文堂）

科目分類	会計発展科目	科目コード	#047
科目名称	経済学特講(2・後選)	担当教官	高島 忠
目的	教科書の知識を越えた総合的、発展的理解に基づく深い経済学的思考の涵養。		
概要	<p>本教科は、現在の経済学体系の基礎となっている新古典派のミクロ、マクロの諸理論を、学説史的関連のもとにその理解の確認を行い、現実経済社会の変化、発展にともない既存の理論を深化、拡張し、あるいは新たな課題に光を当てつつある新古典派以降の重要な研究成果を習得し、今日的課題に対する理論的有効性の考察を内容とする。</p> <p>経済学は、社会科学の中にあつて理論展開の論理的演繹の厳密性ととともにその結論の現実適合性の検証を重視する学問であり、その学習には特にミクロ、マクロの区分を越えて理論相互の有機的関連の理解の中で現実経済社会の諸問題の分析、解明に当たる姿勢が肝要である。本教科は、そのような高次元の発展的経済学学習の経験が、現実経済社会での専門職従事者としての受講生の将来職業生活を、具体的経済問題に対する的確な基本認識として理念的に根底で支えるものとなることを願いとす。</p>		
達成目標	現実経済問題に対する経済理論の適用とその限界、深化可能性の認知。		
成績評価の基準と方法	提示課題に対する論議での経済論理性の程度と議論の姿勢。ときに、エッセイを課して文書での内容確認と論理的記述表現能力をもみる。		
履修条件	大学学部レベルのミクロ、マクロ経済学の既履修あるいは並行履修。		
授 業 内 容			
第1回	1. 社会主義経済から資本主義経済への変遷 なぜ社会主義経済は破綻し、資本主義経済は生きのびたのか？		
第2回	2. 市場経済と経済学の関係についての考察 経済学は、市場経済社会での現実問題にどのような方法で対応するのか？		
第3回	3. 消費者の合理的選択とは何か 消費者は、変化する現実の下でどのように合理的選択ができるのか？		
第4回	4. 家計行動と経済学の関係 家計は、家族員の変動する生涯を通じ、どのような消費行動をとるのか？		
第5回	5. 生産能力と企業資本の関係について 現代企業の生産能力を規制する最大要素は、資本力であろうか？		
第6回	6. 研究開発活動への資源配分について 企業のR&D活動への資源配分はどのように行われるのか？		
第7回	7. 知的財産と経済成長の因果関係 人間知識の蓄積は、どのように企業の発展や経済成長に影響するのか？		
第8回	8. 市場競争と経済的福祉に関する考察 市場の競争状況は、人々の経済的福祉に如何に影響するのか？		

授 業 内 容	
第9回	9. 経済的成果と個人・企業の活動について 個人・企業の活動は、どのように国全体の経済的成果として把握されるか？
第10回	10. 金融に見る消費と投資の関係 消費や投資の動きは、金融の現象とどのように関連しているのか？
第11回	11. 経済恐慌時代再来に対する懸念について 30年代の大量失業や戦後インフレの時代は、もう来ないと言えるのか？
第12回	12. 循環的経済変動の要因に関する考察 現代資本主義社会で見られる循環的経済変動は何によって起こるのか？
第13回	13. 経済成長のメカニズムや要因について 一国の経済成長や長期的発展は、いかなるメカニズムによるものか？
第14回	14. 国際間の経済格差の原因についての考察 今日の国際社会では、各国間で何故に大きな経済格差が生ずるのか？
第15回	15. 今後の資本主義経済の持つ課題について 人類社会は、従来の資本主義経済体制のままで持続、発展し得るのか？
テキスト	D. Begg, Economics Workbook, McGraw-Hill, 1991 からのレジュメ
参考書	J.M.ケインズ『雇用・利子および貨幣の一般理論』塩野谷九十九訳、東洋経済新報社、1955年（改訳版）。 J.R.ヒックス『価値と資本（全2冊）』安井・熊谷訳、岩波書店、1965年。 K.J.アロー、F.H.ハーゲン『一般均衡分析』福岡・川又訳、岩波書店、1958年。 R.M.ソロー『資本 成長 技術進歩』福岡・神谷・川又訳、竹内書店、1970年。 H. R. Varian, Intermediate Microeconomics – A Modern Approach, 3rd ed., Norton, 1993. D. Romer, Advanced Macroeconomics, McGraw-Hill, 1996.

科目分類	会計発展科目	科目コード	#048
科目名称	実証経済・統計学特講（2・後選）	担当教官	高島 忠
目的	一般化統計理論の習得および経済・経営問題への統計学適用の理解。		
概要	<p>記述統計、確率論、統計的推定・検定、経済・経営問題へ導入する目的で、本教科は、基礎的統計学知識の整理、再確認の後、より一般化された事象への統計理論適用の習得をはかるとともに、不確定要素を持つ統計情報の適切な理解と使い方、及び現実経済社会の相互関連事象に対しての一般化された統計理論とその適用方法の習得を狙いとする。</p> <p>学習の主要内容は、まず、具体的事象についての限られた統計情報からその作用メカニズムの本質に接近する方法の習得、理解の後、伝統的 Neyman-Pearson 流の統計理論に基づく推定、検定手法を一般化された事象へ拡張、展開すると同時に、より新しい統計理論である Bayes 流統計学の一端を習得する。さらに、これらの統計理論の経済体系への適用として、計量経済学を中心課題である時系列、連立体系パラメータ推定及び経済予測の問題を学習する。最後に、本来、不確定条件下での行動を使命とする企業経営に対する統計学の適用問題にも触れる。</p>		
達成目標	具体的経済・経営問題の数量的分析に対する適切な統計的手法適用の習得。		
成績評価の基準と方法	既修得知識の現実問題への適応能力、及びより一般化された統計理論の習得の程度を提示課題に対する受講生の口頭説明、論議の内容により評価。		
履修条件	大学初年級程度の線形代数、微積分の知識および確率・統計の初歩的知識。		
授 業 内 容			
第1回	1. 経済学、経営学と統計の関係 経済学、経営学と統計理論との結合、発展について説明する		
第2回	2. 母集団情報について 限られた統計資料からの母集団情報抽出の方法について学習する		
第3回	3. 確率側度からの確率分布の研究 確率測度から確率分布における意義の考察を試み、教員を含めてこのテーマにつき討議してみる。		
第4回	4. 確率変数の関数の確率分布 確率変数の関数を基礎にした確率についての分布につき説明する		
第5回	5. 多次元確率変数と確率分布 多次元確率変数が確率にどのような関係を持つかその分布確率について総合的な考察をし、これをここまでの範囲で全員で討議してみる		
第6回	6. 多次元確率変数 基本分布の一次元から多次元確率変数への一般化についての変化につき学習する。		

授 業 内 容	
第7回	7. 正規分布と諸分布間の関係 正規分布から導かれる諸分布間の関係について考察する
第8回	8. パラメターの種々の推定法 パラメターを基礎とした種々の推定法を説明する
第9回	9. 信頼区間の導入方法 信頼区間の意義とその導入について考える
第10回	10. 仮説検定の方法と検出力 仮説検定の必然性、またその具体的方法について考察する。またここまでの諸分析方法について総括的討議を行う
第11回	11. 決定理論とベイジアン統計学 ベイジアン統計学とは、どのような理論であるかを説明する。
第12回	12. 時系列と横断面および確率過程 時系列と横断面について、これらが確率の過程にどのような影響を持つか検討してみる。
第13回	13. 経済体系に関する構造の統計的推定 統計的推定という立場で考える経済体系について説明する
第14回	14. 予測とその信頼性 経済統計における予測可能性とその信頼性について討議してみる
第15回	15. 統計学の経営学への応用 現在、統計学は経営学にいかほどの影響を与えているかについて総合的な説明を試みてこの講座を総括する。
テキスト	レジュメ
参考書	S. S. Wilks, <i>Mathematical Statistics</i> , John Wiley & Sons, 1962. A. Stuart, et al, <i>Kendall's Advanced Theory of Statistics</i> , Arnold Publishers and Oxford University Press: Vol.1 <i>Distribution Theory</i> , 1994 Vol. 2A <i>Inference and the Linear Model</i> , 1999 Vol. 2B <i>Bayesian Inference</i> , 1994. E. Malinvaud, <i>Statistical Methods of Econometrics</i> , 2 nd ed., North-Holland, 1970. D.R.Anderso et al, <i>Statistics for Business and Economics: Workbook</i> , Southwestern Pub. Co., 1998

科目分類	会計発展科目	科目コード	#049
科目名称	流通経営論(1・前選)	担当教官	江田 三喜男
目的	流通経営の基礎を理解し、成長戦略やニッチ戦略の適用を考える。		
概要	<p>欧米の巨大流通企業の経営はどのように実行されているのか、我が国の流通企業との差異は何かを明らかにすることを主眼とする。なぜ、欧米の流通企業は未だ我が国で成功例が少ないのか。これは流通分野だけでなく、製造分野にもあてはまる事である。企業経営の出発点になるのは、環境認識であり、欧米と我が国の消費者行動の相違、企業行動を制約する文化・社会等の制度的枠組みからのアプローチなどを試みる。</p> <p>流通企業といっても、業種・業態によって成長・衰退の局面が異なるが、どうして業種・業態間に差が生じるのか、衰退している業態の転換は可能であるかなど、外部公表データ等を用いて検討する。また、新しい業態の可能性を探求するために、我が国と欧米流通企業の発展史を研究する。それはどのような社会・文化状況で可能であったのかを分析することである。</p>		
達成目標	マーケティング戦略の流通企業への適用を考え、企業行動の勝因と敗因を識別する。		
成績評価の基準と方法	自分で設定した課題報告 33%, 質疑応答 33%, 研究レポート(文書) 34%を目安とする。		
履修条件	流通・マーケティングに関心を有する。		
授 業 内 容			
第1回	1. 流通とは何か、その機能・構造について 流通という概念は何を示し、具体的にはそれがどのように機能しているかについて考える。		
第2回	2. 近代的流通業の歴史(欧米) 近代社会において、欧米を中心にした流通業はどのように発展したかを考える。		
第3回	3. わが国の流通業の歴史 戦前、戦後の我が国の流通業の発展についてその歴史的な経緯を産業の発展などに関連させながら考察させることとする。		
第4回	4. 商業統計から見る流通業の姿(業種と業態) 我が国の流通業をいくつかに分類しそれぞれの形態について比較分析をさせ、各自の意見を交換する。		
第5回	5. 流通機能—商取引、金融、危険負担 流通は商取引である以上、金融などと密接な関係を持っており、常に流通業者が考慮しなければならない危険について考えてみる。		

授 業 内 容	
第6回	6. 流通機能—物流, 情報 流通とこれを左右する広告宣伝やこの情報管理について考える。
第7回	7. 商業統計から見る流通業の姿 (1) 近年における地域卸売流通の変貌について考える。
第8回	8. 商業統計から見る流通業の姿 (2) 同じく地域小売流通の変貌を考え地域流通に与えた影響との関係を見る。
第9回	9. グローバル流通化 近年におけるグローバル流通の意味とその本質を討議してみる。
第10回	10. サプライ・チェーン・マネジメント (SCM) SCMと呼ばれるものが今後の我が国の流通に与える影響について検討しその問題点を考察する。
第11回	11. 顧客満足 (CS) とは何か、生活者分析 消費、流通の業界で最近取り上げられる CS とはどこまで認められるものであるのかその限界とこれが消費者に与える影響を考える。
第12回	12. 業態の有価証券報告書分析 (1) 会計に関する知識を多分に持つ学生に、財務諸表を提示して同業者間の比較をさせ、その分析を行う。
第13回	13. 業態の有価証券報告書分析 (2) 同業者間の財務比較を行わせ、その差がどのような理由から生じたものかを分析させ、改善の余地があるかどうかを討議させる。
第14回	14. グローバルな巨大流通業の覇権争い 巨大化する流通業界において、今後大手と呼ばれる企業がどのように発展しまた衰退するのか、その未来を予想してみる。
第15回	15. 市場の論理と社会の論理 経済学などでは必ず問題となる「市場の理論」というものは現実に存在しこれが本当に経済行動の理由になっているか検討してみる。
テキスト	レジュメ
参考書	「マーケティング戦略論」(有斐閣)

科目分類	会計発展科目	科目コード	#050
科目名称	市場分析論(1・後選)	担当教官	江田 三喜男
目的	企業の競争行動を研究し、勝ち組み、負け組みの差異を明らかにする。		
概要	<p>企業は、自己の存続を図り、利益をあげるなどの目標を達成するために、市場を評価し、働きかけたり、働きかけられたりすることになる。しかし、取り巻くすべての事物や状態が、主体である企業や消費家計に同じ意味を持つのではなく、その影響の度合いは異なるといえる。そのように、主体が評価・判断した市場は有効市場である。</p> <p>より一般的には、市場環境は限定した範囲や側面で捉えられ、その意味理解を容易にすることになる。マーケティングの市場環境には、経済、社会、文化、法律、技術、国際化などが含まれることになるが、企業ごとに有効市場環境は異なる。</p>		
達成目標	独力で産業や企業のマーケティング行動を分析可能になる。		
成績評価の基準と方法	自分で設定した課題報告 33%, 質疑応答 33%, 研究レポート(文書) 34%を目安とする。		
履修条件	市場および産業に関する分析について興味がある者。		
授 業 内 容			
第1回	<p>1. マーケティングの基本概念、経済学との相違</p> <p>市場における物の流れを体系的に考察するか、あるいは物が流通することにより、それが社会にどのように影響を与えているのかを考える。</p>		
第2回	<p>2. マーケティングの基本概念、マーケティング戦略の策定</p> <p>マーケティングとはどのような分野に関する研究を行う学問であるのかまたこれが経営戦略とどのような関係があるかを考える。</p>		
第3回	<p>3. 産業組織論の体系、初期条件・構造・成果の関係</p> <p>各業界においてそれぞれ独特の産業構造を持っているが、これが形成されるに至った経緯また現在考えられる成果について考察する。</p>		
第4回	<p>4. 市場の初期条件と市場構造の把握</p> <p>流通の背景である市場は、どのように形成され、これが経済社会の中で機能しているのか、これを構造的に分析してみる。</p>		
第5回	<p>5. 市場の競争行動</p> <p>市場というものはどのようなものを意味するのか、またこれはどのようにして形成されて、競争が始まるのかを原理的に説明する。</p>		
第6回	<p>6. マーケティングの消費者行動論</p> <p>消費者行動の理論がマーケティングとどのような関係をもつのか、この影響力に関して現実的な例を挙げながら討議を試みる。</p>		

授 業 内 容	
第7回	7. 各種の需要分析モデル 需要分析モデルに関する説明を行い、いくつかの具体例を紹介し、各自はその分析を試み、その結果を討議してみる。
第8回	8. 製品戦略の展開 新製品販売や他社類似品を追従して販売する場合の効果的な販売に関して過去における身近な商品を例に挙げながら、その販売戦略の成功と失敗の理由を考え、相互に討議させる。
第9回	9. 価格戦略の展開 商品の価格は様々な状況により変わるはずである。これをある商品を例にして流通業界でそれがどのようにして決定されたのかを考えてみる。
第10回	10. 流通経路戦略の展開 商品の流通経路により、販売価格や販売数に大きな影響が出るが、この流通経路は商品によりどのようにして決めるべきか検討する。
第11回	11. コミュニケーション戦略の展開 戦略的な流通を目標にする場合は、コミュニケーション・ツールをどのように利用するかは非常に重要である。現在はかつてのような広告媒体を利用しなくともネットや口コミなど新しい方法で商品の情報が広がるが、これについて考えてみたい。
第12回	12. 産業分析（1） テーマとする業種について、過去から現在またその将来展望などを討議してみる。
第13回	12. 産業分析（2） テーマとする業種について、過去から現在またその将来展望などを討議してみる。
第14回	12. 産業分析（3） テーマとする業種について、過去から現在またその将来展望などを討議してみる。
第15回	13. グローバル化・情報化の下でのマーケティングの方向 巨大化する流通業界において今後大手と呼ばれる企業がどのように発展しまた衰退するのかこれには情報がどのように関与するのか予想してみる。
テキスト	レジュメ
参考書	「流通原理」（千倉書房）他

科目分類	会計発展科目	科目コード	#051
科目名称	会計情報システム論（1・後選）	担当教官	福田 真之助
目的	基本的に会計における情報処理システムのあり方を指導する。また会計情報的な諸概念や会計に必要な基本システムの使用方法やパッケージ・ソフトの使い方について実習する。これにより情報処理に強い会計専門職を育成することを目標にする。		
概要	<p>会計情報は、その利用者が企業に対する財務的事情について判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を認識し、測定し、伝授する過程である。これは、そのまま情報処理に通じる概念であり、いかに情報を迅速に正確に伝えるかにその重要性がある。会計とITの知識は関連性が非常に高いが、現実には会計に関する専門家はITの知識が乏しく、端末を操作し出力される資料を分析することに終始するのが現状である。</p> <p>この講義では、会計システム論の基本を学習することを基本にするが、さらにその先のIT関連の知識を学ぶことを前提にして講義を展開したい。</p>		
達成目標	企業経営における会計情報システムの基本的な知識を理解し、簡単なソフトの運用をすることができる能力を身に付ける。		
成績評価の基準と方法	出席率で40%程度を考慮するが、実習への取り組み状況も加味し、期末考査で60%程度を考慮して評価する。		
履修条件	会計情報やシステムに興味がある者に履修してほしい。		
授 業 内 容			
第1回	1. パソコンの基本操作（その1） パソコンやインターネットの基本的な操作方法を紹介する。		
第2回	1. パソコンの基本操作（その2） 基本的なコンピュータの知識、USBインターフェイス等について		
第3回	1. パソコンの基本操作（その3） 簡単なコンピュータ言語を紹介する。		
第4回	2. 会計情報システムの意義 会計情報と情報処理の関連について説明しそのシステムを理解する。		
第5回	3. 経営における会計情報（その1） 企業運営におけるCFOとCIOの役割について説明する。		
第6回	3. 経営における会計情報（その2） 経営に必要な会計情報はどのようなもので、これは情報システムとどのような関係にあるかについて説明する。		
第7回	4. 企業業績の評価と会計システム（その1） 投資情報の会計情報としての業績評価と会計システムの関係の理解		

授 業 内 容	
第 8 回	4. 企業業績の評価と会計システム (その 2) 投資と業績の関連を示す、バランス・スコア・カードの作成
第 9 回	4. 企業業績の評価と会計システム (その 3) キャッシュ・フローや会計利益を基礎にした業績評価方法について
第 10 回	5. インターネットビジネス概論 サプライズ・チェーン・マネージメントや調達・販売系、インターネットによる企業連帯などについてその基礎を紹介する。
第 11 回	6. BRP と会計情報 (その 1) 投資目的を階層的にブレイクダウンし、投資目標の階層構造・業績指標の関係を学習する。
第 12 回	6. BRP と会計情報 (その 2) ビジネス・プロセスのコスト管理について学習する。
第 13 回	6. BRP と会計情報 (その 3) IE 的原価管理手法について学習する。
第 14 回	7. 環境会計の実施方策 現在クローズアップされている環境会計に関して、環境会計情報の開示について各国の規制やその状況を紹介する。
第 15 回	8. 会計情報システムの構築 システム構築法として市販されているソフトの概要と選択基準などに付いて学習する。
テキスト	「意思決定の情報経済分析」 石塚 博司著 他 国元書房 「経営財務講義」 諸井 勝之助著 東京大学出版会
参考書	「図解入門わかりやすいSEプログラマーの会計知識」(秀和システム社)

3. 本設置計画には、以下のような問題点（補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。）が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。（総合意見）

(2) 申請書中において例えば以下のような矛盾点や不適切な表現があること。

- ① シラバスに記載された履修条件において、ある科目と、その科目を受講するための前提条件として履修を義務づけるように記載されている別の科目が、前者は必修科目、後者は選択科目となっているなど、整合性を欠いている部分がある。

(対 応)

大原大学院大学の講義は設立の趣旨および設立を必要とする理由を記載した書類の中の「ウ. 教育編成の考え方及び特色」で説明するように、授業科目51科目を専門的知識習得を目的として段階的に学習することが可能となるように、その教育課程を4段階に区分している。

当然この4区分の各段階ごとにその目的が定められている訳であるが、教育課程の基礎段階では、その一部に選択科目と必修科目が混在しており、今回の審査意見ではこの点を指摘されているものと思われる。

この一見矛盾しているように思われる部分を説明する前に、大原大学院大学における入学生の会計知識におけるレベルを説明しなければならない。大原大学院大学はその主たる教育研究領域を会計・監査としている。これは会計・監査の広い領域とこの領域に関連する研究分野のテーマについての知識習得、あるいは研究を希望する学生を入学させることを目的にしている。

この会計・監査に関する領域の基礎知識である簿記、会計学、管理会計、監査論の知識は、大学院大学に入学を希望する者により異なる。ある者は、相当な知識を既に有しており、またそうでないものはほとんどこれら会計知識を有していない者も存在するはずである。大原大学院大学では、会計に関する知識をその基礎からも提供することができる教育課程を計画立案している。つまり、会計専門職大学院であるから、入学時から会計に関する高い知識を有している必要はなく、大原大学院大学内における一定の教育プログラムを修得することにより、卒業時には高い知識を身に付けることができるようにその教育編成がなされている。

これにより基礎的科目を網羅している「会計基礎科目群」の6科目（簿記原理、原価計算原理、基礎簿記Ⅰ、基礎簿記Ⅱ、財務会計原理、基礎監査論）の中に3科目は選択科目で3科目は必修科目という科目履修要件が出てきている訳である。

本来であれば、基礎科目は全ての学生がその専門分野の基礎知識を修得するために必修科目として履修すべきものであるが、大原大学院大学では入学前に十分な会計知識を有している院生も存在するためにこのような取り扱いとしているわけである。

しかし指摘された整合性を欠いていた部分については、必須が要件となっている科目と矛盾が無いように修正した。

(参 考)

10月の補正申請時に提出した補正申請書中の「1. 審査意見への対応を記載した書類」に参考資料として添付した授業科目全51科目の中で特に不明瞭な次の講義シラバスの「履修条件」を下記のように明確にした。

授 業 科 目	年次・前後	必修等	改正した記載内容
簿記原理	1年・前期	選 択	簿記知識の乏しい者は、履修すること
原価計算原理	1年・前期	選 択	工業簿記、原価計算の知識の無い者は、必ず履修しなければならない。
基礎簿記Ⅰ	1年・前期	選 択	専門的簿記知識の乏しいものは履修することを勧める。
基礎簿記Ⅱ	1年・後期	必 修	簿記の基本的な仕組みを理解していること。
応用簿記Ⅰ	1年・後期	必 修	1年次に全員が履修しなければならない必修科目である。基礎簿記Ⅰの発展科目であるために、基礎簿記Ⅰレベルの知識があることが望ましい。
応用管理会計Ⅰ	1年・前期	必 修	この応用管理会計Ⅰは原価計算原理の発展科目であるため、原価計算の基本的原理に関する知識を有していることが望ましい。
応用管理会計Ⅱ	1年・後期	必 修	1年次の必修科目である「応用管理会計Ⅰ」の延長線上に位置する講義である。「応用管理会計Ⅰ」の十分な理解をしてから履修をしてほしい。
実践会計論	1年・後期	必 修	会計基礎科目群に属する財務会計原理の発展科目であるために、この科目を履修してから実践会計論を聴講することが望ましい。
マクロ経済	2年・後期	選 必	独立した科目であるが、ミクロ経済Ⅰおよびミクロ経済Ⅱの履修者が望ましい。
応用簿記Ⅲ	2年・前期	必 修	簿記の最終講座であり必修科目であるために応用簿記Ⅱを履修してから、この応用簿記Ⅲを聴講することが望ましい。
監査技能実習	2年・後期	必 修	基礎監査論、実践監査論の履修者であること。
財務分析実習	2年・後期	選 択	会計基礎科目群の必修科目を履修してから聴講することが望ましい。

3. 本設置計画には、以下のような問題点（補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。）が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。（総合意見）

(2) 申請書中において例えば以下のような矛盾点や不適切な表現があること。

- ② 申請書中に「全ての授業科目は設置基準に定めるような方法では行い得ない」との記載があり、設置基準を遵守する姿勢を疑わせる表現がある。

(対 応)

今回、10月11日に提出した補正申請書125頁における「全ての授業科目は設置基準に定めるような方法では行い得ない」記述を取り消し、関係者に誤解を与えたことをお詫びする。

審査意見に対応する書面における記述であるために、再補正申請書の内訳として提出する「2. 補正事項を記載した書類」には新旧対比を示すことができないので、本書面をもち訂正しお詫びする。

3. 本設置計画には、以下のような問題点（補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。）が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。（総合意見）

(2) 申請書中において例えば以下のような矛盾点や不適切な表現があること。

③ 大学院学則に定められた専任教員と、大学院教授会の構成員の説明が矛盾している。

(対応)

今回11月の審査意見に基づいて、大原大学院大学の「教員任用規程」、「大原大学院大学学則」を精査し、これらを整備訂正した。これにより設置申請書中「1. 大学院等の設置及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の記載内容と整合性を持たせるようにした。

大学院教授会の構成員につき、再度その詳細を説明する。

1. 大学院教授会を構成する教員

(1) 大学院大学学則に定める教授会構成員

大原大学院大学の「学則」第9条に定める大学院教授会は、学長、教授、助教授により構成されるものとされている。このうちの教授、助教授に関しては、大原大学院大学「任用規定」第2条に定める「教員」のうち、専任教授、専任助教授に限定することを明確にする。

【大原大学院大学 学則】

(大学院教授会)

第9条 本大学院には大学院教授会を置く。

2. 大学院教授会は学長、教授、助教授により構成され、毎月1回は開催するものとする。また必要に応じて議長が招集することができる。

3. 大学院教授会の議長は、本大学院の学長とする。

4. 大学院教授会で審議決定する事項は、次に掲げる事項である。ただし、必要な事項は理事会の決議を受けなければならない。

(1) 本大学院運営に関する基本的事項や方針

(2) 本大学院の予算に関する事項

(3) 本大学院に属する教育研究用機器備品の購入および処分に関する事項

(4) 本大学院の寄付行為変更に関する事項

(5) 本大学院の教員の人事に関する事

(6) その他、本大学院の運営に関する事項

(2) 大学院学長の任命

大原大学院大学には学長を置くものとして、学長は理事会において任命される。

(3) 教員任用規定に定める教員

大原大学院大学の「教授会」を構成する教授、助教授は、大原大学院大学「教員任用規定」第2条に定める同規定第3条の専任教授、第4条の専任助教授である。

【大原大学院大学 任用規定】

(定義)

第2条 この規定において「教員」とは、専任教授、専任助教授、専任講師、みなし専任教員、兼任講師、客員教授（助教授を含む）をいう。

2 この規定において「みなし専任教員」とは、教員のうち、実務家教員として一定期間常勤として任用する教授、助教授、専任講師で本学の定める教育又は研究活動に従事する者をいう。

3 この規定において「客員教授」とは、教員のうち、一定期間常勤して行う本大学院大学の定める教育又は研究活動に従事する者をいう。

(専任教授の資格)

第3条 専任教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ）またこれに準ずる学位を有し、教育研究上の業績があると認められる者
- (2) 教育研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 他の大学および大学院（以下「大学等」という）において教授の経歴を有する者
- (4) 大学等において5年以上の助教授の経歴を有し、かつ、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経歴を有する者

(専任助教授の資格)

第4条 専任助教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する専任教授となることのできる者
- (2) 大学等において助教授又は3年以上の講師の経歴を有し、かつ、教育研究上の業績があると認められる者
- (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ）またはこれに準ずる学位を有し、教育研究上の業績があると認められる者
- (4) 大学等又はこれに準ずる研究所、その他の教育機関等で、本大学院の定める授業科目に関連する業務に相当期間従事した経歴を有し、かつ、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経歴を有する者

(みなし専任教員)

第6条 みなし専任教員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 一定期間常勤として本大学院の定める教育又は研究活動に従事するために専任として任用され実務家教員となることができる者
- (2) 本大学院において、年間6単位以上を担当し、かつ、カリキュラム等の教育編成について責任を有する者で、専任教員として任用され実務家教員となることができる者

2. 大学院教授会の構成員

上記、大原大学院大学任用規定ならびに大原大学院大学学則を整備することにより大原大学院大学の任用規定において教授、助教授の職位を明確にし、この教授、助教授となることができるみなし専任教員の定義もこれらにより明確にした。

また大原大学院大学の学則において、大学院教授会の構成員を学長、教授、助教授とすること、大学院大学の基本的な運営に関する機関を明確になるように改めた。

3. 本設置計画には、以下のような問題点（補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。）が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。（総合意見）
- (2) 申請書中において例えば以下のような矛盾点や不適切な表現があること。
- ④ 大学院教授会の位置づけについて、審議機関と諮問機関の2つに記述があり、矛盾している。

(対 応)

大原学園では、大学院大学設置を計画するにあたり大学院大学の基本的な運営に関しては大学院教授会で審議、決定された事項を基礎に行うとしながらも、大学院教授会の審議、決定事項は、大原学園内における最高決定機関である理事会の審議を受けなければならないような項目も存在する。これは内部牽制制度の機能も有し、大学院教授会の審議、決定事項が、大原学園内において、独立した決定事項として単独で執行されないことを目的にしたものである。

また大原大学院大学の運営などに関する事項が、大原学園理事会から諮問されればこれについては大学院教授会において審議検討が行われて、大原大学院大学の教授会の審議、決定事項として答申される。これは大原学園理事会が、大原大学院大学の運営に関して諮問を行うことにより、間接的にはあるが大原学園理事会が大原大学院大学の運営に関与することができることとしている。

さらに大原学園の寄附行為においては、大原大学院大学の学長は大原学園の理事となることが定められている。

これらの諸規定は、大原学園の理事会と大原大学院大学の大学院教授会を相互に牽制させることにより、常に両者が健全な関係を保ちながら大原学園の発展に寄与するために考慮されたものである。

従って大原大学院大学の大学院教授会の位置付けは、審議機関である。

また会計監査専攻委員会と大学院教授会との関係は、前回10月の補正申請書における誤解を招く記述を行ったので、修正する。またこれらの両者の関係を明確にするために、大学院学則の第10条の第5項においてその関係を明らかにした。

従って、会計監査専攻委員会は大原大学院大学教授会の審議機関と位置づけている。

◎参 考◎

【10月補正申請書】

1. 審査意見への対応を記載した書類（審査意見#3 教員組織）

P. 138より

当大学院大学の運営に関しては、大学院教授会においてその具体的な内容が審議・決定されることはすでに説明した。この大学院教授会は教授、助教授により構成されるが、この大学院教授会で審査される事項は、大学院大学の教授、助教授から直接提議さ

れる事項もあるが、その多くは大学院教授会の下部の審議機関である会計監査専攻委員会において審議された項目である。この専攻委員会はその議長を研究科長が兼任して、教授、助教授だけでなく兼任講師も参加する委員会である。ここでは教育に関して、より具体的な事項を審議して、その審議事項を大学院教授会に対して答申することになっている。

(参 考)

【1. 大学院の設置及び特に設置を必要とする理由を記載した書類 から抜粋】

子、管理運営の考え方（3）より・・・傍線は今回再補正申請にて修正

① 大学院教授会

大原大学院大学における大学院教授会は、当大学院大学の学長、専任の教授、助教授により構成される。

大学院教授会では、当大学院大学の基本的な運営に関して審議、決定する。また、この大学院教授会で審議、決定された事項は、学校法人大原学園の理事会で審議される。

この大学院委員会で審議、決定する事項は概ね次の通りであり、大学院教授会は毎月招集することを原則とし、必要に応じて随時招集するものとする。

(審議事項)

- i) 大原大学院大学の運営に関する基本的事項や方針
- ii) 大原大学院大学の予算に関する事項
- iii) 大原大学院大学に属する教育研究用機器備品の購入及び処分に関する事項
- iv) 大原大学院大学の寄付行為の変更に関する事項
- v) 大原大学院大学の教員に人事に関する事項
- vi) その他、大原大学院大学の運営に関する事項

【大原大学院大学 学則より抜粋】・・・傍線は今回再補正申請にて修正

(大学院教授会)

第9条 本大学院には大学院教授会を置く。

2. 大学院教授会は学長、教授、助教授により構成され、毎月1回は開催するものとする。また必要に応じて議長が招集することができる。

3. 大学院教授会の議長は、本大学院の学長とする。

4. 大学院教授会で審議決定する事項は、次に掲げる事項である。ただし、必要な事項は理事会の決議を受けなければならない。

- (1) 本大学院運営に関する基本的事項や方針
- (2) 本大学院の予算に関する事項
- (3) 本大学院に属する教育研究用機器備品の購入および処分に関する事項
- (4) 本大学院の寄付行為変更に関する事項
- (5) 本大学院の教員の人事に関する事項

(6) その他、本大学院の運営に関する事項

(会計監査専攻委員会)

第10条 大学院教授会のもとに会計監査専攻委員会を置く。

2. 会計監査専攻委員会は、教授、助教授、講師、みなし専任教員により構成される。
3. 会計監査専攻委員会の議長は、本大学院の研究科長とする。
4. 会計監査専攻委員会は、次の事項を審議するものとする。

(1) 研究科で行われる教育課程に関する事項

(2) 試験全般に関する事項

(3) 本大学院生の入学、退学、除籍、修了に関する事項

(4) 本大学院生に対する単位付与に関する事項

(5) 本大学院教員の資質維持向上に関する事項

(6) その他、研究科の管理・運営に関する事項

5. 会計監査専攻委員会で審議した上記第4項の事項のうち必要なものは大学院教授会に答申し、その審議を受けなければならない。

6. 会計監査専攻委員会は、必要に応じ分科会を設けることができる。分科会は、教務に関する詳細な内容を討議し、これを会計監査専攻委員会に具申することができるものとする。

3. 本設置計画には、以下のような問題点（補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。）が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。（総合意見）

(2) 申請書中において例えば以下のような矛盾点や不適切な表現があること。

- ⑤ 「専任教員の役割・責任に関する調書（以下「役割調書」という。）」と「教員等の個人調書（以下「個人調書」という。）」について、同一教員がそれぞれ押印しているにもかかわらず相違が見られる

(対 応)

上記審査意見に基づいて、個人調書と役割調書を精査した。これにより下記の修正をする。

・個人調書 中村 忠

様式第3号の教員の氏名等を記載した書類（以下「教員名簿」という。）と役割調書の現職が、（平成13年4月）となっていたが、正確には（平成14年4月）であり、修正する。

・個人調書 山北 晴雄

教員名簿と役割調書の現職が、（平成12年4月）となっていたが、正確には（平成12年4月）であり修正する。

・個人調書 鷹野 弘幸

教員名簿と役割調書の現職が、（平成17年4月）となっていたが、正確には（平成8年4月）であり修正する。

・個人調書 江頭 幸代

教員名簿と役割調書の現職が、（平成16年4月）となっていたが、正確には（平成16年4月）であり修正する。

・個人調書 堀川 洋

教員名簿と役割調書の現職が、（昭和60年9月）となっていたが、正確には（昭和60年9月）であり修正する。

・個人調書 古川 行正

教員名簿と役割調書の現職が、（平成16年4月）となっていたが、正確には（平成15年7月）であり修正する。

・個人調書 熊王 征秀

教員名簿と役割調書の現職が、（平成9年7月）となっていたが、正確には（平成9年7月）であり修正する。

いたが、正確には、
(平成9年7月)であり修正する。

・個人調書 高橋 敏則

教員名簿と役割調書の現職が、
(平成8年7月)となっていたが、正確には
(平成元年10月)であり修正する。

・個人調書 末益 弘幸

教員名簿と役割調書の現職が、
(平成17年1月)となっていたが、正確には
(平成10年4月)であり修正する。

・個人調書 松土 陽太郎

教員名簿と役割調書の現職が、
となっていたが、正確には
(平成15年4月)であり修正する。

また役割調書と個人調書の月額基本給が、役割調書では
千円、個人調書では
千円とされていたが、正確には月額基本額は
千円であり修正する。

上記修正に関しては、当大学院設置準備室の勝手であり、押印文章でありながら関係者の皆様に御迷惑をお掛けしたことを誠意お詫び申し上げます。

上記修正の内、「教員の氏名等を記載した書類」(様式第3号)の現職欄の修正に関する事項は、今回の再補正申請書における「2. 補正事項を記載した書類」中で修正させて頂くが、役割調書に関しては改めて専任教員17名から提出したものを本書に添付する。

教員名簿（様式 第三号）の修正事項

設置申請	10月補正	12月再補正	教員氏名	修正前	訂正
1			中村 忠	(平成13年4月)	(平成14年4月)
6	—	—	山北 晴雄	(平成12年4月)	(平成12年4月)
7			鷹野 弘幸	(平成17年4月)	(平成8年4月)
9	—	—	江頭 幸代	(平成16年4月)	(平成16年4月)
11		—	堀川 洋		(昭和60年9月)
12	—	—	古川 行正	(平成16年4月)	(平成15年7月)
13		—	熊王 征秀	(平成9年7月)	(平成9年7月)
14		—	高橋 敏則	(平成8年7月)	(平成元年10月)
15			末益 弘幸	(平成17年1月)	(平成10年4月)
—			松土 陽太郎	月額基本額 役割調書 _____ 千円 個人調書 _____ 千円	(平成15年4月) 月額基本額 役割調書 _____ 千円 個人調書 _____ 千円

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調査

個人調査 番号	フリガナ 氏名	ナカムラ 中村	タダシ 忠	男 女	生年月日(年齢)	昭和 年 月 日(満 歳)
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
教授	応用簿記Ⅰ	(後) 2			(後) 6	(平成14年4月)
	応用簿記Ⅱ	(後) 2				
	財務会計演習		(後) 2			

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当科目は、講義「応用簿記Ⅰ」「応用簿記Ⅱ」2科目とゼミ「財務会計演習」の1科目である。

講義形式2科目は、自分の最も得意とする分野を担当する。またゼミは国内の会計学関係の領域につき各講義で演習の課題を決めて、全員で討議検討する。この準備として学生との事前打ち合わせなどの準備を入念に行う。

また、研究論文をまとめることを希望する学生がいれば、これについて個別的な指導を行う。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

大学院への勤務は通常4日程度とする。この大学院出勤日に、担当する演習講義はもちろん、学生との演習事前準備打ち合わせ、論文指導希望学生の個別指導、また会計一般に関する学生の質問に対応する。

会計専門職大学院であることから、高度な内容に関する質問にいつでも対応することができるよう、学生の対応にはできるだけ多くの時間を割きたい。

講義時間外の学生に対する対応については、研究科長室において適宜質問対応や個別指導などを行う。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

研究科長の重要な職務である大学院全体の教育カリキュラムの編成や教員組織に関する質の維持管理、また教員採用の人事面などを担当し、研究科全体の会計専門職大学院としての質の向上に寄与する。

特に各教員の教育内容に関する質の管理のためには、各教員の研究分野の内容や講義の内容などを常々点検し、その質の維持向上に関する助言や指導を行う。この各教員の質は、大学院が主体となって行う学生からのアンケートにより点検が可能であるため、もし問題がある教員が存在すれば、専攻委員会などにより教育プログラムを受けさせて、その質向上の指揮にあたる。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

研究科長であることから、大学院内に研究科長室が用意されている。ここで担当する講義の準備、研究を行うと同時に、学生の個別指導として演習講義のアフターケアや個別対応を行う。また研究科長としての職務である教員との面談や関係者との打ち合わせなども行う。

他の専任教員と異なり、研究科長としての研究費を支給して、個人的な研究領域の研究費とするほか、各教員との会議、打ち合わせの費用に充当させる。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

研究科長として、24名全教員の指揮にあたることはもちろん、毎月開催される大学院教授会に出席する。また、専攻委員会の議長として教務ならびに大学院全体の運営に参画する。会計学を専門分野とする研究者教員として、大原大学院大学の教員組織を常にリードする立場で、その運営に従事する。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

今回、大原大学院大学の研究科長に任命されて、これまでの会計学に関する分野の集大成をこの大学院で行い、これを大学院の学生とともに教授することとしたい。

大学院設置認可があれば、平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意する。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調査 番号		フリガナ 氏名	サイトウ 齋藤	ススム 奏	男 女	生年月日(年齢)	昭和 年 月 日(満 歳)
月額基本給		千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)	
		講義	演習	実習 実験	計		
教授	租税実務	(前) 2			(前) 2	(平成17年4月)	
	租税法演習		(後) 2		(後) 2		

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当する講義は、2年次前期の「租税実務」と、また2年次後期のゼミである「租税法演習」を担当する。

「租税実務」は長年の自らの専門分野であり、学生には現在の税法の事情に合った内容を話したい。

また「租税法演習」はゼミ形式により現在我が国の租税法の全般から、中心となる論点を取り上げてゼミ生に発表させ、これを全て討議したい。

伝統的な論点も多いが、できるだけ最新の事例などを準備してこれを演習の課題とするために、この事前準備に相当の時間を必要とする。

また、各回のレポートなどの提出も予定しているので、この添削などにもある程度の勤務時間を必要とすることが予想される。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

講義のため、また講義周辺業務のために毎週4日程度出勤する。残念ながら大学院に勤務する日以外は、学習相談に応じることはできない。

ただし、これ以外にも大学院教授会などの会議があれば必要に応じて出勤するので、この出勤日を学生に明らかにして、大学院に出勤する日は学生からの質問や学習相談を受け付けることとしたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

講義は通常講義の一部と演習講義1講座であるが、毎年学生が行う講義、教員の評価に基づく研修会には必ず参加する。大学院の授業科目の中には、租税に関するものが複数存在するために、租税分野の責任者教員として、これらの授業科目を担当する教員の講義内容などを十分に吟味して、租税分野の質の改善について、改善点があれば積極的な指導などを心掛けたい。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わることとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

自らの研究分野の知識を生かして、大原大学院大学の高度専門職業人養成のために、専任教員として学長、研究科長の下で担当科目の責任を全うする所存である。

また大学院設置認可があれば、平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意する。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番号	フリガナ 氏名	タカシマ 高島	マコト 忠	男 女	生年月日(年齢)	昭和 年 月 日(満 歳)
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
教授	経済学特講		(後) 2		(後)	
	実証経済・統計学特講		(後) 2		4	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当する経済学特講と実証経済・統計学特講は自らもっとも得意とする専門分野の科目である。この2科目は2年次後期の選択科目であり、いずれの講義もゼミ形式で行うことを予定している。

講義については、その事前準備として講義内容の確認のための下調べなどを行い、演習テーマに関しての事前配布用の資料を作成する。また講義終了後は、各学生の講義内における発言内容などを検討して成績評価の基礎資料を作成する。またレポートの提出をさせた場合は、この添削なども行い、これらに多くの時間を必要とする。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

大学院には毎週3日程度は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応する。これ以外にも、大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して、その時間を学生との対応に積極的に充てたい。

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

学年末に学生が行う教員ならびに講義の評価の結果に基づく研修会には、経済分野の責任者教員として参加する。経済分野に関しては、専任教員が2名で担当しているが、大学院の経済分野の質向上のために、教育指導方法や教育プログラムに関しての改革を中心に協議、検討を行うものとする。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わることとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

自らの研究分野の知識を生かして、大原大学院大学の高度専門職業人養成のために、専任教員として学長、研究科長の下で担当科目の責任を全うする所存である。

また大学院設置認可があれば、平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意する。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを実際に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番 号	フリガナ 氏 名	カタサワ ヒロアキ 唐澤 宏明	男 女	生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)	
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現 職 (就任年月)
		講義	演習	実 験 実 習	計	
教 授	企業法Ⅰ	(前) 2			(前) 2	(平成9年4月)
	企業法Ⅱ	(後) 2			(後) 2	
	企業法演習		(後) 2		4	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当する「企業法Ⅰ」「企業法Ⅱ」は講義形式で、また「企業法演習」は演習形式による講義である。毎回かなり広い分野のテーマを取り上げ、それぞれの論点を明確にするために、学生に解説すべきテーマや、配布すべき資料の準備のために相当の時間を要する。

平成18年における商法の大幅な改正を控えており、新しい商法を学生達にどのように指導するか、またゼミ生に有用な知識を身に付けさせるための事前準備が、重要な課題であろう。

また講義の内容によっては、レポートの提出を求めたりすることも予定している。

大学院における執務時間は、概ねこれらの業務を行うために消化されると想像される。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には毎週最低3日間は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応する。これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して、この時は学生との対応の時間に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

学年末に学生が行う教員ならびに講義の評価の結果に基づく研修会には、企業法（商法）分野の責任者教員として参加する。企業法（商法）分野に関しては、専任教員が2名で担当しているが、企業法（商法）分野の質向上のために、教育指導方法や教育プログラムに関しての改革を中心にして協議、検討を行うものとする。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

自らの研究分野の知識を生かして、大原大学院大学の高度専門職業人養成のために、専任教員として学長、研究科長の下で担当科目の責任を全うする所存である。

また大学院設置認可があれば、平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意する。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを実際に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番 号	フリガナ 氏 名	エダ ミキオ 江田 三喜男	男 女	生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)	
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現 職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
教 授	流通経営論		(後) 2		(前) 2	(平成17年4月)
	市場分析論		(前) 2		(後) 2	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当する2科目は演習形式によるものである。

毎回講義で取り上げるテーマを明確にするために、学生に解説すべき内容や、配布すべき資料の準備を事前に行わなければならない。

また講義の内容によっては、レポートの提出を求めたりすることも予定している。

大学院における執務時間は、概ねこれらの業務を行うために消化されると想像される。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には毎週3日程度は出勤するものとする。この出勤日に講義を担当して、さらに学生からの質問や学習相談に対応したい。これ以外の出勤日である大学院教授会や専攻委員会があれば会議の前後の時間を学生との対応に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年学年終了時に行われる学生からの講義の評価に基づき、大学院全体での教務内容改善に関する研修会が予定されており、この研修会には積極的に参加して、関係する分野の教員は存在しないが、全教員の質向上また講義内容の改善のための助言などを行いたい。

今後、同一分野の新規教員が追加されれば、その際は組織的な教育に取り組みたい。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わることとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

大原大学院大学の専任教員として学長、研究科長の指揮の下で高度専門職業人養成のために最高の教育が提供できるように全教員との協力を惜しまず、大学院設置認可があれば平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意している。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名

私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番 号		フリガナ 氏 名	ヤマキタ 山北 晴雄	男 女	生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)
月額基本給		千円	現住所			
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現 職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
教 授	特殊管理会計	(前) 2			(前) 4	(平成12年4月)
	コストマネジメント研究	(前) 2			(後) 2	
	財務分析実践演習		(後) 2			

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

当科目3科目のうち、「特殊管理会計」は2年次前期の必修科目、「コストマネジメント研究」は2年次前期の選択科目である。講義は学生全員が集合形式で履修する。このために毎回の講義の事前準備、講義終了後の提出物の添削指導などを毎回行う。

また「財務分析実践演習」は2年次におけるゼミであるが、これらの講義は各企業の最新の財務データを基礎にして行うため、各講義前に学生に事前準備をさせるためのデータを作成しなければならない。

これらの講義についても研究課題の提出が強制されるので、この点検や評価が講義実施のための具体的な業務になると思われる。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

年間を通じて講義を担当するために、大学院には毎週4日以上出勤して、講義のための準備、また自らの研究分野の研究を行う予定である。

基本的に学生からの質問や個別指導は、研究室に在室する時は常時対応する予定であり、担当講義やゼミ学生以外にも原価計算関連の質問があれば、担当する科目以外であっても専門分野であるために、学生の対応に充てる予定である。

出勤日以外には学生から電子メールなどで質問を受け、質問指導などの対応を行う。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

先任大学の教員生活でも経験しているが、学生が講義や教員に興味を持つことは、まず教育に当たっての出発点であると考えている。このために、講義冒頭の簡単な試験や個別指導など自分なりにさまざまな試みをしてきた。

この度、大原大学院大学への任用が内定し、大学院で教鞭を執るようになれば、毎年学生から講義の評価を直接受けることになり、今まで以上に創始工夫した講義、ゼミを実施しなければならないと感じている。

また、毎年開催される教員研修にも参加が強制されるために、管理会計、原価計算担当の専任教員のリーダーとして、関係科目の助教授、講師などに対してもそれぞれのレベルに合った研修会を企画実施したい。

同時に大学院の教育課程中の管理会計分野について、その研究状況や研究進行状況、また研究発表などについても管理運営を担当する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

研究室については、1号館3階の個別研究室1室を専用の研究室として使用する。ここで個人の研究はもちろん、学生の個別指導や質問の対応、また関連科目の教員との簡単な打ち合わせなどを行う。

また研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わることとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

大原大学院大学の専任教員として学長、研究科長の指揮の下で高度専門職業人養成のために最高の教育が提供できるように全教員との協力を惜しまず、大学院設置認可があれば平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意している。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名

私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番号	フリガナ 氏名	タカノ ヒロユキ 鷹野 宏行	男 女	生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)	
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実実験	計	
助教授	財務会計原理	(前) 2			(前) 2	(平成8年4月)
	実践会計論	(後) 2			(後) 2	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当する講義3科目は全て必修科目であり、講義形式で行われる。

初学者を対象にした授業科目もあり、一般企業の金額的な数値を用いて講義も行われるために、事前資料などの作成に多くの時間を必要とする。

また、各回の講義で簡単な試験などの実施も予定しているので、この添削などの時間も考慮しなければならない。

担当する実践会計論、講義進行状況はもちろん、講義方針なども詳細に打ち合わせしながら学生のより深い理解ができるように業務を遂行する。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には毎週最低4日間以上は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応し、これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して、その日は学生からの質問や個別指導の対応に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する分野の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また自身の担当する講義の評価に基づき、講義方法などの具体的な改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

研究室については、1号館3階の個別研究室1室を専用の研究室として使用する。ここで個人の研究はもちろん、学生の個別指導や質問の対応、また関連科目の教員との簡単な打ち合わせなどを行う。

また研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

自らの研究分野の知識を生かして、大原大学院大学の高度専門職業人養成のために、専任教員として学長、研究科長の下で担当科目の責任を全うする所存である。

また大学院設置認可があれば、平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意する。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名

私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番号	フリガナ 氏名	ミヅノ シゲオ 三森 茂郎	男 女	生年月日(年齢)	昭和 年 月 日(満 歳)	
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
教授	商法実務Ⅰ	(前) 2			(前) 4	(平成16年4月)
	商法実務Ⅱ	(前) 2			(後)	
	商法実践	(後) 2			2	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当する講義3科目は全て必修科目であり、講義形式で行われる。

初学者を対象にした授業科目もあり、新しくなったこの法律をできるだけ分かり易く指導するために、事前資料などの作成に多くの時間を必要とする。

商法の改正が平成18年に行われるため、大学院ではこの最新の法律知識を学生に習得させるための講義を実施したい。このためには、最新の情報を収集するために相当の時間と労力を必要とすると思われる。これを当面の教務担当者としての課題と考えたい。

また、各回の講義で簡単な試験などの実施も予定しているので、この添削指導などの時間も考慮しなければならない。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

大学院には毎週最低3日は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応したい。またオフィス・アワーを多めにして、できるだけ開かれた研究室の印象を学生が持つようにしたい。これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して、この日は学生との対応に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する商法分野の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また自身の担当する講義の評価に基づき、その講義方法などの改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

研究室については、1号館3階の個別研究室1室を専用の研究室として使用する。ここで個人の研究はもちろん、学生の個別指導や質問の対応、また関連科目の教員との簡単な打ち合わせなどを行う。

また研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

大原大学院大学の専任教員として学長、研究科長の指揮の下で高度専門職業人養成のために最高の教育が提供できるように全教員との協力を惜しまず、大学院設置認可があれば平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意している。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番 号	フリガナ 氏 名	エガシラ サチヨ 江頭 幸代	男 女	生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)	
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現 職 (就任年月)
		講義	演習	実 験 実 習	計	
助教授	原価計算原理	(前) 1			(前) 3	(平成16年4月)
	応用管理会計 I	(前) 2			(後) 2	
	応用管理会計 II	(後) 2				

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当する講義3科目のうち1科目は選択科目、2科目は必修科目であり、いずれも講義形式で行われる。初学者を対象にした授業科目もあり、原価計算を具体的に理解させるための計算例を用いて講義を行わなければならないために、事前資料などの作成に多くの時間を必要とする。

また、各回の講義で簡単な試験などの実施も予定しているので、この添削指導などの時間も考慮しなければならない。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。数値を使っての学習であることから、その計算過程や計算方法などの質問が多くあると思われる。これらに丁寧に対応するために、できるだけ学内にいる場合は、学生からのこれらの個別指導などの時間に充てたい。

また、大学院には毎週4日間は出勤し、これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して学生との対応に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する分野の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また自身の担当する講義の評価に基づき、その方法などの改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

研究室については、1号館3階の個別研究室1室を専用の研究室として使用する。ここで個人の研究はもちろん、学生の個別指導や質問の対応、また関連科目の教員との簡単な打ち合わせなどを行う。

また研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

自らの研究分野の知識を生かして、大原大学院大学の高度専門職業人養成のために、専任教員として学長、研究科長の下で担当科目の責任を全うする所存である。

また大学院設置認可があれば、平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意する。

(別紙 2)

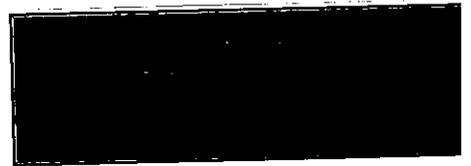
平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調査

個人調査 番号	フリガナ 氏名	ナカノ ヒロシ 中野 宏	男 女	生年月日(年齢)	昭和 年 月 日(満 歳)	
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
助教授	ミクロ経済Ⅰ	(後) 2			(前) 2	(平成14年4月)
	ミクロ経済Ⅱ	(前) 2			(後) 4	
	マクロ経済	(後) 2				

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

経済分野の3科目は1年次後期から2年次前期後期に掛けて行われる長期間の講義(集合形式)である。選択科目であるが、経済学がもつ科目の重要性に鑑み、毎回の講義を実施するために事前準備、またレポートの添削などに多くの時間を必要とする。

一連の講義の中で、学生が多くの疑問を持つと思われる、担当講義の責任を全うするために、この質問等にも適宜対応して、学習のサポートを心掛けたい。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には毎週5日間は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応し、これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して学生との対応に充てたい。

経済学を選択するものは、比較的学部などにおいてその基礎ができている学生が多いと想像される。したがって学生が疑問を持つ内容も相当高度であると思われる、その解説には相当な時間を要するために、できる限りオフィス・アワーを学生の対応に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する分野の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また自身の担当する講義の評価に基づき、その方法などの改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

研究室については、1号館3階の個別研究室1室を専用の研究室として使用する。ここで個人の研究はもちろん、学生の個別指導や質問の対応、また関連科目の教員との簡単な打ち合わせなどを行う。

また研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

大原大学院大学の専任教員として学長、研究科長の指揮の下で高度専門職業人養成のために最高の教育が提供できるように全教員との協力を惜しまず、大学院設置認可があれば平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意している。

(別紙 2)

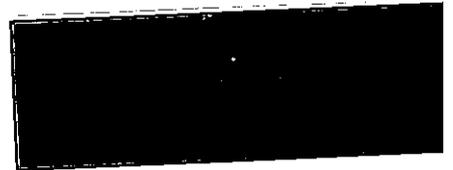
平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調査

個人調査 番号	フリガナ 氏名	ホリカワ ヨウ 堀川 洋	男 女	生年月日(年齢)	昭和 年 月 日(満 歳)	
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
教授	簿記原理	(前) 2			(前) 8	(昭和60年9月)
	基礎簿記Ⅰ	(前) 2				
	基礎簿記Ⅱ	(前) 2				
	経理実務演習		(前) 2			

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当する講義4科目のうち3科目は選択科目、1科目は必修科目であり、いずれも講義形式で行われる。

初学者を対象にした授業科目も担当するが、受験指導とは異なる経理会計に関する知識を吸収させるために、一般企業の財務データなどの数値を用いて講義を行わなければならない。このために事前資料などの作成に多くの時間を必要とする。

また、各回の講義で簡単な試験などの実施も予定しているので、この添削などの時間も考慮しなければならない。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には平日5日出勤して、学生からの質問や学習相談に対応する。また会計関係の科目全てにつき専任教員が不在の場合は、特別なオフィス・アワーを設けることなく常時学生との対応を行い、不在である教員との連絡役も兼ねる。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する分野の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また自身の担当する講義の評価に基づき、その方法などの改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

自らの研究分野の知識を生かして、大原大学院大学の高度専門職業人養成のために、専任教員として学長、研究科長の下で担当科目の責任を全うする所存である。

また大学院設置認可があれば、平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意する。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを実際に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番号	フリガナ 氏名	フカワ コキマサ 古川 行正	男 女	生年月日(年齢)	昭和 年 月 日(満 歳)	
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
教授	会計職業倫理	(後) 2			(後)	(平成15年7月)
	監査知識実務応用	(後) 2			4	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

公認会計士としての実務経験を生かして担当するこれらの科目は、まさに会計監査専攻の特徴ある授業科目であり、講義で使用される教材は全て、実務の経験の中で培ったものを手作りにすることになるため、資料作成には相当な時間が必要である。

また監査における職業倫理は、今まさに監査の職業領域において問題視されているために、学生が将来直面することとなる現実的な生きた資料を提供したい。

これらの準備を大学院もしくは自宅において行うものとする。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には毎週3日間は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応し、これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して、その日は学生との対応に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する監査分野の責任者教員として、関係科目の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また各教員の講義の評価に基づき、その改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

自らの研究分野の知識を生かして、大原大学院大学の高度専門職業人養成のために、専任教員として学長、研究科長の下で担当科目の責任を全うする所存である。

また大学院設置認可があれば、平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意する。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名

私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番号	フリガナ 氏名	クマオウ 熊王	マサヒデ 征秀	男 女	生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
助教授	実務所得税法	(後) 0.6			(後)	(平成9年7月)
	実務消費税法	(後) 2			2.6	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

実務所得税法も実務消費税法も2年次後期の選択科目として担当されており、講義は集合形式で実践的な資料を用いながら行う予定である。

実務所得税法は、複数の教員と担当するために、教員相互間において授業科目の趣旨を踏まえて、実務において有効となる所得税(源泉徴収事務その他)に関する指導が可能なように協力する。

また専任で担当する消費税は我が国では、間接税として非常に重要な租税であるために、単なる消費税額の計算だけではなく、全体の体系など参考になるような資料を毎回準備したい。

また簡単な試験も随時実施するので、この添削指導に関する時間も業務の一部である。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には毎週最低2日間は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応し、これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して、その日は学生との対応に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する分野の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また自身の担当する講義の評価に基づき、責任者教員の指導の下で、その方法などの改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

大原大学院大学の専任教員として学長、研究科長の指揮の下で高度専門職業人養成のために最高の教育が提供できるように全教員との協力を惜しまず、大学院設置認可があれば平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意している。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名

私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番号	フリガナ 氏名	タカシ トシノリ 高橋 敏則	男 女	生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)	
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
教授	実務所得税法	(後) 0.7			(前) 2	(平成元年 10月)
	税法実務演習	(前) 2			(後) 0.7	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

「実務所得税法」は複数の教員とオムニバス方式により講義を担当する。担当する5回の講義は年末における給与所得者の源泉所得税に関する調整であり、源泉徴収制度では重要な部分であるために、前後を担当する教員とも内容を調整しながら準備を進めたい。

「税法実務演習」は法人税などを中心にして、実務において重要性を持つ領域だけを取り上げて講義を行う。このために現行法人税の課税上で、注意すべき部分や問題視されているような部分を毎回テーマに添って決定し、この事前準備を行う。これは講義実施のための非常に重要な責任であると考えている。このために多くの事前準備の時間を必要とすると思われる。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には毎週3日間は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応し、これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して学生との対応に充てたい。

担当する講義以外でも、学生からの租税全般についての質問などについても出来る限り、その指導にあたりたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する分野の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また自身の担当する講義の評価に基づき、その方法などの改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

大原大学院大学の専任教員として学長、研究科長の指揮の下で高度専門職業人養成のために最高の教育が提供できるように全教員との協力を惜しまず、大学院設置認可があれば平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意している。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名

私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番号	フリガナ 氏名	ヤマダ 山田	アрито 有人	男 女	生年月日(年齢)	昭和 年 月 日(満 歳)
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現職 (就任年月)
		講義	演習	実習 実験	計	
教授	企業会計実務		(前) 2		(前)	(平成12年7月)
	税務会計演習		(前) 2		4	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

担当する2科目は、2年次前期の選択科目であり、「企業会計実務」は講義形式を中心にして後半を演習による討論形式で、また「税務会計演習」は各回毎に討論するテーマを与えてゼミ形式を予定している。

講義については、その事前準備として講義内容の確認のための下調べなどを行い、演習型の講義については事前配布用の資料を作成し、講義終了後はレポートの点検などに多くの時間を必要とする。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には毎週最低3日間は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応し、これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して、この日は学生との対応に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する分野の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また自身の担当する講義の評価に基づき、その方法などの改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

大原大学院大学の専任教員として学長、研究科長の指揮の下で高度専門職業人養成のために最高の教育が提供できるように全教員との協力を惜しまず、大学院設置認可があれば平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意している。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番 号	フリガナ 氏 名	スエマス 末益	ヒロロキ 弘幸	男 女	生年月日 (年齢)	昭和 年 月)日 (満 歳)
月額基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現 職 (就任年月)
		講義	演習	実 験 実 習	計	
教 授	基礎監査論	(前) 2			(前) 4	(平成10年4月)
	実践監査論	(後) 2			(後) 2	
	応用監査論	(前) 2				

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

「基礎監査論」は会計基礎科目群の必修科目である。この科目は、会計監査専攻に入学した学生の全員が、監査とはどのようなものか始めて知ることとなる授業科目である。会計知識をある程度有していることを前提にすべきであるが、監査の知識だけでなく、会計に関する知識も同時に指導する。これは、この大学院の大きな試みでもあり、講義の進め方などには相当な時間を必要とするはずである。

また「実践監査論」「応用監査論」は、監査法人における勤務経験を生かして、監査基準の解説に終止することがないような講義を担当したい。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

時間外の学生からの質問に関しては電子メールを活用して、相談若しくは質問事項に対しては迅速に対応したい。

また、大学院には毎週最低2日間は出勤して、学生からの質問や学習相談に対応し、これ以外にも大学院教授会や専攻委員会があれば大学院に出勤して、その日は学生との対応に充てたい。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年度開催される教員研修には専任教員として必ず参加し、この研修会で自ら担当する分野の授業科目の内容や教育プログラムの改善、また自身の担当する講義の評価に基づき、その方法などの改善に取り組むものとする。

これにより大学院全体の組織としての改革に参画し、より有意義な教育効果が上がる教育課程の構築に積極的に参加する。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わるものとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についてもその審議、決定に加わるものとする。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

大原大学院大学の専任教員として学長、研究科長の指揮の下で高度専門職業人養成のために最高の教育が提供できるように全教員との協力を惜まず、大学院設置認可があれば平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意している。

(別紙 2)

平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

(別紙1)

専任教員の役割・責任に関する調書

個人調書 番 号	フリガナ 氏 名	マツド ヨウタロウ 松土 陽太郎	男 女	生年月日 (年齢)	昭和 年 月 日 (満 歳)	
月 額 基本給	千円	現住所				
職名	担当授業科目名	毎週担当時間数				現 職 (就任年月)
		講 義	演 習	実 習 実 験	計	
教 授	特殊会計実務	(前) 2			(前) 2	(平成15年4月)
	証券取引法実務	(後) 2			(後) 2	

1. 担当授業科目の実施責任を果たすために、それぞれの課程で担うこととなっている具体的な業務内容はどのようなものか。

(回答)

会計学に関する内容をより実務的に指導する2年次前期「特殊会計実務」を担当し、証券取引法に関する教育研究を目的とする必修科目である「証券取引法実務」を2年次後期の授業科目として担当する。

必修科目であることから2年次生全員が集合形式で受講することとなるが、できるだけ証券関係の実務的な事例を、その経験を踏まえて説明する。特に現在の証券を取り巻く事情はさまざまであるために、これらを説明するための資料作成とレポートなどの提出物の採点などに多くの時間を必要とする。

2. 授業時間外に学生からの学習相談をどのように受け付けることとしているのか。関連して、学生と直接接しえる大学への出勤日数についてはどのような計画となっているか。

(回答)

大学院への出勤は、最低週2日間程度として、講義がある場合は講義のための事前準備と採点などの作業を行い、これ以外は学生からの質問対応の時間に充てる。

また、不在時は常時メールによる質問を受け付けて、これにつき迅速な返信を行う、また必要があれば大学院出勤日に質問があった学生に個別的な説明を行う。

3. 授業の内容及び方法の改善のための組織的な教員の研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）へ参画することになっているか（その際、個々の教員予定者の属性に配慮した計画が予定されているのか）。

（回答）

毎年学年終了時に行われる学生からの講義の評価に基づき、大学院全体での教務内容改善に関する研究会が予定されており、この研修会には積極的に参加して、関係する分野の教員は存在しないが、全教員の質向上また講義内容の改善のための助言などを行いたい。

4. 当該教員に対して適切な教育研究環境（研究費や研究室など）を提供することとしているのか。

（回答）

大学院で準備される個別研究室において自からの研究を行い、院生からの質問や個別指導にて使用する。

研究費に関しては、通常の大学、大学院と異なり個人研究費の概算額を事前に決め、この範囲内で研究を行うのではなく、書籍購入、研究会などの出張その他教育研究費に該当する支出額のうち、相当であると認める金額を実額精算する形式とする。

5. 大学院の管理運営にどのように参画することになっているのか。教授会などの学内の諸会議の種類・頻度と、それらを通じて審議・決定に関与する重要事項（主として教学面）の内容について明らかにしなさい。

（回答）

毎月1回開催される教授会には、特別な事情がない限り必ず出席する。ここでは大学院全般の運営や教育面の事項（審議事項：大学院学則第9条）が審議、決定されるので、これらの審議事項について積極的に発言し、その協議検討に加わることとする。

また、必要に応じて開催される専攻委員会、専攻委員会の分科会にも出席し、教育面の改革についても尽力する。

6. 上記の各項目の内容について、学長の「統督」（学校教育法 第58条）の下での実行を担保し、労働関係法令に適合した労働契約等の締結を予定しているか。

（回答）

大原大学院大学の専任教員として学長、研究科長の指揮の下で高度専門職業人養成のために最高の教育が提供できるように全教員との協力を惜しまず、大学院設置認可があれば平成18年3月末までに、大原学園ならびに学長との間で、上記事項を踏まえた労働契約を締結することに同意する。

(別紙 2)

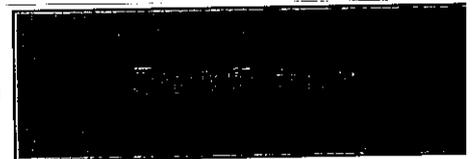
平成17年12月12日

承 諾 書

学校法人 大原学園

理事長 久保 富美夫殿

氏名



私は、大原大学院大学の設置認可申請の補正申請において記載された、専任教員の役割・責任について全て承諾し、給与等に関する所定の条件の下、それらを確実に履行することを約します。

3. 本設置計画には、以下のような問題点（補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。）が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。（総合意見）

(2) 申請書中において例えば以下のような矛盾点や不適切な表現があること。

- ⑥ 授与する学位について、審査意見への対応を記載した部分では「会計修士（専門職）」とすると明記しているにもかかわらず、本文中では依然として「会計監査修士（専門職）」となっている。

(対 応)

6月30日に提出した「4. 大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」において誤って記載した学位「会計監査修士（専門職）」を10月11日に提出した補正申請書では全て訂正したと認識していた。

今回の審査意見において修正漏れがあることを指摘され、再度精査したところ、1箇所未修正であることを発見した。

今回お詫びをもって、下記修正する。

(指摘箇所) 10月11日提出の補正申請書中

「4. 大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」P. 92 参照

(7) 修了の要件

大原大学院大学は、その在学期間において最低54単位以上修得した者を修了の要件とする。この修了の要件を満たし、学長が認める場合は「会計監査修士（専門職）」の学位を与える。

上記内容中「会計監査修士（専門職）」の表現は、今回提出する再補正申請書の「4. 大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の中で下記の通り修正する。

修正前 : 学長が認める場合は「会計監査修士（専門職）」の学位を与える。

修正後 : " " 「会計修士（専門職）」 " 。

3. 本設置計画には、以下のような問題点（補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。）が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。（総合意見）

(2) 申請書中において例えば以下のような矛盾点や不適切な表現があること。

- ⑦ 研究室について、1人で個室を使用する教員数が、本文中で6人となっていたり4人となっていたりと、整合性がない。

(対 応)

今回は、これまでの関係官署の指導、研究科長からの指示、また各教員からの要望などを踏まえて個別研究室を専任教員17名と同数だけ準備して、各専任教員が各自の研究を大原大学院大学の中でさらに追究し、これを教学面において反映させることができる環境を整備した。

【個別研究室の概要】

◎設置申請時、6月補正申請時

種 類	校 舎	階 数	面 積 (室数)
個別研究室	1号館	3 階	16.200 m ² × 6室
共同研究室	10号館	3 階	67.165 m ² × 1室
合 計			7室 (内1室は共同研究室)

◎12月再補正申請時

種 類	校 舎	階 数	面 積 (室数)
個別研究室	1号館	3 階	16.200 m ² × 6室
			25.500 m ² × 1室
	10号館	3階*	16.200 m ² × 6室
			25.500 m ² × 1室
	合 計		

*10号館個別研究室

10号館3階の個別研究室は、専有面積が13.50 m²若しくは13.20 m²と若干狭い印象があるが、建物の構造上各研究室に外光を取り入れる窓を設置する関係で、この面積になった。

なお、この3つに個別研究室前のスペースに共同で使用できる応接面談コーナーがあり、教員相互の打ち合わせや学生との応対ができる場所を確保している。

3. 本設置計画には、以下のような問題点（補正申請の結果初めて明らかになったものを含む。）が、未だに補正されることなく存在していることから、これらの適切な補正を行うこと。（総合意見）

(2) 申請書中において例えば以下のような矛盾点や不適切な表現があること。

⑧ 学則中では専攻名が「会計監査専科」となっている部分が多数ある。

(対 応)

6月設置申請時、また10月の補正申請時の「4. 大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」の添付資料7として提出した「大原大学院大学学則」中に、指摘された文字誤謬が発見された。

謹んでお詫びすると同時に、下記訂正する。

【大原学園学則】

◎旧規程

(学年・学期・授業時間・休業日)

第15条 本大学院の学年の始期および終期は次の通りである。

専攻名	始期	終期
会計監査専科	4月1日	入学した翌年3月31日

2. 本大学院の学期は、前期、後期に分け次の通りとする。

専攻名	前期	後期
会計監査専科	4月1日～9月30日	10月1日～3月31日

(納付金)

第29条 本大学院の検定料、入学金、授業料（以下「納付金」とする）は下記に定める通りとする。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。
3. 納付済の納付金は、原則としてこれを返金しない。

内 訳	平成18年度入学者	
検定料	20,000円	
入学金	200,000円	
授業料	年次	会計監査専攻
	1年次	1,100,000円
	2年次	1,100,000円
教材費	200,000円	
施設費	200,000円	

◎改訂後規程

(学年・学期・授業時間)

第16条 本大学院の学年の始期および終期は次の通りである。

専攻	始期	終期
会計監査専攻	4月1日	翌年3月31日

2. 本大学院の学期は、前期、後期に分け次の通りとする。

専攻	前期	後期
会計監査専攻	4月1日～9月30日	10月1日～3月31日

(納付金)

第31条 本大学院の検定料、入学金、授業料（以下「納付金」とする）は下記に定める通りとする。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。
3. 納付済の納付金は、原則としてこれを返金しない。

内 訳	納付額	
検定料	20,000円	
入学金	200,000円	
授業料	年次	会計監査専攻
	1年次	1,100,000円
	2年次	1,100,000円
教材費	200,000円	
施設費	200,000円	

(強い要望意見) 会計研究科・会計監査専攻

【名称(研究科・専攻名・学位名称)、施設・設備、自己点検・評価、情報提供、FD、その他】

4. 自己点検評価については、対応策として述べる内容に自己点検の困難さを長々と述べる必要はない。今回の対応策の内容では、具体的なシステムとして機能する可能性に不安が残る。大学院の組織活動の質を充実させる方向にそって、制度として求められる自己点検評価を PLAN-DO-CHECK-ACTION のシステムとして具体的にどのように機能させるかを説明すること。(強い要望意見)

(対応)

大原大学院大学の運営状況を自己点検評価するために、当大学院大学では下記のような方法でこれに取り組み、有益な効果を生む制度の下に毎年自己点検評価を行い、これを当大学院大学改善の指針としたい。

(具体的な評価計画案)

- ① PLAN …… 自己点検評価の趣旨・目的の明確化
- ② PLAN …… 自己点検・評価規程の作成
- ③ PLAN …… 自己点検評価を行う委員会、およびその構成委員
- ④ DO …… 自己点検の実施時期と実施方法
- ⑤ CHECK …… 自己点検の報告とその公表
- ⑥ ACTION …… 自己点検による改善計画の策定とその実施

(1) 自己点検評価の趣旨・目的の明確化

設置申請する大原大学院大学は、専門職大学院としての機能を十分に発揮しているかどうかを常に精査する必要がある。学校教育法などに定める専門職大学院の機能は、高度な専門職に就くための職業人の育成にあるが、この育成のためには教育機関としての客観的な評価が必要であり、このためには院生による評価、大学院関係者による評価、また将来は第三者評価機構による評価が行われ、その評価結果に基づき必要な改革に取り組む必要がある。

大原大学院大学でも、このような高度専門職業人を育成する教育研究機関であるという本分を踏まえて、毎年一定の時期に自己点検を行い、本大学院大学の教育研究水準を維持向上するように努めなければならない。

この目的を達成するために自己点検評価に関して、その具体的な評価基準を学内において制度化し、大学院大学の社会的な責任を果たすこととしたい。

(2) 自己点検・評価規程の作成

大原大学院大学では、その講義内容および組織運営などの内容を評価するために、下記に定める「大原大学院大学 自己点検・評価規程」に基づき自己点検を行う。

大原大学院大学 自己点検・評価規程

(設置)

第1条 本大学院大学に、大原大学院大学学則第13条第1項の規定に基づき、本大学院大学の教育研究水準の向上を図る目的で、会計監査専攻委員会の分科会として大原大学院大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）を置くものとする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、本大学院大学の教育研究に関する活動状況、並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行い、学長に報告する。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

1. 研究科長
2. 会計監査専攻委員会から指名を受け、その承認を受けた教員 4名
3. 大学院大学事務局から大学院学長が指名した職員 2名
4. 大原学園の理事会及び評議員会から指名を受け、その承認を受けた者 各1名

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、研究科長をあてる。

2. 委員長は、この委員会を代表し、自己点検・評価に関する業務を統括するものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、退職その他やむを得ない理由がある時はこの限りでない。

2. 第3条に定める委員会の委員に欠員が生じた場合は補充しなければならない。この補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 委員の再任は妨げないものとする。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長は研究科長とする。

2. 委員会は議長を含めて6名以上の出席をもって成立する。
3. 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
4. 委員会は必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(職掌事項)

第7条 委員会は、第2条に規定する任務を遂行するため、次の事項について審議決定し、これをすみやかに実施するものとする。また下記の準備を行うために、関係する部署、担当者に協力を求めることができ、この協力を求められた場合はその協力に応

じなければならない。

1. 自己点検・評価項目の設定及び変更
2. 資料の収集及び分析
3. 各部署、担当者に対する自己点検・評価の報告の依頼及び提出された報告事項の確認
4. 自己点検・評価に関する報告書の作成
5. 自己点検・評価の準備と次年度の点検・評価のための準備

(結果の報告及び公表)

第8条 委員会は自己点検・評価が完了した場合は、その報告書を作成して、これを大学院学長に報告しなければならない。

2. 自己点検・評価に関する報告書は大学院学長の許可を得たのちに公表するものとする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、大学院大学事務局で行うものとする。

(その他)

第10条 委員会の活動、運営などに関して必要があれば随時、委員会内で協議検討するものとする。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

(3) 自己点検評価を行う委員会およびその構成委員

大原大学院大学の自己点検・評価委員会は教育研究に関する活動状況、ならびに組織、施設・設備、運営の状況および財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行うことを目的としている。

そこで大学院大学の教員のみで自己点検・評価委員会の委員を構成するのではなく、大学院大学事務局、大原学園全体との係りも考慮して大原学園理事と同評議員からそれぞれ1名を自己点検・評価委員会の構成委員としている。

(構成委員)

- ① 研究科長
- ② 会計監査専攻委員会から指名を受け、その承認を受けた教員のうちから4名
- ③ 大学院大学事務局から大学院学長が指名した職員のうちから2名
- ④ 大原学園の理事会および評議員会から指名を受け、その承認を受けた者を各1名ずつ計2名

(4) 自己点検の実施時期と実施方法

自己点検・評価委員会による自己点検・評価は、毎年年度末に行う。自己点検のための基礎となる資料の一部に学年末、修了試験後に実施する院生からのアンケートが含まれており、新年度と同時進行になるが、自己点検に関する評価を行い、改善に取り組むものとする。

自己点検は、この院生からのアンケートによるものの他に、教員からの聞き取りなどによる方法で、各担当の教育研究に関する事項についても改善要望事項を調査する。また大学院大学事務局においても、院生に対する管理業務や教員に対する要望事項などを聞き取り、より円滑な大学院大学運営をすることができるように改善項目を調査したい。

(評価点検の基礎資料収集時期)

- ① 院生からのアンケートは後期終了後
- ② 教員からの教育研究に関する聞き取りは後期終了後
- ③ 事務局からの改善事項の調査は年度終了時期から年度初頭

(5) 自己点検の報告とその公表

自己点検として行った内容については、これを学内外に公表する。これは評価された項目や結果が、評価時点の大原学園の実態を公正に示すものであり、公表することにより当大学院大学も、その事実責任を持たなければならなくなるからである。

大原大学院大学では、まず自己点検・評価委員会において自己点検・評価の結果を取りまとめ、これを報告書として大学院学長に報告しなければならない。この後にこの自己点検・評価の結果を大学院学長の許可のもとに公表することとする。

公表の方法は、大学院大学学内における配布資料に掲載する方法、また大原学園のホームページ等を通じて公表し、関係官庁などへも必要があればその内容を報告する。

またマスコミ、関係機関などの取材や問い合わせなどがあれば、これらに関しても正確な内容を報告し、当大学院大学の現状評価に関する内容のものとし、関係者を含め第三者の評価に関する判断材料に資するものとする。

(6) 自己点検による改善計画の策定とその実施

自己点検・評価の目的は、大原大学院大学の現状として客観的な評価を受けることを大きな目的とするが、本来の目的はこの自己点検・評価に基づく大原大学院大学の改善にある。

院生を中心にした評価内容が、どのようなものであれ改善すべき事項は必ずあるはずである。これは教育課程など大学院大学としての根幹を成す教育に関するものもあるし、大学院大学の施設関係など教育研究に関連する環境的な内容もあると想像される。これらは、その評価項目に従い、改善すべき計画が練られなければならない。

この改善計画の策定と実行は、大原大学院大学の教育研究を成果あるものにするためにも非常に大きな課題である。改善すべき項目により、いくつかの具体的な実行計画が考えられ、それぞれの項目に従い、関連する部署でその改善に取り組むものとする。

① 教育課程などに関する改善計画

教育課程に関する評価項目で、改善が必要な事項はその内容を大学院大学教授会、会計監査専攻委員会において検討し、具体的な改善計画に取り組まなければならない。

(改善事項)

- i) 教育課程に関する内容で、教育内容に関する事項であれば、関係する授業科目、研究分野ごとの会計監査専攻委員会において分科会を設け、ここで具体的な改善策を計画する。
- ii) 教員組織に関する内容で、教員の資質などに関するものは、研究科長が中心となり、その改善の必要がある教員に対して教員の資質向上のための具体的な方策を決定して、早期にこの改善に関する計画を実行するものとする。
- iii) また大学院大学全体として取り上げなければならない重要な教育内容に関する事項であれば、これを大学院大学教授会の議題として取り上げて、その審議事項としなければならない。またこの審議事項を大学院学長を通じて大原学園の理事会に報告することも検討する。

② 施設・設備に関する改善計画

大原大学院大学の施設・設備に関する評価事項で、その改善に取り組むべきものは、大学院大学事務局においてその改善計画を作成してその改善に取り組むものとする。

(改善事項)

- i) 施設・設備などに関する改善事項で、簡易な方法によりその改善が可能なものは、事務局長の判断のもとでこれを実行する。
- ii) 施設・設備でも教育研究に直接、間接に関係する事項であり、事務局長の判断だけでは、その改善計画を策定することができないものは、研究科長との協議の上で改善する。
- iii) 施設・設備でも、教室や校舎など大きな予算が必要なものは、大学院大学教授会において慎重に検討し、大学院学長を通じて大原学園理事会で教室などの増築、改修などの予算についての審議を受けるものとする。

(強い要望意見) 会計研究科・会計監査専攻

【名称(研究科・専攻名・学位名称)、施設・設備、自己点検・評価、情報提供、FD、その他】

5. 教員の資質の維持向上の方策については、教員資質や授業内容に対する評価の観点から方策の記述が始まっているが、教員資質の向上にむけた研修計画や機会の提供が責任ある組織のもとで企画され、実施と結果のフィードバックを行うサイクルを簡潔かつ具体的に説明することが重要である。しかし、その考え方は記述内容を見る限り読み取ることができないので、必要な修正を行うこと。(強い要望意見)

(対応)

大原大学院大学で企画するFDは、下記のような考え方の下で、教員の資質向上とこれを院生に還元できることを前提にして実施したい。

1. 研修計画とその機会の提供

教員が自らの研究領域の知識を深めることは、教員の能力の向上と同時に、その成果は必ず講義に直接、間接に反映するはずである。このためには、当大学院大学が教員の講義の内容を改善させることを目的にして研修計画を策定し、またこれを責任ある組織の下で実施する必要がある。

当大学院では、その研修計画を次の6つに分類し、それぞれの区分に応じて、その研修の成果が、自らの研究また講義に反映するような前提で実施する。

(具体的な研修計画)

- ① 新任教員のための教育方法の指導に関する研修
- ② 先任教員による授業参観などを実施しての講義指導に関する研修
- ③ 講義方法等具体的な改善に関する研修
- ④ 学会、業界等の会議への参加および研究発表を通じての研修
- ⑤ 大学院大学からの派遣としての海外留学による研修
- ⑥ 会計実務を経験するため、監査法人、税理士法人などでの中長期研修

この研修計画は、講義などの具体的な方法を向上させる目的のもの(上記①)は、大学院大学側で計画実施する。

これに対して教員が個々の研究業績を高めたり、その研究分野の知識を深めたり、また関係する学会や業界などで人的な交流を通じて、その知識などを広げる研修会(上記④)も考えられる。この学会や研修会への参加が間接的に教員の資質を維持向上させるものであれば、これらの学会、研修会へ積極的に参加させなければならない。

さらに大学からの要請や本人の希望などにより、海外への講師派遣、交換留学などの機会(上記⑤)があれば、これらも教員資質の向上の好機であるため、当大学院大学としても積極的に、これらの機会を研修計画として承認しなければならないと考えている。

また兼任講師などで、実務的な経験をさせる必要がある者は、その専門分野に関連する監査法人、税理士法人、投資顧問企業などに6ヶ月から2年程度の中長期の実務研修に派

遣（上記⑥）することも、専門職大学院大学として積極的に取り組みたい。

（研修機会の提供）

- （１）講義方法等の維持向上に関する研修（上記①）は、原則的に兼任講師も含めて全教員とし、夏期休暇期間内において、各研究分野ごといくつかのグループに分割して実施する。
- （２）学会、業界等の会議研修（上記④）への参加は、専任教員に本人の希望により、その機会を与え、当大学院大学の代表であるという身分で参加させる。また兼任講師であっても、学会等への参加が、自らの教育、研究に成果をあげると認められる場合は、その参加を認める。
- （３）海外への派遣研修（上記⑤）に関しては、専任教員で大学院大学において認めたものについてその機会を与える。
- （４）実務的な経験とこれを通じたの研究業績の蓄積を目的とする企業派遣研修（上記⑥）は、教授から兼任講師まで大学院の教育内容が充実するものであれば、当然その派遣などの機会を与える。

2. 企画する組織

教員資質の維持向上計画は、大学院大学の教員組織全体に係わるものであるという理解のもとに取り組まなければならない。このためには大学院大学教授会の監督下において、会計監査専攻委員会が、教員資質の維持向上に関する基本計画を毎年度ごとに検討し、これを実施計画する必要がある。また、この研修計画の具体的な実施や内容などに関しては、会計監査専攻委員会がもうける分科会においても行うものとする。

また会計監査専攻委員会では、各教員からの研修実施に関する具体的な提案や希望として挙がるものを整理して、個々の研修が各教員の研究業績や講義にどのように反映されるかを検討されなければならない。

（１）企画準備

各研修については、当大学院大学の会計監査専攻委員会が主体となり、その企画計画を行う。これにより講義方法の改善に関する研修等は、主催する側である会計監査専攻委員会で基本計画を立案すべきものである。また各研究分野に関する学会への参加や研究発表、また実務家教員の研修会への参加などは、それぞれ各分野、業界別に計画されるべきものである。

これらの研修は、年度内において次年度の研修計画が予定できるものは、各教員の資質向上のための研修として年間計画の中に考慮させる。これに対して研修実施時期が明確にならないものは、実施日などが判明次第、教員の資質向上の研修として取り扱い、随時各教員の年間計画に含めるものとする。

(2) 研修許可

次年度の研修実施時期などが、年度内において予め予定できているもの、また学会や研修会開催時期が決定されているものについては、学長また研究科長の判断により、その参加を随時許可することとする。

3. 研修の実施

当大学院大学では、教員資質の向上を目的とした組織的な研修を計画的に実施する。この研修計画の具体的な実施や内容などに関しては、すでに説明の通り会計監査専攻委員会が担当する。この場合に必要に応じて、会計監査専攻委員会の中に研修実施計画を円滑に運営するための分科会を設け、ここで各教員また各分野別の研修に関する実施をとりまとめることもできるように考慮する。

研修実施に当たっては下記の事項を会計監査専攻委員会、またはこの分科会において管理する。

(研修計画)

- ① 研修を目的とする理由
- ② 実施の日時、期間
- ③ 研修参加者と参加責任者
- ④ 研修予算などの管理
- ⑤ 研修報告書の提出期限
- ⑥ 研修参加報告会の実施計画
- ⑦ その他研修参加に関連する事項

4. 研修結果とそのフィードバック

教員資質の向上を目的にして行われた研修については、この研修成果が教員自身の教育方法等の向上に影響を与え、また学会参加、海外研修への参加などが自らの研究分野における視野を広げ、直接間接にこれらが学生に対する講義にいかほどの影響を与えているのかを最終的には検証する必要がある。というのは、当大学院大学が主体となって組織的・計画的に行った研修自体の質そのものを維持向上させるためにも、この事後点検評価は非常に重要な意味をもっているからである。

(事後点検)

- ① 講義方法等の改善に関する研修であれば、翌年度において学生などに授業アンケートを実施する。
- ② 学会等への参加に関する事後点検は、各教員がこれらの学会や研修会へ参加した後で報告書を作成する。また学会において研究発表を行えば、これは学会誌などにその研究発表のテーマ、内容が掲載される。
- ③ 海外への講師派遣に関してもその成果は報告書により提出が行われるが、その

成果をより具体的に示すために研究論文をまとめ、またこの研究の成果や講師として経験した内容を学内はもとより学外における関連学会などで公表する。

- ④ 研修の実施後に、この結果が各教員にどのように影響しているのかを検証するため、各年度において会計監査専攻委員会を通じて評価、検討し、教員資質の維持向上に努める。

a 教育課程に関する事項

(会計研究科 会計監査専攻)

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
講義 内容 の 変 更	<p>現在の企業の多くは、企業合併や海外取引また特殊な形態による商品仕入や販売など経済的に多くの影響力を持つ場合が少なくない。これらの取引は、すべて特殊な領域で、その内容も非常に高度である。それ故、その内容の是非については、公認会計士などの職業会計人に判断を仰ぐ場合が多い。</p> <p>この応用簿記 I では、これらの特殊な取引を過去に実際に発生した企業内の事例を紹介しながら、職業会計人としてどのような判断をしなければならないのか、その判断基準はどこにあるのかを経験談などに基づき紹介して講義を進める。</p> <p>ここまでの学習で、簿記についてはある程度のレベルの知識は身に付いている。これを単なる経理会計の基本的な練習問題の反復練習で終わらせることのないよう</p>	<p>現在の企業の多くは、企業合併や海外取引また特殊な形態による商品仕入や販売など経済的に多くの影響力を持つ場合が少なくない。これらの取引は、すべて特殊な領域で、その内容も非常に高度である。それ故、その内容の是非については、公認会計士などの職業会計人に判断を仰ぐ場合が多い。</p> <p>この応用簿記 I では、これらの特殊な取引を過去に実際に発生した企業内の事例を紹介しながら、職業会計人としてどのような判断をしなければならないのか、その判断基準はどこにあるのかを経験談などに基づき紹介して講義を進める。</p> <p>ここまでの学習で、簿記についてはある程度のレベルの知識は身に付いている。これを単なる経理会計の基本的な練習問題の反復練習で終わらせることのないように、より実践的な講座</p>	<p>応用簿記 I</p> <p>中村 忠 ()</p> <p>Ⓢ 教授</p> <p><平成 18 年 4 月></p>	<p>審査意見# 2 (2) を踏まえて講義内容を変更した。</p>

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	<p>に、より実践的な講座内容にしたい。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(① 中村 忠)</p> <p>第2回目～第6回目までの商品売買関係を担当する。</p> <p>()</p> <p>第1回目、第7回目～第15回目有価証券、固定資産ほかを担当する。</p>	<p>内容にしたい。</p>		
講義内容の変更	<p>応用簿記Ⅰの延長講座として、応用簿記Ⅰでは触れることができなかった論点について学習する。ここでは、株式会社の資本に関する領域を基本にして、資本金勘定、剰余金の諸勘定がどのように取り扱われるかについて学習する</p> <p>特に最近は以前に比べて、会計に携わる者はこの資本に関する専門的な知識を要求される。これらは全てその詳細が商法により規制されている。したがって資本会計では、商法(会社法)の具体的規定を数値を使って学習するという側面も持ってい</p>	<p>応用簿記Ⅰの延長講座として、応用簿記Ⅰでは触れることができなかった論点について学習する。ここでは、株式会社の資本に関する領域を基本にして、資本金勘定、剰余金の諸勘定がどのように取り扱われるかについて学習する</p> <p>特に最近は以前に比べて、会計に携わる者はこの資本に関する専門的な知識を要求される。これらは全てその詳細が商法により規制されているためである。従って資本会計では、商法(会社法)の具体的規定を数値を使って学習するという側面も持っ</p>	<p>応用簿記Ⅱ</p> <p>中村 忠()</p> <p>④ 教授</p> <p><平成18年4月></p>	<p>審査意見#2(2)を踏まえて講義内容を変更した。</p>

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	<p>る。</p> <p>またこれ以外の論点として、外貨建取引に関する会計基準についても学習する。この外貨建会計も現在多くの企業が必要とする会計要素であり、重要な学習項目である。</p> <p>さらに会社合併やキャッシュ・フロー会計などに関しても、それぞれのどのような会計処理が行われるのかを学習したい。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(① 中村 忠)</p> <p>第1回目～第3回目までの資本金会計、第11回目～第12回目外貨建、合併会計までを担当する。</p> <p>()</p> <p>第4回目～第10回目製造業、本社工場会計第13回目～第15回目キャッシュ・フロー計算書を担当する。</p>	<p>ている。</p> <p>またこれ以外の論点として、外貨建取引に関する会計基準についても学習する。この外貨建会計も現在多くの企業が必要とする会計要素であり、重要な学習項目である。</p> <p>さらに会社合併やキャッシュ・フロー会計などに関しても、それぞれのどのような会計処理が行われるのかを学習したい。</p>		

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
講義内容の変更	<p>正規の学問として位置付けられている会計学を専門性の高いより実践的、体系的な知識として、どのように学生に身に付けさせるのか、これは会計専門職大学院にとっての大きな課題である。しかし、この会計学は、そもそも実務で行われている経理会計を体系立って理論的にしたものである。そのように考えれば、これを専門職大学院で実務の関連付けて学ぶことこそ、まさにその価値に相応しいと考えることができる。</p> <p>この実践会計論では、財務会計論の基礎講座で学習した内容を踏まえて、現在企業の中で大きくクローズアップされている会計テーマである連結財務諸表や税効果会計などを取り上げ、これらの制度が我が国に導入までの変遷や、その後の制度の変化などについて講義を行う。 (オムニバス方式)</p> <p>(④ 鷹野 宏行) 第1回目～第8回目までの棚卸</p>	<p>正規の学問として位置付けられている会計学を専門性の高いより実践的、体系的な知識として、どのように学生に身に付けさせるのか、これは会計専門職大学院にとっての大きな課題である。しかし、この会計学は、そもそも実務で行われている経理会計を体系立って理論的にしたものである。そのように考えれば、これを専門職大学院で実務の関連付けて学ぶことこそ、まさにその価値に相応ずると考えることができる。</p> <p>この実践会計論では、財務会計論の基礎講座で学習した内容を踏まえて、現在企業の中で大きくクローズアップされている会計テーマである連結財務諸表や税効果会計などを取り上げ、これらの制度が我が国に導入までの変遷や、その後の制度の変化などについて講義を行う。</p>	<p>実践会計論</p> <p>鷹野 宏行 () 専 教授 <平成18年4月></p>	<p>審査意見#2(2)を踏まえて講義内容を変更した。</p>

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	<p>資産、固定資産、繰延資産を担当する。</p> <p>() 松土陽太郎</p> <p>第9回目～第14回目までの負債会計、資本会計を担当する。</p>			
講義内容の変更	<p>公認会計士が行う業務の中心は会計監査である。これは企業の財務内容が適切であるかを第三者の立場として検査して、その正否を報告することにより行われる。このために公認会計士は、高度な会計的な知識や専門性の高い知識を身に付けていなければならない。さらにこれらの専門的な知識だけではなく、公平な立場に立った判断をしなければならないために、中立性のようなものもその資質として持ち合わせていなければならない。</p> <p>このためにこの講義では、監査に関する内容を監査の主体論、監査の実施論、監査の報告論の三つに分けてそれぞれのテーマに沿った内容</p>	<p>公認会計士が行う業務の中心は会計監査である。これは企業の財務内容が適切であるかを第三者の立場として検査して、その正否を報告することにより行われる。このために公認会計士は、高度な会計的な知識や専門性の高い知識を身に付けていなければならない。さらにこれらの専門的な知識だけではなく、公平な立場に立った判断をしなければならないために、中立性のようなものもその資質として持ち合わせていなければならない。</p> <p>このためにこの講義では、監査に関する内容を監査の主体論、監査の実施論、監査の報告論の三つに分けてそれぞれのテーマ</p>	<p>実践監査論</p> <p>末益 弘幸 ()</p> <p>実専 教授</p> <p><平成18年4月></p>	<p>審査意見#2(2)を踏まえて講義内容を変更した。</p>

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	<p>で講義を実施する。これらの内容は全て、近い将来監査を行うこととなった場合に、会計的にどこの部分に着目してどのような判断を下せば良いのかを実践的に指導したい。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(末益 弘幸)</p> <p>第1回目～第5回目までの財務諸表監査、監査主体を担当する。</p> <p>()</p> <p>第6回目～第15回目までの監査実施論を中心に担当する。</p>	<p>に沿った内容で講義を実施する。これらの内容は全て、近い将来監査を行うこととなった場合に、会計的にどこの部分に着目してどのような判断を下せば良いのかを実践的に指導したい。</p>		
講義内容の変更	<p>マクロ経済学は、個別の経済活動をまとめて集計された大きな経済活動と考えると、その経済活動の指標として何が望ましいのか、また指標の水準や変動の変化の原因はどのようにして起きるのかを国全体として扱うと、どのような考え方をするのか学習研究する授業科目である。</p> <p>この講義もミクロ経済学と同様に、極めて学問性が高いが、マ</p>	<p>マクロ経済学は、個別の経済活動をまとめて集計された大きな経済活動と考えると、その経済活動の指標として何が望ましいのか、また指標の水準や変動の変化の原因はどのようにして起きるのかを国全体として扱うと、どのような考え方をするのか学習研究する授業科目である。</p> <p>この講義もミクロ経済学と同様に、極めて学問性が高いが、マ</p>	<p>マクロ経済</p> <p>中野 宏 ()</p> <p>Ⓢ 助教授</p> <p><平成 18 年 4 月></p>	<p>審査意見#2(2)を踏まえて講義内容を変更した。</p>

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	<p>クロ経済学の基本から少しずつその具体例を解いて、その理解を深めるような講義を進めたい。</p> <p>マクロ経済学は、国民所得から学習を開始して、講義の後半では、学習項目の全てに関して演習形式による講義も実施することを予定している。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(高島 忠)</p> <p>第10回目～第14回目までの5回分を演習形式により各回テーマにしたがって行う。</p> <p>(中野 宏)</p> <p>第1回目～第9回目までのマクロ経済学の代表的な各テーマを講義形式により指導する。</p>	<p>クロ経済学の基本から少しずつその具体例を解いて、その理解を深めるような講義を進めたい。</p> <p>マクロ経済学は、国民所得から学習を開始して、講義の後半では、学習項目の全てに関して演習形式による講義も実施することを予定している。</p>		
	<p>会計に関する授業科目は、必修科目であるこの特殊会計実務の履修までに、会計基礎科目群の中から財務会計原理、また実践基礎科目の中から実践会計論を必修科目</p>	<p>会計に関する授業科目は、必修科目であるこの特殊会計実務の履修までに、会計基礎科目群の中から財務会計原理、また実践基礎科目の中から実践会計論を必修科目</p>	<p>特殊会計実務</p> <p>松土 陽太郎</p> <p>(〃)</p> <p>専 教授</p> <p><平成18年4月></p>	<p>審査意見#2(2)を踏まえて講義内容を変更した。</p>

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	<p>として履修している。</p> <p>この授業科目では会計に関する知識の集大成としてこれまでの会計知識を整理することと、会計に関する最後の領域で難易度が高い項目を学習研究することを主眼において講義を進める。会計では、近年大きな会計基準の改訂が行われた。これは従来までの会計制度に大きな変革をもたらした。今後の会計業界では、この新しい会計制度を正しく身に付けた者でなければ、その業務を行うことは不可能である。</p> <p>今回、当専門職大学院に入学する学生は、会計に関しては、最新の会計基準により全ての授業科目が行われることとなっているために、各講義を通じてその知識を吸収させたい。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(鷹野 宏行)</p> <p>第1回目～第8回目までの外国為替、税効果会計他を担当する。</p> <p>(松土 陽太郎)</p> <p>第9回目～第14回目までの連結財務</p>	<p>として履修している。</p> <p>この授業科目では、会計に関する知識の集大成としてこれまでの会計知識を整理することと、会計に関する最後の領域で難易度が高い項目を学習研究することを主眼において講義を進める。会計では、近年大きな会計基準の改訂が行われた。これは従来までの会計制度に大きな変革をもたらした。今後の会計業界では、この新しい会計制度を正しく身に付けた者でなければ、その業務を行うことは不可能である。</p> <p>今回、当専門職大学院に入学する学生は、会計に関しては、最新の会計基準により全ての授業科目が行われることとなっているために、各講義を通じてその知識を吸収させたい。</p>		

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	諸表、物価変動会計他を担当する。			
講義内容の変更	<p>この応用監査論は、必修科目である。この授業科目は基礎監査論(必修科目)、実践監査論(必修科目)を受講していることを前提にしている。実践監査論では、監査に関する内容を基本から学習研究することとしたがこの応用監査論では、一步踏み込んで監査に関する応用的な内容に関して学習研究する。</p> <p>この授業科目では、監査実施論に関する監査計画、試査、不正及び誤謬、確認、分析的手続、監査の品質管理、監査調書などを学習する。</p> <p>さらに監査報告論について、監査報告に関する基礎的概念、報告書の記載区分、監査範囲の制約、意見に関する除外、追記情報、継続企業の前提と監査人の対応などを学習する。</p> <p>また公認会計士として監査をする場合には、連結財務諸表を基礎に行われる場合がある。この際にも個別財務諸表との関連</p>	<p>この応用監査論は、必修科目である。この授業科目は基礎監査論(必修科目)、実践監査論(必修科目)を受講していることを前提にしている。実践監査論では、監査に関する内容を基本から学習研究することとしたがこの応用監査論では、一步踏み込んで監査に関する応用的な内容に関して学習研究する。</p> <p>この授業科目では、監査実施論に関する監査計画、試査、不正及び誤謬、確認、分析的手続、監査の品質管理、監査調書などを学習する。</p> <p>さらに監査報告論について、監査報告に関する基礎的概念、報告書の記載区分、監査範囲の制約、意見に関する除外、追記情報、継続企業の前提と監査人の対応などを学習する。</p> <p>また公認会計士として監査をする場合には、連結財務諸表を基礎に行われる場合がある。この際にも個別財務諸表との関連</p>	<p>応用監査論</p> <p>未益 弘幸 ()</p> <p>実(専) 教授</p> <p><平成 18 年 4 月></p>	<p>審査意見# 2 (2)を踏まえて講義内容を変更した。</p>

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	<p>なども重要な意味合いを持っておりこれらに関する適切な判断が要求される。</p> <p>また中間監査や商法監査制度など、会計監査に関する専門家として会社の監査役と独立した会計監査人としての監査の関係などに関する学習研究をする必要があり、これらもこの応用監査論の中には学習テーマとして含まれている。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(末益 弘幸)</p> <p>第1回目～第6回目までの監査実施論を中心に担当する。</p> <p>()</p> <p>第7回目～第15回目までの監査報告その他を担当する。</p>	<p>なども重要な意味合いを持っておりこれらに関する適切な判断が要求される。</p> <p>また中間監査や商法監査制度など、会計監査に関する専門家として会社の監査役と独立した会計監査人としての監査の関係などに関する学習研究をする必要があり、これらもこの応用監査論の中には学習テーマとして含まれている。</p>		
講義内容の変更	平成18年の公認会計士試験から、その受験科目に一部変更が生じる。この租税法という科目は、従前の公認会計士試験の二次試験にはなかった科目である。この科目	我が国の「租税法」について、重要な基礎的事項を概観し、次に個別租税法の税目ごとに詳細に研究する。 具体的には、以下のような内容による。	租税実務 齋藤 奏 () ◎ 教授 <平成18年4月>	審査意見#2(2)を踏まえて講義内容を変更した。

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	<p>が今回の試験制度の改定で、新しい受験科目になった意味は非常に大きいと思われる。というのは企業は、納税ということに関して非常に大きな責任を持っているからである。</p> <p>多くの企業は、儲けは計上したいが、これに対する税金は、できるだけ小額に抑えたいというのが本音である。そこで会計監査に際しても、各項目の十分な検証が必要である。申告後における修正申告により追加の納税などが発生することは許されることではない。</p> <p>大手企業の場合はその納税額も巨額であるためかなり専門的な税法の知識も必要である。このようなことを踏まえてこの科目を指導する。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(齊藤 奏)</p> <p>第1回目～第6回目までの租税法概論から法人税の基本的手続</p>	<p>(1) 租税法の概要と特質(2回)</p> <p>(2) 所得税法実務(3回)</p> <p>(3) 法人税法実務(4回)</p> <p>(4) 相続税および贈与税の実務(1回)</p> <p>(5) 消費税法実務(1回)</p> <p>(6) 流通税実務(1回)</p>		

区分	旧	新	担当授業科目	再補正理由
	<p>きについて講義を担当する。</p> <p>(講師 佐藤恒之介)</p> <p>第7回目～第14回目までで、法人税の所得控除、中間申告、組織再編他また所得税の概略、消費税の概略、さらに相続税、贈与税の概略についても指導する。</p>			

b 教員組織に関する事項

(会計研究科 会計監査専攻)

区分	旧	新	担当授業科目名	再補正理由
教員の 削除	() <平成 18 年 4 月>	(削除)	実施監査論 応用監査論	審査意見# 2 (2) を踏まえオムニバス方式を取りやめ、全講義 15 回を末益弘幸に担当させることとしたため。
	() <平成 18 年 4 月>	(削除)	応用簿記 I 応用簿記 II 応用簿記 III	審査意見# 2 (2) を踏まえオムニバス方式を取りやめ、応用簿記 I 及び II を中村忠に、応用簿記 III は佐藤恒之介に担当させることとしたため。
	() <平成 18 年 4 月>	(削除)	米国財務会計 I	審査意見# 2 (2) を踏まえ兼任講師石塚昭夫に同科目を担当させるため。
	() <平成 18 年 4 月>	(削除)	商法実務 I 商法実務 II 商法実践	本人の申出により削除。
担当授業科目 の削除	高島 忠 () ◎ 教授 <平成 18 年 4 月>	高島 忠 () ◎ 教授 <平成 18 年 4 月>	経済学特講 実証経済・統計学特講	審査意見# 2 (2) を踏まえ、「マクロ経済」を担当科目から削除した。 (オムニバス方式を取りやめ全講義 15 回を中野宏が担当することにしたため。)

区分	旧	新	担当授業科目名	再補正理由
担当授業科目の削除	鷹野 宏行 () Ⓢ 助教授 <平成 18 年 4 月>	鷹野 宏行 () Ⓢ 助教授 <平成 18 年 4 月>	財務会計原理 実践会計論	審査会の総合意見# 2 (2)を踏まえ、「特殊会計実務」を担当科目から削除した。(オムニバス方式を取りやめ全講義 15 回を松土陽太郎が担当することにしたため。)
	松土 陽太郎 () Ⓢ 教授 <平成 18 年 4 月>	松土 陽太郎 () Ⓢ 教授 <平成 18 年 4 月>	証券取引法実務 特殊会計実務	審査意見# 2 (2)を踏まえ、「実践会計論」を担当科目から削除した。(オムニバス方式を取りやめ全講義 15 回を鷹野宏行が担当することにしたため。)
担当授業科目の追加	石塚 昭夫 () 兼任講師 <平成 18 年 4 月>	石塚 昭夫 () 兼任講師 <平成 18 年 4 月>	米国財務会計Ⅰ 米国財務会計Ⅱ	当大学院大学の事情により米国財務会計Ⅰを が担当できなくなったため。
教員の交代	() <平成 18 年 4 月>	佐藤 恒之介 () 兼任講師 <平成 18 年 4 月>	応用簿記Ⅲ	審査意見 2 (2)を踏まえ、当大学院で、より高度で専門的な講義を担当させることができると判断したため。
	() <平成 18 年 4 月>	三森 茂郎 () Ⓢ 教授 <平成 18 年 4 月>	商法実務Ⅰ 商法実務Ⅱ 商法実践	本人の申出により商法実務Ⅰ、商法実務Ⅱ、商法実践、が担当できなくなったため。

区分	旧	新	担当授業科目名	再補正理由
誤字訂正	中村 忠 () ◎ 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 13 年 4 月)	中村 忠 () ◎ 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 14 年 4 月)	保留：応用簿記Ⅰ 保留：応用簿記Ⅱ 可：財務会計演習	審査意見#3(2)⑤による修正。
	山北 晴雄 () ◎ 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 12 年 4 月)	山北 晴雄 () ◎ 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 12 年 4 月)	特殊管理会計 コストマネジメント研究 財務分析実践演習	審査意見#3(2)⑤による修正。
	鷹野 宏行 () ◎ 助教授 <平成 18 年 4 月> (平成 17 年 4 月)	鷹野 宏行 () ◎ 助教授 <平成 18 年 4 月> (平成 8 年 4 月)	保留：実践会計論 可：財務会計原理	審査意見#3(2)⑤による修正。
	江頭 幸代 () ◎ 助教授 <平成 18 年 4 月> (平成 16 年 4 月)	江頭 幸代 () ◎ 助教授 <平成 18 年 4 月> (平成 16 年 4 月)	原価計算原理 応用管理会計Ⅰ 応用管理会計Ⅱ	審査意見#3(2)⑤による修正。

区分	旧	新	担当授業科目名	再補正理由
誤字訂正	堀川 洋 () 実専 教授 <平成 18 年 4 月>	堀川 洋 () 実専 教授 <平成 18 年 4 月> (昭和 60 年 9 月)	簿記原理 基礎簿記 I 基礎簿記 II 経理実務演習	審査意見 # 3 (2) ⑤による修正。
	古川 行正 () 実専 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 16 年 4 月)	古川 行正 () 実専 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 15 年 7 月)	会計職業倫理 監査知識実務応用	審査意見 # 3 (2) ⑤による修正。
	熊王 征秀 () 実専 助教授 <平成 18 年 4 月> (平成 9 年 7 月)	熊王 征秀 () 実専 助教授 <平成 18 年 4 月> (平成 9 年 7 月)	実務所得税法 実務消費税法	審査意見 # 3 (2) ⑤による修正。
	高橋 敏則 () 銀専 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 8 年 7 月)	高橋 敏則 () 銀専 教授 <平成 18 年 4 月> (平成元年 10 月)	実務所得税法 税法実務演習	審査意見 # 3 (2) ⑤による修正。
	末益 弘幸 () 銀専 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 17 年 1 月)	末益 弘幸 () 銀専 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 10 年 4 月)	基礎監査論 実践監査論 応用監査論	審査意見 # 3 (2) ⑤による修正。

区分	旧	新	担当授業科目名	再補正理由
誤字訂正	松土 陽太郎 (') 専 教授 <平成 18 年 4 月>	松土 陽太郎 (') 専 教授 <平成 18 年 4 月> (平成 15 年 4 月)	保留：特殊会計実務 可：証券取引法実務	審査意見# 3 (2) ⑤による修正。
教員組織の概要 (様式 2 号)	申請分 会計研究科 会計監査専攻 教授 専任 <u>12</u> 人 助教授専任 <u>5</u> 人	申請分 会計研究科 会計監査専攻 教授 専任 <u>13</u> 人 助教授専任 <u>4</u> 人		教員組織を変更したため

c その他

(会計研究科 会計監査専攻)

区分	旧	新	再補正理由
審査意見に対して	「設置趣旨」ア. 設置の趣旨及び必要性 「我が国においても、 <u>多くの会計に関連する法律等のルールや、会計に関するプロフェッショナルである公認会計士の受験制度の変化など、次々と引き起こしている。</u> 」(1頁25行～27行)	「設置趣旨」ア. 設置の趣旨及び必要性 「我が国においても、 <u>多くの会計に関連する法律等のルールの見直しや、会計に関するプロフェッショナルである公認会計士の試験制度の改正などが次々と行われている。</u> 」(1頁26行～27行)	審査意見#1を踏まえて、専門職大学の設置計画にふさわしい表現に修正。
審査意見に対して	「設置趣旨」ア. 設置の趣旨及び必要性 (2) 経理教育に関する理念について 「 <u>専門学校、特に社会人や大学生を対象にする資格取得講座では、・・・・現場で実践的能力を発揮できる専門教育や資格取得に適応する、生きた人間教育を行なっている。</u> 」(6頁6行～31行)	(削除)	本表題の趣旨・内容に関係しないため
審査意見に対して	「設置趣旨」ア. 設置の趣旨及び必要性 a. 教育上の理念、目的①専門職大学院設置の目的 「大原簿記学校で培ったこの教育内容をさらに <u>多くの人に広めるために、今後何をすることができるかと考えた場合に、大学若しくは会計専門職大学院の設立という方法が存在するという考えに至った。</u> 」(7頁25行～27行)	「設置趣旨」ア. 設置の趣旨及び必要性 a. 教育上の理念、目的①専門職大学院設置の目的 「大原簿記学校で培ったこの教育内容をさらに <u>高度で専門的なものにするために、今後何をすることができるかと考えた場合に、大学若しくは会計専門職大学院の設立という方法が存在するという考えに至った。</u> 」(6頁19行～21行)	審査意見#1を踏まえて、専門職大学の設置計画にふさわしい表現に修正。

区分	旧	新	再補正理由
審査意見に対して	<p>「設置趣旨」ア. 設置の趣旨及び必要性 a. 教育上の理念、目的①専門職大学院設置の目的 「……、大原簿記学校が、今回新たに目標とする教育とは、僅かではあるが、その教育目標が異なっており、むしろ学校法人であっても、新たに設立することが認められることとなった専門職大学院の方が、その趣旨に添ったものであると考え、今回の「大原大学院大学」設置申請に至った次第である。」(7頁29行～33行)</p>	<p>「設置趣旨」ア. 設置の趣旨及び必要性 a. 教育上の理念、目的①専門職大学院設置の目的 「……、大原学園が、今回新たに目標とする教育とは、その教育目標が異なっており、これまでの経緯を考慮した場合、新たに設立することが認められることとなった専門職大学院の方が、その趣旨に添ったものであると考え、今回の「大原大学院大学」設置申請に至った次第である。」(6頁23行～26行)</p>	<p>審査意見#1を踏まえて、専門職大学の設置計画にふさわしい表現に修正。</p>
審査意見に対して	<p>「設置趣旨」ア. 設置の趣旨及び必要性 a. 教育上の理念、目的①専門職大学院設置の目的 「<u>そこで大原大学院大学では、これらの資格取得も僅かであるがその視野に入れながら、従来の受験指導では実践することができなかった、深い学識及び卓越した能力に関する学術を中心に、広い知識を授けるとともに、深い専門の学術を教授、研究し個性豊かな教養のある人格を備えた有為な人材を養成する目的で、その教育を実施したいと考えている。</u></p> <p><u>これにより、経理会計に関するプロと呼び得る職業会計人を、数多く輩出することを目的にする。」</u>(8頁10行～16行)</p>	<p>「設置趣旨」ア. 設置の趣旨及び必要性 a. 教育上の理念、目的①専門職大学院設置の目的 「<u>しかし、大原大学院大学では、会計の専門職大学院として、会計・監査及び税務、並びにこれらに関する学術理論及び応用を教授研究するとともに、広範な実務的教育を施し、人格の陶冶をはかり、高度な専門性を備えた深い学識と卓越した能力をもつ職業会計人を育成する目的で設立されるものである。」</u>(7頁3行～6行)</p>	<p>審査意見#1を踏まえて、専門職大学の設置計画にふさわしい表現に修正。</p>

区分	旧	新	再補正理由
審査 意見 対 して	「設置趣旨」イ. 研究科、専攻の名称及び学位の名称(1) 研究科、専攻科の名称 「 <u>過去における経理会計に関する教育ノウハウと公認会計士試験の受験指導を通じて培った教育内容を、会計という専門分野に特化した会計専門職大学院において教育指導したいと考えている。</u> 」(20頁29行～31行)	「設置趣旨」イ. 研究科、専攻の名称及び学位の名称(1) 研究科、専攻科の名称 「 <u>過去における経理会計に関する教育ノウハウ等で、学校教育法第65条第2項に定める専門職大学院の目的に添った高度で専門的な職業会計人を育成したい。</u> 」(18頁27行～28行)	専門職大学院の設置計画にふさわしい表現に修正。
審査 意見 対 して	「設置趣旨」イ. 研究科、専攻の名称及び学位の名称(2) 学位の名称 「 <u>学位(英文名) / Master of Accounting</u> 」(23頁12行)	「設置趣旨」イ. 研究科、専攻の名称及び学位の名称(2) 学位の名称 「 <u>学位(英文名) / Master of Accounting (profession)</u> 」(21頁9行)	名称の誤りを訂正。
審査 意見 対 して	「設置趣旨」ウ. 教育課程の編成の考え方及び特色(2) 教育コンテンツの特徴について①実務対応型の教育カリキュラムの存在 「 <u>このために、これまで大原簿記学校で実施してきた講義を基礎にして、これらに専門性のある講義が重複して提供できれば、実務に必要である現実的な能力は十分に身に付けることができるものと考えている。</u> 」(33頁14行～16行)	「設置趣旨」ウ. 教育課程の編成の考え方及び特色(2) 教育コンテンツの特徴について①実務対応型の教育カリキュラムの存在 「 <u>この点においては、当大学院大学では公認会計士、税理士等7名の専任実務家教員を配し、実践重視の教育で講義にあたることになる。</u> 」(31頁14行～15行)	実務対応型の教育カリキュラムに対する詳細な教員説明に記述を訂正。
審査 意見 対 して	「設置趣旨」エ. 教員組織の編成の考え方及び特色(1) 教員配置の基本的考え方⑩統計学科目に関する教員の配置に関して 「 <u>公認会計士試験の受験科目(選択科目)でもあることから、当大学院大学でも卒業生の中で、公認会計士試験の受験を考えている学生を考慮して、授業科目の一部として構成させている。</u> 」(62頁13行～15行)	「設置趣旨」エ. 教員組織の編成の考え方及び特色(1) 教員配置の基本的考え方⑩統計学科目に関する教員の配置に関して 「 <u>公認会計士試験の受験科目(選択科目)であることからわかるように、教養として学ぶにふさわしい授業科目である。</u> 」(61頁13行～14行)	専門職大学院の目的に添った適切な表現に修正。

区分	旧	新	再補正理由
審査意見に対して	(追加)	「設置趣旨」キ. 施設・設備等の整備計画(1) 大学院施設に関して「 <u>③本館施設・・・</u> 」(102頁28行～35行)	専門職大学院の講義科目「会計情報システム論」で使用するための教室を明らかにするため。
審査意見に対して	「設置趣旨」キ. 施設・設備等の整備計画(3) 教員研究室に関して「 <u>専門職大学院教員用の個別研究室のスペースを6室準備して、この研究室を研究家教員6名に使用させる。また、この個別研究室を使用することができない教員は、10号館に共同研究室を準備する。当面の間は、この個別研究室6室と共同研究室1室で各教員は教育研究にあたるものとする。</u> <u>もちろん共同研究室とは言え、個人用のデスク、書棚、またパソコンなどは個々に用意して、ここで常時研究を行うことができる環境を整える。共同研究室ではあるが、研究業績をあげるための研究環境は確保するものとする。</u> 」(106頁5行～11行)	「設置趣旨」キ. 施設・設備等の整備計画(3) 教員研究室に関して「 <u>専門職大学院教員用の個別研究室のスペースを17室準備する。この個別研究室を使用し、各教員の研究はもちろん院生に対する質問の対応や少人数でのゼミなども実施する計画である。</u> <u>個別研究室には、個人用のデスク、書棚、またパソコンなどは個々に用意して、ここで常時研究を行うことができる環境を整える。この研究室を使用し、個々の研究業績をあげるための研究環境は確保するものとする。</u> 」(104頁5行～9行)	審査意見#2を踏まえて、専門職大学の設置計画にふさわしい表現に修正。
審査意見に対して	「設置趣旨」キ. 施設・設備等の整備計画(5) 図書室に関する運営と充実に関して「 <u>当大学院大学では設立時に概ね5,000冊程度の会計、経営、経済、その他関連分野の書籍を準備したい。</u> 」(112頁19行～20行)	「設置趣旨」キ. 施設・設備等の整備計画(5) 図書室に関する運営と充実に関して「 <u>当大学院大学では設立時に2,301冊(完成年度予定冊数 約3,500冊)程度の会計、経営、経済、その他関連分野の書籍を準備したい。</u> 」(106頁29行～30行)	審査意見#2を踏まえて、専門職大学の設置計画にふさわしい表現に修正。

区分	旧	新	再補正理由																				
審査意見に対して	<p>「設置趣旨」キ. 施設・設備等の整備計画(5) 図書室に関する運営と充実に関して</p> <p>【図書室の概要】</p> <p>「所蔵図書内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>経理会計関係</td> <td>約 3,700 冊</td> </tr> <tr> <td>経営関係</td> <td>約 300 冊</td> </tr> <tr> <td>経済関係</td> <td>約 200 冊</td> </tr> <tr> <td>法律関係</td> <td>約 300 冊</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>約 500 冊」</td> </tr> </table> <p>(113 頁 15 行～19 行)</p>	経理会計関係	約 3,700 冊	経営関係	約 300 冊	経済関係	約 200 冊	法律関係	約 300 冊	その他	約 500 冊」	<p>「設置趣旨」キ. 施設・設備等の整備計画(5) 図書室に関する運営と充実に関して</p> <p>【図書室の概要】</p> <p>「所蔵図書内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>経理会計関係</td> <td>約 761 冊</td> </tr> <tr> <td>経営関係</td> <td>約 504 冊</td> </tr> <tr> <td>経済関係</td> <td>約 247 冊</td> </tr> <tr> <td>法律関係</td> <td>約 266 冊</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>約 523 冊」</td> </tr> </table> <p>(107 頁 28 行～32 行)</p>	経理会計関係	約 761 冊	経営関係	約 504 冊	経済関係	約 247 冊	法律関係	約 266 冊	その他	約 523 冊」	審査意見#2を踏まえて、専門職大学の設置計画にふさわしい表現に修正。
経理会計関係	約 3,700 冊																						
経営関係	約 300 冊																						
経済関係	約 200 冊																						
法律関係	約 300 冊																						
その他	約 500 冊」																						
経理会計関係	約 761 冊																						
経営関係	約 504 冊																						
経済関係	約 247 冊																						
法律関係	約 266 冊																						
その他	約 523 冊」																						
審査意見に対して	<p>「設置趣旨」ス. 自己点検・評価</p> <p>「<u>教育を提供する機関は、・・・並びに大原学園全体での問題点として改革に取り組まなければならない。</u>」(117 頁 2 行～137 頁 30 行)</p>	<p>「設置趣旨」ス. 自己点検・評価</p> <p>「<u>大原大学院大学の運営状況を自己点検評価するために、・・・改修などの予算についての審議を受けるものとする。</u>」(112 頁 2 行～116 頁 26 行)</p>	審査意見#4に対応して全文を差替。																				
審査意見に対して	<p>「設置趣旨」セ. 情報の提供(3)</p> <p>大学院の学生等の情報公開⑥国家試験の受験に関する情報 「<u>そのレベルや範囲が受験科目ではないことから、残念ながら履修を行ったとしても、必ずしもこれらの試験の合格レベルに達するものではない。これらの授業科目は、国家試験受験のための基礎的な知識、あるいは関連する知識をある程度身に付けることができる程度であると考えてほしい。</u>」(146 頁 5 行～9 行)</p>	<p>「設置趣旨」セ. 情報の提供(3)</p> <p>大学院の学生等の情報公開⑥国家試験の受験に関する情報 「<u>あくまで高度な専門的知識を教授するという点で大原簿記学校の教育方針と異なるのである。</u></p> <p><u>その授業科目について高度な専門的知識を保有すれば、当然ながら公認会計士試験の短答式試験に合格することはあり得ることである。</u>」(123 頁 27 行～30 行)</p>	専門職大学院の目的に添った記述内容に修正した。																				
審査意見に対して	<p>「設置趣旨」ソ. 教員の資質の維持向上の方策 「<u>教員が担当する授業科目に関する評価は、・・・教員組織全体の質的向上に努めたい。</u>」(147 頁 2 行～159 頁 15 行)</p>	<p>「設置趣旨」ソ. 教員の資質の維持向上の方策 「<u>大原大学院大学で企画する FD は、・・・教員資質の維持向上に努める。</u>」(125 頁 2 行～127 頁 33 行)</p>	審査意見#5に対応して全文を差替。																				

区分	旧	新	再補正理由
学則	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>大原大学院大学(以下「本大学院」)は、教育基本法により、学校教育法に定める大学院として、<u>会計ならびに税務に関する高度な専門性を持つ職業を担う専門家を育成するために、深い学識および卓越した能力に関する学術を中心に広く実務的教育を施し、人格の陶冶を行い、もって深く専門の学識および卓越した能力を持つ職業会計人を育成し、文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>第2条 (名称)</p> <p>本大学院は、大原大学院大学という。</p> <p>第3条 (位置)</p> <p>本大学院の本部の位置を、東京都千代田区西神田2丁目2番10号に置く。</p> <p>第2章 <u>研究科、課程、専攻、修業年限、および定員</u></p> <p>第4条 (研究科)</p> <p>本大学院に会計研究科(以下「研究科」という)を置く。</p> <p>第5条 (課程)</p> <p>本大学院に専門職学位課程を置く。</p> <p>2. 専門職学位課程は、<u>高い視野</u>に立ち専門分野における研究を行い、高度な専門性を要する</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>大原大学院大学は、教育基本法<u>の精神に則り、学校教育法に定める専門職大学院として、会計・監査及び税務、並びにこれらに関する学術の理論及び応用を教授研究するとともに、広範な実務的教育を施し、人格の陶冶を図り、高度な専門性を備えた深い学識と卓越した能力をもつ職業会計人を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>第2条 (名称)</p> <p>本大学院は、<u>名称を大原大学院大学という。(以下「本大学院」という)</u></p> <p>第3条 (位置)</p> <p>本大学院は、<u>本部の位置を</u>東京都千代田区西神田2丁目2番10号に置く。</p> <p>第2章 <u>課程及び学位、研究科、専攻、定員及び修業年限</u></p> <p>第4条 (課程および学位)</p> <p>本大学院に専門職学位課程を置く。</p> <p>2. 専門職学位課程は、<u>高い視点</u>に立ち専門分野における研究を行い、<u>基礎となる学識及び高</u></p>	<p>大学院の円滑な運営を行う為に修正をした。</p>

区分	旧	新	再補正理由
	<p>職業会計人等に<u>必要な高度な能力、およびその基礎となる学識を養うものとする。</u></p> <p>第6条（専攻） 次に研究科に、次の専攻を置く。</p> <p>区分：会計研究科 専攻：会計監査専攻</p> <p>第7条（<u>修業年限および定員</u>） 修業年限および定員は次の通りとする。</p> <p>研究科： 会計研究科 専攻： 会計監査専攻 第1年次： 30名 第2年次： 30名 合計： 60名</p> <p>2. <u>本大学院の修業年限は2年間とするが、必要に応じて大学院学長の許可により延長することができる。ただしその年限は4年を超えることはできない。</u></p> <p>3. <u>本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において必要と認められる方法で講義を行うことができるものとする。</u></p>	<p>度な専門性を要する職業会計人等に<u>必要な卓越した能力を養うものとする。</u></p> <p>3. <u>学位については学位規則による。</u></p> <p>第5条（研究科） 本大学院に会計研究科（以下「研究科」という）を置く。</p> <p>第6条（専攻） 研究科に次の専攻を置く。</p> <p>研究科：会計研究科 専攻：会計監査専攻</p> <p>第7条（<u>定員および修業年限</u>） 本大学院の定員は次の通りとする。</p> <p>研究科： 会計研究科 専攻： 会計監査専攻 第1年次： 30名 第2年次： 30名 合計： 60名</p> <p>2. <u>修業年限は2年とする。なお、必要に応じて大学院学長の許可により修業年限を延長することができる。ただし、その年限は4年を超えることはできない。</u></p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>第3章 教員組織</p> <p>第8条 (教員)</p> <p>本大学院には、<u>大学院教授会を置く。この大学院教授会の議長は、互選によるものとする。</u></p> <p>2. <u>大学院教授会は、本大学院のすべての教授、助教授により構成させるものとする。</u></p> <p>3. <u>新たに教授、助教授となる者の任命は、大学院教授会の決定により、大学院学長が行うものとする。</u></p> <p>4. <u>本大学院には、次の数の大学院学長、また専門分野の知識が豊富な教授、助教授、専任講師をおくものとする。</u></p> <p>(1) 大学院学長 1名</p> <p>(2) 研究科長 1名</p> <p>(3) 教授 7名以上</p> <p>(4) 助教授 5名以上</p> <p>(5) 専任講師 必要人数</p> <p>5. <u>必要に応じて、兼任講師、客員教授に授業科目を担当させることができる。</u></p> <p>第4章 運営組織</p> <p>第9条 (専攻委員会)</p> <p>当大学院には<u>大学院教授会を設置するものとする。この大学院</u></p>	<p>第3章 運営組織</p> <p>第8条 (運営組織)</p> <p><u>本大学院に、運営組織として、大学院教授会、会計監査専攻委員会及び大学院事務局を置く。</u></p> <p>第9条 (大学院教授会)</p> <p><u>本大学院に大学院教授会を置く。</u></p> <p>2. <u>大学院教授会は学長、教授、助教授により構成され、毎月1</u></p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>教授会は教授、助教授により構成され、毎月最低1回は開催するものとする。また必要に応じて議長が召集することができる。</p> <p><u>2. 大学院教授会の議長は、大学院の学長が兼任する。</u></p> <p>3. 大学院教授会で審議決定する事項は概ね次に掲げる事項である。ただし、必要な事項は理事会の決議を受けなければならない。</p> <p>(1) 大学院運営に関する基本的事項や方針等</p> <p>(2) 大学院の予算に関する事項</p> <p>(3) 大学院に属する教育研究用機器備品の購入および処分に関する事項</p> <p>(4) 大学院に関連する寄付行為の変更に関する事項</p> <p><u>(5) その他大学院の運営に関する事項</u></p> <p><u>4. 大学院教授会の諮問機関として専攻委員会を設置し、この委員会の長は研究科長が担当する。</u></p> <p><u>5. 専攻委員会は、次の事項を審議するものとする。</u></p>	<p>回は開催するものとする。また、必要に応じ議長が召集することができる。</p> <p><u>3. 大学院教授会の議長は、本大学院の学長とする。</u></p> <p><u>4. 大学院教授会で審議決定する事項は、次に掲げる事項である。ただし、必要な事項は理事会の決議を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>本大学院運営に関する基本的事項や方針</u></p> <p>(2) <u>本大学院の予算に関する事項</u></p> <p>(3) <u>本大学院に属する教育研究用機器備品の購入及び処分に関する事項</u></p> <p>(4) <u>本大学院の寄付行為の変更に関する事項</u></p> <p><u>(5) 本大学院の教員の人事に関する事項</u></p> <p><u>(6) その他、本大学院の運営に関する事項</u></p> <p><u>第10条（会計監査専攻委員会）</u> <u>大学院教授会のもとに会計監査専攻委員会を置く。</u></p> <p><u>2. 会計監査専攻委員会は、教授、助教授、講師、みなし専任教員により構成される。</u></p> <p><u>3. 会計監査専攻委員会の議長は、本大学院の研究科長とする。</u></p> <p><u>4. 会計監査専攻委員会は、次の事項を審議するものとする。</u></p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>(1) <u>専攻科</u>で行われる教育課程に関して</p> <p>(2) 教員の人事に関する事項</p> <p>(3) 試験全般に関する事項</p> <p>(4) 大学院生の入学、退学、除籍、修了に関する事項</p> <p>(5) <u>大学院生に関する単位付与</u>に関する事項</p> <p>(6) その他、<u>各学科の運営</u>に関する事項</p> <p><u>6. 専攻委員会で審議した上記5項の事項のうち必要な事項は</u>大学院教授会に答申して、その審議を受けなければならない。</p> <p><u>7. この専攻委員会は、下部に必要に応じて分科会を設けるものとし、さらに教務に関する詳細な内容を討議し、これを専攻委員会に具申することができるものとする。</u></p> <p>第10条 (事務組織)</p> <p><u>本大学院の事務を迅速に処理するために、教員組織とは別に独立した事務組織として大学院事務局を置くものとする。</u></p>	<p>(1) <u>研究科</u>で行われる教育課程に関する事項</p> <p>(2) 試験全般に関する事項</p> <p>(3) <u>本大学院生</u>の入学、退学、除籍、修了に関する事項</p> <p>(4) <u>本大学院生に対する単位付与</u>に関する事項</p> <p><u>(5) 本大学院教員の資質維持・向上に関する事項</u></p> <p>(6) その他、<u>研究科の管理・運営</u>に関する事項</p> <p><u>5. 会計監査専攻委員会で審議した上記第4項の事項のうち必要なものは</u>大学院教授会に答申し、その審議を受けなければならない。</p> <p><u>6. 会計監査専攻委員会は、必要に応じ分科会を設けることができる。分科会は、教務に関する詳細な内容を討議し、これを会計監査専攻委員会に具申することができるものとする。</u></p> <p>第11条 (事務組織)</p> <p><u>本大学院には、事務組織として大学院事務局を置く。</u></p> <p><u>2. 大学院事務局は次の業務を担当する。</u></p> <p><u>(1) 本大学院の金銭収支に関する全ての事項</u></p> <p><u>(2) 本大学院生の成績などの管理一般</u></p> <p><u>(3) 本大学院生の就職に関するオリエンテーションなど就職一般</u></p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>第5章 評価および認証</p> <p>第11条(自己点検)</p> <p>本大学院は、その講義内容などについて、専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)に照らし、その水準の維持に努め、本大学院の目的および社会的使命を達成するため、教育内容の状況に関して自己点検および評価に努めるものとする。</p>	<p>(4) <u>本大学院に関する施設の管理</u></p> <p>(5) <u>本大学院生の募集に関する広報活動</u></p> <p>(6) <u>本大学院の卒業生に関する管理とその運営</u></p> <p>(7) <u>その他、本大学院生の事務全般に関する事項</u></p> <p>第4章 教員組織</p> <p>第12条(教員組織)</p> <p>本大学院には、次の数の大学院学長、研究科長、教授、助教授、講師、<u>みなし専任教員</u>を置く。</p> <p>(1) 大学院学長：1名</p> <p>(2) 研究科長：1名</p> <p>(3) 教授：7名以上</p> <p>(4) 助教授：4名以上</p> <p>(5) 講師：必要人数</p> <p>(6) <u>みなし専任教員</u>： 必要人数</p> <p>第5章 評価および認証</p> <p>第13条(自己点検)</p> <p>本大学院は、<u>教育研究の内容</u>などについて、専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)に照らし、その水準の維持に努め、本大学院の目的<u>及び</u>社会的使命を達成するため、教育内容の状況に関して自己点検及び評価に努めるものとする。</p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>2. 前項に定める水準を維持するために、<u>授業科目</u>の内容およびその方法を評価し、その改善を図るため大学院全体で組織的な<u>研修および研究等</u>を実施するものとする。</p> <p>第12条（認証評価）</p> <p>本大学院は、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関して、5年毎に1度、文部科学大臣が定める認証評価機関に、その評価を委託するものとする。</p> <p>第6章 教育方法等</p> <p>第13条（教育方法）</p> <p>本大学院の教育は、大学院生が履修申請した<u>授業科目</u>を聴講することにより行われるものとする。</p> <p>2. 本大学院の<u>授業</u>は、講義形式だけでなく実践教育にふさわしい方法で行うことができる。</p> <p>3. 本大学院の教育は、効果があると認められる高度なメディアを利用した通信教育により実施することができる。</p> <p>第14条（学年・学期・授業時間・休業日）</p> <p>本大学院の<u>学年</u>の始期および終期は次の通りである。</p>	<p>2. 前項に定める水準を維持する<u>目的から</u>、<u>講義科目</u>の内容及びその方法を評価し、その改善を図るため、本大学院全体で組織的な<u>研修及び研究等</u>を実施するものとする。</p> <p>第14条（認証評価）</p> <p>本大学院は、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関して、5年毎に、文部科学大臣が定める認証評価機関に、その評価を委託するものとする。</p> <p>第6章 教育方法等</p> <p>第15条（<u>教育研究方法</u>）</p> <p>本大学院の<u>教育研究</u>は、本大学院生が履修申請した<u>講義科目</u>を聴講することにより行う。</p> <p>2. 本大学院の<u>講義</u>は、講義形式だけでなく実践教育にふさわしい<u>ゼミ形式などの方法</u>で行うことができる。</p> <p>3. 本大学院の<u>教育研究</u>は、効果があると認められる高度なメディアを利用した通信教育により実施することができる。</p> <p>第16条（学年・学期・授業時間）</p> <p>本大学院における<u>学年</u>の始期及び終期は、次の通りである。</p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>専攻名 会計監査専科 始期 4月1日 終期 <u>入学した翌年</u>3月31日</p> <p>2. 本大学院の学期は、前期、後期に分け次の通りとする。</p> <p>専攻名 会計監査専科 前期 4月1日～9月30日 後期 10月1日～3月31日</p> <p>3. 本大学院の授業時間は次の通りである。</p> <p>第1時限目：午前10時～ <u>午前12時</u> 第2時限目：午後2時～ 午後4時</p> <p>4. ただし上記以外の放課後、<u>夜間であっても必要があれば</u>講義を行うことができる。</p> <p>第15条（休業日） 本大学院の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日 (3) 夏期休暇 8月中旬から8月下旬までの約2週間 (4) 冬期休暇 12月下旬から1月上旬までの約2週間 (5) <u>開校記念日</u> 3月5日</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、大学院学長が特に必要あると認めるときは、<u>臨時に休業を行い、または休業日に授業を行う</u>ことがある。</p>	<p>専攻 <u>会計監査専攻</u> 始期 4月1日 終期 翌年3月31日</p> <p>2. 本大学院の学期は、前期、後期に分け次の通りとする。</p> <p>専攻 <u>会計監査専攻</u> 前期 4月1日～9月30日 後期 10月1日～3月31日</p> <p>3. 本大学院の授業時間は、次の通りである。</p> <p>第1時限目：午前10時～ <u>正午</u> 第2時限目：午後1時～ <u>午後3時</u></p> <p>4. ただし、上記以外の放課後に、<u>必要に応じ講義を行う</u>ことができる。</p> <p>第17条（休業日） 本大学院の休業日は、次の通りとする。</p> <p>(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日 (3) 夏期休暇 8月中旬から8月下旬までの約2週間 (4) 冬期休暇 12月下旬から1月上旬までの約2週間</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、大学院学長が特に必要あると認めるときは、臨時に休業、または休業日に授業を行うことがある。</p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>第7章 入学、休学、退学、除籍 第16条 (入学資格)</p> <p>本大学院の入学は次に定めるものとする。</p> <p>(1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者</p> <p>(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了したもの</p> <p><u>(3) 学校教育法施行規則第70条第1項第3号の規定に基づく文部科学大臣の指定した者</u></p> <p>(4) 学校教育法施行規則第70条第1項第4号の規定に基づき、<u>大学に3年以上在学し、本校において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められる者</u></p> <p>(5) 上記(1)～(4)に該当しない者で旧教育制度を修了した者、各種大学卒業あるいは短期大学卒業等については、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認め<u>た者</u></p> <p>(6) 本大学院において、<u>(1)の者と同等以上の学力があると認め<u>た者</u></u></p>	<p>第7章 入学、休学、退学、除籍 第18条 (入学資格)</p> <p>本大学院に入学することができる者は、次の各号の<u>いずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者</p> <p>(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p><u>(3) 外国の学校が行う通信教育における講義科目を、我が国において履修することにより、その外国の学校教育の16年の課程を修了した者</u></p> <p>(4) 学校教育法施行規則第70条第1項第4号の規定に基づき<u>文部科学大臣の指定した者</u></p> <p>(5) 上記(1)～(4)に該当しない者で旧教育制度を修了した者、各種大学卒業あるいは短期大学卒業等については、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認め<u>られる者</u></p> <p>(6) 本大学院において、<u>個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、22歳に達した者</u></p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p><u>第17条</u>（入学手続）</p> <p>本大学院に入学を志願する者は、入学願書に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。</p> <p><u>第18条</u>（入学者の選考）</p> <p>前条の入学志願者について、次の方法で選考を行い、その入学を許可するものとする。</p> <p>（1）筆記ならびに口述による選考</p> <p>（2）その他本大学院で適切と認められる方法</p> <p><u>第19条</u>（入学許可）</p> <p>前条の選考により入学を許可され、所定の日までに入学金を添えて手続きを終えた者に入学を認める。</p> <p><u>第20条</u>（休学）</p> <p><u>疾病</u>その他やむを得ない理由により、3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2. 休学の期間は1ヶ年以内とする。ただし、<u>やむを得ない</u>と特別な事情がある場合は、引き続き1ヶ年休学を許可することができる。</p> <p>3. 休学の期間は、第7条に定める<u>在学</u>年限に、算入しない。</p> <p><u>第21条</u>（退学）</p> <p>退学する意思のあるものは、その理由を記した退学届を学長宛に<u>願い出るものとする。</u></p>	<p><u>第19条</u>（入学手続）</p> <p>本大学院に入学を志願する者は、入学願書に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。</p> <p><u>第20条</u>（入学者の選考）</p> <p>前条の入学志願者については、次の方法で選考を行い、その入学を許可するものとする。</p> <p>（1）筆記ならびに口述による選考</p> <p>（2）その他本大学院で適切と認め<u>めた方法</u></p> <p><u>第21条</u>（入学許可）</p> <p>前条の選考により入学を許可され、所定の日までに<u>一定の書類と</u>入学金を添えて<u>入学</u>手続きを終えた者<u>に対して</u>入学を認める。</p> <p><u>第22条</u>（休学）</p> <p><u>病気</u>その他やむを得ない理由により、3月以上修学することができない者は、<u>大学院</u>学長の許可を得て休学することができる。</p> <p>2. 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、引き続き1年休学を許可することができる。</p> <p>3. 休学の期間は、第7条に定める<u>修業</u>年限には算入しない。</p> <p><u>第23条</u>（退学）</p> <p>退学する意思のある者は、その理由を記した退学届を<u>大学院</u>学長宛に<u>願い出て、許可を受けなければならない。</u></p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>2. 学長は大学院生が、病気その他の理由により成業の見込みがないと認められるときは、退学を命ずることができる。</p> <p>第22条（除籍）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、<u>会計監査専攻委員会での審議を経て、学長が除籍を命じることができる。</u></p> <p>(1) 第7条第2項の<u>在学年限を越えた者</u></p> <p>(2) 授業料等の学費の納入を怠り、催促してもなお納付をしない者</p> <p>(3) 休学期間を超えても、なお復学できない者</p> <p>(4) その他、本大学院での<u>継続しての学習が適切でない</u>と認められる者</p> <p>第8章 単位認定</p> <p>第23条（単位認定）</p> <p>履修申請した<u>授業科目は、試験その他の方法により第26条に定める評価を行い単位を付与するものとする。</u></p> <p>第24条（履修科目単位数の制限）</p> <p>大学院生が各年次において修得する<u>単位数は、在籍期間内の適切な範囲での授業科目の履修をするために、それぞれ次のように定める。</u></p> <p>専攻名 : 会計監査専攻</p> <p>第1年次 : 36単位</p> <p>第2年次 : 36単位</p>	<p>2. <u>大学院学長は、大学院生が病気その他の理由により成業の見込みがないと認めるときは、退学を命ずることができる。</u></p> <p>第24条（除籍）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、<u>大学院学長が除籍を命ずることができる。</u></p> <p>(1) 第7条第2項の<u>修業年限を超えた者</u></p> <p>(2) 授業料等の学費の納入を怠り、催促してもなお納付をしない者</p> <p>(3) 休学期間を超えても、なお復学できない者</p> <p>(4) その他、本大学院で<u>継続学習することが適切でない</u>と認められる者</p> <p>第8章 単位認定及び成績評価</p> <p>第25条（単位認定）</p> <p>履修申請した<u>講義科目は、試験その他の方法によって第29条に定める評価を行い、単位を付与するものとする。</u></p> <p>第26条（履修科目単位数の制限）</p> <p><u>本大学院生が各年次において修得できる制限単位数は、それぞれ次のように定める。</u></p> <p>専攻 : 会計監査専攻</p> <p>第1年次 : 36単位</p> <p>第2年次 : 36単位</p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>第25条（既修得単位の認定）</p> <p>本大学院が教育上有益と認めるときは、本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した<u>授業科目</u>について修得した単位を、本大学院が修了要件として定める54単位以上の2分の1を超えない範囲で本大学院における<u>授業科目</u>の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>第26条（取得単位）</p> <p>会計研究科における会計監査専攻で受講する<u>授業科目</u>と取得することができる単位は次に示す通りである。</p> <p>会計基礎科目</p> <p>必要単位：6単位以上</p> <p>科目数：3科目以上</p> <p>実践基礎科目</p> <p>必要単位：20単位以上</p> <p>科目数：10科目以上</p> <p>応用・発展科目</p> <p>必要単位：14単位以上</p> <p>科目数：7科目以上</p>	<p>第27条（既修得単位の認定）</p> <p>本大学院が教育上有益と認めるときは、本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した<u>講義科目</u>について修得した単位を、本大学院が修了要件として定める54単位以上の2分の1を超えない範囲で、本大学院における<u>講義科目</u>の履修を修得したものとみなすことができる。</p> <p>第28条（修得単位）</p> <p>会計研究科における会計監査専攻で、受講する<u>講義科目</u>と修得することができる単位は、次に示す通りである。</p> <p>会計基礎科目</p> <p>必要単位：<u>必修</u>6単位以上</p> <p>科目数：<u>必修</u>3科目以上</p> <p>実践基礎科目</p> <p>必要単位：<u>必修</u>20単位以上</p> <p><u>選択必修</u>2単位以上</p> <p><u>合計</u>22単位以上</p> <p>科目数：<u>必修</u>10科目以上</p> <p><u>選択必修</u>1科目以上</p> <p><u>合計</u>11科目以上</p> <p>応用・発展科目</p> <p>必要単位：<u>必修</u>14単位以上</p> <p><u>選択必修</u>2単位以上</p> <p><u>合計</u>16単位以上</p> <p>科目数：<u>必修</u>7科目以上</p> <p><u>選択必修</u>1科目以上</p> <p><u>合計</u>8科目以上</p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>会計発展科目 必要単位：10単位以上</p> <p>科目数：5科目以上</p> <p>合計 単位数：63単位 必要単位：44単位 科目数：25科目</p> <p>履修上の注意点 上記、4つの科目群の中から次の科目を履修するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会計基礎科目群から3科目以上6単位を必修とする。 2. 実践基礎科目群から10科目20単位を必修科目として履修し、さらに選択必修科目の中から最低1科目2単位を必修科目とする。 3. 応用発展科目群から7科目14単位を履修し、さらに選択必修科目の中から1科目2単位を必修科目とする。 4. 会計発展科目群の中から選択により5科目10単位を履修科目とする。 <p>第27条（成績評価） 各授業科目は、教務運営委員会の定める方法で試験を実施し、下記に掲げる評価のS、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とする。</p>	<p>会計発展科目 必要単位：<u>選択</u>10単位以上 合計10単位以上</p> <p>科目数：<u>選択</u>5科目以上 合計5科目以上</p> <p>合計 単位数：<u>101</u>単位 必要単位：<u>54</u>単位以上 科目数：<u>27</u>科目以上</p> <p>履修上の注意点 上記<u>四</u>つの科目群の中から次の科目を履修するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会計基礎科目群の<u>必修科目</u>の中から3科目6単位を履修する。 2. 実践基礎科目群の<u>必修科目</u>の中から10科目20単位を履修し、さらに選択必修科目の中から1科目2単位を履修する。 3. 応用・発展科目群の<u>必修科目</u>の中から7科目14単位を履修し、さらに選択必修科目の中から1科目2単位を履修する。 4. 会計発展科目群の<u>選択科目</u>の中から5科目10単位を履修する。 <p>第29条（成績評価） 各講義科目は、<u>会計監査専攻</u>委員会の定める方法で試験を実施し、下記に掲げる評価のS、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とする。</p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>(評価基準)</p> <p>S評価 90点以上</p> <p>A評価 80点～89点</p> <p>B評価 70点～79点</p> <p>C評価 60点～69点</p> <p>D評価 59点未満</p> <p>第9章 修了</p> <p>第28条(修了)</p> <p>本大学院の<u>会計専門課程</u>を修了するためには、2年以上在学し、所定の<u>授業科目</u>について54単位以上を<u>習得</u>しなければならない。</p> <p>2. また入学時における学生の<u>実務経験</u>などを考慮して、第1年次の在学期間中に必要と認められる<u>授業科目</u>を履修し、必要な単位数を<u>取得</u>し卒業後に高度な専門的な知識を発揮する能力が十分に身に付いたと認められる場合は、修業年限の2年間に満たない場合でも本大学院を卒業する要件を満たしたとして、<u>会計監査専攻委員会</u>での許可が出た者はその卒業を許可する。</p> <p>第10章 検定料、入学金、授業料など</p> <p>第29条(納付金)</p> <p>本大学院の検定料、入学金、授業料(以下「納付金」とする)は下記に定める通りとする。</p>	<p>(評価基準)</p> <p>S評価 90点以上</p> <p>A評価 80点～89点</p> <p>B評価 70点～79点</p> <p>C評価 60点～69点</p> <p>D評価 59点以下</p> <p>第9章 修了</p> <p>第30条(修了)</p> <p>本大学院の<u>専門職学位課程</u>を修了するためには、2年以上在学し、所定の<u>講義科目</u>について54単位以上を<u>修得</u>しなければならない。</p> <p>2. また入学時における学生の<u>実務経験</u>などにより、第1年次の在学期間中に必要と認められる<u>講義科目</u>の履修及び必要な単位数を<u>修得</u>し、かつ卒業後に高度で専門的な知識を発揮する能力が十分に身に付いたと認められる場合は、修業年限の2年間に満たない場合でも本大学院を修了する要件を満たしたものとして、<u>その者の修了</u>を許可する。</p> <p>第10章 検定料、入学金、授業料など</p> <p>第31条(納付金)</p> <p>本大学院の検定料、入学金、授業料(以下「納付金」とする)は、下記に定める通りとする。</p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>検定料：20,000円 入学金：200,000円 授業料 会計監査専科 1年次：1,100,000円 2年次：1,100,000円 教材費：200,000円 施設費：200,000円</p> <p>2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。</p> <p>3. 納付済の納付金は、原則としてこれを返金しない。</p> <p>第11章 褒賞および特待生 第30条 (褒賞) 成績優秀な<u>学生</u>に対しては、大学院学長はこれを褒賞することがある。</p> <p>第31条 (特待生) 本大学院に在籍する<u>学生</u>の中で、特に成績優秀、品行方正にして、<u>学生</u>の模範となると判断される者、または本大学院入学時において、<u>その入学しようとする者が</u>、特に成績優秀で他の入学生の模範と判断される者に対しては、大学院学長は、その一定期間における学費の全額またはその一部を免除することがある。</p>	<p>検定料：20,000円 入学金：200,000円 授業料 会計監査専攻 1年次：1,100,000円 2年次：1,100,000円 教材費：200,000円 施設費：200,000円</p> <p>2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。</p> <p>3. 納付済の納付金は、原則としてこれを返金しない。</p> <p>第11章 褒賞及び特待生 第32条 (褒賞) 成績優秀な<u>大学院生</u>に対しては、大学院学長はこれを褒賞することがある。</p> <p>第33条 (特待生) 本大学院生の中で、特に成績優秀、品行方正にして、<u>他の大学院生</u>の模範となると判断される者、または本大学院入学時において、特に成績優秀で他の入学生の模範と判断される者に対しては、大学院学長は、一定期間における学費の全額または一部を免除することができる。</p>	

区分	旧	新	再補正理由
	<p>第12章 施設及び設備</p> <p>第32条 (教室等)</p> <p>本大学院には、<u>授業科目にふさわしい十分に教育的効果を上げることができる講義室、演習室、実習室等を備えるものとする。</u></p> <p>2. <u>第3条に定める本部以外の施設において、本部で行われている授業内容と同等の講義が実施できる場合は、その施設も当大学院の教育施設とみなす。</u></p> <p>第13章 学則の変更等</p> <p>第33条 (学則の変更)</p> <p>本学則を改廃する場合は、その内容を大学院教授会<u>の議を経て、理事会の承認によるものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この学則は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>第12章 施設及び設備</p> <p>第34条 (教室等)</p> <p>本大学院には、<u>講義室、図書室、医務室等を備えるものとする。</u></p> <p>第13章 学則の変更</p> <p>第35条 (学則の変更)</p> <p>本学則を<u>変更</u>する場合は、その内容を大学院教授会による<u>決議を経て、理事会の承認を得るものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この学則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p><u>この学則の施行について必要な事項は、大学院学長が別に定める。</u></p>	
学位規定	<p>第1条 (目的)</p> <p>この規則は大原大学院大学が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、大原大学院大学学則に定めるものは、この限りではない。</p>	<p>第1条 (目的)</p> <p>この規則は大原大学院大学 (<u>以下「本大学院」という</u>) が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、大原大学院大学学則に定めるものは、この限りではない。</p>	学位規定を明確にするため修正

区分	旧	新	再補正理由
学位 規定	<p>第2条(学位)</p> <p>2. 専門職学位に付する専攻分野の名称は、次のとおりとする。 名称：会計監査修士（専門職）</p>	<p>第2条(学位)</p> <p>2. 専門職学位に付する専攻分野の名称は、次の通りとする。 名称：会計修士（専門職）</p>	<p>審査意見#3(2)⑥ による修正</p>
学位 規定	<p>第3条(専門職学位授与の要件)</p> <p>専門職学位は、本大学院大会計研究科に2年以上在学し、各専攻の所定の単位を修得した者に授与する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本大学院大学の在籍中に研究論文などを発表して大きな研究成果をあげた者に関しては、その<u>学生の業績を大学院委員会</u>で認めた場合は、学位を授与することができる。</p> <p>3. 本大学院大学の入学前に取得した単位を本大学院大学で修得した単位とみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院大学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、本大学院大学の修了要件の最低認定単位数54単位の2分の1である27単位を超えない範囲で本大学院大学が定める<u>在学期間</u>に在学したものとみなすことができる。</p> <p>4. 前項の場合においても、本大学院大学には<u>最低1年以上</u>在学するものとする。</p>	<p>第3条(専門職学位授与の要件)</p> <p>専門職学位は、本大学院大会計研究科に2年以上在学し、専攻の所定の単位を修得した者に授与する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、本大学院の在籍中に研究論文などを発表して大きな研究成果を上げた者で、その業績を<u>会計監査専攻委員会</u>で認めた場合は、学位を授与することができる。</p> <p>3. 本大学院の入学前に取得した単位を本大学院で修得した単位とみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、本大学院の修了要件の最低認定単位数54単位の2分の1である27単位を超えない範囲で本大学院が定める<u>修業期間</u>に在学したものとみなすことができる。</p> <p>4. 前項の場合においても、本大学院には1年以上在学するものとする。</p>	<p>大学院学則を変更したことによる修正</p>

区分	旧	新	再補正理由
教員 任用 規定	<p>第2条(定義)</p> <p>この規定において「教員」とは、専任教授、専任助教授、専任講師、みなし教員、兼任講師、客員教授（助教授を含む）をいう。</p> <p>2 この規定において「みなし教員」とは、教員のうち、実務家教員として一定期間常勤として任用する教授、助教授、<u>専任</u>講師で本学の定める教育又は研究活動に従事する者をいう。</p> <p>3 この規定において「客員教授」とは、教員のうち、一定期間常勤して行う本大学の定める教育又は研究活動に従事する者をいう。</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>この規定において「教員」とは、専任教授、専任助教授、専任講師、<u>みなし専任教員</u>、兼任講師、客員教授（助教授を含む）をいう。</p> <p>2 この規定において「<u>みなし専任教員</u>」とは、教員のうち、実務家教員として一定期間常勤として任用する教授、助教授、講師で本学の定める教育または研究活動に従事する者をいう。</p> <p>3 この規定において「客員教授」とは、教員のうち、一定期間常勤して行う本大学院大学の定める教育または研究活動に従事する者をいう。</p>	<p>大学院教員規定におけるみなし教員の定義を明確にするため</p>
教員 任用 規定	<p>第3条 専任教授の資格</p> <p>専任教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。</p> <p>(1)博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ）またこれに準ずる学位を有し、研究上の業績があると認められる者</p> <p>(2)研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>(3)他の大学および大学院（以下「大学等」という）において教授の経歴のある者</p>	<p>第3条 専任教授の資格</p> <p>専任教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。</p> <p>(1)博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ）またこれに準ずる学位を有し、<u>教育研究上</u>の業績があると認められる者</p> <p>(2)<u>教育研究上</u>の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>(3)他の大学及び大学院（以下「大学等」という）において教授の経歴を有する者</p>	<p>大学院教員規定における専任教員の資格を明確にするため</p>

区分	旧	新	再補正理由
	<p>(4)大学等において5年以上の助教授の経歴を有し、かつ、教育研究上の業績があると認められる者</p> <p>(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経歴を有する者</p>	<p>(4)大学等において5年以上の助教授の経歴を有し、かつ、教育研究上の業績があると認められる者</p> <p>(5)専攻分野について、特に優れた知識及び経歴を有する者</p>	
教員任用規定	第5条（専任講師）	第5条（専任講師の資格）	教員任用規定を明確にするため
教員任用規定	<p>第6条(みなし教員)</p> <p>みなし教員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。</p> <p>(1)一定期間常勤として当大学院のさだめる教育または研究活動に従事するために専任として任用され実務家教員となることができる者</p> <p>(2)当大学院において、年間6単位以上を担当し、かつ、カリキュラム等の教育編成について責任を有するものとして、専任教員とみなして任用される実務家教員となることのできる者</p>	<p>第6条(みなし専任教員の資格)</p> <p>みなし専任教員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。</p> <p>(1)一定期間常勤として本大学院の定める教育または研究活動に従事するために専任として任用され実務家教員となることのできる者</p> <p>(2)本大学院において、年間6単位以上を担当し、かつ、カリキュラム等の教育編成について責任を有する者で、専任教員として任用され実務家教員となることのできる者</p>	大学院教員規定におけるみなし教員の身分を明確にするため
教員任用規定	<p>第9条（学長の基本方針）</p> <p>学長は、本大学院の将来構想及び研究科の教育研究面に配慮した教員の任用計画を円滑に推進するため、全学的な教員人事に関する基本方針及び指針等（以下「基本方針等」という）を定め、毎年度6月末までに大学院教授会に提示するものとする。</p>	<p>第9条（大学院学長の基本方針）</p> <p>大学院学長は、本大学院の将来構想及び研究科の教育研究面に配慮した教員の任用計画を円滑に推進するため、全学的な教員人事に関する基本方針及び指針等（以下「基本方針等」という）を定め、毎年度6月末までに大学院教授会に提示するものとする。</p>	教員任用規定を明確にするため

区分	旧	新	再補正理由
教員任用規定	第16条(基準の改廃) この <u>基準</u> を改廃しようとするときは、大学院委員会の決議を経なければならない。	第16条(規定の改廃) この <u>規定</u> を改廃しようとするときは、大学院教授会の決議を経なければならない。	運用を円滑にするため
教員組織の概要(様式2号)	申請分 会計研究科 会計監査専攻 教授 専任 <u>12</u> 人 助教授 専任 <u>5</u> 人 講師 兼任 <u>10</u> 人	申請分 会計研究科 会計監査専攻 教授 専任 <u>13</u> 人 助教授 専任 <u>4</u> 人 講師 兼任 <u>7</u> 人	教員講師の教員組織を変更したため
校舎(様式2号)	校舎 【専用】 <u>834.47</u> ㎡ 【共有する他の学校等の専用等】 <u>43.23</u> ㎡ 【計】 <u>877.70</u> ㎡	校舎 【専用】 <u>1,096.49</u> ㎡ 【共有する他の学校等の専用等】 <u>46.61</u> ㎡ 【計】 <u>1,143.10</u> ㎡	審査意見#3を踏まえて個別研究室を7室から17室に増設したため。
専任教員研究室(様式2号)	室数 <u>7</u> 室	室数 <u>17</u> 室	審査意見#3を踏まえて個別研究室を7室から17室に増設したため。
図書設備(様式2号)	会計研究科 <u>1,200</u> 冊 [外国書 <u>270</u> 冊] (会計研究科 <u>1,600</u> 冊) ([外国書 <u>470</u> 冊])	会計研究科 <u>3,500</u> 冊 [外国書 <u>500</u> 冊] (会計研究科 <u>2,301</u> 冊) ([外国書 <u>270</u> 冊])	審査意見#2(4)①による修正

区分	旧	新	再補正理由																																																												
経費の見積り及び維持方法の概要(様式2号)	経費の見積 【図書購入費】 開設年度 1,000千円 完成年度 1,000千円 【備考】 図書費は電子ジャーナル・データベースの整備費を含む	経費の見積 【図書購入費】 開設年度 4,709千円 完成年度 2,709千円 【備考】 図書費は4,709千円の中にはデータベース費1,709千円／年を含んでいる	審査意見#2(4)①による修正																																																												
専任教員の配置の概要(様式2号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業科目</th> <th>選必</th> <th>選択</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簿記原理</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原価計算原理</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>基礎簿記Ⅰ</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	授業科目	選必	選択	簿記原理	2	—	原価計算原理	1	—	基礎簿記Ⅰ	2	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業科目</th> <th>選必</th> <th>選択</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簿記原理</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>原価計算原理</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>基礎簿記Ⅰ</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	授業科目	選必	選択	簿記原理	—	2	原価計算原理	—	1	基礎簿記Ⅰ	—	2	誤りのため修正。																																				
授業科目	選必	選択																																																													
簿記原理	2	—																																																													
原価計算原理	1	—																																																													
基礎簿記Ⅰ	2	—																																																													
授業科目	選必	選択																																																													
簿記原理	—	2																																																													
原価計算原理	—	1																																																													
基礎簿記Ⅰ	—	2																																																													
専任教員の配置の概要(様式2号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業科目</th> <th>教授</th> <th>助教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応用簿記Ⅰ</td> <td>★</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>商法実務Ⅰ</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>商法実務Ⅱ</td> <td>—</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>商法実践</td> <td>—</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>特殊会計実務</td> <td>★</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>証券取引法実務</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>租税実務</td> <td>★</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>財務会計演習</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>租税法演習</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	授業科目	教授	助教授	応用簿記Ⅰ	★	—	商法実務Ⅰ	—	1	商法実務Ⅱ	—	★	商法実践	—	★	特殊会計実務	★	★	証券取引法実務	1	—	租税実務	★	—	財務会計演習	1	—	租税法演習	1	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業科目</th> <th>教授</th> <th>助教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応用簿記Ⅰ</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>商法実務Ⅰ</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>商法実務Ⅱ</td> <td>★</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>商法実践</td> <td>★</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特殊会計実務</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>証券取引法実務</td> <td>★</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>租税実務</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>財務会計演習</td> <td>★</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>租税法演習</td> <td>★</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	授業科目	教授	助教授	応用簿記Ⅰ	1	—	商法実務Ⅰ	1	—	商法実務Ⅱ	★	—	商法実践	★	—	特殊会計実務	1	—	証券取引法実務	★	—	租税実務	1	—	財務会計演習	★	—	租税法演習	★	—	担当教員が変更になったため。
授業科目	教授	助教授																																																													
応用簿記Ⅰ	★	—																																																													
商法実務Ⅰ	—	1																																																													
商法実務Ⅱ	—	★																																																													
商法実践	—	★																																																													
特殊会計実務	★	★																																																													
証券取引法実務	1	—																																																													
租税実務	★	—																																																													
財務会計演習	1	—																																																													
租税法演習	1	—																																																													
授業科目	教授	助教授																																																													
応用簿記Ⅰ	1	—																																																													
商法実務Ⅰ	1	—																																																													
商法実務Ⅱ	★	—																																																													
商法実践	★	—																																																													
特殊会計実務	1	—																																																													
証券取引法実務	★	—																																																													
租税実務	1	—																																																													
財務会計演習	★	—																																																													
租税法演習	★	—																																																													

区分	旧	新	再補正理由
教員の氏名などを記載した書類(様式3号)	兼任講師 土谷 洋平 (現 職) (平成16年6月)	 (平成16年9月)	実務家教員であることを明確に示すために現職の記載を、改め再補正を行う。

大学等の概要を記載した書類

事項		記入欄							備考
設置者	学校法人 大原学園								
大学院の名称	大原大学院大学 (O-HARA Graduate School of Business)								
大学本部の位置	東京都千代田区西神田二丁目2番10号								
大学院の目的	会計分野において、会計並びに監査の専門的な知識と技能を発揮できる能力を持つ職業会計人を育成するため								
申請学部等の名称等	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設の時期及び開設年次	所在地		
会計研究科 (Course of Accounting) 会計監査専攻 (Specialization in Accounting and Auditing) (専門職学位課程)	年	人	年次	人	会計修士(専門職)	平成18年4月1日 第1年次	東京都千代田区西神田二丁目2番10号		
計	-	30	-	60					
教員組織の概要	学部、学科その他の名称		教授	助教授	講師	計		助手	
			専任	専任	専任	兼任	専任	兼任	専任
	申請	会計研究科 会計監査専攻 (専門職学位課程)	13人 (13)	4人 (4)	0人 (0)	7人 (7)	17人 (17)	7人 (7)	0人 (0)
	既設	該当なし	-	-	-	-	-	-	-
	計	計	13人 (13)	4人 (4)	0人 (0)	7人 (7)	17人 (17)	7人 (7)	0人 (0)
合計	合計	13人 (13)	4人 (4)	0人 (0)	7人 (7)	17人 (17)	7人 (7)	0人 (0)	
教員以外の組織の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		10人 (10)		3人 (3)		13人 (13)		
	技術職員		-		-		-		
	図書館専門職員		1 (1)		-		1 (1)		
	その他の職員		2 (2)		-		2 (2)		
	計		13 (13)		3 (3)		16 (16)		

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学 校等の専用等	計			
	校舎敷地	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)			
	運動場敷地	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)			
	小 計	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)			
	そ の 他	-m ² (-m ²)	-m ² (-m ²)	-m ² (-m ²)	-m ² (-m ²)			
合 計	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)	0 m ² (-m ²)				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学 校等の専用等	計				
	1,096.49 m ² (1,096.49 m ²)	- m ² (- m ²)	46.61 m ² (46.61 m ²)	1,143.10 m ² (1,143.10 m ²)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			
	2 室	2 室	1 室	1 室 (補助職員2人)	1 室 (補助職員1人)			
専任教員研究室	申請学部等の名称			室 数				
	会計研究科			17 室				
図書・設備	申請学部等の 名称	図書(外国書) 冊	学雑誌(外国) 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点		
	会計研究科	3,500 [500] (2,301 [270])	25 [5] (25 [5])	0 点 (0 点)	0 点 (0 点)	0 点 (0 点)		
	計	3,500 [500] (2,301 [270])	25 [5] (25 [5])	0 点 (0 点)	0 点 (0 点)	0 点 (0 点)		
図 書 館	面 積	閲覧座席数	収納可能冊数					
	67.165 m ²	15 席	6,500 冊					
体 育 館	面 積	体育館以外のスポーツ施設の概要						
	0 m ²	該当なし						
経費の見 積り及び 維持方法 の概要	経費の 見積り	区 分	開設年度	完成年度	区分	開設年度	完成年度	図書費 4,709 千円の 中には データ ベース 費 1,709 千円/年 を含ん でいる
		教員1人当りの研究費等	200千円	200千円	図書購入費	4,709千円	2,709千円	
	共同研究費等	1,000千円	1,000千円	設備購入費	1,000千円	1,000千円		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		1,700千円	1,500千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	
	学生納付金以外の維持方法の概要		学校法人大原学園からの一部補助による					
既設大学等の 状況	大学の名称	なし						
	学部、学科等の名称	修業 年限	入学 定員	編入 定員	収容 定員	定員 超率	開設 年度	所在地
	該当なし	年	人	年次	人	人		
		-	-	-	-	-		
付属施設の概要		該当なし						

【授業科目／専任教員配置の概要】

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置				備考
			必修	選必	選択	教授	助教授	講師	助手	
会計基礎科目	簿記原理	1			2	1				3科目以上 6単位以上 必修
	原価計算原理	1			1		1			
	基礎簿記Ⅰ	1			2	★				
	基礎簿記Ⅱ	1	2			★				
	財務会計原理	1	2				1			
	基礎監査論	1	2			1				
実践基礎科目	会計職業倫理	1	2			1				10科目以上 20単位以上 必修、 さらに 選択科目から 最低1科目 2単位以上 必修
	応用簿記Ⅰ	1	2			1				
	応用簿記Ⅱ	1	2			★				
	応用管理会計Ⅰ	1	2				★			
	応用管理会計Ⅱ	1	2				★			
	実践会計論	1	2				★			
	実践監査論	1	2			★				
	商法実務Ⅰ	1	2			1				
	商法実務Ⅱ	2	2			★				
	商法実践	2	2			★				
	ミクロ経済Ⅰ	1		2			1			
	ミクロ経済Ⅱ	2		2			★			
	マクロ経済	2		2			★			
	実践民法	1		2						
民法応用Ⅰ	2		2							
民法応用Ⅱ	2		2							
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	2	2							7科目以上 14単位以上 必修 さらに 選択科目から 1科目 2単位以上 必修
	特殊管理会計	2	2			1				
	特殊会計実務	2	2			1				
	応用監査論	2	2			★				
	監査知識実務応用	2	2			★				
	証券取引法実務	2	2			★				
	租税実務	2	2			1				
	実務所得税法	2			2	★	★			
	実務消費税法	2			2		1			
	経営学概論	2		2						
	統計学概論	2		2						

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置				備考
			必修	選必	選択	教授	助教授	講師	助手	
会計 発展 科目	財務会計演習	1			2	★				5科目以上 10単位以上 必修
	経理実務演習	1			2	★				
	企業会計実務	2			2	1				
	米国財務会計Ⅰ	1			2					
	米国財務会計Ⅱ	1			2					
	コストマネジメント研究	2			2	★				
	財表分析実践演習	2			2	★				
	税法実務演習	2			2	1				
	税務会計演習	2			2	★				
	租税法演習	2			2	★				
	企業法Ⅰ	1			2	1				
	企業法Ⅱ	1			2	★				
	企業法演習	2			2	★				
	経済学特講	2			2	1				
	実証経済・統計学特講	2			2	★				
	流通経営論	1			2	1				
市場分析論	1			2	★					
会計情報システム論	1			2						

【履修単位表】

科目群	第1年次			第2年次		
	必修科目	選必修	選択科目	必修科目	選必修	選択科目
会計基礎科目群	6	—	—	—	—	—
実践基礎科目群	16	2	—	4	—	—
応用・発展科目群	—	—	—	14	2	—
会計発展科目群	—	—	6	—	—	4
小計	22	2	6	18	2	4
学年次計	30単位			24単位		
履修合計	54単位					

(注) 科目履修要件

学年別、科目群別の科目選択、単位に関する詳細は、上記表の備考欄に記載してある。

【授業科目／専任教員配置の概要】

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置				備考
			必修	選必	選択	教授	助教授	講師	助手	
会計基礎科目	簿記原理	1		2		1				3科目以上 6単位以上 必修
	原価計算原理	1		1			1			
	基礎簿記Ⅰ	1		2		★				
	基礎簿記Ⅱ	1	2			★				
	財務会計原理	1	2				1			
	基礎監査論	1	2			1				
実践基礎科目	会計職業倫理	1	2			1				10科目以上 20単位以上 必修、 さらに 選択科目から 最低1科目 2単位以上 必修
	応用簿記Ⅰ	1	2			★				
	応用簿記Ⅱ	1	2			★				
	応用管理会計Ⅰ	1	2				★			
	応用管理会計Ⅱ	1	2				★			
	実践会計論	1	2			★	★			
	実践監査論	1	2			★				
	商法実務Ⅰ	1	2				1			
	商法実務Ⅱ	2	2				★			
	商法実践	2	2				★			
	ミクロ経済Ⅰ	1		2			1			
	ミクロ経済Ⅱ	2		2			★			
	マクロ経済	2		2		★	★			
	実践民法	1		2						
民法応用Ⅰ	2		2							
民法応用Ⅱ	2		2							
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	2	2							7科目以上 14単位以上 必修 さらに 選択科目から 1科目 2単位以上 必修
	特殊管理会計	2	2			1				
	特殊会計実務	2	2			★	★			
	応用監査論	2	2			★				
	監査知識実務応用	2	2			★				
	証券取引法実務	2	2			1				
	租税実務	2	2			★				
	実務所得税法	2			2	★	★			
	実務消費税法	2			2		1			
	経営学概論	2		2						
	統計学概論	2		2						

区分	授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置				備考
			必修	選必	選択	教授	助教授	講師	助手	
会計 発展 科目	財務会計演習	1			2	1				5科目以上 10単位以上 必修
	経理実務演習	1			2	★				
	企業会計実務	2			2	1				
	米国財務会計Ⅰ	1			2					
	米国財務会計Ⅱ	1			2					
	コストマネジメント研究	2			2	★				
	財表分析実践演習	2			2	★				
	税法実務演習	2			2	1				
	税務会計演習	2			2	★				
	租税法演習	2			2	1				
	企業法Ⅰ	1			2	1				
	企業法Ⅱ	1			2	★				
	企業法演習	2			2	★				
	経済学特講	2			2	1				
	実証経済・統計学特講	2			2	★				
	流通経営論	1			2	1				
市場分析論	1			2	★					
会計情報システム論	1			2						

**4. 大学院の設置の趣旨及び
特に設置を必要する理由を記載した書類**

1 大学院大学の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類

ア. 設置の趣旨及び必要性

戦後、我が国の教育はさまざまな変遷を経験し、21世紀に入りますますその将来は、多くの不安を抱かせる状況になりつつある。終戦直後は、成長が優先する経済政策が取られ瞬く間に欧米に追いついた感があったが、実際はその差はまだ縮まらず、別な意味で、文化や国際性では大きな遅れをとっている現実も存在していた。

その後、さらなる経済成長が進み国民総生産なども、世界では指折りの経済大国となり、名実共に世界の仲間入りをすることができた。これらの発展を支えたのは、いうまでもないことだが、終戦後に誕生した多くの中小企業である。これらの企業の中には、その後の経済政策など景気の追い風に乗り、さらにその規模を増すものも多く出現するようになった。このように、日本経済は、好景気に支えられながら短期間のうちに急成長を遂げることとなった。

また、残念なことではあるが、我が国の経済は、この後に何度かの不況も経験することとなる。特に、最近では1990年を境にして発生したバブル現象の崩壊により、現在も我が国の経済には大きな影を落としている。21世紀になり、まだまだこの負の遺産は多くの企業の成長を妨げている。この経済状況が解決されない限り、日本経済は真の意味で健全性を回復したとはいえない。

現在、この戦後経済の大きな変換期の中で、我が国の会計も、この時代背景と同調するように、大きく変化しようとしている。これにはさまざまな理由が考えられるが、会計も新時代のために、まさに脱皮をすべき時期に差し掛かっているといえる。もちろん、バブル経済が崩壊したことにより、従来の会計方法に大きな矛盾点を含んでいることが露呈したことは間違いない事実である。また、従前の会計方法では、欧米との並列的な情報公開をすることが困難であり、このままの状態では、日本経済は国際化の波に乗り遅れてしまうという切実な問題も抱えていたと思われる。

このような事情を反映して、現在、会計に関する世界は激変期を迎えている。我が国においても、多くの会計に関連する法律等のルールの見直しや、会計に関するプロフェッショナルである公認会計士の試験制度の改正などが次々に行われている。このような意味で、現在は20世紀までの旧会計制度の大改革が行われている最中であるといえる。これからは、大企業であれ公的法人であれ、この大改革の状況に則った会計によって、組織運営をせざるを得ず、新たな知識の導入は必至なのである。

現在の経済不況は、バブル経済の崩壊にあることは周知の事実である。これは金融機関などの貸付けに端を発した不良債権が、その問題の根幹にある。本来このような、貸付けが発生する前に、貸付先に対する健全性を厳密に審査すべきであって、これが厳格に行われていなかったことに、大きな問題点が潜んでいたものと思われる。この公平な審査を行

うべきプロフェッショナルが、公認会計士であり、監査法人であったはずである。しかし、米国でも同様に、公認会計士や監査法人の職務が全うされず、公平性や真実性が失われた監査が行われたことにより、適切な企業評価ができなかったことに大きな問題点があった。これにより、アメリカでも日本国内でも、近年は予期せぬ大型の倒産などが発生し、大きな社会問題になったことは、周知の事実である。

我が国でも遅ればせながら、このような事情を踏まえて企業会計のルールを国際性のあるものにし、なおかつ、これを公開することにより、多くの企業関係者がその企業の財務内容を多面的に検証することが可能になるような制度が導入されるに至った。このような企業財務の公開の前には、必ず第三者による会計内容の点検が必要である。この業務を行うのが、公認会計士や監査法人である。

現在、このような会計制度の改革により、多くの会計に関する専門的な知識を持つ人材が経済界には必要になり、その育成が急務となりつつある。この会計に関するプロフェッショナルを育成し、これらの人材を早急に社会に送り出す必要が生じたため、2006年から公認会計士の新試験制度なども導入されることとなった。

公認会計士の新たな監査制度を導入することにより、企業の財務内容の適正が保証され、今後は、金融機関や投資家からの資金調達も、円滑に行うことができるようになるものと思われる。企業の発展のためには、この資金調達は非常に重要である。これを容易に可能にするか否かにより、企業の将来的な展望にも大きな差が出てくることとなる。

特に、我が国では、高齢福祉対策・公害防止環境保護対策・国際的費用負担・政府開発援助等々、歳出増加要因は山積みされているが、一方これを賄う歳入増加計画は、日本の経済に重要な影響を及ぼす可能性があり、租税政策は重要な局面を迎えている。

また、情報技術の進展は著しく、IT監査分野は、特定の職業等に従事するのに必要な、高度な横断的専門知識・能力の育成に特化した実践的教育の場が求められるが、会計専門職大学院は、この点においても的確な教育ができる教育の場になると確信するのである。

世界経済の進展と、日本経済のグローバル化が進む中で、会計専門職の占める役割は今後極めて高くなり、そこに携わるには、人間性・高度専門性の整った人材の育成こそが急務である。資源のない日本において知的財産の創造こそ、学校法人大原学園が国家に貢献できる大きな役割と心得るのである。

今後の会計制度、監査制度や税制改正などを見据えると、会計専門職大学院という最高学府において、信頼性があり公平で独立性の判断ができ、国際性をも兼ね備えた公認会計士や税理士などの高度な専門性を持ったプロフェッショナルを経済界に送り出すことは、社会的にも重要な課題である。また、一般社会人が会計専門職大学院において、経理会計に関する専門的知識を身に付けて、再度、会計業界において専門業務に就くための知識を修得させることも重要である。

このように会計、財務、租税、経済などに関して、大原簿記学校がこれまで蓄積してきた学術的な理論を教授伝達し、高度な専門的知識が求められる会計のプロフェッショナル

を育成するために、大原大学院大学を設立して、深い学識と卓越した能力を持ち得る職業会計人を育成したい。

今回、会計専門職大学院を設置できることは、我々にとっては、新たな教育の場を得たこととなり、まさに一条の光を見る思いがする。学校法人大原学園は、この大原大学院大学が、経理会計の分野で設立を認められれば、新しい教育機関として、実務経験のある社会人も学習しやすく、また、4年制大学卒業でさらに有能な会計専門職を目指す学生に対しても、高度なキャリア形成の道を開くことができるのである。

その意味では、大原大学院大学を設立すれば、今まで我々が果たすことのできなかった公認会計士、税理士の受験指導以外に、新たな教育の道が開かれたこととなる。元来、会計のプロフェッショナルは、公認会計士、税理士の資格を保有していることが全てであるという受験業界の常識から一歩抜け出し、さらに、受験指導校では提供できなかった会計領域の教育も提供することができる。

現在、公認会計士や税理士は多くいる。これらの多くは、公認会計士試験や税理士試験の合格者であり、実務経験を積みながら会計の専門家としての立場を築いてきたのである。今後は、会計専門職大学院が設立されることとなり、ここで経理会計の専門教育を受けながら、公認会計士や税理士とは違った教育課程を経た専門家が多く誕生するようになるものと思われる。

専門職大学院は、大学などの高等教育機関と比べれば、まだまだ歴史が浅い教育機関であることは事実である。この専門職大学院という教育機関を設立させることを認めることにより、現在の大学教育で不足している専門教育の部分や、逆に専門学校が高度に専門化してしまっている部分を相互に補い合い、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識経験と卓越した能力を持つ人材を育成することを、その目的にしているものと想像する。

最近では、社会の要望に応え株式会社による専門職大学院も設置されているが、我が校においては、学校法人という確かな基盤の下学校運営が行われ、その間に蓄積された会計人育成の教育ノウハウは、今までの教育実績により立証されており、その上に倫理観に富んだ思考能力・実務応用能力・適切なる判断能力を持つ人材育成のために、会計専門職大学院を設置するもので、その目的に向かって誠心誠意尽力していく所存である。

(1) 大原簿記学校の概要

大原大学院大学の母体となる学校法人大原学園・大原簿記学校は、昭和32年（同年3月5日 東京都千代田区長 認可）に設立し、それ以来、終始一貫して会計に関する専門教育をその教育の主眼に置き、専門課程及び社会人一般に対して教育が行われている。

当校では、在学中に経理知識を院生に修得させ、卒業後ただちに企業内の経理財務などの分野において、その能力を発揮することができるような実践的な教育を行っている。

さらに、経理会計の専門資格である公認会計士、税理士、日本商工会議所の簿記検定試験などの資格取得に関しても、学校設立以来、多くの受験ノウハウを蓄積しており毎年多くの合格者を輩出している。

これは経理分野における実践的かつ専門的な教育を実施するとともに、さらに、これらの専門性を高めた資格取得のための高度な教育を並行して行ってきたことを意味する。

経理知識は、古くから会社経営には、必要不可欠といわれている知識である。商人には、金銭がどのような経緯により収支しているのか、詳細な記帳をする必要があり、会計帳簿の存在が企業の業績を測定するための大事な道具であるといわれている。本来この経理は、一定の法則(ルール)にしたがって行われていた。この法則は、簿記の基本原則であり、この記帳のための技法を指導するのが経理教育であった。この知識によって記録、集計された帳簿は非常に重要な意味を持っており、この取引記録がなければ会社の業績を算出することはできない。

従前の簿記は、人間が帳簿に手書きで記録を行うことが基本であった。このために大きな企業になれば、この取引記録を集積するのに多くの労力を費やさなければならなかった。

しかし現在の日本は、高度に情報社会が発達し、経理会計の処理の多くがコンピュータで処理されるのが一般的になった。これに伴い経理会計の知識や、その技法等も大きく変化している。このような社会情勢の変化に伴い、新しい知識を持っている職業会計人の需要が求められており、これに対応するために、大原簿記学校では最新の教育情報を収集して、最善の会計情報を提供できるような教育体制をつくっている。

今回、会計専門職大学院の設置申請をして、新たに経理会計の教育界に、今まで我々が培ってきた専門性の高い教育内容を、さらに醸成して院生に提供し、その幾ばくかでも社会に貢献することを考えている。

(2) 経理教育に関する理念について

本学園は、学ぶ者をして思わず「感奮興起」せしめるに足る人生哲学を暗黙のうちに教え、学ばせ、人生はひたすら努力にあり、何事も成せば成り、叩けば開かれるであろう人間の歩むべき道を示すことを教育理念としているのである。

- 即ち ○感動なきところに感謝なし
- 奮闘なきところに成功なし
- 興味なきところに上達なし
- 起動なきところに自立なし

という4つの必然的因果関係に立脚した教育理念は、複式簿記が内蔵している人類経済秩序確立の経営管理数学の根本を成す「貸借均衡の原理」によって確立されたのである。

このように、本学園の教育上の核を成している簿記の理論は、1494年にイタリアの修道僧であり数学者であったルカ・パチオーリによって知的創造されたのであるが、

15世紀の資本主義経済が創世されつつある時代において、経済の混乱を防ぐには「秩序・信頼・納得」の三つの要素が必要であることを察知し、それを確立するために「宇宙の秩序を支配している聖なるバランス」を哲学的価値に体系化し、因果・陰陽の状況を数学的にバランスを整え表現したのが複式簿記で、学校法人大原学園はその理念を貫いているのである。

物理・科学・思想等総ての事象は、時の経過と共に変遷しつつ発展していくが、複式簿記が示す因果・陰陽の理論は、知的創造されて以来500年間不変を貫いている絶対的真理で、明治初期の先覚者福沢諭吉によって我が国にもその知識がもたらされ、近代会計学が始まり、世界に誇れる経済大国にまで発展したのである。この複式簿記による貸借均衡の揺るぎない真理は会計分野のみならず、人間の生きるための基本的なバランス感覚をも育てることができるのである。

情報化の進む人類経済社会の秩序を確立するものは、記号情報が土台となっているバーチャル・リアリティではなく、千古不易な人類経済の世界共通言語たる会計言語に基づく、リアル・ワールドの教育によって成し得る「人の信頼と創造性」であると考えられる。

創造性とは、物心均衡によって専門能力の育成と真理の探究を行い、物質文明一辺倒の近代会計学・資格社会より一歩前進した「善循環ネットワーク」が構築できる創造性ある人材育成を指すのである。

大原学園は、このようなバランスの哲学によって学生と接することを旨とし、対人相互のバランス・物欲に対するバランス・意識の正しいバランスを身につけた人材を育成し、多くの有能な会計人を世に送り出してきた。この伝統的教育理念は、大原大学院大学にも当然継承されていくことを確信し、校訓「感奮興起」の基で心身共に健全で有能な会計人・研究者・実務家を養成していくことをここに誓うものである。

また大原簿記学校は、公認会計士や税理士試験の受験対策の専門学校として、社会的に認知されていると自負している。これは伝統的な受験用のノウハウが、学内に蓄積されているからに他ならない。しかし、この教育ノウハウ（受験用ノウハウ）の蓄積だけで、現在の社会的な評価を得たわけではない。これは「大原方式」と呼び得る教育に関する基本的理念「感奮興起」を、全国1,400名余の教職員全員が持っているためである。

a. 教育上の理念、目的

① 専門職大学院設置の目的

大原簿記学校では、ここまで説明したような教育方法により、現在までに、難易度が高く、しかも専門性の高い経理関係の資格である公認会計士、税理士の合格者を29,876名（平成16年10月現在）輩出している。その意味では、ここ20年余、当校はいわゆる受験指導専門学校としては、最高峰の学習機関であると考えている。

しかし、これからは学術の理論及び応用を教授研究し、より専門性の高い高度な会計能力を身に付けた、応用能力と実践性に富む有為な人材を育成し、経理会計の業務を担う職業会計人教育を行い、文化の向上と産業の発展に寄与する目的で「大原大学院大学」を設立させたい。

今回設置申請する会計専門職大学院では、経理会計に関する従来の高度な専門的な知識を追及する教育だけではなく、新世紀を担うべく、広い視野での将来性、国際性をも加味した講義科目を履修させることにより、卓越した専門的能力を持つ新しい職業会計人を育成させることを目的にする。

また昨今、世界中で問題になっている会計に関する職業倫理に関する教育に関しても、高潔な倫理観を備えた人材を育成することが急務であることを痛感して、従来の教育課程では実施していない、このような職業倫理教育にも新たに取り組む考えである。

従来、大原簿記学校は、昭和51年に東京都から認可を受けた専修学校であり、ここで30有余年専修学校教育を実施し、職業、實際生活に必要な能力を育成し教養の向上を図ることを目的として教育を行っている。

さらに、昭和57年には、学校教育法第1条に規定する学校法人としての認可を受けて、新たな組織体制により一段と高い視野に立った専門教育を行ってきた。これにより現在までに、前述した通り経理会計に関する資格取得のための専門学校としては、確固たる評価を得るまでに成長することができた。

我々は、大原簿記学校で培ったこの教育内容をさらに高度で専門的なものにするために、今後何をすることができるかと考えた場合に、大学若しくは会計専門職大学院の設立という方法が存在するという考えに至った。ただ大学は、学校教育法第52条で規定されている通り「学術を中心として、広く知識を授け、深い専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開されること」を目的としており、大原学園が、今回新たに目標とする教育とは、その教育目標が異なっており、これまでの経緯を考慮した場合、新たに設立することが認められることとなった専門職大学院の方が、その趣旨に添ったものであると考え、今回の「大原大学院大学」設置申請に至った次第である。

また、今回公認会計士の試験制度が大きく見直されて、公認会計士試験の短答式試験の一部が免除されることとなった。会計専門職大学院の設置が認められれば、これも我々の大きな使命と受け止め、真摯な気持ちで教育に取り組みたいと考えている。

(設立に関する趣旨)

i) 専門的・実践的教育

経理会計の分野では、その専門的業務を行うためには資格が絶対的条件であった。このために大原簿記学校では、専門学校としてこの資格を取得させるために最大限の努力をしてきたのである。

経理会計の分野では、その能力を認めるものに公認会計士、税理士という資格が

存在し、社会的にもこの資格保有者が、専門的かつ高度な知識を持ち、広い視野に立ってその業務を行っていることが認知されている。

しかし、大原大学院大学では、会計の専門職大学院として、会計・監査及び税務、並びにこれらに関する学術理論及び応用を教授研究するとともに、広範な実務的教育を施し、人格の陶冶をはかり、高度な専門性を備えた深い学識と卓越した能力をもつ職業会計人を育成する目的で設立されるものである。

ii) 国際性などを踏まえた現代会計教育

現在は、経理会計の専門分野においても、その国際性の進歩は著しいものがある。多くの一般企業においても、東南アジアや欧米と数多くの取引が行われており、経理会計の分野でも、その専門性が問われ、国際的な会計知識など、今までにない国際的な感覚が要求されるようになってきている。

すでに会計の分野では、平成10年前後から始まった、国内の会計関係の法律の改正、会計基準の国際化に伴い、その環境が大きく変化している。これにより、会計に携わる人間は従来の会計関係のルールから、否応なく新しい会計基準にその考え方を変換せざるを得ない状況である。しかし、現在の経理会計業界における現状は、これらの転換が円滑に行われているとはいえない。

そこで当大学院大学では、このような時代の要請に対応すべく、国際的な学術的理論や応用教育、また新しい会計関連の基準に基づいた実践教育を行うことにより、新時代に対応できる職業会計人を育成するためのカリキュラムを用意するものとする。

iii) 職業倫理に関する実践教育

公認会計士や税理士は、企業が行った金銭収支に関する記録について、監査や財務分析など主観的な判断を下さなければならない場面が数多く存在する。このときに高潔な職業倫理感を持ち、公的にも私的にも公平な判断を行うことは、その責務として非常に重要である。

昨今、この職業倫理が大きく問われ、大企業の倒産や一部企業の不正経理などが公認会計士の責任として報道されているのは周知の事実である。

この当然のことのように見えること、つまり公平な判断を下すということが、職業会計人には非常に重要である。この当然と思われる倫理観を正しく認識し、同時に経理会計に関する専門的な知識を有することが、会計に携わる者には必ず必要である。しかし、現在の経理教育、特に、専門学校における公認会計士や税理士の受験指導では、合格させることが優先され、これらの倫理観などに関する教育は、全くなされていないのが現状である。

そこで当大学院大学では、経理会計に関する専門的な知識を養う教育を実施すると同時に、このような客観的な判断をする倫理観を身に付けさせるための教育も同時に実践したい。これにより、今までにない専門的知識と高い倫理観を持った公認

会計士や税理士を育成することが可能になる。

iv) 資格取得に関して

会計専門職大学院は、平成18年から実施される新しい公認会計士試験制度と深く関係を持っている。というのは、会計専門職大学院の卒業生には、公認会計士試験の短答式試験4科目の内、会計関連科目3科目が免除される。これは公認会計士試験を受験する者には大きな魅力である。

会計専門職大学院の卒業生が、公認会計士試験の受験科目の一部を免除されるということは、いい換えれば会計専門職大学院における2年間の教育課程が相当高度であり、また専門性に富んでいなければならないということの意味している。

そこで、従来の公認会計士試験において実施されてきた、第2次試験の短答式試験受験対策用の学習と、会計専門職大学院での2年間の教育課程での学習内容や分量は、おそらくあまり変わらないものではないかと想像される。

つまり、一般の受験により短答式試験を受験する者も、会計専門職大学院を卒業して短答式試験の免除を受ける者も、相対的な学習内容や学習量は大きく変わらないものと想像される。ただ、公認会計士試験の短答式試験ということだけを考えて比較すれば、このような結論に達することとなる。しかし、会計専門職大学院で学習研究する内容や目標は、この公認会計士試験の受験のためのものでは決してない。

会計専門職大学院では、実践的な専門的職業人材の養成に特化した教育課程による学習研究が基本的な思考の基礎にある。その教育課程で行われることは、決して公認会計士や税理士試験の受験を目的にするものであってはならない。これらは、受験を目的とした専門学校で行われるべきものであって、会計専門職大学院で取り扱われる教育ではない。

大原大学院大学は、大原簿記学校を母体にするということから、ややもすると受験専門の会計専門職大学院という誤解を受けがちである。しかし、今回の会計専門職大学院の設置申請は、この受験という領域を超えた分野での申請であることを十分に理解して頂きたい。

v) 専門職大学院における教育内容と資格取得に関する考え方

専門職大学院における2年間の教育は、大学院卒業後に各専門分野において高い能力を発揮するために行われるべきものである。とりわけ当大学院大学は、会計分野に関する専門職大学院、いわゆる会計専門職大学院であることから、会計に関する高度専門職業人を育成することはもちろんであり、国際的にも通用する高度で専門的な職業能力を有する人材の養成を行うことをその目的としている。これは専門職大学院の制度の趣旨が、社会の複雑化、高度化、グローバル化などにより、より高度で専門的な職業能力を有する人材を要請しているからであり、いわば21世紀という新しい時代の要請に従ったものと解釈してのことである。

さて専門職大学院が、この高度専門職業人を育成する教育機関であると考えた場

合、「高度専門職業人」がどのような人材を意味し、また何を目標にするかを考える必要がある。というのは、ここで使われている「高度専門職業人」という言葉は、あまりにも抽象的であり、具体性に欠けるためである。

この高度専門職業人は、国家資格等の職業資格と関連したライセンスを有する専門職業人か、あるいは社会的に高度な専門的職業能力を有する職業人のいずれかを意味している。さらに別の考え方をすれば、この高度専門職業人とは、国家資格等の職業資格を有する職業人であり、なおかつ国家資格等の有無に関係することなく高度な専門的職業能力の両者を備えた職業人を指すという考え方もでき、むしろこの両者を兼ね備えた者こそ、高度専門職業人に相応しいという考え方をすることができる。

大原大学院大学では、高度専門職業人をまず会計分野に関する専門性の高い知識を持つ者と考えている。これは学校教育法第65条第2項において専門職大学院が「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担う深い学識経験及び卓越した能力を培うことを目的にする」と定められており、専門的職業に就くためには、まず深い知識と卓越した能力を必要とするためである。これは、いずれの分野であれ、専門的な知識がなければ専門職業人と認知されることはなく、経験を前提にした専門知識を持つ者こそ、専門職業人と呼ぶに相応しい人材であるからである。

もう一つ、会計専門職大学院には避けることができない、国家資格等の受験の問題がある。ただ、これら試験の受験のための学習は、専門職大学院の教育目的ではなく、当然専門職大学院の教育課程の中で語られるべきものではない。しかし、高度会計専門職業人として、これらの業務を行うためには国家資格である公認会計士や税理士の資格が必要不可欠であり、我が国の法制度の下では、これらの資格がない者は、高度専門職を担当することができないことも事実である。

中央教育審議会「大学院における高度専門職業人養成について（専攻分野）」の答申の中でも、専門職大学院は、国家資格等の職業資格と関連した専攻分野における設置が考えられるとしており、専門職大学院の2年間の教育課程そのものが受験一辺倒であることには、支障があるものの、受験を完全に無視するとしても、その教育課程の中に間接的に受験に関連する講義科目が含まれていたとしても、それは専門職大学院の目的から大きく逸脱するものではないということも提言している。

会計専門職大学院の院生が、その卒業後に自らの専門性を生かすための国家資格等の職業資格試験を受験することは、むしろ高度専門職業人となるためには当然であるという解釈をすることもできる。

当大学院大学では、その教育内容を受験本位のものとするわけではない。これは専門職大学院の制度的な趣旨からも当然なことであり、あくまでも深い学識及び卓越した能力に関する学術を中心に、広い知識を授けるとともに、深い専門の学術を

教授研究し、個性豊かな教養のある人格を備えた有為な人材を育成することが専門職大学院の教育目的だからである。

ただ、高度専門職業人になるためには、資格取得をしなければ目標とする専門職に就くことができないと考えられるために、教育課程の中心に受験対策プログラムが存在するわけではないが、間接的に受験科目と関連のある講義科目などに関しては、課外時間などに教員のサポートなどにより、卒業後の受験も視野に入れた指導も計画している。

② 組織として研究対象とする学問分野

大原大学院大学は、ここまでに説明したように、その母体を大原学園として設置申請する。大原学園では、会計に関する高度な受験指導を中心に行ってきたが、今回は会計に関する分野においてその研究を極め、特に会計監査分野における高度な専門知識を持つ人材を多く育成することを目的に会計研究科を設置する。

会計における分野は、戦後我が国の経済発展と共に、その成長を反映するような研究や検証が行われてきた。ところが21世紀に入り、日本経済の国際化に伴い、欧米の会計基準と並列的にその考え方を変えなければならない状況になっている。これは、会計における業界では「会計ビッグバン」などと称されており、今後日本の会計制度は大きく変化を遂げざるを得ないからである。

大原大学院大学では、日本の会計に関するこのような制度的な大改革を踏まえて、新しい会計領域の研究を押し進めたい。現在は、まさに旧会計制度が新しい会計制度に変革するという過渡期でもあり、旧会計制度の領域の研究も必要であり、新しい会計制度に関する積極的な研究にも取り組まなければならない。

とりわけ旧会計制度に関する研究は、これまでの我が国の会計に関する総括として、戦後どのようにしてこの旧会計制度が確立されたのか、その時代背景や政策などについても研究することには大きな意義がある。おそらく、今後新たな会計制度が普及すれば、自ずとこの旧会計制度に関する研究に真摯に取り組む者はいなくなると思われる。その意味では、当大学院大学で旧会計制度の研究が行われ、20世紀の最後の検証が行われることは、時代を総括する研究課題として歴史的な意味を持つものである。

研究分野を考える場合、とかく最新の分野が重視され、その研究成果が社会の発展に寄与することが重要であると考えられがちである。しかし、現在のような過渡期の時期、転換の時期であるからこそ従来の制度を十分に研究して、この中から生まれた新制度が、認知されるに至った経緯などを比較研究の課題とすることも興味ある研究内容である。

大原大学院大学では、第1の研究分野として会計に関する領域を教員、院生共に学習研究テーマとして取り組むような教育編成（教員配置、教育プログラムその他）を準備した。この会計に関する分野は、さらにいくつかの関連分野とつながりを持っている。これは簿記に関する領域、管理会計に関する領域、会計監査に関する領域、またこれを

制度として規定する商法などの法律領域である。これらの分野は、単独でも多くの研究課題があり、独自の分野として考えても、それぞれ大きな研究領域である。これらの研究領域から、意義ある課題を探り出し、その詳細を研究課題として、多くの時間を費やし研究成果をまとめることも可能である。事実、これらの各分野には多くの研究者が存在し、それぞれの研究課題に従い、その研究を押し進めている。一般的な研究が行われている大学院であれば、このような専門領域における集中的な研究は当然のことであり、大学院の本来の姿である。

しかしながら、専門職大学院は学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめるのではなく、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる職業を担う深い学識及び卓越した能力を培うことを目的にしている。したがって、研究しなければならない課題は、おのずと専門性が高いものであるべきであるが、その内容は実務に直結したものであることが望ましい。

会計学そのものは、経理として現実に企業が行っている経理会計に関する作業を理論的に分析解明することに主眼を置くものであり、その本質は極めて実務的である。この意味では、会計に関する研究分野を専門職大学院という教育機関の中で、実務と直結しながら指導できることは大きな意義があるものと考えられる。会計専門職大学院における講義では、会計の理論的な背景を経理会計の現場から裏付けとして検証し、その手続きの意味合いを実証することができる。これは、研究者による専門分野の研究といわゆる実務家教員が、企業の中で実際に経験している実務を融合した新たな教育が可能だからである。

専門職大学院は、このような学術的な分野における研究と実務的な知識とを適度に融合して2年間という短い教育期間の中で院生に提供しなければならない。ただ、当大学院大学が会計専門職大学院であるとしても、その研究分野は会計に限定されるものではない。これは会計に関する研究分野というのは、他の研究分野に多くの影響を与え、逆に他の研究分野からも少なからず影響を受けているからである。そこで大原大学院大学では、会計に関する研究分野だけではなく、関連分野についても研究領域を準備した。

まず当大学院大学では、会計分野と密接に関係があり、経理会計の隣接分野である簿記に関する研究分野を第1番目の研究対象とした。現在、経理会計に関するこの分野では、簿記検定試験にはじまり、公認会計士、税理士など資格試験のための技法を学ぶことが、優先してしまっている。大原学園でも、この簿記関連資格の取得目的の学生が多く通学しているが、大原大学院大学では、このようなテクニックを優先する学習ではなく、それぞれの処理の根拠などを丁寧に説明しながら、実務における必要性など実際の処理などを踏まえて講義を進め、興味ある研究課題があれば会計学と関連を持たせながら研究指導をしたい。

簿記の次の第2番目に関連する研究分野であるが、管理会計や原価計算に関しても、その計算方法に終始することなく、原価の持つ本質や企業会計における原価の持つ意味

などを指導して各人の研究課題があれば、その研究指導を進めたい。

大原大学院大学では、開校にあたり会計研究科の中に会計監査専攻を設置するものとして申請を行う。この会計監査という分野の専攻を設けたことには、いくつかの理由がある。まず最大の理由として挙げられるのが、今後の会計制度の大改革である。これを具体的に示すものが、すでに我が国で数年前から始まっている監査制度の見直しである。企業などが行う金銭収支、またその結果を第三者として検証することは、それ自体重要な責務があるはずである。しかし昨今、第三者による監査の信憑性が揺らぐ事件が多く発生している。これに関連して、監査に関する制度が大きく改正されようとしている。これに伴い、関連法規や監査人制度、また監査を行う公認会計士の試験制度までが変わろうとしている。まさにこのタイミングで監査に関する領域を取り上げて、ここで会計監査に関する専門的な研究を行うことは、社会的にも大きな意味があるものといえる。

大原大学院大学では、会計監査専攻という単独では存在しない研究分野について、監査という制度を糸口にして、これに関連するいくつかの分野の研究を進めたい。このような研究領域は、従前であれば、研究対象となりにくい分野であったと思われる。しかし、現在の会計制度の大改革や商法改正、また、これらに関連する監査制度の改革について、今まさに会計の世界で起こっている、あるいは起ころうとしていることを研究することは、監査の領域で専門職に就こうとしている者には、大きな意義があるものと想像する。これが、第3番目に研究をする分野である。

また、今回商法における会社法が大きく改正される。これにより従来の会社を取り巻く会計制度とは、大きく異なる手続きが要求されることになる。この商法の改正は、今後企業の現場で監査業務や経理業務を担当する者が、必ず身に付けておかなければならない知識である。商法に関しては、法律であることから会計専門職大学院の2年間の短い在籍期間では専門的研究には限界がある。しかし、これも会計に携わる者であれば、十分な内容は理解しておく必要があり、院生には研究分野としては興味を持たせたい領域である。

この商法に関連する分野には、研究者である教員を2名配置させている。すでに改正される商法関連の研究も先行して行われており、会計監査に関する専攻であるが、商法またこれに関連する法律についての研究をさらに進めて、当大学院大学に入学する院生に最新の制度を理解させるための指導をさせたい。これが、第4番目に研究をする分野である。

また付随的領域ではあるが、経営学やマーケティング、経済学等に関しても研究教員がゼミを担当する。ここでも会計関連の分野の研究と同様に、それぞれの研究テーマに添った内容を教員の指導の下で行うことができるような教育プログラムの配慮もしている。

大原大学院大学では、このように会計に関する研究分野を中心として、これに関連する簿記、管理会計、監査、また商法などの研究領域を教授研究として、専門性のある教

育を実施する。当然その研究領域は、個々に専門性の高い領域であるが、高度専門職に就く人材を育成することを前提にして、実務家教員による現実的な要素も融合させた教授研究を実施するものとする。

b. どのような人材を育成するのか

① 人材の育成に関する基本的考え方

経理会計の実務分野では、その専門性は、公認会計士や税理士などの国家資格により認められている事実がある。これらの資格は、法曹界の司法試験や医療における医師免許と同じように、経理会計の領域では必要不可欠な資格である。

大原簿記学校では、昭和46年の税理士試験の合格者誕生から現在までに、公認会計士、税理士を29,876名（平成16年10月末現在）輩出している。

これらは当校で長年にわたり、多くの教員が培ってきた受験指導の蓄積による成果である。今後も、この受験指導を続ければ、毎年多くの公認会計士、税理士試験の合格者を輩出させるに違いないと自負している。

しかし今回、大原学園ではこれまでと違い、一方において難易度の高い試験に合格者を数多く輩出させるのではなく、専門分野の知識を備えた、深い学識と卓越した能力を備え持つ職業会計人を育成すべく、高度の教育を実践したいと考えるに至った。そこでこの度、大原大学院大学の設立を申請するに至った次第である。

大原簿記学校は、経理会計の分野において、より深い専門的な会計知識を持つ人材を育成するために、何をすべきかということ考えた結果、従来のように数多くの公認会計士や税理士を輩出して、一般的監査業務ができる公認会計士や、税法に沿った適切な納税申告書が作成できる税理士を育成するというだけでは、その教育理念に限界があると考えるに至った。

これを踏まえて大原簿記学校は、より深い専門性を持ち、かつ卓越した会計に関する能力を有し、さらに厳格な職業倫理により、客観的な判断をすることができる職業会計人を育成すると考えた場合に、大原大学院大学を設置して、次のような教育を行うことこそ、その目的を達成することができるのではないかと考えている。

（人材育成の基本的考え方）

i) 教養科目と情報処理などの専門科目を提供する

大原簿記学校は、文字通り経理会計に関する専門教育を全国で組織的に行っている。当然その教育の根幹を成すものは、簿記など経理関係の教育であることはいうまでもない。ただ、この経理関係の教育も基礎教育としての意味があり、さらに、この経理教育から派生して、管理会計、財務、監査、税務など広い分野に関する教育も同時に行われている。

大原大学院大学では、従来の大原簿記学校が行ってきたこれらの教育を前提にし

て講義科目を設定している。というのは、当大学院大学で実施されるこれらの講義科目は、大原大学院大学であっても、その経理会計教育の根幹が、大原簿記学校に端を発するわけであるから、従来通り実施してこそ、大原簿記学校の伝統的な経理会計のエッセンスを提供することができるからである。我々は、これを経理会計に関する教養に属する科目のような位置付けをしている。

大原大学院大学は、会計専門職大学院として大原独自の講義科目を実施して、高度に専門的な知識を持った人材を育成しなければならない。そのためにも、当大学院大学で実施するこれらの講義科目は、専門学校時代に培ったものを基礎にして、新たに会計専門職大学院向けの内容として改良したものとして提供しなければならないと考えている。

また、国際性を持つ職業会計人を育成するためには、従来専門学校の会計専門分野では、取り扱うことが敬遠されていた国際会計の分野にも、その学習領域を拡大しなければならないものと考えている。これは2000年以降、我が国の会計基準も従来の日本独自の会計基準から、欧米を中心とする国際的な会計基準にその座標軸が大きく変化しているからである。

今後は、この新しい国際会計基準を身に付けた職業会計人とそうでない者が、明確に差別化されることとなる。大原大学院大学では、この新時代の要請に対応する広い視野を持った人材を育成したいと考えている。

このような意味において、当大学院大学では経理会計に関する、より専門性の高い実践的教育をその教育の柱としながらも、同時に、会社や社会の中で教養として身に付けておくべき、会計と隣接する一般的な知識なども同時に提供したい。我々は、これを経理会計に関する専門科目という位置付けで考えている。

会計に関する知識としてその専門性について考えてみると、これは会計そのものが経済事象の記録や分析ということその本質とすることから、まず会計の専門的知識は、会計分野だけからでは吸収することはできず、それだけでは会計に関する専門性の追究には限界があることを認識しておかなければならない。会計は経済事象の記録、分析であることから、たえず現在の経済や社会の状況を反映しており、これらの知識を十分に踏まえたものでなければ、会計が何たるかを研究することはできない。この意味では、この会計にまつわる経済の変動や社会の状況の変化、また隣接する学問領域における専門的知識をどれだけ吸収するかが、当大学院大学の重要な課題でもある。

この意味では、高度で専門的な能力を持つ会計人は、会計に関する高度で専門的な知識をその「教養」として有しており、この知識を柱としながらもこれを十分に発揮し得る社会情勢や経済情勢を分析する能力を持ち、さらに会計に隣接する分野の知識を併せ持つ者という解釈をすることができる。

大原大学院大学では、このような職業会計人を養成するために、単に経理会計に

関する専門的な知識を教授研究させるだけではなく、経理会計に関連する分野の高度な知識も修得させて経済を取り巻く現状やその変化を理解、分析することにより、これが会計という視点に立ち、判断し行動するための専門的な能力を身に付けさせなければならない。この経理会計を基礎的あるいは教養的な領域における分野で語らなければならないのは、専門職大学院が理論と実務を架橋して高度専門職業人の養成に特化することを前提とする場合に、その理論面を保証するための重要な意義があるものと思われる。

また、この高度で専門性のある教育を実施すると考えた場合に、これらの教育がどのような教育課程で行われるのかも十分に配慮されなければならない。単に専門性があると思われる講義科目を用意して、これらが無分別に受講させたとしても、その教育効果は期待することはできない。大原大学院大学では2年間の在学期限内において、入学生が高度で専門的な知識を修得するために、十分な討議、検討を行い、その教育カリキュラムを構成した。これにより大原大学院大学は会計専門職大学院として、従来の大学、大学院また専修学校では行うことができなかった会計分野に特化した高度専門教育をその法制度の目的に添い理論と実務を架橋するための実践教育として実施したい。

ii) 社会人の再教育の場としての位置付け

経理会計の分野では、その専門的な資格として公認会計士や税理士という資格が広く認知されている。経理会計の分野では、これらの資格を有していることが、専門職の証しであり、監査に関する業務や税務申告に関する業務は、この資格を持つ者のみに許される独占的な業務であった。

しかし現在は、経理会計の分野が従来予想しなかったほどの広がりを見せ、公認会計士や税理士以外にも、会計領域を試験科目とする資格が数多く生まれている。つまり、会計に関する知識は、専門的なものも含めて、経済をめぐる重要な知識であるとして、半ば常識化する傾向を示していると考えることができる。

大原簿記学校は、従前から公認会計士や税理士の資格取得を得意分野としてきており、この分野では社会的にも大きく評価されていると自負している。ただ、経理会計の多様化に伴い、さまざまな分野で、より詳細で専門的な知識を持つ人材が必要とされているならば、公認会計士や税理士以外にも、会計に関する高度な知識を持ち専門的な業務を担う人材を育成することも確かに重要である。

このように、広く社会から会計に携わる専門家が必要であるとされるのであれば、公認会計士や税理士のような専門的な資格を取得することを目的にしていなくても、すでに実社会でこれらの仕事に従事する社会人などは、再教育の場として大原大学院大学に入学し、高度な専門性が求められる職業に再度就くための教育の場として考えても、会計専門職大学院の存在価値は十分あるものといえる。そのためにも、経理会計に関する専門的な講義科目以外にも、より実践的な内容であり、かつ専門

性のある講義科目を用意する必要があると考える。

このように社会人の再教育の場として、専門性の高い会計知識を持つ職業会計人を公認会計士や税理士という資格から一步離れて育成することも会計専門職大学院の使命と考えて、今までにない新しい教育の場として、その専門的教育に積極的に取り組みたい。

iii) 公平な職業倫理教育について

経理会計の分野は、厳格性が求められる領域である。これにはさまざまな理由が考えられるが、非常に簡単な理由は、金銭収支に関する責任の所在が挙げられる。これは、経理会計を担当するものであれば、誰でも経験することだが、誰がどのような金銭の収支に携わったのかが、そのまま、その者の責任を示すからである。

経理会計の分野では、個人なり企業なりが、どのような金銭の収支を行ったかを記録して、これを帳簿として保存しておくことが法律で義務付けられている。この帳簿の記録を行う際、また記録が行われた帳簿類を監査などで評価判断する際に、職業会計人に対して独自の倫理観が求められる。これは、収支などが正しく行われているか、また行われた収支の内訳が適正なものであるかなどを考える際に、常に中立な立場に立っていなければならないことを意味している。

昨今、国内や欧米で監査法人と呼ばれる企業経理の是非を判断する第三者機関が、経理に関する適切な判断（監査）をしなかったがために監査対象となっていた企業が経営危機に瀕して、債権者や株主などに大きな損害を与えたという事件が頻繁に発生している。これは、個々の会計担当者あるいは監査法人の会計に関する倫理観が欠如していることにより発生していることは明白である。いい換えれば、この倫理観の欠如は、経理会計教育の根本的な部分での欠陥であったというほかない。

従来の会計人育成は、専門知識の修得やその資格取得を優先するあまり、一番重要であるはずの職業倫理観についての教育が欠如していた感がある。そこで、当大学院大学では、経理会計に関する教育ばかりではなく、職業会計人として持ち合わせていなければならない会計倫理を、講義科目の中にも取り入れて、院生に履修させることにより、今までにない高潔な倫理観を持つ職業会計人を育成したい。

これにより、大原大学院大学は、経理会計の分野での高度で専門的な知識と職業倫理をバランスよく持った職業会計人を実務界に送り出すこととなる。これからは、公認会計士、税理士の資格だけを持っている人材を、これまでのように輩出するのではなく、会計に関する正しい倫理観を持つ人材を育成して、これらの者を経理会計分野に数多く送り出すことを考えている。

iv) 基礎的就業能力を身に付けさせる

会計専門職大学院において、高度で専門的な能力を持つ会計人を育成して、一般企業や監査法人、税理士法人の下で実際の業務を担当することとなっても、実践的な業務能力が乏しい人材では会計専門職大学院の出身者としては、はなはだ遺憾で

あるといわざるを得ない。

会計といえども、その業務は非常に初歩的なものから、高度で専門的な知識や経験が伴うものまでさまざまである。曲がりなりにも会計のプロフェッショナルであるからには、これら全ての業務に関して、ある程度の能力を有しているべきである。特に会計専門職大学院では、その特質ゆえに、深い学識経験や卓越した会計能力が、優先される傾向にあると思われる。しかし実際に、これらの能力は、初歩的な業務能力を正しく持ち合わせ、その上に立脚して存在すべきものである。ところが、専門的知識や高い会計能力を持っている者や、公認会計士や税理士の資格を有している者は、ただちにその知識が会計現場の中で発揮されると誤解されている傾向にあると思われる。

大原大学院大学では、高度な専門性のある能力を持つ人材を育成するが、基本的な業務処理能力をも兼ね備えることができるような教育を実施したい。これにより、広い意味での会計処理能力、いい換えれば就業能力の高い、即戦力となり得る人材を経理会計業界に輩出することができると考えている。

② 卒業後の進路について

大原大学院大学の履修期間は、原則として2年間である。この期間に提供できる専門教育は、当大学院大学の母体である大原簿記学校で培った経理会計に関する専門的な要素を基盤に、その教育課程が策定されている。しかも、大原簿記学校では、すでに多くの卒業生や国家試験合格者が経理実務の世界でその能力を大いに発揮しており、企業など実社会での評価も得ている。ということは、教育に関する地盤や卒業後の進路についても展望が開けているといつてよい。

今回、会計専門職大学院として新たに卒業生を経理実務界に送り出すこととなるが、これらの卒業生は、当大学院大学で、今まで以上に高度な専門教育を受けた院生達である。したがって、これらの院生達が就職するにあたっては、現在、大原簿記学校の卒業生が就職している監査法人、税理士法人、一般企業などと同じだとしても、その待遇は大学や専門学校を卒業した学生と同等であるとは思われない。

ただ、会計専門職大学院という学歴や、その卒業生の専門的能力はその制度が誕生して間もないこともあり、どのような評価を受けることとなるのかは、現在は不明である。今後、多くの会計専門職大学院から多くの卒業生が経理実務業界に輩出されれば、その評価は高まるものと思われる。大原大学院大学はそのためにも、先陣として優秀な人材をこの業界に送り込まなければならない責務を担っている。

(資料1 参照)

イ. 研究科、専攻の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻の名称

大原大学院大学 (O-HARA Graduate School of Business) は、学校法人大原学園を母体にして設置申請をする。この大原学園は、昭和54年に東京都から学校法人として認可され、それ以降、大原簿記学校をその活動の中心組織として現在に至っている。

この大原簿記学校は、その名称の示す通り経理会計をその教育の中心としており、専門学校としての教育はもちろん、公認会計士、税理士、日本商工会議所の簿記検定試験まで、多くの資格試験のための教育を幅広く行ってきた。

現在までのその教育実績は、会計知識並びに会計資格を持つ多くの経済人を経済社会の中に送り出していることで高く評価されていると自負している。特に今回、大原学園が会計専門職大学院を設置申請しようとする背景には、これまで経済界に輩出してきた多くの経済人が、高度で専門的な知識を持ち、その業務を担当している事実がすでに存在し、今後も、さらに多くの後輩達が同じように経理知識を基礎として日本経済に貢献することが予想されることがある。もし社会的な状況が可能であれば、大原学園は、専門学校における経理教育からもう一段高い教育機関を新たに設置することにより、今までの経理教育の正当性や、今後、当大学院大学を卒業することになる院生達が、経理教育の質の高さを客観的に証明してくれることになるのではないかと考えるに至った。

そこで大原学園では、これまで指導してきた経理の分野の中でも、最もその教育内容が充実している公認会計士講座で培ってきた会計監査に関するコンテンツをさらに高度専門化し、監査業務を中心とした実務教育を実施したいと考え、この度、新たな会計専門職大学院を設置することとした。

現在、経理会計に関する監査の需要は大変に多い。従来は、営利企業について、債権者や株主のために当該企業の経理内容の正否を第三者として評価したが、現在は、非営利法人や独立行政法人、また自治体までもが公認会計士による監査が必要とされている。

これにより、公認会計士の数が絶対的に不足することはもちろん、精度の高い監査を行うことができる人材も不足するようになることは明白である。

大原学園では、過去における経理会計に関する教育ノウハウ等で、学校教育法第65条第2項に定める専門職大学院の目的に沿った高度で専門的な職業会計人を育成したい。

大原大学院大学は、経理会計に関する専門教育を実施することを前提にし、従来の通称である大原簿記学校の簿記という学問を、会計専門職大学院の中で、改めて専門性を追究する教育として院生に提供したい。このような経理会計教育に関する伝統的な意味合い、また、今後の経理会計分野の中での監査の重要性などに鑑み、研究科、専攻の名称、また学位に関しては次によるものとする。

① 研究科の名称について(会計研究科:Course of Accounting)

大原大学院大学は、申請に関する設置準備室も新設して、設置申請する大学院の名称を当初「大原会計専門職大学院大学」という非常に長い名称を正式名称として検討していた。しかし、大原という名称は、これまでの実績から改めて簿記や会計という名称を併用しなくとも十分に経理会計の世界では、経理会計に関する教育機関として認知されている。したがって、大学院の名称を検討するにあたって、改めて「会計専門職」という名称は必要ないのではないかという結論に至った。これにより、大原学園が設置申請する大学院の正式な名称は「大原大学院大学」とすることが学内における理事会で決定した。

また、この大原大学院大学で研究すべき専門分野を考えると、これまでの実績から必然的にその分野は会計ということになる。大原簿記学校は、専修学校として、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、教養の向上を図ることを目的にした実務を担う専門教育を行ってきた。このことを考慮して、研究科の名称は「会計研究科」とすることとした。

会計という研究分野は、従来から多くの研究者によりその研究が細部にわたり行われている。大学院であれば、本来は大学の上位の教育機関として学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥をきわめ、高度の専門性が求められる職業を担うための教育を提供することを本来の趣旨とする。

しかし、今回大原学園が設置申請する会計専門職大学院は、本来の大学院としての機能の他に、専門性の高い分野の業務を行うことができる人材を育成することを目的にしている。専門教育、とりわけこの専修学校と専門職大学院で行われている教育の相違を考えた場合、両者の相違は何にあるかを考えなければならない。専修学校も専門職大学院であっても、先ほど説明した職業に関する知識を向上させることが第一義的にあることは事実である。

しかし、その専門教育を比較した場合、専修学校が直接的な職業に必要な最低限の知識、能力を育成することを目的にしていることに対して、専門職大学院は高度な専門性の求められる職業を担うための深い学識を培わせることを目的にしている。大原学園では、従来から専修学校である大原簿記学校において、実務分野に多くの人材を輩出してきた事実がすでに存在する。今回は、新たに専門職大学院を設置申請することで、さらに高度な専門教育を体系的に提供して、従来は高度教育として提供することができなかった専門教育を大原大学院大学で院生に対して提供する努力をしなければならない。

このような考え方に基づき大原大学院大学では、高度専門教育の追究を目的にした院生を入学させて単一の研究科のみを申請するがこの研究科の名称は「会計研究科」として設置申請したい。本来の学問分野における意味での「会計」という領域を基本的な座標軸として、関連する講義科目を区分ごとに学習させたい。

② 専攻の名称について(会計監査専攻: Specialization in Accounting and Auditing)

大原大学院大学では、設置申請に際して会計研究科を単独で申請する。

この会計研究科の中に、やはり単独で会計監査専攻を設置申請する。本来であれば、会計に関する領域の中からファイナンスやマネージメントまたタックスなどさまざまな専攻が考えられる。しかし、今回当大学院大学が「会計研究科、会計監査専攻」とした最大の理由は、今後の社会情勢、とりわけ証券市場における投資家の保護がますます重要になってくると考えられるからである。

昨今多発している投資家を欺いた会社の不正経理事件は、公認会計士や監査法人の信用を失墜させるに十分である。企業内部において、監査に精通した専門家がいれば、このような事故は防げたかもしれない。

この会計監査専攻は、これから会計の業界を取り巻く環境の中でも最重要視されるところと考え、このような内容で設置を申請した次第である。

確かにこれまでは、試験合格という制度のみで職業会計人としての公認会計士を輩出してきたが、今後は、会計専門職大学院で監査に関する専門的な知識を身に付けて、多くの卒業生が上場企業に就職し、監査業務を担当することになれば、従来、大原簿記学校では行うことができなかった高度で専門的な知識を持った人材を会計専門職大学院の出身者として実務界に送り出すことができることになる。

これは、今まで専修学校として大原簿記学校が行ってきた専門性の高い教育ノウハウが存在するからこそ可能なことであり、これらの専門教育の基礎的な要素が、会計専門職大学院の教育の中にも大いに役立っていると思われる。

ただ、誤解のないように説明しておかなければならないが、大原大学院大学では公認会計士の受験用の教育を実施するつもりはない。監査業務を専門的に行うことができるのは公認会計士のみであり、この資格は難易度の高い公認会計士試験の合格者である。なおかつ、この公認会計士試験の短答式試験の一部が、会計専門職大学院の卒業生には免除されるという特典がある。しかし、決してこれらの目的のために会計専門職大学院の設置申請を行い、会計研究科の中に会計監査専攻を設けたわけではない。

我々大原学園では、もはや受験指導を通して試験合格者を輩出することを主眼に置くのではなく、新しい監査制度、試験制度の元で、今までどこの教育機関でもなし得なかった、高度かつ専門的な監査及び監査関連知識を持つ職業会計人を育成して、実社会の経理会計業界に輩出することこそ、我々の新しい責務であると考えている。

この考え方が正しいことが、将来多くの大原大学院大学の卒業生によって証明されることを切望する次第である。

(2) 学位の名称

大原大学院大学の会計研究科・会計監査専攻の修了生には、学位規則第2条第2項の定めに従い、専門職学位を与えるものとする。

ただし、この学位を付与するものは、当大学院大学において一定の期間内に一定の成績を修めた者で、規定の必要単位数を履修していなければならない。

これらの成績及び単位履修、在籍期間などの詳細は大原大学院大学の学則及び学位規則においてその詳細を定めている。

これらの要件の全てを満たした者には、「会計研究科 会計修士（専門職）」の学位を授与するものとする。

授与される学位	
学位(邦名)	会計修士（専門職）
学位（英文名）	Master of Accounting (profession)

(注記)

大学院、研究科、専攻の正式名称と英文名称は次の通りである。

邦名	英文名
大原大学院大学	O-HARA Graduate School of Business
会計研究科	Course of Accounting
会計監査専攻	Specialization in Accounting and Auditing

ウ. 教育課程の編成の考え方及び特色

今回、会計専門職大学院として設置申請をする「大原大学院大学」では、会計研究科を設置して、この中に、会計監査専攻を置くこととして申請をする。この会計監査専攻は、会計に関する研究領域の中でも、特に監査に関する項目を中心に教育研究する目的がある。会計に関する初級教育段階から、監査関係の専門的知識を修得させ、さらに、経理会計の関連知識に関する講義科目も用意して受講させる計画である。会計科目に関しては、類似する講義科目も存在するが、それぞれの講義科目に独自性を持たせることにより教育課程を編成して、所定の期間内に高度で専門的な会計監査に関する知識を修得させたい。

今回申請する会計監査は、会計に関する専門性を追究するための課程であるため、簿記や経理会計などに関しては類似する講義科目も多い。一般的に、これらの科目は同様の科目のように思われがちである。しかし、その学習研究分野は大きく異なるのが現実である。それぞれの講義科目を深く学習研究させるために、講義科目はそれぞれ異なる科目として教育編成し、個々の科目はそれぞれ異なる教員が講義科目を担当する。

経理会計の教育に関する分野では、大原大学院大学の母体になっている大原簿記学校において、長年にわたりその教育ノウハウを構築している。会計専門職大学院の講義科目の中でも、院生が会計に関する高度で専門的な知識を身に付けることができるように、その具体的な方法などを大いに参考にしたい。

当大学院大学は、基本的に会計に関する専門性を追究することを目的としている。したがって、会計監査専攻においては、経理会計また監査などに関する基礎的な講義科目の修得をさせて、これが修了すれば次の段階として、会計に関する発展科目についても専門的な学習指導を行いたい。

具体的に、会計監査専攻では企業監査などに関する高度で専門的な知識を修得するために、会計基礎科目、実践基礎科目、応用・発展科目、会計発展科目を一部選択して、その専門的な分野の学習研究が行われて、その実務に即した実践的な知識を身に付けることとなる。

これら大きく4つに分割した授業のテーマは、それぞれの分類ごとに学習すべき項目が用意されている。それぞれの科目に関する教育目的は、次のページからその詳細が説明されている。それぞれの分類ごとに設定されたテーマは一部選択制ではあるが、いずれも履修することにより、相当高度な専門性を身に付けることができる。

当大学院大学に入学する院生の修了後の就職先や研究希望テーマなども踏まえて、会計基礎科目、さらにその先の会計展開科目としての実践基礎科目、応用・発展科目、また会計発展科目を受講させて、経理会計に関する専門分野の高度な知識を修得させたいと考えている。

(1) 4つに分割した教育テーマについて

前述した通り、大原大学院大学では、会計研究科の中に監査に関する専攻を設置する。この専攻課程の中で、経理会計及び監査関係、また、これらに関連する高度専門教育を実施する。この一連の教育課程のために、原則として2年間という期間を設けている。

当大学院大学では、この2年間という限られた期間において効果的な学習研究をするために、その講義科目を大きく4項目の教育テーマに分類した。

これらは、経理会計及び監査関係、また、関連する一連の専門教育のために編成されたものである。これらの一連の教育課程を段階的に修得することにより、最終的には当大学院大学が目的とする会計及び監査に関して、実際の経理及び監査に関する業務を担当する専門的な知識が身に付くものと考えられる。各分類の中には類似する名称の講義科目もあるが、具体的な学習研究領域が異なる。それぞれの講義科目は、一部関連性を持つものの、独立した講義科目で構成されていると考えてほしい。

(講義科目の4分類)

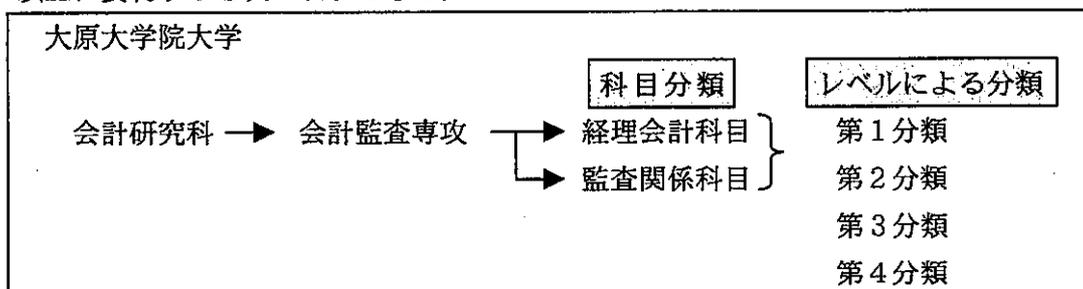
第1分類 会計基礎科目群

第2分類 実践基礎科目群

第3分類 応用・発展科目群

第4分類 会計発展科目群

以上、要約すると次のようになる。



① 第1分類 - 会計基礎科目群

当大学院大学は、会計を専門分野とする。そこで、入学する院生は、ある程度の経理会計に関する基本的知識を必要とする。入学選考にあたっては、入学希望者の経理会計に関する知識が、どの程度かを審査対象とする。これにより、一定のレベル以上の知識を持つ者に入学許可を与える予定である。

しかし当大学院大学では、2年間の教育課程において、経理会計に関する分野については、かなり高度なレベルまでの専門的教育を行う予定である。そこで、入学者の中でも入学選考において一定レベルの知識を持っているが、まだ高度な知識を持つに至らない院生には、標準レベルまでの経理会計の教育を実施しなければならない。

当大学院大学は会計専門職大学院である以上、講義科目の多くは、高度な経理会計な

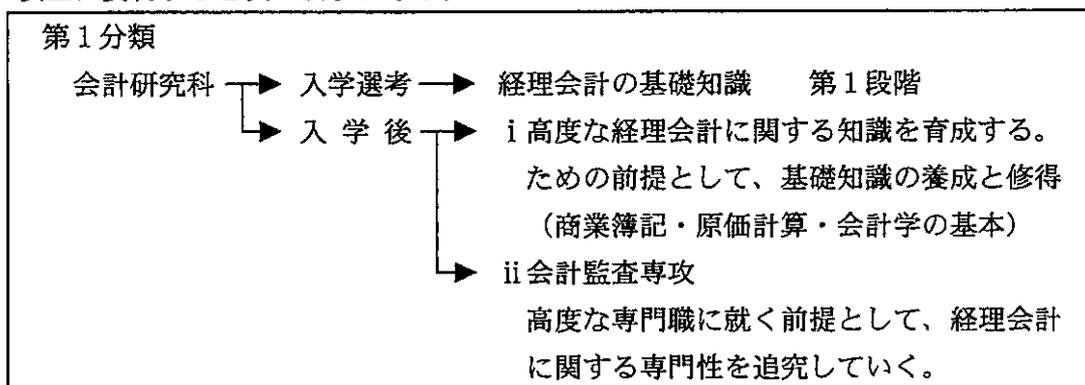
どに関する専門的教育を行うことを前提にしている。これら高度な会計関連の講義科目を完全に理解するためには、その基礎力として経理会計に関する知識が必要不可欠である。そこで、この第1分類の会計基礎科目群の科目を履修させることにより、十分な経理会計に関する基礎知識を修得させるものとする。

今回「大原大学院大学」として申請する会計研究科・会計監査専攻は、いずれも「会計」の名称が付されていることから判断できるように、経理会計に関する専門性を追究し、高度な専門職に就くための教育を実施することを前提にしている。これは我々が40年有余にわたり簿記経理教育を行ってきた集大成として、今回、会計専門職大学院を設置申請することで、さらに、実践的教育を行うことを目標にしているものでもある。

当大学院大学で行われる高度な専門教育は、入学時点で履修させる会計基礎科目の履修を大前提にしており、この会計基礎科目での教育内容によっては、この会計専門職大学院が成功するか否かの重要なファクターであると考えている。

この点を慎重に踏まえて、会計監査専攻では、まず会計基礎科目として商業簿記、原価計算、会計学などの基本科目を受講させることにより、院生に均一で専門教育に耐え得る会計知識をまず身に付けさせるものとする。

以上、要約すると次のようになる。



② 第2分類 - 実践基礎科目群

実践基礎科目群は、会計基礎科目の修得を前提にして行われる。ここで学習研究する内容は、会計監査専攻に即した講義科目で構成されている。会計監査専攻で必修科目としている「会計基礎科目群」に含まれる科目のうち、簿記関係、会計学関係の講義科目は基礎的なレベルであり、まだ完全な内容ではないことから、さらに高度な内容を学習させることとしている。

この経理会計に関するアプローチ手法は、第1分類から第3分類までの3段階で分割して行われ、大原大学院大学の特徴的な教育プログラムと考えている。この「第2分類実践基礎科目群」の基本的な考え方は、より実務に近い実践的な科目を学習研究させることにより、講義科目で身に付けた学習内容を現場で少しでも役立てることを前提にしている。

また、この「第2分類 実践基礎科目群」として履修する講義科目の中には、講義科目の特質から、全くの初心者为基础から指導しなければならないものもある。しかし、この第2分類の実践基礎科目群に属するこれらの科目は、その内容やレベルから、第1分類の会計基礎科目群に属するものではない。また、これらは会計基礎科目群に属さず、さらに応用・発展科目の区分のレベルにも至っていない。これらの講義科目を、この第2分類として「実践基礎科目群」に帰属することとし、会計基礎科目と応用・発展科目の中間的科目として定義するものとする。

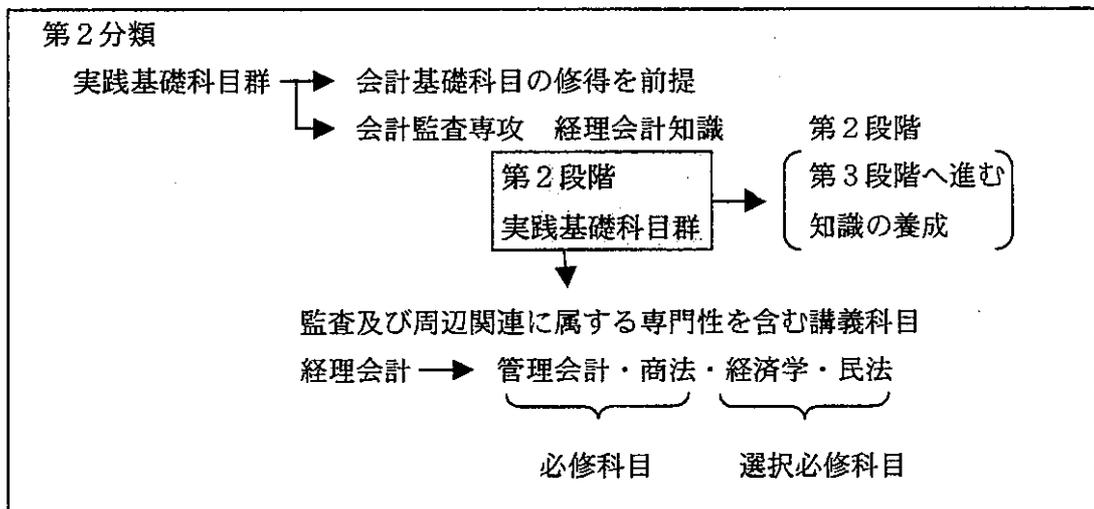
会計監査専攻で実践基礎科目群として履修する科目は、監査及びその周辺関連に属する専門性を含む講義科目である。会計監査専攻では基本的に、監査業務に必要な不可欠の知識を学習研究させることを主目的とする。経理会計に関するものを基礎として履修させ、さらに、その上の講義科目として監査及びその周辺の関連科目を履修させる。

また、この第2分類の実践基礎科目群の中には、経理会計に関する基礎知識を持たなければ学習が困難である管理会計、商法などの講義科目も準備しており、いずれも院生は、必修科目として履修しなければならないように考慮されている。

さらに、実践基礎科目群の中には、経理会計から少し離れた学習領域として、経済学、民法などの講義科目を選択科目として用意してある。会計専門職大学院とはいえ経理会計のみならず、その周辺に関する法律などの十分な理解も必要とするために、これらの講義科目の履修も大きな意味があるものと思われる。このため、この第2分類の実践基礎科目群では、経理会計に関する講義科目を中心にして、監査、商法など将来企業監査に関する業務を担当した場合に、その学習内容が、現場で即役立つような関連科目を基本として準備し、さらに選択必修科目ではあるが、経済学や民法に関する講義科目も準備する。

いずれにしても、この第2分類の実践基礎科目群は、会計基礎科目群と次の応用・発展科目群を関連付けるための教育課程として位置付けることができるものと考えて、院生に各講義科目を履修させる。

以上、要約すると次のようになる。



③ 第3分類 — 応用・発展科目群

会計の基本的な学習研究は、広い範囲を奥深くまで行うべきものである。このために当大学院大学では、経理会計またこれらの科目から発展する隣接科目を総合的に学習研究できるようなカリキュラムを設定し、具体的な講義科目を4段階に分類して順次履修できるようにした。

会計監査専攻においては、会計基礎科目、実践基礎科目を履修し、職業会計人の基礎となるべき専門性は、ある程度身に付いているものと思われる。しかし、会計監査に関する専門業務を担当するためには、会計基礎科目、実践基礎科目に関する知識の上に、さらに、高度で専門的な知識に関する特殊技能を修得しなければならない。このために当大学院大学では、第3分類として応用・発展科目群を履修させて、会計監査に関する専門性を高める講義科目を準備している。

また、この段階で、当大学院大学の会計研究科・会計監査専攻を卒業して、院生がどのような分野でその専門性を発揮したいのかも考慮しなければならない。これは会計に関する専門家といっても、その分野は多岐にわたり、いずれの分野でその専門性を発揮するかにより、これ以降の段階の専門科目に関する選択履修にも差が出てくるからである。いずれの専門領域でその知識を発揮するにしても、それぞれの領域において優れた知識を持つ専門家を育成するというのが、当大学院大学の重要な使命でもある。

いずれの世界であっても、その道の専門家であるプロは存在する。全ての領域の知識を広範囲に有していることも重要であるが、あえて特別な分野においてのみ専門的な知識を持っていることも社会的なニーズは高いと思われる。

この第3分類の応用・発展科目群の中でも、経理会計に関する科目の履修が強制されている。この段階で、経理会計の講義科目を履修させることにより、これらの知識が完全なものになる。現在、数年前から行われている会計基準の改定などにより、簿記会計に関する領域が大きく変化しており、従来にも増して専門的な知識を持つ専門家の必要性が叫ばれている。会計専門職大学院の使命も、このような社会的なニーズに応えることにあるものと考えられる。

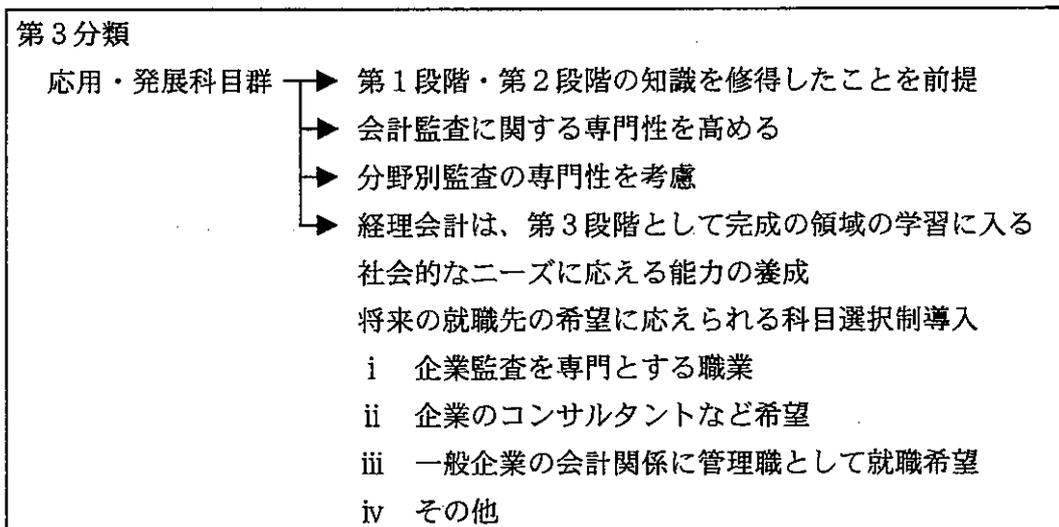
また、会計に関する専門職大学院である以上、この会計に関する知識は、最新のものを最高のレベルで提供することができなければ、その存在意義はない。この点を十分に配慮して、この第3分類である応用・発展科目群の中にも会計関係の講義科目が含まれている。

この第3分類である応用・発展科目群は、それぞれの専攻の中でも当大学院大学卒業後に、どのような分野で専門的な業務を行うかにより、講義科目の選択が大胆に行えるようになっている。

会計監査専攻に関しては、企業監査を専門とする職業に就くことを希望する者、企業のコンサルタントなどを希望する者、また、一般企業の会計関係に管理職として就職を

希望する者などさまざまである。これら将来の就職希望のコース別に具体的な講義科目を選択するものとする。

以上、要約すると次のようになる。



④ 第4分類 — 会計発展科目群

経理会計また監査などの企業を取り巻く会計に関する知識は、ある意味では限りなく広いといえる。当大学院大学では、これを会計監査という分野に特定して、その専門性を追究するために、厳選した講義科目を履修させる準備をしている。

会計監査専攻で行われる講義科目は、経理会計関係に関する内容としては相当高度であり、専門性の高いものでもある。履修年限2年間で学習研究する内容は、専門的であり、その内容を完全に理解するためには相当な時間の自己学習も必要である。当然であるが、これらの内容を理解していれば、実務界において、その専門業務に就いた場合に、大いにその能力を発揮することができ、業務遂行の上で大きなファクターとなり得るはずである。

さらに、財務会計に関する業界で、会計専門職大学院で修得した専門性のある経理会計の知識を活用して、その業務を行うにしても、さらなる知識の蓄積があれば、より広い領域でその知識を生かすことも考えられる。そこで、当大学院大学では会計発展科目群として、会計に関する隣接分野、会計に関する関連分野、また会計に関する国際的分野などから、いくつかの講義科目を選択させることとした。

これらの科目は、経理会計に関する専門的な知識を追究しながら、さらに広い範囲で経理会計に関する知識を深め、会計に関する業務に携わる者として、高い視点で会計に関する判断ができることを考慮して用意した講義科目である。

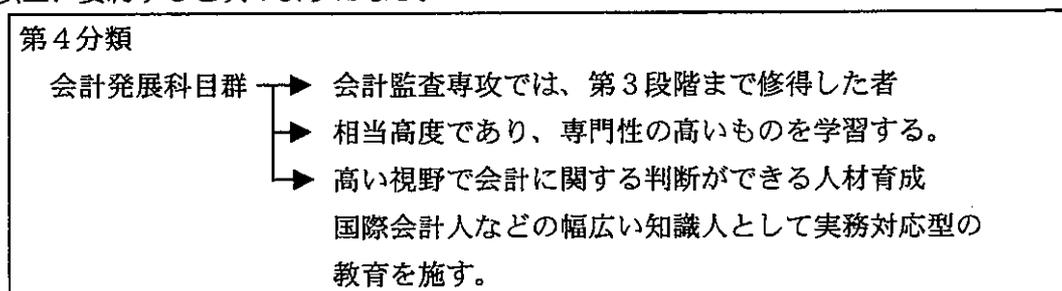
経理会計に関する業務を担当する者は、とかく数字に神経質であり正確な業務の遂行が当然とされる風潮がまかり通っている。もちろんこれは、経理会計に関する業務を行う者のある意味ではプライドでもある。ただ当大学院大学では、従来世間一般で評価さ

れているこれらの人格から、もう一步抜きん出た人材を経理会計の業界に送り出したい。

このために当大学院大学が考えたのが、この会計発展科目である。この科目群は、従来であれば敬遠されていたようなもの、あるいは会計科目として馴染みがあまりないものも講義科目として準備してある。会計担当者として財務諸表の作成や分析、また税務申告書の作成に関する知識だけでなく、広く経理会計に関する知識を持つことによって、企業の評価や将来性について、別の切り口でその判断ができるのではないかと考えている。

この会計発展科目は、最低単位数だけを定めて、特にどのような講義科目を選択しなければならないという強制はない。

以上、要約すると次のようになる。



⑤ 当大学院大学における教育編成と講義科目の関連に関して

大原大学院大学では、ここまで説明した4つの教育体系の区分に従い、それぞれのレベルに応じた内容により、段階的な教育が行われることとなっている。各段階において、会計分野またこれに関連する分野の講義科目がそれぞれ設定されているが、これらは最終的に会計研究科における会計監査に関する専門的な知識を修得することを前提にして編成されているものである。

当大学院大学では、会計監査専攻において会計及び監査の専門的な知識を修得するために51科目が受講できるシステムになっている。もちろんこの中には、必修科目、選択必修科目、選択科目が存在し、院生の卒業後の希望進路や国家試験の受験などを考慮して、科目履修できるようなカリキュラムを編成している。

大原大学院大学は会計専門職大学院である以上、会計関連の科目がまずその教育プログラムの中心に位置するのは当然である。この会計関連の科目は簿記、会計学、管理会計、監査論に関する講義科目を中心にして、全部で26科目が用意されている。これらの科目は、経理会計や財務と呼ばれる専門分野において業務を遂行する者には必要不可欠な知識を修得するための科目ばかりである。とりわけ監査や租税などの専門職に就くためには、これらの知識の上にさらなる専門的な知識や判断力などを必要とされている。もちろんこれらに関しても、当然考慮がなされており、必要とされる知識は関連する分野の講義科目において修得することができるように教育プログラムを編成している。

当然この会計関連の専門的知識とこれに関連する専門分野の知識は、相互に密接な関

連をもっているために、単に会計単独での知識としてではなく、関連する知識として科目履修する必要がある。これに関しては、これらの相互の科目を関連付ける目的で、第4分類の会計発展科目群の中に多くの演習講義などを選択できるように考慮している。院生各自が興味や、その必要性を考慮して、これらの講義科目を受講し自らの専門知識の集大成を行うことができる。

当大学院大学に設置されているのは、会計研究科であるが、会計監査に関する知識を専攻するものであり、最終的には企業監査などに関する専門知識の修得がその研究目的である。このために、単に会計に関する専門分野の研究だけではなく、これらの知識に、会計監査また会計に関連する専門分野などの研究を行ってこそ、当大学院大学の教育目標を達成したこととなる。

関連分野に関する分類	講義科目の名称など	科目数
会計分野に関連する講義科目	簿記原理、基礎簿記Ⅰ、基礎簿記Ⅱ、 応用簿記Ⅰ、応用簿記Ⅱ、応用簿記Ⅲ、 原価計算原理、応用管理会計Ⅰ、 応用管理会計Ⅱ、コストマネジメント研究、 特殊管理会計、財務会計原理、 特殊会計実務、実践会計論、財務会計演習、 経理実務演習、企業会計実務、 財表分析実践演習、基礎監査論、 応用監査論、監査知識実務応用、 会計職業倫理、実践監査論、 米国財務会計Ⅰ、米国財務会計Ⅱ、 会計情報システム論	26科目
関連法規に関連する講義科目	商法実務Ⅰ、商法実務Ⅱ、商法実践、 実践民法、民法応用Ⅰ、民法応用Ⅱ、 証券取引法実務、企業法Ⅰ、企業法Ⅱ、 企業法演習	10科目
租税などに関連する講義科目	租税実務、実務所得税法、実務消費税法、 税法実務演習、税務会計演習、租税法演習	6科目
経済学に関連する講義科目	ミクロ経済Ⅰ、ミクロ経済Ⅱ、マクロ経済、 経済学特講、実証経済・統計学特講	5科目
経営学に関連する講義科目	経営学概論、流通経営論	2科目
流通論に関連する講義科目	市場分析論	1科目
統計学に関連する講義科目	統計学概論	1科目
合計科目数		全51科目

(2) 教育コンテンツの特徴について

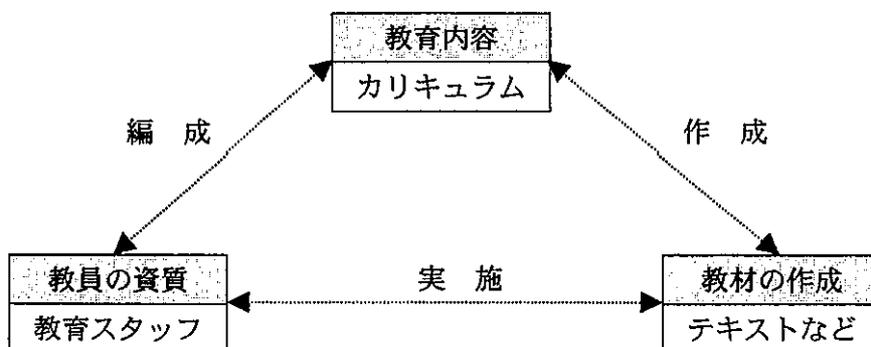
大原大学院大学の大きな教育目標は、当該企業の会計監査にあたり、高度な専門的知識を持つ会計人として、企業監査にふさわしい能力を持ち、実務の現場において大いにその能力を発揮し得る人材を育成することにある。このために、会計科目の基礎である簿記・会計学関係の教育を行った後に、会計監査専攻では、前述した4つの科目群である、会計基礎科目群、実践基礎科目群、応用・発展科目群、また会計発展科目群を受講させ、専門的な知識を修得させることとしている。

大原簿記学校では、従来から、これらの教育を公認会計士や税理士など難易度の高い試験の受験講座で実施しており、ここで培った専門教育に関する手法を、当大学院大学の教育にも多少なりとも参考にしたい。これにより当大学院大学の実務教育に関する特徴を持たせ、専門学校教育では実施できなかった、一段階高いレベルの教育をその特徴としたい。もちろん提供する教育の領域も、受験に関するものではなく、実務対応型の専門性の高い分野を前提にして科目構成を準備している。これにより従来の教育領域とは異なる範囲まで、その教育分野を拡大して高度専門教育に取り組みたいと考えている。

大原簿記学校では、従来から教育コンテンツを、教育内容の編成(教育カリキュラム)、教材の作成(テキスト類)、教員の資質(教員研修)の三本の柱から考えている。この三本柱は非常に単純なことのように見えるが、実際はこの三つの柱が均衡していなければ、その教育効果を上げることはできない。

教育内容であるカリキュラムの編成が優れていても、これを指導する教員が存在しない場合、あるいは教育の指針となる教材の質が低ければ、その教育内容は本質的に高いものということとはできない。優れた教育内容であるカリキュラムや質の高い教材があり、これを使いこなせる教員が存在してこそ最高の教育効果を上げることができるはずである。これを大原簿記学校では、長年の実務教育の蓄積により経験的に完成させることができたと考えている。

大原大学院大学 教育コンテンツ概略図



① 実務対応型の教育カリキュラムの存在

実務で即戦力足り得る専門性の高い教育を短期間のうちに修得させる教育プログラムが用意されている。

会計監査専攻における教育カリキュラムでは、基本的に企業監査に関する専門的な講義が4段階の区分により実施される。これらの講義は、当大学院大学を卒業した院生が、監査法人、税理士法人また一般企業などで実務に就いた際に、即戦力となるための実践教育でなければならない。このためには、多くの専門的な知識を短期間のうちに修得させなければならない。

この専門的知識は、当然のことであるが、会計関係の複式簿記、管理会計、会計学などの基礎知識を修得するだけでは身に付けることはできない。この知識修得のためには、多くの時間と犠牲が強いられることとなる。しかし、当大学院大学が専門性の高い研究機関である会計専門職大学院として認可されることを考えれば、できる限り短期間でその専門的知識を身に付けさせることは可能であると考えている。

この点においては、当大学院大学では公認会計士、税理士等7名の専任実務家教員を配し、実践重視の教育で講義にあたることになる。

② 教員資質の維持管理

実務経験と実務教育経験の両方を兼ね備えた専門スタッフが多くいる。さらに大原簿記学校卒業生の実務家からも有用な情報を得ることができる。

企業監査や財務会計に関する専門的な教育コンテンツを作成し、これを実施するための教材等は実際に講義を担当する教員が作成する。これは、最終的に講義を担当するのが、教員自身であるということを考えれば、自らがその指針となるテキストを作成することは、教育効果の視点から重要である。

そこで当大学院大学では、前述した三つの業務を分業にすることなく、全ての教員スタッフで、この業務に取り組みたいと考えている。いうまでもないが、これが教育の原点であり、教育の理想的な形であるはずである。しかし現実には、教員スタッフ数などに限りがあるために、教材の質であるとか、カリキュラムを高いレベルで維持することは非常に難しいが、できる限りの方法により、その質の維持管理を行いたい。

大原大学院大学、会計監査専攻の教員スタッフは、大原簿記学校を卒業した多くの職業会計人から、有用な情報を得ることができ、この情報を院生にフィードバックさせることは最新の実務教育を行えるものとする。大原大学院大学が認可されれば、この情報提供、収集は加速され、大原大学院大学の価値は高まるものと思われる。

さらに、当大学院大学の教員は、後述する教員資質維持向上のアンケートを毎年受けることとなるために、講義の内容と質は、常に維持されるものと考えている。

③ 講義用教材の作成

各科目のカリキュラムに即した専門教材を教員スタッフが作成し、自らこれを講義で使用する。

前述した専門性の高い講義内容を実施するためには、専門的な知識を有する教員の存在が必要不可欠である。さらに、その教育内容を合理的に指導するためには、原価計算であれば原価計算の、また監査であれば監査論の実務に即した実践的な教材が必要である。しかし、会計専門職大学院のような特殊な教育機関で使用するができるような教材は、市販されている中から選ぶことは困難かもしれない。また、担当教員の著書であっても、必ずしもこれが講義科目に直接的に対応しているとは限らないかもしれない。

そこで当大学院大学で使用する教材は、各研究者教員、実務者教員の著書を中心に、ここから当大学院大学で担当する講義科目の目的に添ってレジュメを作成し使用していきたい。

また、大原学園で使用してきた教材群の中でも、表組みや相関図、科目関連表など形式的に有用なものがあれば、これらを積極的に活用して、分かり易い教材となるように作成していきたい。

④ 院生のモチベーションの維持

院生が興味を持ち続ける内容とレベルで、毎回の講義が実施される。また、講義もディベートなど自らの考えを発表できる場を持つことにより、高い目的意識を維持できるカリキュラムを用意している。

会計専門職大学院の入学生の多くは、大学卒業後すでに実社会での職業経験があり、この知識をさらに専門的かつ高度なものにするために入学する者、あるいは将来、財務会計に関する知識を吸収して、その分野、たとえば会計監査なら監査の分野において、専門性のある業務に就くための準備として、会計専門職大学院に入学する者など多岐にわたると思われる。こう考えれば、会計専門職大学院に入学する院生の向学心は、一般的な4年制大学の学生の学習意欲と比較すれば、相当高いものと予想される。

しかし、会計専門職大学院に入学した院生に、学習期間中においてさらなる向上心を持ち続けさせるためには、どのような方法を考えなければならないか、これは会計専門職大学院に限らず、我々教育機関の重大な命題であり、今の学校教育の大きなテーマでもあると思われる。これは入学する院生の高い向学心と、教育を提供する我々のコンテンツが融和されたとしても、ただちにそれが、高い教育効果を生み出すとは考え難いからである。

院生の高いモチベーションの維持とこれに応え得る教育方法は、どのようにして生み出されるのであろうか。これは、専門性の高い講義が双方向で連続して行われ、与えられる教育内容の質や水準が良好なものである必要がある。また、学校から与えら

れる課題が適量であり、これを自己学習することにより大きな学習効果を生むことも重要な要素である。さらに、富士宮にある大原研修所（旧通産省の貿易研修センター跡地／16万坪）でのリフレッシュ研修もモチベーションの向上には効果的である。

また、会計専門職大学院では、事例研究などの実践教育が重視され、講義の中にもゼミ形式や多くの討論（ディベート等）など従来とは異なる方法で、実社会の中で現実に起きている事象を捉え、これにより、その専門性を高めようという新たな目的がある。

院生の研究に関する向学心を2年間維持させるためには、大原大学院大学の教育内容を事前に明確にして、その到達点を院生に理解させ、これを具体的な目標にできるように、毎月、毎週の細かい講義スケジュールを提示し、一つ一つこれをクリアーさせるような講義、ゼミ、自宅学習などを効果的に実施していきたい。

この点を十分に踏まえて、専門職を身に付けた社会人を育成する専門教育に取り組みたい。

⑤ テストの反復による教育水準の向上

簡易な試験と中程度の試験を相互に繰り返すことにより、院生に反復学習をさせ知識の早期修得を実現させる。

会計専門職大学院では、院生が学ばなければならない学習内容は、多岐にわたりその分量も膨大である。そして、これを2年間という限られた時間内で修得させなければならない。それを実現するには、できるだけ1講義あたりの内容を短期間に理解させなければならない。そのための自己学習の質が問われる。この院生の理解の程度や自己学習の質を点検するために、毎回の講義で簡易な試験を実施する。この試験の実施により、院生自身が自らの学習内容の理解度、また教員も、同じくその習熟度を相互に点検することができる。

また、あるテーマの学習課程が完了した時点で、定期試験に準ずる内容の中程度の試験を実施する。これにより学習したテーマが理解できているか、小さなカテゴリーの学習項目が正しく積み重なっているかを点検することが可能である。

もちろん、これらの簡易な試験もテーマ別の試験も、成績評価の際には考慮されるため、院生には重要な学習課題になる。この講義、自己学習、試験、成績評価というのは院生にとっては基本的な学習のサイクルになる。初等教育であれば、この試験の評価を成績に連動させるというのは、効果のある教育モチベーションの維持に繋がる。しかし、これを専門職大学院のレベルで、同様な方法で実施することには、疑問があるかもしれない。しかし、強制的にも思えるこれらの試験の実施が、院生には学習の動機付けとしては一番効果がある。この教育の基本スタイルは、我々が専門学校の教育課程の中で、院生には効果があるものと経験により理解している。

大原大学院大学は、会計専門職大学院という最高学府ではあるが、この試験を実施

しこれを評価するというサイクルを繰り返しながら、院生に専門知識を修得させたい。

簿記、会計学、管理会計（原価計算）に関する基礎的な知識、とりわけ金額的要素をその理解の糸口とする講義科目の早期知識修得のためには、どのような方法が最善であろうか。これは各講義の課題に従い、数値を事例とした具体例や計算例に触れながら、その内容を理解させることが最適の方法である。この方法は、大学教育等の講義でも採用されている方法であり、簿記、会計学、管理会計に関するごく一般的な教育方法であると思われる。

今回審査意見#2において指摘された「テストの反復練習による知識の早期修得」の解釈であるが、確かにテストの反復練習による知識の早期修得という部分だけを考えれば、これは専門職大学院で行う教育方法としては、あたかも初歩的な学習指導方法のような印象を受ける。しかし我々大原学園は、この講義内のテストの反復練習がどのような科目について行われるべきであるか、またこの数値を用いての反復練習がもたらす教育的な効果について長い間の経験を有しており、その効果については確信を持っている。

さらに説明すれば、このテストの反復練習を各講義の冒頭で行うことには、院生が前回の講義の確認を自らすることができ、これにより円滑にその回の講義に進むことができるという非常に大きな講義上の利点もある。一見すると程度の低い学習方法のような印象を受けるかもしれないが、このテストの反復練習というのは、形成評価上の有効な効果があることは間違いのない事実であり、大原学園ではこれを非常に大きな教育ノウハウだと認識している。

また、形成評価を重視する簿記、会計学、管理会計（原価計算）に関する分野の科目は、各回このテストの反復練習を行うことで、もう一つ重要な教育効果があることも見逃すことはできない。毎回行われる講義内の学習テーマが、院生に完全に理解されているかどうか、これを教員と院生の間で客観的に確認することは非常に困難である。しかし、もし各講義内において前回の講義の簡単な試験が行われれば、院生がどの程度その学習テーマを理解しているかが、教員には一目瞭然である。これにより各教員は、院生が各講義の学習テーマをどの程度理解しているかを確認し、その先の学習領域に進むことができる。また理解の度合いが低い場合は、再度類似する学習テーマを説明する際に、院生の理解度合いにより丁寧な説明や入念な復習を繰り返すことが可能になる。

大学等では多くの演習講義などで、次回の講義のテーマに添った事前準備や調査、また終了した講義のレポート等を提出させることがしばしば行われるが、これらの課題についてもその目的は講義のより深い理解と知識の修得を目的にするものである。これは、その修得のための方法が、レポートの提出による方法なのか、あるいは我々が考えている簡単な計算テストの実施によるものなのかという方法論の相違であると考えることができる。

⑥ メディア教育の実施

教育効果の高いマルチメディアを利用し、欠席補講、あるいは再受講に応用することにより、学習の利便性を考慮する。

当大学院大学は、会計専門職大学院という特殊性から多くの社会人の入学も考えられる。この社会人入学者は、勤務を継続しながら、また勤務を一時中断して会計専門職大学院の講義に参加すると考えられる。

また院生の中には、さまざまな理由により、履修科目を欠席しなければならない事情が生じる者もいるはずである。毎回出席がむずかしい社会人や個人的事情により欠席を余儀なくされた場合、講義について、何らかの補習方法を考えなければならない。というもの会計専門職大学院で行われる個々の講義は、その内容が高度であり専門性が高いために1回の欠席であっても、その学習研究には大きな影響を及ぼす可能性があるからである。

また、当大学院大学で行われる講義科目のテーマによっては、それが高度な内容であったり、あるいは内容の特殊性であったり等、講義を受講したが、その内容を再度確認したいという希望を持つ院生も多くいると思われる。このような復習や再受講を希望する院生に対しても、何らかの対応を図らなければならない。

そこで大原大学院大学では、このような個人的な事情で欠席する院生に対して、その講義内容の補講や復習や再受講を希望する院生のために、マルチメディアを利用した方法で、その対応を検討したい。このマルチメディアによる欠席者への対応の方法は、講義の内容をそのまま画面として収録して、これに若干の加工を加えてこの映像を原本（マスター）とし、これをWEB、DVD また VOD 等のシステムにより、院生がいつでも再生することが可能とすることにより行うものとする。

すでに大原簿記学校内の多くの講座では、これらの方法を採用している。これらのシステムにより、受講生は欠席の場合の補講や講義の復習など、これらの映像を自由にみることができ、大いにその学習効果を上げている。したがって、大原大学院大学でも、これらのマルチメディアを利用した教育システムは、スムーズに院生に提供できるとと思われる。

ただ、今回のこれらのマルチメディアによる教育の提供は、あくまでも欠席した場合の補講や、講義の復習のための再受講として利用するものとして、これらのマルチメディアのみを利用した講義科目の履修は認めないものとする。

(3) 会計監査専攻の教育課程について

会計監査専攻は、企業監査に関する周辺領域を専ら専門的に研究し、これにより監査及びその関連業務に関して、高度で専門的な知識を身に付けさせることを目的とする。

この企業監査という業務は、公認会計士が中心となり行う業務であるが、単に公認会計士による外部監査に関する知識を修得させるだけではなく、会計監査から間接的に発

生する、企業内部のさまざまな問題点にまで踏み込んだ内容の教育を実施したい。

また、監査業務は公認会計士が行うことのできる業務であり、大学院大学生の中にも公認会計士試験を意識する者も入学するものと思われる。そこで当大学院大学の卒業生が、卒業した何年か後に、国家試験である公認会計士試験に挑戦することも視野に入れた講義科目の設定、それを可能にするレベルの授業内容も視野に入れたカリキュラムを選択履修することができるように考慮する。

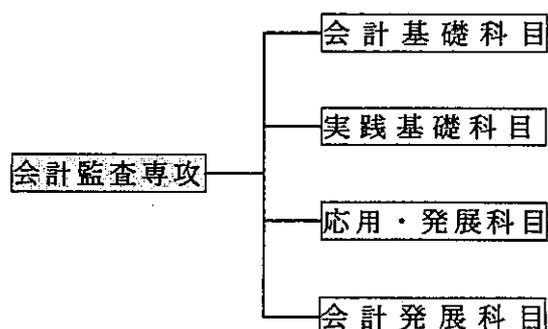
また、平成18年度から新しく施行されることとなる公認会計士試験では、会計専門職大学院の卒業生には一定の要件の下で、短答式試験科目の一部が免除されることとなっている。ということは、これらの科目が免除されるにふさわしい授業レベル以上でなければならないことは当然である。

もちろん、当大学院大学の会計監査専攻に入学する院生の全てが、公認会計士試験の受験を目標にしているわけではない。入学する院生の中には、入学前に企業内において培った経理会計に関する専門的な知識の再構築を目的にして、内地留学するような社会人なども多く存在するはずである。このような院生には、卒業後に上場企業の経理、監査などの実務界において役立つ、経理会計や監査などに関する高度な専門的な能力を身に付けさせることも、当大学院大学の大きな使命であると考えている。

これらの点を踏まえて、この会計監査専攻では、会計監査及びその周辺である経理会計全般に関する高度でかつ専門性の高い講義を実施して、職業監査人として高い学識と卓越した能力を持つ人材を十分な教育環境の下で育成することを目標としたい。

このためには、会計監査専攻の2年間で教育研究するカリキュラム内容は、次のような4区分により行うものとする。

会計監査専攻の教育課程の概略について



i) 会計基礎科目

会計に関する基礎科目で構成され、簿記原理、原価計算原理、基礎簿記Ⅰ、基礎簿記Ⅱ、財務会計原理、基礎監査論の6科目である。これらの科目は経理会計に関する基本的な内容であり、極めて基本的な研究項目であるが、これらの知識は正しく身に付けていなければならない。当然これらは、次の段階である実践基礎科目の

基礎になるべきものでもある。

ii) 実践基礎科目

企業監査及びその周辺に関する専門性を深めるための講義科目であり、一部選択科目を含み、以下の16科目により構成されている。

実践基礎科目は、会計職業倫理、応用簿記Ⅰ、応用簿記Ⅱ、応用管理会計Ⅰ、応用管理会計Ⅱ、実践会計論、実践監査論、商法実務Ⅰ、商法実務Ⅱ、商法実践、ミクロ経済Ⅰ、ミクロ経済Ⅱ、マクロ経済、実践民法、民法応用Ⅰ、民法応用Ⅱの16科目で構成されている。

iii) 応用・発展科目

会計監査に関する周辺科目及び高度かつ特殊な会計領域について、その専門性を追究するために、これらの領域に関して応用・発展科目を設定した。会計に関する領域について、高度で専門的な知識を身に付け、これにより会計業界の中で専門家としてその業務に就く者の中には、さまざまな分野でその知識を生かそうとする者がいるはずである。

このため、各分野で専門的な知識を身に付け、その専門性をさらに高度に追究するために応用・発展科目を準備している。

この科目は、応用簿記Ⅲ、特殊管理会計、特殊会計実務、応用監査論、監査知識実務応用、証券取引法実務、租税実務、実務所得税法、実務消費税法、経営学概論、統計学概論の11科目で構成されている。

iv) 会計発展科目

会計専門職大学院では、経理会計に関して専門的な知識を身に付けることは、ある意味では当然のことである。これらの会計的な知識以外にも、経理会計に隣接する教養を身に付けるため、あるいは職業倫理、また国際性を身に付けることも非常に重要である。

経理会計に関する専門教育といえば、ややもすると国家試験である公認会計士や税理士試験の受験ということが前提になってしまいがちである。しかし当大学院大学では、ここから脱却するために、会計専門職大学院を設立することを考えており、その特徴を出すために次のような会計発展に関する講義科目を用意している。

英文会計関係、マーケティング論関係、高度経済学関係、租税実務関係、情報処理関係などの18科目である。

(会計監査専攻)

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修科目	選択必修	選択科目	必要単位	科目数
会計基礎科目	簿記原理	001	2			●	必修 6単位 以上	必修 3科目 以上
	原価計算原理	002	1			●		
	基礎簿記Ⅰ	003	2			●		
	基礎簿記Ⅱ	004	2	●				
	財務会計原理	005	2	●				
	基礎監査論	006	2	●				
実践基礎科目	会計職業倫理	007	2	●			必修 20単位 以上	必修 10科目 以上
	応用簿記Ⅰ	008	2	●				
	応用簿記Ⅱ	009	2	●				
	応用管理会計Ⅰ	010	2	●				
	応用管理会計Ⅱ	011	2	●				
	実践会計論	012	2	●				
	実践監査論	013	2	●			選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上
	商法実務Ⅰ	014	2	●				
	商法実務Ⅱ	015	2	●			合計 22単位 以上	合計 11科目 以上
	商法実践	016	2	●				
	ミクロ経済Ⅰ	017	2		●			
	ミクロ経済Ⅱ	018	2		●			
	マクロ経済	019	2		●			
	実践民法	020	2		●			
民法応用Ⅰ	021	2		●				
民法応用Ⅱ	022	2		●				
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	●			必修 14単位 以上	必修 7科目 以上
	特殊管理会計	024	2	●				
	特殊会計実務	025	2	●				
	応用監査論	026	2	●				
	監査知識実務応用	027	2	●				
	証券取引法実務	028	2	●			選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上
	租税実務	029	2	●				
	実務所得税法	030	2			●	合計 16単位 以上	合計 8科目 以上
	実務消費税法	031	2			●		
	経営学概論	032	2		●			
	統計学概論	033	2		●			

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修科目	選択必修	選択科目	必要単位	科目数
会計 発展 科目	財務会計演習	034	2			●	選択 10単位 以上	選択 5科目 以上
	経理実務演習	035	2			●		
	企業会計実務	036	2			●		
	米国財務会計 I	037	2			●		
	米国財務会計 II	038	2			●		
	コストマネジメント研究	039	2			●		
	財表分析実践演習	040	2			●		
	税法実務演習	041	2			●		
	税務会計演習	042	2			●		
	租税法演習	043	2			●		
	企業法 I	044	2			●	合計 10単位 以上	合計 5科目 以上
	企業法 II	045	2			●		
	企業法演習	046	2			●		
	経済学特講	047	2			●		
	実証経済・統計学特講	048	2			●		
	流通経営論	049	2			●		
	市場分析論	050	2			●		
会計情報システム論	051	2			●			

① 会計基礎科目に関する講義科目の考え方

大原大学院大学の母体になるのは、大原学園である。大原学園・大原簿記学校に関しては、これまでも設立から現在まで、すでにその経理教育理念などを説明した。会計基礎科目に関する解説にあたり、まず前提にしたいことは、大原簿記学校では長年の簿記教育を通じて、専門性の高い実務教育を行い、これにより数多く人材を経理実務界に輩出してきた事実があるという点である。

専修学校は、その教育目的が学校教育法の中に「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行うもの」と定められており、これにより大原簿記学校は、専門課程を設けて実務教育を行っている。この経理に関する専門教育を技術、知識に関するものだけではなく、人間性を育成するためにもさまざまな工夫をして学生の人格の育成にも寄与していると自負している。大原学園では、単なる専修学校としての目的のみならず、教養の向上だけでなく人格的にも陶冶された会計人を長年にわたり育成しているのである。

経理教育には、その目的とする領域がいくつかある。したがって、当大学院大学に入学する者の意思により、卒業後にどのような分野でその知識を生かしたいのかによって、その学習内容や教育課程は異なる。しかし、どのような領域の学習をするにしても経理

教育の基礎には簿記の概念、とりわけ複式簿記の知識は必要不可欠である。したがって、大原大学院大学においても、まずこの複式簿記の確固たる知識を身に付けさせるということから、その教育課程を開始するものとする。

会計専門職大学院として、簿記の導入教育を行うが、この学習が単に簿記の技術を平坦に修得させるのではなく、簿記という技術が500年前の中世ヨーロッパの中でどのようにして生まれ、それが欧米から日本にどのように伝わり発達してきたかという歴史的な教育も含めて、簿記会計の初等教育から会計の本質に迫るようなグローバルな内容の講義を行いたい。この会計基礎科目の中の簿記教育を通じて、会計における複式簿記の概念が、高度で専門的かつ実務的な学習をするための重要な知識であることを十分認識させる教育を実施したい。

経理会計の基礎知識は、複式簿記の修得を前提にしている。非常に単純な方法論を学習することになるが、この知識は国際的に共通するものである。当然のことであるが、国内では日本語で複式簿記が行われており、欧米では英語なり仏語でこの複式簿記が行われている。

近年は、企業が国際化すると、それに伴い経理会計の分野も国際的にならざるを得ない傾向にある。ただ経理会計が、国際的になっても、その本質は大きく変わるわけではない。将来、国際的に会計業務を担う、プロフェッショナルになったとしても、この複式簿記の知識を経理会計の教養として身に付けておけば、それは大きな武器にもなるはずである。

この複式簿記はいくつかの種類がある。一般的には商業簿記と呼ばれる基本的な技法から、製造業において行われる工業簿記、また銀行、学校、官庁などでもそれぞれ独特の方法でその収支が記録されている。大原大学院大学では、この簿記に関する指導を単なる記帳のための技法としてではなく、明治時代からの伝統的な金銭出納に関する記録方法であることを踏まえて、歴史的にその根底にある記録の重要性をも含んだ講義科目を設定した。

また、経理会計やこの複式簿記が、経済の成長の発達に伴い、どのように変化し、現在はどのような状況なのか、これを理論的背景の下で、どのように行われているかを研究するのが会計学である。経理会計に関する学習をする者は、経理会計や簿記という技法を、この会計学という領域を背景として学習研究しなければ、経理会計の完全な知識を身に付けることはできない。つまり、経理会計や簿記が実践面での技法であるのに対して、会計学はその理論的な背景であると考えることができる。従来、この会計学は理論だけが独立している傾向が強かった。しかし本来は、前述した通り経理会計や簿記と両輪をなすべきものである。

近年は、会計が監査に関する知識と密接な関係を持つことにより、以前よりさらに重要な意義を有するようになったと考えられている。そこで我々の会計専門職大学院では、これら両者を必修科目として会計基礎科目の中で学習の導入時から受講させるものとする。

る。経理実務の中で、この簿記と会計学また監査がどのような関係を持っているか、多くの事例を題材として具体的な関係などを専門家の立場から院生に分かりやすく説明して、両者の関係を理解させるような講義を進めていく。

大原大学院大学の会計監査専攻で行われる会計基礎科目に関する講義科目は、次の通りである。

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修科目	選択必修	選択科目
会計基礎科目	簿記原理	001	2			●
	原価計算原理	002	1			●
	基礎簿記Ⅰ	003	2			●
	基礎簿記Ⅱ	004	2	●		
	財務会計原理	005	2	●		
	基礎監査論	006	2	●		

② 実践基礎科目に関する講義科目の考え方

企業監査業務は、会社の行った経理会計の処理方法、また、その判断基準が法令などに照らして適切であるかどうか、また、その結果を示す財務諸表が適切であるかどうかを判断し、これに関する公平な報告を行うことを中心とする。

このためには、会計的知識はもちろんであるが、会計関連法規、経済や社会情勢、また、国際的な経済動向まで広い領域の知識を必要としている。これらは、監査に関連する業務を遂行するためだけに身に付けるものではない。とりわけ監査業務を行おうとする者は、企業が経済やその時代の社会情勢により、大きく変化していることを如実に感じ取りながら監査を行う必要がある。これらは、経理会計に関する専門的な知識だけではなく、広く経済社会の教養のようなものも身に付けていなければならないことを意味している。

現在、公認会計士や監査業務担当者を取り巻く環境は、激しく変化している。この変化に伴い、監査に関する業務を行う者には、今まで以上の高い専門性はもちろん、職業会計人としての資質や人格など厳格な職業倫理が求められている。しかし、これらの資質や能力の有無を、従来の公認会計士試験に求めることには、限界がきていることも事実である。このためには、公認会計士試験の合格以外に、さらなる高等教育としての専門職大学院での教育、あるいは試験合格後の実務補習の方法、また公認会計士登録後の一定期間経過後の再教育プログラムなど、さまざまな研修プログラムが金融庁と公認会計士協会の間で討議されている。

このような時代的背景を考えると、従来の暗記一辺倒な受験により公認会計士試験に合格した人材では、新時代の監査業務を担うことはできないことを示している。

そこで、大原大学院大学で行われる実践基礎科目に関しては、企業の会計監査を実施

するにあたり、何を重視すべきか、その問題点を各講義科目で、一つ一つ抽出しながら講義を進めたいと考えている。

企業の会計監査は「監査基準」を中心に行われるもので、さらにこのときに、監査業務に関する実務指針なども参考にされる。企業の会計監査は、財務諸表の正当性を保証するための重要な業務であり、監査業務を担当する公認会計士の資質を問われるものである。

さらに、企業監査を担当する者は、企業が行っている取引や契約などの法律行為、また、企業がその財務内容を法律にしたがった方法で公告しているのか、その他、企業の遵守性を監査する必要がある。この意味では、企業監査を担当する者は、商法や証券取引法などの法律に関しても、高度で専門的な知識を有していなければならない。

企業が行う取引の多くは、商法などの法律により、何らかの制限を受けている。会計を担当する者、とりわけ会計監査を行う者は、これら企業を取り巻く多くの関連法規や、株主総会や取締役会などの意思決定機関の構成や役割などに関する法令的知識を、正しく理解しなければならない。したがって当大学院大学では、これらの監査を担当する者のために、商法関係などの関連法規に関する専門的な知識を身に付けるための講義科目を準備している。これは法律の学習であるが、現実には、その法律がどのようにして企業内や商取引時に規制されているかなど、生きた知識を身に付けることが専門職大学院の使命だからである。

また、実践基礎科目群の中には、経済学や民法など経済社会においては、常識とされる広い範囲での専門科目を用意している。これらの知識は、企業監査だけでなく企業マネジメントにおいても必要不可欠な知識であると考えることができる。

経済学は、企業や消費者の経済活動を分析するうえで、個々の商品の価格が、どのようにして決まるのか、また、一国経済の景気がどのようにして決定するのかを、一般の法則として研究することを目的としている。当大学院大学では、この経済学を大学の学部レベルで学習する内容を超えて指導し、単なる数学上の数値的学習領域を超えて、経済の変化や景気の変動が、企業や消費者にどのような影響を与えるのかを詳細に研究して、卒業後に景気判断や企業分析に役立てる知識を修得させることとする。

法律分野においては商法関係の他に、民法に関連する講義科目を準備することにより、物権関係、債権関係の企業に関する部分を専門的に学習研究させたい。

当大学院大学では、これらの時代的な要請に応えるために、実践基礎科目の区分を設けて、この中に会計に関する専門性のある講義科目はもちろんであるが、会計以外にも企業監査などの間接的に必要である講義科目を準備しており、院生に受講させたい。

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修科目	選択必修	選択科目
実践 基礎 科目	会計職業倫理	007	2	●		
	応用簿記Ⅰ	008	2	●		
	応用簿記Ⅱ	009	2	●		
	応用管理会計Ⅰ	010	2	●		
	応用管理会計Ⅱ	011	2	●		
	実践会計論	012	2	●		
	実践監査論	013	2	●		
	商法実務Ⅰ	014	2	●		
	商法実務Ⅱ	015	2	●		
	商法実践	016	2	●		
	ミクロ経済Ⅰ	017	2		●	
	ミクロ経済Ⅱ	018	2		●	
	マクロ経済	019	2		●	
	実践民法	020	2		●	
	民法応用Ⅰ	021	2		●	
民法応用Ⅱ	022	2		●		

③ 応用・発展科目に関する講義科目の考え方

企業監査業務を考えた場合、経理会計に関する知識は、必要不可欠であるために、院生は必修科目として簿記、会計、原価計算に関する講義科目を履修しなければならない。

また企業が、法律にしたがった正しい商行為を行っているかどうか、その適法性を判断するために商法の知識の修得、監査に関する専門知識修得のために、監査関係の講義科目も必修で履修することとしている。

また、これらの専門的な講義科目以外に、さらに高度で専門的な知識を修得するために、商法、経済学や民法などの講義科目を選択科目として履修させる。これらの講義科目は、個々の講義内容を考慮すれば、会計監査に関する業務を行う場合に、経済社会を深く理解する上で、有用な知識を身に付けることができる科目である。

さらに、会計に関する専門家として、より高度な専門性を追求するのであれば、もう一段レベルの高い内容の科目群として応用・発展科目の中からも、いくつかの講義科目を選択させることにより、個々の科目に属する内容を研究することも有意義である。ただ、応用・発展科目群の多くの科目を受講させることは、その学習量が膨大になってしまい、他の重要履修科目にも影響を与えかねないという配慮から、一部を選択科目とした事情がある。

また、現在の公認会計士などの職業会計人は、それぞれの分野において専門とする業務領域がある。これは、会計といえども各企業の業種やその取引規模などから考えて当

然なことである。また、多くの職業会計人が存在して、それぞれ得意とする領域があるほうが、より専門性の高いサービスを提供することが可能である。

さらに考え方によっては、当大学院大学の院生全てが、同一の分野について専門性のある学習研究をしたのであれば、画一的な職業会計人を生んでしまう危険性もある。そこで、さまざまな特徴のある分野を院生に選択させることにより、その教育課程の中で特色ある専門家を育成して、当大学院大学の卒業生が、さまざまな業界、業種で会計監査などにその専門性を発揮することは、当大学院大学にとって大きな意義があると考えられる。

この応用・発展科目の前段階である経理、管理会計、監査、商法等は、実践基礎科目群の中で、その基本的内容の一部を学習している。そこで、ここではさらに専門性の高い内容に関して、それぞれの講義科目の学習研究をさせるものとする。

この応用・発展科目の中で、新しく学習研究する講義科目として租税関係の講義科目がある。これは多くの企業に、多額の納税義務が発生しており、この納税に関して租税の中心になる法人税などの税金が、適切に申告納付されているかどうかも重要な会計監査の対象である。そこで、監査に関する専門家が、この租税に関する申告納付が、適切に行われているか否かを監査することが考えられる。この際に、法人税などを中心として消費税、地方税などの専門的な知識が必要である。これらのことを踏まえて、応用・発展科目として租税実務に関する講義科目を必修科目として履修させる。これ以外にも、租税実務では若干学習範囲が狭いため、実務所得税法や実務消費税法等も選択科目として講義科目に加えている。

また、この応用・発展科目の中には経営学概論がある。これは、企業経営に関するコンサルティング業務を行おうとする際に、どのような経営が企業内で行われているのか、その経営手法などを学習研究する専門的な講義科目である。この科目は、従来の経営学に比べてワンランク上の、ひと味違った内容の学習をさせることを目的とした講義科目である。

この他に統計学概論についても、現在一般的に行われている統計学の手法に関して、記述統計学と推測統計学の内容をさまざまなサンプリングを用いながら、演習形式を取り入れた講義形式で研究指導したい。これは、多くの企業がさまざまな財務内容などを公表しているが、必ずしも正しい分析が行われているわけではなく、経験的な数値を百分率などを用いて簡単な表にしているに過ぎないからである。これを、統計学を学ぶことにより、公表されている財務諸表などについて科学的に分析することができる力を養うことを目的とする。

したがって、応用・発展科目11科目の内の7科目については必修科目とし、それ以外の4科目は選択必修(選択)科目としている。会計監査専攻の応用・発展科目として受講する11科目の講義科目は次に示す通りである。

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修科目	選択必修	選択科目
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	●		
	特殊管理会計	024	2	●		
	特殊会計実務	025	2	●		
	応用監査論	026	2	●		
	監査知識実務応用	027	2	●		
	証券取引法実務	028	2	●		
	租税実務	029	2	●		
	実務所得税法	030	2			●
	実務消費税法	031	2			●
	経営学概論	032	2		●	
	統計学概論	033	2		●	

④ 会計発展科目に関する講義科目の考え方

経理会計また監査、税法など企業を取り巻く会計に関する知識は、ある意味では限りなく広いといえる。これらを会計監査専攻という領域に限定して、その専門性を追究するためには、会計専門職大学院であっても学習範囲は多岐にわたるといえる。

会計監査専攻で行われる講義科目は、経理会計関係に関する内容としては相当高度で専門性の高いものである。履修年限2年間で学習研究する内容は、専門的であり、内容を完全に理解するためには相当な時間の自己学習も必要である。当然であるが、これらの内容が理解されていれば、実務界で専門業務に就いた場合には、大いにその能力を発揮することができ、業務遂行の上で大きなファクターとなり得るはずである。

さらに、財務会計に関する業界で、専門性のある経理会計に関する知識を活用して、その業務を行うにしても、さらなる知識の蓄積があれば、より広い領域でその知識を生かすことも考えられる。そこで、当大学院大学では会計発展科目群として、会計に関する隣接分野、会計に関する関連分野、また会計に関する国際的分野、その他の広い分野から、いくつかの講義科目を選択させることとした。

これらの科目は、経理会計に関する専門的な知識を追究しながら、さらに広い範囲で経理会計に関する知識を深め、会計に関する業務に携わる者として高い視点で会計に関する判断ができることを考慮して用意した講義科目である。

経理会計に関する業務を担当する者は、とかく数字に神経質で正確な業務の遂行が当然とされる風潮がまかり通っている。もちろんこれは、経理会計に関する業務を行う者の、ある意味ではプライドでもある。ただ、大原大学院大学では、従来世間一般で評価されているこれらの人格から、もう一歩抜きん出た人材を経理会計の業界に送り出した。

このために当大学院大学が考えたのが、この会計発展科目である。この科目群は従来

であれば敬遠されていたようなもの、あるいは会計科目としてあまり馴染みがないものも講義科目として準備してある。会計担当者として財務諸表の作成や分析、また税務申告書の作成に関する知識だけでなく、広く経理会計に関する知識を持つことによって、企業の評価や将来性について、別の切り口で判断ができるのではないかと考えている。

この会計発展科目は、最低単位数だけを定めて、特にどのような講義科目を選択しなければならない、という強制はない。

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修科目	選択必修	選択科目
会計 発展 科目	財務会計演習	034	2			●
	経理実務演習	035	2			●
	企業会計実務	036	2			●
	米国財務会計 I	037	2			●
	米国財務会計 II	038	2			●
	コストマネジメント研究	039	2			●
	財表分析実践演習	040	2			●
	税法実務演習	041	2			●
	税務会計演習	042	2			●
	租税法演習	043	2			●
	企業法 I	044	2			●
	企業法 II	045	2			●
	企業法演習	046	2			●
	経済学特講	047	2			●
	実証経済・統計学特講	048	2			●
	流通経営論	049	2			●
市場分析論	050	2			●	
会計情報システム論	051	2			●	

⑤ 新公認会計士試験に対する講義科目の考え方

平成18年から実施される新公認会計士試験では、試験合格後に新たな実務研修の実施、公認会計士協会によるリカレント教育への協力、企業や自治体における会計専門家としての養成等、社会から多くの期待が寄せられている。

しかし、大原学園が設立する当大学院大学は、学校教育法第65条第2項に示されているように、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としている。

したがって、公認会計士試験の試験科目にとらわれることなく、広範囲な講義科目を準備した。また、それぞれの講義科目においても、上記の目的が達せられるような教員

配置、教材、カリキュラムを準備した。

また、平成18年から実施される新公認会計士試験では、会計専門職大学院で一定の科目を履修した者には短答式試験の一部が免除されるという制度が導入されることから、受験を意識している院生のためには、関連する相当の単位取得をさせなければならない。

当然ながら、これらの科目が免除されるということは、その講義レベルは高度な専門性を有するもの以上でなければならない。

公認会計士受験を意識する院生は、短答式試験科目の免除の要件を満たすために下記の科目を履修しなければならない。

区分	科目名称	科目NO	単位数	1年次	2年次	必修単位数	科目数
財務会計	基礎簿記Ⅰ	003	2	●		10単位以上	5科目以上履修
	基礎簿記Ⅱ	004	2	●			
	財務会計原理	005	2	●			
	応用簿記Ⅰ	008	2	●			
	応用簿記Ⅱ	009	2	●			
	実践会計論	012	2	●			
	応用簿記Ⅲ	023	2		●		
	特殊会計実務	025	2		●		
	財務会計演習	034	2	●			
管理会計	応用管理会計Ⅰ	010	2	●		6単位以上	3科目以上履修
	応用管理会計Ⅱ	011	2	●			
	特殊管理会計	024	2		●		
	コストマネジメント研究	039	2		●		
監査	基礎監査論	006	2	●		6単位以上	3科目以上履修
	会計職業倫理	007	2	●			
	実践監査論	013	2	●			
	応用監査論	026	2		●		
	監査知識実務応用	027	2		●		
必要最低単位数(科目数)						28単位以上	14科目

(注) 具体的な免除の条件

「会計分野に関する専門職大学院」において、財務会計に関する科目を10単位以上、管理会計に関する科目、監査に関する科目をそれぞれ6単位以上、計28単位以上を履修し、当該「会計分野に関する専門職大学院」の学位を授与されることを必要とする。

受験科目区分	具体的な講義科目
財務会計に関する科目	10単位以上取得
管理会計に関する科目	6単位以上取得
監査に関する科目	6単位以上取得

エ. 教員組織の編成の考え方及び特色

大原大学院大学は、経理会計に関する職業領域において、高度かつ専門性の高い業務を担う専門家を育成することを目的にしている。高度な専門性を有する人材を育成するためには、これまでの学校教育法に定める大学、大学院、専修学校の教育の枠内では行うことができなかった新しい教育を提供しなければならない。

専門職大学院は、学校教育法第65条第2項において「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。」との定めがなされている。

この規定は、専門職大学院は従来の大学院と異なり、学術の深奥をきわめることではないところに大きな特徴がある。つまり専門職大学院では、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするところに、その存在する意義があるものと解釈することができる。

我々大原学園は、専門職大学院の設置申請を検討するにあたり、従来我々が行ってきた専修学校教育と、専門職大学院の教育内容の相違はどのようなものであるかについて、相当な時間を費やして討議を重ねた。我々は、従来から専修学校としての教育には、ある程度の実績を上げて、その方法には少なからず自信を持っているつもりであった。しかし当然のことであるが、専門職大学院を我々が設置申請するということは、多くの障害を持っていることも事実であった。ただ、これまでも説明した通り、我々大原学園は、さらなる高度専門教育に、新たに取り組む必要があることが急務であると感じており、この具体的な方法について検討が行われた。この検討の結果、大原学園内部でも専門職大学院の設置について合意が得られたために申請を行うこととした。

今回の大原大学院大学は、会計研究科を新設して、ここに会計監査専攻を設置したい。

ここでの教育目的は、会計監査に関する専門性のある高度教育を実施することとして、設置申請をしたい。このためには、従来の大原学園が行ってきた専門教育を、さらに実務に融合させることを念頭において教育課程、教員配置をしなければならない。特に、教育内容に関しては、専門教育を優先させなければならないことはもちろんであるが、さらに学識ある教育も同時に行う必要があり、これらが同時にバランスよく実施されることが、大原大学院大学の教育成果として評価される大きな要因であると考え。

このためには、どのような教員が当大学院大学の各講義科目を担当するかが非常に重要である。たとえば経理会計、あるいは監査に関して専門性を持つ教員が専門職大学院の講義を行えば、専門的な知識を提供することが可能かもしれないが、これでは専門職大学院が求めている専門的知識以外の学術の理論的な知識を追究することはできないこととなる。そこで専門職大学院内で行われる教育は、専門性のある教育と学術的、研究的な要素をバランスよく提供しなければならない。実務的な専門性のある分野を担当させたい教員は、実務に精通した公認会計士等に担当させて、学術的、研究的分野はいわゆる学識経験者で

ある研究者教員に担当させたいと考えている。

専門職大学院の教育は、この実務家教員と研究者教員の割合をバランスよく配分し、さらに会計専門分野に関して基本的な科目から会計監査に関する科目、また会計発展科目までを効果的な学習ができるように組み立てなければならない。この科目配分やそれぞれの科目区分の段階的な学習に関しては、次の「オ. 教育方法、履修指導の方法及び修了要件」において詳細は説明したい。

会計専門職大学院の卒業生は、平成18年度から実施される新しい公認会計士試験の短答式試験科目の一部が免除されることになっている。当校で設置申請する会計研究科・会計監査専攻でも、この点を一部考慮に入れて学習カリキュラムが組み立てられている。

しかし当然のことであるが、大原大学院大学のカリキュラムや教員は、公認会計士試験の受験を目的にしたものではない。当然、当大学院大学を修了して会計監査の分野において、その知識を最大限に発揮することができることを前提に各講義科目、カリキュラムは検討されている。これらは純粋な意味で、監査という業務を行うために、どのような専門的な知識を身に付ければよいかを前提にして準備されたものであり、公認会計士試験に合格するものという考え方によるものではない。

ただ残念なことに、日本の会計制度の中には、次のような法的な制限がある。それは会計監査を職業として行うことができるのは、公認会計士の資格を有する者にしか認められていないという点である。この会計監査を公認会計士として専門的知識を持って行うためには、国家試験である公認会計士試験に合格し、しかるべき研修を終えてからでなければならない。会計監査は、この公認会計士が行った監査こそが、第三者が行った正式な監査として認められている現状がある。

この会計監査を行うことができるのが公認会計士のみであること、また、大原学園はこの公認会計士試験の受験に関して多くの教育ノウハウを持っているという実績、さらに今回改正がある公認会計士試験制度や専門職大学院の設置基準など、多くの要因が、今回の専門職大学院の設置申請に、複雑に関係していると考えることができる。

ただ、我々がここで肝に銘じておかなければならないのは、専門職大学院を設置申請するとはいえ、ここで従来、専修学校で行ってきた専門教育をそのままの形で専門職大学院の講義として実施することはできないということである。これは、誰もが想像する大原大学院大学で行われる講義は、大原簿記学校で行っている専修学校の焼き直しの講義であろうという疑念を、払拭するような講義を行わなければならないということの意味している。

大原大学院大学で行われる専門性のある講義とは、受験に偏ったものではなく、会計関連科目を基礎学習のベースとし、ここに監査実務において必要であるとされる、実務に関する応用的な内容を盛り込みながら実施されるべきものである。したがって、どのような教員を当大学院大学の教員として用意するかが重要である。

(1) 教員配置の基本的考え方

① 教員配置についての基本的思考

大原大学院大学は、会計研究科の中に会計監査専攻を設置申請する。この会計研究科は、その名称の示す通り会計に関する科目を主体にし、これに監査及び関連知識に関する科目を配置して、2年間で一定の科目が履修可能なカリキュラムを用意している。

まず研究分野から検討すれば、大原大学院大学は会計研究科を設置申請するのであるから、いわゆる会計に関する講義科目に、ある程度の主眼を置きながら科目構成と教員配置を行った。ただ会計と考えた場合その範囲は曖昧であることは事実である。

会計を狭小に考えれば、簿記学や会計学のみがその範囲であろうし、会計に関連する科目まで考えれば、そこに含まれる研究領域は相当広いことになる。

ただ我々の大原大学院大学は、会計研究科の中に「会計監査専攻」一つだけを今回申請するために、その学習、研究分野は限定されるものと考えている。その研究分野は大変に狭いかもかもしれないが、現在、経済的、社会的に会計の問題がさまざまな形で噴出したこと、また、今まで監査の対象としては大きな領域でなかった公的な分野まで監査が必要になっている現状から、多くの職業監査人が必要とされている。また同時に、新たな会計監査の手法なども現在模索されている。

大原学園の出身者の多くは、職業監査人である公認会計士として、適確な監査手法を学びその実績を築いている。今回、これらの大原出身者の一部を大原大学院大学の教員として配置した。これらの教員が、これまで自らが培ってきた監査に関する知識を改めて研究し直し、当大学院大学の教壇で教鞭を執るということで、監査実務界にも大きなプラスになるのではないかと考えている。教育を提供する側と教育の提供を受ける側が、切磋琢磨してその能力を高め合うという、教育の理想的姿がそこにある。

当大学院大学は、会計専門職大学院である以上は、経理関係に関する高度な専門教育を行うことが要求されることは当然である。この高度な専門教育というのは、学術の理論及び応用に関する研究を踏まえながら、専門性の高い職業に従事するための深い学識と卓越した能力を、身に付けさせることを意味している。このため、いわゆる学術的な分野を専門的に研究してきた研究者教授と、経理会計の分野において実際に会計業務を担当してきた公認会計士をはじめ実務家と呼ばれる教員の両方が、バランスよく配置されていることが重要である。

これを実現するには、大原大学院大学がどのような教育を目指し、どのような人材を経理会計の現場に送り出したいか、明確な意思や構想を持っている必要がある。そこで、まず大原大学院大学の基本フレームから考えなければならない。

このセクションでは、大原大学院大学の基本的なフレームと、このフレームについてどのような教員を配置するのかを説明したい。

② 会計関連科目に関する教員の配置に関して

会計に関する科目は、前述した通り、その範囲をどのように考えるかで広く考えることもできるし、限定して考えることもできる。大原大学院大学では、この会計科目を簿記に関する科目といわゆる会計学に関する科目に限定して構成している。

大原大学院大学は会計に関する専門職大学院であり、会計研究科・会計監査専攻を設置申請するのであるから、そこで行われる研究内容は、会計に関する内容がその中心になるのは極めて当然のことと解釈できる。ただ、どこまでを会計と考えるかは、会計という概念をどのようにして定義するかにより異なると思われる。そこで大原大学院大学では、広範囲に考えることができる会計を、いくつかの分野に区分することにより、院生がこれらを容易に履修することが可能になるように編成し直している。

会計に関する科目は、簿記と会計学に属する講義科目で構成されている。しかし、これを完全な形で、並行しながら進めることはできない。ある程度、簿記の学習を先行させて、会社の経理に関する基本的なシステムが理解できてから、会計学の基本を指導することの方が、より効果的な教育を行うことができる。

また会計学に関しては、財務諸表を作成し、これがある程度分析する能力までを最低限に必要な知識とすれば、さらに、その上の会計に関する発展的な内容や国際的な内容まで知識を広げることが望ましいと思われる。そこで、これらに関しては発展科目に関するゼミなどを講義科目として準備して、相当の学識、知識のある教員に担当させるものとする。

また、簿記に関する科目については、連結財務諸表、税効果会計、キャッシュ・フローなど実務に直結する科目が多いため、実務に精通した公認会計士若しくは会計士補にこれらの講義科目を講師として担当させる。これらの講師は、今後、大原大学院大学で講義を担当させ、将来的には助教授、教授とすることを前提として、今回も当大学院大学の講義で教鞭を執らせたい。

これらの講師は、公認会計士、または会計士補で、長期にわたり教壇の経験もある者である。ゆえに今回、大原大学院大学の設置申請にあたり、講師として講義科目を担当してほしい教員であると考えている。

当大学院大学は、会計分野における高度な専門職を担う人材を育成することを目的にするのは、これまでも再三にわたり説明してきたが、この高度専門教育は、いわゆる研究者の教員のみによる学術的教育だけでは実現することはできない。特に、経理会計は実務における現場で、現在どのような作業が行われているか、一番新しい技法を知識として院生に伝達することが、重要であると思われる。

そこで、当大学院大学では、会計に関する科目を研究者による教員といわゆる実務家教員を、ある程度のバランスを考慮して配置し、専門性のある会計分野に関する教育を実施し、卒業後はただちに実務分野において即戦力になるような人材を育成したいと考えて、下記の教員配置を行った。

調書NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
	中村 忠	教授	ゼミ	会計発展科目	財務会計演習	034
	堀川 洋	実務家教授	講義	会計基礎科目	簿記原理	001
会計基礎科目				基礎簿記Ⅰ	003	
会計基礎科目				基礎簿記Ⅱ	004	
ゼミ			会計発展科目	経理実務演習	035	
	中村 忠	教授	講義	実践基礎科目	応用簿記Ⅰ	008
			講義	実践基礎科目	応用簿記Ⅱ	009
一	佐藤恒之介	兼任講師	講義	応用発展科目	応用簿記Ⅲ	023
	鷹野 宏行	助教授	講義	会計基礎科目	財務会計原理	005
			講義	実践基礎科目	実践会計論	012
	松土陽太郎	教授	講義	応用発展科目	特殊会計実務	025
	山田 有人	実務家教授	ゼミ	会計発展科目	企業会計実務	036

(注) 職位欄に関して

今回専門職大学院の設置申請に際して、教授、助教授、実務家教授として申請をするために、この申請に関する職位をそれぞれの欄に記入しているので考慮してほしい。

③ 管理会計関連科目に関する教員の配置に関して

管理会計に関する科目は、経理会計における商業簿記の分野の延長である工業簿記から派生してその教育を始めなければならない。管理会計（原価計算、工業簿記）は、経理会計における企業会計原則にあたる原価計算基準に準拠しなければならない。これは、経理会計における暗黙のルールであり、企業会計原則、原価計算基準に基づくものが正当な経理会計、原価計算であるという認識が行われているからである。

現行の企業の多くには、製造業に分類される企業が多い。これら製造業に関連する企業では、基本的に原価計算基準に基づく原価計算を実施しなければならないとされている。

この意味では、経理会計に関する基本的な知識をある程度修得した時点で、工業簿記、原価計算に関する学習研究も開始する必要がある。大原大学院大学では、管理会計に関する講義科目の編成を会計基礎科目群から会計発展科目群までの四つの区分の中で順次専門的な知識を身に付けることができるように考慮して組み立てている。

経理会計は、簿記に関する貸借の記帳システムをまず理解して、これを理論的な背景としての裏付けを行い、会計学という領域から考察することができる講義科目、講義カリキュラムを構成した。しかし、管理会計に関する学問分野では、経理会計の範疇に含まれていることもあり、原価計算を単独で理論的に理解するための学問的な分野は、特殊分野と思われる。むしろ、そのような特殊分野を研究するより、より具体的な原価から発生する企業の財務内容の分析や、将来の企業の設備投資などに関する研究の方がよ

り実務的な研究分野であると考えられることができる。そのようなことを前提にしながら、管理会計分野における講義科目、教員配置を検討した。

基本は、研究者の教員1名を中核にして、これを補佐する専任教員1名を助教授として配置した。この2名は、研究者教員として配置をしたが、将来は、経理会計に関する講義科目と同様に、研究者に関する教員以外にも、実務家に関する教員も配置しなければならないと考えている。管理会計も経理会計に関する分野の中に含まれており、その対象とするものは、企業の財務の内容である。これは、常に変化する製造業に関する財務内容がどのように変化するかを正確に把握しなければ、学問としての先見性を有しないことを意味する。このために、公認会計士等がその監査業務を通じて把握している製造業の財務内容の変化を題材にして、最新の情報を院生に提供することができるような教員配置を将来は考慮したい。

この管理会計の実務家教員の配置にあたり、原価計算に関する分野で、実際に業務として原価計算に精通する知識を持ち、大原学園で会計士補として教壇に立ちながら、監査法人において会計士業務を行っている講師が存在する。この人材も今後は、当大学院大学の講義を通じて専任教員として育成したいと考えている。

調査NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
	山北 晴雄	教授	講義	応用発展科目	特殊管理会計	024
			講義	会計発展科目	コストマネジメント研究	039
			ゼミ	会計発展科目	財表分析実践演習	040
	江頭 幸代	助教授	講義	会計基礎科目	原価計算原理	002
			講義	実践基礎科目	応用管理会計Ⅰ	010
			講義	実践基礎科目	応用管理会計Ⅱ	011

(注) 職位欄に関して

今回専門職大学院の設置申請に際して、教授、助教授、実務家教授として申請をするために、この申請に関する職位をそれぞれの欄に記入しているので考慮してほしい。

④ 監査関連科目に関する教員の配置に関して

大原学園は、大原大学院大学に、会計研究科（会計監査専攻）を設置するものとして今回申請を行う。この会計監査専攻では、会計分野における監査業務、また、これに関連する監査業務の周辺についての専門知識を修得することを目的にして授業カリキュラムが構成されている。

この監査関連科目は、その意味では大原大学院大学の主要な意味合いのある科目として位置付けられている。監査に関しては近年、会計に関連するさまざまな問題が多発している関係から、その正当性や監査を行う者の中立性が社会問題になっている。本来であれば、企業の金銭収支や正常な経営に関する状況は、監査という手続きによりその正否が判断できるはずである。ところが、これが公的機関や地方公共団体など、本来は問

題とされなかった支出や取引などが大きく取り上げられるようになり、ますます第三者の監査の重要性が求められるようになってきた。

監査に関する一連の講義科目では、監査が成立するための要件を理論的に考察し、監査制度が必要とされるに至った背景を明らかにすることから学習を開始しなければならない。監査が制度として成立する前は、任意での会計監査が実施されていたが、この任意監査では監査の十分な機能を果たすことができなかつたために、監査が制度として設定されるに至った。このような歴史的背景を基に監査という制度をどのように位置付け、さらに、その監査のためにはどのような理念が必要か、そのようなことも総合的に教育の中に織り込みながら講義を進めたい。

特に大原大学院大学では、まず監査に関する専門的な教育を行う前に、会計とりわけ監査に携わる者の基本的な姿勢や考え方として、どのような態度で会計や監査に臨むべきかを指導したい。これらは会計倫理と呼ばれるものであり、昨今の経理関係の教育機関、指導所等では、必ず取り上げられている学習領域である。

大原大学院大学の卒業生の中には、卒業後に公認会計士の途に進むものもいるはずである。そして公認会計士試験に合格し、公認会計士として監査業務に就くものと想像される。そうであれば、単に会計に関する専門的な知識ばかりでなく、十分な職業倫理観も兼ね備えておく必要がある。特に会計に関しては、他の専門職と異なる倫理観を必要とするために、倫理面で高い責任感を保持することが要求される。このような職業会計人に関する基礎知識をできるだけ早い時期に学習し、その後で監査に関する専門教育について学習させるものとする。

監査関連科目の担当は、実務家教員を2名配置する。この実務家教員は、純粋な意味で会計学関係出身の研究者教員ではなく、実務経験を積んだ教員である。この実務家教員を中心にして監査に関連する講義科目を担当させるものとする。

実務家教員で会計職業倫理を担当する者は、勤務していた大手監査法人や現在も公認会計士協会の綱紀委員を担当する者であり、単に職業会計人として会計倫理を持つばかりではなく、会計倫理を会計専門家に指導することができる者であり、なおかつ会計人の職業倫理が持つ重要性を監査実務の中で身をもって経験しているために、会計職業倫理を担当するには最適な人材として大原大学院大学に招聘した。また同時に、この実務家教員に実務として経験した監査に関する具体的な業務について、実践的な指導をする講義科目も担当させたい。

また、もう1名実務家教員に監査に関する講義科目を担当させる。この実務家教員は、現在も監査法人で日々監査業務を担当している現役の公認会計士である。現在まさに監査に関する業務を担当しており、公認会計士として企業の最新の監査を媒体とした関係を経験している者であり、このような現実的な話を講義の中で説明して欲しいと考えている。

順番NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
	末益 弘幸	実務家教授	講義	会計基礎科目	基礎監査論	006
			講義	実践基礎科目	実践監査論	013
			講義	応用発展科目	応用監査論	026
	古川 行正	実務家教授	講義	実践基礎科目	会計職業倫理	007
			講義	応用発展科目	監査知識実務応用	027

(注) 職位欄に関して

今回専門職大学院の設置申請に際して、教授、助教授、実務家教授として申請をするために、この申請に関する職位をそれぞれの欄に記入しているので考慮してほしい。

⑤ 企業法科目に関する教員の配置に関して

企業法に関しては、その詳細が商法と証券取引法から構成している。資本主義経済では、投資家が証券市場で安心して投資を行うためには、さまざまな法的仕組みが必要である。その中には、投資の対象となる株式会社が組織としてどのように構成され、取締役会などで運営されているのかという根本的な問題から、株式会社の発行する株式がどのようなものなのか、また会社組織を変更するときは、どのような場合なのかを理解しなければならない。

また、投資が行われるべき証券市場というものは、その信頼性を確保するために、どのような仕組みや監視体制がとられているのか、その根本的な仕組みも理解しておかなければならない。さらに、これらについて会計専門職大学院として、また、監査に関する業務を担当するものとして専門的な法律知識も身に付けておかなければならない。

会計監査に際しても、企業法をどのようにして位置付けるかは重要である。というのは、会社の取引その他の法律行為が、商法等に準拠したものかどうかという前提で監査に着手しなければならないからである。つまり、現在の会計監査では、会社等の監査の対象となる組織が行った取引結果である数値だけを監査するのではなく、その基になっている法律行為そのものも監査しなければならない。このためにも、企業の会計数値に関する専門的な知識はもちろんであるが、会計に関する法律の専門家としての要素も必要である。

この企業法を担当する教員は、研究者教員の3名を担当者として人員構成するものとする。

研究者教員1名については、企業法（商法関係）に関する基本的な項目を、実務の中から必要な部分を抽出して、それがなぜ実務において重要性があるかを具体的に指導し、実践基礎科目として学習した「商法実務Ⅰ」「商法実務Ⅱ」の内容を補完する意味で、「企業法Ⅰ」「企業法Ⅱ」の講義を担当させたい。

また、この研究者教員に関しては、会計発展科目としてゼミを担当させて、商法における各分野の過去の判例を基にして、院生自らがその判例についての結果を討議するよ

うな形式で、ディベート中心の講義なども担当させたい。

圖書NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
	唐澤 宏明	教授	講義	会計発展科目	企業法Ⅰ	044
			講義	会計発展科目	企業法Ⅱ	045
			ゼミ	会計発展科目	企業法演習	046
	三森 茂郎	教授	講義	実践基礎科目	商法実務Ⅰ	014
			講義	実践基礎科目	商法実務Ⅱ	015
			講義	実践基礎科目	商法実践	016
	松土陽太郎	教授	講義	応用発展科目	証券取引法実務	028

(注) 職位欄に関して

今回専門職大学院の設置申請に際して、教授、助教授、実務家教授として申請をするために、この申請に関する職位をそれぞれの欄に記入しているので考慮してほしい。

⑥ 租税法科目に関する教員の配置に関して

租税に関連する講義科目に関しても、会計監査専攻では重要な講義科目に該当すると位置付けて教員を配置した。

基本的な内容に、租税一連の知識に関する講義科目を必修科目として設定し、これに税法の分類により、いくつかの講義科目を用意して、さらに租税に関連する税務会計関連のゼミ形式による講義科目を、応用発展科目と会計発展科目の中に用意した。

応用発展科目の中にある「租税実務」に関しては、必修科目であり全ての院生が履修するが、講義科目全体の内容は、法人税法、消費税法、所得税法等の基本的な法律規定に沿ったものであり、初学者を対象にしていることもあり担当する教員は、大原学園から税法指導に長けた講師に担当させる。この講師も、大原学園では、税法全般の指導を長年担当してきた経験のある教員であり、講師という職位で大原大学院大学の教壇に立たせる。必修科目であり、この教員に租税実務を担当させることにより院生はスムーズに租税の学習研究の分野に入ることができ、複雑な租税の体系を相互に関連させながら理解することができると思われる。

租税法科目を担当する教員は、教授、助教授、兼任講師で構成するものとし、研究者教員1名、実務家教員3名と兼任講師1名の5名で主要科目を担当させたい。税法に関する講義科目の内、租税実務と租税法演習は、その法律的、理論的な内容に関して研究をする関係から研究者教員に担当させて、税法の体系一般についての学習研究をさせる。

さらに、実務家教員の3名に関しては、各税法の実務的な領域に関する専門性と実務性のある講義をそれぞれ担当させる。我が国の税法は現在、激しい税制改正が繰り返されており、最新の税法知識は、申告書を実際に記載する業務を行っている実務家でなければ、教育情報としては伝えることはできない。この点を考慮し、人選は現役の公認会計士、税理士である実務家教員により構成した。

公認会計士の試験制度が、平成18年度から大きく変更になり、従来であれば第3次試験の受験科目であった租税関係の科目が、必修科目とされた。これは租税法関係が実務においても重要視されるからにほかならない。大原大学院大学の入学生全てが公認会計士試験の受験を目標にするわけではないが、租税に関する最低限の専門性が身に付くような科目履修をさせたい。また、さらなる高度な専門性が身に付くような講義科目及び教員配置を行った。

順番NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
	齋藤 奏	教授	講義	応用発展科目	租税実務	029
			ゼミ	会計発展科目	租税法演習	043
一	阿部 琢也*	オムニバス	講義	応用発展科目	実務所得税法	030
	熊王 征秀	実務家助教授	講義	応用発展科目	実務消費税法	031
	高橋 敏則	実務家教授	ゼミ	会計発展科目	税法実務演習	041
	山田 有人	実務家教授	ゼミ	会計発展科目	税務会計演習	042

(*) 実務所得税法

実務所得税法は、教授、助教授、実務家教授の3名で15回の講義をその専門分野別に担当する。

⑦ 経営関連科目に関する教員の配置に関して

大原大学院大学が、会計専門職大学院であることを考えた場合に、そこで展開される講義科目にどのような専門性を追求するかは、その教育研究の内容全体、また当大学院大学の存在意義を決める重要な要素である。

会計学と経営学に関する関係は、もちろん密接な関係にあることは事実である。これは、経営の成果が経理会計に関する計算結果で分析ができ、具体的な改善箇所が、経理会計の数値から検討されるのが一般的であることから明白である。ただ、経営学を高度に研究したいのであれば、必ずしも会計専門職大学院において学習研究する必要はなく、経営学専攻の大学院でその専門性を追究すべきである。

これらの点を総合的に勘案して、大原大学院大学では経営に関する講義科目は、選択必修科目及び選択科目の2科目である。またこの2科目を担当する教員の配置は、2名としている。

まず、経営学を選択する院生のうちで、経営学そのものに関する知識が未熟な院生については、経営学概論で経営学全般に関して基礎からその全体像を学習して、その体系を理解させる。この経営学概論を担当するのは、大原学園で経営学に関する教鞭を執っていた講師を充てる。

また、経営学概論で経営学の基本を学んだ院生と、すでに経営学を大学の学部等で学んだ院生については、さらなる経営学の高度な知識を身に付けることができるように考慮して講義科目を準備した。この講義科目は、経営学の基礎を身に付けたことを前提に

し、経営学とマーケティングに関連する内容を学習研究することとして、「流通経営論」という講義科目を用意している。この講義科目は、研究者教員に担当させることとしている。

昨今、経営学に関する関心が高まるにつれて、経営学に関する高度な学習や研究を希望する社会人など、徐々に増加傾向にある。しかし前述した通り、大原大学院大学では会計専門職に従事する人材の育成がその主目的であることから、経営学に関しては、ある程度までしか、その学習領域にはしていない。

調査NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
一	谷田 充明	講師	講義	応用発展科目	経営学概論	032
	江田三喜男	教授	ゼミ	会計発展科目	流通経営論	049

(注) 職位欄に関して

今回専門職大学院の設置申請に際して、教授、助教授、実務家教授として申請をするために、この申請に関する職位をそれぞれの欄に記入しているので考慮してほしい。

⑧ 経済学関連科目に関する教員の配置に関して

経営学と同様に、経済に関する講義科目も選択必修科目及び選択科目である。この経済学に関する科目についても会計専門職大学院であることを前提にすれば、その位置付けは経理会計に関する専門的な科目と考えることには若干疑問がある。しかし、会計を監査するという職務を担うにあたり、会計に関する専門的な知識以外にもさまざまな知識は必要である。ある意味では、経済社会の基本原則を、学問的に学習しようとすることも非常に重要な意味があり、経理会計や会計監査という業務を考えた場合にも一概に必要な科目であると否定することはできない。

そこで大原大学院大学では、実践基礎科目群において経理会計科目に関連しない独立科目としての位置付けで経済学に関する講義科目を、ミクロ、マクロ経済学として、ミクロ経済学2科目（各2単位）とマクロ経済学1科目（2単位）を配置している。

このミクロ、マクロ経済学の計3科目を担当するのは、今回助教授として申請するが、大原学園の経済学担当の教員である。私立大学の大学院修士課程を修了してから、大原簿記学校を皮切りに、などの非常勤講師を担当しており、今後は大原大学院大学において院生に経済学の基礎的な内容について教鞭を執らせたい。

また、会計発展科目群の中に「経済学特講」を講義科目として加える。この科目は、実践基礎科目群のミクロ、マクロ経済学を履修した院生、あるいは大学の学部において経済関係の科目をすでに履修している院生を対象にして、ハイレベルな経済学をアカデミックな観点から行いたい。この科目は、会計発展科目群の中にあり、選択科目であることから講義形式は、通常の講義形式や、講義内容のテーマによってはゼミ形式、あるいはディベート形式なども取り入れながら進めたいと考えている。

この「経済学特講」を担当するのは、研究者教員によるものとし、豊富な学識経験と研究業績に基づくハイレベルで、なおかつ経済社会において現実に役立つ内容の講義を担当させたい。

とかく経済学といえば、学問的な色彩が強く研究対象の印象があるが、会計専門職大学院における講座であることから、実務における専門性の追究という観点で講義を進めたい。

調査NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
	中野 宏	助 教 授	講義	実践基礎科目	ミクロ経済Ⅰ	017
講義			実践基礎科目	ミクロ経済Ⅱ	018	
講義			実践基礎科目	マクロ経済	019	
	高島 忠	教 授	ゼミ	会計発展科目	経済学特講	047

(注) 職位欄に関して

今回専門職大学院の設置申請に際して、教授、助教授、実務家教授として申請をするために、この申請に関する職位をそれぞれの欄に記入しているので考慮してほしい。

⑨ 民法科目に関する教員の配置に関して

大原大学院大学では、民法に関する取引関係、不法行為等、家族関係の三つの領域から「取引関係」に関する項目を中心にして、その講義科目を構成した。この「取引関係」は、物権と債権により基本的な内容を構成している。これらは企業が行う取引に常に関連して発生するものであり、企業会計に携わる専門家は、法律的に専門的な知識を持つことは非常に重要である。

大原大学院大学では院生に、これらの法的な知識を充実させることも重要な意義と考えて、実践基礎科目群の中に民法に関連する講義科目を3科目準備した。会計専門職大学院であることから、入学生の多くは民法に関する知識は未熟であると想像される。しかし、一部の入学生の中に法学部の出身者や、大学の学部の講義で民法に関する科目履修をした院生が存在することが考えられる。そこで、大原大学院大学では初学者を対象にして、法律の基本から講義し、円滑に民法の内容を理解することができるようなカリキュラムを組み立てて講義を進める。

当大学院大学で民法を担当させる教員は、大原学園で民法の講義を担当する講師とする。この講師も、大原学園で指導実績があり、初学者向けや特殊な領域においても分かり易く教授できる経験がある者である。

この科目については、大原大学院大学の開学後も、引き続き民法の講座を担当できる専任教員を手当する方策で臨むものとする。この科目に関しては、今後研究者教員や弁護士などの実務家教員を手当する方針である。

調書NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
一	山本 武	講師	講義	実践基礎科目	実践民法	020
			講義	実践基礎科目	民法応用 I	021
			講義	実践基礎科目	民法応用 II	022

⑩ 統計学科目に関する教員の配置に関して

統計学は、さまざまな意思決定をする際に基礎となるべき要素が多い学問である。統計学は、多くのデータを分析してその分析結果から、何らかの性質を結論付けることを目的とする。

大原大学院大学では、この統計学に関して、基礎的学問と位置付けて、記述統計学と推測統計学の両面を基礎から学習し、経済学の分析要素の一つとして、この統計学を実証的に学習するために2名の教員を配置した。

またこの統計学は、平成18年度から実施される新しい公認会計士試験の受験科目（選択科目）であることから分かるように、教養として学ぶにふさわしい講義科目である。

基礎的な統計学を学ぶ統計学概論は、講師に担当させて2単位として実施し、実証経済・統計学特講は経済学を担当する研究者教員にゼミとして担当させる。

調書NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
一	土谷 洋平	講師	講義	応用発展科目	統計学概論	033
	高島 忠	教授	ゼミ	会計発展科目	実証経済・統計学特講	048

(注) 職位欄に関して

今回専門職大学院の設置申請に際して、教授、助教授、実務家教授として申請をするために、この申請に関する職位をそれぞれの欄に記入しているので考慮してほしい。

⑪ その他会計発展科目に関する教員の配置に関して

分野ごとに研究者教員、実務家教員を配置したが、いずれの分野にも属さない下記の科目に関しては、講師による講義を行うものとする。これらの講義科目は、会計の専門家として、その知識を広げるにあたり必要であると考えられる科目である。ただ、これらの講義科目は、職業会計人を目指す全員が必要とするわけではない。それぞれが卒業後に進もうとする専門分野において、履修を必要とする院生が、選択すればよいと思われる。

いずれの講義科目も特殊性を持つために、専任の教員に講座を担当させるのではなく、一部は講師にも講義を担当させる。設置申請時には、さまざまな会計発展科目を準備した。しかし、その科目はまだまだ会計に関する広い領域にわたるものではない。今後もさまざまな領域から会計分野に関連する講義科目並びに教員を配置する方向で、教育内容の充実を図りたい。

順番NO	氏名	職位	形式	科目群分類	担当科目	科目NO
二	石塚 昭夫	講師	講義	会計発展科目	米国財務会計Ⅰ	037
			講義	会計発展科目	米国財務会計Ⅱ	038
	江田 三喜男	教授	ゼミ	会計発展科目	市場分析論	050
一	福田 真之助	講師	講義	会計発展科目	会計情報システム論	051

(注) 上記以外の会計発展科目について

各講義科目の分類に従い、関連する科目若しくは関連する教員が担当する場合は、上記の科目分類の中に含まれているために、この①の区分では上記の3科目だけを取り上げて教員の手当に関して説明した。

(注) 職位欄に関して

今回専門職大学院の設置申請に際して、教授、助教授、実務家教授として申請をするために、この申請に関する職位をそれぞれの欄に記入しているので考慮してほしい。

(2) 教員配置計画

この度の大原大学院大学設置認可申請は、我々大原学園が初めて経験する大きな教育機関の立ち上げであった。学校法人を長く経営しているとはいえ、そのほとんどは専修学校の運営であり、職業的な高度専門性を追求しなければならない専門職大学院をどのように設置申請して設立し、これをどのように運営するのかについては全くの未知であった。設置計画の構想時から「大学院設置基準」を精読し、文部科学省の設置準備室で指導を受けながら、設置基準に必要な教員を準備した。

しかし、大学若しくは大学院からの研究者教員を集めるにあたっては、予想以上の時間と労力を要したのも事実であった。何度か教員の配置が手配できないために、カリキュラム編成を変更することも考慮したが、最終的には当初の授業カリキュラムが実施可能な教員の手配をすることができた。これにより当大学院大学に、科目大系別に会計基礎科目から会計発展科目までの適切な教員配置をすることができた。

ただ、さらなる専門性や高度な教育を目指すには、一部の科目においてゼミなどの双方向教育の経験が不足している教員や、専門分野に関する研究がまだ完成していないという教員なども存在するのは事実である。しかし、これらについては、今後さらなる外部からの教員補充や、教員の当大学院大学における講義また研究を通じてその専門的な研究を進めることが可能であると考えている。

① 研究者教員の構成に関して

大原大学院大学の一部研究者教員に関しては、大学、大学院を退職した名誉教授にも専任教員として教鞭を執ることを依頼している。これらの研究者教員は、それぞれの専門分野において大きな実績を上げており、その専門性のある高度な研究結果を当大学院大学の学生に対して指導して頂くことは、当大学院大学の院生には当然、また当大学院

大学の将来にも大きな財産になるものと思われる。

これらの研究者教員には、会計発展科目群における演習講座を中心にして講義を担当することとして、科目体系を考慮している。当大学院大学の教育カリキュラムは、基本的に在学中の2年間において、会計基礎科目群から会計発展科目群までの4段階の科目群を順次段階的に履修することを前提にして組み立てられている。基礎レベルの講義は、文字通り基礎学習を中心にして、講義科目によっては大学の学部レベルから学習させるようなものも存在する。しかし、最終的には高度な専門性を修得させるために、専門的な知識が豊富な研究者教員の担当する演習講義を履修することにより、その専門性を追究させたいと考えている。このためにも、各研究分野で専門的な知識を有する名誉教授などの研究者教員を必要とし、専任教員として教務スタッフに加わって頂いた。

② 実務家教員の構成に関して

もう一点、教員スタッフを構成する専任教員の中に、実務家教員が存在する。大原大学院大学が、会計専門職大学院であるという特質を考えると、この実務家と呼ばれる職業に就いている者は容易に想像がつく。また大原学園が、経理会計に関する国家試験の受験において大きな実績を有している以上、その出身者の多くは公認会計士や税理士ということになる。そこで実務家教員には、この公認会計士や税理士に依頼し、現場における知識を体系的、具体的に指導させることとして教務スタッフに加えることとした。

公認会計士や税理士は数多く存在し、それぞれの専門分野において監査業務やマネージメント、租税業務などを担当している。とはいえ、これらの公認会計士や税理士がただちに専門職大学院において教鞭が執れるかといえ、決してそのようなことはないと思っている。これは公認会計士や税理士が日々行っている業務が、高度な専門性を持つことには間違いないが、これを体系的に教育することができるかどうかというのは、誰にでも可能なことではない。これは、専門職であるがゆえに特殊な知識や高度な技能を持っているのは当然のことであるが、これら知識や技能の多くはその業務における経験により身に付いたものであり、この知識や技能を第三者に客観的、具体的に伝授するという能力を持つ者は極めて少ないからである。

そこで今回、大原大学院大学では、会計に関する専門家であり豊富な知識や特殊な技能を持っている者の中から、会計専門職大学院という教育の場において、その知識や技能を院生に伝授できる者を厳選して実務家教員として教鞭を執らせることとした。

このために、多くの候補者の中から単に監査経験の豊富な公認会計士であるとか、経営に成功して多くの顧問先がある税理士というような一般的な資格評価基準ではなく、専門性のある教育ができるかどうかということを優先して選考基準とした。

このような基準で実務家教員の候補者を選定するときに、もう一つ大きな選考基準があった。それは、当大学院大学で聴講した内容が、最新の会計情報として院生が卒業して会計や会計監査の現場に就いた際に有効かどうかである。会計専門職大学院で身に付

けた知識が専門性の高いものであることは当然であるが、さらに会計の分野では最新のものでなければならないという要請がある。商法の会社法や税法など、現在経理会計の分野では、大きな変化が目白押しである。これらの変化に敏感に対応できなければ、実務界では円滑に経理会計の業務を担当することは不可能である。

これらの点を考慮して、候補者であった公認会計士と税理士の中から最も適切であると思われる人材を各講義科目に配置した。具体的な選考にあたっては、教務に関する経験の有無、大学や一般企業などの研修も含めてどの程度の専門的、また当大学院大学で担当する講義科目と関連付けられる講演、研修などを行っているか。また、監査業務、申告業務、さらにマネジメントなどを通じて、その業務が担当先の企業にどのような影響を与えたのかなど、業務能力なども選考の対象とした。また、実務家であることから、研究論文や著書などの数も研究者教員とは単純に比較できないために、実務家として過去の実績なども考慮した。また、論文や著書など適当なものが発表されていれば、これも検討し、現場での実務的な能力や、研究、講演会などの能力も重視した。

(3) 実務家教員の配置

① 会計関連科目に関して

実務家教員が専ら担当すべき科目は、会計研究科・会計監査専攻という当大学院大学の研究科の名称からも明確なように、会計関連科目と監査関連科目の中に意図的に数多く配置した。ただ、その数も研究者教員との均衡を保たなければならないために過多にならないことを前提にした人数とした。

これら会計関連や監査関連の科目は、実務における実用性は非常に高いといえる。しかし、これらの科目を担当する教員をいわゆる実務家教員中心とすることには、問題がある。そもそも実務における汎用性が高いということは、何らかの学問的な背景が必要であり、これを理論的に解釈していることが実践での業務の裏付けになると考えなければならない。そこで、実務的な経理会計に関する技術的な知識である簿記については実務家教員が教鞭を執り、会計学一般の学問的な分野に関しては、研究者教員に担当させることで科目体系を組み立てた。

複式簿記に関する知識は、現在多くの分野でニーズがある。簿記そのものは、商業簿記から派生したものであるが、現在は、非営利団体や公共機関などにおいても、この複式簿記が注目を集めている。本来であれば、これらの特殊領域に関する経理会計に関しても会計専門職大学院として取り組むべきであるが、今回の設置申請にあたっては、カリキュラムの策定や教員の手配をすることができなかった。そこで、今後はこれらの講義科目に関しても十分な時間を準備して開講に向けての準備を進めたい。

② 監査関連科目に関して

監査に関する科目に関しては、監査業務を経験している者は、公認会計士がその経験

に基づく講義を担当するのが最適であると考えることができる。幸い大原簿記学校には、公認会計士試験に合格して、監査法人などにおいて監査の経験を積む公認会計士の卒業生が多数存在する。

これらの公認会計士のうち、大原学園で資格取得後に監査の業務を担当し、今回監査法人などを退職して、大原大学院大学で教員として教鞭を執る者がいる。この実務家教員は、院生が当大学院大学を卒業して公認会計士試験に合格して、実際に監査業務を担当することとなったときに、実務でどのような知識が必要かを教育することができる重要な人材である。ある意味では、今回、大原大学院大学が会計監査専攻で専門教育を行うにあたり、重要な教員であると思われる。

実務家として監査の経験のある公認会計士の中から、自らの知識を教育として院生に指導する能力がある者を厳選して、実務優先で高い専門教育が可能な教育プログラムを作成し、今回は複数のスタッフに監査関連の講義を担当させた。

ただ、これからも監査に関する社会的な需要が増すために、さまざまな監査関係の講義科目を立ち上げて、監査に関する専門教育をより充実させることが、当大学院大学の使命であると考えている。

③ 租税関連科目に関して

また、もう一つ特徴のある教員配置として、租税関連科目の中の実務家教員を多く配置している。これは会計専門職大学院に関する業務分野の中では、租税に関する業務も重要な分野であり、毎年大幅に改正される税法について最新の情報を提供する目的で教務スタッフの構成をしたからである。教員選考にあたっては、租税に関する業務を教育という考え方で取り組んだ経験があるかどうかで判断している。

各科目体系別には教員相互に、講義科目に関する情報の交換や、将来的には授業カリキュラム体系の改訂などに、より具体的、専門的な教育効果が上がるような体制を策定し、これに伴いさらなる人員補充やより効率的な人員配置を実施したい。

(4) 教員年齢構成と定年規定の関係

大原大学院大学は、今回、会計研究科の中に会計監査専攻という専攻を一つだけ設置することとして大学院の設置申請をした。会計監査専攻という極めて特殊な分野であるために、必然的に講義科目も会計や監査に関連する講義に集中することになった。しかし会計専門職大学院であっても、段階的な専門教育をある程度の分野について実施しなければならず、おのずと、その講義科目の範囲は広がらざるを得ないことになってしまった。

また、会計関係の科目であっても、監査という特殊領域に限定するため、その専門的な知識を持つ教員に限られており、該当する専門分野の教員を当大学院大学の講義科目に配置するためには、その年齢が偏ってしまった傾向がみられる科目も存在する。ただ

当大学院大学では、関連分野において相当の実績と研究業績を持つ教員を配置したつもりであり、現在考え得るベストな教員を配置したと考えている。

これらの教員には、これまでの研究分野における研究業績を踏まえて演習や特別講義などの方法で、その専門的な研究業績の一部を当大学院大学の院生に指導して頂き、実務の各専門分野についての高度な教育を実践したいと考えている。

現在大原学園は、職員の定年を就業規則で60歳と定めている。ただし、必要に応じて60歳以降も嘱託として一定の年齢までは、1年契約でその雇用を継続する定めが設けられている。

今回、大原大学院大学では、教員の原則的な定年は70歳と定めた。これは、大学若しくは大学院の教員が行う研究という作業は、一般的な業務と大きく異なり、その研究業績に関する成果が評価されるまでに長い時間を必要とし、さらに奥深い研究は多くの時間を必要とする。当大学院大学では、会計監査という分野の講義を担当するためには、より完成した専門分野の研究を必要とし、必然的に70歳を定年と定めざるを得なかった。

また、当大学院大学の教員が70歳の定年に達した後、当大学院大学が当該教員の講義を引き続き開講する必要があると認める場合は、理事会の承認を経てその定年を80歳まで延長することができる。

ただ70歳以降、教員から退職の旨の申し出があれば、この延長は行うことはできない。この場合は当大学院大学では、当該担当教員の担当科目に関して、代替教員を充当するものとする。

今回、当大学院大学の設置にあたり、大学院教員任用規定に定める定年70歳を超える教員2名が専任教員として教鞭を執る。この2名の内1名は、研究科長という職責を兼任しながら講義を担当する。この教員は、我が国の会計学会では権威者であり、日本の会計制度などの改革にも大きく関わった者である。

またもう1名は、会計学に関連する制度改革が、我が国の経済に及ぼす影響などについて、その最前線を研究している研究者である。また、同時に会計と密接な関係にある租税関連にも多くの研究業績があり、当大学院大学が会計や監査、租税という領域を学習研究することを目的にしている関係で、専任教員として教鞭をお執り頂くことになった者である。

大原大学院大学が、会計専門職大学院としての専門性を追求するためには、教員が院生に対する教鞭を執りながら会計学や監査、租税などに関する研究指導を行うことは、専門職大学院の趣旨から考えれば重要なことである。また、同時に膨大な研究業績を持つ専任教員が、当大学院大学内部の関係科目の教員や講師に対して、会計学や監査、租税に関する知識的な指導をして頂くことも、内部教員の知識向上のためには重要な意義があると思われる。

今回、大原大学院大学の設置にあたり、我々の大学院設置に関する趣旨を説明したと

ころ、これら2名の先生方を含む多くの先生方が、どのような人材を育成したいのか、またそのためにどのような教育プログラムを準備したのかなど、研究領域や教育方針についても賛同して頂き、今後多くの会計専門職に関する知識を持つ人材を養成するため、専任教員として講義また演習を担当することに同意して頂いた。

今後は、設置認可にあたり専任教員として教鞭と執った先生方から、多くの知識を院生に提供して頂き、後任の講師なども設置後に助教授、教授としての研究業績を重ねながら研究者としての実績を積み、講義科目、教員の充実を図りたい。

(資料2及び3 参照)

オ. 教育方法、履修指導の方法及び修了要件

大原大学院大学の会計研究科において、会計監査専攻の院生が履修する講義内容は、会計及び監査関連の知識を身に付けることを主目的とし、その講義科目が編成されており、これを2年間の履修期間で学習研究するものとする。

会計及び監査では、経理会計に関する基礎的な共通項目が数多くある。当大学院大学での専門教育は、簿記論や財務諸表論、原価計算また監査など基礎的な知識なくしては、学習研究は困難である。本来であれば大学院入学前に、大学の学部でこれらの基礎知識は修得していることが理想である。しかし現実には、当大学院大学に入学を希望する者の中には、これらの経理会計に関する基礎知識が完全に身に付いていない者もいると考えられる。入学選考でも、もちろんこの経理会計に関する知識についても審査は行われる。しかし、これは最低限の知識を有しているかの確認を目的にしたものであり、個々の入学希望者が高い知識を持っていることを審査するためのものではない。

いずれにせよ、入学生がこの経理会計に関する知識を基本的に保有しているということ为前提にして、会計監査専攻ではその講義科目を用意している。おのずと会計基礎科目以降の実践基礎科目では、それぞれ専門的な講義科目を履修し、その入学目的に合った学習研究が行われるものとする。

会計監査専攻は、企業監査に関する周辺領域を専ら専門的に研究し、これにより監査及びその関連業務に関して、高度で専門的な知識を身に付けさせることを目的とする専攻科である。

この企業監査という業務は、公認会計士が中心となり行う業務であるが、単に公認会計士による外部監査に関する知識を修得させるだけではなく、企業監査から間接的に発生する、企業内部のさまざまな問題点にまで踏み込んだ内容の教育を実施したい。

また、監査業務は公認会計士が行うことができる業務であり、院生の中には公認会計士試験を意識する者も入学するものと思われる。そこで当大学院大学の卒業生が、卒業した後に、国家試験である公認会計士試験を受験することも視野に入れた講義科目の設定、あるいは、それを可能にするレベルの授業内容も考慮したカリキュラムを選択履修することができることとした。

会計監査専攻では、監査に関する高度な専門的知識を修得するために、カリキュラム全体を四つに分類した。各区分に応じて学習すべき課題や到達目標などを明確にして、学習区分ごとに、その目的にあった講義科目群を構成している。

また、最終段階である会計発展科目では、卒業後のそれぞれの進路なども見据えて、ある程度自由に科目選択することができるようにした。監査業界に進む者、コンサルティングを希望する者、タックスに関する業務に就く者など、さまざまな進路を考慮して選択科目を用意している。

(1) 学ぶべき領域

大原大学院大学の会計研究科では、会計監査に関する専門領域として、会計監査専攻の開講に関する準備をし、今回その申請を行った。

この会計研究科・会計監査専攻では、経理会計に関する周辺領域を基礎的な学習研究領域として、さらに、その上に監査関係の専門的な学習研究を実施したい。これにより監査及びその関連業務全般に関して、高度で専門的な知識を身に付けさせることを目的としたい。

ただ、入学者全員が会計に関する監査の領域のみの学習研究を希望するわけではない。入学する院生の中には、企業経理、財務一般また租税関係の専門領域を学習研究して、経理全般に関する専門性を高める教育を希望する院生もあり、これらの入学者の希望にも添う講義科目を提供しなければならない。

会計監査専攻では、企業監査に関する専門的教育、また企業経理全般などに関しての専門教育を、一部選択科目などを踏まえて履修させたい。このために、それぞれの入学者の目的に叶う高度な専門的知識を修得するために、次のような学習研究領域を設けている。

(会計監査専攻)

- ① 企業経理に関する簿記についての講義科目
- ② 製品原価の計算、戦略的意思決定に関する講義科目
- ③ 企業財務に関する理論的背景を学習する講義科目
- ④ 会計主体が行った会計監査に関する講義科目
- ⑤ 企業法務に関連する法律に関する講義科目
- ⑥ 法人税等企業の租税に関する講義科目
- ⑦ 企業経営に関する理論的な背景を学習する講義科目
- ⑧ 経済に関する理論的な内容を学習する講義科目
- ⑨ 企業に関する債権など民法関連の学習をする講義科目
- ⑩ 統計学を理論的に学習する講義科目
- ⑪ 会計に関連する会計隣接領域の講義科目
- ⑫ 経理実務に関する実践的な基礎知識に関する講義科目
- ⑬ 国際会計に関する基礎的な知識に関する講義科目
- ⑭ 会計情報システムなどに関する講義科目

(2) 科目区分について

大原大学院大学では、会計に関する専門領域として、会計研究科を設けこの中に会計監査専攻の開講を準備し、今回この設置申請を行った。

この会計研究科・会計監査専攻において行われる講義科目は、その教育研究分野や教

育レベルから次の通り四つの科目群に区分分類されている。それぞれの科目群には、所定の目標があり、卒業までにこれらの講義科目を履修することにより、一定のレベルの専門的な知識が身に付くものである。

(講義科目の4分類)

- 第1分類 会計基礎科目群
- 第2分類 実践基礎科目群
- 第3分類 応用・発展科目群
- 第4分類 会計発展科目群

① 第1分類—会計基礎科目群

大原大学院大学では、2年間の教育課程において経理会計に関する分野については、かなり高度なレベルまでの専門的な学習教育を行うこととなっている。そこで、入学者の中でも入学選考において、ある一定レベルの知識は持っているが、まだ高度な知識を持つに至らない院生については、まず標準レベルまでの経理会計の教育を実施しなければならない。

当大学院大学は会計専門職大学院である以上、講義科目の多くは、高度な経理会計などに関する専門的教育を行うことを前提としている。これら高度な会計関連の講義科目を完全に理解するためには、その基礎力として経理会計に関する知識が必要不可欠である。

この点を慎重に踏まえて、会計監査専攻においても、まず会計基礎科目として簿記、原価計算、会計学、監査論などの基本科目を受講させることにより、院生に均一な基礎的会計知識を身に付けさせるものとする。

② 第2分類—実践基礎科目群

実践基礎科目で履修する講義科目の中には、講義科目の特質から全くの初心者から指導しなければならないものもある。しかし、これらの科目はその内容から、第1分類の会計基礎科目に属するものではない。また、これらは会計基礎科目に属せず、さらに応用・発展科目の区分のレベルにも至っていない。これらの講義科目を、この第2分類として「実践基礎科目」に帰属することとし、会計基礎科目と応用・発展科目の中間的科目として定義するものとする。

③ 第3分類—応用・発展科目群

最初に、会計基礎科目、次に、実践基礎科目と学習することにより、職業会計人としての高い専門性は身に付いているはずである。さらに、この知識の上に高度な専門職に係る特殊な技能を修得しなければならない。このためには、さらなる高度な知識を吸収

する必要がある。

また、ここで卒業後に院生がどのような分野で、その専門性を発揮したいのかも考慮しなければならない。これは会計専門家といっても、特に特殊な専門領域に長けた知識を持つ専門家を育成するという意義によるものである。いずれの世界であっても、その道の専門家であるプロは存在する。全ての領域の知識を広く有していることも重要であるが、あえて特別な分野において専門的な知識を持っていることも社会的なニーズは高いと思われる。

④ 第4分類－会計発展科目群

各分類で行われる講義科目は、経理会計関係に関する内容としては相当高度であり、専門性の高いものである。履修年限2年間で学習研究する内容は、専門的であり、その内容を完全に理解するためには相当な時間の自己学習も必要である。当然であるが、これらの内容が理解されていれば、実務界においてその専門業務に就いた場合は、大いにその能力を発揮することができ、業務遂行の上で大きなファクターとなり得るはずである。

さらに財務会計に関する業界で、専門性のある経理会計に関する知識を活用して、その業務を行うにしても、さらなる知識の蓄積があれば、より広い領域でその知識を生かすことも考えられる。そこで、当大学院大学では会計発展科目群として、会計に関する隣接分野、会計に関する関連分野、また会計に関する国際的分野などから、いくつかの講義科目を選択させることとした。

これらの科目は、経理会計に関する専門的な知識を追究しながら、さらに広い範囲で経理会計に関する知識を深め、会計に関する業務に携わる者として高い視点で会計に関する判断ができることを考慮して用意した講義科目である。

経理会計に関する業務を担当する者は、数字に関して神経質である。しかし、作成した財務諸表などの概観を把握するとなると、これはまた別の知識が必要であり、専門的な知識を持っていなければ財務内容の把握をすることは困難である。

このために当大学院大学が考えたのが、この会計発展科目である。この科目群は従来であれば敬遠されていたようなもの、あるいは会計科目として馴染みがあまりないものも講義科目として準備してある。会計担当者として、財務諸表の作成や分析、また税務申告書の作成に関する知識だけでなく、経理会計に関する知識を広く持つことによって、企業の評価や将来性について、別の切り口でその判断ができるのではないかと考えている。

(3) 教育課程の関連性

① 会計監査専攻—会計基礎科目の関連として

大原大学院大学では、2年間の教育課程において経理会計に関する分野については、かなり高度なレベルまでの専門的な教育を行うこととなっている。そこで入学者の中でも入学選考において一定レベルの知識を持っているが、まだ高度な知識を持つに至らない院生には、標準レベルまでの経理会計の教育を実施しなければならない。

当大学院大学は会計専門職大学院である以上、講義科目の多くは、高度な経理会計などに関する専門的教育を行うことを前提にしている。これら高度な会計関連の講義科目を完全に理解するためには、その基礎力として経理会計に関する知識が必要不可欠である。

この点を慎重に踏まえて、会計監査専攻においても、まず会計基礎科目として簿記、原価計算、会計学などの基本科目を受講させることにより、院生に均一な基礎的会計知識を身に付けさせるものとする。

ここでの大きな目的は、経理会計の基礎知識を身に付けて、この先で学習研究する各講義科目の基礎知識を学ぶことである。このためには、初学者にも十分に理解ができる内容を、適度な進度で指導することが重要である。

ここで履修する講義科目は全部で6科目、11単位、必修科目と選択科目がある（詳細に関しては後述する）。会計基礎科目群の中に、必修科目と選択科目があるのは、入学者の簿記会計に関する知識のレベルが個々に異なるために、入学者全員を所定の会計レベルに達成させることを大きな目標にしているからである。

簿記原理は、初学者を対象にした簿記会計の入門者向けの講義であり、簿記会計の基礎である複式簿記をその基礎から学習する。これは基礎講座であり、その後には簿記会計に関しては、基礎簿記Ⅰ以降も段階的に高度な内容の学習が行われることになる。

簿記会計と同様に、原価計算に関しても基本から学習しなければならない。このためには簿記原理と同様に、初学者を対象にしてその基礎から講義を開始したい。同様のことが財務会計原理についても準備されている。

分類	学 ぶ べ き 領 域	講義科目名称	科目NO	単位数
会計基礎科目	企業経理に関する簿記について	簿記原理	001	2
		基礎簿記Ⅰ	003	2
		基礎簿記Ⅱ	004	2
	製品原価の計算・戦略的意思決定	原価計算原理	002	1
	企業財務に関する理論的背景	財務会計原理	005	2
	監査基礎知識に関する講義	基礎監査論	006	2

② 会計監査専攻—実践基礎科目の関連として

実践基礎科目で履修する講義科目の中にも、講義科目の特質から全くの初学者を対象にして、その基礎から学習指導しなければならない講義科目もある。しかし、これらの講義科目は、その内容の特質から、第1分類の会計基礎科目群に属するものではない。また、これらの講義科目は講義内容のレベルから考えても、会計基礎科目群には属さず、また応用・発展科目群の区分のレベルにも至っていない。このような講義科目をこの第2分類として「実践基礎科目群」に帰属させることとし、会計基礎科目と応用・発展科目の中間的科目として定義するものとする。

いずれの科目群においても、簿記や会計に関する必修科目（一部選択科目も含む）が存在しており、それぞれの教育段階にしたがった専門的な講義科目を準備している。特に、この実践基礎科目群では、簿記会計に関する講義科目以外に、企業監査またこれに関する周辺の学習領域として監査や法律関係、経済に関する講義科目を準備している。

会計専門職大学院であるため、学習研究する領域は広範囲で多岐にわたる。特に、現在の企業を取り巻く状況は厳しく、当校の卒業生は会計の専門家として企業の監査だけを担当するのではなく、相談があれば会社のコンサルティングや場合によってはコンプライアンスに関する助言を与えることも考えられる。

このような趣旨を踏まえて、下記に示す講義科目を会計専門職の実践基礎科目とした。

分類	学 ぶ べ き 領 域	講義科目名称	科目NO	単位数
実 践 基 礎 目	企業経理に関する簿記について	応用簿記Ⅰ	008	2
		応用簿記Ⅱ	009	2
	製品原価の計算・戦略的意思決定	応用管理会計Ⅰ	010	2
		応用管理会計Ⅱ	011	2
	企業財務に関する理論的背景	実践会計論	012	2
	企業会計に関する監査の学習	会計職業倫理	007	2
		実践監査論	013	2
	企業法務に関連する法律	商法実務Ⅰ	014	2
		商法実務Ⅱ	015	2
		商法実践	016	2
	経済に関する理論的背景に関して	ミクロ経済Ⅰ	017	2
		ミクロ経済Ⅱ	018	2
		マクロ経済	019	2
	債権など民法関連の学習	実践民法	020	2
民法応用Ⅰ		021	2	
民法応用Ⅱ		022	2	

③ 会計監査専攻一応用・発展科目の関連として

それぞれ会計基礎科目、実践基礎科目を学習することにより、職業会計人としての高い専門性は身に付いているはずである。さらに、この知識の上に高度な専門職に係る特殊な技能を修得しなければならない。このためには、さらなる高度な知識をその基礎として吸収する必要がある。

また、当大学院大学の会計監査専攻を卒業して、院生がどのような分野で、その専門性を発揮したいのかも考慮しなければならない。これは会計専門家といっても、特に特殊な、専門領域に長けた知識を持つ専門家を育成するという、非常に重要な意義によるものである。

いずれの世界であっても、その道の専門家であるプロは存在する。全ての領域の知識を広く有していることも重要であるが、あえて特別な分野において専門的な知識を持っていることも社会的なニーズは高いと思われる。

会計基礎科目群、実践基礎科目群の中で順次養成してきた会計に関する専門科目、また関連周辺科目について養った知識を最終的に、この応用・発展科目群を履修することにより完結させることを目標にする。

ここでは経理会計、原価計算などに関する講義科目については、特殊分野についての内容を学習研究することとなる。また、これ以外の講義科目についても、この応用・発展科目群の中で履修するものは、全て高度で専門的な知識を追究するものばかりである。

当大学院大学の応用・発展科目群で学習研究する内容は、経理会計、原価計算以外にも専門的な講義科目があるが、前述した通り、院生各自の卒業後の専門性を発揮する分野により、必要に応じて選択をすることができるようにしている。

分類	学 ぶ べ き 領 域	講義科目名称	科目NO	単位数
応用・発展科目	企業経理に関する簿記について	応用簿記Ⅲ	023	2
	製品原価の計算・戦略的意思決定	特殊管理会計	024	2
	企業財務に関する理論的背景	特殊会計実務	025	2
	企業会計に関する監査の学習	応用監査論	026	2
		監査知識実務応用	027	2
	企業法務に関連する法律	証券取引法実務	028	2
	法人税等企業関係の租税法	租税実務	029	2
		実務所得税	030	2
		実務消費税	031	2
	企業経営に関する理論的背景	経営学概論	032	2
統計学に関する理論的学習	統計学概論	033	2	

④ 会計監査専攻—会計発展科目の関連として

財務会計に関する業界で、専門性のある経理会計に関する知識を活用して、その業務を行うにあたり、必要最低限の知識だけではなく、さらなる知識の蓄積があれば、より広い領域でその知識が生かせることも考えられる。そこで、当大学院大学では会計に関するさらなる知識の拡大を目標にして選択科目を用意した。

これらの科目は、経理会計に関する専門的な知識を追究しながら、さらに広い範囲で経理会計に関する知識を深め、会計に関する業務に携わる者として高い視野で、会計に関する判断ができることを考慮して準備した講義科目である。

会計監査専攻では、会計基礎科目群、実践基礎科目群、応用・発展科目群において経理会計及びその周辺関連の専門性の高い内容の講義科目を履修させて、会計に関する高度な判断をすることができるよう知識を修得させることとしている。

さらに、この会計的な専門知識に、会計に関連する知識を吸収させることを目的にして、会計発展科目群を設け、ここで会計に関する隣接分野、租税に関する関連分野、また会計に関する国際的分野などから、いくつかの講義科目を選択させることとした。

分類	学 ぶ べ き 領 域	講義科目名称	科目 NO	単位数
会 計 発 展 科 目	会計に関連する会計隣接領域	財務会計演習	034	2
		経理実務演習	035	2
		企業会計実務	036	2
	英文による経理会計知識	米国財務会計 I	037	2
		米国財務会計 II	038	2
	財務分析などに関する領域	コストマネジメント研究	039	2
		財表分析実践演習	040	2
	税法に関する専門知識	税法実務演習	041	2
		税務会計演習	042	2
		租税法演習	043	2
	法律に関する講義	企業法 I	044	2
		企業法 II	045	2
		企業法演習	046	2
	経済統計学に関する講義	経済学特講	047	2
		実証経済・統計学特講	048	2
	経営・流通の関する講義	流通経営論	049	2
市場分析論		050	2	
会計システムに関して	会計情報システム論	051	2	

(4) 履修についての考え方

大原大学院大学の会計研究科・会計監査専攻では、その教育目的に添った講義科目を用意して、在学期間中の2年間で必要な科目を履修させることとしている。これら講義科目は、全ての院生が同じ科目を履修するわけではない。

入学が会計監査専攻であっても、卒業後において個々の院生が目的とする専門分野は異なるはずである。また、進路が明確でなくとも、当大学院大学での学習研究を通じて、その専門分野が明確になる院生もいるはずである。これらを考慮して会計監査専攻には必修科目、選択必修科目、選択科目を用意している。

講義科目を、その教育の課程にしたがって四つの科目群に分類した。これらは領域ごとにその目的にしたがった分類が行われている。さらにこれらの科目群の中に、院生が会計専門職大学院の出身者として基本的な知識として身に付けていなければならないもの、また専門分野の学習研究をする際に、絶対的な知識として身に付けていなければならないものは必修科目としている。また、院生の希望する専門分野の学習研究が可能なように選択必修科目、選択科目という科目選択により、さらに専門的な分野の学習研究ができるようにしてある。

会計専門職大学院といえども、会計に関する専門性のある講義科目だけではなく、会計に関連する周辺の専門教育にも着目して講義科目を準備することにより、入学生が当大学院大学を卒業するまでの期間に、多くの知識を吸収することができることを考慮している。

大原大学院大学の必修科目、選択必修科目また選択科目に関する基本的な考え方は、次の通りである。

① 必修科目について

大原大学院大学における会計監査専攻の必修科目は、次の講義科目とする。

会計監査専攻では、経理会計に関する講義科目を中心にして、企業監査の指針になる監査関係の講義科目、また商法関係の講義科目を必ず履修しなければならない。

また、企業会計である以上は、法人税や消費税などの租税に関する知識も必要不可欠であるために、租税実務に関する講義科目も必修科目としている。

会計監査専攻では、会計関係、監査関係、また租税関係に関連する専門的知識を必ず身に付けておかなければならない。このために、これらに関する専門的な講義科目を特に指定している。会計監査専攻では、この必修科目が全部で20科目ある。これを会計基礎科目群から応用・発展科目群までの3段階において、段階的に学習することになる。

必修科目とされる講義科目は次頁の一覧表にある通り、会計基礎科目群からは簿記と財務会計原理と基礎監査論の3科目を、また、実践基礎科目群からは管理会計、監査、商法関係の講義科目を、さらに応用・発展科目群からは、簿記関係に関する科目、管理会計関係、監査、商法、租税関係の講義科目を履修しなければならない。

専攻	科目区分	科目名称	科目NO	単位数
会計 監査 専攻	基礎	基礎簿記Ⅱ	004	2
		財務会計原理	005	2
		基礎監査論	006	2
	実践 基礎	会計職業倫理	007	2
		応用簿記Ⅰ	008	2
		応用簿記Ⅱ	009	2
		応用管理会計Ⅰ	010	2
		応用管理会計Ⅱ	011	2
		実践会計論	012	2
		実践監査論	013	2
		商法実務Ⅰ	014	2
		商法実務Ⅱ	015	2
	商法実践	016	2	
	応 用 ・ 発 展	応用簿記Ⅲ	023	2
		特殊管理会計	024	2
		特殊会計実務	025	2
		応用監査論	026	2
		監査知識実務応用	027	2
		証券取引法実務	028	2
租税実務	029	2		
会計監査専攻 - 必修科目			20科目	40単位

② 選択必修科目について

必修科目20科目は、大原大学院大学に入学する院生に、会計及びその周辺に関連する知識として必ず修得することを目的にして準備した講義科目である。これらの科目は、2年間の大学院教育の中で、多くの学習研究時間を考慮して院生に提供することを計画している。

選択必修科目に関しては、院生が希望する専門分野ごとに講義科目を選択できることとしている。この選択必修科目の多くは、基本的に実践基礎科目群のレベル若しくはその上の応用発展科目群の中に多く存在している。

実践基礎科目では、経済学関係の3科目、また民法関係の3科目を、さらに応用・発展科目群の中から経営関係と統計学関係の講義科目を選択必修科目としている。

会計監査専攻に入学する院生でも、卒業後は必ずしも監査業務に就く者ばかりではないはずである。そこで、コンサルティング関係の知識を身に付けるための科目も用意している。

専攻	科目区分	科目名称	科目NO	単位数
会計監査専攻	実践基礎	ミクロ経済Ⅰ	017	2
		ミクロ経済Ⅱ	018	2
		マクロ経済	019	2
		実践民法	020	2
		民法応用Ⅰ	021	2
		民法応用Ⅱ	022	2
	応用	経営学概論	032	2
		統計学概論	033	2
会計監査専攻 ー 選択必修科目			8科目	16単位

③ 選択科目について

財務会計に関する業界で、専門性のある経理会計に関する知識を活用して、その業務を行うにあたり必要最低限の知識だけではなく、さらなる知識の蓄積があれば、より広い職業領域で、その知識を生かすことも考えられる。

そこで選択科目として、経理会計に関する専門的な知識を追究しながら、さらに広い範囲で経理会計に関する知識を深め、会計に関する業務に携わる者として高い視点で会計に関する判断ができるようになることを考慮して講義科目を用意した。

会計監査専攻では、必修科目、選択必修科目において専門性の高い内容の講義科目を履修させて、会計に関する高度な判断をすることができるような知識を修得させる。さらに、この会計的な専門知識に、会計に関連する知識を吸収させることを目的として、会計発展科目群を設け、ここで会計に関する隣接分野、租税に関する関連分野、また会計に関する国際的分野などから、いくつかの講義科目を選択させることとした。

この選択科目の中には、会計基礎科目として三つの講義科目が存在する。この科目は、大学院に入学する院生の中には、経理会計知識の乏しいものや、経理に関する知識を再度基礎から学習したい院生が存在するので、このような院生のために経理知識を修得することができるようにした講義科目である。

会計発展科目の18科目は全て選択科目であり、これらの科目は1年次、2年次において、興味ある分野の科目を選択することができる。

会計発展科目群の選択科目18科目は、実践基礎科目群、応用・発展科目群の科目と関連のある科目が数多く用意されている。授業カリキュラム構成としては、この実践基礎科目群、応用・発展科目群で基本的な知識を身に付けて、それぞれの科目の本質を理解することを前提にしている。さらにその後、各研究分野における高度な知識や応用的な知識を研究するために、類似する会計発展科目に関する講義科目を選択することにより、該当する分野において、より専門性のある教育を修得することを期待できる。

専攻	科目区分	科目名称	科目NO	単位数
会計 監 査 専 攻	会計基礎	簿記原理	001	2
		原価計算原理	002	1
		基礎簿記 I	003	2
	応用	実務所得税法	030	2
		実務消費税法	031	2
	会計 発展	財務会計演習	034	2
		経理実務演習	035	2
		企業会計実務	036	2
		米国財務会計 I	037	2
		米国財務会計 II	038	2
		コストマネジメント研究	039	2
		財表分析実践演習	040	2
		税法実務演習	041	2
		税務会計演習	042	2
		租税法演習	043	2
		企業法 I	044	2
		企業法 II	045	2
		企業法演習	046	2
		経済学特講	047	2
		実証経済・統計学特講	048	2
		流通経営論	049	2
		市場分析論	050	2
		会計情報システム論	051	2
会計監査専攻 ー 選択科目			23科目	45単位

(注)

会計発展科目 18 科目は、1 年次、2 年次で履修できる科目が指定されているが、院生から、この指定外での履修希望があれば、その履修を認める。このときは、履修届出の際に大学院事務局へその旨を申し出るものとする。

④公認会計士試験の受験希望者について

公認会計士試験の受験を希望する院生は、会計専門職大学院において一定の科目を履修することにより、短答式試験科目の一部が免除されることとなっている。この短答式試験の一部免除を希望する院生は、次の表の講義科目を履修して一定の単位を取得しな

ければならない。

区分	科目名称	科目NO	単位数	1年次	2年次	必修単位数	科目数
財務会計	基礎簿記Ⅰ	003	2	●		10単位以上	5科目以上履修
	基礎簿記Ⅱ	004	2	●			
	財務会計原理	005	2	●			
	応用簿記Ⅰ	008	2	●			
	応用簿記Ⅱ	009	2	●			
	実践会計論	012	2	●			
	応用簿記Ⅲ	023	2		●		
	特殊会計実務	025	2		●		
	財務会計演習	034	2	●			
管理会計	応用管理会計Ⅰ	010	2	●		6単位以上	3科目以上履修
	応用管理会計Ⅱ	011	2	●			
	特殊管理会計	024	2		●		
	コストマネジメント研究	039	2		●		
監査	基礎監査論	006	2	●		6単位以上	3科目以上履修
	会計職業倫理	007	2	●			
	実践監査論	013	2	●			
	応用監査論	026	2		●		
	監査知識実務応用	027	2		●		
必要最低単位数(科目数)						28単位以上	14科目

(5) 修了要件

大原大学院大学、会計研究科・会計監査専攻の履修単位数は、第1年次、第2年次で学年別に下記の単位数を標準とする。

下記の単位数は、学年別の最低基準の取得単位数を示したものである。したがって、下記の単位数を超えて、各年次で最高36単位まで履修することができる。

当大学院大学における会計監査専攻では、企業監査に関する専門的知識を修得し、独立した立場で、企業が作成した貸借対照表などの財務諸表を監査することができる能力を養い、またこれ以外にも、企業の組織そのものの見直しや改革、さらに企業の経営改革などの助言も行いうることができる専門家を養成したい。これらの監査やアドバイスのためには、財務に関する専門的知識だけではなく、企業を取り巻くさまざまな経営関連の法律知識などを必要とする。このために、院生が意欲的に多くの講義科目を履修して多くの単位を取得することは、むしろ望ましいことであると思われる。

また、下記単位表の学年別履修単位は、学年別の最低履修単位であるが、もし第1学年で30単位を取得できない場合は、不足分を第2学年において再履修するものとする。

また第2学年において、最低履修単位である54単位を履修していない院生は、不足分を留年して取得しなければならない。

なお、学則に定められている通り、教育上有益であると認めるときは、他の大学院において取得した履修単位若しくは入学前に修得した単位を、当大学院大学に入学した後の当大学院大学における講義科目の履修により修得したと認める。ただし、認められる単位数は、最大で27単位までとする。

会計監査専攻では、1年次は必修科目の中で会計基礎科目群と実践基礎科目群を中心に履修させ、さらに選択必修科目の中からも一定の科目を履修させるものとする。

2年次は会計基礎科目の履修は必要なく、実践基礎科目群、応用・発展科目群の中から一定の講義科目を履修させて下記の単位を取得させるものとする。

会計発展科目群からは、1年次と2年次で、合計10単位を履修させるものとする。

【学年別標準取得単位表】

科目群	第1年次			第2年次		
	必修科目	選択必修	選択科目	必修科目	選択必修	選択科目
会計基礎科目群	6	—	—	—	—	—
実践基礎科目群	16	2	—	4	—	—
応用・発展科目群	—	—	—	14	2	—
会計発展科目群	—	—	6	—	—	4
小計	22	2	6	18	2	4
学年次計	30単位			24単位		
履修合計	54単位					

【会計監査専攻 — 学年別単位表】

区分	科目区分	科目NO	第 1 年 次			第 2 年 次		
			必修科目	選択必修	選択科目	必修科目	選択必修	選択科目
会計基礎科目	簿記原理	001			2単位			
	原価計算原理	002			1単位			
	基礎簿記Ⅰ	003			2単位			
	基礎簿記Ⅱ	004	2単位					
	財務会計原理	005	2単位					
	基礎監査論	006	2単位					
	以上6科目		6単位	-	5単位	-	-	-
実践基礎科目	会計職業倫理	007	2単位					
	応用簿記Ⅰ	008	2単位					
	応用簿記Ⅱ	009	2単位					
	応用管理会計Ⅰ	010	2単位					
	応用管理会計Ⅱ	011	2単位					
	実践会計論	012	2単位					
	実践監査論	013	2単位					
	商法実務Ⅰ	014	2単位					
	商法実務Ⅱ	015				2単位		
	商法実践	016				2単位		
	ミクロ経済Ⅰ	017		2単位				
	ミクロ経済Ⅱ	018					2単位	
	マクロ経済	019					2単位	
	実践民法	020		2単位				
	民法応用Ⅰ	021					2単位	
	民法応用Ⅱ	022					2単位	
以上16科目		16単位	4単位	-	4単位	8単位		
応用発展科目	応用簿記Ⅲ	023				2単位		
	特殊管理会計	024				2単位		
	特殊会計実務	025				2単位		
	応用監査論	026				2単位		
	監査知識実務応用	027				2単位		
	証券取引法実務	028				2単位		
	租税実務	029				2単位		
	実務所得税法	030						2単位
	実務消費税法	031						2単位
	経営学概論	032					2単位	
	統計学概論	033					2単位	
以上11科目		-	-	-	14単位	4単位	4単位	

区分	科目区分	科目NO	第1年次			第2年次		
			必修科目	選択必修	選択科目	必修科目	選択必修	選択科目
会計 発展 科目	財務会計演習	034			2単位			
	経理実務演習	035			2単位			
	企業会計実務	036						2単位
	米国財務会計 I	037			2単位			
	米国財務会計 II	038			2単位			
	コストマネジメント研究	039						2単位
	財表分析実践演習	040						2単位
	税法実務演習	041						2単位
	税務会計演習	042						2単位
	租税法演習	043						2単位
	企業法 I	044			2単位			
	企業法 II	045			2単位			
	企業法演習	046						2単位
	経済学特講	047						2単位
	実証経済・統計学特講	048						2単位
	流通経営論	049			2単位			
	市場分析論	050			2単位			
	会計情報システム論	051			2単位			
以上18科目			-	-	18単位	-	-	18単位
学年別単位数			22単位	4単位	23単位	18単位	12単位	22単位
総単位数(総科目51科目)			49単位			52単位		

【会計監査専攻 — 学年別科目履修表】

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計基礎科目	簿記原理	001	2	選択	●		必修 6単位 以上	必修 3科目 以上
	原価計算原理	002	1	選択	●			
	基礎簿記Ⅰ	003	2	選択	●			
	基礎簿記Ⅱ	004	2	必修	●			
	財務会計原理	005	2	必修	●			
	基礎監査論	006	2	必修	●			
実践基礎科目	会計職業倫理	007	2	必修	●		必修 20単位 以上	必修 10科目 以上
	応用簿記Ⅰ	008	2	必修	●			
	応用簿記Ⅱ	009	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅰ	010	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅱ	011	2	必修	●			
	実践会計論	012	2	必修	●			
	実践監査論	013	2	必修	●		選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上
	商法実務Ⅰ	014	2	必修	●			
	商法実務Ⅱ	015	2	必修		●	合計 22単位 以上	合計 11科目 以上
	商法実践	016	2	必修		●		
	ミクロ経済Ⅰ	017	2	選必	●			
	ミクロ経済Ⅱ	018	2	選必		●		
	マクロ経済	019	2	選必		●		
	実践民法	020	2	選必	●			
民法応用Ⅰ	021	2	選必		●			
民法応用Ⅱ	022	2	選必		●			
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	必修		●	必修 14単位 以上	必修 7科目 以上
	特殊管理会計	024	2	必修		●		
	特殊会計実務	025	2	必修		●		
	応用監査論	026	2	必修		●	選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上
	監査知識実務応用	027	2	必修		●		
	証券取引法実務	028	2	必修		●	合計 16単位 以上	合計 8科目 以上
	租税実務	029	2	必修		●		
	実務所得税法	030	2	選択		●		
	実務消費税法	031	2	選択		●		
	経営学概論	032	2	選必		●		
	統計学概論	033	2	選必		●		

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計 発展 科目	財務会計演習	034	2	選 択	●		選択 10単位 以上	選択 5科目 以上
	経理実務演習	035	2	選 択	●			
	企業会計実務	036	2	選 択		●		
	米国財務会計 I	037	2	選 択	●			
	米国財務会計 II	038	2	選 択	●			
	コストマネジメント研究	039	2	選 択		●		
	財表分析実践演習	040	2	選 択		●		
	税法実務演習	041	2	選 択		●		
	税務会計演習	042	2	選 択		●		
	租税法演習	043	2	選 択		●		
	企業法 I	044	2	選 択	●			
	企業法 II	045	2	選 択	●			
	企業法演習	046	2	選 択		●		
	経済学特講	047	2	選 択		●		
	実証経済・統計学特講	048	2	選 択		●		
	流通経営論	049	2	選 択	●			
市場分析論	050	2	選 択	●				
会計情報システム論	051	2	選 択	●				

【学年／セメスタ別科目履修表】

区分	科目区分	科目NO	必修 選択	第1年次		第2年次	
				前期	後期	前期	後期
会計基礎科目	簿記原理	001	選 択	●			
	原価計算原理	002	選 択	●			
	基礎簿記Ⅰ	003	選 択	●			
	基礎簿記Ⅱ	004	必 修		●		
	財務会計原理	005	必 修		●		
	基礎監査論	006	必 修	●			
	以上6科目		—	4科目	2科目	—	—
実践基礎科目	会計職業倫理	007	必 修		●		
	応用簿記Ⅰ	008	必 修		●		
	応用簿記Ⅱ	009	必 修		●		
	応用管理会計Ⅰ	010	必 修	●			
	応用管理会計Ⅱ	011	必 修		●		
	実践会計論	012	必 修		●		
	実践監査論	013	必 修		●		
	商法実務Ⅰ	014	必 修		●		
	商法実務Ⅱ	015	必 修			●	
	商法実践	016	必 修				●
	ミクロ経済Ⅰ	017	選 必		●		
	ミクロ経済Ⅱ	018	選 必			●	
	マクロ経済	019	選 必				●
	実践民法	020	選 必		●		
	民法応用Ⅰ	021	選 必			●	
	民法応用Ⅱ	022	選 必				●
以上16科目		—	1科目	9科目	3科目	3科目	
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	必 修			●	
	特殊管理会計	024	必 修			●	
	特殊会計実務	025	必 修			●	
	応用監査論	026	必 修			●	
	監査知識実務応用	027	必 修				●
	証券取引法実務	028	必 修				●
	租税実務	029	必 修			●	
	実務所得税法	030	選 択				●
	実務消費税法	031	選 択				●
	経営学概論	032	選 必			●	
	統計学概論	033	選 必				●
	以上11科目		—	—	—	6科目	5科目

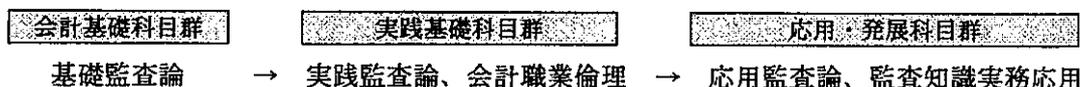
区分	科目区分	科目NO.	必修 選択	第1年次		第2年次	
				前期	後期	前期	後期
会計 発展 科目	財務会計演習	034	選択		●		
	経理実務演習	035	選択	●			
	企業会計実務	036	選択			●	
	米国財務会計 I	037	選択	●			
	米国財務会計 II	038	選択		●		
	コストマネジメント研究	039	選択			●	
	財表分析実践演習	040	選択				●
	税法実務演習	041	選択			●	
	税務会計演習	042	選択			●	
	租税法演習	043	選択				●
	企業法 I	044	選択	●			
	企業法 II	045	選択		●		
	企業法演習	046	選択				●
	経済学特講	047	選択				●
	実証経済・統計学特講	048	選択				●
	流通経営論	049	選択	●			
	市場分析論	050	選択		●		
	会計情報システム論	051	選択		●		
	以上18科目		-	4科目	5科目	4科目	5科目

(補足説明)

大原大学院大学では、必修科目として20科目(40単位)の履修を要件にしている。この20科目(40単位)は、会計監査専攻において会計に関する分野を中心にして、その関連領域の知識を学習研究するために教科編成されたものである。

下記「分野別・教育課程別 必修科目配当一覧表」の★印を参照すると、当大学院大学で必修科目としている20科目(40単位相当)は会計、管理会計、監査、企業法の各分野内における、会計基礎科目群、実践基礎科目群、応用・発展科目群の中に分布していることが明白である。つまりこれらの必修科目20科目は、当大学院大学における会計研究科、会計監査専攻において、その専門的な知識を吸収するための基本的な科目から構成されていることが判断できると思われる。

【具体例：監査関連分野に関して】



当大学院大学では、この必修科目20科目(40単位)の他に、会計監査知識を中心にする講義科目、また会計に隣接する専門分野において必要とされる高度な専門知識と技能を修得することができる講義科目も用意しており、これらは選択必修科目あるいは選択科目として全体の授業カリキュラムの中に位置付けられている。

各分野別に段階を踏んで、該当する講義科目の知識が学習研究できるように会計基礎科目群から応用・発展科目群まで順次科目が配列されている。これらの会計関連分野から租税法関連分野までの5分野の知識を核にし、ここから派生するさらに専門的な五つの分野、研究領域について学習研究をすることができる。

会計専門職大学院である以上、当大学院大学に入学を希望する院生は、高度会計専門職に関する知識を修得することを目的としているはずである。しかし専門職大学院は、その教育機関の特質として、学部教育などにより十分な基礎知識を持ち合わせた者ばかりが入学するわけではなく、入学審査を実施して院生の選抜を行うとしても、入学後ただちに高度な専門教育を開始することは現実的に厳しく、また入学者の中には若干の経理会計知識はあるものの、専門職大学院の高度な講義科目を理解するほどの知識を持ち合わせていない者もいると考えられる。

これら専門職大学院という教育機関としての特質や、入学する院生の基礎知識の充実を目的にして、専門職大学院における高度な知識修得のためと、会計監査に関する専門知識の理解を目的にして、会計基礎科目群から応用・発展科目群までの中から20科目(40単位)を必修科目としている。

分野別・教育課程別 必修科目配当一覧表

科目関連分野	会計基礎科目	実践基礎科目	応用・発展科目	会計発展科目	科目合計
会計関連	簿記原理 基礎簿記Ⅰ 基礎簿記Ⅱ★ 財務会計原理★	応用簿記Ⅰ★ 応用簿記Ⅱ★ 実践会計論★	応用簿記Ⅲ★ 特殊会計実務★	財務会計演習 経理実務演習 企業会計実務 米国財務会計Ⅰ 米国財務会計Ⅱ 会計情報システム論	15科目
管理会計関連	原価計算原理	応用管理会計Ⅰ★ 応用管理会計Ⅱ★	特殊管理会計★	コストマネージメント研究 財務分析実践演習	6科目
監査関係	基礎監査論★	実践監査論★ 会計職業倫理★	応用監査論★ 監査知識実務応用★		5科目
企業法関連		商法実務Ⅰ★ 商法実務Ⅱ★ 商法実践★	証券取引法実務★	企業法Ⅰ 企業法Ⅱ 企業法演習	7科目
租税法関連			租税実務★ 実務所得税法 実務消費税法	税法実務演習 税務会計演習 租税法演習	6科目
経営学関連			経営学概論	流通経営論	2科目
経済学関連		ミクロ経済Ⅰ ミクロ経済Ⅱ マクロ経済		経済学特講	4科目
民法関連		実践民法 民法応用Ⅰ 民法応用Ⅱ			3科目
統計学関連			統計学概論	実証経済統計学特講	2科目
流通関連				市場分析論	1科目
合計	6科目(必修3科目)	16科目(必修10科目)	11科目(必修7科目)	18科目	51科目

(必修科目)

上記「分野別・教育課程別必修科目配当一覧表」を見ると、★印が必修科目 20 科目 (40 単位分) である。これらの各分野からも判断することができるように、会計基礎科目群から応用・発展科目群までが段階的に学習研究できるように考慮されている。

(6) 標準とする修業年限

大原大学院大学の修業年限は2年間とし、この年限を標準履修期間とする。この期間は必要に応じて、大学院学長の許可により、その期間を延長することができる。ただし、その年限は4年を超えることはできない。

また、入学時における実務経験や他の大学院での履修単位などを考慮して、第1年次の在学期間中に必要と認められる講義科目を履修し、必要な単位数54単位を取得した院生については、高度で専門的な知識を発揮する能力が十分に身に付いたと認められる場合には、修業年限の2年間に満たない場合でも当大学院大学を卒業する要件を満たしたとして、大学院教授会の審査により、その院生の卒業を許可することができる。

(7) 修了の要件

大原大学院大学は、その在学期間において最低54単位以上修得することを修了の要件とする。この修了の要件を満たし、大学院学長が認める場合は「会計修士（専門職）」の学位を与える。

(8) 修得単位数に関して

1年次、2年次における修得単位数は、概ね次に示す単位数を標準として履修する。

専攻科名称	第1年次	第2年次	合計
会計監査専攻	30単位	24単位	54単位

また、1年次及び2年次において履修することができる単位数の限度は、それぞれ次に定める単位数を最高とする。

【制限履修単位数】

年次	最大履修単位
1年次	36単位以内
2年次	36単位以内

(9) 既修得単位の認定

当大学院大学が教育上有益と認めるときは、当大学院大学の学則第27条の定めるところにより、他の大学院において履修した講義科目について修得した単位を、当大学院大学が修了要件として定める54単位以上の2分の1を超えない27単位を限度として、当大学院大学における講義科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(10)履修モデルケース

モデルケース1 ー会計監査専攻ー

民間企業で経験した流通の知識を生かし、流通関係のコンサルティングと、この関連業界の経理会計、財務に関する専門的な知識を身に付けて、流通と財務に関するアドバイザーになりたい。できれば経理会計に関する知識も身に付けたいが、公認会計士などの国家試験を受験するつもりはない。

(条 件)

- ① 最終学歴：本人の学歴は、私立大学の経済学部を卒業している。大学の専攻は、以前から興味があって物流関係の勉強を中心に行った。幸い就職も希望が叶い、繊維関連の卸売り関係の中規模な会社に就職することができた。
- ② 職 歴：上記の説明通り、大学を卒業して中規模な繊維関連の会社に就職することができた。入社当時は、現場で商品の入出庫の管理をする業務を中心に行っていた。しかしその後、事務室内でコンピュータによる商品の受け入れと払い出しの管理などを行い、多くの商品をパソコンで管理している。現在は、財務関係の業務を行っており、商品ではなく数字として、どのように物が流通し、これに伴いお金がどのようにして動いているかを管理している。思いのほか、この金銭の流れに興味があり、自分自身もう少し専門的にこの経理会計の知識を身に付けたい。
- ③ 経理会計に関する知識：経済学部は卒業したが、意図的に経理会計に関係する科目は履修しないようにしてきたので、簿記などの知識はまったくない。ただ卒業して、現在の会社に入社して、今担当する業務は経理会計知識がなければできないために、異動してからは、かなりの経理知識は身に付いていると思われる。
- ④ 専門職大学院に期待すること：会計に関する知識が著しく不足している不安感がある。時間があるので、簿記の基本から会計の専門的な内容まで、高度な内容の講義を期待したい。また、一般大学のようなマスプロ教育ではなく、少人数で専門的な討議をするようなゼミ形式の講義などを希望する。
- ⑤ 専門職学位を取得して卒業後にしたいことは：今回、大学院大学の入学に際して、現在の勤務先を退職する。会計専門職大学院で2年間専門知識を身に付けた後は、再度就職先を探すことになる。その際は、財務会計に関する専門職で現在より待遇が上がることを希望する。

【モデルケース1－会計監査専攻】

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計基礎科目	簿記原理	001	2	選択	●		必修 6単位 以上	必修 3科目 以上
	原価計算原理	002	1	選択	●			
	基礎簿記Ⅰ	003	2	選択	●			
	基礎簿記Ⅱ	004	2	必修	●			
	財務会計原理	005	2	必修	●			
	基礎監査論	006	2	必修	●			
実践基礎科目	会計職業倫理	007	2	必修	●		必修 20単位 以上 選択必修 2単位 以上 合計 22単位 以上	必修 10科目 以上 選択必修 1科目 以上 合計 11科目 以上
	応用簿記Ⅰ	008	2	必修	●			
	応用簿記Ⅱ	009	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅰ	010	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅱ	011	2	必修	●			
	実践会計論	012	2	必修	●			
	実践監査論	013	2	必修	●			
	商法実務Ⅰ	014	2	必修	●			
	商法実務Ⅱ	015	2	必修		●		
	商法実践	016	2	必修	●			
	ミクロ経済Ⅰ	017	2	選必				
	ミクロ経済Ⅱ	018	2	選必				
	マクロ経済	019	2	選必				
	実践民法	020	2	選必	●			
民法応用Ⅰ	021	2	選必					
民法応用Ⅱ	022	2	選必					
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	必修		●	必修 14単位 以上 選択必修 2単位 以上 合計 16単位 以上	必修 7科目 以上 選択必修 1科目 以上 合計 8科目 以上
	特殊管理会計	024	2	必修		●		
	特殊会計実務	025	2	必修		●		
	応用監査論	026	2	必修		●		
	監査知識実務応用	027	2	必修		●		
	証券取引法実務	028	2	必修		●		
	租税実務	029	2	必修		●		
	実務所得税法	030	2	選択				
	実務消費税法	031	2	選択				
	経営学概論	032	2	選必		●		
	統計学概論	033	2	選必				

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計 発展 科目	財務会計演習	034	2	選択			選択 10単位 以上 合計 10単位 以上	選択 5科目 以上 合計 5科目 以上
	経理実務演習	035	2	選択				
	企業会計実務	036	2	選択		●		
	米国財務会計 I	037	2	選択				
	米国財務会計 II	038	2	選択				
	コストマネジメント研究	039	2	選択				
	財表分析実践演習	040	2	選択		●		
	税法実務演習	041	2	選択		●		
	税務会計演習	042	2	選択				
	租税法演習	043	2	選択				
	企業法 I	044	2	選択				
	企業法 II	045	2	選択				
	企業法演習	046	2	選択				
	経済学特講	047	2	選択				
	実証経済・統計学特講	048	2	選択				
	流通経営論	049	2	選択	●			
	市場分析論	050	2	選択	●			
会計情報システム論	051	2	選択					
必修 40 単位、選択必修 4 単位、選択 15 単位					35 単位	24 単位	30 科目	

モデルケース2 一会計監査専攻一

民間企業の総務部に勤務しているが、この先、現在の会社で地位や待遇が上がっても、自分にはもっと他にやりたいことがあるような気がする。たまたま、大学時代に商学部ということもあり、公認会計士や税理士という資格に最近興味をおぼえる。独立したりすることも可能だが、まだ子供も小さいのでしばらくはもう少し待遇がよく、安定性のある企業で勤務したい。

平成18年から、新制度になる公認会計士試験の受験なども視野に入れて、会計の専門的な学習をしてみたい。

(条件)

- ① **最終学歴**：私立大学商学部を卒業している。学生時代は、必修科目で簿記論、会計学、原価計算など、ひと通りの科目は履修しているが、大学卒業後はこれらの知識を使う業務を全く行っていない。
- ② **職歴**：大学を卒業して、2年間は本社と地方で営業を担当していた。たまたま受験した「ビジネス実務法務検定試験の2級」に合格したことで、本社の総務部に欠員ができたので異動し、現在も総務関係に勤務している。その関係で、今は労務や会社関係の法令には比較的詳しい。ただ財務や経理といった専門的な仕事に携わったことはない。
- ③ **経理会計に関する知識**：大学時代に商学部で履修した経理会計の科目に関して若干知識がある。しかし、専門職大学院で会計関係の講義が数多くあるので、できるだけ早い時期に簿記・会計に関する総復習をして、専門科目に積極的に取り組みたい。
- ④ **専門職大学院に期待すること**：経理そのものは、大学の講義でも感じたが、内容が単調でレベルも低いような印象があるので、この専門職大学院でどのような講義が行われるか若干不安もある。また専門科目に関しては、大学のような一方通行の講義では入学した意味がないので、より詳細な内容を双方向の講義で受講したいと思っている。
また、卒業後は公認会計士試験を受験する予定があるので、新試験制度にある程度対応できるような講義であることを希望する。
- ⑤ **専門職学位を取得して卒業後にしたいことは**：卒業後ただちに就職するが、仕事をしながら公認会計士試験の受験準備をして、できるだけ早く公認会計士試験に合格したい。もし合格することができれば、監査法人などに転職して監査業務やコンサルティング業務をどんどん担当したい。そのときに今回の大学院で身に付けた専門知識が役立てばよいと考えている。

【モデルケース2－会計監査専攻】

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数		
会計基礎科目	簿記原理	001	2	選択			必修 6単位 以上	必修 3科目 以上		
	原価計算原理	002	1	選択						
	基礎簿記Ⅰ	003	2	選択						
	基礎簿記Ⅱ	004	2	必修	●					
	財務会計原理	005	2	必修	●					
	基礎監査論	006	2	必修	●					
実践基礎科目	会計職業倫理	007	2	必修	●		必修 20単位 以上	必修 10科目 以上		
	応用簿記Ⅰ	008	2	必修	●					
	応用簿記Ⅱ	009	2	必修	●					
	応用管理会計Ⅰ	010	2	必修	●					
	応用管理会計Ⅱ	011	2	必修	●					
	実践会計論	012	2	必修	●					
	実践監査論	013	2	必修	●					
	商法実務Ⅰ	014	2	必修	●				選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上
	商法実務Ⅱ	015	2	必修		●				
	商法実践	016	2	必修	●					
	ミクロ経済Ⅰ	017	2	選必					合計 22単位 以上	合計 11科目 以上
	ミクロ経済Ⅱ	018	2	選必						
	マクロ経済	019	2	選必						
	実践民法	020	2	選必	●					
民法応用Ⅰ	021	2	選必		●					
民法応用Ⅱ	022	2	選必		●					
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	必修		●	必修 14単位 以上	必修 7科目 以上		
	特殊管理会計	024	2	必修		●				
	特殊会計実務	025	2	必修		●				
	応用監査論	026	2	必修		●				
	監査知識実務応用	027	2	必修		●	選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上		
	証券取引法実務	028	2	必修		●				
	租税実務	029	2	必修		●				
	実務所得税法	030	2	選択			合計 16単位 以上	合計 8科目 以上		
	実務消費税法	031	2	選択						
	経営学概論	032	2	選必		●				
統計学概論	033	2	選必							

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計 発展 科目	財務会計演習	034	2	選択			選択 10単位 以上 合計 10単位 以上	選択 5科目 以上 合計 5科目 以上
	経理実務演習	035	2	選択				
	企業会計実務	036	2	選択				
	米国財務会計 I	037	2	選択				
	米国財務会計 II	038	2	選択				
	コストマネジメント研究	039	2	選択				
	財表分析実践演習	040	2	選択		●		
	税法実務演習	041	2	選択				
	税務会計演習	042	2	選択				
	租税法演習	043	2	選択				
	企業法 I	044	2	選択	●			
	企業法 II	045	2	選択	●			
	企業法演習	046	2	選択		●		
	経済学特講	047	2	選択				
	実証経済・統計学特講	048	2	選択				
	流通経営論	049	2	選択	●			
	市場分析論	050	2	選択				
会計情報システム論	051	2	選択					
必修 40 単位、選択必修 8 単位、選択 10 単位					32 単位	26 単位	29 科目	

モデルケース3 - 会計監査専攻 -

私立の大学を卒業して、就職はしていない。一般企業に入社するより、自由業として何か自分の才能を発揮したいと考えて公認会計士の資格を取得することを考えている。

資格取得のために専門学校の公認会計士受験講座に通学することも考えたが、専門学校では、知識を詰め込むだけで暗記ばかりが優先し、試験に合格すればよいという講義しか行われていないことを考えると、どうしても通学には躊躇してしまう。

今回、会計専門職大学院ができ、ここで会計に関する知識を専門的、かつ学問的に身に付けることができることを知り、入学を決意した。決心した理由の一つに、会計専門職大学院を卒業すると公認会計士試験の短答式試験の一部が免除されることもあり、公認会計士試験の受験を考えた場合は、非常に優位性があると思われる。

平成18年から、新制度になる公認会計士試験の受験を100%視野に入れて、会計士試験の受験に関する専門的な学習をしてみたい。

(条件)

- ① **最終学歴**：私立大学の経済学部を卒業している。学生時代は、必修科目で簿記論、会計学などを履修した。しかし、簿記検定試験などの受験経験もなく、簡単な知識があるだけで、今回はゼロから総復習してみたい。
- ② **職歴**：大学を昨年卒業したが、これまで1年間アルバイトをするだけで、全く机に向かうことはしていない。学習に関する習慣も大学入学以来全くない。今回の専門職大学院での勉強は、まず部屋の片付けから始めなければならない。
- ③ **経理会計に関する知識**：大学時代に経済学部で履修した経理会計の科目に関して若干知識がある。しかし、専門職大学院で会計関係の講義が数多くあるので、できるだけ早い時期に簿記・会計に関する総復習をして、専門科目に積極的に取り組みたい。
- ④ **専門職大学院に期待すること**：専門職大学院では、少人数により密度の濃い講義をしてほしい。一般大学の講義のように、一方通行の講義では専門職大学院に入学した意味がないので、より詳細に内容を双方向の講義で受講したいと思っている。
- ⑤ **専門職学位を取得して卒業後にしたいことは**：専門職大学院を卒業した年度から、公認会計士試験を受験するつもりである。新公認会計士試験は、科目別の合格制を採用しているため、できるだけ早く合格して、監査法人に勤務して、大学院で身に付けた知識を実務として活用したい。

【モデルケース3－会計監査専攻】

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修・選択	1年次	2年次	必修単位	科目数
会計基礎科目	簿記原理	001	2	選択	●		必修 6単位 以上	必修 3科目 以上
	原価計算原理	002	1	選択	●			
	基礎簿記Ⅰ	003	2	選択	●			
	基礎簿記Ⅱ	004	2	必修	●			
	財務会計原理	005	2	必修	●			
	基礎監査論	006	2	必修	●			
実践基礎科目	会計職業倫理	007	2	必修	●		必修 20単位 以上	必修 10科目 以上
	応用簿記Ⅰ	008	2	必修	●			
	応用簿記Ⅱ	009	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅰ	010	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅱ	011	2	必修	●			
	実践会計論	012	2	必修	●			
	実践監査論	013	2	必修	●		選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上
	商法実務Ⅰ	014	2	必修	●			
	商法実務Ⅱ	015	2	必修		●	合計 22単位 以上	合計 11科目 以上
	商法実践	016	2	必修		●		
	ミクロ経済Ⅰ	017	2	選必				
	ミクロ経済Ⅱ	018	2	選必				
	マクロ経済	019	2	選必				
	実践民法	020	2	選必	●			
民法応用Ⅰ	021	2	選必					
民法応用Ⅱ	022	2	選必					
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	必修		●	必修 14単位 以上	必修 7科目 以上
	特殊管理会計	024	2	必修		●		
	特殊会計実務	025	2	必修		●		
	応用監査論	026	2	必修		●		
	監査知識実務応用	027	2	必修		●	選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上
	証券取引法実務	028	2	必修		●		
	租税実務	029	2	必修		●	合計 16単位 以上	合計 8科目 以上
	実務所得税法	030	2	選択				
	実務消費税法	031	2	選択				
	経営学概論	032	2	選必		●		
	統計学概論	033	2	選必				

区分	科目名称	科目NO	単位数	必修・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計 発展 科目	財務会計演習	034	2	選択	●		選択 10単位 以上	選択 5科目 以上
	経理実務演習	035	2	選択				
	企業会計実務	036	2	選択	●			
	米国財務会計 I	037	2	選択				
	米国財務会計 II	038	2	選択				
	コストマネージメント研究	039	2	選択				
	財表分析実践演習	040	2	選択		●		
	税法実務演習	041	2	選択				
	税務会計演習	042	2	選択				
	租税法演習	043	2	選択				
	企業法 I	044	2	選択	●		合計 10単位 以上	合計 5科目 以上
	企業法 II	045	2	選択		●		
	企業法演習	046	2	選択				
	経済学特講	047	2	選択				
	実証経済・統計学特講	048	2	選択				
	流通経営論	049	2	選択				
市場分析論	050	2	選択					
会計情報システム論	051	2	選択					
必修40単位、選択必修4単位、選択15単位					35単位	24単位	30科目	

キ. 施設・設備等の整備計画

大原大学院大学は、学校法人大原学園を母体にして、この度、会計専門職大学院を設置申請した。

学校法人大原学園は、昭和54年に東京都の認可を受けて、すでに東京都千代田区西神田を本部として、全国で経理会計、情報処理、法律関係、医療福祉に関する専門教育を行っている。この教育用の施設として西神田だけでも土地約4,200㎡、建物9棟（総床面積約19,400㎡）の教育関連の施設を有している。

今回、大原大学院大学は、専門職大学院として単独の校地、校舎を用意するのではなく、既存建物の一部を専門職大学院で使用することを目的にして一部改修して、その教育目的に使用する。これに関しては、東京都、千代田区、また文部科学省とは事前打ち合わせが完了し、一部その許可を得ている。

今回、当大学院大学として使用する施設の詳細ついて、下記の通り説明する。

施設	階層	大学院	共用部分	大原簿記学校	計
1号館	5階	262.02㎡	—	—	2,073.27㎡
	3階	256.02㎡	—	—	
	その他	—	—	1,555.23㎡	
10号館	3階	135.34㎡	46.61㎡	3,080.54㎡	3,705.60㎡
	2階	443.11㎡			
	1階	—			
	その他	—			
合計	—	1,096.49㎡	46.61㎡	4,635.77㎡	5,778.87㎡

(注) 専有、共用部分に関して

大原大学院大学として、独立した建物を有しない関係から、教室、研究室、図書室などは、上記の1号館及び10号館の一部を当大学院大学用の専用施設として利用することになる。ただ、10号館の一部手洗所、エレベーター、建物入り口などは共用となるために、下記の計算により10号館全体の共用分を収容定員で按分して共用部分とした。また、1号館は研究室のみの使用のために共用部分はないものとして申請する。

$$10号館共用部分 : 372.91㎡ \times \frac{60名(大学院収容定員)}{480名(10号館収容定員)} = 46.61㎡$$

(1) 大学院施設に関して

大原大学院大学は、学校法人大原学園の西神田に所在する教育施設の一部を使用して、専修学校とは独立した教育環境の下で、高度専門職教育を実施する。専門職大学院の施

設として使用する校舎は、大原学園の1号館3階部分及び5階部分全てと10号館2階の全て、また3階の一部である。

1号館は、その3階及び5階を専ら専門職大学院用の施設として、教授等の研究室として利用する。

10号館は、専ら2階の全てと3階の一部を、専門職大学院の施設として使用する。10号館の2階は、集合教室、ゼミ室、面談室、また3階は、専門職大学院の事務室、学長室、個別研究室、会議室などの用途に使用される。

① 1号館施設

専ら研究室として用いられることになる1号館3階及び5階（大学院占有部分）の面積についての詳細は下記の通りである。

【1号館全7階の3階及び5階占有部分】

大 学 院 用 途	専有面積
個別研究室 (各 16.2 m ² ×12 室)	194.40 m ²
個別研究室 (各 25.50 m ² ×2 室)	51.00 m ²
事務職員控室	16.25 m ²
倉 庫	20.59 m ²
男子手洗	8.08 m ²
女子手洗	26.34 m ²
そ の 他	201.38 m ²
計	518.04 m ²

(注) 所在地

大原学園1号館（学園本部所在地）

東京都千代田区西神田一丁目2番10号

② 10号館施設

10号館は、地下1階地上8階鉄筋コンクリート造の校舎であるが、この建物の2階部分の全てを専門職大学院専用の施設として使用して、3階部分の一部を大原学園の専修学校施設と共用する。

ただ、共用するが、その用途は明確に区分するものとする。

【10号館2階大学院占有部分】

大学院用途	専有面積
教室 (各 67.165 m ² × 2室)	134.33 m ²
第1ゼミ室 (中)	23.62 m ²
第2ゼミ室 (小)	18.87 m ²
個別面談相談室	17.76 m ²
図書室	67.165 m ²
医務室	7.33 m ²
男子手洗	15.60 m ²
女子手洗	12.00 m ²
その他	146.435 m ²
計	433.11 m ²

【10号館3階使用状況の明細】

大学院専用部分		専修学校専用部分		共用部分	
学長室	18.05 m ²	職員室	134.33 m ²	その他	138.51 m ²
会議室	18.57 m ²	保健室	7.33 m ²	/	
事務室	17.37 m ²	女子手洗	27.60 m ²		
個別研究室 (13.50 m ² × 1室)	13.50 m ²				
個別研究室 (各 13.20 m ² × 2室)	26.40 m ²				
応接室	27.26 m ²				
その他	14.19 m ²				
計	135.34 m ²	計	169.26 m ²		

(注) 所在地

大原学園 10号館 (大学院本部所在地)

東京都千代田区西神田二丁目2番10号

③ 本館施設

専修学校で使用するパソコン専用教室4室のうち、7階一室を講義時間に利用する。

大学院専用部分	専修学校専用部分
二	パソコン教室 92.99 m ² (座席 40名)

(注) 所在地

大原学園本館

東京都千代田区西神田二丁目4番11号

(2) 講義等に使用する教室に関して

大原大学院大学の講義は、講義科目の特質から、いくつかに区分することができる。

まず、基本的な講義方法で、教室で教員が院生に対面して講義をする集合形式の形態のものがある。また、少人数の院生が一定のテーマにしたがって研究したものを発表したり討議したりする、いわゆるゼミ形式の講義スタイルが考えられる。この講義形式は専門職大学院の院生の多くが、各学部生時代に経験してきたゼミ形式の演習講義である。さらに、専門職大学院であることを考えれば、担当教員を中心にして、極めて少人数で教員と院生が個別対話形式で講義を進めることも考えられる。

また、共通するテーマについて、院生同士が担当教員を交えて比較的自由な雰囲気の中でランダムなテーマについて、ディベート形式で討議を進めることも考えられる。さらに、経理実務に関する実験的要素を含む実習講義なども考えられる。また、会計情報システム論(#051)のような講義は、実際にパソコンで実習させなければならない。

このように当大学院大学の講義形式を考えると、その講義は通常の集合講義形式だけではなく、講義科目によりさまざまな形式が考えられる。一般の集合講義形式に使用する教室以外にも、演習講義やゼミなど、いくつかの講義形式に対応する教室を準備しなければならないと考える。当大学院大学では、これらの講義に関しては、会計発展科目群の中に多くの少人数クラスで実施するゼミなどを用意し、ここで、研究者教員また実務家教員による専門性の高い講義が行われる予定である。講義科目によって、数名程度から10名近い院生を対象にした講義を考慮して、ゼミ用の教室を準備している。

また、会計発展科目群の中に存在する情報処理関係の講義科目については、情報処理に関する設備を当大学院大学の中に用意することが困難であると考えられる場合には、大原学園の専修学校の情報処理関係の施設を利用して、専門的な教育を実施したい。

当大学院大学は、教育目的が異なる専門職大学院と専修学校の講義が、同一の建物内で行われる特殊性があるので、施設に関する明確な区分に関しては十分な配慮をしたい。

【大学院専用教室の概要】

教室形態	区分	専有面積	定員など
集合講義用教室	201	67.165 m ²	30名
	202	67.165 m ²	30名
一般用ゼミ室	第1ゼミ室	23.62 m ²	8名
	第2ゼミ室	18.87 m ²	6名
個別面談相談室	2ブース	17.76 m ²	各1~2名
合計	—	194.58 m ²	—

(注) 所在地

大原学園10号館(大学院本部所在地)

東京都千代田区西神田二丁目2番10号

(3) 個別研究室に関して

大原大学院大学の専任教員に関する研究スペースについては、基本的に教員個々に研究室を準備しなければならない。しかし、当大学院大学が専修学校のスペースの一部を利用しての設置であるために、全ての専任教員に研究室を準備することはできない。そこで、平成18年4月の当大学院大学開校後に、専門職大学院教員用の個別研究室のスペースを17室準備する。この個別研究室を使用し、各教員の研究はもちろん院生に対する質問の対応や少人数でのゼミなども実施する計画である。

個別研究室には、個人用のデスク、書棚、またパソコンなどは個々に用意して、ここで常時研究を行うことができる環境を整える。この研究室を使用し、個々の研究業績をあげるための研究環境は確保するものとする。

また教員室、事務室においては、昨今問題になっている院生のテスト結果や成績など、個人情報の機密保持のために、備品などに関しても十分な配慮をしてその環境を整えたい。

今後、教育施設を充実させることが、大原大学院大学の設立前からの大きな課題である。当大学院大学の設置申請が、大原学園の専修学校の一部を利用するという不完全な形式で開始したこともあり、講義用教室、院生自習スペースの確保と解決すべき課題も多い。

これらは今後、西神田に当大学院大学専用の校舎を取得することも考慮に入れて検討しなければならない大原学園全体の大きな問題でもある。

【個別研究室の概要】

設置校舎	階層	内 容
1号館	5階	16.20 m ² ×6室
		25.50 m ² ×1室
	3階	16.20 m ² ×6室
		25.50 m ² ×1室
10号館	3階	13.20 m ² ×2室
		13.50 m ² ×1室
合 計		全17室

(注) 所在地

大原学園1号館 (研究室14室) 東京都千代田区西神田一丁目2番10号

大原学園10号館 (研究室3室) 東京都千代田区西神田二丁目2番10号

(4) 図書室など教育付帯設備に関して

現在の学生は、大学生をはじめその多くが、自宅ではなく図書室や自習室で学習するのが一般的である。そのために各教育機関では、院生のために自習スペースを提供する

ため、多くの配慮をしている。

本来教育の場は教室に他ならないが、自己学習や研究のために多くの時間を必要とする場合には、教室以外の学習スペースを整備することも教育機関の重要な使命である。これは教育を単に提供するだけでなく、与えた教育内容が、院生の知識として定着する環境も準備することが、教育機関のソフトやハードの両面から質を問われる時代になっていることを象徴していると考えられる。

我々は、専修学校として多くの学生に対する受験指導を経験して、現在は、教育施設の充実の度合いが、教育機関を評価する重要な要素になっていることを、経験的に十分に承知しているつもりである。当然であるが、この経験を今回の大原大学院大学の教育施設について生かさなければならぬと考えている。しかし、今回の大学院大学の申請は、都心で専修学校の既存の校舎を一部改修して、会計専門職大学院として開校するという事情があるために、教育内容は十分なものが提供できると自負しているが、教育環境については、必ずしも我々が考えている理想の教育環境には及んでいない。

院生用の一般教室、演習教室、個別指導ブース等、教育に直接関連のある設備について、また教員の研究スペースについては説明した。院生に関する間接的な教育施設である図書室や談話室、喫煙コーナーなどは下記のような用途によるものとする。

(院生関連施設についての考え方)

- i) 図書室……………図書室は、大原大学院大学専用の図書室を新設して、開校時に会計関係、経済関係、その他関連図書を約2,301冊程度準備する(完成年度 約3,500冊)。ここは図書の貸出しはもちろん、院生が図書を閲覧できるスペースを用意して、レポート等の作成や自らの学習ができる場所として提供する。

内 訳	詳 細	
利用時間	平日	9時～20時まで(貸出しは17時まで)
	休日	9時～20時まで(休日貸出しはしない)
座席数	一般閲覧席 18席 パソコン席 4席	
書籍数	完成年度 約3,500冊	

- ii) 院生自習室……当大学院大学は、定員が1学年30名であり、必修科目は基本的に同学年の院生が集合して授業を聴講するような授業カリキュラムが組まれている。この集合講義に関しては、教室 No.201ないし No.202で行われる。ということは、講義のない時間帯は教室が自由に使えることになるので、教室所在の10号館が開館している21時までは、二つの教室を当大学院大学生専用の自習室として開放したい。

iii) 談話室……………院生が食事をしたり、談話をしたりする場所は、当大学院大学単独で準備して当大学院大学生専用とすることは、大原学園の西神田における校舎事情からは困難である。そこで、談話室は各号館に用意されている談話室を専修学校の学生と共用して利用するものとする。

当大学院大学の施設として使用する10号館の近隣にも、本館を初め11号館や12号館等も専修学校として存在するので、これらの施設を大いに活用してほしい。

iv) 喫煙コーナー…喫煙コーナーに関しても、上記の談話室の事情と同様であり当大学院大学生のみの施設は準備しない。

(5) 図書室に関する運営と充実に関して

大原大学院大学は、会計に関する専門職大学院として設置申請をする。

当大学院大学で行われる大きな教育目標は、会計に関する監査の専門家を育成することである。このために特色のある教育プログラムを準備して、当大学院大学に入学した院生にこれを提供したい。

当大学院大学で提供される教育は、教員が持つ知識の全てを院生に提供する講義科目もあるが、中には研究すべき題材を院生に示し、各院生はこれを基礎に各自研究を進めるべき講義科目もある。このためには、教員から与えられた研究題材を各院生が、相当綿密に調査研究する必要がある。この研究は、会計学であれば専ら会計に関する書籍に基づくものはずである。研究分野によっては、フィールドワークや実験、調査などさまざまな方法で、基礎研究準備が行われるはずであるが、会計に関しては、特に専門職大学院の院生が研究すべき題材の多くは、書籍からの情報で十分であると想像される。

また現在は、多くの項目がデジタルベース化されている。もちろん会計に関する情報の多くもデータベース上に存在するので、図書室においてもパソコンを利用しながら必要な情報が検索できるように設備を整えたい。

また、検索作業だけでなく、院生がレポートの作成をするためにパソコンを使用するような場合は、図書室内の端末機ではなく、事務室から端末機を貸出しして、教室や自習室で入力作業ができるように、情報機器の充実も計画したい。

これらを踏まえて、当大学院大学では設立時に2,301冊（完成年度予定冊数 約3,500冊）程度の会計、経営、経済、その他関連分野の書籍を準備したい。この設立時に準備する書籍は、主に経理会計に関する書籍であり、国内で発行されたこれらの会計関係の書籍を中心に一部洋書なども購入をする。これらの書籍を用いることにより、当大学院大学の院生もその研究テーマに添った内容を随時調査、研究することが可能であると思われる。

当大学院大学の図書施設、とりわけ書籍に関しては開校時において上記の冊数を準備

して、開校後に必要に応じて順次購入するものとする。

教員や院生から購入に関する要請があれば、大学院事務局の判断において随時購入する計画である。経理会計、また経済・経営に関する書籍は毎月多くのものが出版される。しかし、それらの書籍の中でも大学院の研究、教育に必要であると思われるものは限定される。そこで、当大学院大学では教員、院生が必要と思われる書籍は、無駄な購入を避けて、必要と思われる書籍のみを購入したいと考えている。

経理会計の世界では、昨今大きな制度改革が進んでおり、商法（会社法関係）や企業会計原則（企業会計基準）の大幅な改正が進んでおり、これに伴い新たな規定や考え方に基づく多くの書籍が出版されている。したがって、旧規定に関する書籍の一部はその意義を失うものもある。これらは廃棄などの処分がなされることになるが、当然これに代わる新しい書籍の購入も必要になる。

図書室のスペースが、当分の間は開講時のままであることを考えると無駄な書籍の購入を極力控えて、古い書籍を整理処分することにより図書室の蔵書の管理をしなければならないと思われる。

また、専任教員数名から蔵書寄贈の申し出がある。新規図書の購入と合わせて、当大学院の蔵書とし、その充実を図りたい。

【図書室の概要】

項 目	具 体 的 内 容
書架・閲覧スペース	10号館2階専門職大学院専用 67.165 m ²
閱 覧 席 数	一般閲覧席 18席
開館（貸出）時間	平日：9時～20時まで（貸出は17時まで） 休日：9時～20時まで（休日貸出しはしない）
レファレンス関連	図書室隣接の事務で対応
図 書 室 職 員	事務室職員の兼任
検 索 手 法	自由閲覧検索式
デジタルベース関連	卓上型パソコン4台
所 蔵 図 書 内 訳 (注)	経理会計関係 約761冊 経営関係 約504冊 経済関係 約247冊 法律関係 約266冊 その他 約523冊 (注) 上記書籍の内270冊程度は、外国書であり、 上記以外にも学術誌30誌（内外国雑誌5誌） を開校時において準備する。

(注) 購入予定図書

大原大学院大学に新設する図書室の収蔵図書に関しては、平成17年11月末に(株)紀伊国屋書店と打ち合わせが完了しており、相当の金額を初年度の予算に計上済みである。

設立後、完成年度までの間に必要に応じて各分野の書籍を追加して購入し、完成年度には約3,500冊を用意する。

(資料4 参照)

ウ. 入学者選抜の概要

大原大学院大学は、会計専門職大学院であるという特殊性を持っている。したがって、その入学希望者は、経理会計の専門知識やこれに関連する知識・技量の修得を目的にしていることは十分に想定できる。

また入学希望者は、入学要件にある大学卒業などを条件にするものの、その多くは社会人、あるいは近い将来に社会人となることを前提にしている者が大半であると予想される。これらの者の多くは、すでに実社会において社会的な経験はもちろん、豊富な専門的知識も兼ね備えているはずである。そこで一般的なテスト形式の入学試験を会計関係と論文形式で実施し、さらに入学希望者との面接により、本人の入学後また卒業後の進路などについて話し合い、これを入学審査としたい。

当大学院大学は、実践的かつ高度で専門的な知識を修得させることを設立の目的としている。このため当然であるが、当大学院大学で履修できる講義科目の内容などと、入学希望者が学習、研究したい内容とが合致している必要がある。そこで、院生が当大学院大学で何の研究を希望しているか、またその希望する研究内容が、当大学院大学で提供するものと合致するかどうかを、入学前に相互で検証する必要がある。このための具体的な方法は、文章にした学習研究希望テーマであるとか、入学希望者と当大学院大学の教授などとの面接の方法により行われるべきである。この記述式審査や面接審査は、入学希望者と当大学院大学の両者の教育内容に関する学習研究領域などの一致を確認することを第一の目的として行うものとする。

また入学審査では、面接による審査の前に、一般的な筆記試験による審査が行われる。この試験は下記に示す経理会計に関する基礎知識と国語などの一般教養を審査するものであり、下記に示すように、入学希望者の能力的なものを重点的に審査する目的で行われるが、必ずしも入学審査におけるウエートは高くない。

当大学院大学での教育目的は、会計に関する専門領域の知識修得にあるため、その講義科目やカリキュラムなどは、会計や財務、監査また管理会計、租税など専ら特殊な分野を学習するように計画されている。そのために、会計などの専門分野を基礎から学べるような配慮もして講義科目、カリキュラムを編成している。特に、会計に関する分野は、初学者であっても基礎から十分な時間を用意して、十分な時間内でその知識の修得が可能なようにカリキュラムを編成した。

したがって入学審査において、簿記会計に関する受験科目があるが、これにより入学希望者の多くを簿記会計の知識の有無若しくは高低で選別することはない。簿記知識の乏しい者は、この簿記会計に関する科目と同時にされる一般教養に関する科目の筆記試験などの結果内容を十分に考慮して、筆記試験の結果としたい。当然、この筆記試験の結果だけが入学審査の全てではないので、その後の論述式審査や面接による審査なども考慮して入学者を選抜したい。

(資料) 入学審査実施要領

大原大学院大学では、入学希望者に対して下記の要領により入学審査を実施し、当大学院大学に入学し学習をする能力及び意欲を有すると認められる者を選抜し、入学の許可を与える。

1) 入学審査実施日

4月1日から開始する年度の入学審査を毎年11月及び2月の一定の日において実施するものとする。この入学審査日及び申込期間などは、当大学院大学のホームページなどでも公開する。

2) 申込手続き

入学審査に関する申し込みは、申込期間内に一定の書面に、学則に定める入学審査に関する手数料を納付したことを証明できる書面を添付して、当大学院大学の事務局に申し込むこととする。

3) 入学審査

当大学院大学の入学審査は、下記の第1次、第2次の2段階審査により行うものとする。

段 階	形 式	科 目	審 査 内 容
第1次審査	筆記試験	経理会計	経理会計に関する基本的知識を有するかについて 仕訳問題、財務諸表、精算表作成等の計算問題を 60分で解答する。
		一般教養	国語、経済、科学等の一般教養に関する選択式、 設問形式の問題を120分で解答する。
	論述式審査		下記に関する事項について簡単な記述式の筆記 試験を120分で実施する。 (第1問) 時事経済等に関する事項について (第2問) 会計業界に関する現況について
第2次審査	個別面接審査		当大学院大学に入学を希望する具体的な理由、ま た入学後に修得したい専門知識、また大学院卒業後 の希望する進路、また自分自身の会計業界における 将来像について

(配点に関して)

上記試験に関する筆記試験は、制限時間を設ける。満点は100点とし、入学希望者の受験結果を考慮して合格者を決定する。

4) 第1次審査の概要

第1次審査は、筆記試験（経理会計、一般教養）と論述式審査の二つの方法で行われる。この試験の合格者は、第2次審査の面接審査を受験することができる。

5) 第2次審査の概要

第1次審査の合格者について、第2次審査の面接を行う。面接は大原大学院大学内において、当大学院大学の教授などが複数で担当する。受験生の適性は、面接を担当した教授などが合議の上で決定する。

6) 第1次審査の科目免除

第1次審査の内、筆記試験である経理会計科目については、下記に掲げる者はその受験を免除する。

- ① 過去において公認会計士試験の短答式試験に合格している者
- ② 税理士試験の簿記論若しくは財務諸表論に合格している者
- ③ 日本商工会議所簿記2級以上に合格している者

7) 入学審査の免除

入学希望者の入学前の学習研究に関する状況や、社会経験などを考慮して、入学審査を省略できると大学院学長が認める場合には、上記の入学審査を省略して入学許可を与えることができる。

8) 合格者の決定

第2次審査の面接の結果、当大学院大学の2年間の教育課程において、所定の学習成果をあげることができると認められる入学希望者に関して、大学院教授会の決議により、その入学を許可するものとする。

9) 合格発表について

第1次審査、第2次審査の合格者については、それぞれ個別に合格発表を行うものとする。

10) 入学辞退

合格発表後に入学希望者が入学を辞退する場合は、速やかに当大学院大学に連絡をするものとし、当大学院大学では入学辞退のあった者の入学許可は取り消すものとする。

11) 第2次募集

上記の所定の入学審査で、定員の募集ができなかったときは、第2次募集を3月中に行い、ここで定める同様の方法で入学希望者の選抜を行うものとする。

12) 入学手続き

当大学院大学の入学を許可された入学希望者は、当大学院大学の定める所定の日までに、入学に関する一定の書類に入学納付金、授業料等を添えて入学手続きを行うものとする。

ス. 自己点検・評価

大原大学院大学の運営状況を自己点検評価するために、当大学院大学では下記のような方法でこれに取り組み、有益な効果を生む制度の下に毎年自己点検評価を行い、これを当大学院大学改善の指針としたい。

(具体的な評価計画案)

- ① PLAN …… 自己点検評価の趣旨・目的の明確化
- ② PLAN …… 自己点検・評価規程の作成
- ③ PLAN …… 自己点検評価を行う委員会、およびその構成委員
- ④ DO …… 自己点検の実施時期と実施方法
- ⑤ CHECK …… 自己点検の報告とその公表
- ⑥ ACTION …… 自己点検による改善計画の策定とその実施

(1) 自己点検評価の趣旨・目的の明確化

設置申請する大原大学院大学は、専門職大学院としての機能を十分に発揮しているかどうかを常に精査する必要がある。学校教育法などに定める専門職大学院の機能は、高度な専門職に就くための職業人の育成にあるが、この育成のためには教育機関としての客観的な評価が必要であり、このためには院生による評価、大学院関係者による評価、また将来は第三者評価機構による評価が行われ、その評価結果に基づき必要な改革に取り組む必要がある。

大原大学院大学でも、このような高度専門職業人を育成する教育研究機関であるという本分を踏まえて、毎年一定の時期に自己点検を行い、本大学院大学の教育研究水準を維持向上するように努めなければならない。

この目的を達成するために自己点検評価に関して、その具体的な評価基準を学内において制度化し、大学院大学の社会的な責任を果たすこととしたい。

(2) 自己点検・評価規程の作成

大原大学院大学では、その講義内容および組織運営などの内容を評価するために、下記に定める「大原大学院大学 自己点検・評価規程」に基づき自己点検を行う。

大原大学院大学 自己点検・評価規程

(設 置)

第1条 本大学院大学に、大原大学院大学学則第13条第1項の規定に基づき、本大学院大学の教育研究水準の向上を図る目的で、会計監査専攻委員会の分科会として大原大学

院大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）を置くものとする。

（委員会の任務）

第2条 委員会は、本大学院大学の教育研究に関する活動状況、並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行い、学長に報告する。

（構成）

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

1. 研究科長
2. 会計監査専攻委員会から指名を受け、その承認を受けた教員 4名
3. 大学院大学事務局から大学院学長が指名した職員 2名
4. 大原学園の理事会及び評議員会から指名を受け、その承認を受けた者 各1名

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、研究科長をあてる。

2. 委員長は、この委員会を代表し、自己点検・評価に関する業務を統括するものとする。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、退職その他やむを得ない理由がある時はこの限りでない。

2. 第3条に定める委員会の委員に欠員が生じた場合は補充しなければならない。この補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 委員の再任は妨げないものとする。

（委員会の運営）

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長は研究科長とする。

2. 委員会は議長を含めて6名以上の出席をもって成立する。
3. 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
4. 委員会は必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（職掌事項）

第7条 委員会は、第2条に規定する任務を遂行するため、次の事項について審議決定し、これをすみやかに実施するものとする。また下記の準備を行うために、関係する部署、担当者に協力を求めることができ、この協力を求められた場合はその協力に応じなければならない。

1. 自己点検・評価項目の設定及び変更
2. 資料の収集及び分析
3. 各部署、担当者に対する自己点検・評価の報告の依頼及び提出された報告事項の確認

4. 自己点検・評価に関する報告書の作成

5. 自己点検・評価の準備と次年度の点検・評価のための準備

(結果の報告及び公表)

第8条 委員会は自己点検・評価が完了した場合は、その報告書を作成して、これを大学院学長に報告しなければならない。

2. 自己点検・評価に関する報告書は大学院学長の許可を得たのちに公表するものとする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、大学院大学事務局で行うものとする。

(その他)

第10条 委員会の活動、運営などに関して必要があれば随時、委員会内で協議検討するものとする。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

(3) 自己点検評価を行う委員会およびその構成委員

大原大学院大学の自己点検・評価委員会は教育研究に関する活動状況、ならびに組織、施設・設備、運営の状況および財政状況について、全学的な立場に立ち自己点検・評価を行うことを目的としている。

そこで大学院大学の教員のみで自己点検・評価委員会の委員を構成するのではなく、大学院大学事務局、大原学園全体との係りも考慮して大原学園理事と同評議員からそれぞれ1名を自己点検・評価委員会の構成委員としている。

(構成委員)

① 研究科長

② 会計監査専攻委員会から指名を受け、その承認を受けた教員（兼任講師を含む）のうちから4名

③ 大学院大学事務局から大学院学長が指名した職員のうちから2名

④ 大原学園の理事会および評議員会から指名を受け、その承認を受けた者を各1名ずつ計2名

(4) 自己点検の実施時期と実施方法

自己点検・評価委員会による自己点検・評価は、毎年年度末に行う。自己点検のための基礎となる資料の一部に学年末、修了試験後に実施する院生からのアンケートが含ま

れており、新年度と同時進行になるが、自己点検に関する評価を行い、改善に取り組むものとする。

自己点検は、この院生からのアンケートによるものの他に、教員からの聞き取りなどによる方法で、各担当の教育研究に関する事項についても改善要望事項を調査する。また大学院大学事務局においても、院生に対する管理業務や教員に対する要望事項などを聞き取り、より円滑な大学院大学運営をすることができるように改善項目を調査したい。

(評価点検の基礎資料収集時期)

- ① 院生からのアンケートは後期終了後
- ② 教員からの教育研究に関する聞き取りは後期終了後
- ③ 事務局からの改善事項の調査は年度終了時期から年度初頭

(5) 自己点検の報告とその公表

自己点検として行った内容については、これを学内外に公表する。これは評価された項目や結果が、評価時点の大原学園の実態を公正に示すものであり、公表することにより当大学院大学も、その事実責任を持たなければならなくなるからである。

大原大学院大学では、まず自己点検・評価委員会において自己点検・評価の結果を取りまとめ、これを報告書として大学院学長に報告しなければならない。この後にこの自己点検・評価の結果を大学院学長の許可のもとに公表することとする。

公表の方法は、大学院大学学内における配布資料に掲載する方法、また大原学園のホームページ等を通じて公表し、関係官庁などへも必要があればその内容を報告する。

またマスコミ、関係機関などの取材や問い合わせなどがあれば、これらに関しても正確な内容を報告し、当大学院大学の現状評価に関する内容のものとし、関係者を含め第三者の評価に関する判断材料に資するものとする。

(6) 自己点検による改善計画の策定とその実施

自己点検・評価の目的は、大原大学院大学の現状として客観的な評価を受けることを大きな目的とするが、本来の目的はこの自己点検・評価に基づく大原大学院大学の改善にある。

院生を中心にした評価内容が、どのようなものであれ改善すべき事項は必ずあるはずである。これは教育課程など大学院大学としての根幹を成す教育に関するものもあるし、大学院大学の施設関係など教育研究に関連する環境的な内容もあると想像される。これらは、その評価項目に従い、改善すべき計画が練られなければならない。

この改善計画の策定と実行は、大原大学院大学の教育研究を成果あるものにするためにも非常に大きな課題である。改善すべき項目により、いくつかの具体的な実行計画が考えられ、それぞれの項目に従い、関連する部署でその改善に取り組むものとする。

① 教育課程などに関する改善計画

教育課程に関する評価項目で、改善が必要な事項はその内容を大学院大学教授会、会計監査専攻委員会において検討し、具体的な改善計画に取り組みなければならない。

(改善事項)

- i) 教育課程に関する内容で、教育内容に関する事項であれば、関係する講義科目、研究分野ごとの会計監査専攻委員会において分科会を設け、ここで具体的な改善策を計画する。
- ii) 教員組織に関する内容で、教員の資質などに関するものは、研究科長が中心となり、その改善の必要がある教員に対して教員の資質向上のための具体的な方策を決定して、早期にこの改善に関する計画を実行するものとする。
- iii) また大学院大学全体として取り上げなければならない重要な教育内容に関する事項であれば、これを大学院大学教授会の議題として取り上げて、その審議事項としなければならない。またこの審議事項を大学院学長を通じて大原学園の理事会に報告することも検討する。

② 施設・設備に関する改善計画

大原大学院大学の施設・設備に関する評価事項で、その改善に取り組むべきものは、大学院大学事務局においてその改善計画を作成してその改善に取り組むものとする。

(改善事項)

- i) 施設・設備などに関する改善事項で、簡易な方法によりその改善が可能なものは、事務局長の判断のもとでこれを実行する。
- ii) 施設・設備でも教育研究に直接、間接に関係する事項であり、事務局長の判断だけでは、その改善計画を策定することができないものは、研究科長との協議の上で改善する。
- iii) 施設・設備でも、教室や校舎など大きな予算が必要なものは、大学院大学教授会において慎重に検討し、大学院学長を通じて大原学園理事会で教室などの増築、改修などの予算についての審議を受けるものとする。

セ. 情報の提供

大原大学院大学では、教育研究活動などの状況に関する情報の提供についても積極的に取り組むこととしているが、その情報提供の方法や公開する研究内容については次のような方法による。

また、教育研究活動の状況に関する情報公開と同時に、情報提供の一環として、当大学院大学の教育課程に関する内容や院生の知識・能力等の水準、院生数など、また入院生の募集状況等、院生の卒業後の進路などについても積極的に公開するものとする。

さらに、専門職大学院の特質を考えると、院生の就職に関する情報公開の要望が非常に多いことが考えられる。そこで当大学院大学の教育に関する情報、あるいは当大学院大学における研究活動に関する情報公開と同様に、院生の卒業後の進路に関する情報に関しても、積極的に公開したい。これにより当大学院大学の卒業生達が、就職後に経理会計業界において、その専門性をどのように発揮しているかの参考にしてほしい。

また、大原大学院大学の卒業生はもちろん、大原学園の関係者に限らず広く会計制度の改正に関する実務に直結する情報も公開するものとする。

(1) 教育研究活動等の状況

大学院で行われている研究は何らかの手段により公開されるべきである。これは最先端の研究内容であれば、研究結果を広く公開することにより、さらに先の分野、領域を研究するための指針となるべき重要な意味を持つ。また現在、実際に発生している既存の事象に対する研究であれば、文献や集計データを分析した研究成果を発表することで、取り上げた事象の原因や将来の動向を明らかにすることができる。いずれの場合も、研究成果として発表することは、研究者にとっては重要な意義がある。

この研究成果の発表は、研究者個人としての研究成果公表の手段であり、研究機関である大学院などでは、研究機関としての総合的な評価が下される重要な意味を持っている。

個々の研究者が行う研究は、必ずしも明確な成果が上がるとは限らない。また、その研究が成果を上げたとしても、それが社会的な評価を受けるかどうか、研究テーマにより極めて曖昧である。しかし個々の研究者は、研究課題を決めて多くの時間と労力を費やし、ある結論を導き出そうとしているわけであるから、その成果は研究成果の公表により何らかの評価を受けるべきである。これは、同分野また類似する分野で同様の研究を行う研究者の情報交換のためにも重要である。

大原大学院大学においても、研究を目的としながらも、専門職大学院という特質から、高度な専門的職業に就くための専門教育が実施されるが、専門分野における研究が行われる以上、その研究成果は何らかの手段により公表されるべきである。この研究成果の公表の方法にはいくつかの方法が考えられる。

最も一般的な研究成果の公表は、研究分野に関連する学術誌などへの発表であると思われる。今回研究者教員として、当大学院大学の専任教員に参画する教員は、すでに多くの研究論文を研究雑誌に公表している。したがって同様な方法で、これらの研究雑誌への発表が考えられる。今回、大原大学院大学という専門職大学院ではあるが新たな研究機関が誕生し、ここで経理会計分野を中心にした研究が行われることになる。当然ここで教員や院生が研究する内容は、しかるべき方法で発表されなければならない。しかるにこれらの研究内容を発表するため、大原大学院大学で独自に研究発表をするために研究誌を編纂する必要がある。

ただ設置当初は、教員も専門職大学院という特殊な教育機関での院生指導に多くの時間を費やすことも考えられ、年間でも研究誌を編纂するだけの論文の集積ができるかどうかは疑問である。この研究誌には院生が研究した経理会計分野に関する論文も記載することになるが、何分にも開校当初は、その論文の総数には疑問があることを拒むことはできない。

そこで、研究誌の創刊は最低2年間、つまり第1期の卒業生が卒業するまでの間は、冊子としての発行は控えたい。ただ研究発表の場を持たない大学院というものの存在は考えられないために、研究誌が創刊されるまでの間は教員や院生が研究した内容の発表は当大学院大学の制作するホームページ上で公開する。少なくとも開校した2年間はこのような電子媒体を用いての発表を行うが、第3年度以降は大原大学院大学独自で研究誌を編纂したい。

① 電子媒体(HP)による研究活動の情報提供

現在、研究者や院生の研究論文は、電子情報として公開されるのが一般的である。これは電子データなどと呼ばれ、情報を公開するには大きな利便性を持っている。

この電子データとして作成されたデータは、ホームページ（以下「HP」として記載する）などで簡単な作業を行えば編集が可能であり、研究者や院生が研究した内容は容易に情報として公開することが可能である。また全文の公表でなくとも論文の要旨だけでも、どのような研究者や院生が、何を研究しどのような成果を上げているかを学会に知らしめることは、研究者あるいは研究者を目指す者には重要な意義がある。

大原大学院大学で独自の研究誌を編纂するまでの2年間の間は、基本的には電子媒体(HP)を用いての研究活動の公表という方法で、各研究者などの研究内容を公表したい。もちろん開校後の3年度以降に研究誌を発行することとなっても、当大学院大学でのHPの中で教育研究活動の情報提供として、研究成果は公表する。これはいうまでもないことであるが、研究誌の発行は限られており、多くの関係者の手許に届くことには限界があり、HP上の公開の方が同分野を研究する研究者に対しては容易に情報の提供が可能であるからである。

現在、世界中の多くの大学や研究機関では独自にHPを準備して、ここで、大学など

の紹介と同時に研究者の氏名や研究内容、また研究成果などが公開されており、国内の研究者も容易に世界中の情報を集めることができる。当大学院大学でも、経理会計や会計監査に関する分野について、教員や院生達によって、その分野での専門性の高い研究が行われることが考えられるために、是非、その研究成果を広くその分野において公表し、大原大学院大学の知名度の向上にも努めたい。

大原学園では、すでに学園全体として HP の公開をしており、単独での公開ではなくこの大原学園の情報の一部として当大学院大学に関する項目を制作して、ここで当大学院大学の全ての情報を総合的に公開したい。

② 研究誌の発行による研究活動の情報提供

電子媒体による情報伝達の方法が一般化する現在、研究誌という従来の紙媒体による研究成果の公表ということに、いかほどの価値があるか疑問がないわけではない。しかし、この紙媒体である書籍や論文集などの冊子に研究成果を公表することは、従来から研究発表の方法としては一般的であり、今後、どのように電子媒体による情報伝達が発展したとしても、書籍や論文集を用いての研究発表は続けられると予想される。

当大学院大学でも電子媒体による研究論文の発表を、要旨のみではあるが公開し続けるとしても、当大学院大学独自の研究誌は創刊したい。これは、研究論文が研究誌として現実に形を持つことにより、研究学会などで社会的に評価されるからである。電子媒体は、確かに利便性があり膨大な情報を瞬時に収集することが可能である。しかし、残念ながら古い研究内容や、研究者の正確な研究成果を理解するためには困難を伴う。

そこで、各大学や研究機関では、教員や院生などの研究内容を保管するために、研究誌を編纂し、あるいは論文集などを作成して図書館などに整理して保管されている。

当大学院大学でも、基本的には教員や院生が研究した成果は、研究誌を編纂して、ここに専門職大学院としての研究成果を蓄積していきたい。

当大学院大学では、1年間の研究成果を研究誌の上で公表するために、年度末を一つの期限として最低でも年1回は研究誌を編纂する。この研究誌は大原学園全体での経理会計に関する研究発表の公の場としての意味も持たせたい。このために、当大学院大学の教員、院生以外であっても大原学園内部の教員、院生からで、研究成果の発表に関する要望があれば、内容の審査を行い特に優れた論文については、掲載も積極的に行いたい。

また、この研究誌は、大原大学院大学、大原学園の研究発表の場だけとしてではなく大原大学院大学の卒業生や関係者などにも広く配布することを考えているために、後述する最新の会計制度改正の情報や専門職大学院の現状などについても公開したい。

この研究誌の創刊は、平成20年の夏を目標にして会計監査専攻委員会の分科会、並びに大学院事務局を中心にして進めたい。

また、これは将来の構想であるが、この研究誌などに発表された研究論文や教員が発

行した書籍について、特に優秀であり、研究分野において大きな業績を残したと認められる者には、何らかの名称を付して表彰することも視野に入れたい。

(2) 関連法規等の専門情報に関する情報提供

① 最新の会計情報の公開

大原大学院大学は、職業会計人育成の教育機関であるが、その教育内容は現行の関係法令、会計基準に則したものでなければならない。近い将来、改正などが行われるという明確な情報があっても、教育資料が準備できないものは、その教育内容に含めることはできない。このために教育を提供する当大学院大学も、常にさまざまな方法で、新しい情報を収集して、これを教育内容に取り込むための努力をしていかなければならない。これらは各講義科目を通じて院生に提供されるが、当大学院大学で収集した情報は、すでに専門業務に就いている全ての大原学園の出身者である公認会計士、税理士にも重要な意義がある。したがってこれらの情報は、広く当校関係者や一般の関係者にも公開すべきものである。

これらの社会的に有意義な情報を当学園、あるいは大原大学院大学だけで独占するよりも、むしろ、これらの最新情報を広く社会に公開することの方が、社会的な意義は大きいと考えなければならない。このような意味では、当学園、あるいは大原大学院大学が会計情報の発信基地のような役割も果たすことができれば望ましいと考えている。

② 情報を公開する対象者

大原大学院大学で収集した最新の会計情報は、会計業務に就く者には貴重な情報である。現在、我が国の財政事情から、会計制度や各税法などは毎年激しく改廃されており、会計の専門家であれば、その内容は常に、正確に把握されなければならない。

会計監査や経理会計業務に就く者は、これら会計制度や税法の改廃の情報を、より早く把握しなければならず、その内容を、どのような方法で把握するかは非常に重要である。金融庁や財務省などから発表される、これらの会計制度や税法の改廃に関する内容は詳細であり、かつその量も膨大である。このことから、会計に関する専門家といえども、これらの情報の取舍選択は困難を極めるのが現実である。実務に就く公認会計士や税理士などの会計に関する専門家は、この最新情報を迅速に、また正確に把握しなければならない。これは職業会計人である専門家としては当然のことであり、これらの情報なくしては、適切かつ公平な業務を遂行することは不可能である。

かくして大原大学院大学では、講義科目で提供する目的で収集した会計制度や各税法に関する改廃の情報を、理解し易く適度な分量として広く公開し、経理実務に就く関係者に提供するものとする。

③ 情報公開の方法

大原大学院大学では、会計基準や各税法の改廃に関して、その改正項目などを院生に限定せずに、実務家として会計専門業務に就く卒業生や一般の職業会計人に対しても積極的に公開するものとする。

この情報の公開は、簡易な方法では大原学園の HP の一部を利用して行われる。現在では、金融庁や財務省なども、この制度改正や税法の改廃などをいち早く公開している。大原大学院大学でも、これらの情報をいち早く、しかもより具体的に公開するために HP を利用したい。

また、この会計制度や各税法の改正が、より具体的な情報として把握することができたり、あるいは、この制度改正や各税法の改廃が大規模であったりしたときは、大原学園の講堂などを利用して公開講座として、これらの内容を広く伝達することも検討したい。この公開講座では、広く一般の職業会計人はもちろん、社会人などでこれらの情報に興味のある者に無料で提供したい。

また、この会計制度や各税法の改廃に関する最新情報は、HP 上での公開、また公開講座（無料セミナー等）の方法だけではなく、大原大学院大学が編纂する研究誌の上でも公開して、広く関係者に対してその情報を公開したい。

会計制度及び各税法の改廃に関する情報の公開は、次の方法で実施するものとする。

（具体的な方法）

- 第1法 HP を利用したインターネット等での情報の公開
- 第2法 大原大学院大学が発行する研究誌を通じての情報の公開
- 第3法 公開講座(無料セミナー)の開催

(3) 大学院の院生等の情報公開

大原大学院大学に関する運営状況などの案内や院生の具体的な学習状況は、入学募集要項やインターネット上の HP 等を用いて、常に積極的に公開するものとする。これらの情報は、大原大学院大学に興味を持ち当大学院大学への入学を検討している学生には有用な情報であり、これらの情報が公開されることにより、当大学院大学の研究内容や専門知識修得のための学習研究が明らかになるからである。

① 教育課程の情報

大原大学院大学において、入学後の2年間に、どのような講義科目がどのような教員により行われているかは、入学希望者には非常に興味のあるところである。そこで、これらのカリキュラム内容などは常に公開し、次年度以降の講義科目や担当教員などの変更などが予定されていれば、これを早期に公開し、入学生の期待を裏切ることのない態勢をつくるものとする。

専門職大学院への入学を希望する者は、各専門職大学院で行われている授業や研究が、どのような分野を専門にした内容であるか、非常に興味があるところである。そこで、当大学院大学でも、これらの内容は入学を検討する者に公開し、専門職大学院を選択する上での公平な情報として利用してほしいと考えている。

② 院生数、募集定員並びに入学試験の情報

大原大学院大学の開校後は、現況の院生数を公開し、どのような数の院生が専門教育を受けているかを公開する。また、次年度以降も研究科の専攻募集定員は30名を基本とするが、どのような人数の院生が当大学院大学で学習研究しているのかを入学希望者に、当大学院大学の情報として公開する。

また、入学志望者のために、毎年の入学試験情報も公開しなければならない。入学試験の実施日はもちろん、入学試験の具体的な内容、また近年の入学志望者と定員の関係、さらに、どのような試験問題が、どの程度の内容で出題されるのかなども公開する。

③ 入学生の年齢など

当大学院大学に実際に入学した者の年齢や職業、また入学前に学生、社会人であったことなどの状況、入学時の経理知識の程度、その他当大学院大学の院生の状況を示し得るものは積極的に公開する。

東京の千代田区に専門職大学院を設置する予定であるが、基本的には夜間、土日の講義は実施しない。これは社会人の当大学院大学への通学を認めないことを意味している。本来のビジネススクールという特質を考えれば、当然夜間土日に講義があって当然であるが、今回の専門職大学院の開校にあたっては、昼間の講義を中心にして講義が行われる。その意味ではどのような人間が、当大学院大学に入学するのか公開することも重要であると思われるので、これらの院生の状況についても公開するものとする。

④ 学則等の公開

入学を希望する者に、当大学院大学が、どのような方針で高度専門教育を提供するのかが重要な情報である。そこで、上記①教育課程の情報の公開と同様に学則、学位規則なども公開するものとする。

⑤ 就職情報の公開

当大学院大学の卒業生は、いうまでもなく会計業界に就職して即戦力になることを前提に入学している。院生は、そのために明確な目標を持ち、高度な会計に関する専門的な能力を身に付ける学習研究を2年間にわたり受けることになる。

とりわけ大原大学院大学の入学生の中には、その卒業後に、いくつかのプランを持つ者がいると考えられる。入学生の中には、当大学院大学で身に付けた高度かつ専門的な

知識を基礎にして卒業後に経理会計やコンサルタントなどただちに会計に関連する業務に就くことを考えている者、また当大学院大学卒業後に公認会計士、税理士試験の受験などをして、一定の資格を取得してから経理会計などの業務に就くことを考えている者など、さまざまな進路を考えていると思われる。

大原学園は、従来から会計に関する専門学校を擁しているという特質から、卒業生の多くは一般企業や会計に関する業界に就職することが当然の認識として存在する。会計専門職大学院であるからという理由で、卒業生は就職を前提にしないということではない。ましてや、大原大学院大学は会計専門職の大学院であるから、卒業生が会計関連の業種の業務に就き、当大学院大学で培った専門的能力を発揮しなければ、会計専門職大学院としての意味をなさないことになる。

そこで、当大学院大学を卒業してただちに就職を希望する院生には、全国の大原学園の就職課の斡旋窓口などを積極的に利用させて、院生が希望する就職先を斡旋したい。この就職先の情報は大原学園においては常時公開しており、就職課の職員も常駐しているので、卒業前のかかなり早い時期から就職に関する情報は収集できる。この意味では就職に関する情報も十分に公開されていると考えることができる。

⑥ 国家試験の受験に関する情報

平成18年から公認会計士の試験制度が大きく変更になる。会計専門職大学院の立場で、この新試験制度を考えると、試験の一部免除という制度が設けられているために、入学生の中にも、この試験の一部免除を目的にして入学する院生も存在することは否定できない。当大学院大学でも、設置申請にあたり、これらの受験専門学校であるが故に、内部でも多くの議論が行われた。現状でも公認会計士、税理士試験に多くの合格者を輩出しており、あえて会計専門職大学院を設立する意義はあるのかという意見も事実数多くあった。これらの意見を踏まえてあえて大原学園は、専門職大学院を設置することとした。

大原大学院大学は、会計専門職大学院であるという特質から、講義科目の中に多くの会計関連科目が存在する。当然これらの科目の一部は、公認会計士や税理士試験の受験科目と重複する。しかし、当大学院大学で準備した講義科目は、あくまで高度な専門的知識を教授するという点で大原簿記学校の教育方針と異なるのである。

その講義科目について高度な専門的知識を保有すれば、当然ながら公認会計士試験の短答式試験に合格することはあり得ることである。

当大学院大学に入学を希望する者や在学している院生の中に、卒業後において公認会計士、税理士試験の受験を目指す院生もいるものと思われるので、このような院生に当大学院大学のこれらの国家試験受験に対する基本的な考え方や、前述した講義科目の特質、また受験予備校としての大原簿記学校との関わりなどについて、その詳細を情報として提供したい。

⑦ 卒業後の進路

当大学院大学を卒業した院生が、卒業後にどのような進路に進み、具体的にどのような専門的な業務に就いているのか、当大学院大学のまさに真価が問われる部分である。

また、会計専門職大学院を卒業した後に、その専門業務に就くための資格である公認会計士や税理士の資格を取得し、会計に関する専門業務に就いている者はどの程度いるのか。またそれらの者は、具体的にどのような監査法人、税理士法人において業務を行っているかなど、当大学院大学に入学を希望するものには興味ある情報であると思われる。卒業生の国家試験の合格状況やこれら合格者の卒業後の進路なども積極的に公開して、入学希望者の入学に関する意思決定の判断材料とする。

ソ. 教員の資質の維持向上の方策

大原大学院大学で企画するFDは、下記のような考え方の下で、教員の資質向上とこれを院生に還元できることを前提にして実施したい。

(1) 研修計画とその機会の提供

教員が自らの研究領域の知識を深めることは、教員の能力の向上と同時に、その成果は必ず講義に直接、間接に反映するはずである。このためには、当大学院大学が教員の講義の内容を改善させることを目的にして研修計画を策定し、またこれを責任ある組織の下で実施する必要がある。当大学院大学では、その研修計画を次の6つに分類し、それぞれの区分に応じて、その研修の成果が自らの研究また講義に反映するような前提で実施する。

(具体的な研修計画)

- ① 新任教員のための教育方法の指導に関する研修
- ② 先任教員による授業参観などを実施しての講義指導に関する研修
- ③ 講義方法等具体的な改善に関する研修
- ④ 学会、業界等の会議への参加および研究発表を通じた研修
- ⑤ 大学院大学からの派遣としての海外留学による研修
- ⑥ 会計実務を経験するため、監査法人、税理士法人などでの中長期研修

この研修計画は、講義などの具体的な方法を向上させる目的のもの(上記①)は、大学院大学側で計画実施する。これに対して教員が個々の研究業績を高めたり、その研究分野の知識を深めたり、また関係する学会や業界などで人的な交流を通じて、その知識などを広げる研修会(上記④)も考えられる。この学会や研修会への参加が間接的に教員の資質を維持向上させるものであれば、これらの学会、研修会へ積極的に参加させなければならない。さらに大学からの要請や本人の希望などにより、海外への講師派遣、交換留学などの機会(上記⑤)があれば、これらも教員資質の向上の好機であるため、当大学院大学としても積極的に、これらの機会を研修計画として承認しなければならないと考えている。また兼任講師などで、実務的な経験をさせる必要がある者は、その専門分野に関連する監査法人、税理士法人、投資顧問企業などに6ヶ月から2年程度の中長期の実務研修に派遣(上記⑥)することも、専門職大学院大学として積極的に取り組みたい。

(研修機会の提供)

- i) 講義方法等の維持向上に関する研修(上記①)は、原則的に兼任講師も含めて全

教員とし、夏期休暇期間内において、各研究分野ごとにいくつかのグループに分割して実施する。

- ii) 学会、業界等の会議研修（上記④）への参加は、専任教員に本人の希望により、その機会を与え、当大学院大学の代表であるという身分で参加させる。また兼任講師であっても、学会等への参加が、自らの教育、研究に成果をあげると認められる場合は、その参加を認める。
- iii) 海外への派遣研修（上記⑤）に関しては、専任教員で大学院大学において認めたものについてその機会を与える。
- iv) 実務的な経験とこれを通じての研究業績の蓄積を目的とする企業派遣研修（上記⑥）は、教授から兼任講師まで大学院の教育内容が充実するものであれば、当然その派遣などの機会を与える。

(2) 企画する組織

教員資質の維持向上計画は、大学院大学の教員組織全体に係るものであるという理解のもとに取り組まなければならない。このためには大学院大学教授会の監督下において、会計監査専攻委員会が、教員資質の維持向上に関する基本計画を毎年度ごとに検討し、これを実施計画する必要がある。また、この研修計画の具体的な実施や内容などに関しては、会計監査専攻委員会がもうける分科会においても行うものとする。また会計監査専攻委員会では、各教員からの研修実施に関する具体的な提案や希望として挙がるものを整理して、個々の研修が各教員の研究業績や講義にどのように反映されるかを検討されなければならない。

i) 企画準備

各研修については、当大学院大学の会計監査専攻委員会が主体となり、その企画計画を行う。これにより講義方法の改善に関する研修等は、主催する側である会計監査専攻委員会基本計画を立案すべきものである。また各研究分野に関する学会への参加や研究発表、また実務家教員の研修会への参加などは、それぞれ各分野、業界別に計画されるべきものである。これらの研修は、年度内において次年度の研修計画が予定できるものは、各教員の資質向上のための研修として年間計画の中に考慮させる。これに対して研修実施時期が明確にならないものは、実施日などが判明次第、教員の資質向上の研修として取り扱い、随時各教員の年間計画に含めるものとする。

ii) 研修許可

次年度の研修実施時期などが、年度内において予定できているもの、また学会や研修会開催時期が決定されているものについては、大学院学長また研究科長の判断により、その参加を随時許可することとする。

(3) 研修の実施

当大学院大学では、教員資質の向上を目的とした組織的な研修を計画的に実施する。この研修計画の具体的な実施や内容などに関しては、すでに説明の通り会計監査専攻委員会が担当する。この場合に必要に応じて、会計監査専攻委員会の中に研修実施計画を円滑に運営するための分科会を設け、ここで各教員また各分野別の研修に関する実施をとりまとめることもできるように考慮する。研修実施に当たっては下記の事項を会計監査専攻委員会、またはこの分科会において管理する。

(研修計画)

- ① 研修を目的とする理由
- ② 実施の日時、期間
- ③ 研修参加者と参加責任者
- ④ 研修予算などの管理
- ⑤ 研修報告書の提出期限
- ⑥ 研修参加報告会の実施計画
- ⑦ その他研修参加に関連する事項

(4) 研修結果とそのフィードバック

教員資質の向上を目的にして行われた研修については、この研修成果が教員自身の教育方法等の向上に影響を与え、また学会参加、海外研修への参加などが自らの研究分野における視野を広げ、直接間接にこれらが院生に対する講義にいかほどの影響を与えているのかを最終的には検証する必要がある。というのは、当大学院大学が主体となって組織的・計画的に行った研修自体の質そのものを維持向上させるためにも、この事後点検評価は非常に重要な意味をもっているからである。

(事後点検)

- ① 講義方法等の改善に関する研修であれば、翌年度において院生などに授業アンケートを実施する。
- ② 学会等への参加に関する事後点検は、各教員がこれらの学会や研修会へ参加した後で報告書を作成する。また学会において研究発表を行えば、これは学会誌などにその研究発表のテーマ、内容が掲載される。
- ③ 海外への講師派遣に関してもその成果は報告書で提出を行い、その成果をより具体的に示すため研究論文をまとめ、またこの研究の成果や講師として経験した内容を学内はもとより学外における関連学会などで公表する。研修の実施後に、この結果が各教員にどのように影響しているのかを検証するため、各年度において会計監査専攻委員会を通じて評価、検討し、教員資質の維持向上に努める。

チ. 管理運営の考え方

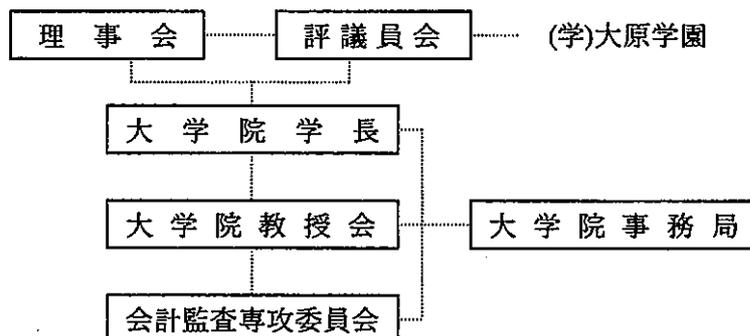
大原大学院大学は、その運営を大学院教授会、会計監査専攻委員会及び大学院事務局の三つの組織を基本にして行う。

この三つの組織に基づき当大学院大学に関する予算、人事などの経営に関する内容と教育内容などを協議検討し、理事会、評議員会の決議をもって運営される。

当大学院大学の運営の基礎となる内容を審議決定するのは大学院教授会と会計監査専攻委員会である。これらは独立しており、単独で必要な事項を審議、決定して関連する組織や上位の長に答申することができる。運営に関する組織の概略を図示すれば下記の通りである。

また、当大学院大学の事務に関する業務を一括して担当するために、独立して大学院事務局を設置する。大学院事務局は、当大学院大学の運営に関する事務全般を処理し、また当大学院大学の院生の管理に関しても一括して行うものとする。

【大原大学院大学運営組織】



学校法人大原学園には学校運営に関する決定機関として、理事会と評議員会がある。

理事会は、学校法人の行う業務に関しての最終的な決定機関である。評議員会は、学校法人の業務に関する重要事項について理事会に対し意見を述べる諮問機関である。評議員会では、下記の重要事項について理事長からの依頼があれば、協議の上で、その事項について審議を行う。

大原学園の理事会は、これに基づき学園の重要な業務に関する事項を決定するものとする。

(評議員会の審議事項)

- i) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- ii) 事業計画
- iii) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- iv) 寄附行為の変更
- v) 合併
- vi) 目的たる事業の成功の不能による解散
- vii) 寄附金品の募集に関する事項
- viii) 園長及び校長の任免その他の重要な人事
- ix) 園則及び学則の制定及び変更
- x) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

この理事会及び評議員会の具体的な運営に関しては、学校法人大原学園が定める「組織及び職務分掌規程」に別途定める。

(資料5 参照)

(1) 具体的な管理運営方法

大原大学院大学の組織は、大学院学長を頂点として、当大学院大学の予算、教育の基本方針などを審議する大学院教授会（通常の大学院の「教授会」に該当する）がある。この大学院教授会の議長は大学院学長が兼任し、ここでの決定事項は当大学院大学の運営に関する基本的事項が中心である。この大学院教授会の決定事項等は、大原学園の理事会に諮問されることとなっている。

当大学院大学の運営は、この大原学園の理事会の決定に従い運営されるが、教育内容に関する詳細なものは別の機関において審議される。ただ、この大原学園の理事会での決定内容は、当大学院大学の基本運営に関するものであるから、各教員、事務関係者など全ての職員はその決定内容に従い業務を行うことになる。

大学院教授会では、教務関係の教育内容について独自の決定をすることはない。というのは、大学院教授会そのものは、大学院学長、教授、助教授により構成されているものの、ここでは当大学院の基本方針などを討議し決定する場であり、教務に関しては、別の委員会が設けられているからである。そもそも当大学院大学の運営（経営）と当大学院大学での教育プログラムは、分離して考えなければならないもので、両者を混同すると教育内容と経営が混同し、おのずとその教育内容が低下することが懸念される。

当大学院大学では、教育に関する具体的な内容は、会計監査専攻委員会において審議される。この会計監査専攻委員会の構成員は、教授、助教授に専任講師及びみなし専任教員を加えてメンバーが構成されている。さらに、会計監査専攻委員会の構成員は、諮問機関である各分科会に参加できるとされている。この分科会では、会計監査専攻委員会から諮問された事項を審議し、これを答申することになっており、この分科会だ

けで討議した内容を会計監査専攻委員会に具申することもできる。

会計監査専攻委員会自体は、教務に関する内容を中心に審議する場であり、大学院教授会とは独立した組織体としての意義を有している。

この意味で、大学院教授会は当大学院大学の経営に関する事項を審議し、会計監査専攻委員会は、教務に関する内容をそれぞれ独立して審議するという、それぞれが独立した審議内容を持つと考えることができる。

また当大学院大学は、事務一般を処理する機関に大学院事務局が存在する。この大学院事務局は、大学院教授会、会計監査専攻委員会の運営を補佐するための業務を行うが、その組織そのものは、これらの委員会から独立した存在として位置付けられる。

このように当大学院大学は、大きく大学院教授会、会計監査専攻委員会、大学院事務局の三つの機関から構成されている。これらは、それぞれ独立した運営機関として存在し、相互には関連は持つものとして、当大学院大学運営に関与するものとする。

(2) 各運営機関の職位など

大原大学院大学の運営に関しては、大学院教授会及び会計監査専攻委員会において重要事項を審議、決定する。

それぞれの委員会は、下記の通り、その職位並びに職務権限を定め、当大学院大学の運営にあたるものとする。

① 各委員会の職位等に関して

i) 大学院学長

当大学院大学には学長を置くものとし、学長は大原学園の理事会において任命される。

ii) 大学院教授会とその長

当大学院大学には、重要な事項を決定するための大学院教授会を設置する。この大学院教授会の議長は、大学院学長があたり、当該委員会は大学院教授、助教授により構成される。

iii) 会計監査専攻委員会とその長

会計監査専攻委員会は、当大学院大学に属する教授、助教授、講師及びみなし専任教員から構成される。この委員会の議長は、研究科長がその任にあたるものとする。

② 職務権限に関して

i) 大学院学長の権限

大学院学長は、当大学院大学を代表する立場であり、当大学院大学の業務執行の最高責任者として当大学院大学を代表し、学校法人大原学園の理事会の定める基本方

針に基づき当大学院大学の業務を総括する。

また当大学院学長は、大学院教授会の議長も兼任するため、当大学院大学における決定事項を積極的に学校法人大原学園へ諮問することにより、当大学院大学の組織運営、教育内容の向上に努めるものとする。

ii) 会計監査専攻委員長の権限

会計監査専攻委員会は、学則第10条に定める教務に関する具体的事項を審議し、その審議内容に関して最終的な責任を持つものとし、必要な事項に関しては大学院教授会に上申する必要がある。

この会計監査専攻委員会の議長は、研究科長が担当し、常に教育に関する内容につき、管理、改善に努めるものとする。

(3) 各運営機関の業務

大原大学院大学では、大学院学長を最高責任者としてその運営組織が構成され、その基本方針などに関しては下記の大学院教授会、会計監査専攻委員会でそれぞれ審議し、関係する機関に諮問して、その決定が行われ、その具体的な運営が行われる。

これらの審議、運営に関しては次のように定める。

① 大学院教授会

大原大学院大学における大学院教授会は、大学院学長、専任の教授、助教授により構成される。

大学院教授会では、当大学院大学の基本的な運営に関して審議、決定する。また、この大学院教授会で審議、決定された事項は、学校法人大原学園の理事会で審議される。

この大学院教授会で審議、決定する事項は概ね次の通りであり、大学院教授会は毎月招集することを原則とし、必要に応じて随時招集するものとする。

(審議事項)

- i) 大原大学院大学の運営に関する基本的事項や方針
- ii) 大原大学院大学の予算に関する事項
- iii) 大原大学院大学に属する教育研究用機器備品の購入及び処分に関する事項
- iv) 大原大学院大学の寄付行為の変更に関する事項
- v) 大原大学院大学の教員の人事に関する事項
- vi) その他、大原大学院大学の運営に関する事項

② 会計監査専攻委員会

大原大学院大学における会計監査専攻委員会は、当大学院大学の専任の教授、助教授、講師及びみなし専任教員により構成される。この会計監査専攻委員会では、教育内容に

関する具体的事項に関して審議される。

この会計監査専攻委員会の審議内容の多くは、教育プログラムに関する事項や院生に関する事項が多い。このために、構成員の多くは大学院教授、助教授であるが大学院教授会の影響をできるだけ排除するように配慮しなければならない。

この会計監査専攻委員会で審議される内容は概ね次の通りであり、必要に応じて随時招集するものとする。

(審議事項)

- i) 専攻の教育課程に関して、その内容、使用教材、担当教員、講義時間、試験方法、単位認定など教育課程に関する事項
- ii) 大原大学院大学の入学試験、定期試験など試験全般にわたる事項
- iii) 大原大学院大学の院生について入学、退学、除籍、修了など学籍に関する事項
- iv) 大原大学院大学の院生に関する単位付与に関する事項
- v) 研究会、研修会等を通じての教員の資質維持向上に関する事項
- vi) その他、研究科の管理・運営に関する事項

(付帯的審議事項)

大原大学院大学では、教育する内容が、経理会計に関する最新の情報でなければならず、関係法令などの影響を敏感に受けざるを得ない。またその授業内容の策定などに関しても、会計関係の科目相互間の点検が必要である。

また授業カリキュラムは、教員が中心になり相互の内容を検討しながら年間の授業計画を組み立てる。

このような事情から、教員相互間でさまざまな調整が常に必要である。しかし実際の教育現場では、1年間の授業内容を消化するためにはいろいろな問題が生じる。ただ、これは臨機応変に調整する必要がある、このときに研究科内全体に関係するような問題点であれば、これは会計監査専攻委員会内に臨時の委員会を分科会として設置し、この分科会で、必要な事項を討議して解決策を検討する。

また現行年度ではなく、次年度以降、将来の年度に関係する学習研究内容に関しては、早い時点での準備が必要である。これらは、新年度における講義科目の担当教員の選定、また新たな講義科目の設定、授業内容の変更などの具体的な決定事項を多く含んでいる。これらは、この会計監査専攻委員会で審議する。教員採用等の人事関連については、大学院教授会に答申する。

会計監査専攻委員会では、必要に応じて授業内容などの教育に直接携わる教員を中心に分科会を招集し、ここで忌憚のない意見交換を行い、当大学院大学の一番重要と思われる会計専門職大学院に相応しい教育内容を検討するものとする。

この両者は、教育に直接関連する重要な関係にあるために、十分な審議を重ねるも

のとする。

(将来的な展望)

大原大学院大学では、今回の設置申請にあたり会計研究科に会計監査専攻を単独で設け、設置の申請を行う。このために、会計監査専攻には専攻委員会が単独である。

大学院教授会の諮問機関として会計監査専攻委員会を設置しても、その構成員が専任講師やみなし専任教員を含むか含まないかにより、会計監査専攻委員会の存在を疑問視することが考えられる。確かに専攻が一つしかない場合は、会計監査専攻委員会の存在意義は、研究科が複数存在する場合に比べて低いかもしれないが、今後当大学院大学では、その専攻をさらに広げることを視野に入れており、そのためにも今回は、大学院教授会とは別に専任講師やみなし専任教員を構成員に加えて会計監査専攻委員会を設置した。

複数の専攻が存在すれば、各専攻で学習研究される内容は異なるわけであるから、各専攻で審議した内容を大学院教授会に報告することにより、各専攻の教育方針が当大学院大学の運営に反映されることになる。

(4) みなし専任教員

専門職大学院ではその教育内容の特質から、講義科目によっては、高度で専門性の高い学識、能力を持つ教員に講義科目を担当させることもあると考えられる。これらの教員のうち、一定の資格を持つ者をみなし専任教員として講義科目を担当させる。

(注) みなし専任教員について

大原大学院大学において、実務家であるみなし専任教員は、専任教員以外の者で1年につき6単位以上の講義科目を担当し、かつ、高度な実務の能力を有するもので、大学院教授会でみなし専任教員として相当の資格を有するものと認めたものをいう。

この場合に、このみなし専任教員を当大学院大学ではどのような身分として処遇し、また教育のプロセスに参加させるか。また、これらの教員の人的評価や講義科目の評価などはどのようにするのか。これらについては、下記の考え方で調整するものとする。

ただし、担当する講義科目、当大学院大学との関わりなどにより、その取り扱いには若干の違いがあることも考慮し、これらは全て大学院教授会で審議する。

① 待遇に関して

みなし専任教員の待遇は、基本的には講義科目を担当するだけの教員（講師）と同様の取り扱いとする。したがって、報酬、諸手当、採用若しくは雇用、解任などの処遇は次による取り扱いとする。

(みなし専任教員の報酬手当に関して)

- i) みなし専任教員に対する報酬は、担当する講義により各講師の実績に応じて講義料を定めて、講義の回数に応じて毎月25日に支給するものとする。

講師ランク	Aランク	Bランク	Cランク
講師料			

- ii) みなし専任教員に関する手当については、交通費は講義、会議その他、当大学院大学の教務に関係する支出については実額で支給、精算する。
- iii) その他、みなし専任教員に対して、教務に関する直接的な業務以外の業務を依頼する場合には、一定の報酬を別途支払うものとする。この金額に関しては、別途会計監査専攻委員会の長が定めるものとする。
- iv) みなし専任教員が、院生指導、研究成果などで著しい成果を上げた場合は、定められた報酬以外の金額を報奨金として与える。

(採用若しくは解任)

みなし専任教員の採用に関しては、大原大学院大学の「教員任用規定」にしたがって選考し、大学院教授会において、その採用の可否を決定する。また、みなし専任教員の教務面における評価が著しく低く、再三にわたる改善の注意にも変化が見られないときは、大学院学長がみなし専任教員を当大学院大学から解任する。

(みなし専任教員の雇用期間)

みなし専任教員は、1年を基準に講義を担当させるため、その雇用期間は原則として1年を基準とする。ただし、講義によっては前期若しくは後期にしか担当授業がない場合には、半年単位で採用、解任をすることができる。

基本的に当大学院大学とみなし専任教員の間で、特別な事情がない限り雇用関係は継続するものとする。

② 教務運営に関して

みなし専任教員は、大学院教授会に参加することはできない。しかし、教育編成に関する委員会である会計監査専攻委員会の構成員になることができ、必要に応じて会計監査専攻委員会の分科会においても構成員になることができる。

会計監査専攻委員会、またその分科会は、教育に関する内容を討議検討する場である。特に分科会は、会計監査専攻委員会からの諮問を受けてその内容を審議して答申する部会であり、独自に検討事項を会計監査専攻委員会に具申することもできる権限を持って

いる。教育内容に関する、具体的な審議は会計監査専攻委員会、またその分科会で行われるために、みなし専任教員が会計監査専攻委員会またその分科会に参加し、当大学院大学の教育内容等の討議に参加できることは、教育プログラムの編成に関する発言ができ、これは教育編成上重要な意味を持つものと考えられることができる。

このことは、みなし専任教員という立場であっても、当大学院大学運営の基礎になっている会計監査専攻委員会に参加し、ここで発言権を持ち、必要に応じてその分科会に参加し教務運営に関する具体的な意見を述べることを示し、このことは当大学院大学の教育に少なからず影響力を持ち、高度な専門性を持つ人材を育成し、実務教育を優先させなければならない専門職大学院としては重要な職責にあるものと考えられることができる。

(5) 大学院の事務組織

大原大学院大学の事務処理をするために大学院事務局を用意する。この事務局では、当大学院大学に関する全ての事務を処理するものとする。その業務は多岐にわたると予想されるが、当分の間、事務局で行われる業務は次の通りである。

将来、当大学院大学としての事務量が増加すれば、必要に応じて大学院事務局の事務組織を細分化して、それぞれの部署にその業務を分掌化するものとする。また、それぞれにその部署の長を選任し、大学院学長の任命を受けて、その者に各部署の責任者として部署管理の業務を担当させる。

(担当業務)

- i) 大原大学院大学の金銭収支に関する全ての事項
- ii) 大原大学院大学生の成績などの管理一般
- iii) 大原大学院大学生の就職に関するオリエンテーションなど就職一般
- iv) 大原大学院大学に関する施設の管理
- v) 大原大学院大学生の募集に関する広報活動
- vi) 大原大学院大学の卒業生に関する管理とその運営
- vii) その他、大原大学院大学生の事務全般に関する事項

(資料6 参照)

(資料7及び8 参照)

卒業後の進路を想定した履修モデルケース

モデルケース1 -会計監査専攻-

民間企業で経験した流通の知識を生かし、流通関係のコンサルティングと、この関連業界の経理会計、財務に関する専門的な知識を身に付けて、流通と財務に関するアドバイザーになりたい。できれば経理会計に関する知識も身に付けたいが、公認会計士などの国家試験を受験するつもりはない。

(条件)

- ① **最終学歴**：本人の学歴は、私立の大学の経済学部を卒業している。大学の専攻は、以前から興味があって物流関係の勉強を中心に行った。幸い就職も希望が叶い、繊維関連の卸売り関係の中規模な会社に就職することができた。
- ② **職歴**：上記の説明通り、大学を卒業して中規模な繊維関連の会社に就職することができた。入社当時は、現場で商品の入出庫の管理をする業務を中心に行っていた。しかしその後、事務室内でコンピュータによる商品の受け入れと払い出しの管理などを行い、多くの商品をパソコンで管理している。現在は、財務関係の業務を行っており、商品ではなく数字として、どのように物が流通し、これに伴いお金がどのようにして動いているかを管理している。思いのほか、この金銭の流れに興味があり、自分自身もう少し専門的にこの経理会計の知識を身に付けたい。
- ③ **経理会計に関する知識**：経済学部は卒業したが、意図的に経理会計に関係する科目は履修しないようにしてきたので、簿記などの知識はまったく無い。ただ卒業して、現在の会社に入社して、いま担当する業務は経理会計知識が無ければできないために、異動してからは、かなりの経理知識は身に付いていると思われる。
- ④ **専門職大学院に期待すること**：会計に関する知識が著しく不足している不安感がある。時間があるので、簿記の基本から会計の専門的な内容まで、高度な内容の講義を期待したい。また、一般大学のようなマスプロ教育ではなく、少人数で専門的な討議をするようなゼミ形式の講義などを希望する。
- ⑤ **専門職学位を取得して卒業後にしたいことは**：今回、大学院大学の入学に際して、現在の勤務先を退職する。会計専門職大学院で2年間、専門知識を身に付けた後は再度就職先を探すことになる。その際は、財務会計に関する専門職で現在より待遇が上がることを希望する。

【モデルケース1－会計監査専攻】

区分	科目名称	科目NO	単位数	必須・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計基礎科目	簿記原理	001	2	選択	●		6単位以上必修	3科目以上必修
	原価計算原理	002	1	選択	●			
	基礎簿記Ⅰ	003	2	選択	●			
	基礎簿記Ⅱ	004	2	必修	●			
	財務会計原理	005	2	必修	●			
	基礎監査論	006	2	必修	●			
実践基礎科目	会計職業論理	007	2	必修	●		20単位以上必修 選択科目2単位以上合計22単位以上	10科目以上必修 選択科目1科目以上合計11科目以上
	応用簿記Ⅰ	008	2	必修	●			
	応用簿記Ⅱ	009	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅰ	010	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅱ	011	2	必修	●			
	実践会計論	012	2	必修	●			
	実践監査論	013	2	必修	●			
	商法実務Ⅰ	014	2	必修	●			
	商法実務Ⅱ	015	2	必修		●		
	商法実践	016	2	必修	●			
	ミクロ経済Ⅰ	017	2	選必				
	ミクロ経済Ⅱ	018	2	選必				
	マクロ経済	019	2	選必				
	実践民法	020	2	選必	●			
民法応用Ⅰ	021	2	選必					
民法応用Ⅱ	022	2	選必					
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	必修		●	14単位以上必修 選択科目2単位以上合計16単位以上	7科目以上必修 選択科目1科目以上合計8科目以上
	特殊管理会計	024	2	必修		●		
	特殊会計実務	025	2	必修		●		
	応用監査論	026	2	必修		●		
	監査知識実務応用	027	2	必修		●		
	証券取引法実務	028	2	必修		●		
	租税実務	029	2	必修		●		
	実務所得税法	030	2	選択				
	実務消費税法	031	2	選択				
	経営学概論	032	2	選必		●		
	統計学概論	033	2	選必				

区分	科目名称	科目NO	単位数	必須・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計 発展 科目	財務会計演習	034	2	選択			10単位 以上 選択	5科目 以上 選択
	経理実務演習	035	2	選択				
	企業会計実務	036	2	選択		●		
	米国財務会計Ⅰ	037	2	選択				
	米国財務会計Ⅱ	038	2	選択				
	コストマネジメント研究	039	2	選択				
	財表分析実践演習	040	2	選択		●		
	税法実務演習	041	2	選択		●		
	税務会計演習	042	2	選択				
	租税法演習	043	2	選択				
	企業法Ⅰ	044	2	選択				
	企業法Ⅱ	045	2	選択				
	企業法演習	046	2	選択				
	経済学特講	047	2	選択				
	実証経済・統計学特講	048	2	選択				
	流通経営論	049	2	選択	●			
	市場分析論	050	2	選択	●			
会計情報システム論	051	2	選択					
必修40単位、選択必修4単位、選択15単位					35単位	24単位	30科目	

モデルケース2 ー会計監査専攻ー

民間企業の総務部に勤務しているが、この先、現在の会社で地位や待遇が上がっても、自分にはもっと他にやりたいことがあるような気がする。たまたま、大学時代に商学部ということもあり、公認会計士や税理士という資格に最近興味をおぼえる。独立したりすることも可能だが、まだ子供も小さいので暫くはもう少し待遇が良く、安定性のある企業で勤務したい。

平成18年から、新制度になる公認会計士試験の受験なども視野に入れて会計の専門的な学習をしてみたい。

(条 件)

- ① 最終学歴：私立の商学部を卒業している。学生時代は、必修科目で簿記論、会計学、原価計算など、ひと通りの科目は履修しているが、大学卒業後はこれらの知識を使う業務をまったく行っていない。
- ② 職 歴：大学を卒業して、2年間は本社と地方で営業を担当していた。たまたま受験した「ビジネス実務法務検定試験の2級」に合格したことで、本社の総務部に欠員ができたので異動し、現在も総務関係に勤務している。その関係でいまは、労務や会社関係の法令には比較的詳しい。ただ財務や経理といった専門的な仕事に携わったことはない。
- ③ 経理会計に関する知識：大学時代に商学部で履修した経理会計の科目に関して若干知識がある。しかし、専門職大学院で会計関係の講義が数多くあるので、できるだけ早い時期に簿記・会計に関する総復習をして、専門科目に積極的に取り組みたい。
- ④ 専門職大学院に期待すること：経理そのものは、大学の講義でも感じたが、内容が単調でレベルも低いような印象があるので、この専門職大学院でどのような講義が行われるか若干不安もある。また専門科目に関しては、大学のような一方通行の講義では入学した意味がないので、より詳細な内容を双方向の講義で受講したいと思っている。
また、卒業後は公認会計士試験を受験する予定があるので、新試験制度にある程度対応できるような講義であることを希望する。
- ⑤ 専門職学位を取得して卒業後にしたいことは：卒業後直ちに就職するが、仕事をしながら公認会計士試験の受験準備をして、できるだけ早く公認会計士試験に合格したい。もし合格することができれば、監査法人などに転職して監査業務やコンサルティング業務をどんどん担当したい。その時に今回の大学院大学で身に付けた専門知識が役立てば良いと考えている。

【モデルケース2－会計監査専攻】

区分	科目名称	科目ID	単位数	必須・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計基礎科目	簿記原理	001	2	選択			6単位以上必修	3科目以上必修
	原価計算原理	002	1	選択				
	基礎簿記Ⅰ	003	2	選択				
	基礎簿記Ⅱ	004	2	必修	●			
	財務会計原理	005	2	必修	●			
	基礎監査論	006	2	必修	●			
実践基礎科目	会計職業倫理	007	2	必修	●		20単位以上必修 選択科目2単位以上合計22単位以上	10科目以上必修 選択科目1科目以上合計11科目以上
	応用簿記Ⅰ	008	2	必修	●			
	応用簿記Ⅱ	009	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅰ	010	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅱ	011	2	必修	●			
	実践会計論	012	2	必修	●			
	実践監査論	013	2	必修	●			
	商法実務Ⅰ	014	2	必修	●			
	商法実務Ⅱ	015	2	必修		●		
	商法実践	016	2	必修	●			
	ミクロ経済Ⅰ	017	2	選必				
	ミクロ経済Ⅱ	018	2	選必				
	マクロ経済	019	2	選必				
	実践民法	020	2	選必	●			
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	必修		●	14単位以上必修 選択科目2単位以上合計16単位以上	7科目以上必修 選択科目1科目以上合計8科目以上
	特殊管理会計	024	2	必修		●		
	特殊会計実務	025	2	必修		●		
	応用監査論	026	2	必修		●		
	監査知識実務応用	027	2	必修		●		
	証券取引法実務	028	2	必修		●		
	租税実務	029	2	必修		●		
	実務所得税法	030	2	選択				
	実務消費税法	031	2	選択				
	経営学概論	032	2	選必		●		
	統計学概論	033	2	選必				

区分	科目名称	科目NO	単位数	必須・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計 発展 科目	財務会計演習	034	2	選択			10単位 以上 選択	5科目 以上 選択
	経理実務演習	035	2	選択				
	企業会計実務	036	2	選択				
	米国財務会計Ⅰ	037	2	選択				
	米国財務会計Ⅱ	038	2	選択				
	コストマネジメント研究	039	2	選択				
	財表分析実践演習	040	2	選択		●		
	税法実務演習	041	2	選択				
	税務会計演習	042	2	選択				
	租税法演習	043	2	選択				
	企業法Ⅰ	044	2	選択	●			
	企業法Ⅱ	045	2	選択	●			
	企業法演習	046	2	選択		●		
	経済学特講	047	2	選択				
	実証経済・統計学特講	048	2	選択				
	流通経営論	049	2	選択	●			
	市場分析論	050	2	選択				
会計情報システム論	051	2	選択					
必修 40 単位、選択必修 8 単位、選択 10 単位					32 単位	26 単位	29 科目	

モデルケース3 ー会計監査専攻ー

私立の大学を卒業して、就職はしていない。一般企業に入社するより、自由業として何か自分の才能を発揮したいと考えて公認会計士の資格を取得することを考えている。

資格取得のために専門学校の公認会計士受験講座に通学することも考えたが、専門学校では、知識を詰め込むだけで暗記ばかりが優先し、試験に合格すれば良いという講義しか行われていないことを考えると、どうしても通学には躊躇してしまう。

今回、会計専門職大学院ができ、ここで会計に関する知識を専門的、かつ学問的に身に付けることができることを知り、入学を決意した。決心した理由のひとつに、会計専門職大学院を卒業すると公認会計士試験の短答式試験の一部が免除されることもあり、公認会計士試験の受験を考えた場合は、非常に優位性があると思われる。

平成18年から、新制度になる公認会計士試験の受験を100%視野に入れて、会計士試験の受験に関する専門的な学習を試みたい。

(条件)

- ① **最終学歴**：私立の経済学部を卒業している。学生時代は、必修科目で簿記論、会計学などを履修した。しかし、簿記検定試験などの受験経験もなく、簡単な知識があるだけで、今回はゼロから総復習してみたい。
- ② **職歴**：大学を昨年卒業したが、これまで1年間アルバイトをするだけで、全く机に向かうことはしていない。学習に関する習慣も大学入学以来全くない。今回の専門職大学院での勉強は、まず部屋の片付けから始めなければならない。
- ③ **経理会計に関する知識**：大学時代に経済学部で履修した経理会計の科目に関して若干知識がある。しかし、専門職大学院で会計関係の講義が数多くあるので、できるだけ早い時期に簿記・会計に関する総復習をして、専門科目に積極的に取り組みたい。
- ④ **専門職大学院に期待すること**：専門職大学院では、少人数により密度の濃い講義をしてほしい。一般大学の講義のように、一方通行の講義では、専門職大学院に入学した意味がないので、より詳細に内容を双方向の講義で受講したいと思っている。
- ⑤ **専門職学位を取得して卒業後にしたいことは**：専門職大学院を卒業した年度から、公認会計士試験を受験するつもりである。新公認会計士試験は、科目別の合格制を採用しているので、できるだけ早く合格して、監査法人に勤務して、大学院で身に付けた知識を実務として活用したい。

【モデルケース3－会計監査専攻】

区分	科目名称	科目NO	単位数	必須・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計基礎科目	簿記原理	001	2	選択	●		6単位以上必修	3科目以上必修
	原価計算原理	002	1	選択	●			
	基礎簿記Ⅰ	003	2	選択	●			
	基礎簿記Ⅱ	004	2	必修	●			
	財務会計原理	005	2	必修	●			
	基礎監査論	006	2	必修	●			
実践基礎科目	会計職業倫理	007	2	必修	●		20単位以上必修 選択科目2単位以上 合計22単位以上	10科目以上必修 選択科目1科目以上 合計11科目以上
	応用簿記Ⅰ	008	2	必修	●			
	応用簿記Ⅱ	009	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅰ	010	2	必修	●			
	応用管理会計Ⅱ	011	2	必修	●			
	実践会計論	012	2	必修	●			
	実践監査論	013	2	必修	●			
	商法実務Ⅰ	014	2	必修	●			
	商法実務Ⅱ	015	2	必修		●		
	商法実践	016	2	必修		●		
	ミクロ経済Ⅰ	017	2	選必				
	ミクロ経済Ⅱ	018	2	選必				
	マクロ経済	019	2	選必				
	実践民法	020	2	選必	●			
民法応用Ⅰ	021	2	選必					
民法応用Ⅱ	022	2	選必					
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	必修		●	14単位以上必修 選択科目2単位以上 合計16単位以上	7科目以上必修 選択科目1科目以上 合計8科目以上
	特殊管理会計	024	2	必修		●		
	特殊会計実務	025	2	必修		●		
	応用監査論	026	2	必修		●		
	監査知識実務応用	027	2	必修		●		
	証券取引法実務	028	2	必修		●		
	租税実務	029	2	必修		●		
	実務所得税法	030	2	選択				
	実務消費税法	031	2	選択				
	経営学概論	032	2	選必		●		
	統計学概論	033	2	選必				

区分	科目名称	科目NO	単位数	必須・選択	1年次	2年次	必要単位	科目数
会計 発展 科目	財務会計演習	034	2	選択	●		10単位 以上 選択	5科目 以上 選択
	経理実務演習	035	2	選択				
	企業会計実務	036	2	選択	●			
	米国財務会計Ⅰ	037	2	選択				
	米国財務会計Ⅱ	038	2	選択				
	コストマネジメント研究	039	2	選択				
	財表分析実践演習	040	2	選択		●		
	税法実務演習	041	2	選択				
	税務会計演習	042	2	選択				
	租税法演習	043	2	選択				
	企業法Ⅰ	044	2	選択	●			
	企業法Ⅱ	045	2	選択		●		
	企業法演習	046	2	選択				
	経済学特講	047	2	選択				
	実証経済・統計学特講	048	2	選択				
	流通経営論	049	2	選択				
	市場分析論	050	2	選択				
会計情報システム論	051	2	選択					
必修 40 単位、選択必修 4 単位、選択 15 単位					35 単位	24 単位	30 科目	

大原大学院大学

教員任用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、学校法人大原学園「大原大学院大学」の教員の任用及び昇格ならびに定年に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において「教員」とは、専任教授、専任助教授、専任講師、みなし専任教員、兼任講師、客員教授（助教授を含む）をいう。

2 この規定において「みなし専任教員」とは、教員のうち、実務家教員として一定期間常勤として任用する教授、助教授、講師で本学の定める教育または研究活動に従事する者をいう。

3 この規定において「客員教授」とは、教員のうち、一定期間常勤して行う本大学院大学の定める教育または研究活動に従事する者をいう。

(専任教授の資格)

第3条 専任教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ）またこれに準ずる学位を有し、教育研究上の業績があると認められる者
- (2) 教育研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 他の大学及び大学院（以下「大学等」という）において教授の経歴を有する者
- (4) 大学等において5年以上の助教授の経歴を有し、かつ、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経歴を有する者

(専任助教授の資格)

第4条 専任助教授となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する専任教授となることのできる者
- (2) 大学等において助教授または3年以上の講師の経歴を有し、かつ、教育研究上の業績があると認められる者
- (3) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ）またはこれに準ずる学位を有し、教育研究上の業績があると認められる者
- (4) 大学等またはこれに準ずる研究所、その他の教育機関等で、本大学院の定める授業科目に関連する業務に相当期間従事した経歴を有し、かつ、教育研究上の業績があると認められる者

められる者

- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経歴を有する者

(専任講師の資格)

第5条 専任講師となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 第3条または第4条に規定する専任教授または専任助教授となることのできる者
- (2) 大学等において講師または2年以上の助手の経歴を有し、かつ、教育研究上の業績があると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経歴を有する者

(みなし専任教員の資格)

第6条 みなし専任教員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 一定期間常勤として本大学院の定める教育または研究活動に従事するために専任として任用され実務家教員となることのできる者
- (2) 本大学院において、年間6単位以上を担当し、かつ、カリキュラム等の教育編成について責任を有する者で、専任教員として任用され実務家教員となることのできる者

(兼任講師の資格)

第7条 兼任講師となることができる者は、第3条、第4条、第5条または第6条に定める資格に相当し、またはこれに準ずる能力があると認められる者とする。

(客員教授の資格)

第8条 客員教授となることができる者は、学識、業績、実務経歴、身分等が第3条または第4条に定める専任教授または専任助教授の資格に相当し、またはこれに準ずると認められる者で、教育または研究を行う能力があると認められる者とする。

(大学院学長の基本方針)

第9条 大学院学長は、本大学院の将来構想及び研究科の教育研究面に配慮した教員の任用計画を円滑に推進するため、全学的な教員人事に関する基本方針及び指針等（以下「基本方針等」という）を定め、毎年度6月末までに大学院教授会に提示するものとする。

(年度計画書の提出)

第10条 研究科の長（以下「研究科長」という）等は、基本方針等に基づいて、次年度の教育課程の運用に必要な教員の採用に関する年度計画書を作成し、基本方針等において指定した期日までに、大学院学長に提出するものとする。

(公募による採用等)

第11条 教員の採用については、公募による採用を基本とする。

- 2 研究科長は、教員の採用について、研究科の教育方針に沿って、多角的な視点に立って検討を行い、担当授業科目及び研究分野を決定する。
- 3 研究科長は、教員の公募を行うにあたり、資格等のほか、大学院に属することとなる教員の年齢構成、大学院の担当状況、担当時間数等に配慮するものとする。
- 4 研究科長は、教員の公募にあたり、応募の要件を提示するとともに、次に掲げる例示等を勘案し、適切な方法により広く行うことができるものとする。
 - (1) 当該分野または関連分野の学会誌への掲載
 - (2) 他大学等、研究機関等への推薦依頼
 - (3) 新聞および研究機関等の発行する広報紙への掲載
 - (4) 本大学院が開設するホームページ等への開示

(審査委員会の設置)

第12条 研究科長は、教員を採用しようとするときは、会計監査専攻委員会に独立した教員採用審査委員会を設置し、候補者ごとにその審査を行うものとする。

- 2 教員採用審査委員会は、候補者の資格、適正、担当授業科目等との適合性、教育能力、業績等について審査し、研究科長に審査報告書を提出する。
- 3 教員採用審査委員会は、審査過程の客観性・透明性を高めるよう配慮するものとする。
- 4 研究科長は、教員採用審査委員会から審査報告書が提出されたときは、審査報告書等必要な書類に基づいて、大学院教授会に対して当該候補者の推薦についての審議結果を報告して、大学院教授会の承認を得るものとする。

(昇格審査)

第13条 前条の規定は、教員の昇格について準用する。この場合において、同条第1項中「を採用しようとするとき」とあるのは「の昇格について」と読み替えるものとする。

(教員の資格審査)

第14条 教員を任用(採用・昇格)する際の資格審査に関する必要な事項は、第3条から第5条及び第7条に定めるもののほか、次の各号に定める通りとする。

- 2 専任教授の審査に際して、第3条第4号に規定する資格を有する者の場合には、当該機関の教育研究上の業績として発表された5編以上の学術論文または著述について、これを行うものとする。
- 3 専任助教授の審査に際して、第4条第2号に規定する資格を有する者の場合には、当該機関の教育研究上の業績として発表された5編以上の学術論文または著述について、これを行うものとする。

- 4 専任講師の審査に関しては、第5条第2号に規定する資格を有する者の場合には、当該機関の教育研究上の業績として発表された3編以上の学術論文または著述について、これを行うものとする。
- 5 第3条第5号、第4条第5号、第5条第3号、第6条各号に定める実務家教員の資格審査に関する事項については、別途考慮するものとする。

(教員の定年)

第15条 教員の定年は、満70歳とする。ただし、その専攻分野において特に優れた知識および経験を有すると認められる者は、大原学園の理事会の承認を経て、その定年を満80歳まで延長することができる。

(規定の改廃)

第16条 この規定を改廃しようとするときは、大学院教授会の決議を経なければならない。

(雑 則)

第17条 この規定の施行に必要な事項は、大学院学長が研究科長の同意を得て、これを定める。

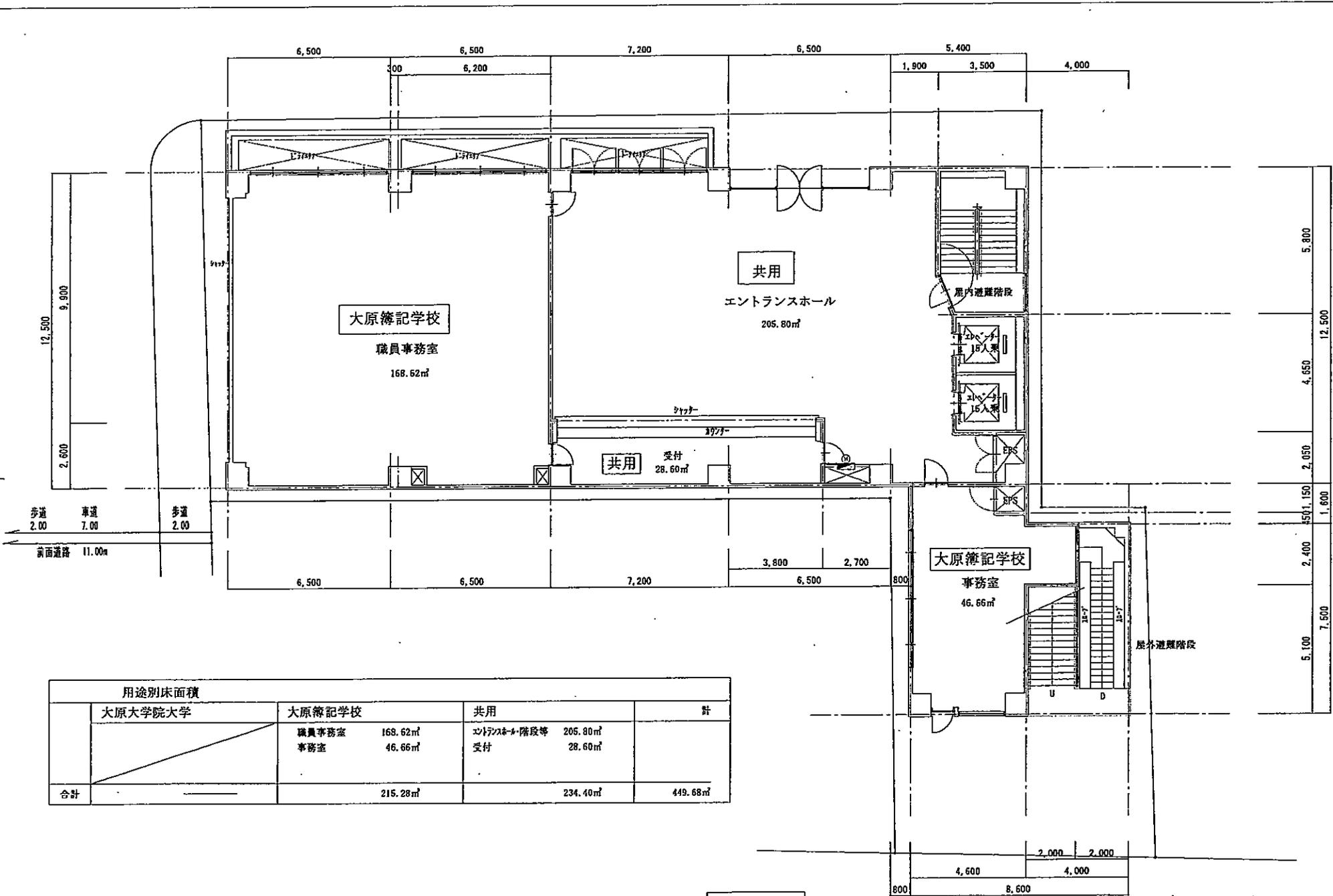
附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

教員組織の職位別年齢構成表

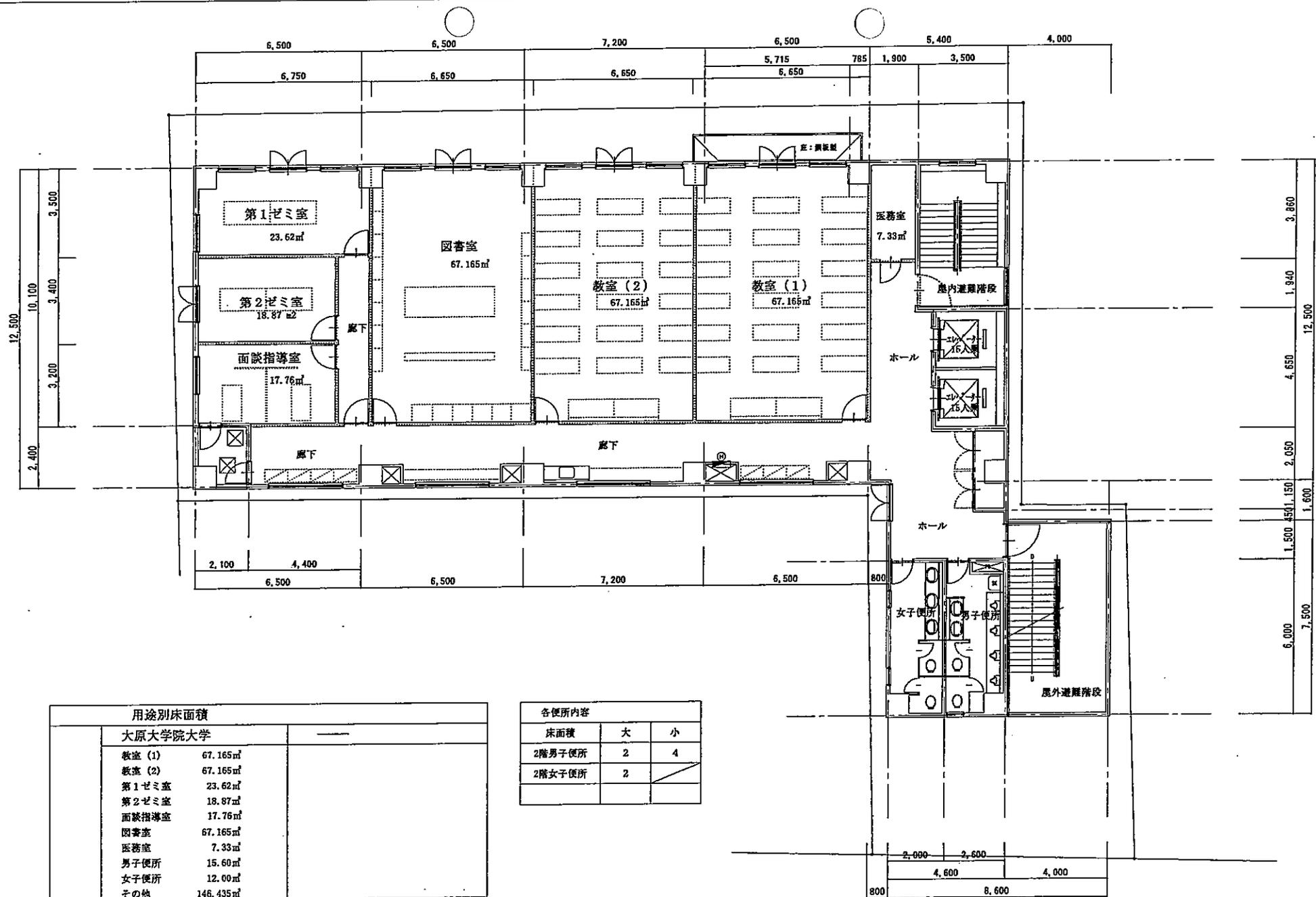
(会計研究科 会計監査専攻)

職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計
教 授 13名	博 士								
	修 士			1			3	<u>3</u>	<u>7</u>
	学 士			3	1	1		1	6
	その他								—
助教授 4名	博 士		1						1
	修 士		<u>0</u>	2					<u>2</u>
	学 士								—
	その他			1					1
講 師 0名	博 士								—
	修 士								—
	学 士								—
	その他								—
合 計 17名	博 士		1						1
	修 士			3			3	<u>3</u>	<u>9</u>
	学 士			3	1	1		1	6
	その他			1					1



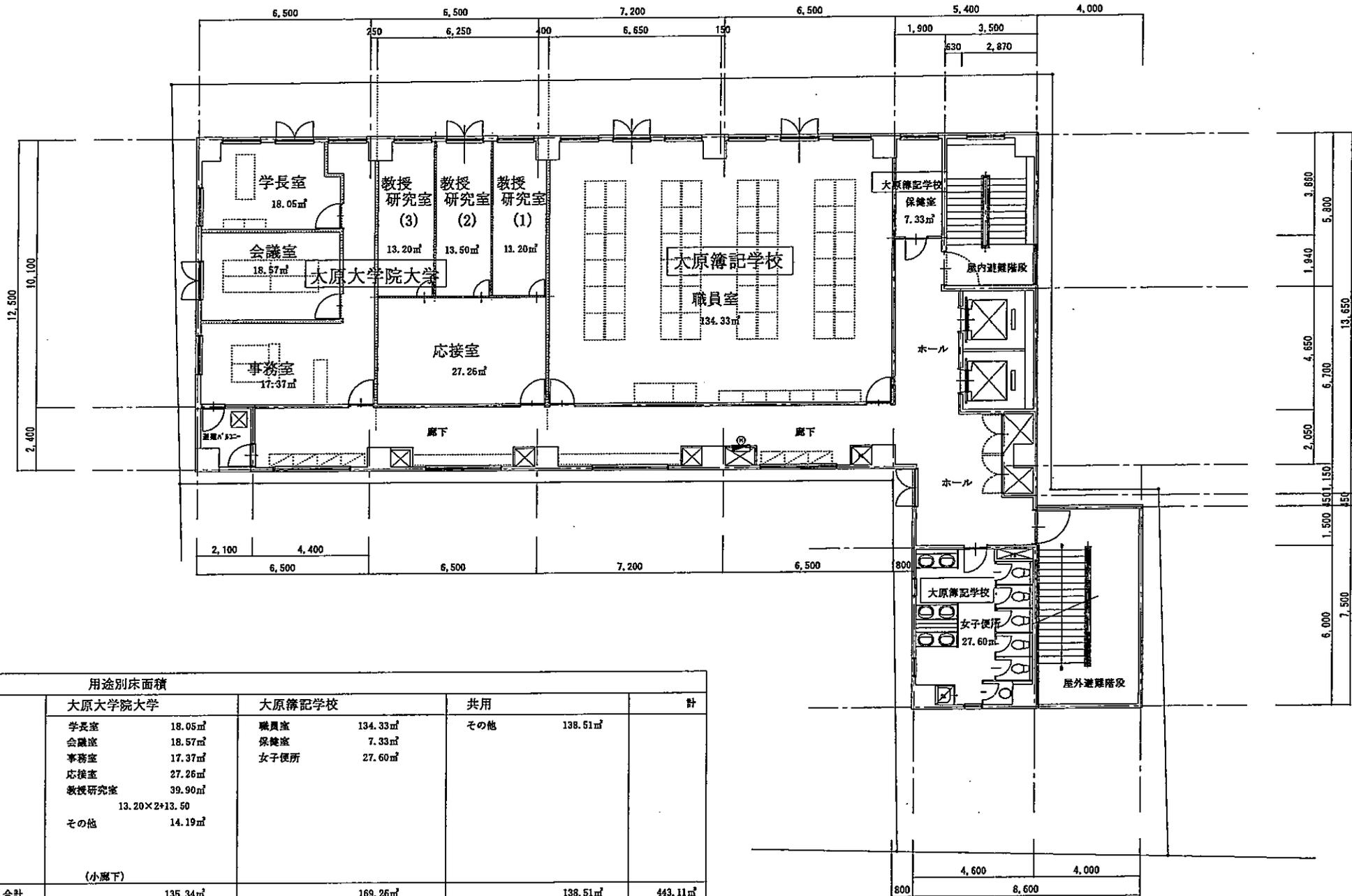
1階平面図

用途別床面積				
大原大学院大学	大原簿記学校		共用	計
	職員事務室	168.62㎡	エントランスホール・階段等	205.80㎡
	事務室	46.66㎡	受付	28.60㎡
合計		215.28㎡		234.40㎡
				449.68㎡

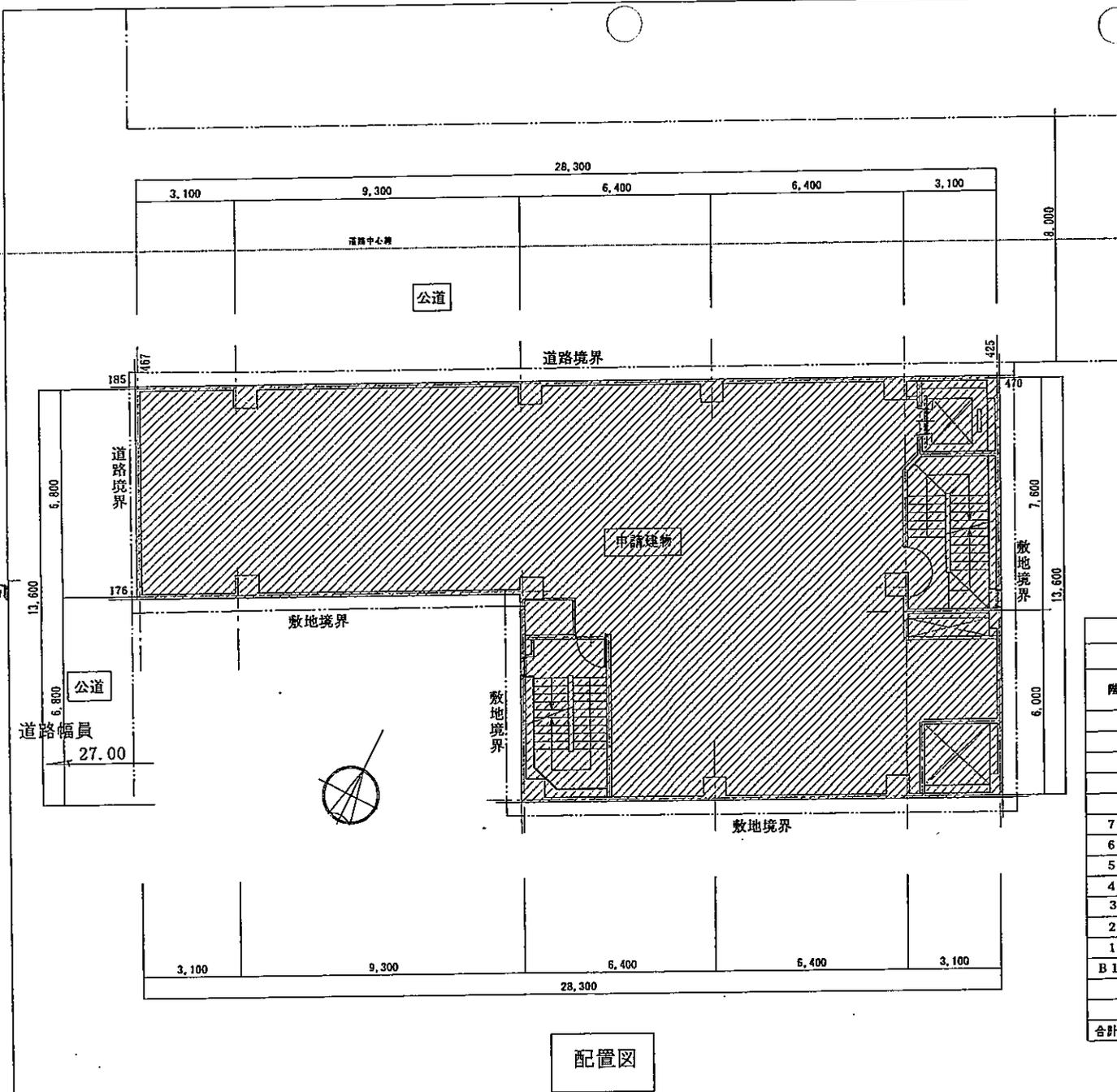


用途別床面積		
大原大学院大学		
教室 (1)	67.165㎡	
教室 (2)	67.165㎡	
第1ゼミ室	23.62㎡	
第2ゼミ室	18.87㎡	
面談指導室	17.76㎡	
図書室	67.165㎡	
医務室	7.33㎡	
男子便所	15.60㎡	
女子便所	12.00㎡	
その他	146.435㎡	
合計	443.11㎡	

各便所内容		
床面積	大	小
2階男子便所	2	4
2階女子便所	2	



用途別床面積					
大原大学院大学		大原簿記学校		共用	計
学長室	18.05 ^{m²}	職員室	134.33 ^{m²}	その他	138.51 ^{m²}
会議室	18.57 ^{m²}	保健室	7.33 ^{m²}		
事務室	17.37 ^{m²}	女子便所	27.60 ^{m²}		
応接室	27.26 ^{m²}				
教授研究室	39.90 ^{m²}				
	13.20×2×13.50				
その他	14.19 ^{m²}				
(小廊下)					
合計	135.34 ^{m²}	169.26 ^{m²}	138.51 ^{m²}	443.11 ^{m²}	

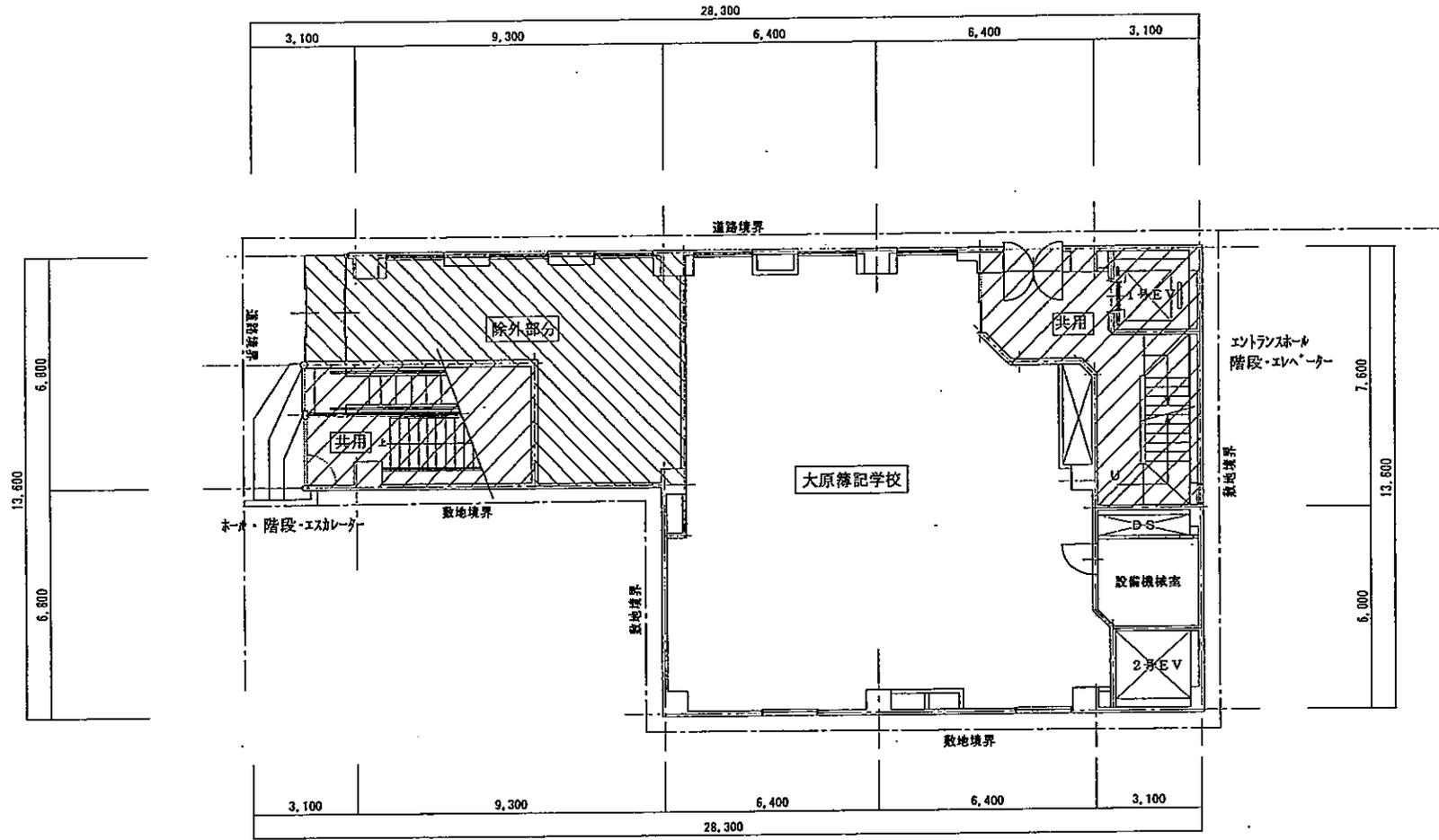


建築概要	
建物名称	大原簿記学校1号館
学校法人	大原学園 大学院大学
建築場所	東京都千代田区百神田1丁目2-5
地域・地区	商業地域 防火地域 第2種文教地区
主要用途	大原簿記学校/大学院大学
敷地面積	343.13㎡
建築面積	300.35㎡
学校用途床面積	2,073.27㎡ (大学院大学+大原簿記学校)
総延べ床面積	2,131.38㎡
階数	地下1階地上8階塔屋1階建
構造種別	鉄骨鉄筋コンクリート造

面積表							
建物別面積表							
階	大原大学院大学		大原簿記学校		共用部	計	除外部分
	床面積	主用途	床面積	主用途			
7			73.90	事務室・機械室		73.90	
6			300.35	教室・その他		300.35	
5	262.02	教室・深研室・その他			38.33	300.35	
4			300.35	教室・その他		300.35	
3	256.02	教室・深研室・その他			38.33	294.35	
2			232.28	教室・その他	62.07	294.35	
1			172.90	事務室・その他	57.48	230.38	58.11
B1			279.24	事務室・その他		279.24	
合計	518.04		1,359.02		196.21	2,073.27	58.11

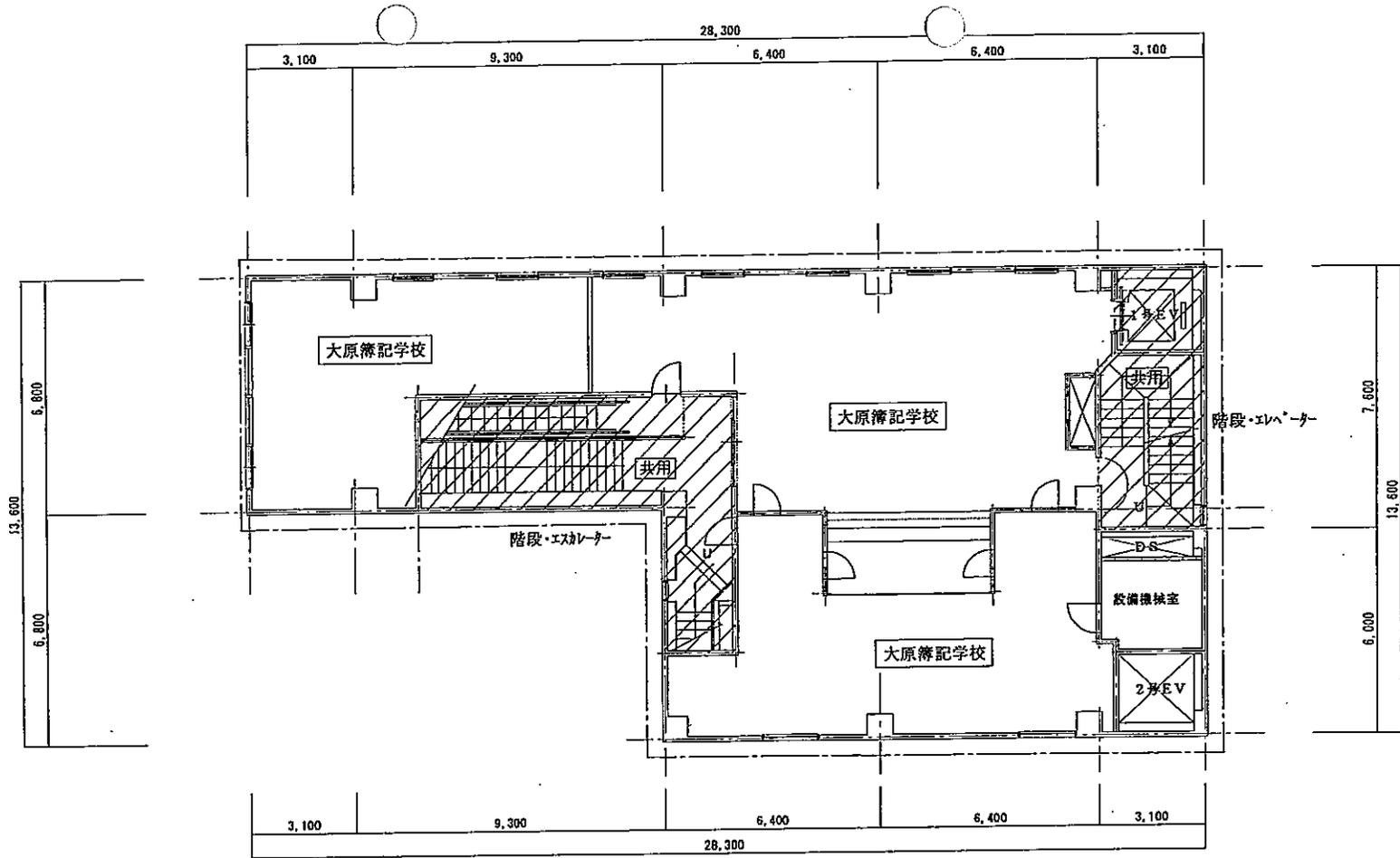
総合計 2,131.38㎡

配置図

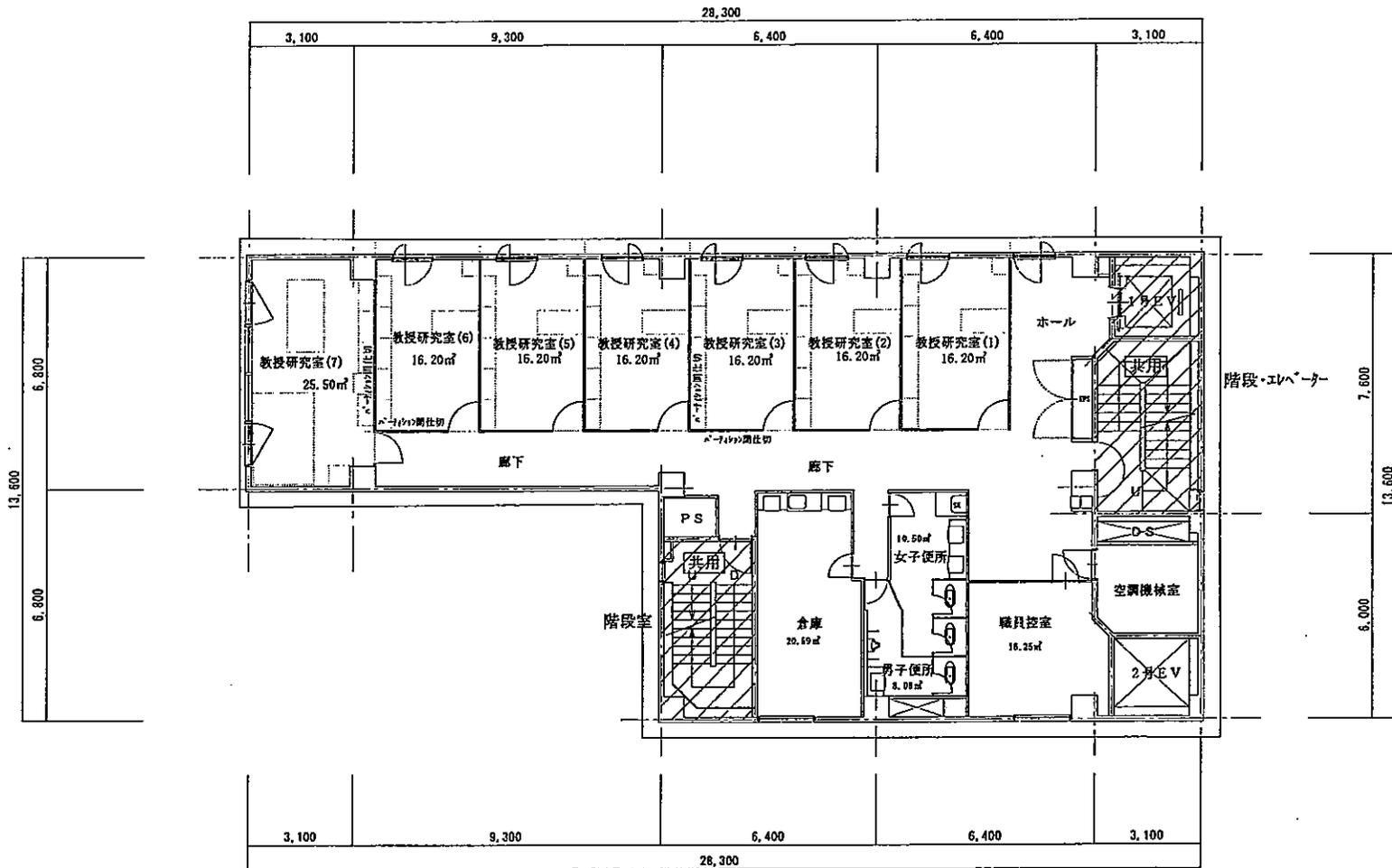


用途別床面積					
大原大学院大学	大原簿記学校	共用	計	除外部分	合計
	172.90㎡	ホール 階段・エレベーター 57.48㎡			
合計	172.90㎡	57.48㎡	230.38㎡	58.11㎡	288.49㎡

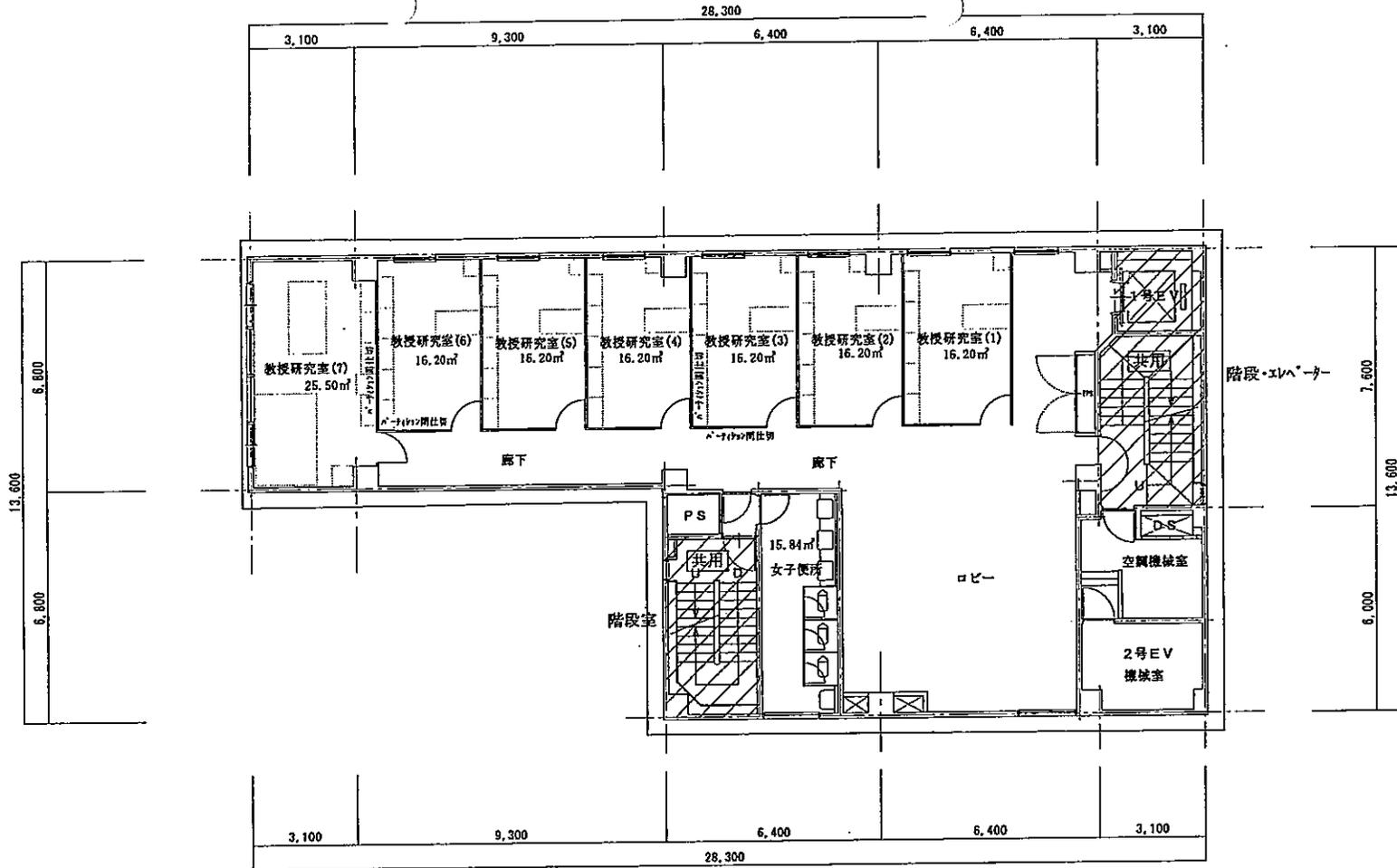
2



用途別床面積				
	大原大学院大学	大原簿記学校	共用	計
		232.28㎡	階段・エレベーター・エスカレーター 62.07㎡	
合計		232.28㎡	62.07㎡	294.35㎡



用途別床面積		大原学院大学	大原簿記学校	共用	計
教授研究室	16.20×6+25.50			階段・エレベーター 38.33㎡	
(1)～(7)	122.70㎡				
職員控室	16.25㎡				
倉庫	20.59㎡				
男子便所	8.09㎡				
女子便所	10.50㎡				
その他	77.90㎡				
合計	256.02㎡			38.33㎡	294.35㎡



用途別床面積				
	大原大学院大学	大原簿記学校	共用	計
教授研究室	16.20×6+25.50 (1)～(7) 122.70㎡		階段・エレベーター 38.33㎡	
女子便所	15.84㎡			
その他	123.48㎡			
合計	262.02㎡		38.33㎡	300.35㎡

2. 組織及び職務分掌規程

第 1 章 総 論

(目 的)

第 1 条 この規程は、学校法人大原学園（以下学園という）の経営組織、職務分掌及び職務権限に関する基本事項を定め、業務の能率的運営及び責任体制の確立をはかることを目的とする。

(組織の構成)

第 2 条 組織は、組織機構、職務分掌事項、職位および職務権限からなる。

(組織機構)

第 3 条 組織機構は、本部、学校、部、課から構成され、それをあらわす組織図は別途定める。

(職務遂行の原則)

第 4 条 各職位の担当者は、組織機構を尊重し定められた職務を責任をもって遂行し、かつ相互に関連のある業務については関係部門と協調し、業務活動が効率的に行われるよう努めなければならない。

第 2 章 理事会等及び役員

(理事会および評議員会)

第 5 条 学園の業務執行の基本方針を決定する機関として理事会をおき、理事会の諮問機関として評議員会をおく。理事会および評議員会の運営については別に定める。

(理事長)

第 6 条 理事長は学園の業務執行の最高責任者として学園を代表し、理事会の定める基本方針に基づき学園業務を統括する。

(理事、評議員並びに担当制)

第 7 条 理事および評議員は学園の業務執行全般について理事長を補佐するほか、理事長が委嘱する部門の業務を担当するとともに理事長に事故あるときは、上席順にその職務を代行する。

2 理事および評議員が担当役員としての任にあるときは、その基本的役割を次のとおりとする。

- ①担当職務に関し、方針・政策を立案し、理事長に建言もしくは理事会の決定、承認をうること
- ②担当職務に関する執行責任者である部長に対し、職能上の指導、援助、調整および勧告を行なうこと
- ③理事長からの特命事項等に関し自らそれを処理すること、もしくはそれを処理するために関連担当部門の執行責任者たる部長に対し、理事長に代わって指揮監督することがあること

(監 事)

第 8 条 監事は学園の業務・会計監査を行なう。

第 3 章 職 務 分 掌

(業務分掌)

第 9 条 各組織機構およびその部門が分掌する主要業務の範囲は別途定める。

第 4 章 職 位

(部門の長)

第10条 各組織機構および部門の長として、つぎの管理職位をおく。

本部——本部長、部長、課長、課長補佐

学校——校長、教頭、部長、課長、課長補佐

(本部長)

第11条 本部に本部長をおく。本部長は理事長の命を受け、所属員を指揮監督し、その部の業務を統括するとともに、第7条第2項の担当役員の職務権限にもとづいて、担当役員の指導、助言を受けることがある。

(校 長)

第12条 学校に校長をおく。校長は理事長及び本部長の命を受け、所属長を指揮監督し、学校の業務を統括する。

(部長・教頭)

第13条 部に部長をおく。部長は本部長および校長の命を受け、所属員を指揮監督し、その部の業務を統括する。校長に事故あるときは教頭もしくは部長がその職務を代行する。

(課 長)

第14条 課に課長をおく。課長は部長（もしくは校長、教頭）の指揮命令に従い、所属員を指揮監督し、その課の業務を処理する。部長に事故あるときは、その部の業務についてその職務を代行する。

(課長補佐)

第15条 課長補佐は、課長の指示命令に従い所属員を指揮監督し、その課の業務を処理する。課長に事故あるときは、その課の業務についてその職務を代行する。

(代理職位)

第16条 必要により代理職位をおくことがある。

第 5 章 職 務 権 限

(職務権限の遂行)

第17条 各職位の担当者はその職務権限の遂行について責任を負い、かつその遂行に必要な権限を有する。

(責 任)

第18条 責任とは、各職位に課せられた職務分掌にもとづいての責任であって、学園の経営方針ならびに諸規程にもとづいて、つぎの責任を負う。

- ①積極的に分担された職務を遂行すべき責任
- ②職務遂行の結果に対する責任
- ③職務遂行の結果について、報告もしくは連絡をなすべき責任

(権限)

第19条 権限とは、学園の経営方針ならびに諸規程に基づき、積極的に職務を遂行することができる権能の範囲であって、つぎの権限を有する。

- ①立案し決裁を求める権限
- ②立案もしくは申請事項の内容等につき審議することの権限
- ③自由裁量により自己の責任において決定する権限
- ④決定したことを自ら実施し、または直属の下位職位（等級者）に指示命令し、実施させる権限
- ⑤所管事項に関し、他の決定・命令権限のある職位に対し、専門的技術的立場より助言、勧告を行う権限。
- ⑥職務遂行の結果を確認するために、報告もしくは連絡を求める権限

(権限の尊重)

第20条 各職位の担当者は組織を尊重し他の職位の職務および権限を侵してはならない。

(権限の行使)

第21条 権限は原則として職務を遂行する立場にある職位の者が自ら行使するものとする。

(権限の委譲)

第22条 各職位の担当者は、自己の職務の一部をその職務遂行に必要な権限とともに下位職位（等級者）に委譲することができる。

但し、その職務遂行状況ならびに結果に対する監督責任を免れることはできない。

(権限の代行)

第23条 前条の権限の委譲を受けた職位は、自己の職名をもってその権限を代行するものとする。代行者は権限代行の結果に対する責任を負うとともに、その経過ならびに結果を委譲者に報告しなければならない。

(報告)

第24条 各職位の担当者は、その職務権限を行使した結果をその上位職位者および関連する他部門の職位に報告しなければならない。

第6章 会議体

(会議体)

第25条 業務運営に関する重要事項について、必要に応じ委員会・会議等の会議体を設置することができる。各会議体の目的、組織形態および運営については別に定める。

(会議体の責任と権限の遂行)

第26条 各会議体における責任および権限は、第17条および18条に準じて負い、かつ有するものとする。この場合においても主たる責任者と従たる責任者を明確にし、その任務を遂行するものとする。

(会議体の改廃)

第27条 各会議体は、毎年度初めに継続、改廃を含め見直しを行い、その旨理事長室に届けるものとする。

附 頁

(施行期日)

この規程は平成7年4月1日より施行する。

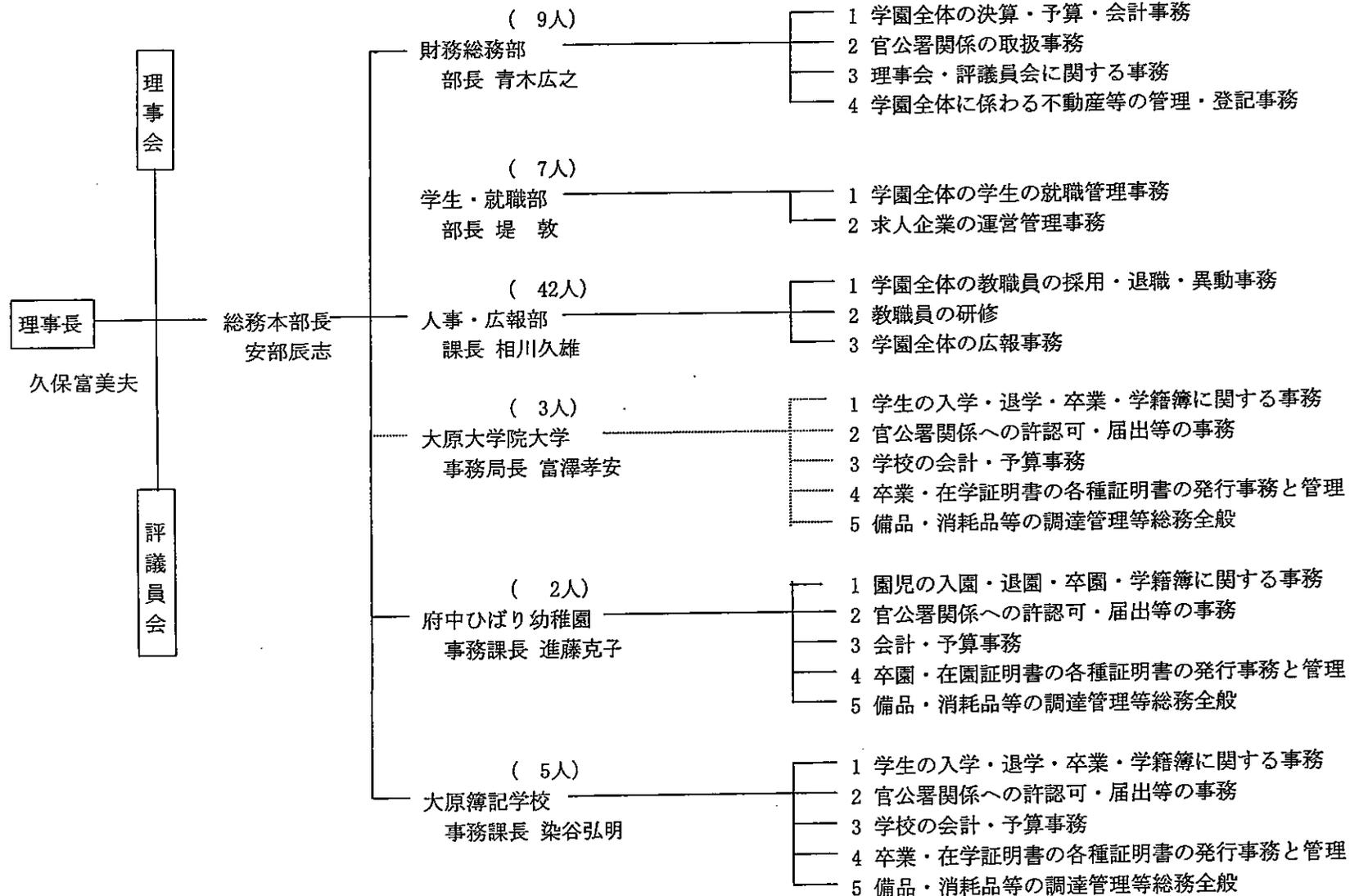
附 頁

(施行期日)

この規程は平成8年4月1日より施行する。

学校法人大原学園の事務組織

(職務内容)



大原大学院大学学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 大原大学院大学は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に定める専門職大学院として、会計・監査及び税務、並びにこれらに関する学術の理論及び応用を教授研究するとともに、広範な実務的教育を施し、人格の陶冶を図り、高度な専門性を備えた深い学識と卓越した能力をもつ職業会計人を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本大学院は、名称を大原大学院大学という。(以下「本大学院」という)

(位 置)

第 3 条 本大学院は、本部の位置を東京都千代田区西神田 2 丁目 2 番 1 0 号に置く。

第 2 章 課程及び学位、研究科、専攻、定員及び修業年限

(課程および学位)

第 4 条 本大学院に専門職学位課程を置く。

2. 専門職学位課程は、高い視点に立ち専門分野における研究を行い、基礎となる学識及び高度な専門性を要する職業会計人等に必要な卓越した能力を養うものとする。
3. 学位については学位規則による。

(研究科)

第 5 条 本大学院に会計研究科（以下「研究科」という）を置く。

(専 攻)

第 6 条 研究科に次の専攻を置く。

研究科	専 攻
会計研究科	会計監査専攻

(定員および修業年限)

第 7 条 本大学院の定員は次の通りとする。

研究科	専 攻	第 1 年次	第 2 年次	合 計
会計研究科	会計監査専攻	30 名	30 名	60 名

2. 修業年限は 2 年とする。なお、必要に応じて大学院学長の許可により修業年限を延長することができる。ただし、その年限は 4 年を超えることはできない。

第 3 章 運 営 組 織

(運営組織)

第 8 条 本大学院に、運営組織として、大学院教授会、会計監査専攻委員会及び大学院事務局を置く。

(大学院教授会)

第 9 条 本大学院に大学院教授会を置く。

2. 大学院教授会は学長、教授、助教授により構成され、毎月 1 回は開催するものとする。また、必要に応じ議長が招集することができる。
3. 大学院教授会の議長は、本大学院の学長とする。
4. 大学院教授会で審議決定する事項は、次に掲げる事項である。ただし、必要な事項は理事会の決議を受けなければならない。
 - (1) 本大学院運営に関する基本的事項や方針
 - (2) 本大学院の予算に関する事項
 - (3) 本大学院に属する教育研究用機器備品の購入及び処分に関する事項
 - (4) 本大学院の寄付行為の変更に関する事項
 - (5) 本大学院の教員の人事に関する事項
 - (6) その他、本大学院の運営に関する事項

(会計監査専攻委員会)

第 10 条 大学院教授会のもとに会計監査専攻委員会を置く。

2. 会計監査専攻委員会は、教授、助教授、講師、みなし専任教員により構成される。
3. 会計監査専攻委員会の議長は、本大学院の研究科長とする。
4. 会計監査専攻委員会は、次の事項を審議するものとする。
 - (1) 研究科で行われる教育課程に関する事項
 - (2) 試験全般に関する事項
 - (3) 本大学院生の入学、退学、除籍、修了に関する事項
 - (4) 本大学院生に対する単位付与に関する事項
 - (5) 本大学院教員の資質維持・向上に関する事項
 - (6) その他、研究科の管理・運営に関する事項
5. 会計監査専攻委員会で審議した上記第 4 項の事項のうち必要なものは大学院教授会に答申し、その審議を受けなければならない。
6. 会計監査専攻委員会は、必要に応じ分科会を設けることができる。分科会は、教務に関する詳細な内容を討議し、これを会計監査専攻委員会に具申することができるものとする。

(事務組織)

第 11 条 本大学院には、事務組織として大学院事務局を置く。

2. 大学院事務局は次の業務を担当する。

- (1) 本大学院の金銭収支に関する全ての事項
- (2) 本大学院生の成績などの管理一般
- (3) 本大学院生の就職に関するオリエンテーションなど就職一般
- (4) 本大学院に関する施設の管理
- (5) 本大学院生の募集に関する広報活動
- (6) 本大学院の卒業生に関する管理とその運営
- (7) その他、本大学院生の事務全般に関する事項

第 4 章 教 員 組 織

(教員組織)

第 1 2 条 本大学院には、次の数の大学院学長、研究科長、教授、助教授、講師、みなし専任教員を置く。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 大学院学長 | 1名 |
| (2) 研究科長 | 1名 |
| (3) 教授 | 7名以上 |
| (4) 助教授 | <u>4名以上</u> |
| (5) 講師 | 必要人数 |
| (6) <u>みなし専任教員</u> | <u>必要人数</u> |

第 5 章 評 価 お よ び 認 証

(自己点検)

第 1 3 条 本大学院は、教育研究の内容などについて、専門職大学院設置基準（平成 1 5 年 3 月 3 1 日文部科学省令第 1 6 号）に照らし、その水準の維持に努め、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育内容の状況に関して自己点検及び評価に努めるものとする。

2. 前項に定める水準を維持する目的から、講義科目の内容及びその方法を評価し、その改善を図るため、本大学院全体で組織的な研修及び研究等を実施するものとする。

(認証評価)

第 1 4 条 本大学院は、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関して、5 年毎に、文部科学大臣が定める認証評価機関に、その評価を委託するものとする。

第 6 章 教 育 方 法 等

(教育研究方法)

第15条 本大学院の教育研究は、本大学院生が履修申請した講義科目を聴講することにより行う。

2. 本大学院の講義は、講義形式だけではなく実践教育にふさわしいゼミ形式などの方法で行うことができる。

3. 本大学院の教育研究は、効果があると認められる高度なメディアを利用した通信教育により実施することができる。

(学年・学期・授業時間)

第16条 本大学院における学年の始期及び終期は、次の通りである。

専攻	始期	終期
会計監査専攻	4月1日	翌年3月31日

2. 本大学院の学期は、前期、後期に分け次の通りとする。

専攻	前期	後期
会計監査専攻	4月1日～9月30日	10月1日～3月31日

3. 本大学院の授業時間は、次の通りである。

第1時限目：午前10時～正午

第2時限目：午後1時～午後3時

4. ただし、上記以外の放課後に、必要に応じ講義を行うことができる。

(休業日)

第17条 本大学院の休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏期休暇 8月中旬から8月下旬までの約2週間
- (4) 冬期休暇 12月下旬から1月上旬までの約2週間

2. 前項の規定にかかわらず、大学院学長が特に必要であると認めるときは、臨時に休業、または休業日に授業を行うことがある。

第7章 入学、休学、退学、除籍

(入学資格)

第18条 本大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における講義科目を、我が国において履修するこ

とにより、その外国の学校教育の16年の課程を修了した者

- (4) 学校教育法施行規則第70条第1項第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
- (5) 上記(1)～(4)に該当しない者で旧教育制度を修了した者、各種大学卒業業者あるいは短期大学卒業業者等については、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、22歳に達した者

(入学手続)

第19条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、次の方法で選考を行い、その入学を許可するものとする。

- (1) 筆記ならびに口述による選考
- (2) その他本大学院で適切と認めた方法

(入学許可)

第21条 前条の選考により入学を許可され、所定の日までに一定の書類と入学金を添えて入学手続きを終えた者に対して入学を認める。

(休学)

第22条 病気その他やむを得ない理由により、3月以上修学することができない者は、大学院学長の許可を得て休学することができる。

- 2. 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、引き続き1年休学を許可することができる。
- 3. 休学の期間は、第7条に定める修業年限には算入しない。

(退学)

第23条 退学する意思のある者は、その理由を記した退学届を大学院学長宛に願い出て、許可を受けなければならない。

- 2. 大学院学長は、大学院生が病気その他の理由により成業の見込みがないと認めるときは、退学を命ずることができる。

(除籍)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、大学院学長が除籍を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項の修業年限を超えた者
- (2) 授業料等の学費の納入を怠り、催促してもなお納付をしない者
- (3) 休学期間を超えても、なお復学できない者
- (4) その他、本大学院で継続学習することが適切でないと認められる者

第 8 章 単位認定及び成績評価

(単位認定)

第25条 履修申請した講義科目は、試験その他の方法によって第29条に定める評価を行い、単位を付与するものとする。

(履修科目単位数の制限)

第26条 本大学院生が各年次において修得できる制限単位数は、それぞれ次のように定める。

専攻	第1年次	第2年次
会計監査専攻	36 単位	36 単位

(既修得単位の認定)

第27条 本大学院が教育上有益と認めるときは、本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した講義科目について修得した単位を、本大学院が修了要件として定める54単位以上の2分の1を超えない範囲で、本大学院における講義科目の履修を修得したものとみなすことができる。

(修得単位)

第28条 会計研究科における会計監査専攻で、受講する講義科目と修得することができる単位は、次に示す通りである。

【会計監査専攻／講義科目及び単位表一覧】

区分	科目名称	科目 No	単位数	必修科目	選択必修科目	選択科目	必要単位	科目数
会計基礎科目	簿記原理	001	2			●	必修 6 単位 以上	必修 3 科目 以上
	原価計算原理	002	1			●		
	基礎簿記Ⅰ	003	2			●		
	基礎簿記Ⅱ	004	2	●				
	財務会計原理	005	2	●				
	基礎監査論	006	2	●				

実践基礎科目	会計職業倫理	007	2	●			必修 20単位 以上	必修 10科目 以上		
	応用簿記Ⅰ	008	2	●						
	応用簿記Ⅱ	009	2	●						
	応用管理会計Ⅰ	010	2	●						
	応用管理会計Ⅱ	011	2	●						
	実践会計論	012	2	●						
	実践監査論	013	2	●						
	商法実務Ⅰ	014	2	●					選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上
	商法実務Ⅱ	015	2	●						
	商法実践	016	2	●						
	ミクロ経済Ⅰ	017	2		●				合計 22単位 以上	合計 11科目 以上
	ミクロ経済Ⅱ	018	2		●					
	マクロ経済	019	2		●					
	実践民法	020	2		●					
民法応用Ⅰ	021	2		●						
民法応用Ⅱ	022	2		●						
応用・発展科目	応用簿記Ⅲ	023	2	●			必修 14単位 以上	必修 7科目 以上		
	特殊管理会計	024	2	●						
	特殊会計実務	025	2	●						
	応用監査論	026	2	●						
	監査知識実務応用	027	2	●					選択必修 2単位 以上	選択必修 1科目 以上
	証券取引法実務	028	2	●						
	租税実務	029	2	●						
	実務所得税法	030	2			●			合計 16単位 以上	合計 8科目 以上
	実務消費税法	031	2			●				
	経営学概論	032	2		●					
	統計学概論	033	2		●					

会計 発展 科目	財務会計演習	034	2			●	選択 10単位 以上 合計 10単位 以上	選択 5科目 以上 合計 5科目 以上
	経理実務演習	035	2			●		
	企業会計実務	036	2			●		
	米国財務会計Ⅰ	037	2			●		
	米国財務会計Ⅱ	038	2			●		
	コストマネジメント研究	039	2			●		
	財表分析実践演習	040	2			●		
	税法実務演習	041	2			●		
	税務会計演習	042	2			●		
	租税法演習	043	2			●		
	企業法Ⅰ	044	2			●		
	企業法Ⅱ	045	2			●		
	企業法演習	046	2			●		
	経済学特講	047	2			●		
	実証経済・統計学特講	048	2			●		
	流通経営論	049	2			●		
	市場分析論	050	2			●		
会計情報システム論	051	2			●			
合計	51 科目	<u>101</u> 単位	20 科目	8 科目	23 単位	<u>54</u> 単位以上	<u>27</u> 科目以上	

(履修上の注意点)

上記四つの科目群の中から次の科目を履修するものとする。

1. 会計基礎科目群の必修科目の中から3科目6単位を履修する。
2. 実践基礎科目群の必修科目の中から10科目20単位を履修し、さらに選択必修科目の中から1科目2単位を履修する。
3. 応用・発展科目群の必修科目の中から7科目14単位を履修し、さらに選択必修科目の中から1科目2単位を履修する。
4. 会計発展科目群の選択科目の中から5科目10単位を履修する。

【学年別標準修得単位表】

科目群	第1年次			第2年次		
	必修科目	選択必修科目	選択科目	必修科目	選択必修科目	選択科目
会計基礎科目群	6	—	—	—	—	—
実践基礎科目群	16	2	—	4	—	—
応用・発展科目群	—	—	—	14	2	—
会計発展科目群	—	—	6	—	—	4
小計	22	2	6	18	2	4
学年次計	30単位			24単位		
履修合計	54単位					

(成績評価)

第29条 各講義科目は、会計監査専攻委員会の定める方法で試験を実施し、下記に掲げる評価のS、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とする。

	評価	得点
評価基準	S 評価	90点以上
	A 評価	80点～89点
	B 評価	70点～79点
	C 評価	60点～69点
	D 評価	59点以下

第9章 修了

(修了)

第30条 本大学院の専門職学位課程を修了するためには、2年以上在学し、所定の講義科目について54単位以上を修得しなければならない。

2. また入学時における学生の実務経験などにより、第1年次の在学期間中に必要と認められる講義科目の履修及び必要な単位数を修得し、かつ卒業後に高度で専門的な知識を発揮する能力が十分に身に付いたと認められる場合は、修業年限の2年に満たない場合でも本大学院を修了する要件を満たしたものとして、その者の修了を許可する。

第10章 検定料、入学金、授業料など

(納付金)

第31条 本大学院の検定料、入学金、授業料（以下「納付金」とする）は、下記に定め

る通りとする。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。
3. 納付済の納付金は、原則としてこれを返金しない。

【会計研究科】

内 訳	納付金額	
検 定 料	20,000 円	
入 学 金	200,000 円	
授 業 料	年 次	会計監査専攻
	1 年次	1,100,000 円
	2 年次	1,100,000 円
教 材 費	200,000 円	
施 設 費	200,000 円	

第 11 章 褒 賞 及 び 特 待 生

(褒 賞)

第 3 2 条 成績優秀な大学院生に対しては、大学院学長はこれを褒賞することがある。

(特待生)

第 3 3 条 本大学院生の中で、特に成績優秀、品行方正にして、他の大学院生の模範となると判断される者、または本大学院入学時において、特に成績優秀で他の入学生の模範と判断される者に対しては、大学院学長は、一定期間における学費の全額または一部を免除することができる。

第 12 章 施 設 及 び 設 備

(教室等)

第 3 4 条 本大学院には、講義室、図書室、医務室等を備えるものとする。

第 13 章 学 則 の 変 更

(学則の変更)

第 3 5 条 本学則を変更する場合は、その内容を大学院教授会による決議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、平成18年 4月 1日から施行する。

この学則の施行について必要な事項は、大学院学長が別に定める。

大 原 大 学 院 大 学

学 位 規 則

(目 的)

第1条 この規則は大原大学院大学（以下「本大学院」という）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、大原大学院大学学則に定めるものは、この限りではない。

(学 位)

第2条 本大学院で授与する学位は修士（専門職）とする。

2. 専門職学位に付する専攻分野の名称は、次の通りとする。

名 称：会計修士（専門職）

英文名：Master of Accounting (Profession)

(専門職学位授与の要件)

第3条 専門職学位は、本大学院会計研究科に2年以上在学し、専攻の所定の単位を修得した者に授与する。

2. 前項の規定にかかわらず、本大学院の在籍中に研究論文などを発表して大きな研究成果を上げた者で、その業績を会計監査専攻委員会で認めた場合は、学位を授与することができる。

3. 本大学院の入学前に取得した単位を本大学院で修得した単位とみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、本大学院の修了要件の最低認定単位数54単位の2分の1である27単位を超えない範囲で本大学院が定める修業期間に在学したものとみなすことができる。

4. 前項の場合においても、本大学院には1年以上在学するものとする。

(審査機関)

第4条 前条の研究論文の審査など、単位修得に関する審査は、会計監査専攻委員会で行うものとする。会計監査専攻委員会の長は、審査の結果を大学院教授会の長に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

(参考資料) 講義等の内容

科目コード	科目名称	講義等の内容
001	簿記原理	<p>経理会計の基本的な知識である簿記の基礎的内容を初歩から指導する。ここで培われる簿記の知識は、この後の会計研究科・会計監査専攻における各講義においても非常に重要である。</p> <p>というのは経理会計の分野では、簿記知識が共通の言語のような意味合いを持ち、簿記独特の計算思考を正しく養うことが、専門的な知識を習得するために必須条件であるからである。</p> <p>ここでは、会計専門職大学院の簿記の入門講義としての特色を生かし、通常の簿記導入教育のような簿記検定試験（例：日本商工会議所主催 簿記検定試験など）受験対策のような講義ではなく、実務での重要な要素はどこにあるのかをわかり易く指導する。</p>
002	原価計算原理	<p>経理会計の領域の中では、製造業に関する領域も必ず取り扱われなければならない。製造業では、物を作り出すということから、通常の簿記とは異なる方法でその記帳が行われることが一般的である。</p> <p>これは工業簿記と呼ばれる記帳技術を基本にするが、その前提になっているのが、製品原価の計算だからである。</p> <p>これらの工業簿記、原価計算は相互関係を有しており、どちらも製造業には重要な意味を持っている。</p> <p>ここでは基礎簿記Ⅰ、Ⅱと同様に初心者を対象にして、この後で履修する管理会計関係の授業の学習研究をする。</p> <p>原価計算の学習にも、その課程にいくつかの段階的なステップがある。これらを順序立てて説明しながら物の原価はどのようにして計算するのか講義を進めたい。</p> <p>ただ残念ながら、現在原価計算の意味合いは、物の原価を計算することよりも、投資計画などの経営政策の基本になっている。これらも踏まえながら講義を進める。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
003	基礎簿記Ⅰ	<p>経理会計における知識は、勘定科目と呼ばれる分類項目を個々に理解していなければならない。これは英会話における英単語などと同じように考えることができる。勘定科目も英単語と同様に、いかにこれらを正確に理解して、正しく使いこなすことができるかが、非常に重要である。</p> <p>経理会計業務は企業内に発生する取引と呼ばれる経済行為を詳細に記録することを基本にする。ここで一番重要なことは、この取引を分類整理するための勘定科目である。</p> <p>この基礎簿記Ⅰでは、会計監査などに際して、多くの勘定科目のうち、どのような勘定科目が重要な意味を持ち、どのような点に注目すべきかを専門家がその経験を踏まえて指導する。</p>
004	基礎簿記Ⅱ	<p>基礎簿記Ⅱでは、基礎簿記Ⅰの延長として、経理会計処理の勘定科目に関して、有形固定資産などの会計処理方法を学習する。もちろんこの中には、新会計基準として重要性のある試験研究費やソフトウェアに関する処理に関する学習も行う。</p> <p>またエクイティーファイナンスに関する新株予約権付社債などに関する一括処理、区分処理などそれぞれの会計処理を学習研究させる。</p> <p>また会計では従来からの手続きと大きく変更が発生している負債性引当金に関する退職給与引当金、またこれに関連する退職給付債務などに関する指導を行う。</p> <p>オーソドックスな論点である、本支店会計や伝票会計などの項目もこの基礎簿記Ⅱで取り上げたいと考えている。</p> <p>いずれの項目も実務における処理や取り扱い、また注意点などを中心に指導して、単に問題の正解を求める方法を指導するのではなく、より実践的な内容を中心にして講義を進める。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
005	財務会計原理	<p>経理会計は、企業の財務内容を記録し報告するという単純な内容から発達したものである。しかし、資本主義経済の発展に伴い、取引が複雑化することも手伝い、その内容は多岐に至ることになってしまっている。</p> <p>経理会計は、取引を記録するという技術である。これは歴史的に発達したものであり、時代がその技術を変化させたに他ならない。この経理会計の背景にあるのは、どのような思考によるものなのか。これを研究するのがこの財務会計原理である。</p> <p>会計学はともすれば、非常に抽象的な内容を学習するだけで終わってしまいがちである。しかし、当大学院では一方的な講義に終始することなく、現在企業で問題になっているような具体的な項目を取り上げ、その会計的な問題点の本質などを討議する講義形式を取り入れて、会社の財務に実践的に踏み込んだ内容の講義を行う予定である。</p>
006	基礎監査論	<p>監査論全般の基礎的な理解を得るための入門的講義である。まず、財務諸表監査の前提となる基本的枠組み（必要性、成立要件、限界）を理解した上で、わが国の証券取引法監査及び商法監査制度の概要を把握する。これら公認会計士により実施される法定監査は、監査基準をその判断の最大の拠りどころとしている。したがってこの監査基準の内容を正確に理解することが必要である。このために平成14年に改訂された現行の監査基準における一般基準、実施基準、報告基準を改訂の背景に照らしながら解説する。具体的には、社会一般の監査に対する期待との乖離を解消するために、適正な内部統制評価を前提にしたリスク・アプローチ思考を導入した経緯を重視していきたい。そして監査の具体的プロセス（計画、実行、報告）を把握し、各フェーズの実施手続の概要を説明する予定である。入門的講義であるので、監査基準委員会報告書などの実務的指針は必要最小限の解説に留め、監査の全般的な基礎知識の取得をめざす。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
007	会計職業倫理	<p>会計職業倫理は会計専門職に就くべき者は、基本的な資質として身に付けていなければならないものである。この講義は、会計専門職として基本的な倫理感を理解して、これにより他の会計科目との関連を深める基礎にさせたい。</p> <p>会計監査に関しては、アメリカにおける大きな不祥事に端を発し、その不正に会計専門家が荷担していたという指摘から、会計専門職に就く者の職業的倫理のあり方が大きく問われている。この会計職業倫理は、公認会計士の国家試験でも試験科目にはなっていないことから、本来持つべき倫理観の教育を受けないまま、監査業務に携わるということが慣例としてまかり通っていた事実がある。</p> <p>公認会計士協会でも、これらの事実を重視して職業会計人の倫理観を育成するために一般的な倫理基本原則、社会的期待、説明責任などを実施している。そこで当大学院では、学生全員に必修科目として、これらの職業倫理についての基本学習を義務付けたい。</p>
008	応用簿記Ⅰ	<p>現在の企業の多くは、企業合併や海外取引また特殊な形態による商品仕入や販売など経済的に多くの影響力を持つ場合が少なくない。これらの取引は、すべて特殊な領域で、その内容も非常に高度である。それ故、その内容の是非については、公認会計士などの職業会計人に判断を仰ぐ場合が多い。</p> <p>この応用簿記Ⅰでは、これらの特殊な取引を過去に実際に発生した企業内の事例を紹介しながら、職業会計人としてどのような判断をしなければならないのか、その判断基準はどこにあるのかを経験談などに基づき紹介して講義を進める。</p> <p>ここまでの学習で、簿記についてはある程度のレベルの知識は身に付いている。これを単なる経理会計の基本的な練習問題の反復練習で終わらせることのないように、より実践的な講座内容にしたい。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
009	応用簿記Ⅱ	<p>応用簿記Ⅰの延長講座として、応用簿記Ⅰでは触れることができなかった論点について学習する。ここでは、株式会社の資本に関する領域を基本にして、資本金勘定、剰余金の諸勘定がどのように取り扱われるかについて学習する</p> <p>特に最近では以前に比べて、会計に携わる者はこの資本に関する専門的な知識を要求される。これらは全てその詳細が商法により規制されているためである。従って資本会計では、商法（会社法）の具体的な規定を数値を使って学習するという側面も持っている。</p> <p>またこれ以外の論点として、外貨建取引に関する会計基準についても学習する。この外貨建会計も現在多くの企業が必要とする会計要素であり、重要な学習項目である。</p> <p>さらに会社合併やキャッシュ・フロー会計などに関しても、それぞれどのような会計処理が行われるのかを学習したい。</p>
010	応用管理会計Ⅰ	<p>オーソドックスな製品原価の計算をその原価の基礎になる原価要素の内訳から研究する。</p> <p>いわゆる製品の原価は、3つの要素から構成されている。これは製品の形成されている基本になっている材料費、人件費、そして製品の製造のために発生する諸経費である。これら3要素の計算方法が実務ではどのように行われているかを研究する。</p> <p>また管理会計は、その製造形態から、計算方法にいくつかの方法がある。これについてそれぞれの業種を具体的に紹介して、どのような企業がどのような計算を採用し、現在それがどのような結果をもたらしているかなどを企業名を挙げるなどしながら講義を進める。</p> <p>また、現在多くの企業で取り入れられている原価計算の方法である、標準原価計算や直接原価計算と呼ばれる内容も講義する。これらは現在の原価計算の主流であり十分な理解がなされるように講義を行う。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
011	応用管理会計Ⅱ	<p>応用管理会計Ⅰの延長講座である。応用管理会計Ⅰでは、原価の計算に関する基礎的な内容にしか触れることはできない。そこで、この応用管理会計Ⅱでは、その内容を一段ステップアップして学習させたい。</p> <p>管理会計の大きな目的は、製品原価を正確に計算してこれを経営戦略に役立てることにあると考えられる。しかしこの考え方は、製品を製造してその後の事後的な要素が多かった。</p> <p>原価計算の価値は、この製品原価の計算をした結果を単に求めるのではなく、この製品原価が企業に何らかのプラスの情報を提供することにその意義を見い出さなければならない。</p> <p>ここでの課題は、過去において、実際の企業はどのような経緯で製造原価を計算して、この原価情報を経営戦略に役立てているかを具体的な計算を紹介しながら学習を進める。</p>
012	実践会計論	<p>正規の学問として位置付けられている会計学を専門性の高いより実践的、体系的な知識として、どのように学生に身に付けさせるのか、これは会計専門職大学院にとっての大きな課題である。しかし、この会計学は、そもそも実務で行われている経理会計を体系立って理論的にしたものである。そのように考えれば、これを専門職大学院で実務の関連付けて学ぶことこそ、まさにその価値に相応すると考えることができる。</p> <p>この実践会計論では、財務会計論の基礎講座で学習した内容を踏まえて、現在企業の中で大きくクローズアップされている会計テーマである連結財務諸表や税効果会計などを取り上げ、これらの制度が我が国に導入までの変遷や、その後の制度の変化などについて講義を行う。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
013	実践監査論	<p>公認会計士が行う業務の中心は会計監査である。これは企業の財務内容が適切であるかを第三者の立場として検査して、その正否を報告することにより行われる。このために公認会計士は、高度な会計的な知識や専門性の高い知識を身に付けていなければならない。さらにこれらの専門的な知識だけではなく、公平な立場に立った判断をしなければならないために、中立性のようなものもその資質として持ち合わせていなければならない。</p> <p>このためにこの講義では、監査に関する内容を監査の主体論、監査の実施論、監査の報告論の三つに分けてそれぞれのテーマに沿った内容で講義を実施する。これらの内容は全て、近い将来監査を行うこととなった場合に、会計的にどこの部分に着目してどのような判断を下せば良いのかを実践的に指導したい。</p>
014	商法実務Ⅰ	<p>企業を取り巻く法律は様々なものが考えられる。その中でもとりわけ商法は、企業と一番密接な関係にあり、商法の枠内でしか企業は行動を許されないとと言っても過言ではない。</p> <p>この科目では、企業が関係する基本的な事項である株式や意思決定機関である株主総会、取締役会など、また企業の資本調達方法、さらに企業再編の内容について商法がどのようにして定められているかを学習する。</p> <p>(具体的学習項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 設立 (総説、発起人、定款、設立登記など) ② 株式 (株券、株主名簿、株式分割など) ③ 機関 (株主総会、取締役会、監査役など) ④ 企業結合と企業分割 ⑤ 会社の整理、解散、清算など

科目コード	科目名称	講義等の内容
015	商 法 実 務 Ⅱ	<p>公認会計士が必要とする商法の知識は、商法実務Ⅰでその全てが習得できるわけではない。企業における専門家として、ある意味では法律家としての専門性も求められる。そこで、企業に発生することが考えられる様々な法的な事例を取り上げながら、そのひとつひとつをどのように解釈しながら解決していけば良いのかを研究する、講師が毎回テーマを決め、これを商法のどの規定に関連させ、過去の判例なども参考にしながら、どのような結論を導き出すのかをディスカッションなどを通じて行っていく。取り上げるテーマも出来るだけ新しい、商法改正に伴う斬新なものを講義のテーマとすることにより、実務現場で問題になっていることを身近に感じさせることを主眼に置く。</p>
016	商 法 実 践	<p>商法実践の学習内容は、株式会社の設立から機関、資金調達などに関してである。</p> <p>それぞれの項目には、会計に関する専門的な知識として必ず身に付けておかなければならないものが多く含まれている。</p> <p>設立に関しては、財産引受、定款の記載事項、設立の瑕疵、株主平等の原則など、株式に関しては、株式譲渡自由の原則、自己株式買受規制、株券の効力発生時期・株券発行前の株式譲渡、失念株など、機関に関しては、議決権に関する考え方、株式会社の機関構造の特色、取締役の行為規制、競合避止義務、取締役の利益相反行為、取締役報酬などに関して、また資金調達に関して、新株発行における既存株主の保護、会社設立と新株発行の比較、新株発行差止原因など、それぞれ学習する。</p> <p>次に現在多くの企業が関心を持つ、企業再編などに関して、商法としてどのような部分に注意をしなければならないか、その法的規制の有無などについて説明する。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
017	ミク回経済Ⅰ	<p>経済学は、営利活動を中心とする経済活動の仕組みを解き明かすためのものである。これらは貨幣経済における人や組織の行動原理を研究するものであるが、人間関係や社会の様々な側面も研究しなければならない。経済学は大きくミクロ経済学とマクロ経済学に分類される。</p> <p>この授業科目は、ミクロ経済Ⅰであることから、個々の消費者や企業の経済活動と総生産、総所得がそれらの間でどのようにして分配されるかを学習研究する。また金融や国際経済などの分析に関する基礎理論に関しても学習研究することになる。</p> <p>このミクロ経済Ⅰでは、経済学の基礎として価格の決定、家計の行動、企業の行動、完全競争市場、不完全競争市場、経済厚生について順次学習する。</p> <p>また国際ミクロ経済学等に関しても比較生産費、貿易の利益、貿易政策などに論究することになる。</p> <p>このミクロ経済Ⅰはこれに関連するミクロ経済Ⅱと関連するために、学生には完全な理解をさせたい。</p>
018	ミク回経済Ⅱ	<p>ミクロ経済Ⅰでは、個々の消費者や企業の経済活動と総生産、総所得がそれらの間でどのようにして分配されるかを学習研究した。また、金融や国際経済などの分析に関する基礎理論に関しても、ある程度の知識を身に付けた。</p> <p>このミクロ経済Ⅱでは、ミクロ経済Ⅰで習得した知識を実際に経済社会の中に当てはめて、経済学が現実の社会の中でどのように機能しているのかを考えてみたい。またいくつかのテーマに関して、担当教員と学生が討論しながら講義を行い、ミクロ経済の本質に迫りたいと考えている。</p> <p>(演習テーマ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家計の行動、企業の行動 ② 完全競争市場 ③ 不完全競争市場 ④ 経済厚生 ⑤ 不確実性と情報 ⑥ 国際ミクロ経済学 ⑦ その他

科目コード	科目名称	講義等の内容
019	マ ク ロ 経 済	<p>マクロ経済学は、個別の経済活動をまとめて集計された大きな経済活動と考えると、その経済活動の指標として何が望ましいのか、また指標の水準や変動の変化の原因はどのようにして起きるのかを国全体として扱くと、どのような考え方をするのか学習研究する授業科目である。</p> <p>この講義もミクロ経済学と同様に、極めて学問性が高いが、マクロ経済学の基本から少しずつその具体例を解いて、その理解を深めるような講義を進めたい。</p> <p>マクロ経済学は、国民所得から学習を開始して、講義の後半では、学習項目の全てに関して演習形式による講義も実施することを予定している。</p>
020	実 践 民 法	<p>企業を取り巻く環境の中でも、特に権利関係である民法の物権と債権に関する知識は重要である。この物権と債権は企業がその財産を保全するためにも是非とも理解しておかなければならないものである。</p> <p>この講座では、企業に関連するこれらの内容を理解するために、民法の基礎から具体的な判例の紹介までを研究する。講義は基礎期は講義形式であるが、後半の講座では、企業に発生する具体的な事例などを講師も含めてディスカッションする討議形式で進め、法律の解釈を掘り下げるような応用的な講義を行う。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
021	民法応用Ⅰ	<p>財務会計に関する法律分野で、しばしば取り扱われる民法に関する内容について、その詳細を実務的観点から学習研究したい。取り上げなければならないテーマが非常に広いために授業科目を2つに区分して、それぞれ民法応用Ⅰと民法応用Ⅱとした。</p> <p>この民法応用Ⅰでは、実践民法(#020)を選択した学生の存在を意識せずに、民法上の法人の定義、取扱いなどから、民法の条文構成の基本である法律行為、意思表示、代理、無効・取消、時効などから順次取り上げて講義を進めたい。</p> <p>また民法の総則関係の内容が、ある程度理解できたら、次は物件についてその詳細を研究させたい。物権の所有権はもちろんであるが、それ以外の担保権などは重要なものから順次学習研究させたい。これ以外にも留置権、質権、など重要な担保権に関しても取り扱いたい。</p>
022	民法応用Ⅱ	<p>ここでは、民法応用Ⅰで取り扱うことができなかった項目である債権などを中心に学習研究したい。</p> <p>債権に関しては、総論として債権の目的、対外的効果、多数当事者の債権関係、債権譲渡、債権の消滅原因などがある。これら各項目を基本から講義形式により学習研究することはもちろんであるが、討論形式なども取り入れ講義を行いたい。</p> <p>この民法応用Ⅱでは、債権各論として契約総論、売買賃貸借、請負、事務管理、不当利益、不法行為などに関しても学習する。</p> <p>民法の講義は前述した通り、基本的な内容に関しては講義形式によるが、その先はできるだけ単位履修のための定期試験用の暗記をさせるのではなく、法的な思考が適切にできるような講義を採用するものとする。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
023	応用簿記Ⅲ	<p>我が国でも、企業の財務内容の報告は、企業集団を全体を一括して示す連結会計が定着した。これは企業の規模が大きくなればなるほど、その財務内容を組織全体として、債権者や株主などの利害関係者に公開する責任を負うからである。</p> <p>現在のこのような企業の財務内容を全体として把握しようとする思考は、企業の合併などの再編が進む中でごく普通の考え方になりつつある。</p> <p>この応用簿記Ⅲではこの連結会計をテーマにして、連結会計の歴史、連結会計の必要性、今後の連結会計の方向性などグローバルな内容で講義を進める。</p> <p>ただ基本的には、まず連結会計における計算に関する知識が必要であるために、ここから重点的に講義をスタートさせることになる。</p>
024	特殊管理会計	<p>現在の管理会計は、製品の製造原価を計算することより、製品を製造するための資本投下をどのようにすれば効率が良いのか、そのための意思決定の手段として使われるケースが多い。</p> <p>これは製品の原価を事後的に計算し、これを生産ラインなどの改善に役立てようという考え方では、メーカー相互間の激しい競争に勝つことは出来ないからである。むしろ事前に、資本投下後の効率を考えて、このための適切な意思決定をすることの方が重要な意味を持つからである。</p> <p>この講義では、この意思決定会計に関する戦略的な方法について、これに成功した事例と失敗した事例を紹介すると共に、具体的な企業名を挙げて、なぜそれが成功したか、失敗したかなどを検討する。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
025	特殊会計実務	<p>会計に関する授業科目は、必修科目であるこの特殊会計実務の履修までに、会計基礎科目群の中から財務会計原理、また実践基礎科目の中から実践会計論を必修科目として履修している。</p> <p>この授業科目では、会計に関する知識の集大成として今までの会計知識を整理することと、会計に関する最後の領域で難易度が高い項目を学習研究することを主眼において講義を進める。会計では、近年大きな会計基準の改訂が行われた。これは従来までの会計制度に大きな変革をもたらした。今後の会計業界では、この新しい会計制度を正しく身に付けた者でなければ、その業務を行うことは不可能である。</p> <p>今回、当専門職大学院に入学する学生は、会計に関しては、最新の会計基準により全ての授業科目が行われることとなっているために、各講義を通じてその知識を吸収させたい。</p>
026	応用監査論	<p>この応用監査論は、必修科目である。この授業科目は基礎監査論(必修科目)、実践監査論(必修科目)を受講していることを前提にしている。実践監査論では、監査に関する内容を基本から学習研究することとしたがこの応用監査論では、一步踏み込んで監査に関する応用的な内容に関して学習研究する。</p> <p>この授業科目では、監査実施論に関する監査計画、試査、不正及び誤謬、確認、分析的手続、監査の品質管理、監査調書などを学習する。</p> <p>さらに監査報告論について、監査報告に関する基礎的概念、報告書の記載区分、監査範囲の制約、意見に関する除外、追記情報、継続企業の前提と監査人の対応などを学習する。</p> <p>また公認会計士として監査をする場合には、連結財務諸表を基礎に行われる場合がある。この際にも個別財務諸表との関連なども重要な意味合いを持っておりこれらに関しても適切な判断が要求される。</p> <p>また中間監査や商法監査制度など、会計監査に関する専門家として会社の監査役と独立した会計監査人としての監査の関係などに関しても学習研究をする必要があり、これらもこの応用監査論の中には学習テーマとして含まれている。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
027	監査知識実務応用	<p>監査知識実務応用は2年次における必修科目である。この授業科目は、基礎監査論、実践監査論、応用監査論の授業科目を履修したことを前提にして、会計監査に関する実務的な知識を最終的に身に付けることを目的としている。</p> <p>会計監査は監査人の意見として監査報告書の内容が記載される。この監査報告は監査の結論という意味を持つが、実は様々な意味を有していることも事実である。そこで、この講義ではこの監査報告書の記載事項がこのあと会社が破綻するなどの状況になった場合に、いったいどのような意義があったのかを検証するような内容を含みながら進めたい。</p> <p>このように現在の監査は「監査基準」だけで行うことは不可能であり、現実には公認会計士協会の公表する「監査実務指針の体系」など公認会計士協会の公表する監査基準委員会報告書の理解が必要不可欠である。</p> <p>講義ではこのような点を踏まえながら、現在の監査がどのような問題点を含みながら行われているのかを検討しながら進めたい。</p>
028	証券取引法実務	<p>証券取引法は、一般の投資家が有価証券に投資を行う際に、投資者の権利を保護するために、有価証券の発行及び売買その他の取引を監視し、その流通を円滑にするためのものである。</p> <p>このために、有価証券を取り扱うことができる機関、株式公開の条件、上場されている企業の財務内容の公開の義務付け、また売買などの制限事項など詳細が定められている。</p> <p>公認会計士は、この株式公開に関する業務に携わることも多いために、法的知識の一環として証券取引法も知っている必要がある。</p> <p>最近、公認会計士などがこの証券取引法に関連してどのような役割を果たしているのか、その具体例を紹介して、今後実務上どのような点に注意しながら、株式公開などの業務を行うべきかを事例を討議させながら講義を進める。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
029	租 税 実 務	<p>我が国の「租税法」について、重要な基礎的事項を概観し、次に個別租税法の税目ごとに詳細に研究する。</p> <p>具体的には、以下のような内容による。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 租税法の概要と特質 (2回) (2) 所得税法実務 (3回) (3) 法人税法実務 (4回) (4) 相続税および贈与税の実務 (1回) (5) 消費税法実務 (1回) (6) 流通税実務 (1回)

科目コード	科目名称	講義等の内容
030	実務所得税法	<p>所得税は個人の所得に課税されることを原則にするが、会社でもこの所得税に関する取り扱いが生ずる。</p> <p>この一番代表的なものが、法人である株式会社が納付する事務処理を国から受託される源泉徴収に関する所得税である。この源泉徴収と呼ばれる所得税の納付は、会社が行わなければならない重要な税金の納付手続きである。</p> <p>この所得税に関する源泉徴収は、個人に関する税金であるにも係わらず、税務署でもその取扱部門が法人課税部門に属している。この源泉徴収に関する所得税などは、企業を取り巻く税実務で欠かすことのできない税務知識を必要とする。</p> <p>本講座では所得税の基礎知識を説明しながら所得税実務全般を学習し、さらに源泉徴収に関する所得税法の規定を講義する。</p> <p>具体的に源泉徴収を巡る各規定などを学習し、さらに実際と同じ実務を適時模擬体験しながら所得税実務を修得させる。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(13 熊王 征秀)</p> <p>第11回目～第15回目までの退職時の源泉関係、法定調書など。</p> <p>(14 高橋 敏則)</p> <p>第6回目～第10回目までの住宅借入特別控除から年末調整関係まで。</p> <p>(講師 阿部 琢也)</p> <p>第1回目～第5回目までの源泉徴収制度の詳細について担当する。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
031	実務消費税法	<p>消費税に関する知識は、税理士、会計士、企業の経理担当者にとっては絶対必要不可欠なものとなっている。これからの時代は、消費税を知らない職業会計人は生き残っていけないと言っても決して言い過ぎではない。</p> <p>しかし、実務の現場では未だに消費税に関する正しい知識の無いままに、いわば見よう見まねで日常業務をこなしている職業会計人が多数存在するのが現実である。</p> <p>消費税を正しく理解するためには、単に課税か非課税かということを確認科目で確認するのではなく、法令に基づく課税体系の基本をしっかりと理解することが大切であると強く感じている。</p> <p>本講座では、消費税の概要についてまず学習した上で、課税対象取引と非課税取引、免税取引の理解に重点を置いて講義を進めたいと考えている。</p>
032	経営学概論	<p>経営学は企業などの組織そのものを研究する学問である。このために企業の経営意識をどのように考えるか、その体系的な理論構成をすることが、経営学の研究であった。もちろんこの科目でもこれらの伝統的な経営理論の研究はする。しかし現在経営学に求められているのはこのような伝統的な理論を反復研究することではない。現在の経営学は、企業における組織間関係やファイナンス理論と呼ばれる投資理論を学ぶことである。</p> <p>これからは、どのような方法で組織が運営されているのかではなく、理想的な組織経営や投資家により有効な投資をさせるためにはどのような組織を作り上げれば良いのかを研究することが経営学の課題である。</p> <p>当大学院でも、この新しいファイナンス理論を学ぶことを主眼として討論などを取り入れた講義を実施していきたい。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
033	統計学概論	<p>現在、意思決定を行う際にこの統計学が基礎になっている場合が多い。統計学は多くの要素を持つデータを解析して、そのデータの分析結果から何らかの性質を結論付けようとするものである。</p> <p>統計学は記述統計学と推計統計学に分類できる。</p> <p>(記述統計学)</p> <p>サンプリングしたデータの平均、分布や偏差を計算して、データの示す傾向や性質を調べる。いわゆる古典的な統計処理を示す。</p> <p>(推測統計学)</p> <p>あるモデルを想定して、データがモデルから予想されるような性質を持つかどうか検証する、こちらが近代的な統計学の分野である。</p> <p>この講義では、古典的な手法である記述統計学から推計統計学までの全ての範囲について研究する。特に記述統計学では、実際の企業の何らかのサンプルを使用してその企業の傾向や性質などを明らかにして、これについて教員を含めて討議をして研究レポートを作成させる。</p>
034	財務会計演習	<p>戦後、我が国における会計制度は、その経済的な成長と共に大きく変化してきた。会計は、ある意味では経済社会を支える重要なルールとしての意味合いを持つと同時に、経済を変化させる要因にもなる要素も持っている。</p> <p>この講義では、演習として各テーマごとに会計的な任務、歴史から現在我が国で変革が起きている会計制度についてその詳細を研究したい。またこの会計制度そのものが専門家の間で、どのように論議されたのかその経緯などにも触れたい。</p> <p>会計は前述した通り経済に大きな影響を受けているが、現在の改革はバブル経済崩壊後にどのような必然性から変革を求められているのかを学生と考えたい。</p> <p>大学院を卒業して、会計あるいは監査に関する業務を担当する際にも、ここで共に学んだ知識が、学問という範疇を抜け出て、歴史的事実あるいは経済的事実として理解されているようなものになるように講義を進めたい。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
035	経理実務演習	<p>経理会計を簿記知識として習得した学生に、実際の企業内ではどのような方法により経理が行われているかを説明し、現実に経理現場に関する処理システムについて理解を深めさせる。</p> <p>現在教育機関などで一般的に取り上げられている簿記教育は各種検定試験や国家試験の受験を前提に行われており、これらの教育機関の簿記教育に関する講師も実際に経理現場でどのような経理会計が行われているか、その現実は認識していない現状がある。</p> <p>そこでこの講義では、ある程度の経理や簿記知識を修得した学生に対して、現実に行われている業務内容に関して理解をさせることを目標にして演習を進めたい。</p> <p>この講義では、指定された解答欄に正解を埋めるのではなく、正解が幾通りもある経理に関する作業をさせることにより、会計担当者の任意性がいかに重要かを理解させ、監査論など他の科目との関連についても理解させたい。</p>
036	企業会計実務	<p>この講義では、実際の企業がどのような経営戦略を構築し、また、その戦略の実行のためにどのような具体的な方策をとり、それが最終的にどのように企業会計上表現されたかを理解してもらうことを目標としている。</p> <p>第1回から第7回の講義で、企業の財務担当者(CFO)が重要と考える会計上の数値あるいは経営上の目標を一つ選び、そのテーマに応じた企業の際立った事例を解説する。また、第8回から第12回までの講義で、敵対的M&Aと友好的M&Aの比較、ディスクロージャーとIRとの関係、日本の会計基準と国際会計基準の比較等、最近の実務においてトピックとなっている事項を具体例を交えて解説する。</p> <p>また、最後の3回の講義で、学生に新聞や雑誌等で報じられた企業の行動が、企業会計上でどのように表現されたかを示す事案を一つ抽出してもらい、それまでに学習した知識に基づき、その事案の分析・解説をさせたい。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
037	米国財務会計 Ⅰ	<p>ビジネスのグローバル化により、海外での資金調達、海外子会社との連結決算業務、海外企業との M&A などの機会が増えており、国際的な会計ルール取得の必要性はますます増してきている。</p> <p>本講義では、英文財務諸表を修得し、基本的な英文財務諸表を理解できる能力を養うことを目標として米国における会計処理やその考え方などの説明も踏まえて、全体の概要を説明することとしている。</p> <p>基本的には、米国会計基準による会計処理を中心に学習するが、その背後にある会計理論なども興味を持てるように日本の会計との比較なども通じて、この次のステップである米国財務会計Ⅱの学習にも繋げていくような講義もしたい。</p> <p>また、エンロンなどの一連の不正会計事件を通して、近年、内部統制の強化が推し進められているが、本講義においてもその内部統制の一端を概観していくことになる。</p>
038	米国財務会計 Ⅱ	<p>2005 年から欧州連合 (EU) 域内の上場企業約 8 千社に国際会計基準の導入が義務づけられた。「会計ビッグバン」という言葉が人口に膾炙して久しいが、実務上もいよいよ国際会計基準の知識の必要性が大きくなってきたと言える。米国の会計学は世界の会計学をリードしてきたこともあり、「国際会計基準」を理解するためにも、大いに役立つことは言うまでもない。</p> <p>本講座では、「米国財務会計Ⅰ」の基礎知識をベースに、財務諸表に表示される各勘定の会計処理及び報告方法を地道に学習していく。最初に現金勘定を扱うが、一見簡単に思えるこの勘定の扱いでも日米の文化の差異が生じる。後半では、米国会計の特徴の 1 つでもある時間価値という概念を学習し、その応用例として社債の償却方法や投資について扱う。さらに、資本の部では最近会計処理の変更があったストック・オプションまでも視野に入れて講義を進める。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
039	コストマネジメント研究	<p>コストマネジメントの目的は利益業績の改善にあり、コストの引き下げあるいは削減が本当に利益の維持・拡大に結びついたかどうかを分析することが重要である。コストマネジメントは管理会計もしくは原価計算といった会計的なフィールドだけでなく、IEやVEといった管理工学的なフィールドからのアプローチも必要であり、実務にあっては、これらを融合した形でコストマネジメントが実践されている。</p> <p>本講義では、会計的及び管理工学的、両フィールドを見据えた上でコストマネジメントの検討を試みつつ、コストを対象にプランニングとコントロールの効果的な統合を指向するコストマネジメントについて、実際の生きた事例を取り上げ解説していく。</p>
040	財表分析実践演習	<p>経営分析は管理会計の領域の中ではマネジメント・コントロールの領域に位置づけられる。経営分析は、その情報利用者の利用目的により外部評価と内部評価の2つに分けられる。企業外部の主に投資家・与信者といった立場から信用分析や投資分析を行うのが外部評価であり、経営管理者の立場から経営戦略立案や経営管理に有効な情報提供を行うことを目的に行われるのが内部評価である。</p> <p>本演習では、外部評価、内部評価いずれの立場からも企業の現状や問題点、さらには将来性などを明らかにし、必要な対策を講じられるように配慮して進める。その際、財務諸表の分析だけにとどまることなく、企画・開発・購買・製造・販売・労務など、企業における個別活動領域についても理解を深めていく。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
041	税法実務演習	<p>現在の企業は、我が国の定める税法に従い様々な租税を納付しなければならない。我が国の租税体系は、国税、地方税また直接税、間接税と複雑怪奇であり、どのような租税を企業が納付しているかは、専門家であってもその体系を理解している者は数少いと言わざるを得ない。</p> <p>そのような租税体系の下で租税に関する納付額の節約に関して、その戦略を構築することは非常に重要である。この戦略を考える場合には、各税法の個々の規定を専門的に理解しているだけでは、企業全体が納付する税金の全体の感覚を把握することはできない。</p> <p>この講義では、各税法の個々の規定や体系ではなく、我が国の租税全体を考察して、企業がどのような税金を納付するのかを全体構造の中で研究したい。</p> <p>また我が国の税法は、経済の発展と共に大きく変化している。これは単に経済変化だけによるものではなく、各企業が節税として行った手続きを排除するための規定も多く存在する。この講義では、これまでの我が国における企業の節税策と国の節税策是正措置に関する解説なども試みたい。</p>
042	税務会計演習	<p>この講義では、実際の企業がどのような租税戦略を構築し、また、その戦略の実行のためにどのような具体的な方策をとっているのかを理解してもらうことを目的としている。</p> <p>講義内容としては、主として、企業会計と課税所得の関係と相違について解説するが、企業再編の税務、連結納税制度、証券化の税務及び国際税務等の税法特有の問題や最近の実務においてトピックとなっている事項も、具体例を交えて解説する。</p> <p>また、最後の3回の講義で、学生に新聞や雑誌等で報じられている企業の租税に関する行動や問題の事案を一つ抽出してもらい、それまでに学習した知識に基づき、その事案の分析・解説をさせたい。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
043	租税法演習	<p>本演習では、まず我が国の「租税法」における「法源」、「体系」及び「手続」などについて、深く研究する。</p> <p>「租税法」は、我が国の法学領域において最も新しい分野である。それだけに十分な成熟した法学の体系が存在するとは言い難いところである。従って、極めて多角的かつ他面的に研究することとする。</p> <p>これらの研究を基礎的な土台として、企業にとって最も重要な係わりを持つ「法人税法等」（租税特別措置法及び地方税法等を含む）の「個別租税法」について、具体的に解明することとする。</p> <p>さらに、企業の経営活動に関わる取引などに深く影響をもつ「消費税法等」（地方消費税を含む）についても、法令などの解釈を中心に深く究明することとする。</p>
044	企業法Ⅰ	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに、会社法ないし企業法を理解するために必要な法の基本的知識を学ぶ。法の特徴・種類、法の体系、裁判制度、法の解釈と適用、法律的なものの考え方、民事訴訟手続の考え方と方法、刑事法の考え方、刑事訴訟手続の考え方と方法などについて取り上げる。 2. 次に、一般法である民法、特別法である商法、さらには会社法を含めた全体系を説明する。 3. 新しく成立した会社法の体系を説明する。 4. 会社法の主要項目毎に論点を解説する。各論点について、編・章・節の構成、条文の定義、趣旨、関連性、狙い、問題点、意見の相違、社会的な意義、各企業の対応などを解説する。各論点について、従来の会社法と対比しつつ改正点について順次取り上げ分析し、相互の関連性を摘示しつつ、会社法への総合的な理解を深める。 5. この講義では、特に最近の経済社会の変化、現実の企業の組織、実際の運営などについて解説し、商法及び会社法を身近なものとして実感を持って理解できるよう指導していく。

科目コード	科目名称	講義等の内容
045	企業法Ⅱ	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに、企業活動に必要な法の範囲、企業と法のかかわり、法に対する考え方などについて解説する。 2. 次に、事業の組織及び運営に関する法（会社法）について4回にわたりやや詳細に説明する。ここでは、企業の組織及び運営方法について、その種類・特徴・問題点などについて解説する。 3. 続いて、企業の営業活動・取引活動について3回にわたりその要点を解説する。民法・商法総則・商行為法が対象となる。 4. 第8回は、企業取引と決済について解説する。手形法・小切手法が対象となる。第9回は、インターネットを用いた取引すなわち電子商取引法が対象となる。 5. 第10回は債権の保全と回収、第11回は消費者法と労働法・社会保障法などを解説する。第12回は経済法、第13回は知的財産法、第14回は国際取引法、民事訴訟法・国際民事手続法などを取り上げ、企業で必要な法律について解説する。
046	企業法演習	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商法の各分野における主要な判例を小グループで検討する。メンバーはそこに主体的に参加し、自らの検討結果を発表する。参加者はその発表を基に意見を交換する。 2. 取り上げる判例は、第1回から順に、会社法総則に関する判例、会社の設立に関する判例、株式に関する判例、株主総会に関する判例、取締役・取締役会に関する判例、監査役に関する判例、新株の発行に関する判例、会社の計算に関する判例、会社の組織変動に関する判例、合同会社・合名会社・合資会社に関する判例である。 3. 毎回、指定した判例について、あらかじめ定めた担当者が、調査・分析を行い、その結果を発表する。その発表を基に、質疑応答を行いながら検討を加え、最後に解説を行う。 4. この一連の過程を通じて、法律問題の考え方、検討の加え方、まとめ方などを学ぶ。

科目コード	科目名称	講義等の内容
047	経済学特講	<p>本教科は、現在の経済学体系の基礎となっている新古典派のミクロ、マクロの諸理論を、学説史的関連のもとにその理解の確認を行い、現実経済社会の変化、発展にともない既存の理論を深化、拡張し、あるいは新たな課題に光を当てつつある新古典派以降の重要な研究成果を習得し、今日的課題に対する理論的有効性の考察を内容とする。</p> <p>経済学は、社会科学のなかにおいて理論展開の論理的演繹的厳密性とともにもその結論の現実適合性の検証を重視する学問であり、その学習には特にミクロ、マクロの区分を超えて理論相互の有機的関連の理解の中で現実経済社会の諸問題の分析、解明に当たる姿勢が肝要である。本教科は、そのような高次元の発展的経済学学習の経験が、現実経済社会での専門職従事者としての受講生の将来職業生活を、具体的経済問題に対する的確な基本認識として理念的に根底で支えるものとなることを願いとする。</p>
048	実証経済・統計学特講	<p>本教科は、基礎的統計学知識の整理、再確認の後、より一般化された事象への統計理論適用の習得をはかるとともに、不確定要素を持つ統計情報の適切な理解と使い方、及び現実経済社会の相互関連事象に対しての一般化された統計理論とその適用方法の習得を狙いとする。</p> <p>学習の主要内容は、まず、具体的事象についての限られた統計情報からその作用メカニズムの本質に接近する方法の習得、理解の後、伝統的 Neyman-Pearson 流の統計理論に基づく推定、検定手法を一般化された事象へ拡張、展開すると同時に、より新しい統計理論である Bayes 流統計学の一端を習得する。さらに、これらの統計理論の経済体系への適用として、計量経済学の中心課題である時系列、連立体系パラメータ推定及び経済予測の問題を学習する。最後に、本来、不確定条件下での行動を使命とする企業経営に対する統計学の適用問題にも触れる。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
049	流通経営論	<p>欧米の巨大流通企業の経営はどのように実行されているのか、我が国の流通企業との差異は何かを明らかにすることを主眼とする。また、なぜ欧米の巨大流通企業は未だわが国で成功例が少ないのか。これは流通分野だけでなく、製造分野にもあてはまる事である。企業経営の出発点になるのは、環境認識であるが、欧米とわが国の消費者行動の相違、企業行動を制約する文化・社会等の制度的枠組みからのアプローチが試みられる。</p> <p>流通企業といっても、業種・業態によって成長・衰退の局面が異なるが、どうして業種・業態間に差が生じるのか、衰退している業態の転換は可能であるかなど、外部公表データ等を用いて検討する。また、新しい業態の可能性を探求するために、わが国と欧米流通企業の発展史を研究する。それはどのような社会・文化状況で可能であったのかを分析することである。</p>
050	市場分析論	<p>企業は、自己の存続を図ったり、利益をあげるなどの目標を達成するために、市場を評価し、働きかけたり、働きかけられたりすることになる。しかし、取り巻くすべての事物や状態が、主体である企業や消費家計に同じ意味を持つのではなく、その影響の度合いは異なるといえる。そのように、主体が評価・判断した市場は有効市場である。</p> <p>より一般的には、市場環境は限定した範囲や側面で捉えられることになる。マーケティングの市場環境には、経済だけでなく、社会、文化、法律、技術、国際化などが含まれることになるが、企業ごとに有効市場環境は異なる。</p> <p>企業にとっての市場環境の魅力度はどのように測られるのか。それが高い時、逆に、低い時にはどのような行動が選択されるか。更には、消費者に魅力度を高めるためにどのような戦略が有効であるかを探求する。</p>

科目コード	科目名称	講義等の内容
051	会計情報システム論	<p>基本的に会計における情報処理システムのあり方を指導する。また会計情動的な諸概念や会計に必要な基本システムの使用方法やパッケージ・ソフトの使い方について実習する。これにより情報処理に強い会計専門職を育成することを目標にする。会計は情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を認識し、測定し、伝授する過程である。これは、そのまま情報処理に通じる概念であり、いかに情報を迅速に正確に伝えるかにその重要性がある。会計とITの知識は関連性が非常に高いが、現実には会計に関する専門家はITの知識が乏しく、端末を操作し出力される資料を分析することに終始するのが現状である。</p> <p>この講義では、会計システム論の基本を学習することを基本にするが、さらにその先のIT関連の知識を学ぶことを前提にして講義を展開したい。</p>

教員の氏名等を記載した書類

(会計研究科 会計監査専攻)

前判定結果	個人論議の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講義	演習	実験・実習	計	
		専	教授	ナカムラ タダシ 中村 忠 (歳) (平成18年4月)	応用簿記Ⅰ 応用簿記Ⅱ 財務会計演習	(後) 2 (後) 2	(後) 2		(後) 6	(平成14年4月)
		専	教授	サイトウ スズ 齋藤 奏 (歳) (平成18年4月)	租税実務 租税法演習	(前) 2	(後) 2		(前) 2 (後) 2	(平成17年4月)
		専	教授	タカシマ マコト 高島 忠 (歳) (平成18年4月)	経済学特講 実証経済・ 統計学特講	(後) 2	(後) 2		(後) 4	
		専	教授	カラサキ ヒロキ 唐澤 宏明 (歳) (平成18年4月)	企業法Ⅰ 企業法Ⅱ 企業法演習	(前) 2 (後) 2	(後) 2		(前) 2 (後) 4	(平成9年4月)
		専	教授	エダ ミチヲ 江田 三喜男 (歳) (平成18年4月)	流通経営論 市場分析論	(後) 2	(前) 2		(前) 2 (後) 2	(平成17年4月)

前判定結果	個人履歴の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講義	演習	実験・実習	計	
		専	教授	ヤマサ ハロ 山北 晴雄 (歳) <平成18年4月>	特殊管理会計 コストマネジメント 研究 財務分析実践 演習	(前) 2 (前) 2	(後) 2	(前) 4 (後) 2	(平成12年4月)	
		専	助教授	タノ ヒロキ 鷹野 宏行 (歳) <平成18年4月>	財務会計原理 実践会計論	(前) 2 (後) 2		(前) 2 (後) 2	(平成8年4月)	
		専	教授	ミツキ シノブ 三森 茂郎 (歳) <平成18年4月>	商法実務Ⅰ 商法実務Ⅱ 商法実践	(前) 2 (前) 2 (後) 2		(前) 4 (後) 2	(平成16年4月)	
		専	助教授	カシラ サチ 江頭 幸代 (歳) <平成18年4月>	原価計算原理 応用管理会計Ⅰ 応用管理会計Ⅱ	(前) 1 (前) 2 (後) 2		(前) 3 (後) 2	(平成16年4月)	
		専	助教授	ナノ ヒロ 中野 宏 (歳) <平成18年4月>	ミクロ経済Ⅰ ミクロ経済Ⅱ マクロ経済	(後) 2 (前) 2 (後) 2		(前) 2 (後) 4	(平成14年4月)	

前判定結果	個人調書の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講義	演習	実験・実習	計	
		実 専	教授	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月) 利加 功 堀川 洋 (歳) (平成18年4月)	簿記原理 基礎簿記Ⅰ 基礎簿記Ⅱ 経理実務演習	(前) 2 (前) 2 (前) 2 (前) 2			(前) 8	(昭和60年9月)
		実 専	教授	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月) カカ マサ 古川 行正 (歳) (平成18年4月)	会計職業倫理 監査知識 実務応用	(後) 2 (後) 2			(後) 4	(平成15年7月)
		実 専	助教授	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月) カカ マサ 熊王 征秀 (歳) (平成18年4月)	実務所得税法 実務消費税法	(後) 0.6 (後) 2			(後) 2.6	(平成9年7月)
		実 専	教授	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月) カカ トシ 高橋 敏則 (歳) (平成18年4月)	実務所得税法 税法実務演習	(後) 0.7 (前) 2			(前) 2 (後) 0.7	(平成元年10月)
		実 専	教授	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月) ヤマダ アリト 山田 有人 (歳) (平成18年4月)	企業会計実務 税務会計演習	(前) 2 (前) 2			(前) 4	(平成12年7月)
		実 専	教授	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月) スエダ ヒロキ 末益 弘幸 (歳) (平成18年4月)	基礎監査論 実践監査論 応用監査論	(前) 2 (後) 2 (前) 2			(前) 4 (後) 2	(平成10年4月)

前判定結果	個人編號の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講義	演習	実験・実習	計	
		専	教授	マツト ヨウタロウ 松土 陽太郎 (歳) (平成18年4月)	証券取引法 実務 特殊会計実務	(後) 2 (前) 2			(前) 2 (後) 2	(平成15年4月)
		兼任	講師	フジタ マコト 福田 真之助 (歳) (平成18年4月)	会計情報 システム論	(後) 2			(後) 2	(平成13年1月)
		兼任	講師	タニタ アキラ 谷田 充明 (歳) (平成18年4月)	経営学概論	(前) 2			(前) 2	(平成2年10月)
		兼任	講師	ヤマモト タケシ 山本 武 (歳) (平成18年4月)	実践民法 民法応用Ⅰ 民法応用Ⅱ	(後) 2 (前) 2 (後) 2			(前) 2 (後) 4	(平成9年10月)
		兼任	講師	サトウ コノエ 佐藤 恒之介 (歳) (平成18年4月)	応用簿記Ⅲ	(前) 2			(前) 2	(平成7年10月)
		兼任	講師	ツチヤ ヒロフミ 土谷 洋平 (歳) (平成18年4月)	統計学概論	(後) 2			(後) 2	(平成16年9月)

前判定結果	個人履歴の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講義	演習	実験・実習	計	
		兼任	講師	イヅカ 昭夫 石塚 昭夫 (歳) (平成18年4月)	米国財務会計Ⅰ 米国財務会計Ⅱ	(前) 2 (後) 2			(前) 2 (後) 2	(平成13年9月)
		兼任	講師	アベ タクヤ 阿部 琢也 (歳) (平成18年4月)	実務所得税法	(後) 0.7			(後) 0.7	(平成7年9月)

教員の氏名等を記載した書類

(会計研究科 会計監査専攻)

前判定結果	個人調書の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講義	演習	実験・実習	計	
		専	教授	ナカムラ タツシ 中村 忠 (歳) (平成18年4月)	応用簿記Ⅰ 応用簿記Ⅱ 財務会計演習	(後) 0.7 (後) 0.7	(後) (後) 2	(後) 3.4	(平成13年4月)	
		専	教授	サイトウ ススム 齋藤 奏 (歳) (平成18年4月)	租税実務 租税法演習	(前) 0.7	(後) 2	(前) 0.7 (後) 2	(平成17年4月)	
		専	教授	タカシマ マコト 高島 忠 (歳) (平成18年4月)	マクロ経済 経済学特講 実証経済・ 統計学特講	(後) 0.7	(後) 2 (後) 2	(後) 4.7		
		専	教授	カサハラ ヒロアキ 唐澤 宏明 (歳) (平成18年4月)	会社法Ⅰ 会社法Ⅱ 会社法演習	(前) 2 (後) 2	(後) 2 (後) 2	(前) 2 (後) 4	(平成9年4月)	
		専	教授	エダ ミチオ 江田 三喜男 (歳) (平成18年4月)	流通経済論 市場分析論	(後) 2 (前) 2	(前) 2 (後) 2	(前) 2 (後) 2	(平成17年4月)	

前判定結果	個人調査の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講 義	演 習	実 験・ 実 習	計	
		専	教授	ヤマキタ ハルオ 山北 晴雄 (歳) (平成18年4月)	特殊管理会計 コストマネジメント 研究 財務分析実践 演習	(前) 2 (前) 2	(後) 2		(前) 4 (後) 2	(平成12年4月)
		専	助教授	タノ ヒロユキ 鷹野 宏行 (歳) (平成18年4月)	財務会計原理 実践会計論 特殊会計実務	(前) 2 (後) 1.2 (前) 1.3			(前) 3.3 (後) 1.2	(平成17年4月)
		専	助教授	イケノ シンカ 池島 真策 (歳) (平成18年4月)	商法実務Ⅰ 商法実務Ⅱ 商法実践	(前) 2 (前) 2 (後) 2			(前) 6 (後) 2	助教授 (平成16年4月)
		専	助教授	エガシラ サチ 江頭 幸代 (歳) (平成18年4月)	原価計算原理 応用管理会計Ⅰ 応用管理会計Ⅱ	(前) 1 (前) 2 (後) 2			(前) 3 (後) 2	(平成16年4月)
		専	助教授	ナノ ヒロユキ 中野 宏 (歳) (平成18年4月)	ミクロ経済Ⅰ ミクロ経済Ⅱ マクロ経済	(後) 2 (前) 2 (後) 1.3			(前) 2 (後) 3.3	(平成14年4月)

前判定結果	個人調書の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講義	演習	実験・実習	計	
		Ⓐ Ⓑ	教授	フリガナ 利加 功 堀川 洋 (歳) (平成18年4月)	簿記原理 基礎簿記Ⅰ 基礎簿記Ⅱ 経理実務	(前) 2 (前) 2 (前) 2 (前) 2			(前) 8	
		Ⓐ Ⓑ	教授	フリガナ 古川 行正 (歳) (平成18年4月)	会計職業倫理 監査知識 実務応用	(後) 2 (後) 2			(後) 4	(平成16年4月)
		Ⓐ Ⓑ	助教授	フリガナ 熊王 征秀 (歳) (平成18年4月)	実務所得税法 実務消費税法	(後) 0.5 (後) 2			(後) 2.5	(平成9年7月)
		Ⓐ Ⓑ	教授	フリガナ 高橋 敏則 (歳) (平成18年4月)	実務所得税法 税法実務演習	(後) 0.7 (前) 2			(前) 2 (後) 0.7	(平成8年7月)
		Ⓐ Ⓑ	教授	フリガナ 山田 有人 (歳) (平成18年4月)	企業会計実務 税務会計演習		(前) 2 (前) 2		(前) 4	(平成12年7月)
		Ⓐ Ⓑ	教授	フリガナ 末益 弘幸 (歳) (平成18年4月)	基礎監査論 実践監査論 応用監査論	(前) 2 (後) 0.7 (前) 0.8			(前) 2.8 (後) 0.7	(平成17年1月)

前判定結果	個人履歴の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講義	演習	実験・実習	計	
新規 新規 新規	⑩	専	教授	マツト ヲウタロウ 松土 陽太郎 (歳) <平成18年4月>	証券取引法 実務 実践会計論 特殊会計実務	(後) 2 (後) 0.8 (前) 0.7			(前) 0.7 (後) 2.8	(株)アmend 創己塾 顧問
—	18	兼任	講師	フクダ マコノスケ 福田 真之助 (歳) <平成18年4月>	会計情報 システム論	(後) 2			(後) 2	(株)マルブン 代表取締役 (平成13年1月)
—	19	兼任	講師	ヤタ シツキ 谷田 充明 (歳) <平成18年4月>	経営学概論	(前) 2			(前) 2	協和監査法人 非常勤 (平成2年10月)
—	20	兼任	講師	ヤマモト タケ 山本 武(歳) <平成18年4月>	実践民法 民法応用I 民法応用II	(後) 2 (前) 2 (後) 2			(前) 2 (後) 4	公認会計士講座 専任講師 (平成9年10月)
—	21	兼任	講師	サトウ コノスケ 佐藤 恒之介 (歳) <平成18年4月>	租税実務	(前) 1.3			(前) 1.3	新日本監査法人 非常勤 (平成7年10月)
—	22	兼任	講師	スズキ タツヤ 鈴木 達哉 (歳) <平成18年4月>	実践監査論 応用監査論	(後) 1.3 (前) 1.2			(前) 1.3 (後) 1.2	大原学園 公認会計士講座 専任講師 (平成9年10月)

前判定結果	個人履歴の番号	専任 兼担 兼務 の別	職名	フリガナ 氏名(年齢) (就任予定年月)	担当授業 科目名	毎週担当 授業時間				現職 (就任年月)
						講 義	演 習	実 験・ 実 習	計	
		兼任	講 師	コマツ シゲヒロ 小松 茂博 (歳) (平成18年4月)	応用簿記Ⅰ 応用簿記Ⅱ 応用簿記Ⅲ	(後) 1.3 (後) 1.3 (前) 2			(前) 2 (後) 2.6	(平成4年9月)
		兼任	講 師	ツチヤ ヨウヘイ 土谷 洋平 (歳) (平成18年4月)	統計学概論	(後) 2			(後) 2	(平成16年6月)
		兼任	講 師	コクホウ ヒデヲ 古久保 英朗 (歳) (平成18年4月)	米国財務会計Ⅰ	(前) 2			(前) 2	(平成13年9月)
		兼任	講 師	イシヅカ アキラ 石塚 昭夫 (歳) (平成18年4月)	米国財務会計Ⅱ	(後) 2			(後) 2	(平成13年9月)
		兼任	講 師	アベ タクヤ 阿部 琢也 (歳) (平成18年4月)	所得税法実務	(後) 0.8			(後) 0.8	(平成7年9月)

6. 再補正申請に係る教員の個人調書等

(略)